早稻田大學出版部

明治四十四年五月二十五日印刷
明治四十四年五月二十八日發行

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　高田早苗
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所
東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地
早稻田大學出版部
振替東京一一二三番　電話番町三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

漢籍國字解全書一覽

巻	書名	著者
第一巻	孝經	熊澤蕃山
	大學、中庸、論語	中村惕齋
第二巻	孟子	中村惕齋
第三巻 第四巻	易經	眞勢中州 松井羅州
第五巻	詩經	中村惕齋
第六巻	書經	大田錦城
第七巻	小學	中村惕齋
第八巻	近思錄	中村惕齋
第九巻	老子	山本洞雲
	莊子	毛利貞齋
	列子	太田玄九
第十巻	孫子	荻生徂徠
	唐詩選	服部南郭
第十一巻	古文眞寶前集	榊原篁洲
第十二巻	古文眞寶後集	林羅山 鵜飼石齋
第十三巻 第十四巻 第十五巻	春秋左氏傳	加藤正庵
第十六巻	傳習錄	三輪執齋
第十七巻	楚辭	淺見絅齋
第十八巻 第十九巻	管子	菊池晩香
第二十巻 第廿一巻	墨子	牧野藻洲
第廿二巻 第廿三巻	荀子	桂湖村
第廿四巻 第廿五巻	韓非子	松平破天荒齋

早稻田大學出版部

張僕射書を把りて試みに參驗比校するときは、自から釋然として悟る所の者あらん、

存巽

【則不可而不先立儀】則不の不は舊本に必に作る、今藤校孫校に依りて改む、【又以爲其力也】舊本に其の字なし、今孫校に据りて補ふ、【以若說觀之】舊本に以若を若以に作る、今藤校孫校に依りて移易す、【是以書之竹帛】一本に書之の間に之の字あり削るべし、【无防凶心】无は舊本に既に作る、今王闓運の說に據りて改む、【布命于下】舊本に布命の二字なし、孫校に上中篇に據りて補へり今之に從ふ、【於太子發】舊本に去發に作る、今孫校に依りて改む、【受之大商】商は舊本に帝に作る、今諸葛鑫の校に據りて改む、【非將勤勞其喉舌】舊本に喉を惟に作る、今王校に據りて改む、茅本亦喉に作る、【終朝均分而不敢怠倦】舊本に敢の下に息の字あり、松崎慊堂は上文の而好功道術の功道術と共に三字を連ねて一語となすと說けども、今一本に据りて削る、畢校孫校亦同じ、【多聚叔粟】叔は舊本に升に作る、今王校に據りて改む、【多治麻絲】絲を舊本に統に作る、今王校に據りて改む、【捆布繰】繰を舊本に縿に作る、今王校に據りて改む、【藉若信有命】藉の字舊本に蕒に作る、今兪校に依りて改む、【下以持養百姓】持を舊本に待に作る、今王校に據りて改む【當若有命者之言不可不强非也】舊本に之の字なし、不可不强非の五字なし、今王校に據りて補ふ、【非仁者之言也】舊本に仁を人に作る、孫校道藏本吳鈔本に據りて正す、今之に從ふ、藤校亦同じ、

墨子國字解上 終

らず、蓋し是の義や頗る賾深に渉りて、猝かに言了すべきにあらざれば、今は唯だ其の同異の梗槩を說述するに止めて、更に後文に於て詳論することあらん、老莊虛無の說と相容れざるが如きは、又姑く彼の莊子の天命に順ひ安んじて、人爲を以て抵抗すべからざることを論じて、浸假而化予之左臂以爲雞予因以求時夜浸假而化予之右臂以爲彈予因以求鴞炙浸假而化予之尻以爲輪以神爲馬予因乘之豈更駕哉と云ひ、今大冶鑄金金踊躍曰我且必爲鏌鋣(寶劍の名)大冶必以爲不祥之金今一犯人之形而曰人耳人耳夫造物者必以爲不祥之人(以上二件共に莊子太宗師篇に見ゆ)と云はれしに就いて觀るも、一は天命を以て無限に一定して動かすべからずとなし、一は人の力行如何に由る耳となす者にして、彼の老莊の退嬰主義なるに反して、墨子の進取論者たること復た論を待たず、

文評

此又前篇と同く文評を揭げざるも、章法段落分明なれば、玩索すれば自然に覺知する所あらん、但其の中間に、仲虺之告を載せ、大誓の去發を載せて湯武が桀紂の有命を執りしを非とせしを云ふや、先づ仲虺之告曰云云と、其の言を擧げ、而して後に昔者桀執有命而行湯爲仲虺之告以非之と注解し、先づ太誓之言也云云と、其の言を擧げ、而して後に昔者紂執有命而行武王爲太誓去發以非之と注解するが如きは、他篇の先づ其事を論じて、後ちに其の言を引きて證すると、筆法を異にし、又有命の證に據らずして力行を主とするときは、王公大人より農夫婦人に至るまで、各、其の職事に勉勵することを說くに、分節して論述し、而して每節皆俱に而不敢怠倦者何也の問詞を以て說き起し、其の理由を陳ぶるには、亦俱に彼以爲強必治、不強必亂、強必寧、不強必危の語を以てし、故不敢怠倦の束詞を以てしたるは、節節一貫して渝ることなし、又其の有命の說を信ずるときは、王公大人より農夫婦女に至るまで、各、其の職事に勉勵せざることを說くも又分節して論述すること、亦前文と同くし、而して每節皆俱に怠乎の二字を以て、論意を貫聯し、以て前後映應の妙を取るが如きは、後世韓退之等の文章、亦往々此に學ぶ所あるに似たり、讀者近くは文章軌範に載する後二十九日上宰相書、若くは上

天志觀なり、其の謂ゆる天命は則ち然らず、苟も人として、一たび天より貴賤貧富夭壽榮辱の類を命ぜらるれば、貴者は必らず貴ならざるべからず、賤者は必らず賤ならざるべからず、貧者必らず貧ならざるべからず、富者は必らず富ならざるべからず、壽夭榮辱の者は亦必らず壽夭榮辱ならざるべからず、乃ち彼命者たる人は、固より論なく、授命者たる天と雖も、亦其の一たび貴とし賤として授け、貧とし富として授け、壽夭榮辱として授けし者を、中途に至りて、俄に之を奪うて、貴を賤として貧を富とし、壽夭榮辱を夭壽辱榮として、倒授することを得べからざらんとす、故に今や生れながらにして貴族となり、生れながらにして平民たるは、固より天命に出でて、人力の如何とも爲す能はざる者の外、彼の富み天下を有ち貴きことと天子たりし桀紂と雖も、究竟の天命果して貧賤にあるときは必らず天下を失ひ王位を遜れて、貧賤に就かざるべからず、一錢一厘の儲もなく、一飯一羹の食だも得ること能はざる窮民賤人と雖も、究竟の天命果して富貴にあるときは、必らず王公の高位に登り萬乘の大國を領するに至るべし、洵に是の如きときは、暴者は益、暴を肆にし、惰者は益、惰を加へ、而して賢者勉者も、亦將に躊躇逡巡して善をなすことを力めざらんとす、則ち國政亂れて民業廢し、上下胥率ゐて共に困窮に陷り、天下遂に救ふべからざるに至らんとす、故に此の說の如きは天下の仁人義士にありては最も力を盡くし排除せざるべからずとは、是れ墨子の天命觀なり、是の故に天志は以て人に善を勸め惡を阻むる說なり、有命は以て人に善を沮め惡を勸むる言なり、天志と天命と、其の兩立竝行すべからざること、豈亦以て知るべからざるか、是れ墨子の既に天志篇あり、又非命の文ある所以なり、儒者の教は、孔孟を以て祖祧となす、孔孟の天命を言ふや、墨子の力行說と其の主旨大略相似たれども、其の人事當に行ふべきを行ひ當に盡すべきを盡して其の禍福賞罰を受くると否とは一に天意に任して吾が敢て關與する所にあらずとなせるは既に上篇に述べしが如く、是れ又墨子の功利主義よりして、必らず禍を避け罰を辭して福に就き賞を得んが爲めに惡を爲さずして善を爲す者とは逈然相殊にして其の實は前述に擧げし孔子の天命と云へるも亦墨子と相同じか

とある鄭箋に、使を訓じて従と爲すを引きて其の證となせり、【持養百姓】持養とは保育すること、【所以失抎】抎は損と古字相通ず、尙賢篇にも失ニ損其國家一傾ニ覆其國家一の語あり、【窮人所術】術は述と同じ、已に上文に見ゆ、

總評

下篇一文の總旨は、上中二篇と同一に、有命を排黜して、力行を推奬したる者にして、言辭の間、時に前後詳略ありと雖も、亦應に看取するに難きにあらずと信ずれば、今は之を複言するを避け、三篇を括して、非命の要旨を概論せん、

墨子の非命は蓋し亦儒敎に對抗して起れることは、予已に上篇の題下に一言せしが、又一方より觀れば、老莊虛無因應の說とも相容れざる者なり、而して斯の如く非命を主張する墨子にして、又何の故ありて天志を語りて、凡そ萬物悉く皆天帝の支配の下に在りて、天帝は權威あり情操あり行爲ありて、己が志に順ふ者は賞して福を授け、己が志に順はざる者は罰して禍を降だし、世の貴賤貧富壽夭榮辱の類は、皆天志によりて左右せらるゝ者となして、天志三篇中に語りしが如き議論あるか、是れ豈に獨り天志は即ち天命にして、天命は即ち天志にあらざるか、然り而して其の一は之を主張し其の一は排斥す、何ぞ墨子の矛盾なること甚きか、吁是れ墨子の意にあらざるなり、墨子の意は以爲らく、天志と天命とは固より同からずと、蓋し天命は初中終一定して動かざる者なり、天志は時處事の變易によりて動く者なり、即ち一事一物に固着淳滯せずして、自在融通なる者なり、墨子の意は以爲らく天帝固より不測の神力と無限の大權とを擁し、而も其の智や極めて圓滿に、其の心や極めて公平にして、人の賢不肖事の善惡に對して、裁斷處置を爲すこと、惟だ眞理是れ從ひ、正道是れ踐み、位を以て賞罰を殊にせず、人を以て愛憎を別にせず、故に其の能く賢にして善なる者は、天志に順うて賞せられ、不肖にして惡なる者は天志に逆うて罰せらる、故に禹湯の聖王ありと雖も、桀紂の暴王出づれば、夏殷以て亡び、湯武の聖王あれば、契稷は天子にあらずと雖も、殷周亦王たり、唯だ此れのみならず、凡そ一家の内一人の身も亦善あれば賞を被り、惡あれば罰を被ること、影響の相應ずるが如しとなす、是れ墨子の

物事は、皆運命に支配せらるゝことを篤信して、之を實際上に履行するときは、必らず訟へを聽き政を治むることを怠りて復強めざらん、卿大夫に於て之を篤信して實際上に履行するときは、必らず官府を治むることを怠りて復強めざらん、農夫に於て、之を篤信して履行するときは、必らず耕作植ゑ付けごとを怠りて強めざらん、婦人に於て之を篤信して履行するときは、必らず紡績織紝の女紅を怠りて強めざらん、右の如く王公大人は訟へを聽き政を治むることを怠り、卿大夫は官府を治むることを怠るときは、我(作者)は以爲らく政刑上に廢して、天下は必らず亂れんと、又農夫は耕作植ゑ付けごとを怠り、婦人は紡績織り物をなすことを怠るときは、我は以爲らく民業下に廢して、天下の衣食の品物は、將さに必らず不足ならんと、若し此の如き情態にて、以て政を天下に爲すときは、上は天帝鬼神に事ふるとも、天帝鬼神は承知して祭祀を享けず、下は百姓を保持して養ふとも、百姓は利とせず、必らず離散して四方に向うて活路を求め、國家は之を用ふることを得べからず、さればば入りて國內を守らんときは、人人倶に浮き腰にて堅く落ち付かず、出て敵兵を誅伐するときは、亦倶に義の爲め國の爲めに盡す者なければ、勝利覺束なし、されば昔し三代の暴王なる桀紂幽厲の諸王が、其の國家を失損し、其の社稷を傾覆し、永く亡國の主たるも皆其の本は此れが爲めなり、是の故に子墨子は之が爲めに言うて曰く、今天下の士君子に於て誠に將に天下の利を興し、天下の害を除かんと思ふ者は、彼の有命者の言論の若きは、力を盡くし強めて非斥せざるべからざるなり、何んとなれば、曰く元來有命の說と云へる者は、昔しの暴王が、自己の私慾を縱にせんが爲めに作り、窮人が一時の苦し紛れに傳へ述べし所にして、誠實なる仁人が唱へ出だせし正論にあらざるなり、故に今の仁義を爲して天下萬民を救ひ治めんと志ざす者は、將に熟察して強めて非斥せざるべからざる者は、此の有命の言なり、

【解義】【藉若信有命而致行之】藉若は「たとひ」と訓ず、假如と義同じ、致は推し極むること、力を盡くして行ひ、其の極度に至るを致行と云ふ、【天鬼不使】使は從なり、上文に云へる上帝不㆑順と意味略同じ、王注に「詩」の小雅の雨無正篇に、不㆑可㆑使㆑得㆓罪于㆒天子

人必怠乎紡績織紝矣、王公大人怠乎聽獄治政、卿大夫怠乎治官府、則我以爲天下必亂矣、農夫怠乎耕稼樹藝、婦人怠乎紡績織紝、則我以爲天下衣食之財、將必不足矣、若以爲政乎天下、上以事天鬼、天鬼不使、下以持養百姓、百姓不利、必離散、不可得用也、是以入守則不固、出誅則不勝、故雖昔者三代暴王桀紂幽厲之所以失抎其國家、傾覆其社稷者、此也、是故子墨子言曰、今天下之士君子、中實將欲求興天下之利、除天下之害、當若有命者之言、不可不強非也、曰、命者暴王所作、窮人所術、非仁者之言也、今之爲仁義者、將不可不察而強非者、此也、

【大意】專ら天命を過信して、其の思想を實現するときは、上下男婦皆各〻、其の職事に怠り政廢し國貧くして、天鬼の祭祀を闕き、百姓の持養を曠くし、國家離散し、天下大亂に至るべし、故に天下の利を興し害を除かんと欲する者は、暴王窮人が述作の下に生じたる有命の說は、極力非認して排斥せざるべからざるを云ふ、

【通釋】今は唯だ世の王公大人に於て、たとひ凡て

必らず榮え、强めざるときは必らず辱められんと思へるが故に、敢て怠り倦まずして右の如く爲せるなり、今や農夫が朝早く野に出で、暮に遲く家に歸り、耕作し、植ゑ付け事に强め、多く菽粟を聚め積み、而も敢て怠り倦まざることは何の爲めなるか、乃ち彼は强むるときは必らず富みて、强めざるときは必らず貧からん、强むるときは必らず滿腹までに食らふを得、强めざるときは必らず飢ゑかつえるならんと思へるが故に、敢て怠り倦まずして、右の如く爲せるなり、今や婦人が夙に興き夜に寐ね、紡績織物をなすことを强め、多く麻絲葛紵を治め取り扱ひ、布帛を織り而も敢て怠り倦まざるは、何の爲めなるか、乃ち彼は强むるときは必らず富み、强めざるときは必らず貧からん、强むるときは衣服成りて必らず煖く、强めざるときは身に着る物なくして、必らず寒からんと思へるが故に、敢て怠り倦まずして、右の如く爲せるなり、乃ち上は王公より、下は農夫婦人に至るまで、皆倶に强めざるときは、其の希望目的を達し得ざるが爲めに、各自己の力を、其の職事に盡くして忠實なる所以なり、

【解義】【勤勞其喉舌】喉は「のど」にて、舌は「した」なれば、是れ辯舌を奮ふことを云ふ、「潛夫論」の斷訟篇にも、愼己喉舌以示下民の句あり、【而利其脣呡】呡は脗の省字にして、脗は吻なり、口邊を云ふ、「くちさき」と訓じ、又「くちばた」とも云ふ、是れ亦口辯を奮ふことなり、【中實將欲爲其國家云云】此の一句の中に脫字あらん、今未だ攷ふ可からず、【蚤朝晏退】蚤は早と同じ、【多治麻絲葛緒】緒は紵と通ず、又絮なりとも云ふ、【捆布縿】捆は叩椓なり、織りて堅くなさんが爲めに、之を叩くなりと、「孟子」滕文公篇の趙注に見えたり、許愼は織也と云へりと、孫氏音義に見ゆ、縿は帛なり、以上皆已に非樂上篇に見ゆ、

今雖毋在乎王公大人、蕢若信有命而致行之、則必怠乎聽獄治政矣、卿大夫必怠乎治官府矣、農夫必怠乎耕稼樹藝矣、婦

入、强乎耕稼樹藝、多聚叔粟、而不敢怠倦者、何也、曰、彼以爲强必富、不强必貧、强必飽、不强必飢、故不敢怠倦、今也婦人之所以夙興夜寐、强乎紡績織紝、多治麻絲葛緒、捆布縿而不敢怠倦者何也、曰、彼以爲强必富、不强必貧、强必煖、不强必寒、故不敢怠倦、

【大意】　君子の學問言談を爲すは、徒に辯舌を振うて、空論を吐くが爲めにあらずして、國利民福を謀るにあれば、固より人事の力行を主とすべく、而して王公大人卿大夫農夫婦人に至るまで、皆各〻其の職に忠實に勉强するときは、其の目的を達するを得、勉强せざるときは、其の目的を達するを得ざるを云ひ、以て天命を恃むべからずして、人力を盡すべきことを明かにす、

【通釋】　是の故に子墨子は曰く、今天下の士君子が文學を爲し言談を出だすや、己が喉舌を勤勞して、其の唇吻を、利するが爲めならず、即ち雄辯を奮ひ大論を爲さんが爲めにはあらず、誠實に其の國家若くは村里萬民の刑法政事の利益を圖らんが爲めなり、されば、今や王公大人が早く朝し晏く退き、訟へを聽き政を治め、終朝の間、均く分ち爲し、而も敢て怠り倦まざるとは、何が爲めぞや、彼は能く自分が强むるときは必らず治まり、强めざるときは必らず亂れ、强むるときは必らず寧らかにして强めざるときは必らず危からんと思へるが故に、敢て怠倦せずして、右の如く爲せるなり、今や卿大夫が己が股肱の力を有ん限り竭し、思慮する知慧を有りだけ殫くし、内は官府を治め、外は關所市場山林澤梁より生ずる利益を取り立て以て官府に充實し、而も敢て怠り倦まざることは何の爲めなるか、乃ち彼は强むるときは必らず貴く、强めざるときは必らず賤くならん、强むるときは

文にある上帝不レ帝を、紂が侮蔑して上帝を帝として崇め尊ばずと解し、此の句を上帝に紂が逆らひて順はずと解せり、其の說に從ふときは、上帝不帝を、上帝不レ帝と讀み、上帝不順を上帝不レ順と讀むべし、亦一說に似たれども韻には叶はず、【祝降其喪】祝は斷なり、是れ天は紂の無道なるを惡み、其の命斷絶して、之が喪亡すべき誅罰を降すことを云ふ、【受之大商】大商は殷國を云ふ、此の文は、章王行傷常亡喪商の各字を押韻とす、共に今の下平七陽の韵に屬す、【予胡不尙考之】尙は上と通ず、【從十簡之篇以尙】從は自なり、尙は上と通ず、以尙は以上と同じ、蓋し、古文分ちて十簡となす、末簡より以上、首簡に至るまでを指して云へるなり、【皆無之將何若者也】皆無之とは、今書の中有命のことを說きし言なきを云ふ、將何若者也とは有命を說く者を詰りて言へるなり、

是故子墨子曰、今天下之君子之爲文學出言談也、非將勤勞其喉舌而利其脣眠也、中實將欲爲其國家邑里萬民刑政者也、今也王公大人之所以早朝晏退、聽獄治政、終朝均分、而不敢怠倦者、何也、曰、彼以爲强必治、不强必亂、强必寧、不强必危、故不敢怠倦、今也卿大夫之所以竭其股肱之力、殫其思慮之知、內治官府、外斂關市山林澤梁之利、以實官府、而不敢怠倦者、何也、曰、彼以爲强必貴、不强必賤、强必榮、不强必辱、故不敢怠倦、今也農夫之所以蚤出暮

べし、【用爽厥師】爽は喪と通ず、上篇には喪に作る、【故謂矯】矯は詐稱なり、【大誓之言】大誓は篇の名、已に中篇に見ゆ、【於太子發】舊本に於去發に作る、莊述祖の説に、去發の二字は、太子發の三字の誤とす、兪樾は石鼓文に小魚を鯊に作り、散氏銅盤銘に小子を𡭔に作るが如く、古人の書、或は二字を合はして一字に作ることあれば、此の太子の二字或はもと合書して夳に作りしを、其の下方闕壞して夳の字に似たるより、因りて誤りて去の字に作りしならんと云へり、今其の説に從ふ、發は武王の名にして、もと尙書の大誓に惟四月太子發上祭於畢(文王の墓あり)下至於孟津之上とありしことは、「詩經」の思文篇の正義に見ゆれば、古大誓三篇中の上篇は、太子發上祭於畢の辭を以て發端となせしかば、學者間に相承けて、大誓上篇を、一に太子發と稱し、以て中下の二篇に分ちしならん、是れ古詩に篇首の字を以て篇名となせしと同例なりと云へり、今其の説に從ふ、【惡乎君子】惡乎は嘆辭なり、「あゝ」と訓ず、戴校に惡を於に作る文義は優となす、【天有顯德】德は此所にては輕く看るべし、今の性質と云ふが如し、汎く固有の持ち前へを指して云へるなり、此所にては天には固より顯明なる持ち前へありとのことを云ふ、【其行甚章】章は著明なり、今の「書經」の泰誓には、嗚呼我西土君子、天有顯德、厥類惟彰とあり、【在彼殷王】今の泰誓には厥鑑惟不遠在彼夏王とあれども、是れ「詩經」の大雅の蕩篇に、殷鑑不遠在夏后之世とあるに據りて僞作せしものなれば、據るに足らず、乃ち此所は明鏡として戒むべきことは、近く目前に於ける彼の殷の紂王にありと云はれたるにて、詩經の義とは、自然に異れりと、蘇説に云へり、【謂人有命】人は汎く世人を云ふなれども、實は紂自身を云ふなり、今の泰誓には謂己有天命に作る、【謂敬不可行】今の泰誓には、可の字を足の字に作る、【上帝不常九有以亡】不常とは常に一處に定らざると、諸葛亮の出師表に王業不偏安と云へると同く、必しも殷國のみを助けざるなり【九有以亡】九有は九州なり、已に前に見ゆ、亡は喪失すること、紂の無道なるを以て、上帝殷國のみを助けざれば、九州の諸國は之が爲めに叛きて、紂は九州を喪失せしなり、一本に不常を不帝に作る、【上帝不順】上帝は紂の行に順はざるなり、戸埼允明は上文の上

既に物事の約束定り居れりと謂ひ、恭敬をなせばとて、賞あるにあらざれば、行ふべからずと謂ひ、鬼神を祭ればとて、福を授くるにあらざれば別に益なしと謂ひ、暴虐をなせばとて、天神が罰を予ふるにあらざれば、別に傷ふことなしと謂ふ、上帝は決して永久に或る一家一人を助くることとは定らず、故に九州の國は、天命を失うて亡びたり、上帝は無道なることには順はず、故に紂の天命を斷絶し、其の喪亡の刑罰を降だせり、惟れ我が有周の國は、之を天帝より受けて天下を有つなりと、昔し殷の紂王は、何事も天命ありとの說を固執して、事を行ひて人力を盡さざれば周の武王は太誓の中にある太子發と云へる文を爲りて之を非となせり、然れども此れのみならず、子は何んぞ上代に溯りて、商周虞夏の記錄に考がへ求めざるや、十簡の篇より以上の文章には、皆彼有命の說を道理となして言へる者なし、さらば將た之を何若となすか、乃ち其の邪說非理にして信ずるに足らざること、豈に明らかならずや、

【解義】【書之竹帛】竹帛は書籍のこと、【琢之盤盂】琢は雕刻なり、盤盂は器なり、竹帛以下、已に兼愛下篇天志中篇等に見ゆ、【何書焉存】焉は於なり、是れ倒句法を用ゐて、焉存と書せしなり、乃ち存」於何書」とあると同じ、【禹之總德】蘇說に、總德は蓋し逸書の篇名ならんと云へり、【允不著惟天】允は信なり、著は顯明なり、不著とは反說にして、顯明なることを云へるなり、是れ「詩經」の周頌烈文篇に不」顯惟德とありて註に不顯顯也と解せしと同法に看るべし、乃ち豈に允に顯明ならざんや、允に顯明なる者なり、他にあらず、惟れ天なりと云へる義にて、深く天の顯明なることを說けるなり、又不は丕に作りて、丕は大なり、丕顯とは大に顯明なるを云ふとの說もあり、今前說を用ゆ、【民不而葆】而は能と同じ、葆は保と同じ、不能葆とは是れ亦上句と同く、反語にて能く保つことを云へるなり、【仲虺之告】篇の名、已に中篇に見ゆ、【我聞有夏人】有は語助の詞にて、別に意味なし、たゞ夏國の人と云つて、桀王を指すなり、【帝式是增】式は用なり、增は憎と古字相通ず、孫注に據れば「孟子」の盡心下篇に士憎玆多口とあるを、趙注に憎を解して增多の義となせり、又明道本の「國語」の晉語に懼」子之應且增」也とあるを、今本に憎に作るが如き、其の證とす

我有周、受之大啇、昔紂執有命而行、武王爲太誓太子發以非之、曰、子胡不尙考之乎商周虞夏之記、從十簡之篇以尙、皆無之、將何若者也、

【大意】先王訓誡の言を引き以て人事を盡くし天命を待つべく、專ら有命の說を恃みて、修養を怠るべからざることを云ふ、

【通釋】古代の先王聖人は、此の專ら天命を恃みて、人事を力めざる說の行はるゝを患となすことは、固より前にあり、されば之を竹帛に書し、之を金石に雕り、盤盂に刻み、以て後世子孫に傳へ遺して訓誡となせり、而して今何の書に於て其の言を存しありやと云はんに、夏の禹王が言行を錄せる總德と名くる篇に之あり曰く、允に著はれ明らかならざらんや、實に著はれ明なることは、惟れ天なり、天下の萬民苟も天命を保ちて、既に己が凶心を自から防ぎ止むること能はずんば、天は必らず之に咎を加へん、厥の德を愼み修めずんば、折角の天命を受くるとも、焉んぞ能く之を保たんやと、又殷の湯王の訓を錄せる仲虺之告と題せる文に曰く、我は聞けり、夏國の人は天命を矯りて、命を下民に布きて、亂暴なる政をなせり、天帝は用ゐて、是れ憎み、殷の湯王を用ゐて、彼の桀王が有せる衆民を喪はしめきと、彼の夏人は元來天命が無き者を、天命が有りとなして僞りを吐く故に、之を矯と謂へり、若し眞實に天命が、有る者を有りと謂ふときは、夫れ豈に之を矯となさんや、矯にあらず、矯とは矯め僞ることを云へるなり、乃ち昔し夏の桀王は、凡て何に事も天命ありとの說を執りて行ひしが、殷の湯王は仲虺之告の文を爲り、以て之を非となせり、又太誓の言の中に太子發と呼べる篇あり、其の文に曰く、あゝ位貴き君子よ、天は顯かに著はれたる德あり、其の行ひ遺り方は、甚だ章かにして掩ひ匿すこと能はず、乃ち善をなせば必らず天より賞あり、暴をなせば必らず罰あるなり、其の鑑みて戒めとなすべきことは、遠く昔しに求むるに及ばず、近く彼の前代なる殷王の身に在り、彼れ殷王は常に人は天命ありて、

惡むべき邪說なり、

【解義】【以若說觀之】若は此なり、若說は即ち此の說と云へる義にて、上述の說を云ふ、【不而矯其耳目之欲】而は能と通ず、耳は美聲を悅び、目は美色を悅ぶ、是れ耳目の欲なり、【心意之辟】辟は僻と同じ、邪僻なり、【歐騁田獵畢弋】歐は驅と同じ、畢は柄の長き網なり、弋は「いぐるみ」已に中篇に見ゆ、【吾罷不肖】不材にして事に堪へざる者を罷と云ふ、【窮人術之】術は述と同じ、孫注に「樂記」の知禮樂之情者能作、識禮樂之文者能述の述を「史記」の樂書に引きて、術に作るを擧げて、其の證となせり、【此皆疑衆遲樸】遲は即ち穉ならんと、孫注に云へり、一說に遲は癡の訛なりとも云へり、樸は樸直なり、

先聖王之患之也、固在前矣、是以書之竹帛、鏤之金石、琢之盤盂、傳遺後世子孫、曰何書焉存、禹之總德有之曰、允不著惟天、民不而葆、旡防凶心、天加之咎、不愼厥德、天命焉葆、仲虺之告曰、我聞有夏人、矯天命布命于下、帝式是增、用爽厥師、彼用無爲有、故謂矯、若有而謂有、夫豈爲矯哉、昔者桀執有命而行、湯爲仲虺之告以非之、太誓之言也、於太子發曰、惡乎君子、天有顯德、其行甚章、爲鑑不遠、在彼殷王、謂人有命、謂敬不可行、謂祭無益、謂暴無傷、上帝不常、九有以亡、上帝不順、祝降其喪、惟

人術之、此皆疑衆遲樸、

【大意】專ら天命を恃みて人事を力めざるは、三代の暴王不肖僞民より起りて、聖王の道にあらざることを云ふ、

【通釋】然らば今彼の凡て物事には前定せる天命ありと說く者は、予は果して昔し三代の聖人善人より始まりし歟、抑も昔し三代の暴人不肖なる人よりして起りし歟を識らず、然れど此の說を以て之を觀るときは、必らず昔し三代の聖人善人より始まりしにあらず、必らず其の時の暴人不肖なる人より起りしなり、然らば今、前定せる天命ありと爲す者は、即ち昔し三代の暴王夏の桀殷の紂周の幽王厲王なり、彼等は貴きことは天子となり、富みは天下を有ち、世の福を極めながら、此所に於て己が耳目に嗜める聲色の私欲を矯正することと能はずして、己が心の邪僻なるに從ひ任かし、外に於ては馬を驅り騁せ、鳥獸を田獵し畢弋し、內に對しては酒や音樂に沈み耽りて、其の國家百姓の政治を顧み思はず、繁く無用の事をなし、百姓に暴く當り逆らひ、遂に天下の離叛を致して、其の宗廟を失へり、而して彼れの言には、己が不材不肖なると、己が政治を聽ぐを勉强せざることを曰はずして、必らず吾が前定の天命に於て、固より之を失はんことに極り居れば、致し方なしと曰へるなり、然し此れは當時の暴王のみならず、昔し三代の不才不肖の民も、亦此の暴王と同じき考へを持てり、善く其の父母君長に事ふること能はず、甚しく恭儉なることを惡みて、簡易なることを好み、飲食を貪りて際限なく、而して職事に惰りて力を入るゝことをなさず、因りて衣食に供ふる品物は乏くして足らず、是を以て身は飢寒凍餒の心配に陷ることあり、去れど其の言には、己が不才不肖なると、己が職事を勉强せざることは曰はずして、必らず己が前定なる天命に於て、固より窮乏せんことに極り居れば、致し方なしと曰へり、又昔し三代の僞はりをなす民も、亦猶此れと同き考へを持ちて、凡て何に事によらず、皆天命なりと爲せり、若し以上の如く、天命ありと云へる說は、昔しの暴王之を作り出だして、昔しの窮民が之を述べ傳へし者なれば、此れ皆倶に衆多の幼穉質樸なる人民を疑はし惑はしむることを爲す者にて、甚だ

れを得、遂には廣く光譽令聞を滿天下の人人より得ることも、亦豈に以て彼が天命の前定せる者となすべけんや、又以て全く彼れ自身が平素勉勵の力となすなり、

【解義】【光譽令聞】問は聞と通ず、光譽は光りある譽れなり、令聞は令き評判なり、【而好道術】道術は道德なり、

然今夫有命云者、不識昔也三代之聖善人與、意亡昔三代之暴不肖人與、以若說觀之、則必非昔三代聖善人也、必暴不肖人也、然今以命爲有者、昔三代暴王、桀紂幽厲、貴爲天子、富有天下、於此乎不而矯其耳目之欲、而從其心意之辟、外之毆騁田獵畢弋、內湛於酒樂、而不顧其國家百姓之政、繁爲無用、暴逆百姓、遂失其宗廟、其言不曰吾罷不肖、吾聽治不強、必曰吾命固將失之、雖昔也三代罷不肖之民、亦猶此也、不能善事親戚君長、甚惡恭儉、而好簡易、貪飲食而惰從事、衣食之財不足、是以身有陷乎飢寒凍餒之憂、其言不曰吾罷不肖吾從事不強、必曰吾命固將窮、昔三代僞民亦猶此也、昔者暴王作之、窮

桀紂が怠りて力めざる罪の結果なり、若し以上の事を以て、之を觀察するときは、夫れ安危治亂の機は、寔に上たる者の政事の遣り方如何に存するなり、されば夫れ豈に安危治亂は天命ありて、前定して居る者と謂ふべけんや、乃ち謂はゆる有命の說の如きは、必らず期すべき者にあらざるなり、

【解義】【將厲可得而治也】厲は「國語」の魯語の韋注に適也とあり、乃ち本句は將適可得而治也と同義にして、是れ將に得て治むべきに適當せん乎の意なり、

【世不渝而民不易】渝は更なり、易は改易なり、

故昔者禹湯文武方爲政乎天下之時、曰、必使飢者得食、寒者得衣、勞者得息、亂者得治、遂得光譽令問於天下、夫豈可以爲命哉、故以爲其力也、今賢良之人、尊賢而好道術、故上得其王公大人之賞、下得其萬民之譽、遂得光譽令問於天下、亦豈以爲其命哉、又以爲其力也、

【大意】禹湯文武の力を政事に致すことを擧げ、今の賢良なる人の賢を尊び道術を好むよりして、令聞光譽を得ることに及び、以て力行の廢すべからざるを云ふ、

【通釋】かるが故に、昔しの禹湯文武の諸聖王が、政を天下に爲すに方りては曰く、必ず天下の飢うる者をして食物を得せしめ、寒ふる者をして衣服を得せしめ、勞する者をして休息することを得せしめ、亂る者をして治まることを得せしめんと、右の如く心掛けて勉强をなすが故に、彼れ聖王は遂に令聞光譽を天下より得て、益〻世に崇め尊ばるゝなり、豈に彼の聖王を以て天命の前定せし者となすべけんや、固より以て全く聖王自身が政事勉勵の力と爲すなり、又今の賢良なる人が、賢者を尊敬して道術を好むが故に、上は其の王公大人の賞賜を得、下は國中萬民の譽

也、將屬可得而定也、若以爲不然、昔桀之所亂、湯治之、紂之所亂、武王治之、當此之時、世不渝而民不易、上變政而民改俗、存乎桀紂、而天下亂、存乎湯武、而天下治、天下之治也、湯武之力也、天下之亂也、桀紂之罪也、若以此觀之、夫安危治亂、存乎上之爲政也、則夫豈可謂有命哉』

【大意】三代聖王の政敎賞罰を以て、天下の亂を治め、社稷の危きを安んぜしことを述べ、治亂安危の機は、爲政者の力行如何にありて、必しも天命の前定するにあらざるを云ふ、

【通釋】前述の如く、之を先聖大王の事に考ふることを以て儀法となすなり、故に昔し三代の聖王禹湯文武は、政事を天下に爲す時に方りて曰く、必らず務めて孝子を引き擧げて、天下の人に兩親に事ふることを勵まし勸め、賢良の人を尊び用ゐて、天下の人に善行を爲すことを敎ふべしと、是の故に政を出だし敎を施し善を賞し暴を罰す、且つ以爲らく此の如くなるときは、天下の亂るゝとも、將に得て治むべきに適はん、社稷の危きも將に得て定むべきに適はんとすと、以上の如く、聖王は天下に對して力を盡くし治むることをなせり、若し以て然らずと爲さば、之を下文に見よ、昔し夏の桀王が、亂だせし天下を、殷の湯王は之を治めたり、又殷の紂王が亂だせし天下を、周の武王は之を治めたり、此の時に當りて、世は別に變らずして同じき世なり、而して民も亦別に易らずして同じき民なり、されども上たる者が、政事の變革をなし、而して民も亦爲めに風俗を改易せり、即ち桀紂の王たりし暴虐無道の世に存在しては、天下亂れて危く、湯武の王となりて仁政偏く行はるゝ世に存在しては、天下治りて安らかなり、故に天下の治まりしは、湯武の力を盡くせる結果なり、天下の亂れしは、

察衆之耳目之請、惡乎用之、發而爲政乎國、察萬民而觀之、此謂三法也、

【大意】凡そ論辯をなすには、先づ儀法を立て之に遵據し、以て立言をなすべきことを述べ、即ち先聖の事に考がへ、衆人の耳目に察し、日用政事の上に鑑むるを以て儀法となすを云ひ、以て先づ非命論の依據する標準を示す、此の結構、中篇と同じ、

【通釋】子墨子言うて曰く、凡そ言談を出だすときは、先づ第一に儀法を立て定めて言談することに、取り掛らずしては叶はざるなり、今若しも先づ第一に儀法を立て定だめて言談に取り掛らざるときは、之を譬へば陶匠の用ふる運鈞の上に測影の器械を置きて朝夕の日影を測るが如し、我は考ふるに朝夕の辨別ありと雖も、土臺たる運鈞の變轉するに從ひて、定り居ること叶はざれば、到底完全なる測景を定むるを得ざるが如く、如何に言談をなすとも、竟に徒勞に屬して功效はなきなり、是の故に言談を爲すには、三つの法儀あり、何をか三つの法儀と謂ふか、曰く之を道理に推して考ふることあり、之を衆人の經驗に尋ねて研究することあり、之を日々の政事上に推し當てゝ觀ることあり、以上の三箇條を、三つの法儀と名くるなり、

【解義】【猶運鈞之上而立朝夕】運鈞は、陶工の用ゆる模の下にある輪器なり、朝夕は朝夕の日影なり、【朝夕之辯】辨と辯は古文通用す、是れ朝夕を辨別する具あるを云ふ、【察衆之耳目之請】請は情と同じ、

故昔者三代聖王禹湯文武、方爲政乎天下之時、曰必務擧孝子、而勸之事親、尊賢良之人、而敎之爲善、是故出政施敎、賞善罰暴、且以爲若此則天下之亂也、將屬可得而治也、社稷之危

ふ、【而不顧其國家百姓之政】以下三十八字舊本に上文の而天下皆曰其力也の句の下にありて、而を一に作り、又、必不能の下に曰不能曰我見命焉の八字あり我罷不肖の上に不曰の二字あり、今兪校に據り一を而に改め餘は皆削去す、【天不亦棄縱而不葆】不亦の二字畢本に亦不に作る、孫注に不亦に作るべしと云ふ、我が邦傳本多く不亦に作る、今之に從うて改む、【於三代百國】百の字舊本に不に作る、今孫校に据りて改む、【今三代百國】舊本に今を命に作り、代の字なし、百を不に作る、今茅本孫校に據りて代の字を補ひ孫校に據りて不を百に改む、【於召公之非執命亦然】舊本に非の字なし、今孫校に據りて補ふ、命を令に作り亦を於に作る、今孫校に據りて改む、【曰敬哉無天命】舊本に曰を且に作る、今畢校に據りて改む、【不降自天自我得之】舊本に不自降天之哉得之に作る、通ずべからず、今孫校に據りて改む、【是故子墨子非之也】舊本に之の字なし、今孫校に據りて補ふ、

非命下第三十七

非命三篇亦同く富貴禍福を以て、天命に歸して、人事を力めざることを非斥すれども、其の文辭の出入詳略に至りては、未だ必しも悉くは同からざる者あり、今復た一一論列せざるも、讀者必らず能く自から辨ずる所あらん、

子墨子言曰、凡出言談、則不可而不先立儀而言、若不先立儀而言、譬之猶運鈞之上而立朝夕焉也、我以爲雖有朝夕之辯、必將終未可得而從定也、是故言有三法、何謂三法、曰、有考之者、有原之者、有用之者、惡乎考之、考先聖大王之事、惡乎原之、

子而勸之事、親尊賢良而勸之爲善云云の事を擧げ亂を治め危を安んずるに、世渝らず民改めずして、上政を變じ民敎を易へ、桀紂の亂も湯武の治となり、安危治亂の機は、全く爲政者の發動如何に由ることを云ひ、以て天命の恃むべからざることを說き、夫曰有命云者亦不然と反提し、有命の說は、昔し三代より已に傳流せるを云へるに對して、其の三代の列士桀大夫猶且言を愼み行を知り、上を規諫し、百姓を敎訓し、賞譽を得て聲聞を流せしは、皆其の力行によることを云ひ、以て聖王たる者は、固より人事に重きを措くは勿論なることを、不言の裏に含蓄せしめ、是故昔者三代之暴王云云を以て、突接一轉して、暴人の人事を放棄し、淫僻游樂に耽りて天下を喪ひ身家を亡ぼす者に限り、必らず己が非材不肖にして、不善をなせしより招きし罪なるを、自から責めずして、之を天命の奈何とも爲しがたきに歸することを擧げて、謂ゆる有命の說は三代より流傳すと雖も、其の暴王一輩より出でし者にして、信憑するに足らざるを云ひ、又、雖昔也三代之僞民云云の語を掲げ、以て暗に有命說を固執して天下の衆人を欺惑する者の罪惡たることを諷刺し、聖王之患此也云云の語を以て、正筆一轉して、其の深く天命を矯誣して、力行を放棄するを、天帝と共に惡み非とすることを述べ、於商夏之詩書曰命者暴王作之と、明明白白に宣示して、有命の說の如きは、天下の士君子に於て、是非利害の故を辨ぜんと欲せば、力めて非斥せざる可からざることを云ひ、執有命者此天下之厚害也、是故子墨子非之也と斷案一結して、終局を告ぐ、論理章法、並に彰然として、復た別に文評を掲げざるも、段落必らず自から明瞭なるべきを信ずるなり、

存異

【發爲刑政】舊本に政の字なし、今畢校に據りて補ふ、【此謂之三法也】舊本に謂を言に作る、今藤校に據りて改む、【或以命爲有或以命爲有】舊本に或以命爲有の句なし、今盧校に據りて補ふ、【然胡不嘗考之百姓之情】舊本に不の字なし、今秋山玉山畢沅の校に據りて補ふ、【亦嘗有命之物】舊本に有の字なし、今玉山校に據りて補ふ、【今胡先生非之】舊本に胡を故に非を對に作る、今俞校に據りて改む、【夫有命云者不志昔也云云】諸本に云の字なし、今上文に據り意を以て補

の名なり、已に上篇に見ゆ、【紂之夷居】上篇に夷處に作る、義同じ、或は曰く、之の字衍文なりと、【毋勠其務】毋は侮と通ず、勠は僇と同じ、辱なり、已に上篇に詳解す、【天不亦棄縱而不葆】不亦は反語にして、詰りの處亦の一字と義同じ、棄縱は放棄なり、葆は保と通ず、【有於三代百國】有は又と通ず、三代百國は古代歷史の名なり、「隋書」の李德林が傳に、墨子を引きて吾見百國春秋とあり、是れ其の證と、孫詒讓等は說けり、又百國を舊本に仍りて不國に作り、以て古代の書名なりと解する者もあり、【召公之執非命】の召公は即ち周の召公、名は奭と云へる者にて、有名なる周公旦と共に、周の成王を相けし人なり、此の人作れる文なるによりて、召公と名づく、今の「書經」には散逸して傳はらざるも、墨子の時には存在せしならん、執非命は上文の湯武二王と共に、非命の論を執りしことを云へるなりと、孫注に解せり、【惟予二人】二は一の誤りならんと、戶崎允明は云へり、予一人は天子の自稱なり、【而無造言】造言は、無根の說を傳播して、衆人を惑はすこと「周禮」の大司徒に、造言之刑あり、鄭注に造言訛言惑衆と解せり、【商夏之詩書】商は殷の本號是れ蓋し孔子の未だ刪らざる詩書ならん、今の「詩經」「書經」共に命者暴王作之の語はなし、【不可不疾非也】疾は力なり、勉强して骨折ることと「呂氏春秋」の尊師篇の高注に、疾力也とありと、王念孫は云へり、

總評

先づ三法を立て、天鬼の志と聖王の事とに考がへ、先王の書に原ね、日用刑政の上に鑑み、乃ち道理歷史實際の三者に依據して、凡ての事物を判斷し、是非得失利害の故を明かにし定むべきことを云へるは、上篇と同じけれども、文章結構の上より觀れば、自から多少の異同あるは前きに述べしが如し、而して今天下之士君子云云の段は、天命の有無を、彼此の問答に依りて、論難辯詰し、初めに世の有命を言ふ者は、唯だ以衆人耳目之情、知有與無、有聞之有見之謂之有、無之聞莫之見、謂之亡、と云へるが如く、全く僅に常人の聞見を根據となし論議を爲すに過ぎざれば、胡不嘗考之百姓之情と云ひ、胡不嘗考之諸侯之傳言流語乎と云ひ、以て其の廣き智識に訴へ、古來の歷史に徵して決定を爲すべきことを敎へ、尚ほ進んで然胡不嘗考之聖王之事と云ひ、古しへ聖王の擧孝

り、又此許のみならず、先王の傳へ貽せし書太誓の言に、同樣なる言あり曰く、昔し殷の紂王は、倨嫚にして禮義を愼まず、肯て天帝に敬ひ事かへず、自己の祖先に當る諸神を棄て、疎略にして祀りをなさず、我が民は我に天命ありて、之を治むるなり、我れは忝くも天佑を有てる身なりとて、鬼神を侮り辱むることを務めて以て、其の威光の盛んなるを誇りとなせしかば、天帝も豈に亦紂を放棄して之が保護をなさんやと、右の如く云へるは、此れ殷の暴王紂が天命の萬事を支配して、人の善惡勤惰に由りて賞罰禍福を爲すに非ずとの說を、固く執られしことを語りて、武王は大誓を作る時を以て之を非斥せしなり、又此許りのみならず、三代の時に百國春秋とて、國々の事を叙述せる歷史の書あり、其の中にも述ぶる者あり、曰く汝ぢ等、天の命ありて、百事皆已に前定して、人力の奈何ともすること能はざると云へる說を崇め信ずることなかれ、天は寔に人の遣り方次第に由りて、賞罰禍福を與ふる者なりと、此れ三代の百國の書にも、亦天命の前定したること無きを言へるなり、又周の召公が周公との關繫を述べし執令に於ても、亦同然なることあり、曰く敬しめや、天命ありて賞罰禍福が人の力行如何に關せずして一定して居る筈なし、惟れ予と周公との二人は眞實ならざることを造りて、衆人を欺く言語を使ふことをなし、乃ち誠の事を述べんに、誠に世の賞罰禍福は、天よりして之を人間界に降だすにあらずして、皆悉く各人自身の行爲如何によりて之を得るなりと、又商の世夏の世の詩や書に在りても、謂ゆる天命によりて賞罰禍福は定り居るとの說は、全く暴王が己が非行を掩はんが爲めに之を作れりと曰へり、且つ今の天下の士君子に於て、將さに道理の是非竝に事物の利害に關する譯柄を辯別せんと欲せば、彼の有命の說の若きは、力めて非斥せざるべからず、有命の說を固く執る者は、前述の如く、天下の厚害なり、是の故に子墨子は有命の說を非として黜くるなり、

【解義】【書之竹帛】竹帛は書籍なり、已に前篇に詳解す、【琢之金石】琢は雕刻すること、金石は金屬又は石にて造れる器物鐘鼎盤盂の類、亦已に前篇に詳解す、【仲虺之告】仲虺は人の名、殷の湯王の相臣なり、告は誥と同じ、已に上篇に見ゆ、【太誓之言】太誓は篇

勠其務、天亦棄縱而不葆、此言紂之執有命也、武王以太誓非之、有於三代百國有之曰、女毋崇天之有命也、今三代百國、亦言命之無也、於召公之執命亦然、曰敬哉無天命、惟予二人而無造言、不自天降自我得之、在於商夏之詩書曰、命者暴王作之、且今天下之士君子、將欲辯是非利害之故、當夫有命者、不可不疾非也、執有命者此天下之厚害也、是故子墨子非之也、

【大意】暴王の所爲に反し聖王は有命說の世を欺き民を惑はすを惡みて竹帛金石に書錄して天下後世を警戒せられしこと及び其外賢哲の書共に有命の妄說を黜くることを述べ以て有命は暴王の作りし說にして天下の厚害なれば排斥せざるべからざるを云ひ一篇の局を結ぶ、

【通釋】聖王は有命の說を、自から云はざるのみならず、此の如く暴王等の天命に假託して惡虐非道をなすことを患ふるや、故に聖王は之を竹帛の書籍に書し、之を金石の盤盂に雕り付けて、天下後世の人を警戒せられたり、乃ち先王の傳へ貽せる書仲虺之告の篇に於て曰く、我（仲虺）聞きしに、夏國の人、即ち夏の桀王は、天命の有りしに非るに、天命ありと矯りて己が命令を下民に布きて、擅に威權を振ひ、天下を虐げ苦しむるに因りて、天帝は左樣なる不都合を以て、之を惡み、我が殷國の湯王を用ゐて、夏國を敗り、彼の桀王が多くの臣民を闕き損せしむと、此れは夏の暴王桀が天命の萬事を支配して、人の善惡勤惰に由りて賞罰禍福を爲すに非ずとの說を、固く執られしを語りて、殷の湯王と仲虺は共に之を非斥せしな

今と反することを云へり、元來賢暴の所爲は、全く是非善惡相反するものなれば、前文賢者の事を說き畢はるを承けて、直ちに是故の二字を以て反接して說き起せるなり、周秦間の古文往々是の如き奇峭の處あり、讀者宜く善く理會すべし、【不繆其耳目之淫】繆は糾の借字にて糾正すること、【不愼其心志之辟】辟は僻と同じ、【敺騁田獵畢弋】敺は驅の古字なり、騁は音「てい」直馳なり、眞直に馳すること、畢は鳥を捕ふる一種の網にて、柄の長くして網の小なるものなり、弋は「いぐるみ」と訓ず、絲を矢に結びて鳥を射る具なり、此所の畢弋は、畢弋を用ゐて鳥類を捕ふることなり、【是故國爲虛厲】居宅無レ人曰レ虛、而無レ後曰レ厲と陸德明が「莊子音義」に李氏の說を引きて云へり、人家斷絕して空虛となること、【我命故且亡】故は固と同じ、下文には固に作る、【不能善事其親戚】能は人並に負ずして爲すと、善は人並に勝りて爲すこと、親戚は父母を云ふこと、已に前篇に屢〻見ゆ、【饑寒凍餒】饑は食物の不足なること、飢は腹の空しきこと、二字の義元は同からず、然れども往々混用せり、凍は冰壯曰レ凍と「風俗通」に見ゆ、此所にては寒ふること甚きを云ふ、餒は飢の甚きを餓と云ふ、餒は餓なり、【繁飾有命】飾は史記に以二經術一飾二吏事一とある飾の字の如く、他の義理を結び付けて、其の說を立派に言ひ立つること、【以敎衆愚樸人久矣】「羣書治要」には樸人の二字なし、樸は愨愿貌と、「孔子家語」の王注に見ゆ、正直一方なること、

聖王之患レ此也、故書二之竹帛一、琢二之金石一、於二先王之書、仲虺之告一曰、我聞、有夏人矯二天命一、布二命于下一、帝式是惡、用闕二師一、此語二夏王桀之執レ有命一也、湯與二仲虺一共非レ之、先王之書、太誓之言然、曰、紂夷之居、而不レ肯レ事二上帝一、棄二闕其先神一、而不レ祀也、曰、我民有レ命、毋

頑張りて自己の菲材不肖にして、自から刑罰政事をなすことは善からざる罪と曰ふことを肯んせず、必らず我が受けし天命は、固より且に亡ぶることに定り居るなり、何にも別に我が惡きより起りて國が亡びしにはあらずと曰へるなり、然しながら、此れは獨り當時の暴王のみにあらず、昔し三代の窮困せる人民も、亦猶ほ此の暴王と同じき意見なり、即ち彼等は内に於て、善く其の父母に、孝道を盡くして事ふること能はず、恭謹儉約なるを惡み厭うて、簡略姑息なることを好み、飲食を貪りて己が職事に從うて働くことを惰り、其の結果、衣食の財は缺乏して足らず、自から我が身をして饑寒凍餒の憂あるに至らしむ、去れど彼等は猶ほ頑張りをなして、我が菲材不肖にして我が仕事をなすことが、敏速ならざる罪として、之を改悛することを能はず、必らず我が受けし天命は、固より且に窮困することに定り居れる者にして、何にも別に我が惡きより起りて、身が窮するにはあらずと曰へるなり、然しながら此れは獨り當時の窮民のみにあらず、昔し三代の僞民とて人を欺く姦人も、亦同く此の意見を持てり、繁々に種々なる方法を設けて、有命の説を立派に組み立て、以て世の衆き愚直質樸にして、知慧の少き人民を教へて、天下を惑はし迷はすこと、今日に至るまで久しきなり、此等の事に據りて觀るときは、彼の有命てふ論説は、成程三代の昔しより已に流傳せりと云へども、三代の聖人より傳はりし説にあらずして、暴人より出でし説なれば、固より取るに足らざるのみならず、又隨つて排斥して禁絶すべき者なり、

【解義】【是故昔者三代之暴王】是故の二字を以て、前文に突接せしは、頗る疑ふべきに似たれども、細に玩味すれば、亦其の健筆の一端を窺ふべし、蓋し前文に列士桀大夫が力行の狀を描寫し、此の本節には一一に其の反對例を示して、先づ不繆不愼の二句を以て、前文の愼言知行に反するを云ひ、外之毆騁云云と内沈酒樂との語を以て、前文の上有以規諫其君とあるに反して、君自から游樂に耽らるゝことを云ひ、以て況や他人を規諫することは、到底得て望むべからざる意を隱含せしめ、而不顧其國家云々は、前文の下有以教順其百姓に反するを云ひ、是故國爲虛厲云云は、前文の上は賞を得下は譽を得て聲聞不廢流傳至

善、必曰我命故、且亡、雖昔也三代之窮民、亦由此也、內之不能善事其親戚、外不能善事其君長、惡恭儉而好簡易、貪飲食而惰從事、衣食之財不足、使身至有饑寒凍餒之憂、必不能曰我罷不肖、我從事不疾、必曰我命固且窮、雖昔也三代之僞民、亦猶此也、繁飾有命、以敎衆愚樸人久矣、

【大意】　前節に反して、暴王の淫僻游佚に耽り、自から己を力めず、國家の亡ぶるも悔いずして、皆之を天命に歸せしこと、及び當時の人民、亦之と同く自修自勉を務めず天命を過信して窮困に陷り詐欺を長せしことを說き、以て有命の說は、三代の暴人より流傳せし者なれば、信ずるに足らず、且つ排斥すべきことを云ふ、

【通釋】　さて何に事も、賢人と暴人とは相反する者なり、三代の世列士桀大夫すら、右の如く人力を盡くして、天命を俟つことなれば、況や聖王は尙ほ更らの事なると同時に、暴人は亦一層の天命說を主張せしなり、是の故に昔し三代の暴王は、自己が耳目に欲する淫慾を糺し直さずして、聲色の快樂を極はめ、自己が心志の邪僻なるを愼み抑へずして、氣儘勝手をなし、外に於ては馬を驅り馳せて、田獵をなし、又は鳥類を網にて取り矰弋にて射落して樂み、內に於ては酒や音樂などに沈み耽り、而も其の國家百姓に關する大切なる政事を顧み心配をなさず、繁々に無用なる事のみをなし、百姓を暴虐逆理を以て苦め、下民をして其の上たる者に愛憎を盡し、親み近からざらしめり、是の故に其の結果は、敵人に亡されて國は虛厲となりて居る人なく、死し竭きて子孫血族斷絕し、其の身は刑戮を被る仲間入りをなすに至れり、去れど猶ほ

【意亡昔】意は抑と通ず、亡は助詞にて、別に意味なし已に非攻下篇に見ゆ、【暴不肖人也】也は與と同じ、下篇に與に作る、「左傳」の昭公二十六年に、不知天之棄魯邪抑魯君有罪於鬼神故及此也とあり、「漢書」の龔遂傳に、今欲使臣勝之邪將安之也とあるが如き、皆邪也の二字を互用し「史記」の酈生傳には、足下欲助秦攻諸侯乎且欲率諸侯破秦也とありて、乎也の二字を互用せり、與乎邪哉、皆疑詞にして、也も亦之と通用して疑詞となすことあり、【何以知之】上句に夫有命者不志昔也三代之聖善人與意將昔三代之暴不肖人也と二句對擧して說けども、其の意は後句にあることとなれば、此所も、本句を以て問を設け下文に說明をなせるなり、畢沅は言有命之說、不識出之昔者聖善人乎意亡此言出之暴不肖人乎彼固亡知之言と注せり、此の說によるときは、何を以て之を知らんやと、邦訓を施して、反語として解せざるべからず、謬說にして從ふべからず、下篇を參看せば、自から明白なるべし、【初之列士桀大夫】初は昔を云ふ、列は位なり、列士は位のある上士のこと、劉向の「說苑臣術篇」に列士者所以參大夫也とあり、桀は傑と通ず、才過萬人曰桀と高誘が「呂覽」の注に見ゆ、「毛詩」の傳には、桀特立也とあり、才能特絕せる大夫を、桀大夫と謂へるなり、【下有以敎順其百姓】順は訓と同じ、【聲聞不廢】聲聞は、名聲令聞なり、名譽のこと、【天下皆曰其力也】力は働きにて、其力也とは、列士桀大夫が愼言知行以て上を規諫し、下を敎誨せし力の結果にて、前定せる天命ありて然るにあらざることを云ふ、

是故昔者三代之暴王、不繆其耳目之淫、不愼其心志之辟、外之敺騁田獵畢弋、內沈於酒樂、而不顧其國家百姓之政、繁爲無用、暴逆百姓、使下不親其上、是故國爲虛厲、身在刑僇之中、不肯曰我罷不肖、我爲刑政不

教順其百姓、故上得其君長之賞、下得其百姓之譽、列士桀大夫、聲聞不廢、流傳至今、而天下皆曰其力也』

【大意】 有命の說は昔し三代の時より傳ふる者と稱するも、暴王の說く所にして、有道の士は取らずして專ら己が行義の力に依りて世に立ち、後に傳はり著るゝことを云ひ、以て有命の說の用ふるに足らざるを明かにす、

【通釋】 然るに彼の凡て萬事は天命ありと唱ふる者は、亦上述の如くならず、今彼の有命の說を唱ふる者の言には、我れ(有命論者)が何にも物數奇に萬事は天命ありと云へる說を後世に作りしにはあらず、乃ち昔しの三代時代よりして此の天命說ありて已に世に流傳せり、されば前に述べられし彼の三法中の其の一なる先王の事に適當せるに、今何ぞ先生は獨り此の說を非として斥くるかと云へり、成程彼の有命の說は、昔し三代の頃より已に傳はりし者ならんも、識らず昔し三代の聖哲善人が傳へしか、抑も昔し三代の暴惡不肖の人が傳へしかと、此の如く推し詰めて云ふときは、暴惡不肖の人が之を傳へしことは勿論なり、何を以て之を知るかと云はんに、昔しの政事を輔くる上士俊傑なる大夫は、皆何れも己が言語を愼みて、妄言暴語を吐かず、己が行ふべき本務を知りて、實踐を務めたり、此に於て上に對しては其の君長の過失を規し諫むることあり、下に臨んでは其の百姓を敎訓することあり、故に上は其の君長より賞を得、下は其の百姓より譽れを得て、列士俊傑なる大夫は其評判の盛んなると廢れず、長く世に流傳して今時に至れり、而して天下の人は皆曰く、此の如く列士俊傑なる大夫が、功名を得たることは、全く其の力を盡くして行ふべき本務を成し遂げし結果なり、彼の天命の說を維持する者の言の如く、天命ありて前定せしにはあらずと、

【解義】 【有若言以流傳】若は此なり、以は已と同じ、【今胡先生非之】胡は何と通ず、先生は有命論者より墨子を指して稱するなり、【不志昔也】志は識と同じ、

說の誤謬なるを辨明す、

【通釋】然らば何ぞ試に進みて之を聖王の行ひし事に就いて考へ察せざるや、古への聖王孝子を引き擧げて多くの萬民に兩親に事ふることを勉め勵まし、賢良の人を尊びて萬民に善事を行ふことを勉め勵まし、法憲を發し政令を布き以て敎誨をなし、善を賞し惡を罰し以て良民を勉め勵まし暴人を抑へ止むることをなす、以上の如く人力を盡くすときは已に亂るゝ者あるも之を治めしむべし、而して已に危き者あるも之を安んぜしむべし、若し以て然らずとなさば今其證據を擧げて示さん、昔し夏の桀王が亂だせし所は殷の湯王之を治め殷の紂王が亂だせし所は周の武王之を治めたり、此れ時世は易らず人民は改めず、即ち湯武の時世も人民も桀紂の時世なり人民と別に異ならざれ共、上たる者が政事の遣り方を變じて暴政を善政となすときは人民は敎へて善に導き易きなり、故に人民は湯武の手に在るときは治り、又桀紂の手に在るときは、亂るゝなり右の如く國の安危治亂は偏へに上たる者が、政事の出で方加減如何に在りて、或は安く治まり又は危く亂るゝことあり、されば安危治亂は豈に命あり元より定れる者と謂ふべけんや、決して左樣なる次第にあらず、

【解義】【勸之事親】之とは汎く天下の人の子たる者を指して云へるなり勸は奬勵すること、【此世不渝】渝は更なり「かふる」こと、【上變政而民易敎】易は音「い」「やすし」と訓じ、手輕るに爲し得ることと又た音「えき」「かふ」と訓じ改易することと兩說俱に通ず、

夫曰有命云者亦不然矣、今夫有命者言曰、我非作之後世也、自昔三代有若言以傳流矣、今胡先生非之曰、夫有命云者、不志昔也三代之聖善人與、意亡、昔三代之暴不肖人也、何以知之、初之列士桀大夫、愼言知行、此上有以規諫其君長、下有以

を一國の君主たる諸侯の國に、昔しより貽れる傳言流語、即ち各國の歴史的事實に就いて考察することを試みざるや、是れ亦古しへより現今に及ぶまで、生民ありて以來矢張り同く天命てふ者の聲は確かに是れなり、天命てふ物體は確かに是れなりと、耳なり目なりの能力を以て突き留めし者あるか、則ち左樣なる者は、是迄に一人もあらざるなり、然らば論者が天命を有りと云へることは豈に又ます〳〵虚誕ならずや、

【解義】【然胡不嘗考之百姓之情】然は然則とあると同じ、下文に然則胡不嘗考之諸侯之傳言流語乎と云ひ、又然胡不嘗考之聖王之事と云へるを觀るも、然則とあり又單に然りとあるとの同義たるを悟るべし、胡は何と通ず、嘗は試なり、百性之情とは、百姓耳目の情なり、本文の之情とある上に、耳目の二字ある意にて看るべし、【見命之物聞命之聲】命は如何なる物なるかを見しか、命は如何なる聲なるかを聞きしか、未だ嘗て之を見し者聞きし者あらず、乃ち命は何等の形もなく、聲もなければ、信するに足らざることを云ふ、【命之體】體は體形なり、

然胡不嘗考之聖王之事、古之聖王擧孝子而勸之事親、尊賢良而勸之爲善、發憲布令以教誨、賞罰以勸沮、若此則亂者可使治、而危者可使安矣、若以爲不然、昔者桀之所亂、湯治之、紂之所亂、武王治之、此世不渝而民不改、上變政而民易教、其在湯武則治、其在桀紂則亂、安危治亂、在上之發政也、則豈可謂有命哉、

【大意】聖王の事に本づき考へて、安危治亂は人の力行如何にありて、命にあらざることを云ひ、以て有命

生民以來者、亦嘗有聞命之聲見命之體者乎、則未嘗有也、』

【大意】 天下の有命を說く者と、無命を說く者と共に、衆人耳目の聞見にて、其の論を決定することなれば、之を否定するに、宜く果して廣く百姓諸侯に就いて命の眞相を聞見せし者あるや否やを以てすべきことを云ふ、此れ聖王の事に本づきて考察すべきことを說かんが爲めに、先づ百姓諸侯の聞見は、果して如何なるかを云へるなり、

【通釋】 吾は今の天下の士君子を觀るに、士君子の內にて、或は命を以て實に有りとなして、世間凡ての事皆已に前定せりと主張する者あり、或は命を以て無しと定めて、何に事も皆人の力を盡しやう一つにて落着すべしと確信する者あり、是に於て其の天命てふ者が、果して有ること歟、又は無きこと歟を知る所以は、平凡なる人人が、己の耳なり目なりで聞きたり見たりすることとの情況模樣を以て天命が果して有るとか又は無きとかを知るなり、乃ち彼等平凡の人人にて、己が天命てふ者を聞きたり見たりすることがあるときは、天命を有りと謂ひ、又天命てふ者を聞きたり見たりすることがなきときは、天命を無しと謂ふ、右の如く天命を有りと云ふも將た無しと云ふも、唯だ全く平凡なる人人の勝手なる想像說に過ぎざるなり、此の如きことにては、到底確論とは定むべからず、されば何ぞ進んで之を多數なる百姓の耳に聞き目に見し情に就いて考察することを試みざるや、一體古へより現今に及び生民ありて以來、幾千年の歷史を有するかは知らざれど、多數なる百姓が、矢張り今の平凡なる人人と同樣に、天命てふ物體を目に見しこと、天命てふ音聲を耳に聞きしこと是迄にありや、則ち何人も是れが確かに天命てふ物體なり、又是れが確かに天命てふ音聲なりと目に見認め耳に聞き込みたる者は、是迄に一人も有らざるなり、然らば彼の論者が天命を有りと云へることは、豈に虛誕ならずや、去れど、若し又多數の百姓は成程人員は多きに相違なきも、性質愚不肖なれば、彼れ等が耳や目の聞見せる情は、其れに因て儀法となし、以て天命の如き深遠なる道理の有るか無きかと云へる大問題を決定するに足らずとなさん歟、されば何ぞ進んで之

能はざらん、されば今天下人人の眞實なる心と、詐僞なる心とは、果して孰れが實なる歟は、未だ確に識り別るを得べからざるヿは、宛も器械を陶工の輪器上に置きて、日影を推し測ると同くして、仲仲に容易の業にあらず、さるが故に言談には之を識別するに三つの法儀あり、此れ又如何なるヿかと云はんに、之を本理に基づきて考ふるヿあり、之を經驗に尋ね合はして證據立つるヿあり、之を實際に應用する上に就いて、是非利害を論定することあり、乃ち其の之を本理に基づきて考ふるには、之を天帝鬼神の本志の上と、又聖王の爲せる圓滿なる事業の上に就いて考へ求め、其の實驗を推し尋ぬるには、先王の傳へ貽せる書を以て證據となし、之を實際に用ふること、如何にして發布して刑罰政令となりしかを考察し、以上の三件を標準となし、此に據りて取捨從違をなすべし、此の如きを、之れ三つの儀法と謂へるなり、

【解義】【由文學】由は爲と意義相似たり、文學を爲すヿなり、【則不可而不先立義法】而は以と通ず、已に前篇に見ゆ、義は儀と同じ、儀法なり、【譬猶立朝夕於員鈞之上】朝夕日影の早晩を測量する器なり、員は音「うん」運と同じ、上篇には運に作る、【天下之情僞】情は誠なり、

今天下之士君子、或以命爲有、或以命爲亡、我所以知命之有與亡者、以衆人耳目之情、知有與亡、有聞之、有見之、謂之有、莫之聞、莫之見、謂之亡、然胡不嘗考之百姓之情、自古以及今生民以來者、亦嘗有見命之物、聞命之聲者乎、則未嘗有也、若以百姓爲愚不肖耳目之情、不足因而爲法、然則胡不嘗考之諸侯之傳言流語乎、自古以及今

て、但文章布置の先後、稍、異ることあるを見るのみ、而して上篇は說頗る長く、此の篇は較、短し、此の如く比較し來る時は、亦各一讀の勞を吝むべきにあらず、

子墨子言曰、凡出言談由文學之爲道也、則不可而不先立義法、若言而無義、譬猶立朝夕於員鈞之上也、則雖有巧工、必不能得正焉、然今天下之情僞、未可得而識也、故使言有三法、三法者何也、有本之者、有原之者、有用之者、於其本之也、考之天鬼之志、聖王之事、於其原之也、徵以先王之書、用之柰何、發而爲刑政、此謂之三法也、』

【大意】凡そ議論をなすには、先づ標準を定め立つべきことを云ひ、以て下文有命說駁擊の地をなす、之を上篇に視るに、彼は首に天下の喪亂其の由りて起るは、有命說の上下を惑はす者與りて罪あれば、之を辨駁せざるべからざるを云ひ、次ぎに三表即ち標準を立て論議すべきを以て云へり、而して此篇は劈頭直入して、凡そ議論をなさんには、必ず先づ三法即ち標準を立つべきことを云ふ、此れ亦以て其の作法の異を見るべし、

【通釋】子墨子言うて曰く、凡そ言談を出だし文學を爲すことに關しての道たるや、則ち先づ儀法を立てゝ標準となさゞるべからず、若し然らずして、言談をなすも、儀法の據るべき者なきときは、譬へば日影を推し測る器械を、陶工の使用せる模の下にありて運轉せる輪器の上に立てゝ、時間の早晩を推度するが如し、轉動激しければ、隨つて如何なる巧みなる陶工がありと雖も、必らず正だし直すことを得ること

行義說の有利なるを論ずるは實證を擧げ、本段の行義說の有利なるを論ずるは、虛頌を用ゐ、有命說の不利なるを論ずるは、實事を擧ぐ、是れ亦以て文章變化の槪を見るべし、第五段は、專ら有命說に就いて、其の不利なることを論じ、再び凶言暴人の語を反覆し、斷案を下だすに、此天下之大害也を以てし、深く望を天下の士君子が力を非命の事に盡すべきに繫ぎ、以て終局となす、論理秩然、行文亦自から法則あり、森嚴にして犯すべからざるを觀るべし、

存異

【今者王公大人】諸本に今を古に作る、今藤校に據りて改む、【執有命以襍於民間】舊本に命の下に者の字あり、今藤校に據りて削る、【或以命爲有】舊本に有の下に益の字あり、今王校に据りて削る、下文亦同じ、【覆天下之義者說百姓之誶也】者說の間諸本に是立命者也の五字あり、今藤校に據りて削る、說の字舊本なし、今藤校兪校に据りて補ふ、【欲義人在上】人の字舊本になし、今孫校に据りて補ふ、【移則分是以近者云云】舊本に移分の二字なし、今兪校に据りて補ふ、【以勸賢沮暴】舊本に沮暴の二字なし、今王校に据りて補ふ、【非賢故賞也】本句の下舊本に上之所罰命固且罰不暴故罰也の十三字あり、今兪校に據りて削る、【不暴故罰也】本句の下舊本に上之所賞命固且賞非賢故賞也の十三字あり、今兪校に據りて削る、【爲兄則不長】長を舊本に良に作る、今孫校に據りて削る、【此特凶言之所自生】特の字舊本に持に作る、今藤校孫校に據りて改む下句亦同じ、【我命且貧苦】苦の字舊本に若に作り下句に屬す、今茅本に據りて改む、【帝式之惡】舊本に式を伐に作る、今秋玉山の說畢校に依りて改む、【棄厥先神禔】棄の字舊本に禍に作る、今孫校に依りて改む【武王所以非紂之執有命也】舊本に之の字なし、今畢校に据りて補ふ、【無以降綏天下賢可之士】舊本に無以の二字なし、今藤校王校に据り補ふ、【持養老弱】持を舊本に將に作る、今兪校に据りて改む、

非命中第三十六

非命の義已に上篇に述ぶ、此れ其の中篇たるを以て、非命中と題せり、大略の旨義上篇と同くし

ぶときは、自から己が身に反省して、改悛奮興することを爲さずして、必らず之を天命に歸し、上世暴王は己が淫慾邪僻に克つこと能はず、遂に以て國家を亡失するに至るも、亦自から己が身に反省して、改悛奮興することをなさずして、必らず之を天命に歸せるを觀て、天命を唱へて人事を忽にする者は、乃ち暴人の所爲なることを知るべしと說明し、又仲虺之告と太誓とを引證して、桀紂の有命を執りしと、湯武の非命を執りしことを云ひ、以て有命論のます〳〵取るに足らざることを明かにし、尙ほ有命論を國家に實行するときは、上下解體して、刑政亂れ財用足らざる結果、上帝鬼神も祭祀を享くるを得ず、天下の賢士を招致するを得ず、外交內治皆共に十分なる成績を擧ぐべからざるのみならず、賓客の饗應も得ず、國民衣食の養も得ずして、天鬼人三者共に利益を被ることなし、而も頑然として有命論を固執する者は、唯だ凶言製造者たるに過ぎずして、暴人の所行なれば、取るに足らずと、再び切言して、然る後に天下の士君子眞實に國を憂へ民を救はんと欲する者は、天下の大害なる有命の說は、務めて排斥せざるべからずと、更に警醒一番して筆を收む是れ本篇議論の梗槩となす、

文評

通篇分ちて五段となす、第一段は、今の天下に於て王公大人の治を欲して亂を得富を欲して貧を得衆を欲して寡を得る如く、凡て目的に違うて意の如くならざる者は、有命の說傳播して、上下人民の力行を沮害するに起因すれば、今や明かに其の謬妄を辨せざるべからざることを云ふ、第二段は其の過謬を辨ぜんと欲すれば、先づ己が論據を定むべきを說き、三表を揭出し、然る後每每對照比較して、有命說の非違を規正して、其の謬妄たることを斷決す、第三段は、有命說と行義說との兩立せざることを說き、然る後ち專ら行義說の天帝鬼神人民に共に利なることを述べ、湯王文王二聖の事を援きて、之を證す、第四段は、話頭一轉すれども、仍ほ古しへ聖王の事を徵證とし、先づ行義說の上下に有利なることを說き、然る後に有命說の之に反して不利なる暴人の道なることを說き、上世窮民暴王の事を引援し、仲虺太誓の二篇を證據とし、湯王武王二聖の俱に有命說を排斥せしことを云ふ、但前段の有命說の弊害を論ずるは、虛駁を用ゐ、

其の論は姑く下篇の末文に譲り、今は唯だ本篇の要旨を摘述せん、世の王公大人政を國家に爲す者、孰か富庶治平を得ることを欲せざらん、而して多く反對の結果に逢遇して、貧乏禍亂を得る者は、有命の說てふ者ありて、凡そ人間の貧富治亂壽夭の事を擧りて、悉く之を不可抗衡の天命に歸し、以て上下官民の間に傳播するよりして、然るなり、されば宜く天下の爲めに、此の妄說を辯明すべしとて、先づ議論の前提として三表を定め先王の事に本づき、百姓耳目の實に原(タヅ)ね、實際施行の刑政に觀察し、乃ち歷史に據り、實際に尋ね、利害を鑑み、以て有命の是非を決せんことを試みたり、是に於て聖王の事を尙觀すべきを說きて、桀紂の亂、湯武の治は、同く竝(ヘイ)世の民にして、右の如く異なることあるは、既に治亂の人に存して命に在らざることを證すべきを云ひ、又先王の書、先王の憲、先王の刑、先王の誓、皆禍福は人力を以て左右すべからず、恭敬は爲すも益なく亂暴は働きて傷ふとなしとは云はざることを擧げ、以て先づ人事を盡くし天志に中るべきを示し、彼の有命論者の說は、何等の根據なく實驗なくして云へる謬論たることを駁し、更に進んで有命論は、行義論を阻害する者なることを攻擊し、有命と行義と其說孰れかは排斥せられて、兩立せざることを論じ、義人上に在るときは、天下必らず治まり、上帝鬼神亦必らず憑るべき宗主あり萬民其の大利を被ることを、殷湯周文二聖王の事を引きて實證し、行義の說行はるれば、憲令賞罰立ちて、善を勸め暴を沮め、孝慈弟長の道行はれ、坐處出入の節度、男女の辨別ありて、國家治まるときは忠勤を勵み、亂るゝときは國難に殉し、無事有事の日を問はず、共に互に賴るべし之に反して有命論者の言の如く、上の賞罰は固より宿命ありて已に定まりし者にて、其の人賢と暴と乃ち義と不義とによりて、或は賞せられ或は罰せらるゝ者にあらずとなすときは、前述に反對なる結果を來たして、無事有事の日を問はず、共に互に賴るべからざるなり、其の是非得失炳然分明なること此の如くなるに、猶且頑然として自說を固執する有命論者は、唯だ凶言製造者たるに過ぎずして亂暴なる人の所行なり、さて又何にが故に之を亂暴なる人の所行と云へるかならば、上世の窮民は、徒に飲食を貪り、而も己が職業を惰り、困窮飢寒に及

めに不利なるを述べ、以て其の暴人の道たることを明かにし、天下國家を憂ふる者は、有命說を非斥せざるべからざるを云ふ、

【通釋】　有命說の非斥すべきや此の如し、且今や有命說を固執する者の言論を用ゐて、事實に行ふときは、上たる者は、政治を放棄して聽かず、下たる者は己が仕事を怠りてなさず、上たる者政治を聽かざれば、一國の刑罰政令は亂れ、下たる者仕事を爲さゞれば實業振はずして、財用足らず、右の如くなるときは、上に向うては以て粢盛酒醴を供具して、上帝鬼神を祭祀することなく、下に臨みては、以て天下賢可の士を手懷け安心さすることなく、外に對しては以て諸侯の國より來る賓客に應待することなく、内は以て飢うる者に食ましめ、寒ふる者に衣せて、老人幼弱の者を扶持して養ふことなし、故に有命を執るときは、上は天帝に利ならず、中は鬼神に利ならず、下は人民に利ならず、而も强ひて此の有命の說を執る者は、此れ特に凶言の自ら生ずる所にして、暴虐なる人の爲す道なり、是の故に子墨子は言うて曰く、今天下の士君子、忠實に天下の富まんことを欲して、其の貧からんことを惡み、天下の治まらんことを欲して、其の亂れんことを惡むときは、有命の說を固執する者の言は、非斥せざるべからず、此れ天下の大害なればなり、

【解義】【粢盛酒醴】黍稷を神に供ふるを、粢盛と曰ふ、已に前文に見ゆ、【降綏天下賢可之士】降は下なり、綏は安なり、心を放下して安せしむるなり、「詩經」の召南草蟲篇に、憂心忡忡亦既見止亦既覯止我心則降とある降の字と其の義大概相似たれども、但彼は己の心の放下することにして、此所は己が他人の心を放下せしむることなり、綏は「孟子」の公孫丑下篇に、「魯繆公無人乎子思之側則不能安子思」とある安の字と同義なり、腰を据さして落ち付かすこと、賢可之士は賢者のことなり、松崎慊堂は降綏を解して、謙遜して之を安ずるなりと云へり、亦以て一說とすべし、

總評

非命の說は、墨子書中にありて、兼愛天志の篇と倶に出色の見解にして墨子が儒教と對抗し、老莊と相容れざる者、亦實に此等の言にありて存せり、然れども

なり、排は其なり、漏は務の轉聲にて、務と義相通ず、乃ち其の昏蒙を務むることにて、僞太誓(今の書經の泰誓)に罔懲其侮に作れるは、字は改むれども、意は相近しと云へり、されば、無瘳は瘳ゆることなき義にて、後世云はゆる膏肓痼疾の類と解すべき乎、姑く一説に備ふ、又按ずるに王氏の説に依れば排漏は其務と同じければ、必しも孫注の如く、字を改むるに及ばざるなり、【天亦縱棄之而弗葆】縱棄は放棄なり、葆は保と通ず、

今用執有命者之言、則上不聽治、下不從事、上不聽治、則刑政亂、下不從事、則財用不足、上無以供粢盛酒醴、祭祀上帝鬼神、無以降綏天下賢可之士、外無以應待諸侯之賓客、内無以食飢衣寒、持養老弱、故執有命者上不利於天、中不利於鬼、下不利於人、而强執此者、此特凶言之所自生、而暴人之道也、是故子墨子言曰、今天下之士君子、忠實欲天下之富而惡其貧、欲天下之治而惡其亂、執有命者之言、不可不非、此天下之大害也、

【大意】有命の説を固執するときは、治亂貧富其他の得失利害、皆已に前定して、人力の竟に如何とも爲す可からざる者として、世人胥共に怠慢放佚に流れて、國政亂れ財用足らず、鬼神祭祀の具なく、諸侯聘享の禮なく、人民飢寒困窮して、天鬼人の三者倶に爲

我が鈍才不肖にして政事をなすことが善良ならざる結果なりと悟らず、必らず吾が運命、固より國家を失ふことに定まりしならんと思うて、自棄せしなり、今其の證據を擧げんに、殷の賢臣仲虺と云へる人が湯王に告げられし文に仲虺之告と名くる篇あり、其の書に據れば、我は夏の桀王が天命を矯(イツハ)りて、天より命を受けて永久に天子たるべしとて、命を下民に布くと聞きしが、天帝は桀王が天命を矯(イツハ)れるを以て之を惡み、我が君湯王を用ゐて、桀の師衆を喪失せしむと曰へり、此の語は湯王が彼の桀が天命あることを固執して、己が當に盡すべき本務を怠りしことを非認せし所以を言へるなり、又周武王が殷を伐ちし時、衆人に誓はれたることを錄せし文にて太誓と云へる篇には、殷の紂王は倨慢にして、上帝及鬼神に奉事することを肯はず、己が祖先竝に神祇を打ち棄てゝ祀りをなさず、乃ち吾が民は、天命ありて吾之を臣民となせりとて、專ら侮り僇辱することを是れ務めたりしかば、天も亦紂を放棄して保護をなさずと曰へり、此の語は、武王が紂王の天命あることを固執して、己が當に盡くすべき本務を怠りしことを非認せし所以を言へるなり、以上の事に據れば、聖王の主旨は非命說たることは知るべきならずや、

【解義】【不忍其耳目之欲】不忍は克つこと能はざるを云ふ、【我罷不肖】罷は事に堪へざるなり、已に上文に解す、【仲虺之告】告は誥と通ず、今の「書經」にも仲虺之誥あり、僞書なれども、亦本文の語を載せり、但小異同あり、【我聞于夏人】于一に有に作る、【矯天命布命于下】矯は「いつはる」と訓ず、眞に天命有らざるに、天命有りと云へる故に、矯と曰ふ、【龔喪厥師】龔喪の二字、今の「書經」には用爽に作る、龔は用と音同きを以て、義亦通ずとなす、喪は爽と共に、亦同音相通となす、師は衆なり、是れ天帝が湯王を用ゐて、紂の有(タモ)てる衆民を喪はしむるなり、乃ち湯に命じて紂に代りて天子たらしむることを云ふ、太誓今の書經には泰誓に作る、同じ、【紂夷居】夷居は倨嫚なり自から高ぶりて人を侮ること、已に天志中篇に解せり、【棄厥先神禔】厥先は、其の祖先なり、禔は祇と通ず、地祇なり、【無廖排漏】無は侮と通ず、廖は僇と同じ、排漏は其務の誤にして、是れ紂の人民を陵侮僇辱することを云ふなりと、孫注は解せり、王闓運は廖は瘳

罷不肖從事不疾、必曰我命固且貧苦上世暴王不忍其耳目之淫、心志之辟不順其親戚、遂以亡失國家、傾覆社稷、不知曰我罷不肖爲政不善、必曰吾命固失之、於仲虺之告曰我聞于夏人矯天命布命于下、帝式之惡、龔喪厥師、此言湯之所以非桀之執有命也、於太誓曰、紂夷處、不肎事上帝鬼神、禍厥先神禔不祀、乃曰吾民有命、無廖排漏、天亦縱之棄而弗葆、此言武王所以非紂之執有命也、』

【大意】　前文を承け有命説の暴人の道たる所以を云ひ古典を引徵して聖王の非斥する者たるを説き、以て有命を固執する者の謬れることを明かにす、

【通釋】　右の如く暴人の道なりと斷ずるも、證左なきときは或は妄斷とや云はん、さらば何を以て彼の有命説を固執することが暴人の道たることを知るかと云はんに、昔し上世の窮民は、徒に飲食の樂みを貪りて己が仕事を爲すことを惰りて、放逸怠慢なるよりして、衣食の品物は乏くして足らず、而して飢寒凍餒の心配は、隨うて至れり、然るに自から反省して此の如きは我が鈍才不肖にして仕事を爲すことが敏速ならざる結果なりと悟らずして、必らず是れ我が運命固より貧苦に定まりしならんと思ひて自棄せしなり、又上世の暴王は、己が耳に美聲を聞き、目に美色を見たき過度なる欲と、心術の邪僻なるに、我慢辛抱して打ち勝つこと能はず、其の父母の敎訓に順はずして、淫虐無道を縱まにせしかば、遂に以て國家を亡失し、社稷を傾覆せり、然るに自から反省して、此の如きは

命固且罰、不暴故罰也、以此爲君則不義、爲臣則不忠、爲父則不慈、爲子則不孝、爲兄則不長、爲弟則不弟、而强執此者、此特凶言之所自生、而暴人之道也、

【大意】 前節と同じ、但彼は賢を賞する上に就いて云ひ、此は暴を沮むる上に就いて云ひ、而し共に有命說の如くなるときは、賞以て賢者を勸むるに足らず、罰亦暴者を沮むるに足らずして、天下を亂だす凶言なることを論ず、

【通釋】 又古しへ聖王の憲を發し令を出だし、賞罰を設けて、賢を勸め暴を沮むるが故に、苟も世の暴人にて、入りては親戚に孝慈ならず、出でゝは鄕里に弟長ならず、坐處度ならず、出入時なく男女辨なきが如き者、又官府を治むるときは盜竊をなし、城壘を守るときは背叛し、主君に禍難あるときは死せず、出亡するときは見送りをなさざるが如き者は、是れ上たる者の罰する所にして、百姓の共に非毀する所なり、然るに今有命說を固執する者は曰く、上の罰する所は命に於て固り將に罰せんと前定したる者にして、今更に上たる者が、其の人の暴なるが故に罰するにはあらずと、此の如きを以て、善をなすも惡をなすも、其の賞を獲ると罰を獲るとに於て、何等の關係する所なしと思ひ、人君となりては義ならず、人臣となりては忠ならず、人父となりては慈ならず、人子となりては孝ならず、人兄となりては長ならず、人弟となりては弟ならず、而も强ひて此の有命說を固執するは、此れ直に天下を亂だす凶言の由りて生ずる所に過ぎずして、暴虐なる人の行ふ所の道なり、實に惡むべき者ならずや、

然則何以知執有命之爲暴人之道、昔上世之窮民、貪於飮食、惰於從事、是以衣食之財不足、而飢寒凍餒之憂至、不知曰我

ざるを說くを以て、世の勸善懲惡とならず、反りて害毒を流すことを云ふ、

【通釋】　是の故に古しへの聖王は、法憲を發し政令を出だし、規則を設け定めて賞罰をなし、以て賢者の善を爲すを奬勵し、不肖者の暴をなすを沮む、是を以て入りては親戚即ち父母に孝慈を盡くし、出でゝは鄕里の人人に對し長者を尊敬し、少者を憐れみ愛して、弟長の道を行ひ、坐處には常極まりがあり、出入には節度あり、男女の間には辨別あり、猥らはしからず、以上の如く一身の行ひ能く修まるが故に、之をして官府を治めしむるときは、正直にして官物を盜竊せず、城壘を守らしむるときは、堅固に守りて背叛せず、主君に禍難あるときは爲めに一命を抛ちて死し、主君他國に出亡するときは、之を見送りて行先を見屆け、敢て興亡盛衰を以て、其の心を異にせず、此の如きは、上たる者の賞する所にして、百姓の共に譽むる所なり、然るに有命說を固執する者は曰く、上の賞する所は、命に於て固り將に賞せんと前定したる者にして、今更に其の人が賢なるが故に賞せしにはあらず、

【解義】　【孝慈於親戚】親戚は即ち父母なり、已に尙賢中篇及び兼愛下篇に見ゆ、【出則弟長於鄕里】弟は悌と同じ能く長者に事ふるを悌と云ふ長は長者より幼者を憐れみ愛するなり、【男女有辨】辨は別と同じ、【守城則不崩叛】崩は倍の借字にして倍は背と同じ、「そむく」と訓ず、

執有命者之言曰、上之所賞、命固且賞、非賢故賞也、是故入則不慈孝於親戚、出則不弟長於鄕里、坐處不度、出入無節、男女無辨、是故治官府則盜竊、守城則崩叛、君有難則不死、出亡則不送、此上之所罰、百姓之所非毀也、執有命者言曰、上之所罰、

輩の居る處までに至り及ぼさしむることを得るか、今吾が輩は責めての事には文王を則とし、吾は文王を利し、乃ち文王の政令の如くし、文王の爲めに力を盡くせば、未だ文王の土地に住せざるも、亦猶ほ文王の民と同じき者ならずやと文王は右の如く其の德盛んなるを以て、天帝鬼神は之を富まし、諸侯は之に與みし、百姓は之を親み、賢士は之に歸し、未だ文王一世を終らざるに、早くも已に天下に王となり、諸侯に長となれり、吾が前者の言に、義人在上天下必治上帝山川鬼神必有幹主萬民被其大利とは、吾は以上の事を用ゐて之を知るなり、

【解義】 【皆起而趨之】趨は「おもむく」と訓ず、歸向すること、【罷不肖股肱不利】罷は疲と同じ、罷弱にして事に任へざる者なり、又、「國語」の齊語に罷士無伍とあり、韋注には無行曰罷と解し、「管子」の小匡篇の尹注には、罷謂乏於德義者と云へり、股肱不利は手足の力十分に働き難き者なり、【吾則吾利】則は法則にて、吾は文王を以て則となすなり、利は利益にて、吾は文王の勝手宜き樣になすこと、利地の二字は、押韻にて、今の去聲四寘に屬す、間詁に蘇說を引て則上の吾と豈上の利とを、竝に衍文とすは非なり、

是故古之聖王、發憲出令、設以爲賞罰、以勸賢沮暴、是以入則孝慈於親戚、出則弟長於鄉里、坐處有度、出入有節、男女有辨、是故使治官府、則不盜竊、守城則不崩叛、君有難則死、出亡則送、此上之所賞、而百姓之所譽也、執有命者之言曰、上之所賞、命固且賞、非賢故賞也、

【大意】 有命說の結果は、聖王の事に反して、禍福賞罰の前定の命に屬し賢暴の別によりて得べきにあら

昔者文王封於岐周、絕長繼短、地方百里、與其百姓、兼相愛交相利、移則分、是以近者安其政、遠者歸其德、聞文王者、皆起而趨之、罷不肖股肱不利者、處而願之曰、柰何乎使文王之地及我、吾則吾利、豈不亦猶文王之民也哉、是以天鬼富之、諸侯與之、百姓親之、賢士歸之、未歿其世、而王天下、政諸侯、鄉者言曰、義人在上、天下必治、上帝山川鬼神、必有幹主、萬民被其大利、吾用此知之、

【大意】　又文王の事を援きて實證となし、再たび上文の言を反覆し、以て己が言の古しへ聖王の事に本づける意を明かにす、

【通釋】　又聖王に關して一事の證すべき者あり、昔し周の文王が岐周の地に封ぜられて殷の諸侯たるや、前に述べし湯王と同じく、地の廣さは長きを絕ち短きを補ひて、長短互に塡合をなすときは、四方百里の地を得べし、其の國民百姓と兼ねて愛し交も相互に利し財の多くして餘りある者は、貧くして乏しき者に分ち惠みしかば、近方の者は其の政に安んじ、遠方の者は其の德を慕ひて之に歸服し、苟も天下の人にて、文王の風を聞く者は、皆奮ひ起りて之に赴き歸し、疲弱にして事に堪へざる者、不肖なる者股肱の士分に働きがたき者は、直ちに赴き歸すること能はざるを以て、從來の處に居ながら文王に赴き歸せんことを願うて曰く、誠に遺憾なるは、我が輩は罷不肖股肱不利なる者にて、文王に赴き歸することを得ざるなり、さて之を奈何にせば彼れ文王の領地をして我が

【大意】有命說の義とは、兩立せずして、義ある者上位に立つときは、天下治まり、神人共に其の利を受くることを云ひ、因りて殷湯王の事を援き、以て之が實證となす、

【通釋】今や有命を固執する者の言を用ゐるときは、凡ての事、悉く天命ありて、人力の及ぶ所にあらずとせり、是れ天下の義を顚覆して、人の當に務むべき道を務めざるに至るなり、天下の義を顚覆して、人の當に務むべき道を務めざる者は、是れ百姓の憂を悅べる者なり、百姓の憂を悅べる者は、是れ天下の人種を滅し盡くす者なり、故に有命を固執する者の言は用ふべからず、さらば謂ゆる義人が上位に在るを欲することは、何に由りて然るか、曰く、義人が上位に在るときは、上帝始め山川鬼神は必らず祭祀を司るべき宗主あり、天下萬民は又其の大なる利益を被り受くることとなれり、何を以て之を知るかと云はんに、子墨子は曰く、聖王の事を以て之を知れり、古しへ殷の湯王は初め亳の地に封ぜられ夏の諸侯たり、地の廣さは長きに過ぐる處を絕ちて、短くして足らざる處に繼ぎて、彼此と塡合（ウメアハセ）をなすときは、四方百里の地を得べし、僅に斯許（カバカリ）の小國なれども、其の國民百姓を兼ねて汎く愛し、交も相互に利し、財が多くて餘りあれば、貧く乏き者に分ち予へ、其の百姓を率ゐて、上は恭く天を尊び鬼神に事へしかば、是を以て天帝鬼神は、幸福を授けて之を富まし、列國の諸侯は畏れ敬（ウヤマ）つて之に與（クミ）し、國中の百姓は、懷き慕うて之を親み、天下の賢士は悅びて之に歸依したれば、未だ湯王の一世を終へざる内に、早くも天下に王となり諸侯に長となりて、天下を統一せられたり、是れ吾が義人在レ上天下必治上帝鬼神必有二幹主一萬民被二其大利一と云へる所以なり、

【解義】【必有幹主】幹は「みき」と訓ず木の本なり此所は嫡長の義として用ゆ、乃ち幹主とは、恰も宗主と云へるが如し、【絕長繼短】疆域内の土地伸長せる處と、短縮せる處とを長短相補ふことを云ふ、「孟子」の滕文公篇に今滕絕レ長補レ短將五十里也とあると同じ、【移則分】移は侈と通ず、侈は餘りあるなり、是れ財多き者は財寡き者に分ち予ふることにて、乃ち兼相愛交相利の事實なり、【政諸侯】政は正と通ず、長なり、已に親士篇に見ゆ、

はれたる者あるか、固より左樣なることはなきなり、先王が師さを整ひ設け軍隊を進め退くる所以の者は誓なり、先王の誓にも、是迄に福は天に請ひ求むべからず、禍は來るに任すべくして避くべからず、恭敬は行ふも益なし亂暴は勝手次第になし差支なしと云はれし者あるか、固より左樣なることはなきなり、されば子墨子は之に就きて言うて曰く、吾は尙ほ未だ盡くは先王の書を數へ切らざるなり、天下の良書は到底一一數へ盡くすべからず、去れども大略論じ數ふるときは、以上の先王の憲と刑と誓との三書は、即ち此の良書なり、然るに今や唯だ有命說を固執する人の言を求むるに、必ずしも相當なる理由を得ず、乃ち先王の書にはなくして亦無稽の謬見として廢棄すべきものならずや、

【解義】【先王之憲】憲は法なり、【禍不可諱】諱は違と音の近きを以て義も相通ずとなす「太甲」に天作孽猶可違也とありて鄭注に諱辟也と云へり、辟は避と同じ、【大方論數】大方は大較なり、大概大約などと略同じ、

今用執有命者之言、是覆天下之義、覆天下之義者、是說百姓之誶也、說百姓之誶者、是滅天下之人也、然則所爲欲義人在上者何也、曰、義人在上、天下必治、上帝山川鬼神、必有幹主、萬民被其大利、何以知之、子墨子曰、古者湯封於亳、絕長繼短、方地百里、與其百姓、兼相愛、交相利、移則分、率其百姓、以上尊天事鬼、是以天鬼富之、諸侯與之、百姓親之、賢士歸之、未歿其世、而王天下、政諸侯、

無傷者乎、所以聽獄制罪者、刑也、先王之刑、亦嘗有曰福不可請、禍不可諱、敬無益暴無傷者乎、所以整設師旅、進退師徒者、誓也、先王之誓亦嘗有曰福不可請、禍不可諱、敬無益、暴無傷者乎、是故子墨子言曰、吾當未盡數、天下之良書不可盡計數、大方論數而三者是也、今雖毋求執有命者之言、不必得、不亦可錯乎、

【大意】 先王の書に據りて、其の憲刑誓の言を擧げ、三者の俱に福を請ひ禍を避くことは不可となさず、恭敬を行ふは無益にして亂暴を爲して傷害なしとは爲ざることを云へるを述べて、彼の有命說の貧富衆寡治亂壽夭は凡て宿命の定れる者となすの謬見たることを論ず、是れ前文に揭げたる三表の一なる上本之於古者聖王之事と云はれし者なり、

【通釋】 然り而して今天下の士君子の內には、世の治亂人の善惡夭壽の類を以て、預め宿命に定まりある者となせり、去れど何ぞ嘗に上に向うて先王聖人の書を觀ざるや、先王の書にて、公に國家に出だし、普く百姓に布き施せる者は法憲なり、其の法憲にも是れ迄に天地鬼神に向うて、福を得んことは請ふべからず、禍は致方なければ來るに任せて之を受け、避くべからず、恭敬は行ふこと無益なれば廢すべくして、亂暴は傷害なければ、勝手次第に行ふべしと云はれたる者あるか、又先王が臣民の訴訟を聽き斷じ、其の罪を制定する者は、刑罰なり、先王の刑罰にも是迄に天地鬼神に向うて福を得んことは請ふべからず、禍は來るに任せて避くべからず、恭敬は行ふこと無益なれば廢すべし、亂暴は勝手次第に行ふべしと云

所亂、武王受而治之、此世未易、民未渝、在於桀紂、則天下亂、在於湯武、則天下治、豈可謂有命哉、

【大意】 上文三表の内、古代聖王の事に本づくを、一表となせるに據り、湯武の事を援きて有命説の非なることを云ふ、

【通釋】 然り而して今天下の士君子の内には、或は命を以て有となし、有命説に賛同する者あり、去れど彼等は、何ぞ試に上に向うて古への聖王の事を觀ざるや、古しへ夏の桀王が亂だせし天下は、殷の湯王が其後を受けて之を治め、天下太平になれり、殷の紂王の亂だせし天下は周の武王が其後を受けて之を治め天下太平になれり、此れ桀紂と湯武と、各共に時代は同時世にして未だ易はらず、人民は同國民にして未だ渝らず、乃ち桀と湯紂と武王と相並びて、同じ時代に出で、同じ天下の人民に對しながら、暴王の桀紂が下にありて、天下の人民亂れて服せず、聖王の湯武が下にありては、天下の人民治まり服せり、此れ何の故かなれば、湯武は能く人事を盡すと、桀紂は否とによれるなり、豈に命ありて然りと謂んや、乃ち決して然らざるなり、

【解義】 【蓋嘗尙觀於聖王之事】蓋又は盍に作る、何不の約音にて、初めに「なんぞ」と讀み、再び他の字より迴還して「ざる」と讀むべし、嘗は試なり、從前の日に就て云ふ、尙は上と同じ、尙觀は上觀なり、是れ中篇に胡不嘗考之聖王之事乎とあると、語例大略相同じ、胡不は何不と同音にて、又盍の字と、同聲同義となす、

然而今天下之士君子、或以命爲有、蓋嘗尙觀於先王之書、先王之書所以出國家布施百姓者憲也、先王之憲、亦嘗有曰福不可請、而禍不可諱、敬無益、暴

之利、此所レ謂言有二三表一也』

【大意】 論辯の法先づ自己の儀範を立て、根據を定めて、爲さゞれば、宛も定處なき計表を以て朝夕の日景を測るが如く、竟に目的を達することを得ず、故に今三表を立て以て有命論者に向うて論斷を下すことを云ふ、

【通釋】 されば今や此の有命の說を明かに辯じて誤謬を正だし迷信を解かんは、將た之を奈何にせば可なるかと云はんに、子墨子は言うて曰く、必ず先づ儀法即ち議論の標準根據を立て定めて、然る後ちに始めて言論を爲すべきなり、苟も言論をなすに、儀法即ち標準根據がなくんば、譬へば陶工の用ふる模の下にある輪器の上に計測器を置きて、朝夕の日影を測るが如し輪器が運轉して定らざるときは到底測ることを得ざるなり是れ誠に無理なる注文にて、是非利害の辨別は、確と明かに知るべからざるなり、されば言論には、必らず三表とて、三つの標準あらんことを要するなり、而して何等の物を指して三表と謂はんに、子墨子は言うて曰く、之を或る物を根本として云へることあり、又之を或る物に就きて尋ね研究することあり、又之を或る物に施用して驗察することあり、さて又何に物を根本となすかと問はんに、上は之を古しへ聖王の實行せられし事柄を、根本として、其れより割り出だして、凡ての議論をなすなり、何に事に就きて原ね察せんかと問はんに、下は百姓日日の耳に聽き目に視ることの實地に就きて原ね察して、利害得失の研究をなすなり、又何の場處に、之を施用せんかと問はんに、實際に置き行うて、人を罰する刑となし、人を治むる政となし、其の刑なり政なりが、果して能く國家百姓人家の利益に叶ひ中るとを得るか否かを觀察するなり、此れ前に言有三表と謂へる者なり、今明辨をなさんには、先づ此の三表を立て定めざるべからず、

然而今天下之士君子、或以レ命爲レ有、蓋嘗尙觀二於聖王之事一、古者桀之所レ亂、湯受而治レ之、紂之

く、もと世界の有らゆる物事は、皆天命に支配さるゝことなり、されば今或る一人あらんに、其の人に對する天命が富みにあれば、必らず富み、貧きにあれば必らず貧しく仲間味方が衆きにあれば必らず衆し、之に反して天命が寡きにあれば、必らず寡なく、國家が治まるにあれば必らず治まり、之に反して亂るゝにあれば、必らず亂るゝなり、生命が長壽にあれば必らず長壽し、短命夭死するにあれば、必らず短命夭死することなり、此れ皆な元より定まれる天命ありて、然ることなり、天命はたとひ世の人に如何程强力剛直の者ありと雖も、何んの詮すべもなきなり、即ち天命に對しては、絶對的不可抗なる者なりと、右の如く論者は、有命說を主張し、上は以て世の王公大人に說きて、政事を亂だし、下は以つて百姓の當業者の奮勵を沮止することをなせり、故に有命說を固執する論者は、實に國家の人民を賊害する不仁なる者なり、されば有命說を固執する論者の若きは、吾人其の誤謬たることを明白に辨駁せざるべからず、是れ本論即ち非命篇の作ある所以なり、

【解義】【以襍於民間】襍は雜と同じ、【命雖强勁何益哉】强勁は强くして力あるなり蓋し剛毅にして勉行なる人を謂ふと松崎慊堂は云へり、【以駔百姓之從事】駔は沮と通ず沮み害するなり、

然則明辨此之說將奈何哉、子墨子言曰、必立儀、言而毋儀、譬猶運鈞之上而立朝夕者也、是非利害之辨、不可得而明知也、故言必有三表、何謂三表、子墨子言曰、有本之者、有原之者、有用之者、於何本之、上本之於古者聖王之事、於何原之、下原察百姓耳目之實、於何用之、廢以爲刑政、觀其中國家百姓人民

之衆、刑政之治、然而不得富而得貧、不得衆而得寡、不得治而得亂、則是本失其所欲、得其所惡、是故何也、子墨子言曰、執有命以襍於民閒者衆、執有命者之言曰、命富則富、命貧則貧、命衆則衆、命寡則寡、命治則治、命亂則亂、命壽則壽、命夭則夭、命雖強勁何益哉、上以說王公大人、下以駔百姓之從事、故執有命者不仁、故當執有命者之言、不可不明辨

【大意】今の王公大人が政事を爲すに、其の希望することゝに反して、其の忌み惡める結果を得るは、もと有命説を主張する論者の言に誤らるゝより來ることなれば、先づ有命説の謬論たることを明辨せざるべからざるを云ふ、

【通釋】子墨子は曰く、今の王公大人にして、政事を國家に爲す者は、何に人も皆己が國家の富みて盛んになると、人民の増加して衆くなると、刑罰政事の治らんことを欲し願へり、然るに其の結果は、反りて國家の富み盛んになることを得ず、而も貧く乏きこととなり、人民の増加して衆くなることを得ず、而も減りて寡なくなれり、刑罰政事の治まり整ふることを得ず、而も亂れて混雜せり、されば本來の希望を得ずして、反對なる忌み惡むべき結果を得る者と云ふべし、是れ其の故は何に由りて然るかと云はんに、子墨子は言うて曰く、凡そ世界の有ゆる物事は、皆本と一定せる天命ありて犯し違ふべからずと主張する論者が、今尚ほ民間に雜り居りて、種種なる妖誕怪説を各處に觸れ廻りて、都鄙貴賤の人人を欺くこと衆ければなり、今天命あることを固執する論者の言に曰

子を乃に作る、今惠棟の説に依りて改む、【章聞于天】天舊本に大に作る、今畢校に依りて改む、【故上者天弗式】式を舊本に戒に作る今孫校に依りて改む、

墨子卷之九

非樂中第三十三（闕）

非樂下第三十四（闕）

非命上第三十五

非命は天命を言ふ者を非とするなり、墨子既に天帝鬼神の實在なることを是認し、天志明鬼の諸篇あり、而して今此篇の作ありて、天命を説く者を非とす、今や之を一見すれば矛盾の觀なきにあらざるも、其の實は古人が命有三名、行善得善曰受命、行善得惡曰遭命、行惡得惡曰隨命（孟子盡心篇の趙注）と云へるが如く、或は善行あれば、吉福を得、或は善行あるに關せず反りて凶禍に遭ひ、或は其行の善惡に隨ひ善あれば、吉福至り、惡あれば凶禍至ることは、固より天の意已に定まる者として、何に事を問はず、一意に天命に任して、當さに務むべき人事を盡さず、上下貴賤を通じて政治荒廢し、耕織力めず、遂に國家の衰亂の基となるを以て、乃ち此篇の作あり、「漢書藝文志」に、墨子を論じて曰く、順四時而行、是以非命と、蘇林は注して非有命者言儒者執有命而反勸人修德積善政教與行相反故譏之也と云ひ、如淳は言無吉凶之命但有賢不肖善惡と云へり、未だ知らず墨子の意は、人事を主とし、力行を勸むるにありて、吉凶禍福は邈として知るべからずと爲すことは、果して儒者の敎と相反するか、請ふ且本文講解の後、又申さねて論ずる所あらん、

子墨子言曰、今者王公大人、爲政國家者、皆欲國家之富、人民

樂からざれば、必らず貴賤の內、何等かの人を相伴ふて爲す者なるが故に、國人の本業に妨害を與ふるを以て、音樂を非斥することを云ふ、第五段音樂をなすときは、樂人の飮食十分ならざるときは、面貌視るに足らず、衣服美ならざれば、態度觀るに足らざるを以て、粱肉文繡の費、皆國民の衣食を虧奪して爲すが故に、音樂を非斥することを云ふ、以上五段每段末、必らず是故子墨子曰爲」樂非也の一語を點着し、一一分明に其の理由を說與し、讀者をして其の論旨益〻明白なるを覺えしむ、第六段人は他の動物の如く、自然に衣食の財を具ふるにあらず、相互に治め養うて、斯の社會國家をなす者なるに、今音樂行はるゝ時は、上下逸樂に耽り、怠慢に流れ、政廢し業荒れて、國家の生計窮乏貧弱、其の弊多端言ふべからざるに至るが故に、音樂を非斥することを云ひ、湯刑武觀を引援して、其の實證を擧げ、而して此又中間に是故子墨子曰爲」樂非也の一語を標出し、片段既に長く、構造亦異にして、行文の變化を見るべし、末に臨みて、子墨子の言を以て、全篇の意を織束して結び、他篇と一律なるは、亦其の謹嚴不苟の筆法たるを悟るに於て、自から餘りあらん、

存異

【刻鏤華采文章之色】諸本に采の字なし、今意を以て補ふ、【折壞垣而爲之】舊本に拆壞坦に作る、今茅本に依りて改む、【即我以爲未必然也】舊本に以爲の二字なし、今藤校孫校に据りて改む、【明不轉扑】扑舊本に朴に作る今孫校に依りて改む、【其說不與賤人必與君子】舊本に其說將必與賤人不與君子に作る、今王校に据りて改む、【身體從容】舊本に從容の下醜羸の二字あり、今王校に依りて削る、【而掌食乎人者也】本句の下舊本に是故子墨子曰の五字なし、今高木校に依り補ふ、【今王公大人惟毋爲樂】舊本に樂の字なし、今藤校王校に据りて補ふ、【綑布縿】縿は舊本に緣に作る、今王校に據りて改む、下句亦同じ、【多聚叔粟】舊本に叔を升に作る、今孫校に依りて改む、【而廢大人之聽治而賤人之從事】舊本に廢の字治而の下にあり、今兪校に依りて移易す、賤人を國家に作る、亦兪校に据りて改む、【君子出絲二衡】舊本に衡を衞に作る、今小川泰山の校に依りて改む、【以二伯黃徑】以の字舊本に似に作る、今小川校に依りて改む、【啓子淫溢】舊本に

防ぎし者なるを、墨子は深く察せずして、一概に音樂を非斥するは謬れることを論ぜしなり、荀子又曰く、墨子又曰、樂者聖王之所非也、而儒者爲之過也、君子以爲不然樂者聖人之所樂也而可以善民心其感人深矣其移風俗易故先王導之以禮樂而民和睦（以上二件共に荀子樂論篇參看）洵に荀子の言をして是ならしめば、則ち墨子の說は非ならん、蓋し墨子の學、一時支那を風靡して、儒墨を以て並稱するに至りしに、其の後大に振ふこと能はずして、寥々聞ゆる者なきは、其の非樂の妄說、實に之が一原因たらずんばあらず、莊子亦嘗て墨子を論じて、爲之大過已之大循、作爲非樂命之曰節用生不歌死無服不與先王同毀古之禮樂雖然歌而非歌哭而不哭樂而非樂是果類乎其道大觳使人憂使人悲其行難爲也恐其不可以爲聖人之道、反天下之心天下不堪墨子雖獨能任奈天下何と（天下篇を摘錄す）是れ其の深刻なる克己は、反りて中正を失ひ、喜ぶべきも喜ばず樂むべきも樂まず、其の道枯燥無味にして、天下の人情に乖き、如何に熱心主張するも、竟に行はれざるを云ひ、以て墨子の音樂觀の謬れることを識るなり、嗚呼天下の人情に反し、强ひて其の道を行はんと欲す、其の行ふべからざるや、莊子と雖も、猶且之を知れり、而して獨り墨子未だ之を知らざるは、何ぞや、

文評

六段に分截して、此篇を看るべし、第一段は仁人は天下の利を興し、天下の害を除き將に以て法を天下に爲さんとする者なるに、今音樂は徒に一身を悦ばしむるも、人民の財を費し、天下の利とならずして、聖王即ち仁人の事にあらざれば、故に之を非斥することを云ふ、第二段は、聖王の器械を制作するは、皆人民の實利實益上より起見せり、故に民力を勞し民財を費すも、民敢て怨恨せず、然るに今樂器を作るや、實利實益上何等の所得なし、且現時戰亂の世、大小强弱相互に兼併攻略するに方りて、音樂を興すも、爲めに天下の亂を救ひ得べきにあらず、畢竟無益の長物たり、故に音樂を非斥することを云ふ、第三段は、王公大人音樂を好むが爲めに、其技藝の美活動の敏ならんことを要して、壯年男婦を役使するときは、耕織の業廢して、衣食の財窮するが故に、音樂を非斥することを云ふ、第四段王公大人音樂をなすとも、獨樂は

や、夫れ孔子の教は堯舜を祖述し、文武を憲章するを以て、教義となしたれば、音樂の振興に力を致せしことは、其の證二三にして止らず姑く近例を擧げんに、論語に云はゆる師摯之始關雎之亂洋々乎盈耳哉（泰伯篇）の如き、樂則韶舞放鄭聲（衞靈公篇）の如きは、皆以て孔子が音樂に對する趣味と抱負の如何を察するに難からず、然るに墨子は一切非樂の說を主張し、乃ち本篇に云へるが如く、音樂の徒に民生無益の業に止らずして、壯年有爲の力を大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の聲を聽かんが爲めに奪ひ、丈夫耕を廢し婦人織を廢し、國家衣食の財窮竭し、而して舞人の奉は、粱肉文繡の奢美を極めざれば止まず、王公大人之が爲めに聽治に惰り、人民之が爲めに從事に怠りて、國家の生計遂に得て救ふべからざるに至る者なれば、音樂を音樂として用ふることは、絕對に禁止せざるべからずと爲せり、是れ何に原由して斯論を主張するに至りし歟は、學者の當に研究して表明すべき所なり、蓋し墨子が斯論を吐出せしは、亦實に其の節用論の主旨より來たれる者にして、節用の由來は、其の兼愛交利の宗旨に基き、謂ゆる凡足以奉給民用則止、諸加費不加于民利者聖王弗爲（節用篇參看）とあるは、蓋し之を概括して說明せし者と謂ふべきなり、去れども、墨子の音樂觀は、其實又謂ゆる知其一而未知其二知其害而未知其利の徒たるを免れず、乃ち墨子の音樂の失を論ずるや、徒に物質上の損害惡弊を數へて未だ精神上の裨益利得を算せざるなり、去れば荀子は之を論じて曰く、夫樂者樂也、人情之所必不免也、故人不能無樂也、樂則必發於聲音形於動靜、而人之道聲音動靜、性術之變盡是矣、故人不能不樂、樂則不能無形、形而不爲道則不能無亂、先王惡其亂也、故制雅頌之聲以道之、使其聲足以樂而不流、使其文足以辨而不諰、使其曲直繁省廉肉節奏足以感動人之善心、使夫邪汙之氣無由得接焉、是先王立樂之方也、而墨子非之奈何と、是れ音樂は人心の娛樂を器械を假りて、外に寫し出だせし者にして、娛樂を欲するは、凡そ人の通有性なり、但能く之を利導して善に赴かしむると、放任して惡に入るも顧みざるとに由りて、茲に著き得失損益の結果を呈出するが故に、聖人は能く衆人の嗜好せる同情を利用し、正樂を奬勵して、善に導き邪樂を抑へて惡に入るを

られし人は、啓の第五子たれば、五觀と曰ふ、武と五と音近きを以て、又武觀と曰ふ、啓の嗣ぎなる太康の時武觀西河に據りて叛き彭伯(一に彭壽に作る)之を征せしを、「周書」の嘗麥解及び「竹書紀年」に見ゆ、今本文に引ける辭は、蓋し彭伯征討の時の言ならん、【啓子淫溢】啓子は武觀を云ふ、溢は泆と通ず、泆又佚に作り、或は逸に作る、逸樂なり、【野于飲食】飲食于野と云ふべき處を、故さらに倒字法を用ゐて本文の如く云へるなり、「左傳」に室於怒市於色と書して、怒於室色於市の意に用ゐたると同一文法なり、【將將銘】將は鏘と同じ、「詩」の周頌に筦磬鏘鏘とあり、相和する聲なり、銘は鳴と音近きを以て訛せりと、松崎慊堂は云へり、【筦磬以力】筦は管と同じ、「ふえ」と訓ず、管に似たる一種の樂器、磬は磬石なり、亦石を以て造れる樂器なり、【湛濁于酒】湛は沈と通ず、酒に溺ることを沈湎と云ふ、【渝食于野】渝は偸と通ず、偸は苟且なり當座のこと、當座の快樂を貪りて、野外燕游の處に於て飲食することを云ふ、【萬舞翼翼】萬は、舞の總名なり、已に上文に見ゆ、翼翼は盛なる貌、【天用弗式】式は法なり、天は以て法度に叶はざる者となすなり、【當在樂之爲物】當は若なり、在は於の字と同義に見るべし、乃ち若於樂之爲物と書せしと同く、音樂の音樂となる事柄の如きは、甚だ天鬼の氣に入らず、又萬民の利益にもならざれば、禁止すべしとなり、

總評

非樂の論、亦儒敎に反對して起る者なり、而して墨學の竟に振はざるは、此れ其の一因たり、孔子の尙書を叙つるや、其の舜典に於て帝舜の夔に命じて典樂とし、音樂を以て子弟を敎育せしむるに臨みて與へられたる勅諭を揭げて曰く、直而溫寛而栗剛而無虐簡而無傲詩言志歌永言聲依永律和聲八音克諧無相奪倫神人以和と是れ乃ち音樂の人心を感動して、性情の調和を得せしめ、行履の中正に適ひて、偏僻固陋の習氣を脱せしむる功效を說ける者にして、樂の禮誼と並びて、治敎隨一の要具と爲りて、後世經國を言ふ者、必ず禮樂を口にせざることなきは、蓋し亦故あるなり、周代に及んで、大學人を敎ふる法、六藝の科、亦音樂を以て其の一に充つるを觀て、豈に樂の治敎と相離るべからざる關係の如何を知るべきならず

し、商有亂政而作湯刑「左傳」の昭六年に載する晉の叔向が語中にあり、其の他「竹書紀年」には祖甲(湯の後裔)湯刑を作るとあり、【其恆舞于宮】恆舞は、常に舞ふこと、宮は宮室とて、古代は貴賤共に家室を宮と稱す、【是謂巫風】巫は鬼神に奉事する者、「みこ」と訓ず、【其刑君子出絲二衛】君子は有位の貴人を謂ふ、「小爾雅」に斤十謂之衡とあり、此所は其の刑として貴人は絲二十斤を罰せらるを云ふと、小川泰山は釋せり、【小人否】小人は無位の賤民なり、否は然らざるなり、【以二伯黄徑】松崎慊堂は「漢書」食貨志注佰謂百錢とあるを引き、伯は佰と同じくして、徑は經に通ずれば、經絲二百を出だすことを謂ひ、君子の罰は重く、小人は輕きが故に、小人否と云ふとなせり、小人否以下は諸注に解釋なし、今姑く其の説を用ふ、【乃言曰】既に宮刑を制せし後、又告ぐるに言を以てするなり、【嗚呼舞佯佯】佯は洋と通ず、今の「書經」の伊訓に、此を採りて聖謨洋々に作る、畢沅は之に據りて舞は橆の誤にして、謨と同じと解すれども、墨子の此文を引かれしは、もと舞樂が禍を取れる基ゐたることを戒めの爲めに擧げし者なれば、舞佯佯の句は、尤も一段の着眼の處にして、決して改むべからずと、慊堂は云へり、【黄言孔章】黄は老人のこと、「素問風論」に其の色は黄とあるを、注に黄壽也と解し、「詩經」の南山有臺篇に遐不黄耇の傳に、黄髮也とあり、「爾雅釋詁」には黄髮壽也とあり、「釋名」の釋長幼には九十曰黄耇、髮鬢變黄也とあり、「漢書」師丹傳の集注には黄髮台背皆壽徵也とあるに徵すれば、古人が、黄を以て老人の代稱とすること亦知るべし、黄言は老人の言にて、乃ち洪範に黄髮之言則無所愆とあるが如く、先輩の訓戒を謂ふ、又黄は簧と通じ、巧言の意に解する説もあり、「伊訓」には黄言を嘉言に作る、章は彰の本字なり、【九有以亡】有は域の轉聲にて、九域と同じ、九州なり、九州とは冀兗青徐揚荊豫梁雍の九州、乃ち當時の支那全土なり、詩經の商頌玄鳥の篇にも奄有九州の句あり、【降之百⿰歹羊】⿰歹羊は祥と同じ、祥は兆のことにて、吉凶共に用ふ、「しるし」と譯す、殷の大戊のとき、亳有祥桑穀俱生と云へるが如きは、凶祥なり、乃ち此の百祥の祥と同じ、【於武觀】武觀は夏王の啓(禹の子)の子にして、觀は國の名、後世河南の觀城縣、即ち其の地なり、而て當時之に封せ

に分事を盡すこと能はずして、其の非認すべきことは、以上の如くなるが、扨全體何を以て其の然ることを知れるかと云はんに、是れ吾が一人の臆說にあらず、先王の書にして殷の湯王の制度を述べたる官刑の文に曰く、國中に於て、つね不斷に、其の宮室家屋の中にて、舞樂をなすことは、宛かも巫が鬼神に奉事する情態に似たれば、之を名けて巫風と謂ふ、此の如き者は、其の刑罰として在朝有位の君子は、絲を二衛とて二十斤を出さしめん、在野無位の小人は、比較上罪輕ければ、二衛に及ばざるも、二百の經絲を出さしめんと、而して既に斯の誓を宣し、乃ち衆人を警戒して曰くあゝ舞樂を演じて舞ふことは、洋洋として衆多の人なれば、面白きことならんも、さて老功者の言ふことは、義理甚だ彰はれ明かなる次第なれば、宜く敬聽すべきなり、其の言には、上帝は唯だ德ある賢者を輔けて、何人を常に輔くとは一定せざるなり、されば彼の九州の諸國は、それが爲めに亡びし者あり、凡て上帝は不法なることには、順はずして、多く殃禍を下だし、其の家は必らず壞れ亡びんと云へり、乃ち彼の九有が亡びし所以を察するに、彼等が佚樂に耽りて、音樂を立派に飾りしを以てなり、又夏の太康と云へる王の時代に、武觀と云へる王族が、叛きしを征討せし時、彼が罪狀を責めし文中に曰く、我が先王啓(太康の父)の王子武觀は、淫佚康樂を貪り、常に野外に游び畋して禽獸を追ひ廻はりて酒宴遊興に耽り、音樂は鏘々として和ぎ鳴り、管絃磬鐘を打ち鳴らすことにのみ力を入れて、他事を顧みず、野外宴會の場處に於て、苟も飲食に耽り、酒興を助ける舞人の舞ひ踊ることは、翼々として盛んなることなり、其の事遂に天帝に彰はれ聞え、天帝は之を用ゐて、法度に叶へる者となさずして、天罰を予ふるなりと、されば音樂の事を考ふるに、上は天帝鬼神に於て、之を用ゐて法度に叶へる者となさず、下は天下萬民に於て、之を利益となさざるなり、是の故に子墨子は曰く、今の天下の士君子誠に天下の害を除かんと求むならんには彼の種々なる樂器及び樂人等が音樂として成り立つるものに對しては、禁じて止めざるべからざるなり、

【解義】　【湯之官刑】高誘は湯王の制せし法なりと云へども、殷の中世頃の作なるべしとの說あり、從ふべ

くことを廢し、在野の賤人は、職事に從うて爲すことを廢せしかと曰はんに、是れ音樂の爲めなりと曰はん、乃ち全く音樂の害毒と稱すべし、是の故に子墨子は曰く、音樂を爲すことは非なりと、

【解義】【即必不能蚤朝】即は則と通ず下句皆同じ、【孰爲而廢大人】孰は誰と同義に用ふ、誰爲とは、何に者が爲してと詰問の辭なり、

何以知其然也、曰、先王之書、湯之官刑有之曰、其恒舞于宮、是謂巫風、其刑君子出絲二衡、小人否、以二伯黃徑、乃言曰、嗚呼舞佯佯、黃言孔章、上帝弗常、九有以亡、上帝不順、降之百殃、其家必壞喪、察九有之所以亡者、徒飾樂也、於武觀曰、啓子淫溢康樂、野于飲食、將將銘、筦磬以力、湛濁于酒、渝食于野、萬舞翼翼、章聞于天、天用弗式、故上者天鬼弗式、下者萬民弗利、是故子墨子曰、今天下士君子、請將欲求興天下之利、除天下之害、當在樂之爲物、將不可不禁而止也、

【大意】先王の古典を援きて、舞樂の禍、遂に亡國の具たることを說き、天下の政治に責任ある士君子は、其の利を興し害を除かんが爲めには、必らず音樂其物を禁止せざるべからざることを云ひ、以て全文を結ぶ、

【通釋】音樂の禍は貴賤男婦を問はず、皆之が爲め

蚤出暮入、耕稼樹藝、多聚叔粟、是故叔粟不足、今惟毋在乎婦人說樂而聽之、即必不能夙興夜寐、紡績織紝、多治麻絲葛緒、綑布縿、是故布縿不興、曰、孰爲而廢大人之聽治、賤人之從事、曰、樂也、是故子墨子曰、爲樂非也、

【大意】　前節を承け之を繙轉して、貴賤男婦を通じ、音樂を耽り聽くときは、各〻皆其の職分の事を爲すことを能はずして、國家社會に大損害を予ふることを云ひ、以て非樂の旨を明かにす、

【通釋】　只今唯だ王公大人に在りて、若し音樂を悦びて之を聽くときは、其の弊直ちに政治上に著はれ、游惰に流れて、蚤く朝廷に出勤し晏く退廷し勉强して訴訟を聽き斷じ、政事を治め計らふこと能はず、是の故に其の國家は亂れて、社稷は危かるべし、只今唯だ士君子に在りて、若し音樂を悦びて、之を聽くときは、其の弊直ちに官職上に著はれ、游惰に流れて、即ち必らず手足の活動を竭くし、其の思慮分別の智慧を盡くし、内は官府を治め、外は關門市場の賦税、山林澤梁の收穫物を取り立て、以て米倉金庫の内に積み實つること能はず、是の故に米倉金庫は積み實たざるべし、只今唯だ農夫にありて、若し音樂を悦びて之を聽くときは、其の弊直ちに日々の業務に著はれ、游惰に流れて、即ち必らず蚤く田野に出で、日暮れて家に歸り、精勤して耕作植付ごとをなし、多く菽や粟を聚め貯ふること能はず、是の故に菽粟は不足を告ぐることとなるべし、只今唯だ婦人にありて若し音樂を悦びて之を聽くときは、其の弊直ちに女紅の上に著はれ、游惰に流れて、即ち必らず夙に興き夜はに寐ね、精勤して多く麻絲や葛紵を治め、布帛を織ること能はず、是の故に布帛は盛に出でざるべし、此の如くなりて、上下一般諸弊著はるゝとき、是れは全體誰が何に事をなして、右の如くに在朝の大人は、政治を聽

らずと思ふならん、若しさるときは、姑く嘗試に天下の人人が職分とせる事を一々調査して音樂の弊害如何を觀察せよ、即ち今天下の王公大人は、蚤く朝廷へ出勤し、晏く退廷し、勉強して訴訟を聽き別け、政事を治め計らふること、此れ其の職分の事なり、天下の士君子は、手足の力を竭くして働き、其の智慧分別を盡くし、內は官府を治め、外は關所市場の賦稅山林澤梁の收穫を取り入れ、以て國家の米倉金庫に實つること、此れ其の職分の事なり、以上は政府治者の業務なるが、又民間被治者の業務としては、農夫は早朝に田野に出で、暮夜に家に歸り、耕作植付を怠らずして、多く菽粟を積み聚むること、此れ其の職分の事なり、婦人は朝早く興き夜遲く寐ね、紡績織物をなし、多く麻絲葛紵を治め、布帛を織りて、衣服を供給すること、此れ其の職分の事なり、右の如く各、貴賤男婦を通じて、分事ありて勉强努力を要することは、何れも皆一なるに音樂の如き游樂的事物を好み行ふときは、其の弊害は如何ぞや、

【解義】【以吾言不然】以は以爲と同じ、吾は墨子自から謂ふなり、【然即姑嘗數天下之分事】即は則と同じ、嘗は試なり、分事は職業なり、【亶其思慮之智】亶は殫と通ず、又盡なり、【多聚叔粟】叔は菽と同じ、【麻絲葛緒】緒は紵と通ず、「いちび」と訓ず、麻の屬、【綑布縿】綑は集韻に織也とあり「おる」と訓ず、縿は枲と同じ、帛なり、綑布縿とは、布帛を織ること、

今惟毋在乎王公大人、說樂而聽之、即必不能蚤朝晏退、聽獄治政、是故國家亂而社稷危矣、今惟毋在乎士君子、說樂而聽之、即必不能竭股肱之力、亶其思慮之智、內治官府、外收斂關市山林澤梁之利、以實倉廩府庫、是故倉廩府庫不實、今惟在乎農夫、說樂而聽之、即必不能

財用足らず、されば勉强努力は實に國家社會萬般の基礎たる者なり、

【解義】【禽獸麋鹿蜚鳥貞蟲】麋は大なる鹿なり、蜚は飛と同じ、貞は征なり、征は「ゆく」と訓じ、活動すること、蟲は動物の總稱にて、貞蟲とは動物なり、既に禽獸と云ひ、又貞蟲と云へるは、複語なれども、古文には深く拘らず、【因其蹄蚤】因は、其の儘に利用すること、蹄は「ひづめ」と訓ず、獸の足なり、蚤は爪と同じ、「つめ」【以爲絝屨】絝は脛に著くる衣なり、「はゞき」「ぬかばき」の類、屨は「くつ」と訓ず、【故唯使雄不耕稼】唯は雖と通ず、【賴其力者生】者は、則の字と同義として用ふ、「史記」及「十八史略」に載する漢高祖が齊王田横に大者爲王小者爲侯と云へる者の字と、其の義正に同じ、賴は利なり、今の利用と云へると同じ、下句の不賴其生者不生も、亦以て類推すべし、

今天下之士君子、以吾言不然、然即姑嘗數天下分事而觀樂之害、王公大人蚤朝晏退、聽獄治政、此其分事也、士君子竭股肱之力、亶其思慮之智、內治官府、外收斂關市山林澤梁之利、以實倉廩府庫、此其分事也、農夫蚤出暮入、耕稼樹藝、多聚叔粟、此其分事也、婦人夙興夜寐、紡績織紝、多治麻絲葛緒、綑布縿、此其分事也、

【大意】　君子賤人丈夫婦人皆各職分の事あるを云ひ、下文の音樂をなすときは、其の職分の事を妨害することを論ずる素地をなす、即嘗數天下分事而觀樂之害の一句、實に挈領振衣の要語となす、

【通釋】　今天下の士君子は、吾が前に述べし言を然

字、【身體從容】從容は舉動なりと、「廣雅釋訓」に見ゆと、孫注に見えたり、又古人は汎く舉動を稱して從容と云ふ、【此掌不從事】掌は常と、字音字義共に通用す、

今人固與禽獸麋鹿蜚鳥貞蟲異者也、今之禽獸麋鹿蜚鳥貞蟲、因其羽毛以爲衣裘、因其蹄蚤以爲絝屨、因其水草以爲飲食、故唯使雄不耕稼樹藝、雌亦不紡績織紝、衣食之財固已具矣、今人與此異者也、賴其力者生、不賴其力者不生、君子不強聽治、即刑政亂、賤人不強從事即財用不足、

【大意】人は禽獸の自然に羽毛を衣とし、水草を食とするが如くならずして、其の力に賴りて、耕織を營み、政治の下に統べざるときは、生活を遂ぐることなきを云ひ、以て下文を起す、

【通釋】今や人は云ふ迄もなく、他の動物禽獸、麋鹿飛鳥貞蟲とは異類なる者也、今是の禽獸麋鹿飛鳥貞蟲は、それ〴〵其の身邊固有の物を利用し羽や毛に因りて其の儘に衣裘となし、其の蹄や爪に因りて其の儘脛當や屨となし、其の水草に因りて、其の儘に飲み食ひの物となす故に、彼等にありては雄をして、人の男子の如く耕稼樹藝をなさず、雌をして亦人の婦人の如く紡績織紝をなさゞらしむるも即ち自作の者を待たずして、彼等社會の衣食の財用は、固より已に具れり、然るに今人は此と異なる者なり、乃ち己が力の自營に賴るときは生活し、己が力の自營に賴らざるときは生活せず、而して又治者と被治者とあり、相互の關繫より、社會や國家を成せり、故に治者たる君子が、政治を聽きて裁定することを勉强せざるときは、國の刑罰政事は亂れ、被治者たる賤人が、各、自己の職業に從事することを勉强せざるときは、衣食の

今王公大人、惟毋爲樂、虧奪民衣食之財、以拊樂如此多也、是故子墨子曰、爲樂非也、

【大意】樂人は飲食衣服共に甘美を要し、平生耕織の業を勤めずして、給養を人に仰ぐ者なれば、隨うて人民衣食の財を徒費し、國家に小益なくして大損あることを云ひ、非樂の已むべからざることを明にす、

【通釋】昔し齊の康公と云へる君は、音樂を好み樂舞を作して娯めり、舞を演ずる人は、平生の養ひ方、亦贅澤を厭ふべからず、身に短褐の粗服を着るべからず、口に糠糟の惡食を食ふべからず、如何となれば、曰く、飲食が美味ならざる時は、營養の不良なるより面目窪み陥り、顏色顦瘁して視るに足らず、衣服が美麗ならざる時は、身體の振舞鄙く劣りて觀るに足らず、是を以て樂舞を演ずる伎人は、食は必らず粱や肉の甘き物を食らひ、衣は必らず文繡の綺麗なる物を着て奢侈贅澤を以て、一身の誇りとなせり、而も此の人等は平常不斷に衣食の費用上には無頓着にして、己自からは何の勞勤をもなさずして、平常不斷に人に飼はれて生活をなせる者なり、是れ坐食の游民にして國の膏血を吸ふ者なり、然るに今王公大人唯だ一途に音樂を爲し、人民の衣食の財物を虧き奪うて、鳴り物を撃ち、樂みをなすこと、此の如く多し、是の故に子墨子は曰く、音樂をなすは非なりと、

【解義】【齊康公】齊の君康公は、其の諡にして、周安王時代の諸侯なり、去れど康公は、其臣田和に迫られ、國を遜れ海濱に於て死せり、故に音樂を興し奢侈をなせしことは、疑ふべし、蓋し齊康公と本文にあるは、景公の誤りならんとも云ふ、【興樂萬】興は作なり、萬は萬舞とて、文武二舞の總名なり、是れ康公新に樂舞を興し始むることなり、【萬人不可衣短褐】萬人は舞人なり、短は裋の借字にして、裋は一に襡に作る、「史記」の秦本紀に夫寒者利裋褐とあり、注に徐廣の説を引きて、一作短小襦也と云ひ、又「索隱」の解を引きて、蓋謂褐布豎裁爲勞役之衣、短而且狹、故謂之短褐、亦曰豎褐とあり、蓋し今の我が邦勞役者が着くる筒袖の類ならん、【不可食糠糟】糠は糖の本

賤人、必與君子、與君子聽之、廢君子聽治、與賤人聽之、廢賤人之從事、今王公大人、惟毋爲樂、虧奪民之衣食之財、以拊樂、如此多也、是故子墨子曰、爲樂非也、

【大意】 前節と同じ但前節は男女の業を妨害するに就いて非樂の義を云ひ、本節は貴賤の事を妨害するに就いて、非樂の義を云ふ、

【通釋】 今大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の鳴り物各、既に具れり、去れども音樂は相手の者なくしては樂き者にあらず、乃ち王公大人肅然として音樂を奏して、獨り之を聽くも、將た何の樂みを得んや、其の説は將に賤き人を相手にして、之を聽かざるときは、必らず貴き人を相手にして之を聽かんとす、而して貴き君子を相手にして、其音樂を聽くときは、爲めに君子の政治を聽くことを妨げ廢し、賤き人を相手にして、其の音樂を聽くときは、賤き人の其の本職に從事することを妨げ廢す、今の王公大人唯だ一途に音樂を爲して、民間の生活必需なる衣食の財力を虧き奪ひ、以て鳴り物を撃ちて樂みをなすこと此の如く多し、是の故に子墨子は曰く、音樂をなすことは非なりと、

【解義】 【鏽然奏而獨聽之】鏽は肅と同じ、靜かなる意なり、【惟毋爲樂】惟は唯と同じ、毋は助語にて、意義なし、已に前に見ゆ、

昔者齊康公興樂萬、萬人不可衣短褐、不可食糠糟、曰、食飲不美、面目顏色不足視也、衣服不美、身體從容不足觀也、是以食必粱肉、衣必文繡、此掌不從事乎衣食之財、而掌食乎人者也、

老人と幼稚なる者とを使はざることならん、何せならば、老人と幼稚なる者とは、一は既に衰へ一は未だ壯ならずして、耳目の働き工合ば聽からず明かならず、手足の働き力は素早く強からず、音聲は不規律にて調和せず、目遣ひ素振りは、氣轉きゝて、しなやかならず、凡て無趣味なることが多ければ、將さに必らず中年年盛りなる人を使ひ、其の耳目の聽く明かなると、手足の素早く强きと、音聲の調和せると、目遣ひ素振りの、氣轉きゝて、しなやかなるとに因りて、之を利用して、音樂舞踏の役に充てんとす、其の結果は、男子をして之が爲めに耕稼樹藝の時を廢し、婦人をして之が爲めに、婦人の紡績織紝の事を廢せしむ、然るに、今王公大人は、唯一に音樂を爲し、民間の衣食の財力を虧き奪ひ、以て鳴り物を擊ち樂むこと此の如く多し、是の故に子墨子は曰く、音樂をなすことは非なりと、

【解義】【猶是延鼎也】延は覆の義にて、延鼎は偃覆の鼎なり、鐘の形は上は弇にして下は侈なれば、鼎の形と相反する者なるが、虛く懸けて擊たざるときは鼎の偃覆せる者と、其形相似たることを云へるなりと、孫注に見ゆ、又延は羨と通じ、羨は不圜の貌、延鼎は橢形にして、正圓ならざる鼎なりと云ふ、今其の說を用ふ、王闓運は延鼎を埏鼎に作り、鑄鼎の土型と釋せり、亦一說とすべし、【惟勿撞擊】惟勿は唯毋と同じ勿は助詞にて意義なし、【老與遲者】遲は稺と通ず幼稺なり、【明不轉抃】明は目なり、轉は宛轉の意にて、抃は變と通ず、自由活動して障りなきこと、【耕稼樹藝】稼は穀を種うるなり、藝は植うること、已に前篇に見ゆ、【紡績織紝】繒帛を織るを紝となす、已に前篇に見ゆ、【將必使當年】當年は壯年なり、今の丁年と云へると同じ、丁は當の轉聲にて、均く「あたる」と訓じ、盛壯の年にあたる者を云ふ、【股肱之畢强】畢は疾なり「とく」又「はやく」と訓ず、敏捷の意なり、【以拊樂如此多也】拊は擊なり、「書經」の舜典に、予擊石拊石とあるを、孔傳は、拊も亦擊也と注せり、

今大鍾鳴鼓琴瑟竽笙之聲既已具矣、王公大人鏽然奏而獨聽之、何樂得焉哉、其說將不與

に下文に音樂の大國の小國を攻め大家の小家を伐つを止むるに補ひなきを云はんとして、玆に此の三字を下だし、以て轉語となしたるなり、【即我以爲未必然也】即は則と同じ、

今王公大人、唯毋處高臺厚榭之上而視之、鍾猶是延鼎也、弗撞擊、將何樂得焉哉、其說將必撞擊之、惟勿撞擊、將必不使老與遲者、老與遲者、耳目不聰明、股肱不畢强、聲不和調、明不轉朴、將必使當年、因其耳目之聰明、股肱之畢强、聲之和調、眉之轉朴、使丈夫爲之、廢丈夫耕稼樹藝之時、使婦人爲之、廢婦人紡績織紝之事、今王公大人唯毋爲樂、虧奪民衣食之財、以拊樂如此多也、是故子墨子曰、爲樂非也、

【大意】 音樂を用ふるときは、唯だ民の治生に益なきのみならず、又壯年男女を使役し、耕織の實業を妨げ害することを云ふ、上文の無益より、更に一歩を進めて、其の有害なることを說く、

【通釋】 唯だ無益なるのみならず、又大害あり、今の王公大人唯だ一途に高臺厚榭の上に處りて、之を視るときは、彼の鍾てふ者が上よりぶら下りたる狀は猶是の橢圓形なる鼎の如くにして、誠に不恰好なる者なり、若し之を撞き擊ちて鳴らざれば、將た何の樂みを得んや、故に其の說は將に必らず之を撞き擊たんと云はん、唯だ是れ撞き擊つとならば、將に必らず

にす、

【通釋】 凡そ民の生活上に、三つの患あり、飢うる者食物を得ず、寒ふる者衣服を得ず、勞苦する者休息を得ず、即ち衣食住の三つの者が、不自由なるは、民の巨大なる患なり、さらば若し是の時にありて、之が爲めに巨鍾を撞き、鳴鼓を擊ち、琴瑟を彈き、竽笙を吹きて、干戚を揚げて、面白き樂舞を演ずるとも民の衣食の料は、將たこゝに得べきか、或は得べき路あらんも、我は以て未だ必しも音樂に賴りて之を得べしとは信ぜざるなり、抑も右樣なる事は姑く之を置きて言はざるべし、又更に一問題あり、今や周の王室は既に衰へ、天下統一を闕きて、諸侯の中、大國は即ち小國を攻むる者あり、大夫の中、大家は即ち小家を伐つ者あり、其他力の强き者は弱き者を刼かし、人の衆き者は、寡き者を暴し、詐り多き者は愚かる者を欺き、貴き者は賤き者に傲り、寇亂盜賊の諸惡黨並に興りて、禁止すべからざるなり、さらば若し是の時に當りて、之が爲めに巨鍾を撞き鳴鼓を擊ち琴瑟を彈き竽笙を吹き干戚を揚げて樂舞を演ずるとも、此の如く天下の大に亂るゝを將た此に得て治むべきか、或は得て治むべきも、我は未だ必しも然らずと思ふなり、是の故に子墨子は曰く、姑く嘗試に厚く萬民に賦課聚斂し、以て大鍾鳴鼓琴瑟竽笙の聲を爲さんも、以て天下の利を興し、天下の害を除かんことを求むるに於ては別に補益することなきなり、是の故に子墨子は曰く音樂をなすは非なりと、

【解義】【然即當爲之撞巨鍾】即は則と通ず上文には然即を然則に作る當は若なり亦已に上文に見ゆ、【而揚干戚】揚は擧なり干は楯なり戚は斧なり舞者の執れる物なり「淮南子」の繆稱訓に禹執二干戚一舞二於兩階之間一而三苗服すとあり「韓非子」の五蠹篇には有苗不レ服（中略）舜乃修レ政三年執二干戚一舞有苗乃服の文あり以て舞樂の用器たることを知るべし、【將安可得而具乎】安は助詞なりと「荀子」の楊注に見えたり、王引之が「經傳釋詞」には、安猶二於是一也と云へり、「こゝに」と訓ず、下文の將安可レ得而治一與の安の字亦同じ、【意舍之】意は抑と音義共に通ず、舍は置なり、是れ姑く置レ之と云へると同じき語にて、此の事は一先づ止めて、更に他事を論ぜんとの意味なり、乃ち既に上文に音樂の飢寒勞の三患を救ふに益なきを云ひ、又更

措は籍と同じ、籍斂は割り付けて收め取ること、已に節用上篇に見ゆ、【既以成矣】以は已と同じ、【吾將惡許用之】惡許は何許と同じ、許は所と、もと音近きを以て、義を通じ用ふ、是れ吾は將に何所にか舟車を用ゐんとすと云へるなり、【齎而予之】齎は音「し」一に資に作る、予人以物曰齎と、「周禮」の掌皮の鄭注に見えたり、【不敢以爲慼恨】慼は戚と同じ、憂なり、【然則當用樂器】當は黨と同じ、若なり、「もし」と訓す、

民有三患、飢者不得食、寒者不得衣、勞者不得息、三者、民之巨患也、然即當爲之撞巨鍾擊鳴鼓彈琴瑟吹竽笙而揚干戚、民衣食之財、將安可得而具乎、即我以爲未必然也、意舍此、今有大國即攻小國、有大家即伐小家、強劫弱、衆暴寡、詐欺愚、貴傲賤、寇亂盜賊並興、不可禁止也、然即當爲之撞巨鍾擊鳴鼓彈琴瑟吹竽笙而揚干戚、天下之亂也、將安可得而治與、即我以爲未必然也、是故子墨子曰、姑嘗厚措斂乎萬民、以爲大鍾鳴鼓琴瑟竽笙之聲、以求興天下之利除天下之害而無補也、是故子墨子曰、爲樂非也、

【大意】音樂の功用は、民生衣食の助に益なく、國家治政の資に補なきことを云ひ、以て非樂の意を明か

【大意】樂器を造くるに、民財を濫費し、而も其の實用あることは、舟車の水陸通行に便なるが如くならざれば、音樂は非認して用ふべからずと爲す、若し其の實用あること、舟車の便利なると同き者なりせば、多少の財用を惜むにあらずと云ひ、以て音樂の國民生活に無益なることを論ず、

【通釋】今の王公大人の治國の責任ある者、唯一に樂器を造り、以て國家の上に用ふることをなせり、去れども今路傍の溜り水を汲み壞れたる垣根を折りて爲せるが如く無造作なる者にあらず、將に必らず厚く萬民に賦課聚斂し以て大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の鳴り物を爲らんとするなり、成程古の聖王も亦嘗て萬民に賦課聚斂して、舟車を爲りしことあれば、萬民に賦課聚斂することを絕對に惡しと云ふにはあらず、去れど聖王は舟車を爲りて、已に成就したる時は自から問うて曰く吾將に何所に此の舟車を用ゐんか、亦自から答へて曰く舟は之を水上に用ゐて通せざるを濟さんが爲めに車は之を陸上に用ゐて遠行を助けんが爲め此の如く思ひ定めて之を民生の實用に提供せり、其の効能たるや有位の君子は之に乘り行くを以て其の足勞を省きて休息し、無位の小人は之に物を載せて其の肩に負ひ背に荷ふ苦勞を省きて休息することを得るなり。故に萬民は財を出だし之に資給し敢て以て憂戚怨恨をなさゞるは何ぞやと云はんに、聖王の舟車を造るは萬民を苦しましむるにあらず、反りて萬民の利益に中り叶へばなり、さらば今の王公大人が樂器を造ること、反りて萬民の利益に中り叶はゞ萬民の之に對する感情亦此の舟車に對するが若くならん、左るときは、我に於ても敢て音樂を非となさゞるなり、さらば此れ樂器を用ふること、譬へば聖王の舟車を爲りて人民の實用に供給するが如し、左るときは我も敢て音樂を非とせざるなり、要するに我の非樂論を吐くは音樂の民生の實際に無益なればなり、

【解義】【雖毋造爲樂器】雖は唯と通ず、毋は助詞にて意義なし、已に尙賢中篇に解せり、【非直掊潦水而折壞垣而爲之也】直は唯なり、掊は音「ほう」說文に把也今鹽官入水取鹽爲掊とあり「とる」と訓ず、潦水は行潦の水とて、道傍に溜れる雨水なり、折壞垣は已に毀壞せる垣を折取すること、【將必厚措斂乎萬民】

二十七絃或は十七絃の物あり、竽は一種の樂器管を參差して鳥の翼の如く排列せるふえなり、古昔は三十六管なりしが、後世に至りて十九管となせりと云ふ、笙は「しやうのふえ」と訓ず、大者は十九箇の管あり、小者は十三箇の管より成立せる樂器なり、【刻鏤華采文章】刻鏤は彫刻鏤金の飾り、華采は美麗なる色彩、采は彩の本字、文章は繪畫の色模樣にて、靑と赤との交はるを文と云ひ、赤と白との交はるを章と云ふこと考工記に見えたり、【犓豢煎炙】犓は牛羊なり豢は犬豕なり既に前篇に詳解せり煎は物を火にかけて汁を去ることと「いる」と訓ず煎炙はいれる肉あぶれる肉なり、【高臺厚榭邃野】臺は「うてな」と訓ず土を高く築きて觀望をなす處其の屋なきを臺と云ひ其の屋あるを榭と云ふ、邃は深なり野は古音宇と同じ因りて宇の義に通じ用ふ、宇は屋なり邃野とは邃宇のことにて奧深き家屋を云ふ、楚辭の招魂篇鹽鐵論の取下篇に高堂邃宇の字面あること孫注に見ゆ、

今王公大人唯毋造爲樂器、以爲事乎國家、非掊潦水折壤垣而爲之也、將必厚措斂乎萬民、以爲大鍾鳴鼓琴瑟竽笙之聲、古者聖王亦嘗厚措斂乎萬民、以爲舟車、既以成矣、曰、吾將惡許用之、曰、舟用之水、車用之陸、君子息其足焉、小人休其肩背焉、故萬民出財、齎而予之、不敢以爲慼恨者何也、以其反中民之利也、然則樂器反中民之利、亦若此、即我弗敢非也、然則當用樂器、譬之若聖王之爲舟車也、即我弗敢非也、

是故子墨子之所以非樂者、非以大鍾鳴鼓琴瑟竽笙之聲以爲不樂也、非以刻鏤華采文章之色以爲不美也、非以犓豢煎炙之味以爲不甘也、非以高臺厚榭邃野之居以爲不安也、雖身知其安也、口知其甘也、目知其美也、耳知其樂也、然上考之不中聖王之事、下度之不中萬民之利、是故子墨子曰、樂非也、

【大意】上文の意に跟接し己に於て聲色居味の快樂を貪ることを知らざるに非るも、天下の爲めに度るに、先王の道に叶はず、萬民の利に中らざるを以て、止めて爲ざることを云ひ、音樂の止むべき者なることを云ふ、大鍾鳴鼓琴瑟等の一句は是れ主位にして刻鏤犓豢高臺等の三句は是れ陪賓として帶説す、

【通釋】是の譯ゆゑに、子墨子が音樂を非認する所以は、彼と雖も亦人情あれば、何にも別に音樂の鳴り物に大鐘鳴鼓琴瑟竽笙の聲を聞き以て樂からずと爲すにはあらず、唯だ音樂のみならず、諸事同く然り、刻鏤華采文章の色を見て、以て美しからずと爲すにはあらず、犓豢煎炙の味を食うて以て甘からずと爲すにはあらず、高臺厚榭邃宇の居を以て安からずと爲すにはあらず、身は其の居の安きことを知り、口は其の味の甘きことを知り、目は其の色の美しきことを知り、耳は其の聲の樂きことを知るとは云へども、されど之を非認して黜くるは上は之を考ふるに聖王の正き事に中らず、下は之を度るに萬民の利益に中らざればなり、是の故に子墨子は音樂の事に就いて曰く、音樂は非なりと、

【解義】【大鍾鳴鼓】鍾は鐘の借字なり、「爾雅」の釋樂に大鍾謂之鏞とあり、【琴瑟竽笙】琴は「こと」と訓ず五絃七絃あり瑟は「おほごと」と訓ず二十五絃又は

虛僞に傾き、樂は淫靡に流れ、浮華懦弱にして奢侈是れ事とし、復た生業節儉の何物たるを省みざるに至る者あり、墨子此に警懼する所ありて、此の篇を述べ、以て音樂の流行は亡國の禍を招くべきことを論ず、要するに其の言や奇矯冷酷に失することあれども、亦經世家の一讀を要すべき者たらずんばあらず、而して墨子の說は、もと其の兼愛思想より觀たる節用主義より來る者と謂ふべし、

子墨子曰、仁人之事者、必務求興天下之利、除天下之害、將以爲法乎天下、利人乎即爲、不利人乎即止、且夫仁者之爲天下度也、非爲其目之所美、耳之所樂、口之所甘、身體之所安、以此虧奪民衣食之財、仁者弗爲也、

【大意】 仁人の事をなすや、天下の爲めに利を興し、害を除くことを以て主とし、無益なる一身の奢侈を恣まにし以て人民の生活を妨害せざることを云ひ、下文非樂の議論を喚起す、

【通釋】 子墨子曰く、凡そ仁人の事を行ふや、必らず天下の利益を興し天下の損害を除かんことを求むるを骨折りてなせり、さらば今將に事を興して、天下に模範を示さんとするときに當り、以て人を利することならんには、即ち敢て之を爲し、人を利せざらんことには即ち止めて行はず且夫仁者が天下萬民の爲めに度りて事をなすや、其の事が己の目に美く映り耳に樂く聞え口に甘く感じ身體が安らかに落ち付きて、面白きが爲めに、其の事を行ふにはあらず、此の如き事を以て、己一身の快樂に貪らんが爲めに、我が同胞たる人人の衣食の財を虧き奪うて、之に不自由を予ふることは、仁者は爲さゞるなり、

【解義】 【利人乎即爲】即は則と同義として看るべし、下句も同じ、

作る、今兪校に據りて改む、【射之車上】舊本に之を入に作る、今畢校に據りて改む、【鳥身人面】舊本に人面の二字なし、今戴校に據りて補ふ、【素服玄純】舊本に玄純を三絕に作る、今孫校に據りて改む、【敢問神名】舊本に名を明に作る、今孫校に據りて改む、【齊之有社】舊本に齊之社稷に作る、今藤校孫校に據り改む、【選效失時】舊本に効の字なし、今孫校に據りて補ふ、【於是泜洫】舊本に泜を泏に作る、今王闓運の說に據りて改む、【諸呪不以其請】呪の字舊本に品先の二字に作る、今王闓運の說に據りて改む、【幽間毋人之所】間は舊本に澗に作る、今孫校に據りて改む、【施行不可以不董】董は舊本に董に作る、今王校に據りて改む、【立以爲叢社】舊本に社を位に作る、今孫校に據りて改む、【古者聖王必以鬼神爲有】舊本に有の字なし、今王校に據りて補ふ、【或恐其腐蠹絕滅】舊本に或を咸に作る、今王引之の說に據りて改む、【不能敬若以取羊】舊本に若を著に作る、今王闓運の說に據りて改む、【聖人之言】舊本に之言の二字なし、今王說に據りて補ふ、【此吾所以知商之鬼】書を舊本に周に作る、今王校蘇校藤校に據りて改む、【言聽獄之中也】舊本に中を事に作る、今藤校王校に據りて改む、【是以天下治】舊本に本句上に是以莫放幽間擬鬼神之明顯明有一人畏上誅罰の二十字あり、今戴校に據りて削る、【焚炙無罪】焚炙を舊本に楚毒に作る、今王校に據りて改む、【衆人之熇】熇を舊本に螎に作る、今王闓運の說に據りて改む、【王手禽推哆大戲】舊本に手を乎に作る、今畢校に據りて改む、【生裂兕虎】舊本に生列を主別に作る、今王校に據りて改む、【惡來崇侯虎指畫殺人】舊本に畫を寡に作る、今「太平御覽」に據りて改む、【意不中親之利】中を舊本に忠に作る、今蘇校に依りて改む、【其所得將已何哉】舊本に將已を臣將に作る、今藤校に據りて改む、

非樂上第三十二

非樂は、音樂を非として排斥するなり、禮樂は敎化の必用機關にして、禮以て身を檢め、樂以て心を和ぐるとは、歷代帝王の均く倶に用ゐて廢せざる所なり、然れども其の久きに及んでや、禮は

し、此又、各證の後に此吾所レ謂鬼神之罰不レ可レ爲二富貴衆强勇力强武堅甲利兵一者此也の句を兩處分點し、末に禽艾の言を引き、此言鬼神之所レ賞無二小必賞一鬼神之所レ罰無二大必罰一之と明明告白して、本段は即ち一篇主腦の處たるを示せり、第六段は無鬼論者の有鬼の說を事實上實現せしむるも、親戚の利益に中り叶はずして、反りて人の孝子たる上に弊害あらんとの懷疑說に對して、有鬼說を事實上に實現するときは、近く祭祀の事に就いても父兄其他親族の既に死せる者は、子弟其他生存せる骨肉遺族の祭祀を享けて、靈魂を慰安する利益あり、又假りに讓歩して、果して無鬼が事實にして、祭祀の利益を享くることなしと爲すも、其の供物たる酒醴粢盛の用意は、全く之を川谷の無益なる處に注ぎ入るが如き愚擧には至らざるなり、乃ち此の祭祀の會合に因りて、内は宗族外は鄕里の人人、相聚りて懽を合せ親を申ぬる機會を造り出だす便利あり、乃ち死者に益なくとも、生者に利あるを失はず、然るに今や無鬼論を固執して區々祭祀の費用を愛惜したりとて、別に著き利益も見ず、且上は聖王の書に明訓ある處に逆ひ、下は衆人一樣の行に逆へる外、何等の見るべき者なきことを說き、若神有則是得二吾父母弟兄而食一レ之也則豈非二天下利事一哉と一斷を下だして、姑く己が持說たる兼愛主義を置き、世人が抱ける自利上より觀るも、有鬼說を是認することの得策たるを說き、深く希望の情を世間に繫ぎ、最後に例により子墨子の言を以て一篇の旨を反覆言明して、全局を結べり、

存異

【是以夫爲人君】舊本に以の下に存の字あり、今藤校に據りて削る、【迓無罪人乎道路】舊本に迓を退に作る、今孫校に據りて改む、【偕若信鬼神之能賞賢而罰暴】舊本に偕を借に作り、罰暴を暴罰に作る、今藤校に據りて改む、【以爲教誨天下之衆】天下の下に諸本に之人疑天下之の六字あり、今藤校に據りて削る、【將不可以不察也】舊本に以爲將不可以明察此者也に作る、義通せず、今孫校藤校に據りて改む、【則必以爲有云云】舊本に則必以爲無の一句のみありて其の上に則必以爲有莫聞莫見則の十字なし、亦義通せず、今藤校孫校に據りて補ふ、【其後三年】舊本に後の字なし、今孫校に據りて補ふ、【徒數千人】舊本に徒を從に

すの具、缺如たるに由れば、今や天下國家の經綸に志ある者は、先づ之を明辯して、衆人に鬼神の實在にして、賞罰の違はざることを明示すべきを云へり、第二段は鬼神有無の別を明察するには、衆人の耳目に能く聞き能く見ることを以てすべきを述べ、周の杜伯以下、齊の王里國に至るまでの五證を歷擧し、每證の末、必らず鬼神之有豈可ㇾ疑哉の句を點明し、最後に子墨子の言を揭げ、深谿博林幽間無人の所と雖も、敬畏せざれば、鬼神は必ず監視して禍罰を下だすの意を示し、一束をなせり、第三段は無鬼論者の前段、有鬼の論に對して、衆人の聞見は未だ君子の疑案を斷定するに足らずと、非難を爲すに向ひ、更に聖王の事は、中人以上の何人も皆以て法となすに足るの故を以て、武王及び虞夏商周の王者が、祭祀を愼み、宗廟社稷を建つるは、皆鬼神の實在を認むるが爲めなることを說きて、又故古聖王之爲ㇾ政、如ㇾ此の一句を鄭重揭明して、一束をなす、第四段は前段の意を繼ぎ、聖王の鬼神を實在として政事をなすことは、獨り己一世に止まらず、尙ほ子孫の之を長へに守らんことを望み、典籍に錄し、器物に銘して、後代に貽せしことを云ひ、

又無鬼論者の之を否定するに對して、子墨子の言を揭げ、周書大雅以下禹誓に至る三證を歷擧し、亦每證必らず此吾所㆓以知㆒周書之鬼㆒也此吾所㆓以知㆒商書之鬼㆒也此吾所㆓以知㆒夏書之鬼㆒也の三句を各證の末に分點し、最後に尙書夏商周之書と總括して、其の鬼神の事を丁寧反覆するは、乃ち聖王の鬼神を實在とし之を務むる故なるを說き、又申ぬるに鬼神之有豈可ㇾ疑哉の一句を點着し、吉日丁卯云々の古語を以て、再たび前意を繳束して一結をなせり、第五段は、鬼神の實在なると同時に、其の賞罰の嚴明にして欺き誣ふべからざることを云へり、乃ち第一段に歷數せる三代聖王の沒後に起りし官吏人民、互に相愛し相治むる道を失へるより生じたる彼の淫暴寇亂盜賊兵刄毒藥水火を以て劫掠盜奪して自から利する者は、苟も天下國家の經綸に任ずる者が、鬼神の實在なることを明示して、政事の上に施行すれば、上下人民互に相警懼して、其の弊毒自から止むべきことを云ひ、又前段の言を回顧し、鬼神の賞罰の嚴明にして、如何なる幽閒無人の地と雖も、必らず洞視して逃るべからざることを、夏王桀殷王紂二人の事を擧げて之が例證とな

正義の人をして、たとひ能く最後の勝利を生前に得せしめざるときは、亦必らず竟に能く永久の幸福を死後に享けしむる者となせり、是の說に據りて墨子の說を觀れば、純然たる宗教觀念にして、彼の大雄氏の天堂地獄を說き、基督氏の天國神罰を說くと、殆ど擇ぶ所なきに似たり、孔子は怪力亂神を語らず、門人の死生の道を問ふに答ふるには、未だ生を知らず、焉ぞ死を知らんやの語を以てせしことは、論語に見ゆ、而して其の疾に臥するや、子路の鬼神に禱らんことを請へるに對し、亦丘之禱久矣の言を以てし、其の正道正義の行を鬼神ありて、能く照鑒する者となせば、今に及んで禱らざるとも、平日の言行、亦以て鬼神の眷顧を博するに足らざらんやと、自信の存する所を表白せられたり、是れ亦予が前篇に於て儒墨の相異を論せしと、同一觀察を以て、解決すべき問題なりと信ずれば、今別に細論詳議を省くこととなさん、(天志下篇總評參看)而して支那の古代にありて、比較的宗教思想を懷抱して、天下に臨む者は墨子が此論の如き、此れ其の顯著なる者となす、蓋し其の宗旨、もとより兼愛にありて、兼愛の行は義俠、輕死の必要を免れざれば、其の徒をして宗教思想を懷抱し、未來世界の快樂心を鼓動し、以て蹶然として死を視ること歸るが如くならしむるは、亦勢の止むを得ざる者なり、世の議者或は其の說既に已に天帝を以て惟一の主宰として、而も又萬有の多神の實在を認む、其の弊や竟に牛鬼蛇神の妖敎に陷ることを咎むる者あれども、是れ未だ深く墨子立敎の眞意の存する所を知らざるに坐するのみ、而して墨子が宗教觀念を抱きて云々せし過失の如きは亦吾人今日よりして、强ひて墨子の爲めに舞文辯護して脩飾掩蔽するにも及ばざるべきなり、

文評

全篇分ちて六段となす、、、首段は昔三代聖王既沒の後、天下の義を失ひ諸侯の力政をなすは其の本と君臣父子兄弟正長賤人が互に相治むる道を失へるを以てなり、而して之が原因となりて、人民の淫暴寇亂盜賊をなし、或は兵刃毒藥水火を以て、劫掠盜奪して自から利する者、一時並に作りて、天下の大亂を生ずることは鬼神の有無說に眩惑し、其の能く賢を賞し暴を罰することを明かにせざるを以て、善を勸め惡を懲ら

內は其の國人民孝子の常行に逆らひ、己獨り自から天下に高ぶり誇りて、高士を氣取る者にして、此れ眞實の上士たることを求むる所以の道にあらざるなり、是の故に子墨子は曰く、今吾の祭祀をなすや、唯に之を汚壑に投げ棄るが如く全く無益なることを爲すにあらず、上は此にて鬼神の幸福に交り接し、下は此にて歡心を合はせ、衆人を聚め懇親を鄕里に結ばんとす、又若し鬼神が誠に有るときは、祭祀によりて吾が亡き父母兄姒を迎へて之に食物を獻じ與ふることを得るなり、されば此れ豈に天下の利なる事にあらずや、是の故に子墨子は曰く、今の天下の王公大人士君子、誠實に天下の利を興し天下の害を除かんことを求めんと欲せば、鬼神の實有のことの如きは、將に尊び事かへて明かに國民に示さざるべからず、是れ聖王天下を治むる道なり、

【解義】　已に前文に詳かなれば略す、

總評

有鬼無鬼の論を鬪はして、書を援き史を援き、傳聞を援き、先王聖人祭祀の禮を引き反覆絮說して、鬼神の實在なることを證明し、其の善を福ひし惡に禍ひし、賞罰の道竟に得て誣ふべからざることを論述して、天帝鬼神を尊奉信賴すべきを敎ふること是れ作者の主旨にして、本篇の天志篇に次ぎて本書に載する所以なり、蓋し明鬼とは其の篇末に王公大人士君子中實將欲レ求レ興二天下之利一除二天下之害一當三若二鬼神之有一也將不レ可レ不二尊明一也と論結せしが如く、鬼神の實在にして、亦能く意思あり情操あり活動ありて、吾人人類と、道義の標的を同くし、好惡愛憎の情又同一なることを明かにし、以て天下億兆の人民の妄に威力を恃み權勢に誇り無道不義の行を敢てして、顧慮することなき者は、たとひ僥倖にして國家の法網を免れ社會の耳目を迷すを得るとも、鬼誅神罰は必らず逃るべからざると同時に、苟も能く正道を踐み正義を行ひ、一點の微も、心內に疚しき所なければ、たとひ不幸にして失意の境遇に陷り、轗軻困頓して生前に展ぶることなきも、又身時に變亂に際し、國に盡くし難に殉し、或は種種の關係より、身を殺し仁を成すの已むを得ざるに至ると雖も、鬼神の明は、如何なる隱微の地秘密の行と雖も、必らず善く照鑒洞見し、是非の辨、褒貶の別判然として紊すべからずして、正道

今執無鬼者言曰、鬼神者、固請無有、是以不共其酒醴粢盛犧牲之財、豈非乃今愛其酒醴粢盛犧牲之財乎、其所得者將已何哉、此上逆聖王之書、內逆民人孝子之行、而爲上士於天下、此非所以爲上士之道也、是故子墨子曰、今吾爲祭祀也、非直注之汙壑而棄之也、下以合驩聚衆、取親乎鄉里、若鬼神請有、則是得吾父母兄姒而食之也、則此豈非天下利事也哉、是故子墨子曰、今天下之王公大人士君子、中實將欲求興天下之利、除天下之害、當若鬼神之有也、將不可不尊明也、聖王之道也、

【大意】又無鬼論者が祭祀の無益なるが故に、爲ざることを主張するに對し、鬼神の實在にして、祭祀の有益なることを、反覆申言し、尙は王公大人の政を爲すに當りて、鬼神を尊明せざるべからざることを云ひ、以て局を結ぶ、

【通釋】今無鬼論者の主張に曰く、鬼神は固より誠に有ることなし、是を以て其の供へ物たる酒醴粢盛犧牲の財用を供ふることをなさずと、是れ豈に只今になりて、其の供へ物たる酒醴粢盛犧牲の財用を供ふることを惜むにはあらざるか、之を惜みたりとて、其の得る所は、將た以て何の利益あるか、此れ正く上は古代聖王の書に逆らひ、

に考ふるに鬼神たる者は他にあらず、先づ第一に天上の鬼神あり、次ぎに亦土地の神即ち山川の鬼神あり、又次ぎに亦人類が死して鬼神となれる者あり、天地山川の神は姑く置き、人の鬼は今、世には、子が其父に先だちて死し、弟が其の兄に先ちて死するが如き少者が老者より早死することもあり、抑も左様なることがあらんにも、去れど天下の事理を陳べ説く者は曰く、先づ斯世に生るゝ者は、亦先づ斯世を去りて死する者なりと、是れ常理を云へば、誠に然るなり若し此(コレ)が道理とすれば、我が親族中にて、先づ死する者は父にあらざるときは母なり、兄にあらざるときは姉なり、然るに今清潔に酒醴粢盛の供物を具へ、以て祭祀を敬ひ愼みて行はんに、若し鬼神が誠に實在ならば、是れ我より先きに死せる父母姉兄の神靈を迎へ得て、之に酒を捧げ食物を獻ずる道理なり、されば豈に厚き利益となるにあらずや、又若し論者の言のごとく、鬼神をして誠に實在ならざらしめば、祭祀をなせし損失は、是れ僅かに其の造り揃へたる酒醴粢盛の財用を消費せしに過ぎず、實に瑣々たる事なり、且彼の之を消費すと云ふも、獨り之を汚下なる壑(ガケ)に注ぎ込みしが如く、全く無益となるにはあらず、内に向うては、宗族、外に向うては鄕里の人人、皆それによりて具に與に飲食をなし、此れ少くとも以て歡心を合はせ、衆人を聚め、懇親を鄕里に求むることを得べきなり、

【解義】【古之今之】古も今もの意なり、孫注に古今之に作れり、一の之の字を削るべしと云へども、從ふべからず、【有天鬼神】天神地祇人鬼と天地人の神によりて、名稱を異にすれども、鬼神と云ふときは、凡てを一概する稱となるなり、【意雖使然】意は抑と同じ或は曰く雖は誰の字の訛ならんと、姑く疑を存す、【天下之陳物】物は事故なり、天下の事故を陳述する人を指す、【非兄而姒也】而は則と通じ用ふ、女子の兄弟間、先に生る者を姒と曰ひ、後に生る者を娣と曰ふ、又兄の婦は、弟の婦を娣婦と曰ひ、娣婦は兄の婦を姒婦と曰ふ、【今絜爲酒醴】絜は潔と同じ、【若使鬼神請有】請は誠と通ず、墨子多く混用す、既に前篇に解せり、【皆得如具飲食之】如は而と通ず、是祭祀のとき、兄弟賓客と互に獻酬をなすことを謂ふ、【此猶可以合驩】驩は一に歡に作る、義同じ、

と譏とは相通ず、

今執無鬼者曰、意不中親之利、而害爲孝子乎、子墨子曰、古之今之、爲鬼非他、有天鬼神、亦有山水鬼神者、亦有人死而爲鬼者、今有子先其父死、弟先其兄死者矣、意雖使然然而天下之陳物曰、先生者先死、若是則先死者、非父則母、非兄而姒也、今絜爲酒醴粢盛、以敬愼祭祀、若使鬼神請有、是得其父母姒兄而飲食之也、豈非厚利哉、若使鬼神請亡、是乃費其所爲酒醴粢盛之財耳、且夫費之、非特注之汙壑而棄之也、内者宗族、外者鄕里、皆得如具飲食之、雖使鬼神請亡、此猶可以合驩聚衆、取親於鄕里、

【大意】無鬼者の鬼神を實在となして祭祀するときは反て親の利に中らず孝子の道を害する者なりとの論に對し、鬼神を祭祀するときは固より一家親族の死者に利益を予へたとひ無鬼なるも、生存者たる宗族鄕人に集會懇親を予ふることなれば、利益ありて損害あらざることを云ふ、

【通釋】今の無鬼論主張者は鬼神の實在なることを認めずして、排斥をなせるが、抑も彼等は親の利益に中り叶はず、反りて孝子たることを害する者ならんかと云へるが、子墨子は曰く、之を古に考へ又之を今

あり、【萬年梓株】未だ詳かならず、疑らくは此句脱誤あらん、松崎慊堂は蓋し萬年は長き年の意味にて、紂自から己が長久なるべき意を、愛せる梓樹に寄せて名けし者なり、乃ち武王が此の萬年と名くる梓木を以て、紂を拉折せしことならんと云へり、此の說によれば、下句折紂の二字を連屬し、一句となして、萬年梓株折紂と讀むべし、「史記正義」には周書を引て、以輕呂擊之とあり、張守節は、輕呂は劍の名なりと云へり、【繫之赤環】之は紂の首なり、紂の首を折り絕ちて赤き環を以て繫ぎしことを云ふならん、畢注に「太平御覽」を引きて、環を轘に作るべしと云へども、亦疑ふべし、孫注も之を取らず、

且禽艾之道之曰、得璣無小、滅宗無大、則此言鬼神之所賞、無小必賞之、鬼神之所罰、無大必罰之、

【大意】　古人の言を引きて、其の語の臆見にあらずして、所據あることを見めし、以て益、有鬼の論を固む、

【通釋】　獨り右の如く夏殷周の事に就いて、有鬼の說を引證すべきのみならず、且つ古しへに禽艾と云へる人ありて、之を論道して曰く、幸福を得ることは、小となく、宗族を滅すことは大となしと、此の言は、全く鬼神が善みして賞するときは、如何なる小事物となく、必らず之を賞して漏らすことなく、又鬼神が惡みて罰するときは、如何なる大事となく、必らず之を罰して、宗族一門を擇ばず、悉く滅して遺類なきに至る者なれば、實に畏るべき者なるを云へり、是れ此の言によるも、已に鬼神の實在にして尊敬すべきを見るべきならずや、

【解義】　【禽艾】翟灝は「逸周書」の世俘、解篇に禽艾侯の語あれば、即ち此の人ならんと云ふ小澤泰山蘇時學は蓋し古書の篇名ならんと云へり、【得璣無小】璣と禨と通ず、祥なり、幸福のこと、孫注に「呂覽」報更篇に此書之所謂德幾無小者也とあるを引きて、得璣は德幾と通ずと云へども、余は下句の滅宗無大の對句として德幾は乃ち得禨の義ならんと思ふなり、幾

かるが故に、是に於て天帝は震怒せられ、乃ち周の武王に命じ、天に代りて嚴罸を紂王に致さしめたり、武王は擇びたる良車百兩と虎賁の勇士四百人を以て、諸國より來會の師さに率先して、敵兵の間隙を窺ひ、殷の兵と牧の野に戰ひ之を破り、武王手から費中惡來と云へる二勇士を擒にし、紂の兵衆は畔きて皆走れり、武王敵兵の奔るを逐うて、殷の宮中に入り、萬年梓の株を以て紂の首を斬り、之を赤環に繋ぎ、白旗の上に懸け、以て天下諸侯の辱めとなし、世の戒めに供へたり、故に昔し殷王紂は貴きこと天子となり、富みは天下を有ちて、又勇力なる人費中惡來崇侯虎の人々あり、之を指圖して人を虐げ殺せしかば、人民の衆きこと、億なり兆なりの多人數ありて、澤と云はず陵と云はず何れの地にも充盈せり、去れども殷王は此れを以て鬼神の誅罸を禦ぎ止むること能はず、脆くも一敗の下に亡びたり、此れ吾が謂ゆる鬼神の罸を降だす際には、如何に富貴衆强勇力强武竝に堅甲鋭兵ありとも、其効能ありて助けとならずとは此の如きことを謂へるなり、

【解義】【播棄黎老】黎は耆と通ず、耆老は老人なり、又、黎は梨と音通じ、義も同一に解釋し、老人は面色自然に黒く垢染て梨に似たる故に、犂老と稱すとの說もあり、【焚炙無罪】無罪なる人を火中に焚き炙りて殺すこと、即ち謂ゆる炮烙の刑なり、【刳剔孕婦】刳剔は、肉を去りて骨に至ることなり、【號咷無告】號咷は憂ふる聲なり、無告は愬へ告ぐる所なきなり、【擇車百兩】擇は柬選なり、特別に擇びたる車を云ふ、百兩は上句の九十兩の解義に同じ、【虎賁之卒】賁は奔と同じ、猛怒すること、其の勇氣宛かも虎の奔り赴くが如くなるよりして、虎賁と云ふ、「孟子」の盡心篇にも、「武王之伐」殷也革車三百兩、虎賁三千人」とあり、【先庶國節窺戎】庶は諸と同じ、節は符節を持する有司を謂ふ、「史記」の周本紀に武王紂を伐ちしときの誓を記して乃告」司馬司徒司空諸節」とあり、尚書の牧誓には、嗟友邦家君御事司徒司馬司空亞旅千夫長百夫長云々の語あり、乃ち武王の紂を伐つとき、諸侯有司を率ゐしこと推して知るべし、戎は兵なり、是武王身自から諸侯有司に先だち、敵兵の隙を窺ひ之に乘ずることを云ふなり、【戰乎牧之野】牧は地の名殷都の郊にあり、【費中惡來】二人の名皆勇士にして紂に寵

且不惟此爲然、昔者殷王紂、貴爲天子、富有天下、上詬天侮鬼神、下殃殺天下之萬民、播棄黎老、賊誅孩子、焚炙無罪、刳剔孕婦、庶舊鰥寡、號咷無告也、故於此乎、天乃使武王至明罰焉、武王以擇車百兩、虎賁之卒四百人、先庶國節窺戎、與殷人戰乎牧之野、王手禽費中惡來、衆畔走、武王逐奔入宮、萬年梓株折紂而繫之赤環、載之白旗、以爲天下諸侯僇、故昔者殷王紂貴爲天子、富有天下、有勇力之人、費中惡來、崇侯虎、指畫殺人、人民之衆、兆億侯盈澤陵、然不能以此圉鬼神之誅也、此吾所謂鬼神之罰、不可爲富貴衆强勇力强武堅甲利兵者、此也、

【大意】　又殷紂王の天帝鬼神を詬り侮り、暴虐無道を肆にして、敗れし事を引證して、鬼神の實在なることを明かにす、

【通釋】　且唯だ此を然りとなすのみならず、昔し殷王の紂は貴きこと、天子となり、富は天下を有ちしが、上は天帝を詬り鬼神を侮り、下は天下の萬民を禍ひして殺し、老人を打ち棄て、孩兒を賊ひ殺し、無罪の人を焚き炙りて殺し、孕み女の腹をわりえぐり、殘虐無道を極めしかば、庶民老人鰥夫寡婦の賴すくなき者は、泣き叫びて哀めども訴へ告ぐる處なきなり、

る身を以て、臣下を指圖して人民を虐殺せしかば、人民の衆きこと千萬人の十倍して兆億人に達し、此等は皆其の兵となりて、山と云はず陵と云はずに盈ち溢れん許なるも、遂に此の勢力を楯にして、鬼神の誅罰を禦ぎ止むること能はずして、身は死し國は亡びたりき、此れ吾が謂ゆる鬼神の誅罰は、富貴衆彊勇力強武堅甲利兵あればとて、有り甲斐なしとは、此の如きを謂へるなり、

【解義】【幽閒廣澤】解已に上文及天志上篇に見ゆ、【不可爲富貴衆强】不可爲とは「孟子」に、仁不可爲衆とある語氣と、正に同じ、此所にては、富貴衆強等の力は何等の効力なきことを云ふ、【祥上帝】祥は佯と通ず、【伐元山帝祀】王闓運は蓋し郊壇の社樹を伐りしならんと説けり、今は姑く其の説に從ふ、【至明罰焉】至は致と通ず、【湯以車九十兩】もと九十兩を九兩に作る、二十五人を兩と爲すこと「周禮」夏官叙官に見えたり、古は兵車一兩に、卒二十五人附せり、九兩は僅に二百二十五人なれば、人員太だ寡し、孫注は當に九十兩に作るべしと云ふ、「呂氏春秋」には良車七十乘とあり、周制によれば一乘は將官三人に步卒七十二人從へり、【鳥陳鴈行】鳥陳は六韜の鳥雲澤兵篇に、鳥雲之陳を述べて、所謂鳥雲者鳥散而雲合變化無窮者也とあるを、孫注は引きて解すれども、鴈行に對すれば、未だ必ずしも然らざるに似たり、【湯乘大贊犯遂下】乘は登なり、湯の桀を伐つや、「書序」には升自陑とあり、「呂氏春秋」の簡選篇には登自鳴條に作る、故に兪樾は曰く必らず間道に由り、高きに從うて下だりしことを云へるならんと、大贊は地の名なれども、其所在は未だ詳かならずと、兪氏又云へり、遂も地の名なり、「呂氏春秋」には郕遂に作れりと、王闓運は云ふ、【衆人之熇】熇は、火の盛なることにて衆兵の氣燄驍騰することなりと、小川泰山戸埼允明等は説けり、【遂王手禽推哆大戲】遂は成なり、軍士の氣燄甚盛なる結果、湯王が手づから推哆大戲の二勇士を擒にし、大捷利を成すを云ふ、推哆大戲は皆人の名なり、二人共に紂の勇士なること、下文に見ゆ、【指畫殺人】指畫は指揮謀畫にて指麾と意味同じ、【兆億侯盈厥澤陵】侯は維なり、「詩經」の周頌下武篇の毛傳に見ゆ、厥は其なり、【圉鬼神之誅】圉は禦と通す、

鴈行、湯乘大贊、犯遂下、衆人之熇、遂王手禽推哆大戲、故昔者夏王桀、貴爲天子、富有天下、有勇力之人推哆大戲、生裂兕虎、指畫殺人、人民之衆兆、億侯盈厥澤陵、然不能以此圉鬼神之誅、此吾所謂鬼神之罰、不可爲富貴衆强勇力强武堅甲利兵者、此也、

【大意】鬼神の實在にして欺侮すべからざることを云ひ、夏桀の事を引證して、以て之を明かにす、

【通釋】故に鬼神の明かなることは、幽間廣澤山林深谷の僻遠にして人の知らざる處なりとて、妄に欺き侮るべからず、鬼神の明なることは如何なる秘密の事と雖も、必らず之を知れり、鬼神の誅罰に對しては、人間の富貴、衆强の權威、勇力强武の氣勢堅甲利兵の良器あればとて、毫も其の有り甲斐はなし、鬼神の誅罰は、如何なる人力の盛なるを以て反抗をするとも、心らず之に勝ちて人は敗るゝなり、若し以て左樣なる事なしとなさば、請ふ之を下文に見よ、昔し夏の桀王は貴きこと天子たり、富は天下を有てり、去れども無道にして、上は天帝を詬り、鬼神を侮り、下は天下の萬民に殃ひをして之を殺し、上帝を誣かり、元山と云へる處に、上帝を祀る場處あるを、樹木を伐り倒して荒らしたれば、是に於て上帝は殷の湯王に命じ、湯王をして嚴明なる誅罰を夏王に致さしむ、湯王は天命を畏み、車九十兩の兵を以て、鳥陳を張りて兩翼を備へ、鴈行を爲して縱列をなし、湯王は大贊の地を登り、郕遂の地の下に至る、衆人の勇氣は、熇然として火の方に熾なるが如し、遂に王は推哆大戲など云へる桀王の勇力なる臣を擒にして、大捷を獲たり、故に昔し夏桀王は貴きこと天子たり、富みは天下を有ち、勇力の臣推哆大戲の如き者あり、王の力の强きことは兕や虎の猛獸を生ながら引き裂くの力を有す

止、是以天下治、

【大意】吏民男女盜賊寇亂等の諸姦惡を懲治することを列數して、益、鬼神の實在なることを明らかにす、

【通釋】是の故に子墨子は曰く、鬼神の能く賢を賞して暴を罰するが若きは、蓋もと之を國家に施し、之を萬民に施して、實に國家を利益し、萬民を治むる所以の方法なり、されば吏人が官府を治むること潔廉ならざることゝ男女の淫行にして別なきことは、鬼神は之を見て知れるなり、人民が淫暴寇亂盜賊をなして、兵刃毒藥水火の凶器を以て、無罪の良民を道路に禦ぎ止めて、彼が車馬衣裘を奪ひ取りて、自から己を利する者は、又鬼神之を見て知れるなり、されば吏人は官府を治むるに、鬼神の誅罰を畏れ敢て潔廉をせずんばあらず、善きことを見れば敢て賞せずんばあらず、暴きことを見れば、敢て罪せずんばあらず、人民が淫暴寇亂盜賊をなし兵刃毒藥水火の凶器を以て無罪の良民を道路に禦ぎ止めて、彼が車馬衣裘を奪ひ取りて、自から己を利することは、鬼神の誅罰を畏るゝに由り止めて爲さず、是を以て上下官民共に宜しければ、天下は治まるなり、

【解義】【吏治官府之不絜廉】絜は潔と同じ、【迓無罪人】迓は禦と通ずるなり、已に前文に解せり、

故鬼神之明、不可爲幽閒廣澤山林深谷、鬼神之明必知之、鬼神之罰、不可恃富貴衆強勇力強武堅甲利兵、鬼神之罰必勝之、若以爲不然、昔者夏王桀貴爲天子、富有天下、上詬天侮鬼、下殃傲天下之萬民、祥上帝、伐元山帝祀、故於是乎天乃使湯至明罰焉、湯以車九十兩、鳥陳

て射を主どる、攻は治なり、【右不攻于右】車右は右なり、右方に在て、戈矛を執り以て敵を擊退することを司る、【賞于祖僇于社】僇は戮と通ず、誅殺なり、天子親征の時、必らず遷廟の祖主（祖先の王の神主）を車に載せて行き有功の者を賞するときは、祖主の前にて行ひ、以て其の專斷にせざることを示し、又社主（土神の神主）を載せて行き、犯則の者を戮するときは社主の前にて行ふ、社は土の神にして陰なるを以て殺戮を社に行ふとの說、「書經」の孔傳に見ゆ、【言聽獄之中也】獄は訴訟なり、中は正なり、【重有重之】有は又と通ず、【以若書之說】若は此なり、此書とは上に引ける夏商周の書なり、【周代祀社方】社は土地の神にして、方は四方の神なり、是れ秋に至れば、天王地祇並に四方の神を祀ることを云ふ、「詩經」の小雅甫田の篇に、以社以方とあるを、鄭箋に秋祭社與四方爲五穀成熟報其功也とあり、此所の祀社方も亦此類なり、【歲於祖考】歲は歲事とて、歲の祭りなり、「儀禮」の少牢饋食禮に、用薦歲事於皇祖伯某とあるが如く、祖考の廟に、歲事を行ふことなり、

是故子墨子曰、當若鬼神之能

賞賢如罰暴也、蓋本施之國家、施之萬民、實所以治國家利萬民之道也、是以吏治官府之不絜廉、男女之爲無別者、鬼神見之、民之爲淫暴寇亂盜賊、以兵刃毒藥水火、迓無罪人乎道路、奪人車馬衣裘以自利者、有鬼神見之、是以吏治官府不敢不絜廉、見善不敢不賞、見暴不敢不罪、民之爲淫暴寇亂盜賊、以兵刃毒藥水火、迓無罪人乎道路、奪車馬衣裘以自利者、由此

取り扱はざるときは、汝ぢ御者、我が命を恭く奉ぜざる者とせん、是を以て功あらば祖廟に賞せん罪あらば社地に戮せん、祖廟に賞するは何ぞや乃ち先君に告げて命を分つこと均くして己一人の私にあらざることを示さんが爲めなり、社地に戮するは何ぞや、乃ち鬼神に告げて訟を聽きて、裁斷するの中正なるとを示さんが爲めなり故に古しへの聖王必らず鬼神を相手として、賢者を賞し暴者を罰することを爲す、是の故に賞は必らず祖廟に行ひ、戮は必らず社地に行へり、此れ吾が夏書に鬼神の實有を認むることを知る所以なり故に上は夏書に稽がへ其の次ぎは商周の書に稽ふるに、鬼神の實に有ることを語り數ふるや、一たび重さねて又之を重さね、反覆して云へるは、此其の故は何ぞや、即ち古しへの聖王之を務むればなり、斯の書の説を以て之を觀れば、鬼神の實に有ることは、豈に疑ふべけんや、又古代の言に曰く、吉日なる丁卯の日、周王は天下の人民に代りて、社神並に四方の神を祀り、五穀豐熟の謝恩を表し、又先祖先考に歳の祭事を薦め、祖考之を嘉みして、錫ふに康福を以てし、其の年壽を延ぶることをなせりと、

【解義】【禹誓】禹の甘に戰ふ時、軍中に誓ひし事を錄せる文なり、「書經」の序によれば禹の子啓が、甘に戰ふとき甘誓を作るとあり、故に禹誓を甘誓の誤なりとの説あれども、「莊子」の人間世、「呂氏春秋」の召類、「說苑」の政理の諸篇には、共に禹が有扈氏と甘に戰ひしこととなせり、蓋し兩説ありしならんと、孫注に云へり、【大戰于甘】甘は地名なり、今の陝西鄠縣にあり、【左右六人】今の「書經」の甘誓には、乃召六卿に作る、鄭玄は六卿者六軍之將也と云へり、天子親征の時は、王親から中軍を帥ひ、六卿之を左右るなり故に左右六人と云ふ、【有扈氏】扈國は、今の陝西鄠縣即ち其地なり、有は助辭にして、氏は附稱なり、扈戸鄠三字皆同じ、字形古今の異あるのみ、【威侮五行】威一に烕に作る、蔑なり、五行は木火土金水の五行なり、支那古説に據れば、五行の氣、迭に運りて、其の時代を成す、謂ゆる木德火德の類なり、有扈氏暴虐をなして、時代を攪亂す、故に威侮五行と云ふ、【怠棄三正】天地人の正道を怠り棄るなり、【天用勦絕其命】勦は絕なり、【有曰日中】有は又と同じ、【田野葆玉】葆は寶と通じ用ふ、【左不攻于左】左は車左なり、左方に在

而僇于社、賞于祖者何也、言分命之均也、僇于社者何也、言聽獄之中也、故古聖王、必以鬼神爲賞賢而罰暴、是故賞必於祖、而僇必於社、此吾所以知夏書之鬼也、故尙者夏書、其次商周之書語數鬼神之有也、重有重之此其故何也、則聖王務之也、以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉、於古曰、吉日丁卯、周代祀社方、歲於祖考、以延年壽、若無鬼神、彼豈有所延年壽哉、』

【大意】又夏書の事を引證して、鬼神の實在なることを明かにす、

【通釋】且商書にのみ鬼神を說きて、而も其前代の夏書に鬼神を說かざることなれば、未だ以て法儀となして、無鬼有鬼を決定するに足らずとせん、さらば姑く嘗試に上に溯りて夏書を觀よや、夏書の禹誓に曰く、禹王は有扈氏と云へる諸侯と、大に甘と云へる地に戰ふ、其の時王は左右の六大臣に命じて、車より下だり謹みて誓を中軍に於て聽かしむ、其の誓に曰く、今や有扈氏は、五行の德をば威を恃み侮り、三正の道をば怠り棄つ、天帝は右の次第によりて、彼が生命を絕ち滅ぼさんが爲めに、予に命じて之を征討せしむと、又曰く、日中の頃、予は彼の有扈氏と、一日の勝負を決せんとす、且汝ぢ等卿大夫庶人よ、予は汝ぢ等が有せる田野寶玉即ち土地財產を掠め奪はんとに非ず、予は恭く謹て天帝の罰を行はんと欲するなり、我が軍中の將士車左に在る者車左の職を治めて、弓矢を執らず、車右に在る者、車右の職を治め、戈矛を奮はざるときは、我は汝ぢ左右の者、我が命を忝く奉せざる者とせん、車の中央に在る御者が其の馬を正く

の方に未だ禍あらざる時、百獸貞蟲より飛鳥に及ぶまで、道に順はざることなし、矧や維れ人面せし者が、何ぞ敢て異心を懷かんや、山川鬼神亦敢て寧んせざることなし、若し能く恭く誠なれば、維れ天下の人を合せ、下土を長く保たん、山川鬼神の敢て安寧ならざること莫き所以の者を察するに、禹王の謀を佐るを以てなり、此れ吾が商書に鬼神の實有を認むることを知る所以なり、

【解義】【百獸貞蟲】貞蟲は細腰の屬にて蜂蜾蠃の類なりと、「淮南子」の說山訓の高注に解せり、又貞は征の借字にて、征は行なり、活動の義にて、動物を通稱して貞蟲と云ふとの說あり、【允及飛鳥】允は以と同義なりと王引之は云へり、【莫不比方】比は順なり、方は道なり、比方は道に順ふなり、「莊子」の田子方篇にも萬物莫不比方の語あり、【矧隹人面】隹は維と同じ、人面は面目ありて人たる者、即ち人類なり上文の百獸貞蟲飛鳥に對比して云ふ、「鹽鐵論」の未通篇にも矧惟人面、含仁保德靡不得其所とあり、後漢書の章帝紀に詑惟人面、靡不率俾とあり、人面の字義、亦以て推解すべし、【若能共允】共は恭と同じ允は誠なり、【隹天下之合】隹は維と同じ、【下土之葆】葆は保と同じ、【以佐謀禹也】禹の謀猷を佐くるなり、

且商書獨鬼、而夏書不鬼、則未足以爲法也、然則姑嘗上觀乎夏書、禹誓曰、大戰于甘、王乃命左右六人、下聽誓于中軍曰、有扈氏威侮五行、怠棄三正、天用勦絕其命、有曰、日中今予與有扈氏、爭一日之命、且爾卿大夫庶人、予非爾田野葆玉之欲也、予共行天之罰也、左不攻于左、右不攻于右、若不共命、御非其馬之政、若不共命、是以賞于祖

にも有り難く天に昭らかに著はると見たるなり、【周雖舊邦】周は后稷以來系統を傳ふること千有餘年の舊國なり、【有周不顯】有は發語の辭にして、意味なし、周は周國なり、不顯は毛傳に顯也とありて光り顯はるゝことを云ふ、文章なれば豈不顯哉と打ち反して云ふべき處なれども、詩語は簡なるよりして、右の如く云へるなり、【帝命不時】帝命は上帝の命なり、不時は毛傳に時也とあり、語例上句と同じ、時は是と通じ、「これ」と訓ず、確指の辭、乃ち上帝の命は、天下を周國に授くと確信して云へるなり、【文王陟降云云】此所の義も、詩經の注者は文王が或は上に或は下に能く上帝の意を觀察して、事を天下に行ふことに解釋すれども、墨子の說は、文王死後神となりて、上帝の側近くにあるとなせるなり、【穆穆文王】穆穆は、詩經には亹々に作る勉むることと、【令問不已】問は聞と通ず、一本に聞に作る、令聞は善き譽れ評判なり、已は止なり、

且周書獨鬼、而商書不鬼、則未足以爲法也、然則姑嘗上觀乎商書曰、嗚呼古者有夏、方未有禍之時、百獸貞蟲、允及飛鳥、莫不比方、矧隹人面、胡敢異心、山川鬼神、亦莫敢不寧、隹天下之合、下土之葆、察山川鬼神之所以莫敢不寧者、以佐謀禹也、此吾所以知商書之鬼也、

【大意】又商書の言を引證して、鬼神の實在なることを明かにす、周より商に溯り、更に遠く一層の昔しに及ぶ、

【通釋】且や一つの周書のみ獨り鬼神の實在なることを說きて、周代以前の商書に鬼神の實在を說かざるときは、未だ以て法儀として鬼神の有無を決定するに足らずと云はんか、若し然らば、姑く嘗試に上に溯りて商代の書を觀よ、商書に曰く、嗚呼古しへ有夏

則文王既死、彼豈能在帝之左右哉、此吾所以知周書之鬼也、

【大意】 問答を設けて、先づ聖王の書に顯然たる有鬼論なきを難じ、後ち周詩大雅の言を引きて之を論じ、以て周代聖王鬼神を以て實在となせしことを證す、

【通釋】 去れども今無鬼論者は曰く、鬼神は固より宇宙間に實在することとなしと、此の論は前文に擧げたる聖王の務めに反せり、聖王の務めに反する者は、君子の道となす所以にあらず、取るに足らざるなり、又今無鬼論者は曰く、有鬼論者は、先王の書聖人の言には一尺の帛一篇の書だも、鬼神の事を語り數ふること既に重ねし上に又之を重ねて云へりと主張すれども、抑も亦何の書に左樣なる事を載せて有るや、恐らくは論者自身の假託の言ならんと、子墨子曰く然らず、前述の事は周代の詩を錄せる書の大雅の篇に之あるなり、即ち大雅に曰く、我が先君文王は上にありて於戲其の德の偉大なること上天に昭らかに著はる、周國は文王に始まるにあらずして舊來の邦國と雖も其の天命を受けて興ることは文王に至りて維れ新たに盛になり、周國は豈に世に光り顯はれざらんや、天命豈に是定りて變ぜざることあらざらんや文王は或は陟り或は降り常に上帝の左右にあり穆々として勉强さるゝ文王は、善美なる譽れ聞えは永く天下後世に傳はり已む時なしと、若し論者の如く、鬼神は實在のことなしとすれば、彼の文王はとく早く死せしに豈に能く彼の大雅に云へるが如く上帝の左右にあらんや、乃ち鬼神は實在なればこそ、彼の文王は死後に至るも或は陟り或は降りて上帝の左右に在ますなれ、此れ吾が周書に鬼神の實在を認むることを知る所以なり、

【解義】 【重有重之】有は又と同じ、已に上文に見ゆ、【周書大雅】大雅は周詩の篇名なれども古人は詩書を互に共通して稱することあり、且此所は、上文に亦何書有之哉とあるに對して、故らに周詩と云はずして、周書と云へるなり【文王在上云云】此詩は、今の詩經大雅の文王篇にあり此所の義は詩經の解釋に據れば文王が人民の上に位して、其の德が次第に盛んに著はれ、上天に明かに達するを云へり、去れど墨子の意は文王は神となりて、天上にあり、其の德如何

益、疑ふべからざる者なるを明かにす、

【通釋】　かるが故に、古しへ聖王は、必らず鬼神を認めて實在と爲せり、されば彼が鬼神の事に務め盡せることは至りて厚し、乃ち其の後世子孫の時に至りて、己が鬼神の實在たることを知るが如くなること能はざらんことを恐るるなり、故に嘗て己が知り獲たる鬼神の事を、以て之を竹帛に書し、以て後世子孫に傳へ遺せり、而も又或は其の書せし竹帛が年代を經ること久しきに隨ひ、遂に朽ち腐り又蟲食て絶滅し、後世子孫が確と記し得ざらんことを恐るゝなり、故に別に之を盤盂に雕り込み、之を金石に刻み付け、以て其の義を竹帛以外に重ねて記すことをなせり、かるが故に先王の書聖人の言は、僅々たる一尺の帛一篇の書と雖も鬼神の事を語り數へて既已に重ねたるが上にも、又之を重ねて說明をなせり、此れ其の故は何ぞや、則ち聖王は鬼神の實在なることを知らしめんが爲めに右の如くなり、

【解義】　【書之竹帛】已に尙賢下篇及、天志下篇に解せり、【琢之盤盂鏤之金石】亦已に尙賢下篇に解せり、【不能敬若以取羊】若は順なり、敬若は敬順なり、羊は祥と同じ、吉祥なり、幸福のこと、【有重有重之】有は又と同じ、

今執無鬼者曰、鬼神者固無有、則此反聖王之務、反聖王之務、則非所以爲君子之道也、今執無鬼者之言曰、先王之書、聖人之言、一尺之帛、一篇之書、語數鬼神之有、重有重之、亦何書有之哉、子墨子曰、周書大雅有之、大雅曰、文王在上、於昭于天、周雖舊邦、其命維新、有周不顯、帝命不時、文王陟降、在帝左右、穆々文王、令問不已、若鬼神無有、

木の岑欝せる處、古へは因りて神祠を立つること、唐の顔師古の說に見えたり、此所は、樹木の長くして茂れる處を擇びて、叢社と爲すことを謂ふ、「戰國策」の秦策にも恒思有神叢と云へるを、高注に神祠叢樹也と解せり、亦以て參考すべし、【以爲祝宗】祝は太祝、宗は宗伯、倶に鬼神に奉事する官なり、【腯肥倅毛】腯は充滿なる貌、「左傳」の隱六年にも故奉牲曰博碩肥腯の文あり、倅は粹と通ず、毛色の純にして雜駁ならざるを粹と曰ふと、「淮南子」の時則訓に見えたり、倅毛は純粹の毛なり、「淮南子」の齊俗訓にも犧牛粹毛宜於廟牲と云へり、【稱財爲度】財は材と通ず、物質材料なり、【五穀之芳黃】芳黃は登熟することを云ふと、小川泰山は說けり、或は曰く黃は香と通ずと、【官府選効】選は僎と通ず、僎は具なり、効は效なり、具へ効すことを云ふと、孫注に見えたり、松崎慊堂は曰く、効は致なり、選効は選んで力を致すを謂ふと、【與歲上下也】孫注に「逸周書」の糴匡篇を引きて、成年穀足賓祭以盛年饑舉祭以薄と云へり、【犧牲不與昔聚羣】昔は曙昔なり、平時同く居れる牛羊とは別ちて置くことなり、

古者聖王必以鬼神爲有、其務鬼神厚矣、又恐後世子孫不能知也、故以其所獲、書於竹帛、傳遺後世子孫、或恐其腐蠹絕滅、後世子孫不得而記、故琢之盤盂、鏤之金石以重之、有恐後世子孫不能敬若以取羊、故先王之書、聖人之言、一尺之帛、一篇之書、語鬼神之有也、重有重之、此其故何、則聖王務之、

【大意】　古先聖王の鬼神の實有を信ずること、獨り己れ一世に止らず、永く後世子孫をして信向を怠らざらしむることを云ひ、以て鬼神の實在なることは

也、故曰、官府選効、必先祭器祭服、畢藏於府、祝宗有司、畢立於朝、犧牲不與昔聚羣、故古者聖王之爲政若此、

【大意】古昔聖王の宗廟社稷を建國營都の始めに於て、定立することを擧げ、其の鬼神を實在となせし者なることを證す、

【通釋】唯だ此の以上の書の説のみ然りとなすに非ず、且昔しの虞夏商周三代の聖王と雖も、始めて國家を建て王都を營める日に於て、必らず國の中央に當る處の祭壇を擇び定め置きて宗廟を爲り、必らず樹木の長く茂れる者を擇び、定め立てゝ叢社と爲し、又必らず國中の父老子弟の慈孝貞良なる人物を擇び以て宗社の祭を司る祝宗の官となし、又必らず六畜の勝ぐれ肥えて、純粹の毛なる者を擇びて犧牲となし、珪璧琮璜の寶玉は財料を準じ量りて度を定め、又必ず五穀の芳香なる者を擇び、以て酒醴粢盛の供物を造る、故に酒醴粢盛は其歳の豐凶如何によりて、或は上りて善く、或は下りて比較的粗末なることもあり、古の聖王が天下を治むるには必らず鬼神の事を先にして人間の事を後にすること即ち此の如し、故に曰く官の府庫に物を具へ致すことは必らず第一に祭りの器を先づ用意して祭服を整へ必らず府庫の中に藏め置き汚がれを防ぎ神主神職は畢く其の役所に立ちて、私宅の不淨を避け、供物に用ふる犧牲は別處に繫ぎて平常の牛羊類と與に聚り羣ることをなさしめず、古の聖王が政を爲すに鬼神を尊敬することは此の如し、

【解義】【必擇國之正壇】國は國都なり、正壇は中央の祭場なり、凡そ古代に國と稱するは三種あり、全國を總稱して國と云ひ、又其の都を稱して國と云ひ、又其の朝廷を稱して國と云ふ、此所は都を指して云ふ、「考工記」に匠人營國方九里、左祖右社前朝後市とあり、「呂氏春秋」の愼勢篇には、古之王者擇天下之中而立國擇國之中而立宮擇宮之中而立廟と云へること、孫注に見えたり、【木之脩茂者】脩一に修に作る、長なり、【立以爲藂社】藂は叢と同じ、叢は草

四望の屬を祭ること、松崎慊堂は內族の祭祀を內祀とし、外族の祭祀を外祀となすと解せり、是の說用ゆべし、

非惟武王之事爲然也、古聖王其賞也必於祖、其僇也必於社、賞於祖者何也、告分之均也、僇於社者何也、告聽之中也、

【大意】賞を祖に行ひ僇を社に行ふを以て、古聖王の鬼神を實在と觀られしことを證す、

【通釋】唯だ周武王の事のみ然りとなすにあらず、又他事に就きて知るべき者也、古の聖王國家を治むるや、其の賞譽を行ふときは、必らず祖先の神廟に於て擧行し、其の不道を戮するときは、必らず土神を祀る社に於て擧行せり、其の祖廟に於て賞譽を行ふは、何の故ぞや、賞譽を分賜するとの平均なるを告げ示さん爲めなり、社に於て戮することは、何の故ぞ、罪を聽きて裁判することの中正允當なるを、告げ示さんが爲めなり、

非惟若書之說爲然也、且惟昔者虞夏商周三代之聖王、其始建國營都日、必擇國之正壇、置以爲宗廟、必擇木之脩茂者、立以爲叢社、必擇國之父兄子弟慈孝貞良者、以爲祝宗、必擇六畜之勝腯肥倅毛、以爲犧牲、珪璧琮璜、稱財爲度、必擇五穀之芳黃、以爲酒醴粢盛、故酒醴粢盛與歲上下也、故古聖王治天下也、故必先鬼神而後人者此

かにして世間に懸け離れたること毋は無と同じ、【施行不可以不董】施行は所行なり、董は謹の借字、【見有鬼神視之】見は現と同じ、【耳目之請】請は情と通ず耳目に聞見する心情なり、

若苟昔者三代聖王足以爲法、然則姑嘗上觀聖王之事、昔者武王之攻殷誅紂也、使諸侯分其祭曰、使親者受內祀、疏者受外祀、故武王必以鬼神爲有、故攻殷伐紂、使諸侯分其祭、若鬼神無有、則武王何祭分哉、

【大意】上文を承け聖王を以て法となすときは、周武王の祭祀に心を留むるを以て法儀として、鬼神の實在なることを斷定すべきを云ふ、

【通釋】若し苟も昔し三代の聖王の所行は、以て後世の法儀となすに足る者となさんか、然らば姑く嘗試に上世に溯りて、彼の聖王の實行せられし事を觀察せよ、昔し周の武王の殷國を攻め紂王を誅せし時、諸侯をして各〻其の國に屬する神の祭りを分けて掌らしめて曰く、我が周室と親き同姓の諸侯をして、內に關する祀を受けて、其の祖先たる天子の廟を立つることを得せしめ、疏き異姓の諸侯をして、外に關する祀を受けて領土にある山川等の諸祭を爲さしめむと、此點より推すときは、武王は必らず鬼神を以て實在となせるなり、さるが故に其の殷國を攻め、紂王を誅するや、諸侯をして周の同姓異姓の別なく、各〻其の祭りを內外兩祀に分ちて掌らしめり、若し果して鬼神が實在ならざるときは、武王は何ぞ內祀外祀を分つことをなさんや、

【解義】【使親者受內祀】親者は周の王室と同姓の諸侯を云ふ、內祀とは祖先の出でし天王の祀りなり、例へば古史にある魯の祖先周公は、文王の子なれば、魯は文王の廟を立て、鄭の祖先桓公は周厲王の子なれば鄭に厲王の廟を立つるが如きは、即ち內祀なり、【疏者受外祀】疏者は異姓の諸侯を謂ふ、外祀は山川

於天下、而有復信衆之耳目之請哉、若以衆之耳目之請、以爲不足信也、不以斷疑、不識若昔者三代聖王堯舜禹湯文武者、足以爲法乎、故於此乎、自中人以上皆曰、若昔者三代聖王、足以爲法、

【大意】鬼神は如何なる場處と雖も、實在せり、然るに無鬼論者は平凡なる衆人の聞見なればとて、擯斥して取らず、去れど昔しの三代聖王の事實に觀るも、亦有鬼論の勝てることを知るべきを云ふ、〇此節上を結び下を起す、

【通釋】子墨子言うて曰く、たとひ深き谿博き林の幽間にして無人の處にても吾人の施し行ふことは謹まざるべからず、現に鬼神ありて吾人の動作を監視せり、今無鬼論を執る者は、其の議論を主張して曰く、夫の平凡なる衆人耳に聞き、目に見る心情にて豈に以て有鬼無鬼の疑案を斷定するに足らんや、然るに奈何ぞ其れ天下の中に於て高士君子たらんと欲し、而も復、衆人の耳に聞き目に見し心情を信ずることやあると、去れ共若し他の深き理由あるにあらず唯衆人の耳に聞き目に見し心情にては信ずるに足らざるが故に、以て有鬼無鬼の疑ひを斷定すべからずとならんには、抑も識らず昔しの三代の聖王堯舜禹湯文武の若き者は、以て法儀となすに足るか否か、此の如く推問をなすときは是に於てか中人以上乃ち常識ある者、何人も皆昔し三代聖王の如きは、以て法儀となすに足れりと曰はん、若し苟も昔しの三代聖王は以て法儀となすに足れりと爲さば、三代聖王の鬼神觀は如何、以て無鬼となせしか、有鬼となせしか、請ふ姑く嘗試に上代に溯りて彼の聖王の事を觀るべし、

【解義】【深谿博林】谿は「たに」と訓ず通ずる所なき山中の濆又山より出でゝ川に注ぎ入る水なり、博林は博き林なり、【幽間毋人之所】幽間は奥ゆかしく靜

を神となし、因りて敲擊して盟所に於て之を殪せり、是の時に當りて、齊人の從うて現場に居る者は、之を見ざることなし、遠方に在る者は之を聞かざることなし、尙ほ此の事は著はし錄して齊の國史春秋に明かなり、他國の諸侯は此の事を聞き傳へ語りて曰く、諸の盟ひ事に、うそ詐りをなし、其の誠實を以て盜まざるときは、鬼神の誅罰の至ること、此の若く其れ憯速なりと、此の齊の春秋の說を以て之を觀れば、鬼神の實在なることは豈に疑ふべけんや、

【解義】【齊莊君】齊は國の名既に見ゆ、莊君は齊國の君にて、莊は謚なり、一に莊公に作る、【訟三年而獄不斷】獄は訟なり、「公羊傳」宣元年の何注に、古者疑獄三年而後斷とあり、今三年にして猶斷せざれば、其の疑獄たること知るべし、【齊君由謙殺之】由は猶と同じ、猶は古へ欲と同義として用ふることあり、謙は兼と通ず、二人を一時に兼ね併せて殺さんと欲するなり、「詩經」大雅の文王有聲篇に匪棘其欲とあるを、「禮記」に匪革其猶に作り、「周官」の小行人に其悖逆暴亂作慝猶犯令者とあるを「大戴記」には此と同文にて猶を欲に作るが如きは、皆猶と欲との同義なるを見るべし、【猶謙釋之】二人を共に釋さんと欲するなり義已に上句に見ゆ、【於是泏洫】泏は掘なり洫は小溝なり羊血を灑がんが爲めに小溝を掘り穿つを云ふ、【㧨羊而灑其血】㧨は剄の變字にて、剄は頸なり、乃ち羊を剄ね、血を出だして、之を社に於て灑ぐことを謂ふ、【折其腳】腳は脚の正字、一本に脚に作る、【祧神之而槀之】祧は社を守る者なり、羊の所爲を以て神なりとし、因て敲殺して盟所に殪せしなりと、王闓運は云ふ、此句疑らくは脫譌あらん、姑く王說を用ゐて解す、【諸呪不以其請者】呪は禍福に關して、鬼神に祈ること、「のろひ」又は「まじまひ」と訓ず、請は情と通ず、墨子多く混用す、

是故子墨子言曰、雖有深谿博林幽閒毋人之所、施行不可以不謹、見有鬼神視之、今執無鬼者曰、夫衆人耳目之請、豈足以斷疑哉、奈何其欲爲高士君子

者、此二子者、訟三年而獄不斷、齊君由謙殺之、恐不辜、猶謙釋之、恐失有罪、乃使二人共一羊、盟齊之有社、二子許諾、於是淈洫、㧖羊而灑其血、讀王里國之辭既已終矣、讀中里徼之辭未半也、羊起而觸之、折其腳、祧神之而槀之、殪之盟所、當是時、齊人從者莫不見、遠者莫不聞、著在齊之春秋、諸侯傳而語之、曰、諸呪不以其請者、鬼神之誅至、若此其憯遫也、以若書之說觀之、鬼神之有、豈可疑哉、』

【大意】又齊の王里國中里徼の二人が神罰に罹りし事を擧きて、鬼神の實在なることを證明す、

【通釋】唯此の宋國の春秋の說のみ然りとなすにあらず、又他に類似の說あり、昔し齊國の莊君の臣に、一人を王里國、一人を中里徼と云へる二人あり、此の二人は互に訴訟をなすこと三年に及べども、曲直の裁判未だ付かず、齊君は二人を合はせて殺さんと欲すれども、若しや其の冤罪ならんことを恐れて決せず、又此の二人を合はせて釋さんと欲すれども、若しや其の赦すべからざる大罪あらんことを恐れて亦決せず、乃ち二人をして一匹の羊を供へて、齊國の神社に盟はしめ、因りて神の裁斷を仰がんと欲するなり、二人許諾し、是に於て神前にて血を歃らんが爲めに、羊を剄ねて其の血を社に灑がんとせしが時に中里徼に曲事やありけん、王里國の訟辭を讀みて既に畢はり、又中里徼の訟辭を讀みて未だ半ならざるに、羊は忽ち起ちて中里徼に觸れ、其の腳を折れり、是に於て社を司れる役人は死羊の此の如くなる狀を見て、之

たるを以て專斷にて之を爲すか抑も汝が主人鮑(宋君の名)指圖して爲さしむるかと、觀辜は對へて曰く主人鮑は幼弱の身にして猶繈褓の中にあれば、鮑は何ぞ此事に關繫して知らんや、此れ全く其の掛り官の臣觀辜の取り計ひなりと、是に於て巫子は怒りて楫を擧げて之を敲て祭壇の上に仆せり、是の時に當りて、宋人の近く觀辜に從ふ者は目に之を見ざることなく遠き處に居る者は耳に此事を聞かざることなし、著はし錄して宋國の歷史に明かなり、諸侯之を聞き傳へ共に警戒し語りて曰く、諸の祭祀を敬愼せざる者は、鬼神の誅罰あること此の如く憯速なるに至るなりと、此の宋の春秋にある說を以て之を觀れば鬼神の實在なることは豈に疑ふべけんや、

【解義】【宋文君鮑】宋國の君にして文君は謚なり、一に文公とも曰ふ、鮑は名なり、【曰祝觀辜】祝は官の名、大祝と小祝とあり皆鬼神の事を司る官にして、觀辜は人の名なり、【固嘗從事於厲】厲は神祠なり「管子」にも請桓公立五厲祀堯之五吏の事を載せり、後世は統て之を廟と云ふ、【祩子杖楫】祩は祝の異字にて、祩子は祝史なりと、畢注に見ゆ、孫注は祩は禂の異字にして、巫子なり、故に鬼神其の身に憑りて下の如き語を爲せしならんと云へり、今其說を用ふ、楫は梲の訛ならん、篆文相似たるを以て誤れり、梲は殳と同じ木杖なりとの說あれども東漢の王充が「論衡」の祀義篇に厲鬼杖楫而與之言の語ありて、漢代より楫の字に作れば、未だ輒く改めざるなりと、又孫注に見ゆ、小川泰山は楫は疑らくは策の類ならんと云へり、孰れにても通ず、【犧牲之不全肥】全は牷と同じ、純色なり、又字の如く完全に虧缺なきに云ふとの說もあり、亦通ず、【選効失時】選は饌と通ず、祭祀の供へ物なり【意鮑爲之與】意は抑と同じ、鮑は宋君の名なり、【荷繈之中】繈は襁と通ず、小兒を背上に負ふ衣なり、「かいまき」又は「むつき」と訓ず、【官臣觀辜】官臣は官に居る臣を云ふ、「左傳」の襄十八年にも官臣偃(晉の中行偃)の語あり、杜注に守官之臣と解せり、【擧楫而槀之】楫は梲の誤、既に上に解せり、槀は敲と同じ、擊なり、

非惟若書之爲然也、昔者齊莊君之臣、有所謂王里國中里徼

之有雲夢】夢は瞢と同じ、澤の名、亦有名なる處、狩獵を以て尤も著はる、【所屬而觀也】屬は合なり聚なり、【將馳於祖塗】祖澤の途なり塗は途と同じ道路なり、

非惟若書之說爲然也、昔者宋文君鮑之時、有臣曰祝觀辜、嘗從事於厲、祩子杖揖出與言曰、觀辜、是何珪璧之不滿度量、酒醴粢盛之不淨潔也、犧牲之不全肥、春秋冬夏、選劾失時、豈女爲之與、意鮑爲之與、觀辜曰、鮑幼弱、在荷繦之中、鮑何與識焉、官臣觀辜特爲之、祩子舉揖而槀之、殪之壇上、當是時、宋人從者莫不見、遠者莫不聞、著在宋之春秋、諸侯傳而語之曰、諸不敬愼祭祀者、鬼神之誅至、若此其憯遬也、以若書之說觀之、鬼神之有、豈可疑哉、

【大意】又宋の祝觀辜が神罰を獲たりしことを援きて、鬼神の實有なるを證明す、

【通釋】惟だ此の燕國の春秋に說く所然りとなすのみにあらず、又他にも其類あり、昔し宋國に文君鮑と云へる君ありし時、其臣にて祝官を勤むる觀辜と云へる人あり、嘗て神廟の祭に從事せり、時に鬼神其の配下なる巫子に乘り移れるとありて或る杖を携へ出でて觀辜と與に言うて曰く、觀辜よ能く之を聽け、是れ何が故に祭祀に供ふる珪璧は小にして度量に滿たず、酒醴粢盛は淨潔ならず、犧牲は純色にして肥へ太りたるを用ゐず春秋夏冬四季の饌具其の時を失ひ粗末なることを極めて不敬なるや、豈に汝ちが掛り官

鬼神之有、豈可疑哉、

【大意】又燕簡公の莊子儀の鬼を見たる事を以て、鬼神の實在なるを證明す、

【通釋】惟だ此書の說のみ然りとなすにあらず、又一書の證明となすべき者あり、昔し燕國に簡公と云へる君あり、其臣の莊子儀と云へる者を殺せしも、殺すべき罪に相當せざるなり、莊子儀は怒りて曰く、吾が君王に於て、我を殺し玉ふは、不相當の罪にて、甚殘酷なる處刑たり、死したる人は何等の事をも知ることなければ、亦其れ迄のことなり、若し然らずして死したる人が、物事を知ること生前と變りなしとすれば、今後三年を出でず、吾は必ず吾が君をして思ひ知ることあらしめんと、後ち一周年して、燕には將に菹澤と云へる澤中に、馬を馳せ獵りをなさんとす、然るに燕國に菹澤の獵あることは、恰も當時の齊國に社の祭に獵を催して兵を演習し、宋國に桑林の神を祀り、楚國に雲夢の澤ありて狩獵を以て名高きが如く、何れも此れ男女の會集して觀覽する所にして、四方より見物の聚れる者なり、乃ち其の當日に至りて、日中の頃、燕の簡公は、將に菹澤の途に馬を馳せんとするに方りて、忽ち莊子儀の亡靈現はれ、朱杖を肩に荷へるを以て、之を擊てり、是の時に當りて、燕國人にて近く從ふ者は、眼前に之を見ざるものなく、遠方に居る者は人傳へに聞かざるものなし、尙又著はし錄して燕國の歷史に存在せり、各國の諸侯此の事を傳へ互に語りて曰く、凡そ不辜を殺す者は、其れ不吉なる事を得ん、鬼神の誅罰は此の若く其れ烈くして急速なりと、

【解義】【昔者燕簡公】燕は國の名、簡公は燕君の謚なり、【燕將馳祖】祖は燕の澤の名なり、王念孫は「法苑珠林」の君臣篇に、燕之有祖澤、猶宋之有桑林、國之大祀也とあるを引きて、澤の名となせり、【當齊之有社】當は若なり、社は各國にあれども、齊國の社の祭りは特別に盛んにして祭時に人民を集めて戰を習はしむること、「國語」の魯語竝に「左傳」の襄公二十四年に見えたり、有名なる者なり、【宋之有桑林】桑林はもと殷の湯王が大旱の時、雨を祈りし神にして、宋は殷の王室の子孫なれば、其の神を祀ることあり、亦有名なる者なり、「呂氏春秋」の愼大篇に見えたり、【楚

國家蕃昌すべければ、子孫たる者、其れ務めて國家を失ふことなかれと、秦の穆公再拜稽首して曰く、敢て貴神の尊名を問ふと、神は答へて曰く、予は名を句芒と云へりと、若し秦の穆公が身に親く見しことを以て儀法となすときは、鬼神の天下に有ることは、眞實にして豈に疑ふべけんや、

【解義】【當晝日中】當は嘗と同じ一本に嘗に作る、【素服玄純】素は「しろ」と訓ず白絲にして色に染めざる衣を素服と云ふ、玄は黑なり、純は衣の緣にて、「へり」又は「ふち」と訓ず、素衣玄純は、深衣采純の服にして、凶服にあらず、【使若子孫蕃昌】若は汝なり、【子孫茂毋失】茂は楙に通ず、又懋に作る、勉なり、「周語」に茂正其德とあり、「晉語」に茂穡勸分とあり、韋注に、皆茂を訓じて勉となせり、【予爲句芒】句芒は神の名なり、「禮記」の月令に、其神句芒とあり、地祇五祀の一なり、

非惟若書之說爲然也、昔者燕簡公殺其臣莊子儀而不辜、莊子儀曰吾君王殺我而不辜、死人毋知亦已、死人有知、不出三年、必使吾君知之、期年燕將馳祖、燕之有祖、當齊之有社、宋之有桑林、楚之有雲夢也、此男女之所屬而觀也、日中燕簡公將馳於祖塗、莊子儀荷朱杖而擊之、殪之車上、當是時、燕人從者莫不見、遠者莫不聞、著在燕之春秋、諸侯傳而語之曰、凡殺不辜者、其得不祥、鬼神之誅、若此其憯遬也、以若書之說觀之、則

訓ず、弓を納むる囊なり、「左傳」の成公十六年にも、楚共王使養由基射呂錡（晉の將）中項伏弢の文あり、【在周之春秋】周の國史に著はして存在せること、春秋は、もと「國語」の晉語に羊舌肸習於春秋とあるを呉の韋昭が注して、春秋紀人事之善惡而目以天時謂之春秋、周史之法也と云へるが如く、周代歷史の通稱なり、但魯國の春秋は、孔子の筆削せられしを以て、特に著名となり、遂に後世に及びては、其の專有の名稱の如く思ふに至れり、詳かなることは、閒詁に見ゆ、【爲父者以譏其子】譏は警の異字にして、警戒なり、【若此之憯遬】憯音は「しん」、急疾なること、鄭玄は速なりと云へり、遬は遬と同じ、速なり、

非惟若書之說爲然也、昔者秦穆公當晝日中、處乎廟、有神入門而左、人面鳥身、素服玄純、面狀方正、秦穆公見之、乃恐懼奔、神曰無懼、帝享女明德、使予錫女壽十年有九、若國家蕃昌、子孫茂毋失、秦穆公再拜稽首曰、敢問神名、曰予爲句芒、若以秦穆公之所身見爲儀、則鬼神之有、豈可疑哉、

【大意】又秦穆公が身親く見る所の鬼神の事を以て鬼神の實有なるを證明す、

【通釋】惟だ僅に此の書の說然りとなすのみにあらず、又他の書に就きて、鬼神の實在なること證明し得べし、昔し秦の穆公と云へる君が、嘗て白晝日中の頃に、廟に居りしとき、或る鬼神あり、廟門に入りて左方に立ちしが、其の貌甚だ奇異にして、人面鳥身なりき、素服玄純の裝をなし、面の狀は方正なりしかば、秦の穆公は之を見て、乃ち恐懼して奔らんとす、神は穆公に告げて曰く、汝ぢ決して懼るゝことなかれ、天帝は汝ぢの明德あることを聞食て、予（鬼神）をして汝に壽命を錫へ、十九年間の生命を長からしむ、汝ぢの

らん、子墨子言うて曰く、然らず、若し前論の如くにして、衆人が同く見し事と同く聞きし事を以て云ふときは、昔しの杜伯の如きは、即ち是れ衆人の同く聞見せる鬼神の實在なる者なり、昔し周の宣王は其の臣杜伯を殺せしに、其の辜には不當の重刑たり、杜伯死せんとするとき曰く、今吾が君は我を殺し玉ふも、其の辜ならず、若し死せし者を以て、何事も知ること無しと爲さんには、此限りにて止まむも、若し死するとも物事を知ることあらんには、吾は今後三年を過ぎざる内に、必らず吾が君をして死者の亡靈が果して何事をなすかを知らしめて、吾が此の遺恨を報せんと、其の後三年周の宣王は天下の諸侯を會合して、甫田と云へる地に獵せしとき、供の車は數千乘、徒卒は數千人隨行の人數は廣き野原に充滿せしが、日中の頃、杜伯は異樣なる態を現はし白馬素車に乘り、朱衣朱冠を被り、朱弓を執り朱矢を挾み、周の宣王の後を追ひ蒐て、之を車中に射留め、王の心胸に中り、脊骨を折り、王は車中に斃れ、弓袋の上に伏して死せり、是の事や白晝の出來事にて、周人の王に隨從せる者、皆倶に目に見ざることなく、耳に其の話を聞かざることなし、尙著はし記して周の歴史なる春秋に在りて誣ふべからず、而して君たる者は、以て其の臣下に敎へ、父たる者は以て其の子孫を警めて曰く、汝等共に之を戒めよ之を愼めよ、凡そ不辜を殺すときは、其の不祥不吉なる咎めを得て、鬼神の誅罰は此の如く急速なる者なりと、

【解義】【夫天下之爲聞見鬼神云云】爲は謂と通ず、【亦孰爲聞見鬼神】孰は誰なり、爲は謂なり、上句に爲聞見鬼神之物云云とあるは、實際に聞見せしにはあらず、乃ち無鬼論者が鬼神の有無を斷定せんと欲して姑く此一譃語を吐きしなり、故に本句に其果して何人が能く之を聞見せしかを詰問するなり、【周宣王殺其臣杜伯】宣王は謚にして名を宜臼と云ふ、幽王の子なり、杜伯は周の大臣たり、「竹書紀年」に宣王四十三年、王殺其大夫杜伯、其子隰叔奔晋とあり、【田於圃田】田は畋と同じ、田獵なり、圃田は畢注に依れば、田於圃と讀み、田を下句に屬し田車（獵時乘れる車）數百乘と讀めり、兪樾は、「爾雅釋地」に據りて、圃田を以て地名となせり、今兪說を用ふ、【殪車中伏弢而死】殪は仆なり、弢は「說文」に弓衣也とあり、「ゆがけ」と

哉、子墨子言曰、若以衆之所同見、與衆之所同聞、則若昔者杜伯是也、周宣王殺其臣杜伯而不辜、杜伯曰、吾君殺我而不辜、若以死者爲無知則止矣、若死而有知、不出三年、必使吾君知之、其後三年、周宣王合諸侯而田於圃田、車數百乘、徒數千、人滿野、日中杜伯乘白馬素車、朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射之車上、中心折脊、殪車中、伏弢而死、當是之時、周人從者莫不見、遠者莫不聞、著在周之春秋、爲君者以教其臣、爲父者以譏其子曰、戒之愼之、凡殺不辜者、其得不祥、鬼神之誅、若此之憯遬也、以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉、

【大意】上文の鬼神可謂無乎の說に側注し、無鬼論者の亦孰か鬼神の實物を聞見せしやと云へる疑問に對して、衆人の共に聞見する所の杜伯が鬼となりて、周宣王を殺せし事を以て、鬼神の實在なることを證明す、

【通釋】今無鬼論を執れる者は曰く、夫れ天下の人人が、鬼神てふ者の爲せる事を聞見すと謂へる者は至て多くして、一々數ふべからず、去れども一體亦何人が眞に鬼神が實在なるか實無なるかの事を聞見せりと謂へるか、必らず眞實に之を聞見せし者はなか

亡爲儀者也、請惑聞之見之、則必以爲有、莫聞莫見、則必以爲無、若是何不嘗入一鄕一里而問之、自古以及今、生民以來者、亦有嘗見鬼神之物、聞鬼神之聲、則鬼神何謂無乎、若莫聞莫見、則鬼神可謂有乎、

【大意】上文を承け、鬼神の有無を明察する道は、如何にせば可なるかを云ふ、

【通釋】既に上說の如く、以て鬼神の實有實無の辨別は察せざるべからずと爲すときは、吾に於て此を明察する方法は如何にせば可ならんかと云はんに、子墨子は曰く、是れ天下の鬼神が實在なるかと實無なるかとを察知する所以の道を擧ぐるときは、必らず天下衆人の耳目が眞實に其の實有なるか實無なるかを知るを以て法則となし、此に據りて之を判斷をなすべきなり、天下の衆人誠に鬼神の事を耳に聞き目に見ることとあらば、必らず鬼神を以て有りとなさん、耳に聞き目に見ることなきときは、必らず鬼神を以て無しとなさん、

【解義】【是與天下之所以察云云】與は擧と同じ、既に前篇に見ゆ、【故當鬼神之別】故は則と同義にして、當は若と同義なり、說已に前篇に見ゆ、【必以衆耳目之實云云】實は情と同じ、衆人耳目の力にて、聞き見ることの實情を以て、鬼神の果して實有なると果して實無なることを知りて、之を法儀となし、依據して鬼神の有無を決定すべきことを云へるなり、亡は無と同じ、【請惑聞之見之】請は誠と同じ墨子多く用ふ、惑は或と同じ、【鬼神何謂無乎】何は可と通ず、

今執無鬼者言曰、夫天下之爲聞見鬼神之物者、不可勝計也、亦孰爲聞見鬼神之有無之物、

能賞賢而罰暴也、則夫天下豈亂哉、今執無鬼者曰、鬼神者固無有、旦暮以爲敎誨乎天下、使天下之衆皆疑惑乎鬼神有無之別、是以天下亂、是故子墨子曰、今天下之王公大人士君子、實將欲求興天下之利、除天下之害、故當鬼神之有與無之別、將不可以不察者也、

【大意】 上說に反し天下の人偕に鬼神を尊信すべきと、王公大人の尤も意を此に致すべきことを云ふ、

【通釋】 今若し天下の人人をして胥偕に鬼神の能く賢を賞して暴を罰することを信ぜしめんには、彼の天下豈に亂れんや、必らず治らん、然るに今無鬼論を執れる者は曰く鬼神は信不信を論ずるまでもなく、元來有ることなしと、隨うて每旦每暮に無鬼の事を以て天下に敎誨をなして、天下の衆人を疑ひ惑はし、天下の衆人をして皆倶に鬼神の果して有るか無きかの辨別に對して疑惑を懷かしむ、是を以て天下の人人復た世に畏るべき者なければ、互に暴虐非道を恣にし天下大に亂るゝなり、是の故に子墨子は曰く、今天下の王公大人士君子にして誠實に天下の利益を興し、天下の病害を除かんとするときは、鬼神の實有と實無との辨別の如きは。察せざるべからざる者なり、

【解義】 なし

既以爲鬼神有無之別、以爲不可不察、已然則吾爲明察此、其說將奈何而可、子墨子曰、是與天下之所以察知有與無之道者、必以衆之耳目之實、知有與

ㇾ暴ヲ故也、

【大意】 三代聖王既沒の後天下の道德政治の壞亂せしは、世の人鬼神が賢を賞し暴を罰することを知らざるに由れるを云ひ、以て三代聖王の時は然らざることを、言外に寓し、下文聖王と相映發す、起筆倒提して跌入す、亦行文の一奇なるを見るべし、

【通釋】 子墨子言うて曰く、鬼神は賞罰を司れば尊信すべき者なり、然るに昔し夏殷周三代の聖王既に死沒せられし後は王德衰へて天下の統一を闕き、人人其の務むべき本義を失ひ諸侯は暴力を以て政を爲せり、是を以て彼の人の君臣上下たる者が、道を破りて君上は慈惠ならず、臣下は忠順ならず、父子弟兄たる者が道を破りて、父子の間は慈孝ならず、弟兄の間は弟たり兄たる道を盡さずして、父子弟兄共に貞良ならず、正長たる者は政治を聽くことを勉強せず、賤人は己が職事に力を入れて爲さゞるが如きことを、世に存在するに至れり、而して人民の淫暴寇亂盜賊の如き惡事をなすや、兵及毒藥水火の諸凶器を以て、無罪なる良民を公然と道路往來に迎へ要して、其の車馬衣裘を劫かし奪ひ、以て自利をなす者が、處々に並び作りて收拾すべからざる情態となりしは、此の道德政治の壞亂して、如上の事なるよりして始まりしなり、是を以て天下は今何亂れて安んぜざるなり、此れ何を以て然るかと云はんに、皆人人が己の私智妄見を以て、鬼神の有無を疑うて心の惑を生じ、鬼神が眞正實在せられて能く人の賢なるを賞し人の暴なるを罰することを明らかにせざればなり、

【解義】 【諸侯力正】正は政と同じ、力正は義政の反對にして、暴力を以て政をなすこと既に天志篇に見ゆ、【是以存夫爲人君臣云云】存の字、下の不ㇾ强ㇾ於ㇾ從事也に至るまでを管到す、存は有なり、【迓無罪人乎道路率徑】迓は禦なり、無罪人は良民を謂ふ、率は述と古音相近し、「廣雅釋詁」に率述也とあり、述は術と同じ、術は車道なり、徑は歩道なること、杜臺卿が「玉燭寶典」に引ける祭邕の「月令章句」に出づ、「漢書刑法志」にも、術路の字面あり、如淳が注に術大道也と云へりと孫注に見ゆ、

今若使㆔天下之人偕信㆓鬼神之

明鬼中第三十（闕）

明鬼下第三十一

明鬼は鬼神の實在なることを明かにするなり、墨子の說以爲らく、鬼神は天地間に實在して、人の善惡正邪を鑑み照らして吉凶禍福を予ふることをなせば、宜く善事を勉め一身を正くし、祭祀を愼み、以て冥護を祈るべしと、而して其の謂ゆる鬼神は耶蘇敎徒の稱して多神なる者にして天帝一神を云ふにあらず、故に近人或は謂ふ、是れ墨子が鬼神を假りて社會改良の一策となすと雖も、要するに未だ野蠻時代迷信の習氣を脫せざる者なりと、其の言の當否の如きは、請姑く之を置き、墨子が本論を稽驗し、然る後ち議して可なり、「淮南子」の氾論訓に明鬼を右鬼に作る、高注に右猶尊也とあり「漢書藝文志」亦稱して右鬼と曰ふ、本篇今上中の二篇を失して下の一篇を存す、

子墨子言曰、逮至昔三代聖王旣沒、天下失義、諸侯力正、是以存夫爲人君臣上下者之不惠忠也、父子弟兄之不慈孝弟長貞良也、正長之不强於聽治、賤人之不强於從事也、民之爲淫暴寇亂盜賊、以兵刃毒藥水火、退無罪人乎道路率徑、奪人車馬衣裘以自利者並作、由此始、是以天下亂、此其故何以然也、則皆以疑惑鬼神之有與無之別、不明乎鬼神之能賞賢而罰

【今是大國之君】舊本に今是を今知氏の三字に作る、今兪校に據りて改む、【寛然曰】舊本に寛者然曰に作る、今孫校に據りて者の字を削る、【比列其舟車之卒伍】舊本に伍の字なし、今非攻下篇に據りて補ふ、【入其邊境】舊本に邊を溝に作る、今王校に據りて改む、【抑其溝池】抑を舊本に御に作る、今王校に據りて改む、【則勁殺之】殺を舊本に拔に作る、今孫校に據りて改む、【則係纍而歸】舊本に纍を操に作る、茅本に摞に作る、今王校に據りて改む、【不知此爲不仁不義】舊本に下の不の字なし、今一本に據りて補ふ、【丈夫以爲僕圉】舊本に丈を大に作る、今茅本に據りてあらたむ、顧校王校亦同じ、【發其徒遽】舊本に徒遽を總處に作る、諸說牘々皆通じがたし、今孫校に據りて改む、【發吾府庫】舊本に府の字脱す、今上文に據りて補ふ、【視吾先君之法儀】舊本に儀を美に作る、今王校に據りて改む、【己非其所有取之故也】己を舊本に已に作る、王注に已は以と同じとあり、茅本に據りて改む、所有の二字舊本に有所に作る、茅本及藤校に據りて改め、又藤校に據りて也の字を補ふ、【與穴人之府庫】穴を舊本に角に作る、今兪校に據りて改む、【竊人之金玉布臬】布臬の二字舊本に蚤絫に作る、今王校に據りて改む【與入人之場圃竊人之桃李瓜薑者數千萬矣】舊本に本句の上にある者と與入人之場圃竊人之の十字なし、いま藤校王校に據りて補ふ、【是蕡義者】舊本に、義を我に作る、今顧校に據りて改む、【而少示之黑謂黑】舊本に謂の下に之の字あり、今王引之の說に據りて削る、而少を舊本に少而に作る、今藤校に據りて改む、【多嘗之甘謂苦】舊本に之甘の二字なし、今王引之の說に據りて補ふ、【此蚤牙之士】舊本に牙を越に作り、之士の二字なし、今之を改補す、說已に上文の解義に見ゆ、【因以爲本義】舊本に本を文に作る、王校以て大義の誤とす、今王闓運の說に據りて改む、【此語文王之以天志爲法】舊本に語を誥に作る、今畢校に據りて改む、法の下に舊本は也の字あり、今孫校に據りて削る、

墨子卷之八

明鬼上第二十九（闕）

くして旨遠し、人をして憂然たる餘韻、尙筆端を繞るかを疑はしむ、

存異

【莫以相儆戒也】舊本に儆を極に作る、今王引之の説に據りて改む、兪說によれば、極は亟に通じ、亟は敬と通じ、亦儆と同じとなすと云へり、【而不明於天之正天子也】舊本に之の字及び天子の二字なし、今王校に據りて補ふ、【天下疾病禍祟】祟舊本に福に作る、今王校に據り改む、【誰爲貴天爲知】舊本に六字なし、今兪校に據りて補ふ、【遠蠻孤夷之國】諸本に蠻を靈に作る、戴注は雱の誤とす、雱は旁と同じ方と通ずとなす今茅本に據りて改む、【越王食於越之四境之內】舊本に四境之内の四字なし、今戴校に據りて改む、【不盡此而止矣】舊本に此を物に作る、今王校に據りて改む【粒食之民】舊本に民の下に國の字あり、今王校に據り削る、【殺不辜者必有一不祥】舊本に殺一不辜必有の六字なし、今王校高木校に據りて補ふ【孰予之不祥曰天也】舊本に不祥を不辜に作る、今高木校孫校に據りて補ふ、【吾以賢者之必賞賢不肖者之必罰暴知之也】諸本に不肖者之必の五字なし、今法儀篇に據り意を以て之を補ふ、知之の二字諸本になし、意を以て補ふ【何以知賢者之必賞善不肖者之必罰暴也】諸本に不肖者之必の五字なし、今意を以て補ふ、【吾以昔者三代之聖王暴王知之】諸本に暴王の二字なし、今意を以て補ふ、【兼愛天下也從而利之】舊本に愛の下に之の字あり、今孫校に據りて削る、【以爲民父母業延萬世子孫繼嗣以爲法儀】舊本に以爲民父母の五字なし、業延萬世より以下下文の是以天下之庶民屬而毀之の下にありて延の字儀の字なし、今本書法儀篇に據りて以爲民父母の五字を補ひ、又下文より移して此所に置き而して上篇に據りて延儀の二字を補ふ、【而毀之不廢也】舊本に之不の間、業萬世子孫繼嗣毀之の八字あり、今削る、不廢也を責不之廢也に作る、今王校に據り責を者に作り、之の字を削る、【名之曰暴王】舊本に暴を失に作る、今上篇に據りて改む、【是謂天賊】舊本に天の字なし、今兪校に據りて改む、【故子墨子置立天之】舊本に之の下志の字あり、今畢注に據りて削る、【以此知方圓之別矣】舊本に知の字なし、今王校に據り補ふ、【吾以此知士君子之去義之遠也】舊本に下の之の字なし、今王校に據りて補ふ、下句亦同じ、

をなさずとにはあらざるなり、故に孔子曰く、死生有命富貴在天（論語）と孟子曰く殀壽不貳修身以俟之所以立命也（盡心上篇）又曰く莫非命也順受其正是故知命者不立乎巖牆之下盡其道而死者正命也桎梏而死者非正命也（同上）と、此れ吾人が當務の責任を盡くせは、殀壽榮辱利害得失の如きは、一に天命に聽いて可なると共に、好んで危險に瀕して自から禍祟を取るは、亦君子の爲さゞる所なるを云へる者にして、後世漢の諸葛亮が出師表中に鞠躬盡力死而後已若成敗利鈍非臣之明所能逆睹也と云ひ、孝經に孝の常道を論じて身體髮膚受之父母不敢毀傷と云はれしは、亦實に此の旨に外ならず、吁是れ孔子墨子の相異る大端の一なり、

文評

通篇結構段々相承け節々相生じ、殆ど分界を劃し難し、大約三大段に分ち看るべし、第一段は今士君子明於小而不明於大の句を以て起端とし、即ち主腦となりて、一篇の血脈皆此より出で、復此に滙滀し、循環周流して、千態萬狀活躍の觀を成す、乃ち世の士君子の天意を明かにせずして戒愼を忽かせにするを責めて大物を知らざる者となし、戒愼の道は義に順ひて天意に適合することを務むるにあるを云ふ、第二段は、義に順ふとは、天下の人を兼愛するにありて、兼愛すれば義に順ひ、天意に適合するを以て、天之を賞し福祿を授け、兼愛せざるときは義に順はず、天意に適合せざるを以て、天之を罰し禍祟を予ふることを云ひ、三代の聖王暴王の事を分節双叙し、以て徵證となす、第三段は、既に天に意欲あり情操あること此の如しとすれば、子墨子は天志の存する所を以て標準となし、萬事を處斷することを試むるに、今の王公大人亦仍ほ小事小物に對しては、注意をなし、不法者を嚴重に處罰することを知れども、自から私利を逞くして、戰爭の結果、多く人を殺し多く人を苦ましむるを咎むるを知らず、又己が爲めに不辜の人民を鋒鏑の下に殺し、反りて之を本義として誇り稱することあるは、誠に不明於大物者となすべきを云ひ、結局反振一番して、天志を察して政を爲さゞるべからざるを云ひ、天志者義之經也の一句を以て、人義を離れて天志なく、天志を離れて人義なきを示し、天人合一の旨を指說すること、何等の切實ぞ、何等の簡要ぞ、言短

子の天志を遵奉すること、吾亦竟に如何たることを知らざるなり、墨子の賢、固より區々の利害を以て、其の心を貳三にすること無るべしと雖も、顏子の夭折盜跖福壽の如きは、世間其の類亦少しとなさず、吾未だ知らず墨子何辭を以て之を辯ぜんとするか、且墨子の說に從ふときは、若し茲に人あらん、我は禍祟を欲して幸福を欲せず、故に天意に違背して罪惡を爲さんと云はんに、墨子果して能く之を禁止することを得るか、彼其の說や、幸福を欲するが故に天意を遵奉して善事をなし、禍祟を畏るゝが故に天意に違背して惡事をなさゞる者なり、誠に此の如くんば、たとひ其の人好んで天意に違背して禍祟を求めざるとも、又天意を遵奉して幸福を求んと欲せざるときは、墨子は其の惡事を爲すことを禁止することを得ざると共に、又其の善事をなすことを强ふるを得ざらんとするなり、然らば即ち孔子の天を說くや如何、終に能く斯の弊なきことを得るか、曰く孔子人道を論ずるや、曰く立天之道曰陰與陽立人之道曰仁與義(周易繫辭)と、乃ち陰陽ありて萬物を化生するは天の本務なると共に、仁義ありて萬事を經紀するは、人の本務なることは、造化自然の妙用にして、既に天と云へば、必らず陰陽なかるべからず、既に人と云へば、必らず仁義なかるべからずと爲せり、反言すれば陰陽なければ、天として存立することを得ず、仁義なければ人として存立することを得ざるなり、故に子思は其の義を述べて、天命之謂性率性之謂道(中庸)と云へり、孟子又曰く、仁人心也、義人路也と、董仲舒曰く仁之法在愛人不在愛我、義之法在正我不在正人我自不正雖能正人弗與爲義人不被其愛雖厚自愛不予爲仁と又曰く仁謂往義謂來仁大遠義大近愛在人謂之仁義在我謂之義仁主人義主我也と、此れ仁義發動の迹に就いて論述する者にして、其の仁義は天性に存して、仁義を行ふは、吾人當然の責務なることを說けるは、皆共に同きなり、此に由りて之を觀れば、孔子の天を說くや義理を以て言へる者にして、其の己を修め、人を愛するは、以て自己責任の本務となし、幸福禍祟の如何の如きは、初めより深く顧るに遑あらざるなり、去れども天道は善に福し惡に禍する者なることは、敢て疑を容れざるも、幸福あるが故に善事をなし禍祟あるが故に惡事

天亦且不為人之所欲而為人之所不欲（天志中）と云ひ、天之所欲者何也所惡者何也天欲義而惡不義（天志下）と云ひ、今天下之士君子之欲為義者則不可不順天之意矣順天之意何若曰兼愛天下之人何以知兼愛天下之人以兼而食之也（中略）今是楚王食於楚之四境之內故愛楚之人今天兼天下而食焉我以此知其兼愛之也（天志下）と云ひ、且吾言殺一不辜者必有一不祥殺不辜者誰也則人也予之不祥者誰也則天也（天志上）と云ふが如き、以て天の意欲あり情操あることを示せり、此の說や、儒敎よりして之を觀れば、天生蒸民有物有則（詩經大雅蒸民篇）と云ひ、帝謂文王不聲以色不識不知順帝之則（同上皇矣篇 墨子亦之を引けり）と云へるは、乃ち墨子の天を以て標準儀則となす說と同じ、上帝臨爾無貳爾心相在爾室尙不愧於屋漏（詩經大雅）と云ひ、獲罪於天無所禱也と云へるは、乃ち墨子の天の常に實在して、全知全能なる說と同じ、惟上帝降衷于下民（書經）道之大原出於天（漢の董仲舒の語）と云へるは、乃ち墨子の天の至て尊くして道義の淵源たる說と同じ、天地之德曰生（周易）と云ひ惟天陰隲下民相協厥居（書經洪範）と云ひ、鯀陻洪水汨陳其五行、帝乃震怒不畀洪範九疇彝倫所斁鯀乃殛死禹乃嗣興天乃錫禹洪範九疇彝倫所敍（同上）と云へるは、乃ち墨子の天を以て意欲あり情操ありとせる說と同じ、以上の如く一々比較對照するときは、儒墨の二敎殆ど相同きが如くなれども、其の實然らざる者あり、蓋し墨子の天を說くや其の主とする所は、主宰的天の實在を確認し、全知全能にして人的意欲情操ある者として、凡そ天下の萬事萬物の標準儀則を、此に仰ぎ務めて其の歡心を博し、厭惡を避け、以て幸福を求め禍祟に遠ざかることを以て宗旨とす、乃ち其の兼愛交利を唱へて、相別相害を斥くるは、亦唯だ其の一は天意に中りて幸福を得ると、其の一は天意に中らずして、禍祟を得ることを以てのみ、是れ其の說の由りて起るや、彼の兼愛を論じて、夫愛人者人必從而愛之利人者人必從而利之惡人者人必從而惡之害人者人必從而害之（兼愛中篇）と云へると共に、全く自己の利害より打算して見を起す者と謂はざる可らず、故に若し天志を遵奉すれども、幸福を得ず、天志に違背すれども、禍祟を得ざることあるときは、墨

然】夏は雅と古字相通ず「荀子」の榮辱篇に、越人安越、楚人安楚、君子安雅とありて儒效篇には居楚而楚、居越而越、居夏而夏とあるを觀るも、夏雅二字の相通ずるを知るべしと、孫注は云へり、此の大雅の詩は今の「詩經」の大雅の皇矣の篇にあり、道は言なり、

【毋大聲以色云云】解既に中篇に見ゆ、

總評

均しく天を說けども（第一）形體を以て云へるあり（第二）主宰を以て云へるあり（第三運命）を以て云へるあり（第四）義理を以て云へるあり、彼の天高地厚（周易）天成地平（書經）天覆地載と云へるが如きは第一說に屬す、天秩有典、天序有禮（書經）天命有德、天討有罪（同上）天視自我民視、天聽自我民聽（孟子引泰誓）天何言哉四時行焉百物生焉（論語）天地不仁以萬物爲芻狗（老子）と云へるが如きは、第二說に屬し、乃ち天は造物主の意義を含有せり、富貴在天（論語）若夫成功則天也（孟子）其子之賢不肖天也非人之所能爲也（孟子）と云へるが如きは、第三說に屬す、天命之謂性（中庸）夫子之言性與天道（論語）上天之載無聲無臭（詩經）知其性則知天矣（孟子）と云へるが如きは、第四說に屬す、乃ち謂ゆる理、性、自然の法則の意義を含有せり、從來支那學說の天を說く者、此の如く同名にして指す所の異なるを以て、均く天を說けども、亦頗る判斷解釋に苦む者あり、今や墨子の天てふ意義は、果して其の何れに屬するかを云はんに、本篇及び前二篇の天志を論述せる言を觀れば、彼が謂ゆる天は、第二說にあることは明々白々にして、何人と雖も必らず首肯を吝まざるを信ずるなり、且墨子の主宰的天を論ずるや、以て意欲あり情操あり行爲あること亦猶人の如き者となせり故に天志を以て篇に名く、其の志あらば、隨うて活動の行爲あることを亦已に知るべしとなす、故に天不可爲林谷幽間無人明必見之（天志上）と云ひ、以て天の常に實在して、全知全能なることを示し、天爲貴天爲知而已矣然則義果自天出矣（天志中）と云ひ又吾所以知天之貴且知於天子者有矣曰天子爲善天能賞之天子爲暴天能罰之天子有疾病齋戒沐浴（中略）則天能除之と云ひ、以て天の至尊にして道義の淵源たることを示し、我爲天之所欲天亦爲我所欲（天志上）と云ひ、不爲天之所欲而爲天之所不欲則

故子墨子置天之以爲儀法、非獨子墨子以天志爲法也、於先王之書、大夏之道之然、帝謂文王、予懷明德、毋大聲以色、毋長夏以革、不識不知、順帝之則、此語文王之以天志爲法也、而順帝之則也、且今天下之士君子、中實將欲爲仁義、求爲上士、上欲中聖王之道、下欲中國家百姓之利者、當天之而不可不察也、天之者義之經也、

【大意】天志を以て法儀となすは、先王の道なることを説き、以て其の説の臆見にあらざるを明かにし、天志を察せざるべからざるを云ひ、本論を結ぶ、

【通釋】故に子墨子は天志を置きて儀法となし、凡ての物事皆天志に據りて處分せざるなし、然れども獨り子墨子一人のみが、天志を以て儀法となすのみにあらず、乃ち先王の傳へ殘せし書籍、大雅の篇中に之を云へり、曰く天帝は周の文王に謂らく、予は世の明德を懷うて歸し依らんと欲す、徒に虚聲を大にして外面の色飾りをなすことなかれ、諸夏の列國に長として立つとも、以て王法を變革することなかれ、正直質朴にして古も識らず今も知らず、何に事も皆天則に順うて行ふべきのみと、此の詩は文王が天志を以て法儀として、天帝の法則に順へることを語れる也、此れ文王の事を云へるも他の先王も推して知るべきなり、且今の天下士君子、中實に將に仁義をなさんと欲し上士たらんことを求め、上は聖王の道に中り叶はんことを欲し、下は國家百姓の利に由り叶はんことを欲すれば、天志の若きは、深く察せざるべからず、何となれば天志は義の經にして、永久に易はらざる者なればなり、

【解義】【以天之爲法】之は志と同じ、【大夏之道之

て牛馬を竊む者及び他人の場園に入りて桃李瓜薑の果蓏を竊める者と共に、何れも各々數千萬の多數なるに相當をなせり、右の如く大罪を犯し而も自から其の功績を誇りて、我の所爲は義理に叶へりと云へり、故に子墨子は之を論じて曰く、是れ義を紛亂して人を惑はする妄論なることは、豈に是の世間に於て黒白の色甘苦の味の辨別を紛亂する者に異なることあらんや、今此所に人あらんに、其の人は他人が少く黒色の物を示すときは、能く辨別して之を黒色と謂ふ、多く黒色の物を示すときは、反りて辨別せずして之を白色と謂ふ、此の如き人は、若し他人より詰問に逢へば、必らず曰はん、吾が目亂れて黒白の辨別を知らずと、今此所に人あらんに、其の人は他人が少く之に甘味の物を嘗めしむるときは、能く辨別して、甘味と謂ふ、多く甘味の物を嘗めしむるときは、反りて辨別せずして、之を苦味と謂ふ、此の如き人は若し他人より詰問に逢へば、必らず曰はん吾口亂れて甘苦の辨別を知らずと、今王公大人が政事をなすや、人民間に於て人を殺すことは其の國家之を禁止せり、而して此の王公大人の爪牙の士が戰爭して能く多く鄰國の人民を殺すことあり、されども之を罪惡とはなさず、反りて以て大義に叶へる者となせり、誠に甚き矛盾(ムジュン)にて、此れ豈に彼の白黒甘苦の辨別を紛亂顚倒する者に異なることあらんや、

【解義】【是蕢義者】是は此と同じ、「この」と訓ず、此所にては、今王公大人を指して云ふ、蕢は棼と通ず、棼は「左傳」に治絲而棼之とある棼の字にして、紛と同義なり、「みだす」と訓ず、紛亂すること、【黒白甘苦之辯】辯は辨と同じ別なり、【能少嘗之甘】能は而と古音相近し、義も通用す、上文の而少示之黒とある而字と同じ、【此爪牙之士有能云云】此蚤牙の三字、舊本に此蚤越に作りて、之士の二字なし、戴注は此蚤越の三字誤あらんと云へり、或は云はく蚤は早と同じ、早越は輕捷踊躍の狀を謂へるなりと、然れども亦强解を免れず、王闓運は越を以て牙の誤となす、今按ずるに、上文に是以差論蚤牙之士云々とあり、此所正に之を指して云へるなれば、王校從ふべし、而して上文既に明かに蚤牙之士とあれば、因りて此所亦二字を補ひ蚤牙之士となせり、【因以爲本義】本義は本然の義なり、

伐兼幷、此爲殺一不辜人者數千萬矣、此爲踰人之牆垣担格人之子女者與穴人府庫竊人金玉布粲者數千萬矣、此爲踰人之欄牢竊人之牛馬者與入人之場園竊人之桃李瓜薑者數千萬矣、而自曰義也、故子墨子言曰、是蕡義者、則豈有以異是蕡黑白甘苦之辯者哉、今有人於此、而少示之黑謂黑、多示之黑謂白、必曰吾目亂、不知黑白之別、今有人於此、能少嘗之甘謂甘、多嘗之甘謂苦、必曰、吾口亂不知甘苦之味也、今王公大人之爲政也、或殺人、其國家禁之、此蚤牙之士有能多殺其鄰國之人、因以爲本義、此豈有異蕡白黑甘苦之別者哉、

【大意】前文の小物を知るに反して、大物を知らざるは白黑甘苦の別を紛亂するが如く、實に怪訝の至りなることを云ふ、

【通釋】然るに今天下の諸侯は、將に猶皆、互に侵凌攻伐兼幷をなせり、此れ上文に照らして理論上に推究するときは、一の不幸なる人物を殺すこと、數千萬の多數なるに相當をなせり、此れ又他人の牆垣を踰えて、其の子女を担格する者と及び人の府庫を穿ちて忍び入り金玉布帛を竊める者と共に、何れも各〻數千萬の多數なるに相當をなせり又他人の欄牢を踰え

はんに、己自からは之を種蒔及び植育つる苦勞を爲さずして其の實のり成熟せし處を取り、又其の己が所有にあらざるに、妄に之を取れるを以ての故也、而も況や又妄に他人の垣根を上り踰えて、他人の子女を奪ひ去れる者をや又人の府庫に穴を穿ちて忍び入り、其の所藏せる金玉布帛を竊める者をや、又他人の欄牢とて、其牛馬を飼養せる圈內に踰え入りて牛馬を竊める者をや、而も況や一の不辜なる寃民を殺せる者をや、其の罪は次第に重き者なるが、今の王公大人が政事を爲すに當りて、重罪たる一の不辜なる寃民を殺せる者より始め、他人の垣根を上り踰えて、其の家の子女を奪ひ去れる者、他人の府庫を穿ちて忍び入り其の金玉布帛を竊める者、人の欄牢を踰え入りて其の飼養せる牛馬を竊める者、他人の場園に入りて其の內にある桃李瓜薑を竊める者は、今の王公大人が此に對して相當の處分を施し、刑罰を申し付くることは、古の堯舜禹湯文武の諸聖王が政を爲して法律を執行すと雖も、亦以て之に異なることなし、乃ち罪惡を罪惡として犯罪の輕重によりて、其の罰を加ふることは、古今の別なく、皆同一なるなり、此れを以て小事小罪に對しては、其の知識の闇からざるを見るべきなり、

【解義】【所謂小物則知之者何若】小物は小事なり、何若は何如と同じ、小川泰山曰く、何若字妙、既自斷言而又姑問㆓其得失㆒何等自重と、【入人之場園】場園は田圃なり、果蓏の類を種うる地を、圃と云ひ、圃に藩を施して、樹木を植うる地を園と云ふ、場は圃と同處なれども、鄭玄は場圃同地、自㆓物生之時㆒耕㆓治之㆒以種㆓菜茹㆒至㆓物盡成熟㆒築堅以爲㆑場と云へり、【桃李瓜薑】瓜はうり薑は「しやうが」又は「はじかみ」と訓ず、俱に菜の名なり、【抯格人之子女】子女は處女なり、抯は取なり「つかむ」と訓ず、「揚子方言」に抯摣取也南楚之間凡取㆓物溝泥中㆒謂㆓之抯㆒或謂㆓之摣㆒とあり、格は擧なり、抯格は後世の誘拐の類なり、【金玉布㮚】㮚は縿と通ず、「說文」に縿帛如㆓紺色㆒とあり、又深繒とも云へり、布㮚は布帛と云ふが如し、【踰人之欄牢】欄は木を橫に架したる圍ひ、一に圈と云ふ、「をり」と訓ず、牢は閉なり、牛馬を養へる圈を云ふ、

今天下之諸侯、將㆓猶皆侵凌攻

所謂小物則知之者何若、今有人於此、入人之場園、取人之桃李瓜薑者、上得且罰之、衆聞則非之、是何也、曰、不與其勞、獲其實、已非其所有取之故也、而況有踰於人之牆垣、扭格人之子女者乎、與穴人之府庫、竊人之金玉布槀者乎、與踰人之欄牢、竊人之牛馬者乎、而況有殺一不辜人乎、今王公大人之爲政也、自殺一不辜者、踰人之牆垣、扭格人之子女者、與穴人之府庫、竊人之金玉蚤絫者、與踰人之欄牢、竊人之牛馬者、與入人之場園、竊人之桃李瓜薑者、今王公大人之加罰此也、雖古之堯舜禹湯文武之爲政、亦無以異此矣、

【大意】小事小罪は、古今の別なく皆之を罰責すること相同きを以て、人心の是非は竟に掩ふべからざることを示す、此れ遙かに首段に天下士君子皆明於小而不明於大とあるを承けて、小に明らかなることを申ねて説けるなり、

【通釋】謂ゆる小事は反りて之を知るとは如何と云はんに、今や此所に人あらん其の人他人の場園に入りて他人の植ゑし桃李瓜薑を盗み取らば上たる者は得て之を刑罰に處せんとす、衆人之を聞けば盗みし者を非として攻撃をなさん、是れ何如なる故かと云

敵國を攻め敵軍を覆し敵將を殺すこと若干人なるを云へるならん、此れ吾が先君の志に順ひ其の業を繼がんには、攻伐して他國を併呑することは、誠に避くべからざる數なりと、されば彼の攻伐を好む君主は既に此の攻伐が果して不仁不義たることを知らず、其の鄰國の君も、亦此の攻伐が不仁不義たることを知らず、是を以て攻伐は、昔より今に至るまで世々相繼ぎて已まざることは此れ吾が前に大事は知らずと云へる所以なり、

【解義】【置立天之】之は志と同じ、既に上に見ゆ【寬然曰】寬は讙と通ず、讙然は嘩なり又囂然と通ず、高く呼べるなり、【差論蚤牙之士】差は擇なり、論は選なり、蚤は爪と通ず、爪牙の士を選擇するなり、【比列其舟車之卒伍】比列は竝らべ列ぬるなり、卒は百人の組合を云ひ、伍は五人の組合を云ふ、されども此所にては、汎く軍隊と解すべし、【以抑其溝池】抑は堙と同義にして「うづむ」と訓ず、塞なり、【攘殺其犧牲】攘は盜なり、「ぬすむ」と訓ず、【民之格者】格は敵なり、抵抗すること、【則勁殺之】勁は剄と同じ、刀を以て頸を割くなり、【則係纍而歸】縛り結ぶなり、【以爲僕圉胥靡】僕は御なり即ち馭者を云ふ、圉は馬丁なり、「周禮」夏官の鄭注に、「養馬曰」圉とあり、胥靡は、胥は相なり、靡は繫なり、刑徒は、鏁を以て相聯らね相繫ぐ、故に胥靡と云ふ、顏師古曰く聯繫して相隨ひ服役せしむと、即ち今の懲役の類なり、【婦人以爲舂酋】舂は粟を擣くなり、酋は畢注に據れば舀と通ずとなせり、舀は舀と同じ、音は「えう」にて「說文」に抒臼也挹」彼注」此謂之舀」とありて、亦舂の類なり、又酋は酒官のことにて、婦人を用ゐて、或は粟を擣かしめ、或は酒を掌らしむるを云ふとの說あれども、畢說を是とす、說は間詁に詳かなり、【有具其皮幣】有は又と通ず、下の有重及び有書の有の字皆同じ、【發其徒遽】徒は徒步なり、遽は傳車なり、即ち後世の驛騎の類、此所は賀使の隨行として、徒卒車馬を發することを云ふ、【使人饗賀】饗は享と同じ、享は獻なり、享賀とは、物を獻じ賀を上ること、【有重不知云云】重は太と同義にて、太甚なり、重不知は甚不知なり、【爲人後子】後子は嗣子なり、既に節葬下篇に見ゆ、【何不當發吾府庫】當は嘗と同じ、嘗は試なり、既に前篇に見ゆ、

已、此吾所謂大物則不知也、

【大意】天志を儀法として當時の天下を度るときは皆不仁不義なることを自覺せずして、益、天志に違へることを云ふ、

【通釋】天意に順ふと反すると、其の結果の相違や、此の如し、故に子墨子は天志を置き立て、以て其の儀法となす、吾は此の儀法より割り出だして、今の天下の士君子が義を去り離るゝこと遠き者なるを知れり何を以て之を知れるかと云へば、今是大國の君主喧然として騷立て曰く、吾(君主)大國に居りて小國を攻めざるときは、吾が疆内は依然として舊の如く、吾何を以て大國をなさんや、苟も大國をなさんとすれば、小國を攻め其の地を奪はざるべからずと、是を以て我が爪や牙となりて働をなす勇士を選擇し、其の率ふる水陸の兵卒を比べ列らね、以て罪なく咎なき他國を攻伐し、其の國境に打ち入り、其の禾や稼を刈り掠め、其の樹木を斬り仆し、其の城郭を殘ひ破り、以て其溝池を塞ぎ埋め、其の祖先累代の宗廟を燒き滅し、其の蓄ひ養へる犧牲を盜み殺し、其の國民の抗敵して從はざる者は、之を殺戮し、扞格せずして順ひし者は、縛りて捕虜となして己が國に引き連れ歸り、男子は以て馬丁馭者若くは懲役となして使役し、婦人は以て穀物を舂く賤役となす、以上の如く暴虐を恣まゝにして、彼の攻伐を好める君は、自から此の如き事が不仁不義なることを氣附かずして四方の隣國なる諸侯に告げて曰く、吾は敵國を攻め、敵軍を覆へし、敵將を殺せしこと若干人なりと、此の通告に接したる鄰國諸侯も、此の事が不仁不義たることを知らずして、尙又其の皮幣を具へて進物となし、其の卒徒車馬を出だして隨行となし、使者を差遣し獻上をなし賀を述べしむ、されば彼の攻伐を好める君主は、又益、此の事が不仁不義となることを知らずして、其の功績を傳へんが爲めに此の事を竹帛に書し、之を府庫に藏めて永く後世に貽すことをなす、後ちの子孫は、之れを傳へ聞きて必らず且、己が先代の君なる人の行を順ひ繼がんと欲するや、曰く何ぞ嘗試に吾が府庫を開きて、吾が先代の君なる人の後世に書き貽せる法儀を見ざるか、其の書には必らず昔し文武二王の政事をなすこと此の如しと云はず、必らず吾が

也、今是大國之君寛然曰、吾處
大國而不攻小國、吾何以爲大
哉、是以差論蚤牙之士、比列其
舟車之卒伍、以攻伐無罪之國、
入其邊境、刈其禾稼、斬其樹木、
殘其城郭、以抑其溝池、焚燒其
祖廟、攘殺其犧牲、民之格者則
勁殺之、不格者則係纍而歸、丈
夫以爲僕圉胥靡、婦人以爲舂
酋、則夫好攻伐之君、不知此爲
不仁不義、以告四鄰諸侯曰、吾
攻國覆軍、殺將若干人矣、其鄰

國之君、亦不知此爲不仁不義
也、有具其皮幣、發其徒遽、使人
饗賀焉、則夫好攻伐之君、有重
不知此爲不仁不義也、有書之
竹帛、藏之府庫、爲人後子者、必
且欲順其先君之行、曰、何不當
發吾府庫、視吾先君之法儀、必
不曰文武之爲正者若此矣、曰
吾攻國覆軍殺將若干人矣、則
夫好攻伐之君不知此爲不仁
不義也、其鄰國之君亦不知此
爲不仁不義也、是以世世而不

慈不孝、是故聚斂天下之惡名而加之、是其故何也、則反天之意也、

【大意】上文の天意に反し不義を行へば相別の害毒著はれ、損失汚辱、倶に之に歸することを云ふ、

【通釋】曰く、然らば相別の道たる力政とは如何なる事實にして然るかと云へば、大國は小國を攻め強き者は弱者を侮り、味方衆き者は寡き者を賊ひ、詐術を挾める者は愚直なる者を欺き貴き者は賤き者に傲り富める者は貧き者に高ぶり驕り、壯年の者は老人の物を力任せにして奪ひ取ることをなす、右の如く各、自から人と我とを別ちて、私利のみを圖り、天下諸國何れも皆穏かならずして、相互に水火毒藥兵刄の諸凶器を以て賊害することをなす此れ其の事や、上は天帝に利しからず、中は鬼神に利しからず、下は人民に利しからず、天鬼人の三者共に利しからずして、何に事も利しきことあるなし、是れを名けて天賊と謂ふ、されば此の力政に從事する者は誰れかと問へば、寇亂をなす人なり、盜賊をなす人なり、不仁不義の人なり、不忠不惠の人なり、不慈不孝の人なり、是の故に力政に從事して相別の害毒を流すときは、寇亂盜賊不仁不義不忠不惠不慈不孝の如き天下の有らゆる惡名を聚め寄せて、其の人一身に加ふるに至る、是れ其の故何によるかと云へば、彼は天意に反して天の立腹を受くればなり、

【解義】既に前文に見ゆ、

故子墨子置立天之、以爲儀法、若輪人之有規、匠人之有矩也、今輪人以規、匠人以矩、以此知方圜之別矣、是故子墨子置立天之、以爲儀法、吾以此知天下之士君子之去義遠也、何以知天下之士君子之去義之遠

て天の氣に入らざる者は相別なり、兼愛の方法として執り行ふべき者は義政とて義理より割り出だせる政なり、相別の方法として執り行ふべき者は、力政とて、力競にて爲す政なり、曰く、さらば義政とは、事實上如何になせば之に中るかと云へば、大國は小國を攻めず、强者は弱者を侮らず、味方衆き者は、寡き者を賊はず、詐術を挾める者は愚直なる者を欺かず、貴き者は賤き者に傲慢ならず、富める者は貧き者に驕り高ぶらず、壯年の者は、老人の物を力任せに奪ひ取らず、右の如く各、互ひに愛しみ、扶くるを以て、天下の諸國何れも皆穩かにして、水火毒藥兵及の凶器を以て相互に賊害することあるなし、此の事や、上は天帝に利しく、中は鬼神に利しく、下は人民に利し、天鬼人の三つながら共に利くして、何に事も利からざることなし、是を天德と謂ふ、されば凡そ此の義政に從事する者は、誰れかと云へば、聖知の人なり、仁義の人なり、忠惠の人なり、慈孝の人なり、是の故に義政に從事して、兼愛の實效を擧ぐるときは、聖知仁義忠惠慈孝の如き天下の有らゆる善名を聚め、寄せて、其の人一身に加ふるに至るなり、是れ其の故は何によるかと云へば、彼は天意に順うて天の氣に入れる者なればなり、

【解義】【兼之爲道也義正】正は政と同じ、中篇には義政に作る、下の力正も亦同じ、【天德】解已に中篇に見ゆ、

曰、力正者何若、曰、大則攻小也、强則侮弱也、衆則賊寡也、詐則欺愚也、貴則傲賤也、富則驕貧也、壯則奪老也、是以天下之庶國、方以水火毒藥兵刃以相賊害也、若事、上不利天、中不利鬼、下不利人、三不利而無所利、是謂天賊、故凡從事此者、寇亂也、盜賊也、不仁不義、不忠不惠、不

惡み、天帝自身の惡む所を惡まずして反りて之を愛し、全く天意に反對する者となし、是に於て之に刑罰を加へ、之をして父子は離散し、國家は滅亡し、社稷を亡し失ひ、憂は其の一身に懸り及ばしむ、されば天下の庶民集り合うて之を罵り毀り、名けて暴王と曰ひ、汚辱の名は永久滅び廢せざるなり、吾は此を以て天帝が不肖者の暴惡なるを刑罰する證左たることを知れり、

【解義】【移其百姓之心】善心を移し易へて惡道に導くなり【抎失社稷】抎は失なり、

今天下之士君子欲爲義者、則不可不順天之意矣、曰、順天之意者、兼也、反天之意者、別也、兼之爲道也義正、別之爲道也力正、曰、義正者何若、曰、大不攻小也、强不侮弱也、衆不賊寡也、詐不欺愚也、貴不傲賤也、富不驕貧也、壯不奪老也、是以天下之庶國、莫以水火毒藥兵刃以相賊害也、若事上利天中利鬼下利人、三利而無所不利、是謂天德、故凡從事此者、聖知也、仁義也、忠惠也、慈孝也、是故聚斂天下之善名而加之、是其故何也、則順天之意也、

【大意】天意に順ふは義にありて、義を行へば兼愛の實効著はれ、利益名譽俱に之に歸することを云ふ、

【通釋】今天下の士君子に於て義を行はんと欲すれば、天意に順はざるべからず、何んとなれば、曰く天意に順ひて天の氣に入る者は兼愛なり、天意に反し

偏と通じ、天の百姓を愛すること偏くして、遺漏なきを云ふ、「樂記」に其治辯者其禮具とあるを鄭注に辯偏也と解し、「史記」の樂書にも、同文ありて、辯を辨に作れるを、集解に一作別と云へるは、皆別辨偏の三字相通ずることを證すべしと云へり【移百姓之心】移は移し易ふることにて百姓の心を善道に導き入るゝなり、【以爲法儀】法儀は法則と同じ、【屬而譽之不廢也】屬は從なり、廢は止なり、此所の上下の文は、尚賢中篇に昔者三代聖王堯舜禹湯文武（中略）其爲政乎天下也、兼而愛之、從而利之、又率天下之萬民、以尊天事鬼愛利萬民、是故天鬼賞之、立爲天子以爲民父母、萬民從而譽之曰聖王、至今不已とあると意義同きなり、舊本誤脱あり今之を補ふ、

是故昔也三代之暴王桀紂幽厲之兼惡天下也、從而賊之、移其百姓之意、焉率以詬侮上帝山川鬼神、天以爲不從其所愛而惡之、不從其所利而賊之、於是加其罰焉、使之父子離散國家滅亡抎失社稷、憂以及其身、是以天下之庶民屬而毀之、諸不廢也、名之曰暴王、以此知其罰暴之證、

【大意】上文の不肖者之必罰暴也の意を承け、桀紂幽厲の事を擧げて、其の以三代之暴王知之の言を實にす、

【通釋】不肖者は必らず其の暴を罰せらるゝことを云はんに、昔し三代の暴王桀紂幽厲の諸王が、兼ねて天下の萬民を彼我の別なく惡めるや、從うて之を賊害し、天下百姓の心を移し易へて、惡道に導き、茲に率ゐ連れて、上帝及び山川の主神其他鬼神を詬り侮りて、祭祀を疎にして務めざれば、天帝は以て彼（暴王）は天帝自身の愛する所を愛せずして、反りて之を

予へしかと問はゞ、即ち天帝の處置なり、此の如く僅かに一つの殺生を爲すも、天は必らず赦さゞるなり、若し天帝が誠に此の人民を愛せざる者ならば、何が故に人に不辜を殺せる者ありとて、無關係なる天が、之に不吉なる禍を予ふることあらんや、且つ天が百姓を愛すること厚くして天が百姓を愛することは偏きなり、此れは今更に云ふ迄もなく、既に確と知るべきなり、何を以て天の百姓を愛することを知るかと云はんに、吾は世の賢者には必ず天が其の善を賞し不賢者には必らず天が其の惡を罰するを以て之を知るなり、何を以て賢者は右の如く必らず天より賞せられ不肖者は必らず罰せらるゝことを知るか、吾は昔し三代の聖王暴王の事を以て之を確め知るなり、その故は昔し三代の聖王堯舜禹湯文武の諸王が天下を兼愛するや從うて天下の人人に利益を授け、其の氣心を何時となしに、自然に移し易へ、此に於て率ゐ連れて、上帝山川鬼神に敬ひ事かふることをなせり、天帝は此の狀態を臨み覽られ、以て賢者が能く天帝の百姓を愛する意に從うて百姓を愛し天帝の百姓を利する意に從うて百姓を利する者となせり、是に於て天帝は喜びて聖王に賞譽を加へ、之をして上位に居らしめ立てゝ天子となし、以て天下萬民の父母となし、其の業は萬世に延て後世子孫の者繼嗣し以て法儀となす、是を以て天下の萬民も相從うて之を譽めて止まず、之を名けて聖王と曰ひ、其の榮譽の光り永く滅びざるなり、吾は此れを以て以上の事が即ち天帝より賢者の善を爲すことを賞する證たるを知れり、

【解義】【不盡此而已矣】盡は皆なり專なり「孟子」に盡信レ書不レ如レ無レ書とあるを藝文類聚王粲論には盡を專に作る義同ければなり又字の如く「ことごとく」と解するも可なり、【吾以賢者之必賞善云々】此の句、もと吾以ニ天之必賞ニ賢者之善一必罰ニ不肖者之暴一云々とあるべきを、倒裝句法を以て、本文の如く云へるなり、故に天の字を、言外に隱して見はさず、此の語法は、大學に小人之使レ爲ニ國家一菑害並至と書して、長ニ國家一者使ニ小人爲ニ國家一菑害並至の意義と同義になしたると相同じ、下文明鬼篇に鬼神之能賞ニ賢而罰一暴也と云へるが如き通常句法の者と、混視して疑惑を生ずる勿れ、【天之愛百姓別矣】王引之の說に據れば、別は

而人有殺不辜而天予之不祥哉、且天之愛百姓厚矣、天之愛百姓別矣、既可得而知也、何以知天之愛百姓也、吾以賢者之必賞善不肖者之必罰暴也、知之、何以知賢者之必賞善不肖者之必罰暴也、吾以昔者三代之聖王暴王知之、是故昔也三代之聖王堯舜禹湯文武之兼愛天下也、從而利之、移其百姓之意、焉率以敬上帝山川鬼神、天以爲從其所愛而愛之、從其所利而利之、於是加其賞焉、使之處上位、立爲天子、以爲民父母、業延萬世子孫繼嗣以爲法儀、是以天下之庶民屬而譽之不廢也、名之曰聖人、以此知其賞善之證、

【大意】天の善を賞し暴を罰すること甚だ明かなるを以て天の百姓を愛すること厚く偏きを見るべきことを云ひ三代聖王の民を愛し鬼神を敬するより天佑を得て盛興せし事を援き、之が實證となす、

【通釋】凡や天が百姓を愛することは、此の事のみにて盡きざるなり、今天下の國粒食を用ゐて生活せる民、即ち苟も世界人民たる者は、僅に一の罪に當らざる人を殺すときは、必らず一の吉祥ならざる禍あるなり、誰か此の罪に當らざる人を殺せしかと云はゞ、即ち下手者は人なり、誰か之に吉祥ならざる禍を

【通釋】 問うて曰く天意に順ふべきことは、既に了解せり、さらば天意に順ふことは、如何に爲すべきか、曰く天は天下の人を兼ねて愛す、是れ即ち天意なり、曰く何を以て天は天下の人を兼ね愛することを知るか、曰く天は兼ねて天下萬民の供養を享くるが故に、天下萬民を兼ねて愛するなり、曰く何を以て天が兼ねて天下萬民の供養を享くることを知るか、曰く古代より今世に及ぶまで苟も人類棲息の地なれば如何に遠蠻孤夷と呼ばるゝ國を問はず、必ず皆各、其の有する牛羊犬彘を飼養し清潔に粢盛酒醴の供物を作り此れを以て敬みて上帝及び山川の諸神其外鬼神を祭れり上帝は此の祭を廣く衆人よりして享けり、吾は此れを以て上帝が汎く彼此の差別なく、汎く兼ねて衆人に養はるゝことを知るなり、苟も兼ねて衆人に養はるれば、亦必らず兼ねて己を養へる衆人を愛するなり、之を人類間に譬ふるときは、現時楚越二國の君主の如し、今是の楚王は、楚國境内の人民に賴りて食はるゝが故に、楚國の人民を愛し、越王は越國境内の人民に賴りて食はるゝが故に、越國の人民を愛するは、自然の關繫なり、其れと同理にて、今天は廣く天下を兼ねて天下全般の人民より祭られ養はるゝが故に、亦廣く天下全般の人民を兼ねて愛することを、吾は推して知るなり、

【解義】 【曰兼愛天下之人】此所の兼愛は、天が天下の人を兼愛することなり、もと曰天之意兼愛天下とあるべきを省略せしを以て、頗る解釋を費すなり、或は天之意の三字ありしを脱せしならん、【兼而食之】食之は其の賦税物産を享けて食することなり、乃ち廣く天下の人に養はるゝなり、【遠蠻孤夷之國】遠方の蠻又は孤獨の夷にして、僻陋の地を云ふ、【今是楚王】今是は今夫と義同じと王引之は云ふ、又此と通ず、

且天之愛百姓也、不盡此而止矣、今天下之國、粒食之民、殺一不辜者、必有一不祥、曰、誰殺不辜、曰人也、孰予之不祥、曰天也、若天之中實不愛此民也、何故

授否する權力なれば、愚にして且つ賤なる者より出でずして、必らず貴くして且つ智なる者より出づるなり、曰く果して然らば、全體世の中にて、誰れか最も智ありとなすか、天を最も貴しとなす、然らば義は貴く且つ智ある者より出づるを以て、結句の處、天より出づるなり、故に今天下の士君子、義をなさんと欲すれば天意に順はざるべからず、

【解義】【聽獄不中】獄は訟獄にて訴訟裁判のこと、【天下疾病禍祟】下は降なり病氣禍ひ祟り事を流行せしむるなり、【犓豢其牛羊犬彘】犓は草類を以て飼養すること、豢は穀類を以て飼養すること、既に中篇に見ゆ、【以禱祠祈福於天】禱は既往の事を告げて福を求むるなり、祈は未來に向うて、福を求むるなり、祠は祭祀なり、

曰、順天之意何若、曰、兼愛天下之人、何以知兼愛天下之人也、以其兼而食之也、何以知其兼而食之也、自古及今、無有遠靈孤夷之國、皆犓豢其牛羊犬彘、絜爲粢盛酒醴、以敬祭祀上帝山川鬼神、以此知兼而食之也、苟兼而食焉必兼而愛之、譬之若楚越之君、今是楚王食於楚之四境之內、故愛楚之人、越王食於越之四境之內、故愛越之人、今天兼天下而食焉、我以此知其兼愛天下之人也、

【大意】天意人心の二者相異ならざれば、當さに人心を以て天意を推し、天意の兼愛にあることを知るべきを云ひ、以て上文の順天意の義を明かにす、

當聽獄不中、天下疾病禍祟、霜露不時、天子必且犓豢其牛羊犬彘、絜爲粢盛酒醴、以禱祠祈福於天、我未嘗聞天之禱祠祈福於天子也、吾以此知天之貴且知於天子也、是故義者、不自愚且賤者出、必自貴且知者出、曰、誰爲知、天爲知、誰爲貴、天爲貴、然則義者、果自天出也、今天下之士君子之欲爲義者、則不可不順天之意也、

【大意】　上文の上より下を正だすの義たることを云へるを承け、古代聖人の言と、天子の天に事ふる禮あるとを擧げ、以て天は最も貴ければ、義の天より出づることと疑ふべからざることを云ふ、

【通釋】　今天下の士君子は、皆倶に天子が上に君臨して、天下の人を治め正だすことを明かに知れども、天が更に此より貴く上にありて天子を治め正だすことを明かに知らざるなり、是の故に古の聖人は、明かに此の理を以て、天下の人に說き敎へて曰く、天より貴く且つ畏るべき者はなし、天子は人の至尊なれども、善あれば天は能く之を賞し、不善あれば天能く之を罰すと、又天子の人民を賞罰することが、恰當ならず、訴訟刑獄を聽きて、判決が中らざれば、天は其の罰として疾病禍ひ祟りごとを下だし、霜露の降り方時候ならずして、陽氣は狂ひを生ず、其の時は天子必らず其の飼養せる牛羊犬彘を犧牲となし、潔く、粢盛酒醴の供物を整へ、此を以て天帝を祭り幸福を授からんことを祈り求むれども、吾未だ嘗て天帝が天子を祭りて幸福を授からんことを禱り求むるを聞かず、吾は此れを以て天帝の天子より更に貴く且つ智なることを知るなり、是の故に上文に述べしが如く、不正の事を正だしくする義は、即ち一方幸福を

居て天に事ふる者は、皆能く之を戒め愼めよ、必らず天帝の爲さんと欲することをなして、天帝の爲すを惡むことを廢去して爲すことなかれと、曰く、されば天の欲することとは、何ぞや、惡むこととは何ぞや、曰く、天帝は義ならんことを欲して、不義なることを惡む者なり、曰く何を以て天帝の右の如くなることを知るや、曰く義とは茫漠無形の空理を云ふにあらず、事物の實際に施し、不正を正だす政事を云へるなり、曰く、何を以て義とは不正を正だす政事を云へることを知るや、曰く天下義を以て不正をたゞすときは、天下は治まり、義を以て不正を正だすことなければ、天下は亂るなり、我は此點よりして義とは不正を正だす政事なることを知るなり、然り而して政事は下たる者より上たる者に對して爲すことなくして、上たる者より下たる者に向うて爲すものなり、是の故に庶人は己が欲を恣まにして、自から政事をなすことを得ず、其の上に士ありて之を治め正だすなり、士は己が欲を恣まにして自から政事をなすことを得ず、其の上に大夫ありて之を治め正だすなり、大夫己を恣まにして自から政事をなすことを得ず、其の上に諸侯ありて之を治め正だすなり、諸侯己の欲を恣まにして、自から政事をなすことを得ず、三公ありて之を治め正だす、三公己の欲を恣まにして、自から政事をなすことを得ず、天子ありて之を治め正だす、天子己が欲を恣まにして、自から政事をなすことを得ず、天帝上にありて之を治め正だす、斯の如く次第に秩叙階級ありて、天は其の最上至尊なるものなり、

【解義】【義者正也】正は不正を正だすなり、孫注には人を正だすと解せり、【次己而爲正】次は恣と同じ、馬總の「意林」は本文を引きて恣に作る、正は政と同じ、意林亦政に作る、【三公】既に上篇に解せり、

今天下之士君子、皆明於天子之正天下也、而不明於天之正天子也、是故古者聖人明以此説人曰、天子有善、天能賞之、天子有過、天能罰之、天子賞罰不

を可以避逃之者と解せり、畢沅は所を處所と解せり、處所とは場處なり、此の說用ふべし、【莫知以相儆戒】儆は警と同じ、既に中篇に見ゆ、儆戒を、もと極戒に作る、兪樾は極の字亟と通ず、「爾雅釋詁」に亟敬也とありて、亟と敬と通じ、敬は儆と通ずと解し、王闓運は儆に作り、儆と同じとなせども、王引之は儆戒の誤となせり、王說是なり、【吾以此知大物則不知者也】物は事なり、大物は、大體の事なり、

是故子墨子言曰、戒之愼之、必爲天之所欲、而去天之所惡、曰、天之所欲者何也、所惡者何也、天欲義而惡其不義者也、何以知其然也、曰、義者正也、何以知義之爲正也、天下有義則治、無義則亂、我以此知義之爲正也、然而正者無自下正上者、必自上正下、是故庶人不得次己而爲正、有士正之、士不得次己而爲正、有大夫正之、大夫不得次己而爲正、有諸侯正之、諸侯不得次己而爲正、有三公正之、三公不得次己而爲正、有天子正之、天子不得次己而爲政、有天正之、

【大意】 道義政治の一體にして、均く天より出で、天子以下、皆天の意に順ふべくして、己を恣にして自から政をなすべからざることを云ふ、此れ乃ち上文に云へる戒愼の實なり、

【通釋】 かるが故に、子墨子は言うて曰く、天の下に

【大意】　天下國家を治むる者は、大體に明かなるべきことを云はんが爲めに、先づ小理に明かにして大體に明かならざるときは、天下の亂るゝ所以を述ぶ、

【通釋】　子墨子言うて曰く、物皆其の然る所以ありて然る者なり、今天下の亂るゝ亦豈に偶然ならんや、然らば天下の亂るゝ所以は、其の説明は、將に何の言を以てせんとするや、則ち是れ天下の士君子たる者、皆唯だ小理に明かにして大體に明かならずして、目前の事に汲々として、遠大の慮を忘るればなり、何を以て唯だ小理に明かにして大體に明かならざることを知るや、即ち其の天の眞意に達せず明かならざればなり、何を以て其の天の眞意に達し明かならざることを知るや、即ち平常の時人家に居住する事を以て之を知るなり、其の事如何と云はんに、今や人あらん、或る家に居れり若し誤りて罪を其の主人に得るときは、將に猶ほ異家の逃れ避くべき場處あるも、其れすら其の人の父なれば、以て其の子たる本人を戒め、兄なれば以て弟たる本人を戒めて曰く、汝等は能く之を戒めよ、之を愼めよ、人の家に處りて、主人に事かへながら、戒め愼まずして、而も豈に其の家に安然として居るべき者ならんやと、又今や人あらん、或國に居れり、若し誤りて罪を其の國君より得るときは、將に猶ほ異國の逃れ避くべき場所あるも、其れすら其の人の父なれば、以て子たる本人を戒め、兄なれば弟たる本人を戒めて曰く、汝等能く之を戒め愼めよ、人の國に居りて君に事ふる者は、戒め愼まざるべからずと、右の如く異家異國の他に逃れ避くべき場處あれども、之を儆戒せり、然るに今や人皆天の覆へる下に生息して居り、而して天に事かへり、若し不都合の所爲ありて、罪を天より得るときは、何れの場所として逃れ避くべきにあらず而も世間の本人は勿論、父兄を始め何人も、以て相互に之を儆戒することを知らず、吾は此の事を以て、今の君子に於て目前の小理に明かなれども、永遠の大事は明かならざることを推して知るなり、若し然らざれば、必らず天威を畏れて天の志を遵ひ奉ずべき筈ならずや、

【解義】　【其說將何哉】其說は亂るゝ所以の說なり、【今人處若家】若は此なり若家は此家のことにて汎く或る家を謂ふ確然一處を定指して云ふにあらず、【所以避逃之者】王引之は所以を可以と同じとなし、本句

を主とし專ら私を營み他を恤まざるときは、不義に陷り、天意に反し、殃禍並に至り、國貧く民散じ、獨夫援なく、一敗して興らず、汚辱長く存して復た雪ぐ時なきなり、故に天志を奉じて兼愛を主とせざるべからず、是れ一篇主旨の存する所にして、前の二篇と殆ど異なることなし、但其の措辭の前後を殊にして、行文の間自然に相同からざる者あるは、亦後世作文家の一參考たらずんばあらず、

子墨子言曰、天下之所以亂者、其說將何哉、則是天下士君子皆明於小而不明於大、何以知其明於小不明於大也、以其不明於天之意也、何以知其不明於天之意也、以處人之家者知之、今人處若家得罪、將猶有異家所以避逃之者矣、然且父以戒子、兄以戒弟曰、戒之愼之、處人之家不戒不愼之、而可處人之國者乎、今人處若國得罪、將猶有異國所以避逃之者矣、然且父以戒子、兄以戒弟曰、戒之愼之、處人之國者、不可不戒愼也、今人皆處天下而事天、得罪於天、將無所以避逃之者矣、然而莫知以相儆戒也、吾以此知大物則不知者也』、

觀其刑政順天之意謂之善刑政不順天之意謂之不善刑政、

存異

【義者言政也】言の字舊本に善に作る今孫校に據りて補ふ、下句の二の言政の言亦同じ、【天子之貴於諸侯】舊本に於の字なし、今藤校に據りて補ふ、下の貴於大夫の句亦同じ、【碻明知之】碻を舊本に傐に作る、今畢校に據りて改む、【臨君下土】舊本に土を出に作る、今王校に據りて訂す、【不知亦貴且知於天者乎】舊本に且の字於の字なし、今藤校に據りて補ふ、【强之劫暴】舊本に劫暴の二字なし、今、上下の文意を推して補ふ、【衆之暴寡】舊本に衆之の二字なし、今之を補ふ、【夫豈欲其國臣萬民】舊本に國臣を臣國に作る、今王校に據りて訂す、【福祿終不可得而禍祟必至矣】舊本に可の字なし、今上文に據りて補ふ、【然者不爲天之所欲】者の字舊本に有に作る、今茅本に據りて改む、不の上舊本に所の字あり、今藤校に據りて削る、【則可謂后矣】后を舊本に否に作る、今兪校に據りて改む、【以磿爲日月星辰】舊本に磿を磨に作る、今王校に據りて改む、茅本には曆に作る、亦一說となすべし

【雷霆雪霜雨露】霆を舊本に降に作る、今王闓運の說に據りて改む、【賦金木鳥獸】舊本に賦を賊に作る、今孫校に據りて改む、【其子長而無報乎父】舊本に乎を求に作る、今戴校に據りて改む、【無非天之所爲也】舊本に無の字なし、今藤校孫校に據りて補ふ、上文の莫非天之所爲也の莫字も亦同じ、【而天予之不祥哉】舊本に哉の字なし、今藤校に據りて補ふ、【夫胡說人殺不辜】舊本に夫を天に作る、今王校藤校に據りて改む、【書其事於竹帛】舊本に其事の二字なし、畢校戴校倶に下文に據りて補ふべしとなす、今之に從ふ、

天志下第二十八

天意を奉じて事を行ふは、義を以て政をなすにあり、義を以て政をなすは、兼愛を用ゐて天下に臨むにあり、兼愛を用ゐて義政を行へば、天意に適して、天は之に福祿を授け國富み民歸して、必らず天下の君主となり、名譽後世に永く傳はり、尊榮將さに限りなからんとす、之に反して別利

天之意不可不愼の句を以てし、一語三點し、深く天意の當に順ふべきを示せり、第四段は章法一變し、天の生を好む一邊を描出し、人の之が恩を報ずるに怠るべからざるを云ひ、父兄君に孝悌忠を盡くすことを責むるに比して天に恩を報ずるを責めざるの誤れることを、二層に分説し、共に此吾所謂君子明細而不明大也の句を下だし、反覆切言し、次に天の殺を惡む一邊を描出し、不辜を殺す者必らず不祥あるを云ひ、又二層に分ちて、天意に順ひ、人を愛利して賞を得、天意に順はず人を憎惡して罰を得る者ありしことを云ひ、以て下文を起す、而して皆倶に且吾所以知天愛民之厚者不止此而已矣の語を以て、反跌して入り、前三段の結語に子墨子曰云云天之意不可不愼也の句あると、暗に相對す、但彼は三たび段末に用ゐ、此は再たび段首に用ゐ、彼は毎段に用ふ、此は段中毎節に用ふ、是れ亦不齊整の中、齊整ある者と謂ふべし、第五段は上段の意を跟接し、堯舜禹湯文武と桀紂幽厲を兩兩對照し、句法極めて相似て、意義全く相反す、而して又倶に故愛人利人順天之意得天之賞(罰)既可得知而已の語を以て結び、一聖一暴一賞一罰對擧して云へども、意は聖賞にありて、暴罰に非ず、是れ此法は分明に後世の双關と同じ、第六段は輪匠工人の規矩を用ゐて物の方圓と否とを量度すれば失誤なきが如く、君子は天志を標準儀則として、王公大人の仁不仁を量度するが故に、是非得失の分明なること黑白の判然たるが如くなるを云ひ、亦子墨子曰云云天之意不可不愼也の句を以て收め、又首段に回應して、順天之意者義之法也の一語を添へ、便ち前三段と同からず、文章呆板ならずして、意義亦益周匝なるを覺ゆ、

名言

上利乎天中利乎鬼下利乎人三利無所不利是謂天德上不利乎天中不利乎鬼下不利乎人是謂天賊、

不爲天之所欲而爲天之所不欲則夫天亦且不爲人之所欲而爲人之所不欲矣、

觀其行順天之意謂之善意行反天之意謂之不善意行、

觀其言談順天之意謂之善言談反天之意謂之不善言談、

義を尙び兼愛を行へば、天は必らず亦之を愛し助けて賞譽を予へ、富貴尊榮にして、延きて子孫に及び、尙ほ榮名は、書籍に載せられ、金石に刻せられて、末代不朽なるべし、之に反して、天帝の斯意を放棄して顧みず、不義を喜び、相別を爲し、利己私欲のみに流るゝ時は、天は必らず怒り惡みて、刑罰を予へ、殺戮廢亡して、子孫斷絕し、尙ほ汚名は書籍に載せられ、金石に刻せられて、末代永劫に至るも消滅せざるべし、故に善く天志を以て標準儀法となし、以て事を行ふべし、然らざれば如何に權變術數を弄び、又暴威彊力を振うて、一時を欺罔し、天下を抑壓するも、輪人の規なく匠人の矩なくして圓形方形の物を爲るが如く、到底正式的製作にあらざれば、永久の實用に堪ふべきにあらず、爲政者の國家天下を治むるは、是れ天志を以て其の規矩となすべきなり、天志に遵ひて行へば、自然に義の法則に叶ふなり、義の法則に由りて進むときは、亦自然に天志に叶ふなり、天志即ち義にして、義即ち天志なりと知るべきなり、

文評

第一段は仁義の中より、特に義の字を抽出し、義者言政也の句を以て、道德政治を綴串して、一團となし、政は上より下に施す者なれば、天帝は最上なるを以て、凡そ天下の政を爲す者必らず悉く天帝の命を聽かざるべからずして、道德の標的、亦實に天帝の意志より出づれば、何等の事を問はず、必らず天意に順はざるべからざることを云ふ、第二段は道德政治既に天意に順はざるべからずと爲さば、天意は大國小國相攻めず、大家小家相亂ださず、强弱衆寡相憐み、貴賤智愚貧富互に扶け、上下協和し、神人感應し、外交內治俱に擧り、四海萬國皆共に安樂息災なることを好む者なるが故に、爲政者は當に之を體して事を行ふべきを云ふ、第三段は、天帝の天下萬民を兼愛して相共に親和することを欲するは、宛かも國君諸侯の領內人民の相互に親和して事を勉むるを喜ぶと同心なれば、國君諸侯は宜く己の身に反顧して、天下億兆を兼愛して偏頗なかるべし、本來天意人心同一なれば、國君諸侯の己の意に順ふ者を賞し、順はざる者を罰するが如く、天帝亦固より賞罰あり、國君諸侯は宜く政を爲して天意に順ひ賞を得べし、罰を得べからざることを云ふ、以上三段共に結ぶに、子墨子曰云云

て、言が天意に順へる者なれば、之を言談を善くすと謂ひ、天意に反ける者なれば、之を言談を善くせずと謂ふ、又王公大人達の刑政を觀察して、刑政が天意に順へる者なれば、之を刑政を善くすと謂ひ、反ける者なれば、之を刑政を善くせずと謂ふ、以上の如く、此の天志と云へる一大規矩を据ゑ置きて法則となし、之を立て定めて儀表となし、此の天志に基づき、凡ての議論を割り出だして、將に以て天下の王公大人卿大夫が、仁道に叶ふか叶はずして不仁なるかを、量り度らんとす、之を譬ふるに、色の黑白を分つが如く、誠に多く力を勞せざるも正確明瞭にして誤りなきなり、是の故に子墨子は曰く、今天下の王公大人士君子誠實に將に道に遵ひ民生の本を利くし仁義の本を察し究はめんと欲すれば、天の意は順はざるべからざるなり、天の意に順ふことは、義の法則なり、

【解義】【子墨子之有天之】天之は天志なり、之と志と古字通用す、【辟之無以異】辟は譬と同じ、既に上に見ゆ、【匠人之有矩】匠人は家屋建築をなす工人、矩は方形を正くする器なり、「さしがね」と訓ず、【輪人之有規】輪人は車の輪を造る工人、規は圓形を正くする器なり、「ぶんまわし」と訓ず、【天下之圜】圜は圓と同じ、【謂之善悳行】悳は德の古字、善は「よくす」と訓ず能の字も「よくす」と訓ずれども、善は能より重し、能は一に「たゆる」と訓じ、「あたふ」と訓じて、俗言にて云へば、物をみごとすることなり、善は物を至極宜しくすることとなり、約言すれば、能は十人並にすること善は十人にすぐれたるほどのこととなり、尤も善言善人など云へるは善き言善き人と解して、此と同からず、要するに本句の意は、德行を十人なみにすぐれて爲すと云へることにて上句の輪人匠人にて云へば、中吾矩と云ひ、中吾規と云へる處なり、

總評

本篇亦上篇の意義を敷衍せる者にして、但文章に前後次第の同かざると、語句に多少差異を見るとに過ぎず、乃ち其の主旨は、天帝の志を遵奉して行ふときは、天帝は義を好みて不義を惡み、兼愛を好みて相別を惡み、親疎となく貴賤となく遠近となく長幼となく貧富となく衆寡となく强弱となく、皆均く天帝の厚く愛する所の者なれば、世の王公大人士君子の刑政を天下國家に爲す者、克く天帝の斯意を體認して、

不仁、譬之猶分黑白也、是故子墨子曰、今天下之王公大人士君子、中實將欲遵道利民本察仁義之本、天之意不可不順也、順天之意者、義之法也、

【大意】輪人匠人の規矩ありて方圓を定むるが如く天志を以て標準となし、由りて事物を判定すれば、是非の眞を誤らざることを言ひ、以て天志の順はざるべからざることを示す、

【通釋】天の意に順ふと反すると、其の結果の差異此の如し、故に子墨子は天志を以て、事物判定の標準となせり、乃ち子墨子の天志と云へる無形的標準器あることは、之を譬ふるに、輪人圓形を正くする具たる規あり、匠人の方形を正くする具たる矩あると、異なることなし、今彼の輪人は其の規を操りて、天下の圓形と不圓形とを量り度らんとするなり、曰く凡そ天下の物、吾が規に、正く中り合ふ者は、之を圓形と名づく、吾が規に中り合はざる者は、之を不圓形と名づくと、右の如く一つの標準を立つるを以て、天下の物の圓形と不圓形とは、皆推し量りて知ることを得べし、此れ其の故は何ぞやと云へば、他にあらず、則ち之が標準ありて、圓形を判定する方法明かなればなり、匠人も同く、其の矩を操りて、天下の方形と不方形を量り度らんとするなり、曰く凡そ天下の物、吾が矩に正く中り合ふ者は、之を方形と名づく、吾が矩に中り合はざる者は、之を不方形と名くと、右の如く一つの標準を立つるを以て、天下の物の方形と不方形とは、皆推し量りて知ることを得べし、此れ其の故は何ぞやと云へば、他にあらず、則ち之が標準ありて方形を判定する方法明かなればなり、故に子墨子が天志有りて標準とするも、矢張り輪匠の規矩あると同様にして、上は將に以て天下の王公大人が刑政を爲すを推し度らんとす、下は將に以て天下の萬民が文學をなし言談を出すを推し度らんとす、乃ち其の行ひ方を觀察して、行ひが天意に順へる者なれば、之を德行を善くすと謂ひ、行ひが天意に反ける者なれば、之を德行を善くせずと謂ふ、又其の言談を觀察し

り、尙、詳解は非命上篇に見ゆ、【縱棄紂而不葆】葆は保と同じ、

是故子墨子之有天之辟之無以異乎輪人之有規匠人之有矩也、今夫輪人操其規將以量度天下之圜與不圜也曰、中吾規者謂之圜、不中吾規者謂之不圜、是以圜與不圜、皆可得而知也、此其故何、則圜法明也、匠人亦操其矩、將以量度天下之方與不方也、曰、中吾矩者謂之方不中吾矩者謂之不方、是以方與不方皆可得而知之此其故何、則方法明也、故子墨子之有天之也上將以度天下之王公大人之爲刑政也、下將以量天下萬民之爲文學出言談也、觀其行、順天之意、謂之善悳行、反天之意、謂之不善悳行、觀其言談、順天之意、謂之善言談、反天之意、謂之不善言談、觀其刑政、順天之意、謂之善刑政、反天之意、謂之不善刑政、故置此以爲法、立此以爲儀、將以量度天下之王公大人卿大夫之仁與

對しては、天に利らず、中間は鬼神に利からず、下に臨みては人民に利からず、此の三つの利からざることは、何等にも利からざるなり、是を名けて天賊と謂ふ、乃ち天の罪人なり、故に天下の有らゆる醜惡の名を掻き聚めて其の一身に加へて曰く、此れ仁にあらず義にあらず、人を憎み人を賊ひ、天意に違ひ反して、天罰を得たる者なりと、更に僅かに此の事に止らず、又其の有りし事實を、竹帛の書籍に書し尚其の久きを經て泯滅せんことを恐れ、金石の碑面に刻し、槃盂の器具に雕り、長く後世の子孫に傳へ貽すことをなせり、其の何の目的ありて爲すかと問へば、將に此の如く子々孫々に傳へて、彼の人を憎み人を賊ひ天意に違ひ反きて天罰を得し者を識し置き以て後世の戒めとなさんが爲めなりと、尚其の證を擧ぐれば、大誓の篇に此事を言へり、曰く殷の紂王は、此に其れ高ぶり自墮落にして、上帝に奉事することを承知せず、其の先祖諸王並に天神地祇を棄てゝ祀りをなさず、反りて罵詈侮辱をなして曰く、吾(紂王)は天命ありて天子たり、鬼神の助けを要せずと、陵侮僇辱を是れ務めて、敬虔の禮を致さざるが故に、天も亦紂を放棄して保護をなさず、今天が紂を放棄して保護をなさゞることを察するに、彼の紂が天意に反すればなり、されば彼の人を憎み人を賊ひ天の意に違ひ反きて、天罰を得る者ありしことは既に此の一事にて知るを得べきなり、

【解義】【桀紂幽厲】桀は夏の王紂は殷の王幽厲は周の厲王と幽王なり時代を以てすれば幽王は厲王の孫なれば宜く厲幽と云ふべきなれども口調上他書にも多く幽厲と云ふ、【大誓之道之】大誓は篇の名、今の「古文尚書」にあるは僞作なりとの說あれども、亦之を載せり、【紂越厥夷居】越は「ここに」と訓ず、玆と同意味にて、助語なり、厥は其の字と義同じ、夷は跠と同く、居は踞と同じ、跠踞は倨嫚なり「論語」にも原壤夷俟とあるを、何注朱注共に、夷踞也とあり、「說文」に居蹲也、蹲居也とあり、【無廖僔務】無は侮と通じ、廖は僇と同じ、僔は俾と同じ、其なり、乃ち侮僇其務とあると同樣にして、紂の無道なるや、唯だ陵侮僇辱することを務むることを云ふ、本書の明鬼篇に、古者聖王必以鬼神爲有其務鬼神厚矣とあり、今や紂は之に反して侮僇其務とあり、是れ其の暴王たる所以な

貴傲賤、觀其事、上不利乎天、中不利乎鬼、下不利乎人、三不利、無所利、是謂天賊、聚斂天下之醜名而加之焉、曰此非仁也、非義也、憎人賊人、反天之意、得天之罰者也、不止此而已、又書其事於竹帛、鏤於金石、琢之槃盂、傳遺後世子孫、曰、將何以爲、將以識夫憎人賊人反天之意得天之罰者也、大誓道之曰、紂越厥夷居、不肎事上帝、棄厥先神祇不祀、乃曰、吾有命無廖僔務天亦縱棄紂而不葆、察天以縱棄紂而不葆者、反天之意也、故夫憎人賊人反天之意得天之罰者、既可得而知也、

【大意】　亦上文を承け桀紂幽厲の事を援きて人を憎み賊ひ天意に逆ひて罰を得る者あるを證す、

【通釋】　夫れ人を憎み人を賊ひ天意に反して、天罰を得し者は、其人を誰となす、曰く昔し三代の暴主桀紂幽厲の諸王即ち是れなり、曰く、桀紂幽厲の諸王は、何に事を爲して然るか、曰く彼は天下を別ち賊ふことを仕事となし、天下を兼ね愛することを仕事となさず、別ち賊ふとは、今己が大國に處れば小國を攻め、大家に處れば小家を亂だし、力の强きを恃みて弱き者を劫かし、人員の衆きを負みて、寡き者を手荒らくなし、詐僞を挾みて愚者を謀り欺き、位の貴きを伐りて賤き者に傲り高ぶるなり、以上の如く、凡て人我の差別を立て、私欲を縱にし、其の事を觀るに、上に

は「後漢書」の鄧禹傳に願垂名于竹帛とある如きを以て知るべし、【鏤之金石】鏤は刻なり鋼鐵を以て物を刻するを鏤と云ふ、【琢之槃盂】槃一に盤に作る、義同じ、盤は木或は錫銅を以て造れる物を盛る器なり、又沐浴をなす器を盤と云ふ、盂は飯を盛る器、又盌なり、古代は功績を盤盂に刻して貽し、或は自から警むることあり、「呂氏春秋」にも功名著于盤盂とあり、大學に引ける湯之盤銘の如きは、自警の文なり、琢は「爾雅」の釋器に、雕謂之琢とあり、雕刻なり、【皇矣道之】皇矣は詩の篇名なり、今の「詩經」の大雅に皇矣の篇あり、亦此の語を載す、道は言なり、【帝謂文王】帝は天帝なり、以下詩人上帝の辭を假設して云へるなり、【予懷明德】予は天帝自から謂ふなり、懷は眷念し忘れざるなり、懷明德とは、鄭箋に據れば、予は世の人君の明德ある者を懷うて、歸し赴くと解す、朱傳は明德は、文王の明德と云へり、兩說何れも通ず、【不大聲以色】鄭箋に據れば、不虛廣言語以外作容貌とありて、徒に大言壯語を吐き、容貌を粧ひ作らざるを云ふ、呂祖謙は、聲音と笑貌とを、大にせざるとて、外飾を事とせざるを云ふと解せり、【不長夏以革】鄭箋に據れば、夏は諸夏にて中國なり、長は君長なり、革は變革なり、中國の君長たればとて、妄に先王の法度を變革せざるを云ふ、呂祖謙は夏を大なりと釋し、大は侈大にて、侈り、大なることと舊法を變革することを增長せざる義にして、私意を縱にせざるを云ふとなす、乃ち不大聲以色と共に明德の事なりと解せり、【不識不知順帝之則】人物の正直篤實にして、妄に區々たる智識を弄び物識り顏をなさずして、專ら天の則に順うて事を行ふことを云ふ、

夫憎人賊人、反天之意、得天之罰者誰也、曰、若昔者三代暴王桀紂幽厲者是也、桀紂幽厲焉所從事、曰、從事別、不從事兼、別者處大國則攻小國、處大家則亂小家、强劫弱、衆暴寡、詐謀愚、

り、乃ち他よりして天下の有らゆる美名を聚め斂めて、之を其の一身に加へて稱贊をなさん、曰く此れ仁の德なり義の行なりと、されども前記の聖王が人を愛し人を利し、天の意に順うて天の賞を得しことは、僅に此れのみならず尙ほ他にあり何ぞや、天下の人は、聖王の功德事業を竹帛の文史に書き、金石の碑上に雕刻し、槃盂の器物に刻みて、後世の子孫に傳へ遺せり、問うて曰く、右の如くして後世に傳へ遺すことは全體將に何の爲めを以てなるか、答へて曰く將に右の如くなして、彼の聖王が人を愛し人を利し天の意に順うて天の賞賜を得たる名譽を書き識して長く天下に傳へんが爲めなり、昔し周代詩人の作れる詩に此の事を歌うて曰く、天帝は周の文王に謂へらくは、予(天帝)は天下の明德ある賢王を懷うて、之を助くるなり、然れど徒に其の言語を壯大にして外邊の容色を作らず、妄に諸夏の各國に長たる威勢を誇りて、先王の法度を革めず、其の人柄は正直にして、古の事も識らず、今の事も知らず、凡ての事唯專ら天の法に順うて行ふ者を、我は愛し好むなりと、以上の如く、天帝は文王に口宣ありしと詩人は歌へるが此れ文王平素の德が能く天帝の此の希望に副へることを云へるなり、偖天帝は文王が天の法則に順うて、前の如き明德あることを善するが故に、當時の天子なる殷國を殘らず擧りて、其の儘に周國に渡し、位の貴きことは、天子となり、財の富めることは天下を悉く其の所有となさしめ、文王の名譽は今日に至るも息まずして、天下誰れ一人として知らざることなし、されば前に云へる彼の人を愛し人を利し天の意に順うて天の賞を得し者は、今更に多言を要せず、此の一つの文王の事に就きて、既に得て知るべきのみ、

【解義】【三代聖王堯舜禹湯文武】三代は夏商(殷)周を云ふ堯は國號を唐と云ひ舜は國號を虞と云ひ三代以前にあれ共、もと夏の禹王は舜の禪を受け、舜は堯の禪を受けて、各、天子となり、此の三天子は傳授の關繫あれば、堯舜も夏の代中に概括して三代と云ふ、「尙書」の堯典舜典共に、夏書の題目中に列りて在るも亦同じ、深く怪むことなくして可なり、【書於竹帛】竹帛は書籍を云ふ竹は竹簡なり、帛は縑素なり、古は紙なし、書籍は竹簡或は縑素を用ふ、故に書籍を竹帛と云ふ、「史記」の孝文紀に請著之竹帛宣布天下又

天下之美名、而加之焉、曰、此仁也、義也、愛人利人、順天之意、得天之賞者也、不止此而已、書其事於竹帛、鏤之金石、琢之槃盂、傳遺後世子孫、曰、將何以爲、將以識夫愛人利人順天之意得天之賞者也、皇矣道之曰、帝謂文王、予懷明德、不大聲以色、不長夏以革、不識不知、順帝之則、帝善其順法則也、故擧殷以賞之、使貴爲天子、富有天下、名譽至今不息、故夫愛人利人、順天之意、得天之賞者、既可得而知已、

【大意】　上文を承け堯舜禹湯文武の事を援きて人を愛し人を利し天の意に順ひて賞を得る者あることを云ふ、

【通釋】　夫れ人を愛し人を利し天の意に順ひて天の賞を得る者は誰ぞや、曰く其の人は昔し三代の聖王たる堯舜禹湯文武の諸王の若きは是なり、曰く堯舜禹湯文武の諸王は全體焉んぞ事に從ふとあるや即ち如何なる方法に由れるか曰く彼が事を行ふは兼ねて天下を愛する方法を執りて、自他を別ち異にする方法を執らざるなり、兼ぬるとは己れ大國に處れば、小國を攻めず大家に處ては小家を亂さず力の强き者は弱き者を劫さず、人數の衆き者は寡き者を暴さず、詐術を以て愚者を謀り欺かず、位の貴き者は賤き者に傲らず、凡て平等の同愛を施せるを以て、其の事を觀るに、上に對しては天に利く中間にありては鬼神に利く下に臨みては民人に利し、此の如く天鬼人の三事皆利からざるとなし、是れぞ名けて天德と云ふな

て呰へ、反して民を憎みて亡ぶる者あるを云ひ、以て下文を起す、

【通釋】　且つ吾れ天が民人を愛する厚きことを知る所以は、僅に以上の事のみならず、尙ほ他にあり、何ぞや、曰く世の古今となく、其の罪に當らざる人を妄に殺す者には、天より之に不吉なる事を予ふるなり、一體其の罪に當らざる人を殺す者は誰ぞや、曰く、人なり、即ち人主及有司なり、之に不吉なる事を予ふる者は誰ぞや、曰く、天帝なり、若しも天帝が民人を愛すること厚からざれば、夫れ如何なる辯解ありてか、人が罪不相當なる者を殺せばとて、天は之に不吉なる事を予ふるや、予ふべき筈なきなり、然るに天は敢て容赦なく、之を予ふるを以て、吾は天が民人を愛する厚きことを知れるなり、且つ吾が天の民人を愛すること厚きを知る所以は、僅に此れのみならず尙ほ他にあり、何ぞや、曰く、之を事實に徵するに、世に人を愛し人を利し天の意に順ふを以て、天の賞譽を得し者あり、人を憎み人を賊ひ天の意に反するを以て、天の懲罰を得し者あり、されば天の人を愛する厚しと云へるは、決して吾人が想像架空の説にはあらず、

【解義】　【夫胡說人殺不辜云云】胡は何と通ず、胡說は何等の說ありて云ふ意なり、もと胡の字の上に、有の字あるべきを故らに省きしなり、孫注に節葬篇に厚葬久喪果非聖王之道、夫胡說中國之君子爲而不已操而不擇哉と同句法となせり、

夫愛人利人順天之意得天之賞者、誰也、曰、若昔三代聖王堯舜禹湯文武者是也、堯舜禹湯文武、焉所從事、曰、從事兼、不從事別、兼者處大國不攻小國、處大家不亂小家、强不劫弱、衆不暴寡、詐不謀愚、貴不傲賤、觀其事、上利乎天、中利乎鬼、下利乎人、三利無所不利、是謂天德、聚斂

ばあらず乃ち何れの時代共皆必らず此れあるなり、

【解義】【以磿爲日月星辰】磿は歴と同じ、「大戴禮」の五帝德篇に「歴離日月星辰」とあると同く、日月星辰の躔度を推し定むるなり、一本に磿を暦に作る、【以紀綱之】綱は網の大繩にて、紀は絲別なり、乃ち網を張るが如く、之を擴張維持するを云ふ、「詩」の大雅にも「綱紀四方」とあり、【列爲山川谿谷】水の山より出で川に入るを谿と曰ふ、又水あるたにを、谿と曰ひ、水なきたにを、谷と曰ふ、【播賦百事】播は布なり、賦は割り當つること、乃ち多くの物事を命令して行はしむるなり、【以臨司民之善否】司は伺の本字なり、臨司は監督すること、乃ち「周易」の坎卦に「地險山川丘陵也王侯設險以守其國」とあるが如く、山川谿谷の要害に據りて、城郭甲兵を備へ、善良を保護し、惡賊を防禦し、以て人民を監督するなり、【驩若愛其子】驩は歡と同じ、若は助詞、驩若は驩然と同じ、歡喜の狀なり、【竭力單務】單は殫と同じ、「つくす」と訓ず【與謂之不仁不祥】與は擧と同じ、皆なり、【撽遂萬物】既に本篇上文に見ゆ、【則可謂后矣】后は厚と通ず、既に上文に見ゆ、

且吾所以知天愛民之厚者、不止此而足矣、曰殺不辜者、天予不祥、殺不辜者誰也、曰人也、予之不祥者誰也、曰天也、若天不愛民之厚、夫胡說人殺不辜而天予之不祥哉、此吾之所以知天之愛民之厚也、且吾所以知天之愛民之厚者、不止此而已矣、曰愛人利人、順天之意、得天之賞者有矣、憎人賊人、反天之意、得天之罰者有矣、

【大意】不辜の者を殺せば天罰を得るを以て、天の民を愛するを知ることを述べ、天意に順ひ民を愛し

而罰暴、賦金木鳥獸、從事乎五穀麻絲、以爲民衣食之財、自古及今未嘗不有此也、今有人於此、驩若愛其子、竭力單務以利之、其子長而無報乎父、故天下之君子與謂之不仁不祥、今夫天兼天下而愛之、撽遂萬物以利之、若豪之末、無非天之所爲也、而民得而利之、則可謂后矣、然獨無報夫天、而不知其爲不仁不祥也、此吾所謂君子明細而不明大也、

【大意】 前文と同じ、但彼は人の父君兄に事かへざれば、不仁不祥と云ふよりして入り、天の人を兼愛交利するに報ぜざるを不仁不祥と云はざるを詰責し、此は先づ天の兼愛交利の實狀を述べ、後ちに人の父君兄に事かへざるの不仁不祥なることを說けり、乃ち文章布置上に、稍、同からざることあるのみ、

【通釋】 且つ吾れ天が人民を愛すること厚きを知る所以の者あり、曰く天は以て日月星辰を歴離し、年月日時を明かに示して、人民を昭かに導き、四時を分ち春秋夏冬各、其の季候に隨ひて、仕事をなさしめ、以て人民を維持し、雷霆を起し雪霜雨露を降だして、五穀麻絲を長じ遂げ、人民をして之を財寶便利なる物として用ふることを得せしめ、高き地は山とし卑き地は川とし、或は谿谷とし、各、其の地理に隨つて之を列ね爲り、百事を布き割り當て、人民の善否を臨み伺うて監督し、王公侯伯の位を定め、各、其の人民を治め賢人を賞譽し、暴人を責罰し、又金銀材木鳥獸を領内へ賦課し、斂めて之を用ゐ、五穀を植ゑ食物を造り麻絲を治め、衣服を造くる事に從ひ、以て人民衣食の料を造るは、古より今に及ぶまで、未だ此れ有らずん

仁不祥と云へるに比するときは、矛盾せる事ならずや、此れ吾の謂ゆる今の君子は目前の細末なることを明かにして、而も永世の遠大なる事を明らかにせざる者なり、

【解義】【當若子之不事父】當は若なり、當若の二字連用するは、墨子の常語にして、既に多く前篇に見ゆ、【故天下之君子】故は則の字の意と同義に用ふ、亦既に多く見ゆ、【不仁不祥】祥は禍なり、「周語」に襲於吉祥とあるを、韋注に祥禍福之先見者也と解し、楚語に臺不過望氛祥とあるを、韋注に吉氣爲祥と解し、老子に佳兵不祥之氣とあるを、注に喜也と解せるを觀れば、不祥とは不吉にして喜ばしからざる模様なり、不仁とは、德義上に就いて云ひ、不祥は禍福上に就いて云へるなり、【撽遂萬物以利之】撽遂の二字、諸說紛々決せず、畢沅は、義未詳と云ひ、兪樾は撽は邀の誤にて、遂は衍字とし、撽は交と通ずれば、邀萬物以利之に作りて、上文の兼天下而愛之と相對して、兼愛中篇に以兼相愛交相利之法易之とあるに同く、天は萬物を交へ合せて之を利するなりと云ひ、孫貽讓は撽は打撃なり、本句の意は、下文に以長遂五穀絲麻使民得而利之と同意なりと云ひ、王闓運は撽遂を邀逐に作るべしと云ひ、迎送の義として解し、藤澤東畝は撽は邀と同じ、遂は進なりと說けり、今藤說を用ゆ、【若豪之末】豪は毫の本字にして毛なり、【則可謂后矣】兪樾は「說文」に據り厚を古文に垕に作り、后と聲近ければ、義も相通ずと云ひ、又檀弓篇に后木を、「正義」に世本云厚此云后其字異耳とあるを徵として、后と厚は相通ずと云へり、

且吾所以知天之愛民之厚者有矣、曰以磿爲日月星辰、以昭道之、制爲四時春秋夏冬、以紀綱之、雷霆雪霜雨露、以長遂五穀麻絲、使民得而財利之、列爲山川谿谷、播賦百事、以臨司民之善否、爲王公侯伯、使之賞賢

【解義】【五穀孰】孰は熟と同じ黍稷菽麥稻を五穀とす、既に前篇に見ゆ、【六畜遂】牛馬羊豕雞犬を六畜とす、既に前篇に見ゆ、遂は成就なり、【疾菑戾疫】菑は災と同じ、「わざはひ」と訓ず、戾は厲と通ず、惡病なり、既に尙同中篇に見ゆ、

且夫天下蓋有不仁不祥者曰、當若子之不事父弟之不事兄臣之不事君也、故天下之君子與謂之不祥者、今夫天兼天下而愛之撽遂萬物以利之若豪之末莫非天之所爲也而民得而利之則可謂后矣、然獨無報夫天而不知其爲不仁不祥也、此吾所謂君子明細而不明大也、

【大意】天の人を兼愛し、萬物を其の用に供して、生活せしむるに關せず、天恩に報ずることなきは、人の不仁不祥なるを云ひ、以て天意に順ふべきことを明かにす、

【通釋】且つ夫れ天下に或は不仁不祥なる事あり、如何なる事かと曰はんに、今此所に子として父に事かへず、弟として兄に事かへず、臣として君に事かへざる者あらんには天下の君子何れも擧りて之を不仁不祥なる者と謂はん、然るに今彼の天は廣き天下の人を兼ねて、彼此の差別なく、之を愛し、萬物の生ずるを邀へ進め、以て天下人人の用に提供して之を利せり、乃ち人生日用の物は、毛末の微細なるに至るまで、皆天が爲る所にあらざることなし、而して人民は斯の天生の物を勝手に使用して生活することを得れば、洵に天の愛することは厚しと謂ふべきなり、然るに獨り彼の天恩に報いて、天意の如くすることをなさず、而も平然として自から其の不仁不祥たることを知らず、實に前の父君兄に事かへざる子臣弟を不

人之所不欲者何也、曰病疾禍祟也、若已不爲天之所欲、而爲天之所不欲、是率天下之萬民、以從事乎禍祟之中也、故古者聖王明知天鬼之所福、而辟天鬼之所憎、以求興天下之利、而除天下之害、是以天之爲寒熱也、節四時、調陰陽雨露也、時五穀孰、六蓄遂、疾菑戾疫凶饑則不至、是故子墨子曰、今天下之君子、中實將欲遵道利民本察仁義之本、天之意不可不愼也、

【大意】上文を承け天意の欲する所に順へば福あり否らざれば禍あるを云ふ、

【通釋】人の欲せざることとは何ぞや、曰く、病氣禍ひ祟は、是れ人の欲せざる所なり、然るに若し己に於て天の意に欲することを爲さずして、天の意に欲せざることを爲すときは、天も是に病氣禍ひ祟りを予ふるが故に、是れ天下の萬民を率ゐて態々禍ひ祟りの中に飛び入るも同然なり、されば古の聖王は明かに、天鬼の喜んで福を予ふる所を知りて、天鬼の憎んで禍を予ふる所を避け、以て天の援助を獲て、天下の利益を興し、天下の病害を除くを求むることをなせり、是を以て天は人が其の欲する所を爲すが故に、亦人の欲する所を爲して之に酬い、春夏秋冬の季候を節和し、氣順宜しく、陰陽雨露の加減を調へるによりて、時に五穀は豐熟し六蓄は生育を遂げて成長し、病氣災難疫病饑饉は至らずして、人人康寧福壽を得るなり、是の故に子墨子は曰く、今の天下の士君子に於て誠實に道理に遵ひ民生の本を利くし仁義の根本を察し究はめんと欲すれば、天の意は順はざるべからざるなり、

譽、終不可得、誅罰必至矣、夫天之有天下也、將無以異此、今若處大國則攻小國、處大都則伐小都、欲以此求福祿於天、福祿終不可得、而禍祟必至矣、然者不爲天之所欲、而爲天之所不欲則夫天亦且不爲人之所欲、而爲人之所不欲矣、

【大意】國君諸侯の賞罰ありて、善惡を勸懲するが如く、天は人に對して正邪に禍福することあるを云ふ、

【通釋】且つ夫れ天の天下を有つや、之を譬ふるに、國君諸侯が四方の境內を有つに異なることなし、今國君諸侯が四方の境內を有つや、豈に國中の臣下萬民の相互に不利益なることを爲すを欲せんや、其の胥共に親和して利益をなすことを望むなり、故に今若し大國に處れば小國を攻め、大家に處れば小家を亂だし、此を以て賞譽を得んことを求むとも、賞譽は終に得べからずして、誅罰必らず至るなり、夫れ天の天下を有つや、將た以て此の國君諸侯が四境の內に對すると異なることあらんや、異なることなきなり、今若し大國に處れば小國を攻め、大都に處れば小都を伐ち、此を以て福祿を天に求めんと欲するも、福祿は終に得べからずして、禍祟は必らず至るなり、然らば人に於て天の欲すること(義)を爲さずして、天の欲せざること(不義)をなすときは、天に於ても、亦將に人の欲すること(福祿)を爲さずして、人の欲せざること(禍祟)を爲して相酬んとするなり、乃ち國君諸侯の四方の境內に對して、賞罰をなすが如く、天は亦天下に對して禍福をなすなり、

【解義】【辟之無以異】辟は譬と同じ、【國臣萬民】國臣は國君に對稱の辭、即ち臣下なり、【將無以異此】此の字の下に、耶の字を加へて看る、【處大都則伐小都】都は分家の城邑なり、既に前篇に見ゆ、

ことあれば、君臣上下の際は、惠愛忠實を盡くし、父子弟兄の間は、慈仁孝悌を竭くすがゆゑに、唯だ天の意に順ふことを明かにし、之を奉げ行うて、廣く天下に推し施すときは、刑罰政事は治まり、萬民は和ぎ親み、國家は富み財用は足り、百姓皆煖衣飽食することを得て、落ち付き寧らかにして憂ふべきことなきなり、是の故に子墨子は曰く、今天下の君子誠實に道理に遵ひ民生の本を利くし、仁義の本を察し究はめんと欲せば、天の意は順ひ奉せざるべからざるなり、

【解義】【大家之亂小家也】家は大夫を云ふ、大家小家は勢力ある大夫と勢力なき大夫を指す、義既に上篇に見ゆ、【有力相營】營は孫注に經護爲營とあり、即ち保護し援くること、【環璧珠玉】環は說文に璧屬とあり、爾雅の釋器に肉好若一謂之環とあり、即ち圓郭にして圓孔ある玉なり、「たまのわ」と訓ず、璧は外邊圓くして內孔の方なる瑞玉なり、「たま」又は「しるしだま」と訓ず、珠は河海に產する圓形の玉なり、玉は堅剛にして釆澤ある美石の總稱なり、此皆王侯朝聘會同の時、進物として贈る物なり、【聘撓四鄰】撓は交と同音なるを以て、假借して交の意に用ふ、即ち聘し交ること、【諸侯之寃不興】孫注に、「一切經音義」を引きて、古文の寃怨の二形、今怨に作り、同義なりと云へり、蘇注にも寃は當に讀みて寃となすべしと云へり、【持養其萬民】持養は保養なり、【故唯毋明乎順天之意】唯毋の二字にて、唯なり、毋は帶言にして、意味なし、既に屢次前編に見ゆ、【光施之天下】光は廣と同じ、尙書堯典の光被四表を「漢書」禮樂志、成湯靈臺碑等に引用して、廣被に作る、廣施は、廣く施すことにて、乃ち兼愛の意あり、【便寧無憂】便は安なり、

且夫天之有天下也、辟之無以異乎國君諸侯之有四境之內也、今國君諸侯之有四境之內也、夫豈欲其國臣萬民之相爲不利哉、今若處大國則攻小國、處大家則亂小家、欲以此求賞

潔爲酒醴粢盛、以祭祀天鬼、外有以爲環璧珠玉、以聘撓四鄰、諸侯之寃不興矣、邊境兵甲不作矣、內有以食飢息勞持養其萬民、則君臣上下惠忠、父子弟兄慈孝、故唯毋明乎順天之意、奉而光施之天下、則刑政治萬民和、國家富、財用足、百姓皆得煖衣飽食、便寧無憂、是故子墨子曰、今天下之君子、中實將欲遵道利民本察仁義之本、天之意不可不愼也、

【大意】　上文を承け、天意の欲する所と憎む所を分別し、天意に順うて廣く天下を愛すれば、政治まり民和らぎ國家富盛なることを云ふ、

【通釋】　旣に天の意に順はざるべからずとせば、天の意は何をか欲し何をか憎めると云はんに、子墨子は曰く、天の意は、大國の小國を攻め、大家の小家を亂だし、强の弱を劫かし、衆の寡を暴らし、詐の愚を謀り欺き、貴の賤に傲ることを欲せず、此れ天の欲せざる所なるが、啻此れのみならず、人の力ありて强き者は互に相ひ救ひ援け、道德ありて賢き者は互に相敎へ導き、財ありて富める者は互に物を相分ち恤まんことを欲するなり、又上たる者が勉强して政治を聽き、下たる者が勉强して仕事をなすことを欲するなり、上たる者が勉强して政治を聽くときは、國家治まる、下たる者が勉强して仕事をなすときは、財用足る、若し國家が治まり財用が足るときは、內は以て潔く酒醴粢盛を爲りて、天鬼を祭祀し、外は以て環璧珠玉を爲りて、四方の鄰國に聘交の好を修めて、諸侯の怨み不平は興らず、境邊の師さ作らず、內は以て飢ゑたる者に食を予へ、勞する者を息へ、其の萬民を保持扶養す

は、維れ天帝となす、實に上より臨みて下界の土地を照らし其の君となりて、之を治むと、則ち此天の天子より貴くして且つ智あることを云へるなり、吾は知らず世に亦此の天帝より更に貴くして且智ある者あるか、あらざるかを、乃ち天は最も貴く且智ありて他に比敵すべき者なきなり、さらば義は即ち政にして最も貴く最も智ある者より出づることなれば、果して天より出づるなり、是の故に子墨子は曰く、今天下の君子忠實に將に道に遵ひ、人民生息の根本を利くし、仁義の本源を察し究はめんと欲するときは、天の意を順ひ奉ぜざるべからず、

【解義】【不止此而已矣】止は啻と同義にして「たゞ」と訓ず、【馴天明不解之道】馴は訓と同じ、訓釋なり、天明は天の明道なり、解は懈と同じ、「周易」の象傳に天行健とありて、天の活動は健やかにして一と息の間も止まざることを云へり、乃ち此所の天明不懈も、易にある右の意と同義なり、【明哲維天】哲は智の深きなり、【臨君下士】臨君は臨みて君となるなり、下土とは、下き地なり、天よりして土地を指して云へる辭なり、【尊道利民本】利とは都合宜しくすることなり、民本は民生の本なり、【不可不愼也】愼は順と古字音義共に通ず、天意に順ふことなり、此所亦同じ、

既以天之意爲不可不愼已、

然則天之意將何欲何憎、子墨子曰、天之意不欲大國之攻小國也大家之亂小家也、強之劫弱、衆之暴寡、詐之謀愚、貴之傲賤、此天之所不欲也、不止此而已、欲人之有力相營、有道相教、有財相分也、又欲上之強聽治也、下之強從事也、上強聽治、則國家治矣、下強從事、則財用足矣、若國家治財用足、則內有以

子暴を爲し行ふときは、天帝亦能く之を罰す、而して天子に疾病若くは禍祟あれば、必らず齋戒沐浴して敬意を表し、潔く酒醴粢盛の供物を設け、以て天帝鬼神を祭祀して、其の助命擁護を請ふ、是何故ぞと云はんに、天帝の力にて能く此災難を除き去ればなり而して吾は未だ天帝よりして降りて天子に向うて、幸福を祈り求むることを知らず、是天帝は天子より貴く、天子は天帝より賤き者たる一證にあらずや、

【解義】【當若天子之貴諸侯】當若の二字共に意義相同じ如なり「ごとき」と訓ず墨子の常語にして既に多く前篇に見ゆ、【碻明知之】碻は確と同じ、確然として明らかに知るなり、【天能賞之】能は今の能力と云へるが如く、天帝は天子を賞する絶大なる能力あることを云ふ、【酒醴粢盛】粢盛は祭祀の時黍稷の穀物を器に盛りて供ふるを、粢盛と云ふ、【祭祀天鬼】鬼は鬼神なり、

此吾所以知天之貴且知於天子者、不止此而已矣、又以先王之書馴天明不解之道也、知之、曰、明哲維天、臨君下土、則此語天之貴且知於天子、不知亦有貴且知於天者乎、曰、天爲貴天爲知而已矣、然則義果自天出矣、是故子墨子曰、今天下之君子、中實將欲遵道利民本察仁義之本、天之意不可不愼也、

【大意】先王の書を引きて、天の最も貴く且つ智ありて下士に君たることを證し以て、義の果して天意より出づる者なるを云ふ、

【通釋】此れ吾れ天の天子より貴く且智あることを知る所以なれども、止だ此のみならず、又先王の書に於て天の明らかにして懈らざる道を訓釋するを以て之を知れり、先王の書に曰く、明らかにして智深き者

然則孰爲貴、孰爲知、曰、天爲貴、天爲知而已矣、然則義果自天出矣、今天下之人曰、當若天子之貴於諸侯、諸侯之貴於大夫、碻明知之、然吾未知天之貴且知於天子也、子墨子曰、吾所以知天之貴且知於天子者有矣、曰、天子爲善、天能賞之、天子爲暴、天能罰之、天子有疾病禍祟、必齋戒沐浴、潔爲酒醴粢盛、以祭祀天鬼、則天能除去之、然吾未知天之祈福於天子也、

【大意】 天子と天とを比較して、天の最も貴く且智あるを云ひ、義の淵源は、最も貴く且智なる者よりして出づとすれば、即ち天より出づべきことを云ふ、

【通釋】 されば、世界の中に於て、果して何に物を貴き者と爲し、何に物を智ある者と爲すかと云はんに、天を最も貴き者と爲し、又最も智ある者となすのみ、然らば義は前述の如く、貴く且智ある者よりして、愚にして且賤き者に向ひて爲せる政を指すとすれば、果して義は最も貴く且智ある天よりして出で來るなり、然るに今天下の人は曰く、天子が諸侯より貴く、諸侯が大夫より貴き者たることは、確然として明らかに之を知れり、然れども吾未だ天が天子より貴きことを知らず、天の茫々漠々たる、豈に何に由りて其の果して貴く且智あることを確信することを得んやと、子墨子答へて曰く、吾の天が天子より貴く且智なるを知る所以の者あり、何を以て之を知るかと云はんに、抑も賞罰は、貴者より賤者になし、謝罪請願は賤者より貴者になすことは天下の原理なり、しかるに天子善を爲し行ふときは、天帝の能く之を賞し、天

政也、曰天下有義則治、無義則亂、是以知義之言政也、夫愚且賤者、不得爲政乎貴且知者、貴且知者然後得爲政乎愚且賤者、此吾所以知義之不從愚且賤者出而必自貴且知者出也、

【大意】 義は天下萬事の標準にして、上の政を施すことに於て闕くべからざるを云ひ、以て後文の天志に稱はんとすれば、義に違ふべからざるを論ずる素地を作す、

【通釋】 子墨子言うて曰く、今天下の君子、仁義を行はんと欲する者は其義てふ者は、全體何所よりして出で來れるかを察し究めざるべからず、既に義の出で來れる所を察し究めざるべからずとすれば、彼れは果して何所よりして出で來れる者なるかと云はんに、子墨子の考へには、凡そ義てふ者は人の性質愚にして且身分賤き者よりは出で來らず、必ず身分貴く且性質智ある者よりして出で來れるなり、何を以て其の然るを知るかと云はんに、義とは全體何を指して云へるかと問へば正を以て不正を治むる政を言ふなり、何を以て之を言ふことなるを知るかと問へば、今天下義あるときは治まり、義なきときは亂る、即ち義を置きて、他に骨子として、天下を治むる者はなし、其政とは正を以て不正を正だすを肝要とすれば、是を以て義とは政を指して云へることなるを知るなり、夫れ性質の愚にして且身分の賤き者は、固より貴くして且智ある者に向うて、政事を行ひ之を治むることを得ず、貴くして且智ある者にして後に始めて愚にして且賤き者に臨みて、政事を行ひ之を治むることを得べし、政事果して然らば、義を政事の骨子たる者なれば、此れ吾の義は愚にして賤き者より出で來らずして、必らず貴く且智ある者より出で來るを知るなり、乃ち上より下に臨みて爲す政事は、義を離るべからざると同時に、義も政事を別にして言ふべからざるなり、

之爲政於天子者也】舊本に此の字なし、今藤校に據りて補ふ、【故欲富且貴者】欲の字舊本に於に作る、今茅本に據りて改む、【此順天意而得賞者也】舊本に者の字なし、今畢校に據りて補ふ、【業延萬世】舊本に延の字なし、今王闓運の説に據りて補ふ、【天有邑人】舊本に邑を色に作る、或は曰く色は食の誤にして天は人を有し又人に食するを謂ふなりと、今畢校に據りて改む、【而天予之不祥哉】舊本に哉の字なし、今藤校に據りて補ふ、

天志中第二十七

上篇既に天志に順はざるべからざることを説きて、義あれば天之を喜びて輔け、義あらざれば天之を惡みて輔けず、國の廢興存亡、皆實に此に由りて決すれば、須臾も義を離るべからざることを云へり、今本篇の大旨亦上篇と同じ、但辭の詳簡文の次第稍〻相異ることあるのみ故に王闓運は前篇と重複なれば宜く削るべしと云へり、されども墨子の書、元來後の其學を治むる者傳承せる師説を補輯して入れし文篇亦多く且其の説は前に既に述べしが如く三墨の傳各〻異同あるを免れず、故に彼此參考して考ふるときは其の間に發明自得する者亦少しとなさざるなり、今一概にして之を削るは終に武斷の見たることを免れず、

子墨子曰、今天下之君子欲爲仁義者、則不可以不察義之所從出、既曰不可以不察義之所從出、然則義何從出、子墨子曰、義不從愚且賤者出、必自貴且知者出、何以知義之不從愚且賤者出、而必自貴且知者出也、曰、義者言政也、何以知義之言

きことを說けり、第五段は義政力政の字樣を揭げ、義政は天意に順ふ者にして、天鬼人の三者に利あり、隨うて天下の美名を受け、力政は天意に順はざる者にして天鬼人の三者に利あらず、隨うて天下の惡名を受くるを云ひ、暗に上文の禹湯文武三代聖王と三代暴王桀紂幽厲との語に回映して說き、子墨子の言を揭かげ、天志を以て儀法とし之に基づきて天下の是非を論ずるは宛かも輪人の規あり匠人の矩ありて天下の方圓を度り正だすが如く的中して誤らず若し天志に基づかずして事を論ずるは獨り勞して功なきのみならず又眞正の道と大に相遠ざかることを云ひ、再び何以知之の語を下だし、曰我得天下之法以度之の一句を以て、天志の天下の大法則たることを說き之が局を結ぶ分段分說し、一義各首尾をなし、章法秩然として亦觀るべし、

名言

焉而晏日焉而得罪將惡避逃之、

天不可爲林谷幽閒無人明必見之、

天下有義則生、無義則死、有義則富、無義則貧、有義則治、無義則亂、

且夫義者政也、無從下而政上、必從上而政下、

順天意者、兼相愛、交相利、必得賞、反天意者、別相惡、交相賊必得罰、

殺一不辜者必有一不祥、

順天意者義政也、反天意者力政也、

存異

【且語有之】舊本に語の下言の字あり、一本になし、今從うて削る、【焉而晏日】舊本に日を曰に作る、今孫校に據りて改む、【然而天下之士君子之於天也】舊本に士の字之於の二字なし、今王校に據りて補ふ、【若我不爲天之所欲而爲天之所欲然則我率天下之百姓以從事於禍祟中也】舊本に若我より以下十四字なし、今高木校王校に據りて補ふ、【無從下而政上必從上而爲政】兩の而の字舊本に倶に之の字に作る、今王闓運の校に據りて改む、【天下之士君子固明知之】舊本に知之の之の字なし、今兪校に據りて補ふ、【天下百姓未得明知之也】舊本に明知之を之明知に作る、今孫校に據りて訂す、【我未嘗聞天之求祈福於天子也】舊本に天の下に下の字あり、求の上に所の字あり、也の上に者の字あり、今皆戴校に據りて削る、【此我所以知天

からざる者は亦極めて相同からざる者あり、請ふ姑く筆を置き更に論述する所あらん、

文評

通篇五段に分ちて看るべし、第一段は今天下之士君子知小而不知大の語を以て、空中一拳を奮うて起ち、何以知之の一句を以て承當說下して、家君國君より罪を獲るは鄕家鄕國の以て逃るべく爲すべき者あれども、猶且互に儆戒して愼むことを知り、而も罪を天に獲るときは、逃るべく爲すべきなきを省みず、慢然として儆戒することを知らざるは、是知小而不知大の徒たることを云へり、句法齊整層を逐ひ步を拾ひ說き來り說き去りて天の儆戒すべきことを云ふに至りては獨り其の變化參差あるを見るなり、第二段は前段の天の儆戒すべきを說けるに跟接して天の意志ありて義を欲し不義を欲せざるは、之を天下の義を行ふ者は盛大に赴き、不義を行ふ者は衰亡に傾くを觀て知るべきことを云ひ以て人の義を行ふは天意に適し、義を行はざる者は天意に適せざることを示す、文章又五の然則の字を下だし、一推一闔し、說得て緊密、務めて漏脫なきを期す、第三段は義とは政にして、政とは正にして上よりして下を正だすことなれば、人たるもの義を行はんと欲すれば、上たる者の意に從はざるべからず、是庶人より天子に至るまで皆然り、惟天は絕對無比なる至尊にして天子と雖へども亦其の命を聽かざることを得ず、況んや天子以外の人人は何れも皆天意に順ひ以て天祐を願はざるべからざることを云ふ、而して議論層々遞進し、庶人よりして士に進み、士よりして將軍大夫に進み、三公諸侯に進み、天子に進み、最後に天の政を爲すことに進む宛かも泰山の石磴を上るが如く一級は一級より高く、遂に頂上に達して觀止を嘆ずるなり、第四段は亦上文に跟接して天子の尊も天帝の意に順はざるべからず其の順ふ者は賞を得順はざる者は罰を得ることを云ひ、證例を三代の昔に求め禹湯文武の聖王と桀紂幽厲の暴王を援き、兩兩比說し句句對針し然則の二字を用ゐて語調を一變し、三つの何以知の文字を疊用し語語相承け意意相究はめ又一不辜を殺さば一不祥あるを以て天人感應の効を驗し以て天の天下の百姓を愛することを云ひ、王公大人の天意に順はんと欲する者は必らず百姓を兼ねて愛すべ

最大至高なる威德を具へ、萬物の主宰たる者は、實に上帝なることを云へるは、既に法儀篇に於て、吾之を論述せり、而して其の較詳かに說きし者は此の天志篇に於て始めて之を見るべきなり、姑く試に本篇を以て云はん、今夫れ天下の人不幸にして罪を其の家長に獲るときは、一家の內身を容るゝ地なきが如しと雖も、猶尙逃れ避くべき鄰家あり、罪を國君に獲るときは、一國の地、身を容るゝ地なきが如しと雖も、猶逃れ避くべき鄰國あり、元來家長は一家を主宰し、國君は一國を主宰し、倶に是れ家國の最大至尊の者となせども、更に世界の上にありて、國君天子を統治し神聖にして畏るべく服すべき者は、上帝なり而して上帝の志は、義を好み不義を惡めり、故に義に順ふ者賞せられて興り、義に順はざる者罰せられて亡ぶるは、古代の聖王暴王の跡歷々證明して餘りあり、且つ天は是の如く最大至尊の威德を有すれば、其一たび罪を天に獲るや、亦甚だ至嚴にして逃避すべからず、乃ち晏明の日に不韙を犯して爲すときは、誅罰立ち所に至ることは勿論にして、たとひ林谷幽閑無人の地と雖も、天の明かなるは、容光必らず照して遺す所なく、毫も欺罔を施す餘地なきなり、是を以て君子は深く天志を體認して、政を爲し事を行ひ、兼愛の德、義政の績、互に表裏して天下に行はれ、上は天帝の意に中り、中は鬼神の助を受け、下は萬民の歸服する所となりて聖王の名譽後世に稱せらるゝなり、然るに今の世、學者の著書、辯士の言論は寔に甚だ多くして數ふべからざるに關せず、其の道の實際に行はれずして、唯だ空言に止まる者は、即ち此の本務を忽にして力めざるを以てなり、苟も能く此の本務を注意して忘れざるときは、謂ゆる天志は自然に吾が心と一致して、吾が心の光明能く萬事萬物を鑑別して、是非得失の判斷を誤らざれば、宛かも輪匠の規矩を執りて方圓の中不中を度るが如く、如何なる疑惑すべき問題に逢遭するも、蓋し解決は多時を要せずして定むべきなり、是れ墨子本篇の主意にして、儒敎の宗旨、亦之と大差なきことを見るなり、孔子曰く獲罪於天無所禱也(論語八佾篇)又曰く吾誰欺欺天乎(論語子罕篇)と、然らば則ち儒墨の敎義は、一にして、孔子墨子の論竟に殊途にして同歸なるか、曰く其の相同き者は極めて相同じくして、而も其相同

於仁義則大相遠也、何以知之、曰、我得天下之明法、以度之、

【大意】天志を知りてこれを體認して事物を度れば道理に中り、然らざれば道理に中らざるを言ひ、以つて天志の知らざるべからざることを說きて局を結ぶ、

【通釋】子墨子言うて曰く、我善く天帝の志を我が心内に會得し以て標準とし天下の萬事萬物を推し度ることは、譬へば輪を造る職人の規あり、建築師の矩あるが如し、輪を造る職人建築師は、己が所有せる規矩を固く執りて、天下の角形なる物圓形なる物に當て度りて曰く、我の規に中り矩に中りて差ひなき者は、是正に眞の圓く又は方なる者なり、我の規に中らずして差ひある者は、是正に眞の圓く又は方なる者に非ずと、乃ち一の規や矩があれば、以て天下の萬物を度りて、其の方や圓の是否を決定するに足れり、今天下の士君子の書の多數なることは、非常にして一一載せ記すべからず、言語の澤山なることは、亦非常にして一々算へ計るべからず、されども、上は諸侯に說き下は有位の士に說くに至りては、其の仁義の道に對して、果して的中せるかと云はんに、則ち大に仁義の道と相遠ざかりて隔てあり、何を以て其の然ることを知るかと云はんに、我は天下の明法を得、即ち天志を我が心に承知し、以て標準として之を度れば、宛も輪人建築師が規矩を執りて、方圓を度りて、一見の下、直ちに是非を定むるが如く、快速にして且遠ふことなきなり、

【解義】【輪人之有規】輪人は車の輪を造る工なり、規は圓形を正す具なり、「ぶんまはし」と訓ず、【匠人之有矩】匠人は家屋建築をなす工なり、矩は方を正だす具なり、「さしがね」又は「かねざし」と訓ず、【以度天下之方圜】圜は圓と同じ、「孟子」の離婁上篇にも離婁之明、公輸子之巧、不以規矩不能成方員、堯舜之道不以仁政不能平治天下とあり、【下說列士】列は位なり列士は「說苑」の臣術篇に列士者所以參大夫也とあるが如く、朝廷に位ある士なり、

總評

墨子の學は、有神論（衆神ありて一神にはあらず）を主持し、上帝の存在なることを確信し、凡そ宇宙間の

【通釋】天の意に順ふ者は、義を以てなせる政事なり、天意に反する者は、力を以て強ふる政事なり、義を以て爲す政事は、奈何なる者かと云はんに、子墨子は曰く、大國に居ては、小國を攻めずして憐み、大家に居ては、小家を簒はず、強き者は弱きを劫かさず、貴き者は賤き者に傲らず、詐多き者は愚直なる者を欺かず、此れ皆兼愛にして、而も力を恃み智に誇らざるなり、此の如きは必らず上は天に利しく中は鬼神に利しく下は人民に利しきなり、三つの利きことは、天鬼人の上中下、何れに向ふとも、皆利からざることなし、故に天下の美を擧げて之に加へ、之を聖王と謂ふ、力を以て強て政事をなす者は、此れと異れり、言ふことは此れに背き、行ふことは此れに反き、譬へば猶相背きて馳するが如く、全く互に懸隔することを見るなり、乃ち大國に居つては小國を攻め、大家に居ては小家を簒ひ、強き者は弱き者を劫かし、貴き者は賤き者に傲り、詐り多き者は愚直なる者を欺く、此れ皆別惡より生じ、而も力を恃み智に誇るなり、此の如きは必らず上は天に利からず、中は鬼神に利からず、下は人民に利からず、三つ利からざることは、天鬼人の上中下に向うて、何れも皆利き所なし、故に天下の惡名を擧げて之に加へ、之を暴王と謂ふなり、

【解義】【處大家不簒小家】家は大夫を謂ふなり、諸侯は國を世襲するを以て、國と稱し、大夫は家祿を世襲するを以て、家と稱す、古の制なり、既に前篇に見ゆ、【故擧天下美名】擧は、以の字と同意味に解すべし、【言非此】非は背と同意味に解すべし、言語は此と相背くを云ふ、此とは上の義政者を指すなり、【猶偝馳也】偝は背と同じ、互に背き馳することにて、大懸隔あるを云ふ、

子墨子言曰、我有天志、譬若輪人之有規、匠人之有矩、輪匠執其規矩、以度天下之方圜、曰、中者是也、不中者非也、今天下之士君子之書、不可勝載、言語不可盡計、上説諸侯、下説列士、其

ずや、然るに天は之を咎めて不吉なる罰を與へて許さざるなり、此れ我に於て天の天下の百姓を愛することを知る所以なり、

【解義】【兼而食焉】博く一様に己が食める領土となすなり、藤澤東畡曰く、食食其物也、と【粒食之民】穀食を粒食と云ふ、穀物の食を用ゐて、生活する者なり、「大戴禮」の少間篇にも、粒食之民昭然明視とあり、【犓牛羊豢犬彘】既に本篇の上文に見ゆ、【天有邑人】王闓運は邑人を解して食采邑供賦者と云ひ、天の知行所にして年貢を納むる小作人となせり法儀篇に今天下無大小國皆天之邑也、人無幼長貴賤皆天之臣也、此以莫不犓牛羊豢犬豬、絜爲酒醴粢盛以敬事天、此不爲兼而有之兼而食之耶とあるは以て參考となすべし、

順天意者義政也、反天意者力政也、然義政將奈何哉、子墨子言曰、處大國不攻小國、處大家不篡小家、强者不劫弱、貴者不傲賤、多詐者不欺愚、此必上利於天、中利於鬼、下利於人、三利無所不利、故擧天下美名加之、謂之聖王、力政者則與此異、言非此、行反此、猶偝馳也、處大國攻小國、處大家篡小家、强者劫弱、貴者傲賤、多詐欺愚、此上不利於天、中不利於鬼、下不利於人、三不利無所利、故擧天下惡名加之、謂之暴王、

【大意】兼愛は義政にして、天人の心に叶ひ、別惡は力政にして天人の心に叶はざることを述べ、天志は兼愛に在ることを云ふ、

潔爲粢盛酒醴、以祭祀於上帝鬼神、天有邑人、何用弗愛也、且吾言殺一不辜者必有一不祥、殺一不辜者誰也、則人也、予之不祥者誰也、則天也、若以天爲不愛天下之百姓、則何故以人與人相殺、而天予之不祥哉、此我所以知天之愛天下之百姓也、

【大意】天の百姓を愛する所以を述べ、以て人君の百姓を愛すれば、天意に順ひ、愛せざれば天意に逆ふことたるを云ふ、

【通釋】人を愛すれば天意に順ふと云へるが、然らば何を以て天が天下の百姓を愛することを知るや、天の博く兼ねて百姓を明かに照らすを以てなり、何を以て天の博く兼ねて明かに照らすことを知るや、天の博く兼ねて百姓を己が有とするを以てなり、何を以て天の博く兼ねて百姓を己が有とすることを知るや、天の博く兼ねて百姓の物を食めるを以て也、何を以て天の博く兼ねて百姓の物を食めることを知るや曰く苟も四海の内、粒食をなして生活する人民は、牛羊犬彘を飼養して、犧牲に供へ身を謹み潔くして粢盛酒醴の供物を作りて、上帝鬼神を祭祀せざることなし、是れ天は此の土地百姓を己が領邑とし人民として有つ、乃ち天下の土地百姓は、みな天の邑なり天の民なり、天何を用ゐて己が邑と民を愛せざらんや、且吾は嘗て苟も一の辜に相當せざる人を殺すときは、必らず一の不吉なる罰ありと言へり、さて辜に相當せざる人を殺す者は誰ぞや、則ち他に非ず、人之を殺すなり、殺せる人に不吉なる罰を與ふる者は誰ぞや、則ち他にあらず、天之を與ふるなり、今や若し天を以て天下の百姓を愛せずと爲さば、何の故に人と人が相互に殺すを以て天之に不吉なる罰を與ふるや、乃ち天に無關係なる事なれば、打ち捨て置きて可なら

て一様に愛し、我が利し益する者に對しては亦彼我の別なく、兼ねて一様に利し益することをなせり、人を惠み愛する者、此の如きは、博しとすべし、人を利し益する者、此の如きは厚しとすべしと、故に天帝より亦之を賞して彼は貴きこと天子となり、富みは天下を有たしめ、事業は萬世に延き及び、子孫傳へて、其の善美なる功德を稱し、恩澤は旁ねく天下に布き施し、今に至るまで之を崇め稱して、聖王と謂へり、然らば桀紂幽厲の諸王が、其の天罰を得たるは何を以てなるか、子墨子は曰く、桀紂幽厲の諸王の行へる事は、上に對しては、天帝を誣ひ欺き、中は鬼神を詬り辱しめ、下は人民を賊ひ害せり、故に天帝の意に曰く、此の人達は、我が意に叛きて、我が愛し惠む者に對し、別け隔てをなして、之を嫌ひ惡み、我が利し益する者に對して、交も互に之を賊ひ害す、人を惡むこと此の如きは、之を惡むこと博しと爲すべし、人を賊へること此の如きは、之を賊へること厚しとなすべしと、故に天帝も亦之を罰して彼をして、其の天壽を無事に終ふるなく、其の一世を歿へ盡すことを得ざらしめ、必らず禍又は誅伐に罹り、今の世に至るまで、天下之を毀り惡名永く傳はりて之を暴王と謂へり、以上の事に據れば、天意に順ふ者と天意に反する者の結果は、明白に辯別することを得るなり、

【解義】【此之我所愛】之は於と同義に通用す、大學に人之其所親愛而辟焉とあるを、朱注に之猶於也と云へり、王引之も之猶於也諸之一聲之轉諸訓爲於故之亦訓爲於と云ふ、【方施天下】方は旁と古字相通ず、旁は溥なり、「あまねく」と訓ず、方施は旁く恩澤を天下に施すことを云ふ、

然則何以知天之愛天下之百姓、以其兼而明之、何以知其兼而明之、以其兼而有之、何以知其兼而有之、以其兼而食焉、何以知其兼而食焉、曰、四海之內、粒食之民、莫不犓牛羊豢犬彘、

得賞何以也、子墨子言曰、其事上尊天中事鬼神下愛人、故天意曰、此之我所愛、兼而愛之、我所利、兼而利之、愛人者此爲博焉、利人者此爲厚焉、故使貴爲天子富有天下、業延萬世、子孫傳稱其善方施天下、至今稱之、謂之聖王、然則桀紂幽厲得其罰何以也、子墨子言曰、其事上詬天中詬鬼下賊人、故天意曰、此之我所愛、別而惡之、我所利、交而賊之、惡人者、此爲之博也、賊人者、此爲之厚也、故使不得終其壽、不歿其世、至今毀之、謂之暴王、

【大意】前文を承けて、三代の聖王と暴王の興廢を擧き、天意に順ふ者は賞を得天意に反く者は罰を得る徵證となす、

【通釋】子墨子は曰く、其の證左を事實に求めんか、乃ち昔し三代の聖王夏の禹王殷の湯王周の文王武王の如きは、此れ謂ゆる天意に順うて、天より賞を得たる者なり、之に反して、昔し三代の暴王夏の桀王殷の紂王周の幽王厲王の如きは、此れ謂ゆる天意に反して天より罰を得たる者なり、然らば禹湯文武の聖王其の人が、天より賞を得たるは一體何を以て得しかと云はんに、子墨子は之に關し言うて曰く、彼の聖王の行ふ事は、上に對して天帝を尊び、中は鬼神に敬み事かへ、下は人民を愛し惠めり、故に天帝の意に思はるゝには、此の人達は克く我(天帝)が意を體認し、我が愛し惠む者に對しては、彼我の別なく、兼ね

なるを知らざるが故に、昔の夏殷周三代の聖王なる禹湯文武は、天が天子を治め正だす絶對至尊なることを、天下の百姓に明かに說き示さんと欲すれば、牛羊犬彘を飼ひ養うて犧牲とし、潔く黍稷を器物にし、酒醴を作りて上帝鬼神を祭祀し、以て幸福を天に祈り求めざることなし、されども我は未だ嘗て天帝よりして降りて幸福を天子に祈り求めしことあるを聞かず、此れ我が天の天子を治め正だす者なることを知る所以なり、さらば天子は天下の一番極めて貴き者なり、天下の一番極めて富める者なり、而して天帝の治め正だすことを受くること此の如し、則ち天は更に絶大神聖にして測るべからざるなり、故に世の富み且貴からんことを欲する者は天意の欲する所に當りては順はざるべからず、天意に順ふとは天下萬民を兼ねて平等一様の者となし、相互に愛し交も相互に利するなり、天は之を喜びて、必らず其の人は賞を得べし、天意に反するとは、個人各自に別れて相互に惡み交も相互に賊ひ害するなり、天は之を惡みて必らず其の罰を得べし、然らば天下の中にて是れ誰れか天意に順ひて賞を得る者ぞ、誰か天意に反して罰を得る者ぞ、

【解義】【犓牛羊豢犬彘】芻莖（クサマメ）を以て牛羊を養ふを犓と曰ふ、穀を以て犬豕を養ふを豢と曰ふ、既に前篇に解せり、【潔爲粢盛】黍稷を器に盛り神に獻ずるを、粢盛と曰ふ既に前篇に解せり、【天下之窮貴】窮は極なり、窮貴は極めて貴くして比敵なきを云ふ、下句の窮富亦以て例推すべし、【兼相愛交相利】兼は彼我を混同し隔てなきなり、人に對して親疏自他の別なく、平等博愛なるなり、交相利は、相互に利益して私なきなり、【別相惡交相賊】別は兼の反對にして、自他の懸け隔てあるなり、賊は賊害なり、此れ前句の兼相愛交相利と全く反對なり、兼相愛以下既に倶に兼愛篇に詳解せり、

子墨子言曰、昔三代聖王禹湯文武、此順天意而得賞者也、昔三代暴王桀紂幽厲、此反天意而得罰者也、然則禹湯文武、其

明を俟たず、獨り天が最上の尊位にありて、天下を統治せる天子を治め正だすことは、天下の士君子は姑く置きて云はず、天下の百姓は未だ之を明かに知らざるなり、

【解義】【且夫義者政也】「釋名」に義者宜也裁制事物使合宜也とあり、又政正也下所取正也とあり、本句の意は、義とは事物を判決處分して、宜きに叶ひ合はしむることなれば、下を治め正だす意味を有すとの意なり、【未得次己而爲政】次は恣なりもと恣の正字にして、恣に作るは後世の俗字なり、【將軍大夫】將軍は卿なり、春秋の時、卿は軍の長官たれば、故に將軍と云ふ、既に前篇に詳解せり、【三公諸侯】三公は、天子を輔弼する大臣にして、大師大傅大保の三官を謂ふ、既に前篇に詳解せり、

故昔三代聖王禹湯文武、欲以天之爲政於天子、明說天下之百姓、故莫不犓牛羊、豢犬彘、潔爲粢盛酒醴、以祭祀上帝鬼神、而求祈福於天、我未嘗聞天之求祈福於天子也、我所以知天之爲政於天子者也、故天子者、天下之窮貴也、天下之窮富也、故欲富且貴者、當天意而不可不順、順天意者、兼相愛、交相利、必得賞、反天意者、別相惡、交相賊、必得罰、然則是誰順天意而得賞者、誰反天意而得罰者、

【大意】天は天子を治め正だす者にして、天意は兼愛を好み、交別を惡めば、兼愛の者は天意に順うて富貴にして賞を得、順はざる者は貧賤にして罰を得る事を云ふ、

【通釋】世の人未だ天の天子以下を治め、正だす者

力從事、未得次己而爲政、有士政之、士竭力從事、未得次己而爲政、有將軍大夫政之、將軍大夫竭力從事、未得次己而爲政、有三公諸侯政之、三公諸侯竭力聽治、未得次己而爲政、有天子政之、天子未得次己而爲政、有天政之、天子爲政於三公諸侯士庶人、天下之士君子固明知之、天之爲政於天子、天下百姓未得明知之也、

【大意】天は義を以て政を天子になし、最上の尊き者なるを云ふ、

【通釋】曰く且つ義とは人を治め正だすなり、下位の者よりして上位の者を治め正だすことなし、必らず上位の者よりして、下位の者を治め正だすなり、是の故に庶人は力を竭くして仕事をなし、未だ己の欲を恣にして、物事を治め正だすことを得ず、不正なることあらば其の上位に士ありて之を治め正だす、士は力を竭くして仕事をなす、未だ己の欲を恣にして治め正だすことを得ず不正なることあらば、其の上位に將軍大夫ありて之を治め正だす、將軍大夫力を竭くして仕事をなし未だ己の欲を恣にして治め正だすことを得ず、其の上位に三公諸侯ありて之を治め正だす、三公諸侯力を竭くし仕事をなし、未だ己の欲を恣にして治め正だすことを得ず、其の上位に天子ありて之を治め正だす、天子は未だ己の欲を恣にして治め正だすことを得ず、其の上に天ありて之を治め正だす、此の如く下位の者は、上位の者よりして治め正ださるゝが順序なれども、今や天子が三公諸侯將軍大夫士庶人の上に立ちて統治をなすことは、天下の士君子固より之を明かに知れば、今更に我が說

而惡不義也、

【大意】天は義を欲し、不義を惡むを以て、人能く義を行ひ、不義を禁ずれば、天の志に稱へることを云ふ、

【通釋】天より罪を得る不可なることは、既に之を知れり、然らば天の意に適せんとするときは、天も亦何を欲して何を惡む者なるかと云はんに、天は義を欲して不義を惡むなり、然らば今や天下の百姓を率ゐつれて、力を義にかなへる點に於て盡すときは、乃ち我に於て天の欲する事を爲す道理なり、我に於て天の欲する事を爲すときは、天に於ても我が至誠の心を感じて、我の爲さんと欲することを爲して相報ゆるなり、然らば我は全體に何に事を欲し何に事を惡むかと云はんに、我は福祿を欲して禍ひ祟りを惡むなり、されば若し我に於て天の欲する義に稱ふことを爲さずして、天の惡める不義なることを爲すときは、我は天下の百姓を率ゐつれて、力を禍ひ祟りを受くべき事に盡す者にして、益〻爲して益〻深く禍ひ祟りを受くるなり、さらば全體何を以て天の義を欲して不義を惡むかと云はんに天下を觀察するに義は實に天下萬民の生命となりて、天下の人苟も義があるときは生き、義がなきときは死し、義があるときは富み、義がなきときは貧く、義があるときは治まり、義がなきときは亂るゝなり、此れ天は己が欲する者なるを以て、義に稱ふものは輔けて、幸福を授け、己が欲せざる者なるを以て、不義なるときは、黜けて禍を予ふるなり、然らば則ち天は其の義ある者の生きんことを欲し、義なき者の死するを惡み、義ある者の富まんことを欲して、不義なる者の貧きを惡む、義ある者の治まることを欲し、不義なる者の亂るゝを惡む、此れ我に於て天の義を欲して不義を惡むことを知る所以なり、

【解義】【然則天欲其生而惡其死】天之を欲するが故に、其の人生じ、天之を惡むが故に其の人死するを云ふ、下の二句も、例を以て推知すべし、

曰、且夫義者政也、無從下而政上、必從上而政下、是故庶人竭

文」に天淸也とあり、「小爾雅」に晏明也とあり、「文選」の羽獵賦にも、于是天淸日晏とあるが、晏日は淸らかに明かなる日なり、本句の意は於此晴晏之日焉而得罪也と云へると同じ、乃ち昏暮の時、罪を得るは、或は人の明かに知らざるに乘じて、猶避逃すべき場處あるも、若し晴晏の日なるときは、衆人の共に視る所なるを以て逃避する所なきを云ふ、【夫天不可爲林谷幽閒無人】閒は閑なり、天の照らし鑑ること は、林谷幽閑にして無人の處と雖も、天は必らず之を見るを云ふ、「賈子」の耳痺篇に故天之誅伐不可爲廣虛幽閒攸遠無人雖重襲石中而居其必知之乎と云ひ、「淮南子」の覽冥篇に上天之誅也雖在壙虛幽閒遼遠隱匿重襲石室界障險阻其無所逃之亦明矣と云へるは、皆墨子の語に基くなりと、孫詒讓は云へり、爲は謂と通ず、不可爲は不可謂と同じ、

然則天亦何欲何惡、天欲義而惡不義、然則率天下之百姓、以從事於義、則我乃爲天之所欲也、我爲天之所欲、天亦爲我所欲、然則我何欲何惡、我欲福祿而惡禍祟、若我不爲天之所欲、而爲天之所不欲、然則我率天下之百姓、以從事於禍祟中也、然則何以知天之欲義而惡不義、曰、天下有義則生、無義則死、有義則富、無義則貧、有義則治、無義則亂、然則天欲其生而惡其死、欲其富而惡其貧、欲其治而惡其亂、此我所以知天欲義

者は、相共に之を警戒して、何れも皆辭を同くして曰く戒めざるべからず愼まざるべからず、惡んぞ一家の中に處て家人となり、而も罪を家長より得て事を爲すべき者あらんやと、然れども一家に處る者に限りて然りとなすにあらず、推し廣めて云へば、一國に居て臣民たる者と雖も、亦同く然り、今不幸にして罪を國君に得れば、其の國には居るべからざるも、猶隣國の避け逃るべき者あり、亦左程の困しみを感ぜざるも、父母兄弟又昵懇の識り合ふ者は相共に之を警戒し、何れも皆辭を同くして曰く戒めざるべからず、愼まざるべからず、誰か亦國中に居て、其の國君より罪を得て、而も事を爲すべき者あらんやと、此れ家長國君より罪を得るは隣家隣國に避逃する所あれども、相互に儆戒すること、猶且つ此の如く其れ厚きなり、況や誤りて罪を得るときは、何處にも避逃すべからざる者に對して、相互に警戒して罪を得ざることを務むべきは、豈に前者の家長國君に對して警戒するに比較して愈厚くして然る後に可なるにあらずや、即ち前者に比して、益警戒注意を要すべき筈なり、さて其の逃避する所なき者とは何に物を指すかと云はんに、且つ古語に之あり曰く、此の晴淸なる日に於て、罪を得れば、人皆共に之を覩て知り、昏暮の時に乘じて逃避すべきが如きにあらず、將た惡んぞ之を避逃することを得るか、曰く避逃することを得ずと、夫れ天は林谷幽閉にして無人の僻地なりと謂うて欺き晤まし得べきにあらず、天の光明は如何なる僻遠にして人の知らざる處と雖も、必らず之を照らし見るなり、故に罪を天子より得れば、世界廣しと雖も、萬國多しと雖も避逃する所なきなり、さるに拘らず、天下の士君子が天に對するや、忽せにして相互に儆戒して罪を得ざることを務むべきを知らず、此れ我に於て、彼の天下の士君子が、比較上小なることを知りて、而も比較上大なることを認むる所以なり、

【解義】【猶有鄰家所避逃之】所は處所なり、王引之は所は可と同意味に用ゐて、鄰家の避逃す可きあるを言ふと解せり、【親戚兄弟】親戚は父母なり、既に前篇に見ゆ【共相儆戒】儆は警と同じ、【且語有之】、語は古語なり、【焉而晏日焉而得罪】上の焉は、於と同義にして上の而は若と同じ、若は此と同義なり晏は「說

戚兄弟所知識、共相儆戒、皆曰、不可不戒矣、不可不愼矣、惡有處家而得罪於家長而可爲也、非獨處家者爲然、雖處國亦然、處國得罪於國君、猶有鄰國所避逃之、然且親戚兄弟所知識、共相儆戒、皆曰、不可不戒矣、不可不愼矣、誰亦有處國得罪於國君而可爲也、此有所避逃之者也、相儆戒、猶若此其厚、況無所避逃之者、相儆戒、豈不愈厚然後可哉、且語有之曰、焉而晏日焉而得罪、將惡避逃之、曰、無所避逃之、夫天不可爲林谷幽閒無人、明必見之、然而天下之士君子之於天也、忽然不知以相儆戒、此我所以知天下士君子知小而不知大也、』

【大意】人の家長國君に罪を得るは、儆戒すべきを知りて、罪を天に得るは、儆戒するを知らざるは、是れ小理に明かにして大體に闇き者なるを云ふ、

【通釋】子墨子言うて曰く、今の天下の士君子は小なることを知れども、大なることを知らず、何を以て其の然るを知るかと云はんに、其の士君子が一家に居る者に就て之を知るなり、若し今不幸にして、一家に居りて罪を家長に得るときは、身を一家に置くべからざるも、猶隣家の避け逃るべき者あり、比較上左程の困みを感ぜざるも、父母兄弟又は昵懇識り合ふ

て補ふ、【皆有數月】數月舊本に月數に作る、今王校に從ふ、【不孝子必且怨其親】且を舊本に是に作る、今茅本に據りて改む、【內積奚后】舊本に內續奚吾に作る、今兪校に據りて改む、【是修城郭溝渠】舊本に修の字なし、今藤校王校に據りて補ふ、【桐棺三寸足以朽體】諸本に桐の字なし、今初學記竝に藤校に據りて補ふ、【既泚而卒哭】諸本に卒哭を後哭に作る王闓運の校本は反哭に作る今意を以て改む、【掘地之深】舊本に掘を土に作る、今王校に據りて改む、【革闓三褋】舊本に褋を操に作る、今孫校に據りて改む、【衣衾萬領】舊本に衣衾の二字なし、今藤校に據りて補ふ、【必捶捈羨道】舊本に羨道を差道に作る、今孫校に據りて訂易す、【壟堆倣山陵】舊本に壟雖凡山陵に作る、通ずべからず、今王闓運の校本に據りて訂易す、【其父死負其母而棄之】舊本に父母の上倶に大の字あり、孫校に博物志新論に據りて大の字を削る、今之に從ふ、

墨子卷之七

天志上第二十六

天志は天帝の志なり、墨子の說天子は天下を統一して、至貴至富なりと雖も、尙ほ上に天帝ありて、天子以下を照鑑し、善を賞し惡を罰す、故に人は當に天帝の志を奉承して、事を行ひ政を爲すべし、天帝の志は、義を欲し不義を欲せず、義の在る處之を行ひ、義の在らざる處行はず、是れ天志を奉承する所以なり、孫注に「春秋繁露」の莊王篇に事君者儀志事父者承意事天亦然とあるを引きて曰く、此天志之義也と、

子墨子言曰、今天下之士君子、知小而不知大、何以知之、以其處家者知之、若處家得罪於家長、猶有鄰家所避逃之、然且親

に中國の君子久く行うて已まざるかの疑問を掲げ、厚葬久喪の全く慣習風俗よりして然ることを説き、例を外國各種の風習に取り、其の同然なることを云ひ、但彼は太だ薄く、此は太く厚ければ、宜く節度あるべきを論じて、自家制定の葬埋法を述べ、其の古聖先王の法と適合することを示して、死者生者に對して倶に其の宜きを得る者なることを明にし、終りに臨み例により天下に向うて注意の言を宣示し、以て全局を結ぶ、是を第六段となす蓋此篇、双關あり對股あり、照應開闔あり、起伏頓挫あり、文字線索引聯の法、一々擧示するときは殆ど煩擾厭ふべし、讀者閑暇あらば、自玩自索して得る所あらん、亦讀書の一興なり、

存異

【衆而亂則治之】諸本に而の字なし、今下文に據りて補ふ、藤校亦同じ、【若三務者】舊本に者の字なし今畢校に從ふ、【以爲非仁非義】舊本に非義の非なし、今藤校に據り補ふ、【爲人謀者不可不勸也】本句の下舊本に仁者將求興天下誰霸而使民譽之云云の六十四字あり、畢沅は下文と複出するを以て削る、今之に從ふ、【仁者將求興天下之利】舊本に仁者將求興天下誰霸に作る、今兪校に據りて訂す、【仁者將求除天下之害】諸本に仁者將求除之天下害に作る今下文の是故興天下之利除天下之害の語を推し意を以て之を改易す、【自古及今未之有也】本句の下諸本に何以知之の一句あり、語意着落せず、今意を以て削る、【存乎匹夫賤人死者】匹を舊本に正に作る、畢校に征に同じとなす、王校は匹に作るべしとなす、今按ずるに一本に匹に作る、之に從ふ、【虛庫府】舊本に庫を車に作る、今藤校に據りて訂す、【扶而埋之】舊本に扶を寢に作る、下文に扶而埋之の句あり、兪校に扶を扶に作るべしとなす、今亦據りて改む、【送死若徙】舊本に若送從に作る、今孫校に據りて訂す、【晏退聽政治政使士大夫行此則必不能治五官云云】舊本に晏退以下の十七字なし、兪校に本書の尙賢中篇非樂上篇非命下篇の文例に據りて補へり、今之に從ふ、【計厚葬多爲埋財賦者也】舊本に計の上に細の字あり、今兪校に據りて削る、財の下に之の字あり、今王闓運の說に據りて削る、【扶而埋之】舊本に扶を扶に作る、今兪校に據りて改む、【姑姊妹甥舅】舊本に妹の字なし、今藤校に據り

の頻繁なるに隨うて、親子哀慕の至情亦爲めに割かざるを得ざるに由るか、

文評

入手一番仁者孝子を對照し、其の愛の天下に遍からんことを欲すると、父母に厚からんことを欲すると相同じきを說き、先づ其の持論たる兼愛思想を標出し、貧を富まし寡を衆くし亂を治むる三務を比列し、仁者兼愛の實相を顯示し、以て一篇の綱領となす、是れを第一段となす、厚葬久喪の果して此の三務に適合して利あると、其の否やとを、又對照比較して、適合して利なれば、仁者の行ふべき事なると、適合せずして不利なれば、仁者の行ふ可らざる事なるとを論述し其の中筆を後者に側注して、後論發端の地を作す、是を第二段となす、厚葬久喪を執れる論者の言を寫して、棺椁衣衾文繡丘隴其外種々の美玉寶器を埋め、甚きは生人を殺して殉となし、又居喪の久き、妄に虛哀を粧ひ、身體の衰弱して天下の實務を妨害する諸弊を列擧し、其の竟に貧を富まし寡を衆くし亂を治ることを得ざるを逐節分論し綱領の主旨と自然照應する所ありて、議論散漫晦澁不皀の憾なからしむ、是を第三段となす、大國小國の並立して、攻伐兼幷の患を免るを得る者は、小國の比較的に富衆治の三者が能く行はるゝに賴れり、然るに厚葬久喪の弊は、此の三者の利を得ざれば、終には國家の存立を危くするとゝ、厚葬久喪を行ふときは、貧寡亂の三者を招致して鬼神の祭祀を忽せにして、上帝鬼神の靈護なく、又隨て革命の不祥を見るとを論じ、前段の餘意を補足し、深く厚葬久喪の弊害ありて利益なきを云ふ、是を第四段となす、古聖先王葬埋の制は、薄葬短喪にあることを云ひ、以て厚葬久喪は聖王の道たりと云へる議論を駁擊す、堯舜禹埋葬の菲薄なることを引證して、其の論旨を固め、今の王公大人の葬埋は、厚葬を務め民事を輟め民財を糜して、甚だ無益無用なるを云ひ、再び前論を提げ來りて、厚葬久喪の前段に示せる富衆治の三要件、及び大國小國の關係と上帝鬼神の祐護に至る迄、何等の點よりして視るも、皆不可にして、聖人民を救ふ道に逆かひ、暴主殘虐の事に合へるを云うて、其の果して聖人の道にあらざることを斷言す、是れを第五段となす、再び厚葬論者の言を黜し來りて、其の果して聖人の道にあらずとせば、何が故

正に墨子が云はゆる哭往哭來反從事乎衣食之財の說なり、然るに孔子は食夫稻衣夫錦於女安乎、曰安、女安則爲之、夫君子之居喪、食旨不甘聞樂不樂居處不安故不爲也今女安則爲之と云ひ、以て期年小祥（一周年祭）の後と雖も、仍ほ喪を執るは、親子間の哀情にして、美食を食ひ美衣を服し平常の如くするに忍びざるよりして然る者なるに、今汝ぢに於て忍び得らるれば勝手に爲すべしと云ひ、深く之を戒飭し、宰予の既に退き出るに及んで、孔子は予（宰予）之不仁也子生三年然後免於父母之懷、夫三年之喪天下之通喪也、予也有三年之愛於其父母乎（以上俱に論語陽貨の篇に見ゆ）と云はれて宰予の僅に三年の月日を父母の喪に割くことを愛惜する不仁なるを嘆息せられたり、今や墨子の久喪を非として短喪を主張するや、其の說既に前述の如くなれば、亦宰予の見と大略相同きなり、而して堯舜禹の事を援きて其の說の單に己が獨斷にあらずして、先王の道なることを云ひ孟子の三年之喪、齊疏之服、飦粥之食、自天子達於庶人、三代共之と云へると相異なるは、又韓非の謂ゆる孔子墨子俱道堯舜而取舍不同皆自謂眞堯舜なる者なり、然れども墨子の論ぜる厚葬の弊は、後世秦の二世が始皇を葬りしを、史記に穿三泉下銅而致錮、宮觀百官奇器珍怪、徙臧滿之令匠作機弩矢有所穿近者輒射之以水銀爲百川江河大海機相灌輸上具天文下具地理以人魚膏爲燭度不滅者久之と云ひ、先帝後宮非有子者出焉不宜皆令從死死者甚衆葬既已下或言工匠爲機藏皆知之藏重即泄大事畢已藏閉中羨（冢中の地道）下外羨門盡閉工匠藏者無復出者樹草木以象山と云ふに至りて極れり、（項羽の關中に入るに及で始皇の冢を發き其の寶貨婦女を收めて東に去る）而して其の短喪の說は、漢の文帝崩殂の際、遺詔して其令天下吏民令（此の詔）到出臨三日皆釋服無禁取婦嫁女祠祀飮酒食肉と云ひ、又已下（葬埋後）服大紅十五日小紅十四日纖（細布の喪服）七日釋服（合計三十六日の喪）と云ふに至りて、遂に其の實行を見るに至れり、其の後歷代の喪禮時に沿革ありと雖も、後世奪情の制與りて、臣下の父母沒して喪に居る者に對しては、國事の爲めに除服出仕の命下る者あり、蓋し其れ竟に久喪の諸弊に堪へざるよりして然るか、抑も人事

爲を觀るに、徒に死者に厚くして生者に薄くし、天下有用の物を擧げて、空く土中に埋藏し、人生有爲の時を費し、三年の喪を服せしむるは、爲めに奢靡矯僞嬾惰竊盜等の諸罪惡を誘發增加し、人民益〻貧弱に陷り、戶口蕃殖の望なく、上下調和せずして危亂交も至り、鬼神爲めに其祀を享けずして、天祿永く絕はり、國家滅亡の外なからんとす、是を以て古聖王は、務めて薄葬短喪をなして此の弊竇の杜絕をなせり、今吾が節喪論を唱ふるも、亦實に此が爲めなれば、天下の國家に責ある者は、宜く熟察して力行すべきなりと云ふにあり、蓋し墨子の節葬を主持するは、固より其の平生の主義たる兼愛より來れる說にして、是れ正に儒教に向うて、一大非難を試みし者なり請ふ試に少く之を論ぜん、孟子は孔子を學びて、平生楊墨を排斥するを以て自から任ずる者なり、嘗て其の母を葬る時、門人充虞は棺椁の甚だ美なるに過ぎたるを疑ひしに、孟子は古者棺椁無度、中古棺七寸、椁稱之、自天子達於庶人、非直爲觀美也、然後盡於人心、不得（身分上）不可以爲悅、無財不可以爲悅、得之而有財、古之人皆用之、吾何爲獨不然と云へり（滕文公上篇）是れ孝子の其親を厚く葬るは、徒に外觀の美を耀すが爲めならず苟も法制の許さん限り財力の給せん限り、堅厚久存に耐へ得べくなし、始めて吾が心の滿足を得ることを云へるなり、他日又墨者（墨子派の學者）夷之と道を論ずるや、夷之が己の母を葬るや、薄葬を用ゐずして厚葬をなせしを、吾聞夷子墨者、墨之治喪也以薄爲其道也、夷子思以易天下、豈以爲非是而不貴也、然而夷子葬其親厚、則是以所賤事親也と云ひ、以て其の言行の相反するを窮詰して、遂に且天之生物也使之一本而夷子二本故也と云ふに至れり、今墨子の本篇を把りて之と對照すれば、墨子の厚葬を攻擊するは、其の意儒教の非難をなすにありて、而も孟子の墨子を排斥する所以は、此亦其の一に在ることを知るべし、而して久喪の事に至りては、孔門に在りて、宰予已に墨子に先だち左の疑問を孔子に向うて爲せり曰く、三年之喪、期（一周年）已久矣君子三年不爲禮禮必壞、三年不爲樂樂必崩、舊穀既沒鑽燧改火期可已矣と、是れ凡そ天地の物象一周年を經れば舊觀を改むると共に、人の哀情も節限して、父母の喪は一周年にして除くべきを云へる者にして、

葬埋は無用の奢りを省きて、棺の厚さは三寸にして、以て遺骨を朽つるまで保つに足り、衣服は三領にて、肉體を朽つるまで保つに足り、地を掘ること其の深さは下は沮濕漏浸の患なく、臭氣は上に發洩することなきに止め、丘壟は以て其の埋葬せし場所を目標とし、別つに足れば止むこととなすべし、過去を顧みて哭し、將來を想うて哭すれば、其れにて止め、反りて衣食の財を制作するに從事し、死者の祭祀を順序を逐うて勤め、怠り疏かにせず、以て孝道を其の親に致し盡すべしと、故に曰く子墨子葬埋の法は、死者にも生者にも都合宜く出來して、死生兩者の便利を失ざるとは、此が爲めなり、故に子墨子は言うて曰く、今天下の士君子誠實に仁義を爲し、上士たることを求め、上は聖王の道に叶ひ中り、下は國家百姓の利に叶ひ中らんと欲すれば、則ち節喪を以て政を爲すが如きは、此を察して勉めざるべからざるなりと、

【解義】【棺三寸足以朽骨】棺は桐棺なり周の一尺大約我が邦今の七寸壹分九厘六毛三絲有奇に當れば三寸の厚さは薄きこと推知すべし、足以朽骨とは骸骨を保ちて其の朽ると共に棺も亦朽ちて用をなさゞることを云ふ即ち骸骨と共に朽つるなり、【衣三領足以朽肉】「韓非子」の顯學篇にも墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月とあり、【下無菹漏】菹は沮と通ず、沮は濕なり、【壟足以期其所】期は期會なり、其の場處を目標として尋るなり、【哭往哭來】往きし日を送りて哭し、來る日を迎へて哀むこと、即ち上に引ける「韓非子」にある服喪三月の禮を云ふ、【佴乎祭祀】佴は次比なり、死者の順序を逐うて祭祀をなし、疎曠ならざるを云ふ、【中請將欲爲仁義】請は誠と同じ、【故當若節喪】故は則と通じ用ふ、此所にては「すなはち」と訓ず、當は若なり、當若は一義を重複して用ひしなり、墨子此例甚だ多し、既に前篇に見ゆ、【而不可不察此者也】而は則と通じ用ふ、此所にては「すなはち」と訓ず、

總評

節葬の論もと三篇あり、後世散亡して、僅に此の一篇を存すれども、亦以て其の大旨を知ることを得べし、要するに仁人の天下に於けるや、孝子の其親に於るが如く、視て同體となし、貧を富まし寡を衆くし亂を治むるを以て主意となす、然るに今厚葬久喪者の所

木の小なる者を柴と云ひ、大なる者を薪と云ふ、燻は熏を本字となす、燻上は烟上りて空に燻するなり、【謂之登遐】「禮記」の曲禮に天子崩告喪諸侯曰登遐とあり、鄭注によれば、登は上なり、遐は已也、上已は上り已むの義にて後世の仙去と云ふが如し、「漢書」の郊祀志に世有僊人登遐倒景とあり、顏注に遐遠也と云へり、又「太平廣記」に墨子を引て熏其煙上謂之登煙霞とあり「新論」にも煙上燻天謂之昇霞とあるに依れば、遐は霞の借字にて、登遐は登霞と同じ、今は鄭氏の上已の解釋を用ゆ、【若以此若三國】上の若は如なり、下の若は此なり、【則亦猶薄矣】王引之は爾雅に猶已也とあれば、亦猶薄は、亦已薄と同きなりと云へり、【如彼則大厚矣】大は太と同じ又泰に作る、甚なり、

子墨子制爲葬埋之法曰、棺三寸、足以朽骨、衣三領、足以朽肉、掘地之深、下無菹漏、氣無發洩於上壟足以期其所則止矣、哭往哭來、反從事乎衣食之財、佴乎祭祀、以致孝於親、故曰、子墨子之法、不失死生之利者此也、故子墨子言曰、今天下之士君子、中請將欲爲仁義求爲上士、上欲中聖王之道、下欲中國家百姓之利、故當若節喪之爲政、而不可不察此者也、

【大意】　葬埋の法、死者を埋むるは、遺骸を藏め墓所を識別するに止め、喪禮を節限し生者の職業を務め、死生の利を失ざることを期すべきを云ひ、以て全局を結ぶ、

【通釋】　されば子墨子は葬埋の法を制定して曰く、

也、若以此若三國者觀之、則亦猶薄矣、若以中國之君子觀之、則亦猶厚矣、如彼則大厚、如此則大薄、然則葬埋之有節矣、故衣食者、人之生利也、然且猶尚有節、葬埋者、人之死利也、夫何獨無節於此乎、

【大意】 前文を承け、尚二國の異俗を擧げ、葬喪の厚簿は、觀察の如何によりて異同あれば、自然に節限を要するを云ひ、以て厚葬久喪は節限すべきことを説く、

【通釋】 又楚國の南方に炎人國と云へる國あり、其の親戚死するときは、其の肉を剔て取りて、之を棄て、然る後其の殘れる骨を埋め葬り、始て孝子の一分が立つこととせり、此れ上たる者以て政をなし、下たる者が以て風俗となし爲し、行うて已まず、操り守りて釋かず、視て當然の事となせばなり、此れ豈に仁義の道ならんや、此れ所謂其の習はせを便利となし、其の風俗を義に叶ひ尤となす者なり、されば今若し此の三國を以て觀れば、死者に對する葬埋は、亦已に薄きなり、若し中國の君子を以て觀れば、死者に對する葬埋は、亦已に厚きなり、彼の中國の葬埋の如きは太だ厚く、此の三國の葬埋の如きは太だ薄きなり、されば葬埋の事は、必らず太だ厚からず太だ薄からざる程宜き節度あるなり、故に衣食は人の生存する利益なり、されども其れすら猶節限あり、妄に奢侈贅澤をなすべからず、況や葬埋は人の死亡せる利益なり、何ぞひとり此れに限りて節限すべきこと無らんや、固より節減す可きなり、

【解義】 【其親戚死】親戚は、父母なり、既に兼愛下篇に解せり、【朽其肉而棄之】朽は冎なり、説文に、冎剔人肉置其骨也とあり、人の肉を剔ぎ取つて骨のみを殘すこと、【成爲孝子】善く一人前の孝子たることを得るなり、【儀渠之國】又義渠に作る、今の甘肅省慶陽府の地、周代の時夷狄たり、【聚柴薪而焚之燻上】

上の如き蠻風極まることも、其の國に於ては矢張り上たる者が以て政をなし、下たる者が以て風俗となし爲し、行うて已まず、操り守りて釋かず、視て當然の事となせばなり、此れ豈に仁義の道ならんや、此れ謂ゆる其の習はせを便利となし、其の風俗を義に叶うて尤となす者なり、

【解義】【夫胡說中國云々】胡は何と通ず、夫有何說而中國之君子云々とあると同じ、如何なる說がありて中國の君子は云々するやと云へるなり、【操而不擇】擇は釋と同じ、釋は舍なり、捨て置くこと、【而義其俗】義は宜と同じ、事宜に適するを云ふ、又義は善と同じと云へる說もあり、【輆沐之國】輆沐は國の名、未だ今の何地なるを詳にせず、去れど本書の魯問篇「列子」の湯問篇馬總の「意林」劉子「風俗篇」にも、並に此の事を載す、但「列子」は輆沐を輒才に作り、又輒沐に作る、【解而食之】解は魯問篇には鮮に作る、「列子」と同じ、杜預が「左傳」の注に人不以壽死曰鮮と盧注に云へり、孫詒讓は新論に此の事を載せて、其長子生則解其肉而食其母に作れりと云ふ、此に依れば其の義較明瞭となす、【謂之宜弟】長男の肉を食ふときは、次男に宜と云ふ、即ち次子以下を健全に育せんとの迷信よりして、長子を殺して其の肉を弁はすなり、【鬼妻不可與居】人の死したる者を鬼と云ふ、鬼は歸なり、其の本に歸るとの意より云へるなり、即ち俗に云へる亡者なり、亡者の妻と居るときは、祟りありとの迷信なり、

楚之南有炎人國者、其親戚死、朽其肉而棄之、然後埋其骨、乃成爲孝子、秦之西有儀渠之國者、其親戚死、聚柴薪而焚之燻上、謂之登遐、然後成爲孝子、此上以爲政、下以爲俗、爲而不已、操而不擇、則此豈實仁義之道哉、此所謂便其習而義其俗者

ゆ、墨子の書多く情請の二字を、誠に通用す、【而政逆之】政は正と通ず、正逆之は、明確に之に逆らひ違へるなり、

今執厚葬久喪者言曰、厚葬久喪果非聖人之道、夫胡說中國之君子、爲而不已、操而不擇哉、子墨子曰、此所謂便其習而義其俗者也、昔者越之東、有輆沐之國者、其長子生則解而食之、謂之宜弟、其父死、負其母而棄之曰、鬼妻不可與居處、此上以爲政、下以爲俗、爲而不已、操而不擇、則此豈實仁義之道哉、此

所謂便其習而義其俗者也、

【大意】 再び厚葬論者の言を擧げ、亦反駁の論を爲し、異邦葬喪の同からざるを引きて、厚葬久喪の禮、亦其の習俗に成りて、必しも正理定道にして違ふべからざるにあらざるを說く、

【通釋】 今の厚葬久喪の論を主張する者は言うて曰く、厚葬久喪の事が、果して墨子の論ずるが如く、聖人の道にあらずとすれば、夫れ如何なる理由の說ありて、我が堂々たる中國の士君子が、古來より爲し行うて已まず、操り守りて釋かざるや、乃ち聖人の道なるが故に然るにあらずやと子墨子は曰く、此の古來より爲し行うて已まず、操り守りて釋かざることは、謂ゆる其の習はせを便利とし、其の俗を義に叶ひ尤となすものなり、別段深き意味ありて爲すにあらず、昔し越國の東に輆沐と云へる國あり、其の土人は、長子生るれば孫兒の肉を切り放して之を食ひ、之を弟に宜しと謂ひ、其の父死するときは、父の配耦者なる母を背負うて、之を遠くへ棄てゝ曰く、亡者の妻は、生者と與に一處に居るべからずと、此れ以

上帝鬼神之福、又得禍焉、上稽之堯舜禹湯文武之道而政逆之、下稽之桀紂幽厲之事猶合節也、若以此觀、則厚葬久喪、其非聖王之道也』

【大意】 再び持論を述べて、深く厚葬久喪の弊、富衆治三者の目的に叶はざるを申ね論じ、又其の聖王の道にあらざることを云ひ、以て後段議論の起端を發す、

【通釋】 是の故に子墨子は曰く、嚮に吾本と言へることあり曰く、厚葬久喪の事たるや、抑も世の王公大人をして、其の言に法り、其の謀を用ゐしめば、計るに厚葬久喪は誠に以て貧き世を富まし寡き人を衆くし危き國を定め亂るゝ民を治むべきか、若し然らば厚葬久喪は仁なり義なり、孝子の行ふべき事なり、人の爲めに事を謀る者は、勉めざるべからず、抑も世の王公大人をして、其の言に法り其の謀を用ゐしめば、此の人厚葬久喪を行ひて、實に以て貧き世を富まし寡き人を衆くし危き國を定め亂るゝ民を治むべからざるか、若し然らば厚葬久喪は仁にあらず義にあらず孝子の行ふべき事にあらず、人の爲めに事を謀る者は、沮めざるべからず、是の故に厚葬久喪は、以て國家を富まさんことを求めて、反りて甚く貧きを得、以て人民を衆くせんことを求めて、反りて甚く寡きを得、以て刑政を治めんことを求めて、反りて亂を得、以て大國の小國を攻め危くせんことを禁じ止めんことを求めて既に已に得べからず、以て上帝鬼神の福を求めんと欲して、求め得ざるのみならず、又反對の禍を得るなり、上は之を堯舜禹湯文武諸聖人の道に稽ふれば、正に之に逆うて反對し、下は桀紂幽厲の諸暴主の事に稽ふるに、猶符節を合はすが如く、毫も異なることなし、若し此を以て觀察するときは、彼の厚葬久喪は、其れ聖人の道にあらざるなり、

【解義】 【鄕者吾本言】鄕は嚮と通ず、往時なり、本言は持論なり、【意亦使法其言】意は抑と通ず、既に上文に見ゆ、【請可以富貧】請は誠と通ず、既に尙同篇に見

じて用ふることゝ知るべし、【革闠三襍】闠は鞼と同じ、繡ある革なり、孫注に即ち檀弓に水兕革棺被之とある水牛兕牛の革の文繡ある者を云ふ、襍は匝なり三匝は三たび匝らすなりと云へり、【鼎鼓壺濫】解既に本篇の上文に見ゆ、【素練大鞅】素は白き無地なり、練は「ねりぎぬ」と訓ず、大鞅の大は衍文ならん一本に六鞅に作る馬の喉下にある纓絡にて「むながひ」と訓ず、即ち馬具の一なり、【衣衾萬領】領は一稱なり、萬領は萬稱にて、即ち萬枚なり、【女樂皆具】女子を以つて歌舞蹈をなす音樂淫靡の樂なり、【必捶垛羨道】捶は擣なり、堅築の意、垛は除と同じ、掃除なり、羨道は隧道なり、一に墓道と云ふ墓地中に穿てる墓道なり、地中の墓道を堅く築き掃除して清潔にすること、【壟堆傚山陵】壟は丘隴にて、即ち墓地を云ふ、堆は「うづたかき」と訓ず、土を高く積むこと、墓のある丘隴は、土を高く積むと、山陵の如きを云ふ、【輟民之事】輟は止なり、民の事を妨げ止むるを云ふ、【靡民之財】靡一に糜に作る、相通ず、消費なり、【其爲毋用】毋は無と同じ、

是故子墨子曰、鄉者吾本言曰、意亦使法其言、用其謀、計厚葬久喪、請可以富貧衆寡定危治亂乎、則仁也、義也、孝子之事也、爲人謀者、不可不勸也、意亦使法其言、用其謀、若人厚葬久喪、實不可以富貧衆寡定危治亂乎、則非仁也、非義也、非孝子之事也、爲人謀者、不可不沮也、是故求以富國家、甚得貧焉、欲以衆人民、甚得寡焉、欲以治刑政、甚得亂焉、求以禁止大國之攻小國也、而既已不可矣、欲以干

少からず、

今王公大人之爲葬埋、則異於此、必大棺中棺、革闠三襍、璧玉既具、戈劒鼎鼓壺濫文繡素練大鞅衣衾萬領輿馬女樂皆具、曰、必捶垛羨道、壠堆倣山陵、此爲輟民之事、靡民之財、不可勝計也、其爲毋用若此矣、

【大意】今の王公大人の所爲は、厚葬にありて、古聖王と異れることを云ふ、

【通釋】然るに今の王公大人が、死者の葬埋をなすは、上述に擧ぐる三聖人の所爲と異れり、必らず棺は外棺と内棺を重さね、繢の如き文ある革を三つも匝らして、立派に棺の飾りをなし、璧玉は既に具はれる上に、又戈劔鼎鼓壺濫の器、文繡素練大鞅及び衣衾萬領と車馬又は女樂の類、凡そ玩具娯樂の物皆棺中に具はれり、而して曰く、必らず羨道とて地中に通行すべき墓道を堅く築き清潔に掃除し、丘壟の高さは山陵に倣うて高く大にすべしと、此れ徒に死者の爲めに人民を無益なる事に役使し奢侈を極めて、人民の仕事を妨げ止め、人民の財寶を糜し費すこと非常に多くして一々數ふべからず、其の無用の事をなすこと此の如し、

【解義】【大棺中棺】大棺は外の棺にして中棺は中の棺なり、「禮記」の喪大記に君大棺八寸、屬六寸、椑四寸、上大夫大棺八寸、屬六寸、下大夫大棺六寸屬四寸士棺六寸とあり、鄭注に大棺棺之在表者也と、依れば國君は外棺の厚さ八寸にして、次棺は六寸、内棺は四寸なる三重の棺を用ゐ、大夫は二重の棺を用ゐ、士は一重の棺を用ふるなり、而して檀弓篇に天子之棺四重、水兕革、棺被之（水牛兕牛の革を用ゐて棺被となす）其厚三寸（水兕各三寸合せて六寸）杝棺（第二重棺）一梓棺二（屬棺と大棺即ち第三重棺第四重棺）四者皆周（四棺共に上下周匝して堅固なり）とあり、されば天子は四重の棺を用ゐ、諸侯以下は各一棺を減

八つの夷狄なり、「爾雅」に五狄あり、(一)月狄(二)穢貊(三)匈奴(四)單于(五)白屋なり、八狄未だ詳かならず、【蛩山之陰】山北を陰と云ふ、蛩山は山の名、蛩一に蛬に作る、又功に作る、【穀木之棺】穀は木の名楮なり、「かうぞ」又は「かぞ」と訓ず、孫注に穀は惡木なり、禮に天子の棺は梓桃を用ふ、穀を用ふるは、儉約を尙ぶなりと云へり、【葛以緘之】緘は棺を束ぬる紐なり、此所は葛を以て棺を束ぬるなり、「釋名」の釋喪制に棺束曰レ緘とあり、「禮記」の檀弓篇に棺束縮二衡三とあり、禮に棺束は皮を用ふ、今葛を用ふるは、亦儉約を尙ぶなり、【既泥而卒哭】泥は犯の誤にて、窆と相通ず、窆はもと「つかあな」と訓じ、棺を葬り下す壙なるを轉用して、動詞として埋葬することに用ふ、卒哭は、卒は終なり、終哭は最終の哭にて、以後は復た哭せざるを云ふ、「禮記」の雜記篇に、士三月而葬是月也卒哭大夫三月而葬五月而卒哭諸侯五月而葬七月而卒哭とあり、喪服小記には、報葬者報虞、三月而後卒哭すとあり、報は急なり、急に虞祭を行ふと雖も、卒哭は猶三月を待ちて行ふなり、然るに葬埋を畢はると同時に、卒哭するは短喪を行へるなり、諸本に卒哭を後哭に作り、

王闓運は反に作るべしと云へども、今從はず、【滿埳無封】埳は坎と同じ、穴なり、滿穴は土を穴に滿て埋葬するを云ふ、封は土を聚めて墳を爲るなり、無封は墳を爲らざるを云ふ、「禮記」の王制篇に、不レ封不レ樹とあり、また檀弓篇に古也墓而不レ墳とあり、【牛馬乘之】乘は上に登るなり、【舜西敎乎七戎】「爾雅」釋地に七戎の語あれども、其の目を載せず、邢昺の疏に六戎を擧げり、(一)饒夷(二)戎夷(三)老白(四)耆羌(五)鼻息(六)天剛を六戎となす、【南已之市】已、一に紀に作る、地の名なり、舜の崩地は、「孟子」には舜卒二于鳴條一と云ひ、「史記」の五帝本紀には、舜南巡狩崩二於蒼梧一と云ひ、「太平御覽」の八十一には帝王世紀を引て、舜南征崩二於鳴條一年百歲、殯以二瓦棺一葬二於蒼梧九疑山之陽一是爲零陵(今の湖南永州府)謂二紀市一とあり、去れども墨子は西敎と云うて、南巡狩と云はざれば、亦各傳說の異あるなり、【禹東敎乎九夷】九夷は九つの東方にある夷狄、其目已に非攻中篇に云へり、【會稽之山】會稽は山の名已に前篇に見ゆ、【既收餘壤其上】壤は柔土なり、【若以此若三聖王】上の若は如なり、下の若は此なり、此若は一義重複なれども、古人の文、此例亦

【大意】聖人埋葬の法を說きて、厚葬の道にあらざることを論駁す、

【通釋】今の厚葬久喪論者の言に曰く、厚葬久喪を行ふときは、費用多く、時日を徒消するを以て、貧き財を富まし、寡き人民を衆くし、危き國を定め、亂るゝ民を治むることは不可なりと雖も、されど此れ古の聖王より久く傳來の道なれば廢すべからざるなりと、子墨子曰く然らず、請ふ事實を擧げて云はん、昔し帝堯は北方八狄の人民に敎へ、遠く都を出で途中にて死し、蛩山と云へる山の北に葬れり、其の時は尸體には衣衾三領を纏うて、穀木にて造れる粗末なる棺中に納れ、葛を以て紐に代用して束ね、既に墓穴に下だせし後は、直に卒哭とて最終の泣哭をなし、復た久く哀みの爲めに生者の業務を廢することをなさず、坎穴一杯に土を滿つるのみにて、別に地上げをなして高くなさず、故に已に葬りし後は牛や馬が、其の墓上に登りて遊び、何れが陵墓たるかを辨ずること能はず、また帝舜は西方に行きて、七戎の人に敎へ途中にて死し、南巳と云へる市中に葬れり、其の時、亦衣衾三領にて遺骸を裹み穀木の粗末なる棺中に納め、葛の緘束を施して葬れり、已に葬れる後は、平地の儘にして、別に陵墓の制なければ、市中の人は、其の埋葬地を踐みて平然たり、夏の禹王は東方に行きて、九夷の人を敎へ、途中にて死し會稽山に葬れり、其の時亦衣衾三領にて尸體を裹み、棺は厚さ三寸の桐棺に納め、葛の緘束を施し之を絞べども、固く合はさず、道を造れども坎を堀らず、地を掘る深さは、下は地中の泉に達することなく、上は餘り淺くして、死體の臭氣が蒸發して洩るゝことなければ最早宜しとして、深くは堀らず、既に葬りては、埋め餘りの土を其の上に收めて壟を造り、壟の廣さは參耕の耦とて三尺位に止めて、其れ以外の事をなさゞりしなり、是れを聖王葬埋の法となせり、されば此の堯舜禹三聖王の爲方を以て、之を觀察するときは、吾が平生の持論の如く、厚葬久喪は果して聖王の道にあらず、故に彼の三聖王は、皆貴きことは天子となり、富は天下を有することなれば、豈に其の財用の足らざるを憂へて右の如く薄葬をなさんや、全く聖王は親く身を以て實行して、天下後世葬埋の法と爲せるなり、

【解義】【堯北敎乎八狄】北方の夷を狄と云ふ八狄は

る高地なり、參耕は三耦耕の畝なり、耦耕とは、兩人並びて耕すことにて、古代の耜は一金とて、一つ金を以て作り、其の柄は二つに分るゝを兩人にて併せ用ゐて土を發掘するなれば、名けて耦耕と云ふ、耦は偶なり兩人相並ぶなり「考工記」に耜廣五寸、二耜爲耦、一耦之伐、廣尺深尺、謂之畎」とあり、されば一耦の畝は、廣さ一尺なるを以て、三耦之畝とは、廣さ三尺の地なり、

今執厚葬久喪者之言曰、厚葬久喪、雖使不可以富貧衆寡定危治亂、然此聖王之道也、子墨子曰、不然、昔者堯北教乎八狄、道死、葬蛩山之陰、衣衾三領、穀木之棺、葛以緘之、既氾而后哭、滿坎無封、已葬而牛馬乘之、舜西教乎七戎、道死、葬南已之市、衣衾三領、穀木之棺、葛以緘之、已葬而市人乘之、禹東教乎九夷、道死、葬會稽之山、衣衾三領、桐棺三寸、葛以緘之、絞之不合、道之不埳、掘地之深、下無及泉、上無通臭、既葬、收餘壤其上、壟若參耕之畝、則止矣、若以此若三聖王者觀之、則厚葬久喪、果非聖王之道、故三王者、皆貴爲天子、富有天下、豈憂財用之不足哉、以爲葬埋之法也、

以覆惡、以及其葬也、下毋及泉、上毋通臭、壟若參耕之畝、則止矣、死者既以葬矣、生者必無久喪而疾、而從事、人爲其所能、以交相利也、此聖王之法也、

【大意】 聖王の法、厚葬久喪を取らず以て生者の利を圖ることを云ふ、

【通釋】 斯るが故に、古代の聖王は、葬埋の法を制定して曰く、屍體を藏むる棺は、厚さ三寸に止め、以て其の屍體を朽ち腐らすまで維持すれば十分なり、屍體に被らしむる衣衾は、上下共に三枚に止め、以て醜惡なる狀態を覆ひ隱せば十分なり、而して其葬式を行ふに及んでは、墓穴の深さは、地下の泉に達する深さに及ぶことなかれ、上は屍體の臭氣を通じ洩すことなかれ、乃ち地面より甚だしく淺からず又甚だしく深からざる度合に止むべし、丘壟とて墓地の廣さは、參耕の畝とて廣さ三尺位なれば、其れにて止むべし、是れ厚葬にあらずして薄葬なり、又死者既に已に葬りし後は、生存せる嗣子、其の他は必らず久く喪禮を行ひ、其れが爲めに疾病を起すことなく、而して各、喪禮を切り縮めて、其の平生の職務に從事すべし、人人其の所能を爲して、相互に利益を圖るべし、是の久喪にあらずして短喪なる者、實に古代聖王の法なり、

【解義】 【桐棺三寸】「左傳」の哀公二年に、桐棺三寸、不設屬(二重棺)辟、下卿之罰也とあり、棺はもと屍體防護の爲めに、朽ち難き木を用ふるを主となせり、故に「孟子」の公孫丑篇に古者棺椁無度、中古棺七寸、椁稱之、自天子至於庶人とありて、棺椁のみは、天子庶人の別なく厚さを用ふるを定めとせり但罪人は殊に朽ち易き桐木を用ゐて棺となし、以て懲罰の意を示せり、故に「荀子」の禮論篇にも、刑餘罪人之喪、棺厚三寸、衣衾三領とあり、今墨子は之を以て常人に對する制度となすなり、【足以覆惡】死體の醜惡なる狀を覆うて隱くすなり、【壟若參耕之畝】墓地の廣さは三尺に止むを云ふ、壟は丘隴にて「をか」と訓ず、墓の在

上帝鬼神に事ふることを禁止す、政事を爲し行ふことに此の如くなるときは、上帝鬼神始めて上つ方より下を照覽して、之に手を着け治むることをなすべし、上帝鬼神は考へて曰く、我(上帝鬼神)に於て、是の國君たる人がありて代理として人民を治むると是の人が無くて代理せざると孰れか愈りて利益多きやと、又考へ自から答へて曰く、我に於て是の人が有ると是の人が無きと格別擇びて可否を云ふことなしと、斯の如きときは、如何に上帝鬼神が惠深く情厚きと雖も、是の國君たる人に罪厲を降だし、益、昏亂無道に陷れり又同時に禍と罰を降だして之を棄つるなり、此の如きは、決して上帝鬼神が殘酷無情なるにあらず、乃ち其の罪と比較して考ふれば、豈に亦其の相當なる次第ならずや、

【解義】【粢盛酒醴】粢は六粢とてもと黍稷稻粱麥苽を云ふなれども、祭祀には多く黍稷を用ふれば、遂に其の別名となれり、黍稷を器に納れて供ふるを粢盛と云ふ、【是祭祀不時度也】祭祀の禮は、凡祀啓蟄(春)而郊(穀を上帝に祈る)龍見(夏)而雩(穀物の爲めに雨を祈る)始殺(秋)而嘗(新穀を獻ず)閉蟄(冬)而烝(衆物を供ふ)と、「左傳」の桓公六年に隨の季梁が云へるが如く、一定の時あるなり、不時度とは、不度時の倒語なり其の時をはかりてなさゞるなり、【始得從上撫之】上は下界の人に對して云ふ、撫は彈也按也と「增韻」にあり、撫之とは、其の事を彈按するなり、即ち取調をなすこと、【降之罪厲之禍罰】厲も罪なり、之禍罰の之は、與の字と同義にして罪厲と禍罰を降すことなり、【則豈不亦乃其所哉】もと乃其所也と云へば、たゞちに明瞭なるを、文章繁拙なるが故に、本句の如く云へるなりと、王闓運は說けり、乃其所也は、固其宜也とおなじき意にして、上帝鬼神に事かへざるを以て、禍を獲るは勿論尤なる次第と云ふなり、「左傳」の襄公二十一年に、若上之所爲而民亦爲之乃其所也とあり、文公二年の傳に、吾以勇求右無勇而黜乃其所也とあるが如く乃其所と記せしは古文に多くあり閒詁に詳かなり、

故古聖王制爲葬埋之法、曰、桐棺三寸、足以朽體、衣衾三領、足

こと、「漢書」景帝紀の顔注に見ゆ、

此求禁止大國之攻小國也、既已不可矣、欲以干上帝鬼神之福、意者可邪、其說又不可矣、今唯無以厚葬久喪者爲政、國家必貧、人民必寡、刑政必亂、若苟貧、是粢盛酒醴不淨潔也、若苟寡、是事上帝鬼神者寡也、若苟亂、是祭祀不時度也、今又禁止事上帝鬼神、爲政若此、上帝鬼神始得從上撫之曰、我有是人也、與無是人孰愈、曰、我有是人也、與無是人、無擇也、則惟上帝鬼神降之罪厲之禍罰而棄之、則豈不亦乃其所哉』

【大意】厚葬久喪の弊、財貧く民寡く政亂るゝよりして、鬼神に不敬を爲して、罪罰を蒙ることを云ふ、

【通釋】上述の如く厚葬久喪を以て、大國の小國を攻伐するを禁止することを求むるは、既に已に得べからず、されば此を以て上帝鬼神より下だせる幸福を求めんと欲す、意ふに可なるか、厚葬久喪の說を以て之を求むるは、又得べからず、今唯厚葬久喪の者を以て政を爲さんか、國家は必らず貧からん、人民は必らず寡からん、刑政は必らず亂れん、若し苟も國家が貧きときは、是れ鬼神に奉る粢盛酒醴の具物は、淸淨潔白ならず、若し苟も人民が寡きときは、是れ上帝鬼神に事ふる者の寡きなり、若し苟も政刑が亂るゝときは、是れ上帝鬼神の祭祀が時期に叶ひ制度に叶はざるなり、既に已に國貧く衆寡く政亂るゝ上に今又

亂るゝよりして、委積なく城郭修らず、上下調和せずして、立國の難きことを云ふ、

【通釋】 是の故に厚葬久喪を以て、刑罰政事を治めんと欲するとは、既に已に得べからず、さらば厚葬久喪を以て、大國が小國を攻伐することを禁止せんと欲すれば、意ふに爲し得べきか、厚葬久喪の說を以てすることは又不可なり、その故如何とならば、昔の聖王既に沒して、天下統一の義を失ひ、人人各自から思ふがまゝに隨ひ、諸侯互に威力を以て侵伐し、南方には楚越二大國の王あり、北方には晉齊兩强國の君あり、此の各君主は、皆其の率ふる卒伍を砥礪訓練し、他國を攻伐兼幷することを以て、政を天下に行へりされば、凡そ大國の小國を攻めざる所以は、積み委ねたる糧食多く、城郭修りて手入れ行き屆き、上下の間仲善くして調和をなすが故に、大國も之を憚り畏れて、敢て來り攻むることを嗜み好んで爲さず、又之に反して積み委ねたる糧食なく、城郭修らず、上下の間、仲善く調和を爲ざるが故に大國之を侮りて、攻むることを嗜み好んでなすなり、今唯厚葬久喪の者を以て政を爲さば、國家は必らず貧く、人民は必らず寡く、刑政は必らず亂るゝならん、若し苟も國家が貧きときは、以て糧食等を積み委ぬることなし、若し苟も人民が寡きときは是れ城郭溝渠を修造する人夫が寡き譯なり、若し苟も國が治らずして亂るゝときは、上下一致せずして出て戰うて克たず、入りて自國を守りて固からず、此れ必敗の理疑ひなきなり、

【解義】 【天下失義】尙同篇に謂ゆる上下不同義の意にして天下の道德各、其標準を異にし、人心の統一なく、離散して思ひ思ひになること、【諸侯力征】力征は他國を力づくにて征服すること、「國語」の吳語に、以力征一二兄弟之國」とあり、又征は政と通ず、威力を以て侵し奪ふを、力政と云ふ、「禮記」の用兵篇に諸侯力政不朝於天子」と云へり、【砥礪其卒伍】砥礪共に「といし」と訓ず、兵及を磨く石なるよりして、磨ぎみがくの義に轉用し、此所にては、兵卒を訓へ鍊ふことを云ふ、卒伍とは、もと卒は百人の組合、伍は五人の組合よりして、軍卒を汎稱して卒伍と云ふ、今の軍隊と云ふが如し、【積委多】積委は共に聚むることなれども、「周禮」大司徒の鄭注に據れば、少きを委と曰ひ、多きを積と曰ふ、【大國不耆攻之】耆は嗜と通ずる

と同じ、假借の字なり、謑は謨と通ず、或は集に作る耻なり、詬或は詢に作る耻なり、内積謑詬とは、心の中に耻辱の念を積み累ぬるを云ふ、【譬猶使人三睘云云】王引之の説に據るに、睘は還と同じ、還は周還折還の還にして、旋と同じ、轉折するを云ふ、負は背なり、背己は己を後にして背を向くること王闓運も還身無不背所向況於三乎と云へり、乃ち身を舞はし旋らすときは、何人と雖も、方嚮を背けざることなし、況や旋り方三度の多きに達すれば、自から免れざる所なるを云ふ、而して之を禁止せんと欲するは、到底爲し得べからざるなり、

是故求以治刑政、而既已不可矣、欲以禁止大國之攻小國也、意者可邪、其説又不可矣、是故聖王既沒、天下失義、諸侯力征、南有楚越之王、而北有齊晉之君、此皆砥礪其卒伍、以攻伐幷兼、爲政於天下、是故凡大國之所以不攻小國者、積委多、城郭修、上下調和、是故大國不耆攻之、無積委、城郭不修、上下不調和、是故大國耆攻之、今唯無以厚葬久喪者爲政、國家必貧、人民必寡、刑政必亂、若苟貧、是無以爲積委也、若苟寡、是修城郭溝渠者寡也、若苟亂、是出戰不克、入守不固、

【大意】厚葬久喪の弊、前述の如く財貧く民寡く政

せんことを求むるは、既に已に得べからず、されば以て刑罰政事を治めんと欲す、意ふに其れ治むべきか、久喪の說にては又治むべからず、何んとなれば今や唯だ厚葬久喪論者をして、政事をなさば、其の國家は必らず貧からん、人民は必らず寡くならん、刑政は必らず亂れん、若し此の厚葬久喪論者の言を法とし、此の論者の道を行はんか、人の上たる者をして此を行はしめば、則ち上述の如く、葬喪に妨げられて、政治を聽きて裁斷すると能はず、人の下たる者をして、此を行はしめば、各、其の職業に從うて勤勉すること能はざるなり、上たる者政治を聽きて裁斷すること能はざれば、國家の刑政は必らず亂れん、下たる者各、其の職事に從うて勤勉せざるときは、衣食と云へる財(タカラ)は、必らず缺乏して足らざらん、若し苟も財が足らざれば、上下內外共に困窮して、人の弟たる者己が欲することを、其の兄に向ひ請求して、之を達することを得ず、然るときは不弟なる弟は、必らず將に其の兄を怨みん、人の子たる者、己が欲望を其の親に向ひ請求して之を達することを得ず、左するときは不孝なる子は、必らず將に其の親を怨みん、人の臣たる者、己が欲望を其の君に向うて請求して之を達することを得ず、左するときは不忠なる臣は、必らず將に其の上を亂ださんとす、斯の如なるを以て僻淫邪行なる人民は、外に出るときは着るべき衣服なく入りて家に居るときは、食ふべき食物なくして、困窮に逼らるゝよりして內に謑詬とて、恥辱を積み累さねて、遂に並に淫暴の事をなすに至る而して其の人甚だ衆ければ、國家の威力も禁止することを得ざらんとす、されば國家は自然に人を毀害する盜賊は衆くして、其の亂を治むる者は寡きなり、夫れ一方に盜賊の數を衆くし、而して一方には治者を寡くし、此を以て國家の治まることを求むるは、譬へば人の身體を一たび前後左右に轉じ向ふときは、或は面部を向け、或は背部を向くるは、自然の事なるに、況して三度も己が前に轉回せしめて、而も其の背部を己に向くることを禁じ止むるが如し、到底無理なる望みにして得べからず、今厚葬久喪の法を行うて、國家の治らんことを望むは、其れと同き無理なることにして得べきやうもなきなり、

【解義】【內積奚后】內は心の中を云ふ、奚后は謑詬

是故求衆人民、而既以不可矣、欲以治刑政、意者可乎、其說又不可矣、今唯無以厚葬久喪者爲政、國家必貧、人民必寡、刑政必亂、若法若言、行若道、使爲上者行此、則不能聽治、使爲下者行此、則不能從事、上不聽治、刑政必亂、下不從事、衣食之財必不足、若苟不足、爲人弟者求其兄而不得、不弟必將怨其兄矣、爲人子者求其親而不得、不孝子必且怨其親矣、爲人臣者求之君而不得、不忠臣必且亂其上矣、是以僻淫邪行之民、出則無衣也、入則無食也、內積奚后、並爲淫暴、而不可勝禁也、是故盜賊衆而治者寡、夫衆盜賊而寡治者、以此求治、譬猶使人三睘而毋負己也、治之說無可得焉、

【大意】厚葬久喪の弊、上下各〻其の事に從ひ、力を盡くすこと能はざれば、刑政亂れ食貨足らずして、人人其の意を得ざるよりして、忿怨不平多く國家の治むるを望むべからざることを云ふ、前節以上厚葬久喪とを分說し、本節以下之を渾說す、

【通釋】是故に久喪の法を以て、人民を衆くし增加

【二者皆喪之三年】二者は妻と後子とを指す、孫注に「喪服經」を引きて父爲長子斬衰三年、夫爲妻齊衰期（一年）とあり、孔廣森の說によれば、「禮記」の「雜記」に期之喪十一月而練（祭の名）十三月而祥（祭の名）十五月而禫（祭の名）とあり、妻の喪は期なれども、凡そ喪は禫して後悉く平常の狀態に復するものなれば、假に妻の喪に甲年の末に遭うて、禫を丙年の首に行ふときは、前後已に三年に涉れば、亦概して三年の喪と稱するを得るなりと、斯の說頗る牽强の嫌あれども、本來三年の喪は、父母の喪と雖も滿三年間服するにあらず、「禮記」の三年問篇にも、三年之喪二十五月而畢とあり、亦前法を以て數ふるなり、「左傳」の昭公十五年に、周の景王が同年間に、王后と太子の喪に遭へるを、晉の叔向は王一歲有三年之喪二と云へるを引きて、畢沅は本句の註解となせるも、亦同一の義なり、【伯父叔父】父の兄を伯父と云ひ弟を叔父と云ふ、【兄弟孽子其】孽子は衆子なり、前文の後子以外の諸子を云ふ、其は期と同じ、期は一周年の喪なり、「禮記」の三年問篇に、至親以期斷是何也曰天地則已易矣四時則已變矣其在天地之中者莫不更始焉以是象之也とあり、【戚族人五月】戚族人は近き親族の人なり、「喪服經」に據れば、爲從祖祖父母（父の伯父伯母即ち己の祖父の兄弟及び其の配耦者）從祖父母（父の從父昆弟即ち從祖祖父の子及配耦者）從祖昆弟（從祖父の子）並小功（喪服の名）五月とあり、【姑姉甥舅皆有月數】姑は父の姉妹なり、姉は己の姉なり、妹を云はざるは、姉の中に包含せしなり、甥舅は爾雅に謂我舅者吾謂之甥とありて、相互の稱呼なり、即ち一例を擧ぐれば、我が女子の夫たる者、我を稱して舅と云ひ、我よりは彼を稱して甥と云ふ、又我が姉妹の子を甥と云へば、彼は我を稱して甥と云ふ、此の所は後者を指して云へるなり、「喪服經」に爲姑姉妹在室（未嫁の者）期（一年の喪）適人（已嫁の者）大功（喪服の名）九月、甥舅相爲緦麻（喪服の名）三月とあり、【面目陷陬】既に上文に見ゆ、【又其飢約】約は困約なり、困りて不自由なること、【冬不仞寒】仞は忍と同じ、忍耐すること、【譬猶使人負劒】負劒は自殺のこと、負は伏と通ず、伏劒は劒刄を仰ぎ、身其の上に伏して死すること、「左傳」の襄三年に魏絳將伏劒の孔疏に見えたり、

んと求むることは、前述の如く既已に不可なり、然れば以て人民を衆多にして繁榮を計るには、久喪の説に依るときは又得べからず、何んとならば今や唯專ら厚葬久喪の論者を以て、其の説に依りて政事をなさんに、主君死去せらるれば、主君に對して喪を行ふこと三年、父母病死すれば父母に對して喪を行ふこと三年、妻と後を嗣ぐべき長子死すれば、此の二人に對し皆爲めに喪を行ふこと三年、先づ此れ喪中尤も重き者なり然る後に伯父叔父兄弟衆子の死するは期として、一年の喪を行ふ、近親族人の死は、五月の喪を行ふ、姑姉妹甥(姉妹の子)舅(母の兄弟)の死は、皆數月の喪あり、乃ち概し云へば久喪の制として死者の如何によりて、喪期の長短あり、又隨うて身體の毀瘠は必らず定まりたる制限あり、面目をして陷陬し、顏色黧黑に、耳目は聰明ならず、手足は勁强ならずして用ふべからざらしむるなり、又久喪の弊を擧ぐれば、曰く凡そ上士の喪を操るや、天子諸侯の高貴なる方は、必らず近侍に扶持せられて、後に能く起つことを得、大夫士は自から杖に縋り付きて後に能く行くを得、此の如き事を以て、一身を擲ちて三年の喪に供へて、

永き月日を徒消するなり、若し此の久喪論者の言を法とし、此の久喪論者の道を行はんか、誠に其の飢餓困約すること又此の如し、是の故に百姓は疲勞衰弱して、冬に至れば寒さに忍耐すべからず、夏に向うては、暑さに忍耐すべからず、爲めに疾病を作して仆れ死する者は、非常に多くして一々數ふべからず、此れ久喪の弊は、男女間の交接を妨げて、思ひを遂ぐることを得ず、然るに此れを以て國民を衆くし增殖せんと求むることは、譬へば一方に人をして劍を用ゐて自殺を圖らしめて、一方には其の人の長壽を保ち健康ならんことを求むるが如し、亦矛盾相違の見識と云ふべし、されば久喪の法を實行して、國民を衆くし增さんと欲する説は、其の如何なる理由によれるか知らざるも、亦得べきにあらざるなり、

【解義】【父母死喪之三年】「喪服經」に爲父斬衰三年、父卒爲母齊衰三年とあり、衰は喪服の外削幅にして、斬衰は衰を斬りて齊くせざる喪服なり、齊衰は緝めて齊くせる喪服なり、【妻與後子死】後子は、父の後を承くべき子、即ち嗣子なり、「戰國策」にも齊の太子申を謂うて後子となし、又「荀子」に丹朱を謂うて

も亦同じ、皆既に見ゆ、【財以成者】以は已と同じ、「扶而埋之」廣雅釋詁によれば扶は穿なり土地を穿ちて埋藏するを云ふ、【後得生者而久禁之】畢沅は厚葬は已成の財を埋め久喪は後生の財を禁ずとなせども孫貽讓は死者の親屬たる生存者の生活上の事に從ふことを禁止するを云ふと說けり是の說用ふべし、

是故求以富家、而既已不可矣、欲以衆人民、意者可邪、其說又不可矣、今唯無以厚葬久喪者爲政、君死、喪之三年、父母喪之三年、妻與後子死、二者皆喪之三年、然後伯父叔父兄弟孽子其、族人五月、姑姊妹甥舅皆有數月、則毀瘠必有制矣、使面目陷陬、顏色黧黑、耳目不聰明、手足不勁強、不可用也、又曰、上士操喪也、必扶而能起、杖而能行、以此共三年、若法若言、行若道、苟其飢約又若此矣、是故百姓冬不仞寒、夏不仞暑、作疾病死者不可勝計也、此其爲敗男女之交多矣、以此求衆、譬猶使人負劍而求其壽也、衆之說無可得焉、

【大意】久喪の弊徒に時月を消費し、身體の衰弱早亡を致し、人民繁殖の道を妨ぐることを云ふ、

【通釋】是の故に久喪の法を執りて、家產を富まさ

會小補」にも、翁擁也「莊子」靡翁而入とあり、されば翁と擁は古字相通ずと知るべし、縗絰は縗は喪服の一にて、長さ六寸、博さ四寸にて、胷の前に着く、絰は麻にて作り首と腰に着くる喪服の一種なり、【垂涕】涕は鼻液なり「はなしる」と訓ず、【處倚廬寢苦枕凷】倚廬は忌中部屋なり、中門の外、東牆の下に於て木を倚せて造れる廬なり、苦は編みたる藁なり「とま」と訓ず、凷は塊の本字にて「つちくれ」と訓ず、土塊なり、「禮記」の喪服傳及び「士喪記」に、父母之喪居倚廬寢苦枕塊とあり、【强不食而爲飢】「間傳」に斬衰（父の三年喪）三日不食齊衰（母の三年喪）二日不食大功（九箇月の喪）三不食小功（五箇月の喪）緦麻（三箇月の喪）再不食とあるを觀れば、無期限に長く食はざるにはあらず、【使面目陷隰】畢注に據れば隰を陬に作るべし、陬は板隅の義にて、面の痩せ稜々として骨高きことを云ふ、孫注は「莊子」の天地篇に卑陬失色とあるを、「釋文」に卑陬を愧懼の貌、又顏色自得せざる義に解せるに依りて、此所の隰は、陬の字と同じくして、形容阻喪の貌ならんと云へり、兩說俱に通ず、【顏色黧黑】黧は黎と同じ、黑なり、「孟子」滕文公上篇に三年の喪を述べて歠粥面深墨の語あり、趙注に墨黑也と解し、焦循は居喪哀戚之甚故面上晦黑深重也と云へり即ち顏色黧黑の義と同じ、【必扶而後能起】衰弱甚く、纔に人の扶持に賴りて起つことを得るなり、「喪服四制」に、百官備百物具不言而事行者、扶而起言而后事行者、杖而起とあり、鄭注に扶而起謂天子諸侯也杖而起謂大夫士也と云へり、【以此共三年】共は供と同じ、此の喪禮を執りて、三年に及ぶを云ふ、【若法若言行若法】上の若は如なり、下の二の若は此なり、同字を各別義として一句中に用ふると、古文往々此例あり、【蚤朝晏退聽獄治政】蚤は早と同じ、獄は訴訟なり、既に尙賢中篇に見ゆ、【五官六府】「曲禮」に據れば、五官は司徒司馬司空司士司寇を云ふ、六府は、司土司水司木司草司器司貨を云ふ、乃ち司徒は衆を敎ふるを司り、司馬は征伐を司り、司空は土地人民を司り、司士は公卿以下の版籍爵祿の事を司り、司寇は刑罰を司る官なり、而して司土以下亦各其の名の如く、山林水理田園器械鑛物等を司る職なり、鄭玄は諸侯の國亦同じと云へり、【耕稼樹藝】稼は穀を種うること、「うゑつけ」と訓ず、樹も「うゑる」こと藝

士の如きは、自から杖に縋付きて後に能く起つことを得べし、此を以て三年の喪に我が一身を供へて、久き年月を虛く經過せしむるなり、されば若し此の久喪論者の言を法り手本となし、此の久喪論者の道を實行なさんか、王公大人をして此を行はしめば必ず蚤に朝廷に出で、晏く朝廷より退て、訟獄を聽き政事を治むること能はざらん、士大夫をして此の三年の喪を行はしめば、必ず職務に勉勵して、五官六府を治め、草木の地を闢きて田地となし、倉廩に米穀財貨を實つること能はざらん、農夫をして此の三年の喪を行はしめば、必らず朝蚤く田野に出で、夜遲く家に入り、農事に勉勵して、耕稼樹藝することは能はざらん、百工をして此の三年の喪を行はしめば、必らず工事を勉勵して舟車を修め、或は器皿を爲ること能はざらん、婦人をして此の三年の喪を行はしめば、必らず夙に興き夜に寐ね、紡績織紝の女功を行ふこと能はざらん、以上の所說によりて觀れば、厚葬の是非利害果して如何を計るに、厚葬は徒に多く人間有用の賦財を、地下無益の中に埋め沒する者なり、久喪の是非利害果して如何を計るに、久喪は徒に死者に對して、矯僞的虛禮の爲めに、生者が當に務むべき事に從ふことを禁じ止むるなり、尙ほ換言すれば、厚葬は財の已に成就して、實用に堪ふる者を土地を穿ちて埋むるなり、久喪は死者より後れて斯の世に生ずる者に對して、久く生活の道を禁絕するなり、此の損害ありて利益なき厚葬久喪を以て、天下萬民を富まさんことを求むるは、譬へば猶ほ一方に耕作を禁じて、一方に收穫を求むるがごとし、明白なる矛盾の議論にして此を以て富みを致すと云へる說は遂に成り立つことを得べからざるなり、

【解義】　【哭泣不秩聲】孫注に「爾雅」の釋詁に、秩は常也とあり、聲を放ち泣きて常定りたる時なきを云ふ、「儀禮」の士喪記に哭晝夜無レ時とあり、畢沅は聲無二次第一也と云へり、亂雜にして順序あらざるを云ふ、【翁縗絰】喪服を着けること、畢沅は翁の義未だ詳かならずと云ひ、洪熲は翁を以て嗡の誤とし、且上句に屬し、不聲嗡に作り、一句となし、嗡は「說文」に咽也とあるに依りて、聲の咽せざるを云ふと解し、孫貽讓も同說なれども、王闓運は翁を改めて擁の字となし、擁二縗絰一に作れり、是の說用ふべし、按ずるに「韻

獄治政、使士大夫行此、則必不能治五官六府、辟草木、實倉廩、使農夫行此、則必不能蚤出夜入耕稼樹藝、使百工行此、則必不能修舟車爲器皿矣、使婦人行此、則必不能夙興夜寐紡績織紝、計厚葬爲多埋賦財者也、計久喪爲久禁從事者也、財以成者扶而埋之、後得生者而久禁之、以此求富、此譬猶禁耕而求穫也、富之說無可得焉、是故求以富家、而既已不可矣、

【大意】久喪の弊、矯僞虛飾に流れて、眞情の哀にあらず、又隨うて上下の業務を妨げ害することを云ふ、

【通釋】以上死者を葬る上に就きて云へるが、又死者に對して喪中に居る法は、將た奈何にせば可なるかと云はんに、哭泣して聲を亂雜に放ち、次第秩敍なく、縗絰の喪服を擁き持ちて服し、鼻涕を垂れ倚廬とて喪を勤むる部屋に居り、苫を席として、其の上に寢ね、土塊を枕にして、又互に牽き連れて無理を推し通して食物を食はずして飢うることをなし、態と衣服を薄着して寒ふることをなし、右の如く求めて苦勞不自由をなせる結果、面目は瘦せ衰へて、元氣なく、顏色は青黑くして艶〳〵しからず、耳目は聽覺視覺衰へて聰明ならず、手足はだるくして强からざる故に、物の役に立つべくもあらず、是折角の强健なる身體を毀損し衰弱して用ふ可らざらしむるなり、又久喪の弊を擧げて云はんに、天子と云はず、諸侯と云はず、又士大夫と云はず、凡そ上流の士君子にして、喪を勤め行ふ者は、身體を衰弱せしむるを以て、天子諸侯の如き最高貴の者は必らず自から起つ元氣なく、近侍に扶られて後に能く起つことを得べし、卿大夫

ふ、殆は一說に疲困なりとの說あれども、字の如く解して可なり、【虛庫府】財物寶貨を納るゝ倉を府庫と云ふ、【金玉珠璣比乎身】璣は圓からざる珠なり、又小さき珠なりとも云ふ、比は周なり、一身に周く纏ふことを云ふ、【綸組節約】綸は絮なり、「わた」と訓ず、組は「くみひも」又は「うちひも」と訓ず、物を束ね結ぶに用ふる組みたる紐なり、節約は束ね結ぶなり、淮南子の齊俗篇にも、古者非不能竭國麋民虛府庫殫財含珠鱗施綸組節束追送死也とあり、許注に綸絮也束縛也とあり、本文の節約は、「淮南子」の節束と同じと、孫貽讓は云ふ、壙は墓穴なり、【屋幕鼎鼓几梴壺濫】屋は幄と同じ、もと屋に作る、小帳なり、几は机と同じ、もと几に作る、梴は筵と同じ、「たかむしろ」と訓ず、席上に加ふる「むしろ」なり、壺濫、一に壺鑑に作る、濫鑑の二字、古は相通ず、壺鑑は器の名、「呂氏春秋」の愼勢篇に、功名著乎盤盂銘篆著乎壺鑑とあるを觀れば、金屬製の器なるべし、【羽旄齒革】鳥羽を折りて飾りなしたる旄なり、齒革は象齒犀革の類、【扶而埋之】扶は穿なり、地を穿ちて之を埋むるを云ふ、【送死若徙】死者を送葬すること、宛も生者の他處へ徙り轉ずるが如く、諸道具を揃へ集むるなり、「荀子」の禮論篇にも、具生器以適墓象徙道也と云へり、【天子諸侯殺殉】殺殉は殉死すべき者を殺すなり、殉は「玉篇」に用人送死也とあり、「禮記」の檀弓にも、子亢曰以殉葬非禮也とあり、

處喪之法將奈何哉、曰、哭泣不秩聲、翁縗絰、垂涕、處倚廬、寢苫枕凷、又相率强不食而爲飢、薄衣而爲寒、使面目陷陬、顏色黧黑、耳目不聰明、手足不勁强、不可用也、又曰、上士之操喪也、必扶而能起、杖而能行、以此共三年、若法若言、行若道、使王公大人行此、則必不能蚤朝、晏退聽

執る者の言に法り、以て事を國家に爲す者に稽ふるに、此れ王公大人の喪ある者にありては曰く、棺椁は必らず重く、葬埋は必らず厚く死體に被らす衣衾必らず多く、棺などを飾れる文繡は必らず繁くして立派にし、墓地たる丘隴は必ず巨大なるを要すべしと、又匹夫賤人の死者にありては、葬埋の爲め巨費を費し、殆んど一家の財を竭くす、諸侯の死者にありては、府庫の儲蓄を虚くして、後に金玉珠璣の寶物を死者の一身に親く纒ひ付け、綸組を以て結び束ね、車や馬を、生者に從はするが如くにして、倶に墓穴中に埋め藏さめ、又必らず多く幄幕鼎皷几筵壺濫の物品劍戟羽旄齒革の器具を爲りて穿ちて之を埋め藏さめて得意顔をなし、死者を送ること他處へ轉徙するが如くなして曰く、天下の君たる天子、一國の主たる諸侯は、死する時殉者を殺すこと衆き者は數百人、寡きも數十人を下だらず、大臣高官たる將軍大夫は、死する時、殉者を殺すこと、衆き者は數十人、寡きも數人を下らずと、

【解義】【此存乎王公云云】存は在と同意義に解す、【棺椁必重】椁は、「うはひつぎ」と訓ず、棺を納むるひつぎにて、棺の外郭なり、重は幾重にも多く重さぬるなり、「禮記」の檀弓篇に據れば、天子之棺、四重、柏椁以端、長六尺とあり、「荀子」の禮論篇には、天子棺槨十重、諸侯五重、大夫三重、士再重とあり、【葬埋必厚】埋葬の時、土を深く掘りて、墓穴を鄭重に造るなり、【衣衾必多】死者に衣と衾と被らしめて、遺體を斂むるを斂と云ふ、「禮記」の喪大記篇に、小斂、君錦衾、大夫縞衾、士緇衾、皆一衣十有九稱、大斂二十稱とあり、乃ち斂に小斂大斂あり、死の明日、小斂を戸内に行ひ、又明日大斂を祚階に行ふものとなす、【文繡必繁】文繡は、「あやぬひもの」にして棺の飾り若くは帷幕の屬を云ふ、「周禮」縫人の鄭注に、孝子既啓見棺猶見親之身、既載飾而以行遂以葬若存時居於帷幕而加文繡とあるが如きは、以て參考となすべし、【丘隴必巨】隴は一に壠に作り、又壟に作る、義皆同じ、「をか」と訓ず、墓地は必らず高き土地に作るを法とすれば、故に墓地を丘隴と稱す、又壟を冢とも云ふ、「淮南子」の説林訓に或謂冢或謂隴名異實同也とあり「呂氏春秋」の安死篇に、世俗之爲丘壟也其大若山、其樹之若林とあり、【殆竭家室】家室は一家の財産を云

王闓運の考本には、傳を博に作る、要するに本句の意は、吾姑く嘗試に政を國家萬民になす者に轉じて觀るに云々の意なり、もと本句は下文に然則姑嘗稽之今唯毋法執厚葬久喪者の句と對照せるものなれば、此所も然則姑嘗傳而觀之爲政乎國家萬民者と云ふべきを、故らに奇を弄して、本句の如く云へるなり、【不可不勸也】勸は勉なり、既に前篇に見ゆ、

今天下之士君子、將猶多疑惑厚葬久喪之爲中是非利害也、故子墨子言曰、然則姑嘗稽之、今雖毋法執厚葬久喪者言、以爲事乎國家、此存乎王公大人有喪者曰、棺槨必重、葬埋必厚、衣衾必多、文繡必繁、丘隴必巨、存乎匹夫賤人死者、殆竭家室、存乎諸侯死者、虛庫府、然後金玉珠璣比乎身、綸組節約車馬藏乎壙、又必多爲屋幕鼎鼓几梴壺濫戈劍羽旄齒革、挾而埋之、滿意送死若徙、曰、天子諸侯殺殉、衆者數百、寡者數十、將軍大夫殺殉、衆者數十、寡者數人、

【大意】厚葬の弊、上下に通じて、徒に天物を暴殄し、人命を迫奪する大害あるを云ふ、

【通釋】天下の利を興せば治まり、天下の害を除けば亂ること、前述の如し、然るに今の天下の士君子、將た猶多く厚葬久喪が、是に中ると爲すか、非に中ると爲すか、利に中ると爲すか害に中ると爲すかを疑惑して決定すること能はざるなり、故に子墨子は曰く、然らば姑く嘗試に之を今の唯だ厚葬久喪の說を

上は古の大聖人なる堯舜禹湯文武六帝王の天下に傳へし道を祖述して、世の模範とするものなりと、而して其の言論は、相互に非難をなし行爲は相互に反對するなり、是に於てか後世の物識りなる君子は何れも皆此の二子の言論を疑ひ惑うて、果して孰れに依るべきや否やを決すること能はざるなりと、されども、若し苟も前者の言の如く此の二子の言論を疑ひ惑はゞ予姑く嘗試に博く之を推し廣めて、國家萬民の政事をなす者に就きて觀察をなさん、さて厚葬久喪を計りて、其の所長所短を度るに、何れの部分か、此の三利に當りて富衆治の大事を爲すべきや、我は意へらく、若し彼の厚葬久喪を主張する者の言を法則となし、其の計謀を用ゐ厚く兩親の死體を葬り、久く三年の喪を勸めしめば、實に天下萬民に對して、其の貧きを富まして樂ましめ、其の寡きを增して衆くし、危きを定め亂るを治め安んずるならん、此れ仁なり義なり孝子の事なり、人の爲めに政を謀る者勉めざるべからず、仁者は將に此の天下の利たる者を興し、天下の人人をして其の善なることを譽め稱して、長へに廢し止むとなからしめんとす、又意ふに亦其の言を法り其の謀を用ゐしめば、厚葬久喪は、實に以て貧きを富まして樂ましめ寡きを增して衆くし亂るを治め安んずべからざらん、此れ仁にあらず義にあらず孝子の事にあらざるなり、人の爲めに政を謀る者は止めざるべからず、仁者は將に此の天下の害たる者を求め除きて、天下の人人をして、其の惡きことを非り斥けて、長へに爲し行ふことなからしめんとす、是の故に天下の利を興し行ひ、天下の害を除き廢し、而も國家百姓をして亂れて治まらざらしむることは、古より今に及ぶまで、未だ嘗て之あらざるなり、即ち斯の如くなれば必らず治まるなり、

【解義】【行即相反】上句の言則相非に對すれば、即の字を則に作るべきに似たれども、古字相通ず、【吾上祖述堯舜禹湯文武】祖述は子孫の先の業を繼ぐが如くに其の道を繼ぎて述ぶるを云ふ、「中庸」にも仲尼祖述堯舜憲章文武とあり、【吾姑嘗傳而爲政云云】傳は轉と通ず、「呂氏春秋」の必已篇に、若夫萬物之情、人倫之傳とあり、高注に傳猶轉也と云へり、漢書の劉向傳に、禹稷與咎繇傳相汲引とあり、亦傳を轉の意義に用ふと、王引之は云へり、間詁に詳かなり、

民而觀之、計厚葬久喪、奚當此三利者、我意若使法其言用其謀、厚葬久喪、實可以富貧衆寡定危治亂乎、此仁也義也孝子之事也、爲人謀者不可不勸也、仁者將求興天下之利、而使民譽之終勿廢也、意亦使法其言用其謀、厚葬久喪、實不可以富貧衆寡定危治亂乎、此非仁非義、非孝子之事也、爲人謀者不可不沮也、仁者將求除天下之害、而使人非之終身勿爲也、是故興天下之利、除天下之害、令國家百姓之不治也、自古及今、未嘗之有也、

【大意】厚葬久喪の教、果して上文掲ぐる所の富衆治の目的に稱ふや否やを論じ、其の仁人孝子の爲すべき事なるや否やを説く、是れ前段の意を承けて、次段の論を起す過峽の文字たり、

【通釋】仁人孝子の愛、其の相似たること前述の如し、然るに現今の世、昔の夏殷周三代の聖王既に沒して、天下の人、其の標準として憑るべき義を失ふに及んで、後世の君子は、兩親の沒するに逢ふとき厚く埋葬をなし、久く喪に服するを以て善意に解し仁なり義なり孝子の事となす者あり、或は之を以て不善意に解し仁にあらず義にあらず孝子の事にあらずとなす者あり、されば世の議論者は曰く、此の善意に解釋すると不善意に解釋する二子の言論は全く相互に非難し行爲は相互に反對をなせり、而して二子皆共に曰く、吾の斯の説は、決して己が臆説僻論にあらず、

に度ることとは、孝子の兩親の爲め度るが如く、洵に一視兼愛して遺憾なき者なり、

【解義】【辟之無以異乎孝子之爲親度也】辟は譬と同じ、度は音「たく」にて、はかると訓ず、もと尺度より轉用して、量度、計度、料度、測度等の語あり、凡て物事をはかる義に用ゆ、【人民寡則從事乎衆之】人民の字、下文の字と重複し、且親子の間に用ゆるは、不穩當なれば、削るべしとの說あれども、削れば亦意義を成さず、乃ち寡と云ひ亂と云ふ、何等の指す所なき者となるなり、「孝經」に嚴親嚴兄妻子臣妾猶百姓徒役也とあり、「大戴禮」の立事篇に、曾子の語を載せて、使子猶使臣也使弟猶使承嗣也賜予其宮室亦猶慶賞於國也、忿怒其臣妾亦猶用刑罰於萬民也とあるを觀れば、一家の眷屬僕從等を、汎く稱して人民と云ふも、亦未だ必しも不倫にあらず、【餘力隱謀】餘力は力を餘まし蓄へて十分に出ださゞるなり、即ち力惜みすることと、隱謀は、智謀を隱くし晦まして示さゞるなり、即ち氣附かざる眞似して不親切なること、尙同上篇に隱匿良道不以相敎也とあり、「荀子」の王制篇に無隱謀無遺利而百事無過非君子無能とあり、【若三務者】若は此なり、又字の如く、「ごとき」と讀むも可なり、

今逮至昔者三代聖王既沒、天下失義、後世之君子、或以厚葬久喪、以爲仁也義也孝子之事也、或以厚葬久喪、以爲非仁非義非孝子之事也、曰、二子者言則相非、行即相反、皆曰、吾上祖述堯舜禹湯文武之道者也、而言即相非、行則相反、於此乎後世之君子、皆疑惑乎二子者言也、若苟疑惑乎之二子者、言然則姑嘗傳而爲政乎國家萬

隱謀遺利而不爲天下爲之者、若三務者、此仁者之爲天下度也、既若此矣、』

【大意】 孝子の親を愛する情を以て、仁者の天下を愛するに譬ふ、謂ゆる兼愛の見地よりして論を起せし者なり、蓋兼愛節葬は、相待ちて用を爲せばなり、

【通釋】 子墨子言うて曰く、仁者の天下萬民の爲めに度りて事を行ふや、之を譬ふるに、孝子の己が兩親の爲めに度りて、事を行ふと異なることなきなり、今孝子の兩親の爲めに度りて事を行ふや、將た奈何ぞや、曰く、孝子の親の爲めに度るは、親が貧困なれば、之を富まして樂ましむるに從事し、家族僕從が寡くして、兩親の心に物淋しく感ずれば、之を衆くし、家庭をして繁昌ならしむるに從事し、餘り家人が衆くして亂るれば、之を治むるに從事し、其の此を爲すに當りては、己の身を擲ちて爲すも、力の足らず財の贍らず智の至らざるに及びて、然る後始めて已めて爲さず、苟も力の有らん限り、財の繼がん限り、智の及ばん限りを盡くして、敢て其の力を惜みて餘まし、智謀を包み隱くし、利益を遺して、兩親の爲めに之を爲さざる者はなきなり、此の之を富まし衆くし治むる三つの務めは、孝子の兩親の爲めに度るや、既に此の如く其れ勤めて至らざることなきなり、仁者の天下萬民の爲めに事を度り行ふや、亦猶此の孝子が親の爲めに度るがごとし、其の狀果して如何と云はんに、天下萬民が貧くして困むときは、之を富まして樂ましむるに從事し、人民寡くして國力の弱きを訴ふるときは、之を繁殖して强大ならしむるに從事し、餘り衆く繁殖して不統一に流れ混亂すれば、之を統一して治むるに從事し、其の此れを爲す時に當りては、己の身を擲ち爲して、力の足らず財の贍らず智の至らざるに及びて、然る後始めて已めて爲さず、苟も力の有らん限り財の繼がん限り智の及ばん限りを盡くして、敢て其の力を惜み、智謀を包み隱くし、利益を遺して天下の爲めに爲さゞる者はなきなり、此の之を富まし衆くし治むることは、是れ仁者の天下の爲めに度るや、既に此の如く其れ勤めて至らざることなきなり、此に由りて之を觀れば、仁人の天下の爲め

節葬下第二十五

節葬は、埋葬の禮を節約するなり、父母歿すれば、喪に居ること三年にして後に除、又埋葬の禮は、其の力の有無に隨ひ、務めて之を厚くすることは儒者の傳ふる所先王の敎然りとなす、然れども其の弊や、濫費奢侈に陷り、遂に生者の生命を奪うて死者の殉となすに至る、死する者固より知なし、生くる者果して何の罪かある、墨子兼愛を以て宗旨と爲し愛に差等無きを以て敎となせば、是れ其の主張、固より之と相容れず、節葬の論ある所以なり、而して儒者の排斥する所、亦實に此等の說あるによれり、本篇もと三篇ありしが、今は亡佚して僅に此の下篇を存するのみ、

子墨子言曰、仁者之爲天下度也、辟之無以異乎孝子之爲親度也、今孝子之爲親度也、將奈何哉、曰、親貧則從事乎富之、寡則從事乎衆之、衆而亂則從事乎治之、當其於此也、亦有力不足財不贍智不知然後已矣、無敢舍餘力隱謀遺利而不爲親爲之者矣、若三務者、孝子之爲親度也、既若此矣、雖仁者之爲天下度、亦猶此也、曰天下貧則從事乎富之、人民寡則從事乎衆之、衆而亂、則從事乎治之、當其於此也、亦有力不足財不贍智不知、然後已矣、無敢舍餘力

作爲して、人民を利せり、然らば宮室を作爲する利は果して如何なるかと云はんに、子墨子は曰く、其の傍は以て風雨の吹込を禦ぐべし、其の上は以て雪霜雨露の降下を禦ぐべし、其の中は清潔にして以て鬼神を祭祀すべし、家内の牆壁は、内外を限りて男女の別を分つに足れば、其れにて止むことゝなせり、其の外諸の費用を加へて格別民の利益を加へざる者は、古聖王は爲さゞりしなり、

【解義】【古者聖王制爲節葬之法】以下生者毋久喪用哀の句に至る迄、節葬篇の逸文なり、【衣三領】領は衣服の頸を圍む處「ゑり」と訓ず古は衣服を數ふるに領を以て稱す三領は三枚の衣なり、【棺三寸】周代の一尺は物徂徠の「度量衡考」に據れば大略我が朝の七寸一分九厘六毛三絲に當ると云ふ、【足以朽骸】埋葬後遺骸の朽ち腐さるまで、棺の存することを云ふ、上の足以朽肉の句亦以て例推すべし、孫詒讓は「荀子」の正論篇に、世俗之爲說者曰太古薄葬棺厚三寸、衣衾三領、葬田不妨田故不掘也とあるを引きて、蓋し戰國の時相傳へて、是の語あり、獨り墨子一家の言にあらずと云へり、【堀穴深不通於泉】堀は窟の借字なり、戰國策の楚策に堀穴窮巷の語あり、又「漢書」の鄒陽傳にも、則士有伏死堀穴巖藪の語あり、顏注に堀與窟同と云へり、【冬可以辟風寒】辟は避と同じ、堀穴は但以て冬日風寒を避くべきのみを云ふ、【其旁可以圉風寒】圉は禦と同じ、

總評及文評

本文闕脱あれば共に之を略す、

存異

【俛仰周旋威儀之禮足以將之則止諸加費不加于民利者】諸本に足以將之より以下十五字なし、注家多く脱誤あるを疑へり、今意を以て補ふ、【動則兵不從】舊本に不を且に作る、今意を以て改む、

節用下第二十二（闕）

節葬上第二十三（闕）

節葬中第二十四（闕）

古者聖王制爲節葬之法曰、衣三領足以朽肉、棺三寸足以朽骸、堀穴深不通於泉流、不發洩則止、死者既葬、生者毋久喪用哀、古者人之始生未有宮室之時、因陵丘堀穴而處焉、聖王慮之、以爲堀穴、冬可以辟風寒、逮夏、下潤溼、上薰烝、恐傷民之氣、于是作爲宮室而利、然則爲宮室之法、將奈何哉、子墨子言曰、其旁可以圉風寒、上可以圉雪霜雨露、其閼潔可以祭祀、宮牆足以爲男女之別則止、諸加費不加民利者、聖王弗爲、（以下闕文あり）

【大意】 埋葬の法及宮室の法に就きて、聖王の實用を主とするを說きて、節用の意を明かにす但末文に闕脫あれば、姑く疑を闕きて可なり、

【通釋】 又古の聖王埋葬を節する法を制定して曰く、死者に着する衣服は、三領を用ふれば、肉體を朽ち腐らすに足れり、棺の厚さ三寸なれば、以て其の骸骨を朽ち腐らすに足れり、穴の深さも、黃泉まで堀るに及ばず、臭氣上に發し洩さゞるときは、其れにて止むべし、死者既に葬れる後は、生者は哀みを止め、世の爲め人の爲めに働きて、久く限りなく喪を行ひ悲哀することなかれと、是れ聖王節葬の法なり、又古代人の始めて生れて未だ棲み止るべき宮室あらざる時は高地なる陵丘に因りて、穴を堀りて居れり、聖王之を慮りて思へらく、堀穴は、成程冬天には以て其の中に居りて、風の寒さを避くべしと雖も、夏季雨の頃に及んでは、下は土地潤溼し、上は燻べ烝して、恐らくは人民の氣血を傷害せんと、是に於て宮室家屋を

不易、津人不飾、此舟之利也、

【大意】兵甲舟車の用、聖王は堅利實用を取りて、以外の民利を加へざる無益なることを爲さゞるを云ひ、節用の意を明かにす、

【通釋】古の聖王又猛き禽鳥、狡き獸類が人を暴し、民を害へるが故に、之を防護なさんが爲めに、人民に敎ふるに兵器を操ることを以てし、外に出て行くときは劍を帶ばしめ、凡そ劍は突き刺すときは必ず深く入り、撃つときは必らず物を斷ち、旁撃とて横に薙りても折れざるが、此れ劍の利なる者なり、又序に云はんに、甲冑を衣るときは、輕くして且便利なると起ち働くときに、敵の兵器が、其の堅固なるが爲めに刺すこと能はざるは、此れ甲冑の利なり、又車は重き荷物を載せ遠方に行かんが爲めに制作せしが、之に乘るときは、安らかにして傾覆して人を傷くる患なく、之を引くときは勝手宜くして速かに至るは、此れ車の利なり、又古の聖王は大川廣谷の濟りがたきが爲めに、舟楫を制作して、通行の便を開きたり、此も通行の用を達すれば、其れにて止めり、以外に無益なる裝飾などを爲して、民の負擔を重くし苦めざるなり、即ち唯だ專ら堅牢快速を主として、上の貴き位にある三公諸侯の方方が至ると雖も、爲めに舟楫を取り易ふることをなさず、渡し人が改めて美く飾り立てをなさず、其の儘に平生の通にして載せ行くことを得るは、此れ舟楫の利なり、

【解義】【動則兵不從】兵不從の三字、舊本に兵且從に作る、孫注には兵を弁の誤とし、弁は變の假字にして、「考工記」に函人爲甲衣之無齘則變也とある鄭注に變隨人身便利と云へるに據りて、變且從の義となせり、乃ち甲は身の動くに隨ひ、起居動作自在自由にして、差し障りなきを以つて、利とするを云ふことなれども、愚は且は不の字の誤にして、從は鏦と同じ「漢書」の南越傳に欲鏦嘉(呂嘉人の姓名)以矛とあり、又吳王濞傳に使人鏦殺吳王とあり、顏師古の注に、鏦謂以矛戟撞之と云へるが如く、兵器を以て撞き刺せども、甲の堅くして入らざるを云ふならんと思ふなり、姑く錄して一說となす、【足以將之則止】將は行なり、【津人不飾】津は水渡なり、津人は渡を掌る吏なり、

容して云へるなり、王念孫は本句を以て、上句の義と接屬せざれば、必らず脱文あらんと云へり、亦一説として存すべし、

古者聖王制爲衣服之法曰、冬服紺緅之衣、輕且暖、夏服絺綌之衣、輕且凊則止、諸加費不加於民利者、聖王弗爲、

【大意】衣服の制、聖王は實用を足らすに止め、以外の無益なる侈りを爲ざることを述べ、節用の意を明かにす、

【通釋】古の聖王衣服の法を制定して曰く、冬は紺緅の衣を服し、輕くして且暖かなれば足れり、夏は絺綌の衣を服し、輕くして且凊ければ足れりと、乃ち衣服は時候の變化に隨ひ、身體を便宜に保護するより以外の事にして、諸の財用を加へて、格別民の實利を益さゞる者は、古聖王は爲さゞりしなり、

【解義】【紺緅之衣】紺は深青に赤を含める色、「こんいろ」と訓ず、緅は青と赤の間色なり、皆帛の染色を云ふ、【絺綌之衣】絺は精細なる葛布なり、「ほそぬの」と訓ず、綌は粗なる葛布なり、「あらぬの」と訓ず、

古者聖王爲猛禽狡獸暴人害民、於是教民以兵、行則帶劍、爲刺則入、擊則斷、旁擊而不折、此劍之利也、甲爲衣則輕且利、動則兵不從、此甲之利也、車爲服重致遠、乘之則安、引之則利、安以不傷人、利以速至、此車之利也、古者聖王爲大川廣谷之不可濟、於是制爲舟楫、足以將之則止、雖上者三公諸侯至、舟楫

其の厚く物を愛惜するに至りては、食物は一品限りにて黍や稷を二品と用ゐず、羹や胾を多く重さねて用ゐず、器物は土塯と云へる瓦器にて食ひ、土鉶と云へる瓦器にて汁物等を啜り、酒漿を酌むに、大杓を以てすと云ふ有様にして、彼の俯仰周旋をなし威儀を取り繕へる禮法の如きも、其の禮意を表はし行ふに足れば、其れにて止め、其の外種々なる繁文縟禮にして、無益なる費用を加へて、格別人民の利益を加へざる者は、古聖王は爲さざるなり、

【解義】【五味之調】五味は、鹹苦酸辛甘の五種味なり、【芬香之和】芬は香なり、【南撫交阯】阯一に趾に作る、相通用す、交趾は南方の國の名、即ち今の安南國なり、【北際幽都】降は降だし從はしむるなり、王念孫は降を際の誤として、接續なりと解すれども、「荀子」王覇篇の楊注にも「尸子」を引いて、堯南撫交趾北懷幽都東西至日月之所出入とあるが如く蓋し當時幽都を服從せしめたること、一傳説として存するなり、都は聚落を稱する辭必しも國都都會に限らず、幽都は今の山西省雁門以北の地、古は其の北方幽陰の地なるを以て幽都と云ふ、即ち當時北裔の地なり、「莊子」の在宥篇に流共工於幽州とあり、【東西至日所出入】堯の時、國土の廣き、固より此の如く大ならず、然れども前に引ける「荀子」王覇篇の楊注にある「尸子」の外、又「韓非子」十過篇にも、昔者堯有天下其地南至交趾北至幽都東西至日月之所出入者莫不賓服とあり亦當時傳説の一なりと知るべし、【羹胾不重】羹は肉羹なり、胾は細切にしたる肉なり、不重は一品限りにて、多く重ねざるなり、【飯於土塯】塯一に溜に作る一に土軌に作る、食物を盛る瓦器なり、「韓非子」の十過篇にも堯飯於土簋飲於土鉶と云ひ、韓詩外傳には、舜飯於土簋飲於土鉶と云へり、【啜於土形】形一に鉶に作る、又型に作る、相通ず、土を燒きて造れる食器にて、羹を盛るに用ふ、【斗以酌】斗は枓と同じ、杓なり、「ひしやく」と訓ず、枓を用ゐて、酒漿の類を挹を云ふ、詩の大雅行葦篇に酌以大斗とあるも、意義略同じと孫詒讓は云ふ、【俛仰周旋威儀之禮】俛は俯と同じ、俯仰は或は頭を擧げ、或は頭を低くするなり、周旋は直行して止點に至り、復卻行して還るなり、威儀は畏るべき威嚴あり、法るべき行儀あるなり、莊嚴にして行儀正きこと、皆禮儀を形

工なり、或は曰く、「考工記」に設色之工畫䙡とあり、䙡は即ち繢の借字にて、「ぬひもの」と訓ず、【陶冶梓匠】梓匠は梓人匠人、共に木工なり、而して梓人は器械を作り、匠人は建築を爲す者なり、【凡足以奉給民用】奉は字書には與也獻也とありて、上より下に物を與ふるも亦之を奉と云ふ、奉給は與へ給すること、

古者聖王制爲飲食之法、曰、足充虛繼氣、使強股肱、耳目聰明、則止、不極五味之調、芬香之和、不致遠國珍怪異物、何以知其然、古者堯治天下、南撫交趾、北際幽都、東西至日所出入、莫不賓服、逮至其厚愛、黍稷不二、羹胾不重、飯於土塯、啜於土形、斗以酌、俛仰周旋威儀之禮、足以將之則止、諸加費不加於民利者、聖王弗爲、

【大意】飲食の用聖人は身體を養ひ生命を持し禮意を表するに足るに止むることを述べて節用の法を明かにす、

【通釋】古の聖王又飲食を節する法を制定して曰く、飲食は腹の空虛なるを充たし、身體の氣血を繼ぎ足らして整へ、股肱の力を强壯にし、耳は聰く目は明かなるやうならしめば、其れにて足れりと、故に格別其の上に五味を調へ、若くは芬香を和げて香味の宜きを極めず、又遠國の珍奇なる物を求め寄せて、贅澤を致さゞるなり、何を以て聖王の果して此の如くなるを知れるかと云はんに、其の一例を擧ぐれば、古へ帝堯の天下を治むるや、南は交阯の地を撫育し、北は幽都に至り、東西は太陽の出る處より其の沒する處に至るまで、東西南北の諸國、何れも賓ひ服せざると云ふことなし、國家の隆盛なること此の如くなれども

民を團結するは、明王聖人の天下を治むる至術なるを云ふ、

【通釋】子墨子は言うて曰く、古代の明王聖人が、天下に王となり諸侯の長となりて、之を治むる所以は、彼の聖王は、皆何れも人民を愛し恤むことは愼みて忠實にし、人民を利し益することは、謹みて篤厚にし、忠實と信誼を以て相互に連らなり合ひ、又之に示し敎ふるに各自銘々の利益なることを以てす、是を以て人民は聖王の治め方を信頼歸服し、其の命令せる事を行ひ、一身を終ふるまで饜き足らず、一生涯の久しき倦みて怠屈をなさず、即ち歳を經れば經るに隨うて、益〻懷かしく慕うて止まざるなり、

【解義】【愛民謹忠】說文に謹愼也とあり忠は字書に盡レ己曰レ忠とありて、己が眞心を手一杯に盡くすこと、「まこと」と訓ず、忠實なり、【終身不饜】饜は厭と同じ、【歿世而不卷】歿世は終世なり、卷は劵と通ず、今の倦の字とし用ふ、勞なり、

是故古者聖王制二爲節用之法一曰、凡天下羣百工、輪車鞼匏陶治梓匠、使三各從二事其所一レ能、曰、凡足三以奉二給民用一則止、諸加レ費不レ加二于民利一者、聖王弗レ爲、

【大意】百工の器械有益の者にあらざれば、聖人の爲ざることを述べ、節用の法を明かにす、

【通釋】古の聖王用を節する方法を制し定めて曰く、凡そ天下の羣り多き百工、輪車を作る木工、鞼匏を作る皮工、搏埴を作る陶工、攻金の冶工、器械を作る梓人、建築をなす匠人あり、彼をして各〻其の能くする所の本職に從事せしめて曰く、凡そ諸器械以て民の所用に供給するに足れば、最早其れにて止むべしと、以上の如くにして、諸の費用を加へて爲めに格別民の利益を加へ增さゞる者は、聖王は爲さず、是れ其の節用の法にして、後人の法則とすべき所なり、

【解義】【輪車鞼匏】古は車を造るは、「考工記」に車人爲レ車輪人爲レ輪と有るが如く、各〻其專門の工匠あり、鞼は鞾の借字にして、匏は鞄の借字なり、又鮑に作る、鞾は皮を攻め鼓を攻むる工にして、鞄は柔革の

校に據りて補ふ、【夏加凊者斯止】斯止の二字舊本に羊䶄に作る、畢沅は一の鮮の字誤りて二字となるとなし、鮮は即ち鮮の字にして少なりと云へど、洪中篇に據れば則止に作るを是となすと云へり、俞樾孫詒讓は鮮に作るべしとなし、王闓運は則止に改むべしとなす、今洪王二氏の説に據りて改む、【凡爲宮室之道有加固者】諸本に凡爲宮室之道の六字なし、今藤校に據りて補ふ、有加固者の四字を諸本に有盜賊加固有に作る、義通ず可らず、且下句の以圉寇亂盜賊の句と重複す、今意を以て之を改む、【凡爲甲盾五兵之道】諸本に之道の二字なし今意を以て改む、【其興利多矣】舊本に矣の字なし、今藤校孫校に據りて補ふ、【凡其爲此物也無不加用而爲者】舊本に不の字なし、今藤校孫校に據りて補ふ、【子生可以二三人矣】舊本に人を年に作る、今高木校及び戴校に從ひて改訂す、【聖人爲政特無此】舊本に此の字なし、今藤校孫校に據りて補ふ、【去無用之費】舊本に費の字なし今孫校に據りて補ふ、

節用中第二十一

本篇は、上篇の説と較詳略の差は多少あれども、大意は相同じ、但上篇に比するに節葬の一事を加ふれども、此れ恐らくは次篇逸文の竄入ならん、而して其の宮室の法を述ぶるや、辭過篇と相似て、且闕文あり、完具の者にあらず、今姑く原文に據り、少く文字の修訂を加へ講解を施すこと左の如し、

子墨子言曰、古者明王聖人所以王天下正諸侯者、彼皆愛民謹忠、利民謹厚、忠信相連、又示之以利、是以終身不饜、歿世而不卷、古者明王聖人、其所以王天下正諸侯者此也、

【大意】 民を愛し民を利し道德及び利益を以て、人

者なからん、而して其間再び聖王爲政の一語を着し又無不加用而爲者の一句を下だし、全篇の樞管を扼掌し、線索起伏して、後文の回照呼應をなす、是れ第一段となす、其爲衣裘何以爲の句以下、宮室を說き甲盾五兵を說き、舟車を說く、亦各同一語法を以て叙述し、其爲、、何以爲を始めとし、凡爲、、之道を中とし、不加者去之を終となし、以て、四事四層に分說し、其間句法齊整あり、不齊整あり長短錯落高低參差の觀自から姿致を生ず取りて法となすべし、是を第二段となす、凡其爲此物也無不加用而爲者是故用財不費民德不勞其興利多矣の數句は、一段二段の語意を渾合綜錯して成す者にして、再び無不加用而爲者の一語を點明して、全篇の樞管を把持掉振じて、論旨をして透明に便ならしめ、而て後に百尺竿頭一步を進め、衣裘宮室甲盾舟車の益より、更に難事なる倍人の事に入り、然人有可倍也の隻句を以て、前者の難意を撇開し、聖王の法を援引して、其の事の行ひ難きにあらざることを、後世の蚤婚晩婚二者が生子の平均率に比較參照して云ふ、亦何等の切實ぞや、是れを第三段となす、大凡用を節し財を愼むことを諄々として說く者は、果して何の故ぞ、天下を兼愛して天下の人をして、各自から其の生を遂げ壽を終へしめんが爲めのみ、男女の相字し子を生む、恩愛の情寔に此に根ざすは、古今となく一なり、本論第二大段に倍人の法を說くに至るまでは、徐々緩進して、一步は一步より上りて、絕頂最巔に至り、忽ち不唯此爲然已の一句を以て、一旋下路を指示し、後世爲政者の聖王の法に反し、倍人不倍人の論ずるなく、乃ち民を勞苦し、稅斂を厚くし、攻戰連年死亡相踵がしむるに至る、是れ聖王は衆人の道ありて、民生を倍加すれども、後世は寡人の道ありて、民生を死滅せしむることを務むるなり、仁暴の別、得失の差、果して何を以て之を救はんかと云ふに至りては、子墨子の言に據れば、無用の費を去りて、有益の業を勉むるに外ならずと云ふを以て歸宿となす、不唯此爲然已の一句文勢跌宕をなし、今天下爲政者より以下急轉直下、墜落千仭の概あり、

存異

【去其無用之費】舊本に之費の二字なし、今王校に據りて補ふ、【使民興事】舊本に使を便に作る、今王校孫

務むべし、實用益を主とし務むるときは、其の以外の物は、何れも皆不必要なれば、當に之を去りて民力の休養を圖るを急務となすべし、然れば國家が財用を費すことも、比較上寡く、人民の生活も亦甚く苦勞をなさずして、其の利益を興すこと多きなり、左れども上たる者珠玉鳥獸犬馬の如き玩好物を割愛して、衣服居處防禦交通の便利を增加することは、頗る困難（嗜慾上より觀て）とは云へども、此れ既に物質的に現はれある者を增減することなれば、極めて難事と云ふにはあらず、極めて難事とすべき者は、國民の蕃殖を盛にして、人口を倍加するは、人力にて、猝に辯ずべきにあらずして難事たり、然れども此又絶對的に爲すべからざることにはあらず、其の遣り方次第には、隨分に倍加せしむることを得べきなり、即ち聖王の法則に基き、嫁娶の令を定め、男女をして各、多く家を爲さしむるときは、自然の結果として、蕃殖力を增加して、人口は殷盛にならしむべし、然れども此れ亦日常生活の安泰なるを待ちて望むべし、若し今日の爲政者の如く人民を使役することは甚しく、稅斂誅求は厚きときは、民の困窮凍餓して死する者數ふるに勝ふべからざるのみならず、鄰國攻伐の爲めに戰病死者あり、生者は出征して、男女相見ることを得ざれば、何の暇ありて家を爲し、蕃殖力を增加し、人口の殷盛を望むことを得んや、蓋し之を要するに、今の爲政者の如く、人口を寡くし、國力を弱くするも亦唯數術に起因し、古の聖人の如く人口を倍加し、國力を强くするも、亦唯數術に起因せり、而して其の數術は能く力を無用に費すことを去りて、有用に盡くすと否とによれり、故に無用の費を去るは、聖王の道にして天下の大利なりと云ふ所以なり、是れ一篇の大旨にして、亦其の兼愛の主義非攻の論より來れるなり、

文評

聖人爲政一國の句、空中一拳を振ひ、直に一國可レ倍也の語を以て之を承け、其の功效の著なることを虛敍し、讀者をして老生の談何ぞ容易なるやを疑はしむ、而して更に大レ之爲ニ政天下ニ天下可レ倍也の二語を挈げ來り、益、鬼膽驚カスレ人の感あらしむ、然れども其倍レ之非ニ外取レ地因ニ其國家ニ云云の處に至りては、天下何人と雖も、蓋し其の論旨の平正安穩なるに首肯せざる

なり、及び戰爭の爲めに、居住は落ち付かず、飮食は一定の時を得ず、疾病を作して死亡する者、及び侵就緩橐して城壘を攻め原野に戰うて死する者、非常に多くして、一々數ふべからず、此れ今の爲政者が、人口を寡くする所以の道は、自然の勢にあらずして、人爲的數術を以て起るにあらずや、聖人の政事を爲す者は、特に此の如きことなし、此れ聖人が政事を爲し其の人口を衆くする所以の道、亦人爲的數術を以て起るにあらずや、唯だ其の術の異れるのみ、故に子墨子は曰く、無用の費を節減し、民力を休養することは、聖王の道にして天下の大利なりと、

【解義】【其籍斂厚】籍は稅なり、籍斂は稅斂にて、租稅取り立てのこと、既に辭過篇に見ゆ、【惟毋興師】毋は語助にて意なし、惟は唯と同じ、唯毋は「たゞ」なり、墨子の常語、既に屢次前篇に見ゆ、【有與侵就㑮橐】有は又と通ず、侵就㑮橐は義未だ詳ならず、諸家皆以て闕疑となせり、孫注に橐は火を擧げ城を攻むる具にして、本書の備穴篇に見ゆとあり、又「韓非子」の八說篇に干城距衝不ㇾ若₂堙穴伏橐₁とあるを引き、㑮を伏に作るべしとあり、畢注は㑮は即ち援の異字とせり、【數術而起】數は計なり、「周禮」に廩人以₂歲之上下₁數₂邦用₁とあり、「老子」に善數不ㇾ用₂籌策₁とあるが如く、算數の義に用ふ、又數は術なり、「莊子」に天道有ㇾ數存焉とあり、「孟子」に今夫弈之爲ㇾ數とあるが如き即ち是なり、此所は、數術と疊用して、單に術と解し、若くは術策と解して可なり、乃ち後世の術數と同意味にして、數術而起とは、詐り其の人の手腕伎倆に存することを云ふ、

總評

本篇は第一卷の辭過篇と、其の論旨大體相似たれば、孫詒讓のごときは、辭過篇は本篇の餘支なりと云へり、されば彼此の文互に參照して稽徵すれば、自から啓發する者あらん、但辭過は、本篇に較ぶるに、稍〻長文詳義なるは、本支顚倒の觀ありて、疑ふべきに似たれども、中篇は本篇の不足の義を補ふことあるを觀れば、佚亡して知るべからざる下篇をして存在せしめば、又必らず互に出入して、詳論せし者多かりしならん、蓋本篇の大旨は、天下人類の生活情態たるや、衣服居處防禦交通の具は、實に一日も無るべからざる者なれども、右等の用度、亦各實用實益を主として

解する說あり、「說文」及び「廣雅」にも、字乳也乳生也とあれば、後說用ふべし、

且不惟此爲然已、今天下爲政者、其所以寡人之道多、其使民勞、其籍斂厚、民財不足、凍餓死者不可勝數也、且大人惟毋興師、以攻伐鄰國、久者終年、速者數月、男女久不相見、此所以寡人之過也、與居處不安、飲食不時、作疾病死者、有與侵就僾橐、攻城野戰死者、不可勝數、此不今爲政者所以寡人之道數術而起與、聖人爲政特無此、此不聖人爲政其所以衆人之道亦數術而起與、故子墨子曰、去無用之費、聖王之道、天下之大利也、

【大意】今の爲政者は、唯だ人を倍するを圖らざるのみならず、又種々なる惡政を以て、人を寡くすることを爲すは、大に聖王の道と相反すれば、當に速かに無用の費を去りて、聖王の道に從ふべきを云ふ、

【通釋】然るに且つ唯だ人民が恣にして、聖王の法に後るゝのみならず、今の天下にて政をなす者は、其の人の生殖の數を寡くする所以の道は、澤山ありて、其の人民を使役して勞苦せしめ、人民より稅斂をなすこと厚く、民の財貨は足らず、凍餓して死する者は一々數ふべからず、且大人惟毋に師を興して隣國を攻伐し、久きは終年に及び、速かなるも數月の間、男は從軍出征し、女は空閨を守りて、久く相互に見ることを得ず、此れ人口の繁殖を妨げて寡くする所以

て、一家を爲さんと欲する者は、四十歳所にして結婚して一家を爲す者あり、然れども其の蚤婚と晩婚とを以て相互に比較し差引き平均するときは、聖王の定法に後るゝこと十年にして結婚なす割合にして、若し滿三年にして其の妻姙娠するとせば、子生れて二三人あるべきなり、況や聖王の法の如く、此より十年早かりせば、其の產子の率は、必らず此より增加を生ずることは言はずして、已に明かならん、此れ聖王の法は、惟れ人民をして蚤く結婚し一家を爲し以て、其の口數を倍加せしむべきことならずや、

【解義】【有去大人之好聚】有は又と通ず、【若則不難】若は若是と同じ、「かくのごときは」と訓ず、又此と同じ、「これ」と訓ず、兩から通ず、【故孰爲難倍】故は則と同義に用ふ、「すなはち」と訓ず、既に前篇に見ゆ、【毋敢不處家】一本に不敢毋處家に作る、處は居と同じ、處家は、結婚して一の家を持つことを云ふ、「左傳」の文公十八年に男有家とあり、「周禮」の大司徒の鄭注に有夫有婦然後爲家とあり、【毋敢不事人】事人は嫁して夫に事ふるを云ふ、「周禮」の媒氏令男三十而娶女二十而嫁とあり、【此聖王之法也】孫注に「韓非子」外儲說右篇及び「說苑」の貴德篇に齊桓公下令於民曰、丈夫年二十而室婦人十五而嫁とあり、又「國語」の越語にも女子十七不嫁其父母有罪丈夫二十不娶其父母有罪とあるを引きて、齊越の令或は亦聖王の法に本づくならんと云へり、【于民次也】于は於と同じ、次は恣と同じ、民の嗜慾を恣にするを云ふ、【有所二十年處家】所は時の字と同義に用ふ、有時二十年處家とあるに同く、時の都合によりて、二十年にして結婚するを云ふ、公羊傳の文公十三年の何注に、所猶時也とあり、又所二十年は二十年所と同義にて所を「ばかり」と訓じ有所二十年處家と讀みて、二十年位にして結婚するを云ふなりと解せし者もあり、【以其蚤與晩相踐】孫注に「禮記」玉藻篇の鄭注に、踐當爲翦聲之誤也とあるを引きて、踐を翦に作り、又「呂氏春秋」の制樂篇の高注に、翦除也とあるを引きて、相翦とは相互に乘除するなりと云へり、又踐は行列貌となれば、比校するを云ふと解せるもあり、今は後説に從ふ、【若純三年而字】純三年は、滿三年なり、字は孳尾の孳と通じ、孳合なりと解し、又「易」の屯卦の虞注に、字妊娠也とあるを引きて懷妊なりと

難、故孰爲難倍、唯人爲難倍、然人有可倍也、昔者聖王爲法曰、丈夫年二十、毋敢不處家、女子年十五、毋敢不事人、此聖王之法也、聖王既沒、于民次也、其欲蚤處家者、有所二十年處家、其欲晩處家者、有所四十年處家、以其蚤與其晩相踐、後聖王之法十年、若純三年而字、子生可以二三人矣、此不惟使民蚤處家而可以倍與、

【大意】無用を去りて、有用を加ふることは、獨り民生日用の事に於て、必要のみならず、亦以て人口繁殖の盛を致すべきことを云ふ、文章家の評して百尺竿頭進一歩となすは、此の類を謂ふなり、

【通釋】以上の如く、聖人は衣裳宮室甲盾五兵舟車の日用器械を爲すに方りて、既に無益にして實益を加へざる者は、去てゝ爲さず、尙又其の好み聚めて玩賞する珠玉鳥獸犬馬を去てゝ、益〻宮室甲盾五兵舟車の數を加增すれば、其の數は、自然に倍增するなり、去れども是の如きは、左程難き事にはあらず、されば何に事を以て最も難しとなすかと云はんに、唯だ人の數を倍增すること、卽ち人口繁殖の事を以て、最も難しとなす、然れども人口は倍增すべき方法あるなり、昔の聖王が方法を設けて曰く、丈夫年二十歳に達すれば、夫婦ある一家を爲さゞるべからず、女子年十五歳に達すれば、夫を持ちて嫁がざるべからずと、此れ聖王の定められし法令なり、此の法令は人口を倍增するに於て、如何なる効ありしかと云はんに、聖王既に沒して後、人民に於ては、各自から嗜慾を恣にして、必らずしも聖王の法則に由らずして、其の蚤く結婚して一家を爲さんと欲する人は、二十歳所にして結婚して一家を爲す者あり、又其の晩く結婚し

爲さず、其の甲盾五兵の武器を制作するや、何を以て制作するかと云はんに、寇亂盜賊の侵入掠奪を禦ぐが爲めなり、今若し茲に寇亂や盜賊あらば、甲盾及び五兵の備ある者は、之に打ち勝つことを得、甲盾五兵の備なき者は勝つことを得ずして負るなり、是の故に聖人は甲盾五兵を制作して、寇亂盜賊の禦ぎとなせり、故に凡そ甲盾五兵を制作する方法は、輕利にして重鈍ならず、堅固にして挫け折れざることを加へ增せば、其れにて最早十分なり、其れ以外に華美なる虛飾をなせども、別段に實用實益を加へ增さゞる者は、去りて用ゐず、其の舟又は車を制作するや、何を以てなさるか、車は以て陵陸を行き、舟は以て川谷を行きて、四方交通の利便を圖るが爲めなり、故に凡そ舟車を制作する方法も輕くして便利なることを加ふれば、其れにて最早十分なり、其の以上に、贅澤三昧を盡くして、別段に實用實益ならざる者は、之を去りて用ゐず、

【解義】【冬以圉寒】圉は禦と通ず、【冬加溫夏加凊】凊は涼なり、「すゞし」と訓ず、加は加へ增すなり、即ち上文の無不加用而爲者とある加の字より來る、下句にある加の字皆同じ、【凡爲宮室之道有加圉者】有加圉者は、乃ち上句の冬以圉風寒夏以圉暑雨の力を增し加ふるを云ふ、もと有加冬以圉風寒夏以圉暑雨とあるべきを、省字法を用ゐて略せしなり、【甲盾五兵】五兵は五種の兵器なり、鄭衆は戈殳(長さ一丈二尺あるほこ)戟(刄の上に向かへる兩枝あるほこ)酋矛(長さ二丈あるほこ)夷矛(長さ一丈四尺あるほこ)を五兵と云ひ、鄭玄は步卒の五兵は、夷矛を除きて、弓矢を用ふと云へり、「司馬法」の定爵篇には、弓矢圉、殳矛守、戈戟助、凡五兵當長以衛短、短以衛長とあり、

凡其爲此物也、無不加用而爲者、是故用財不費、民德不勞、其興利多矣、有去大人之好聚珠玉鳥獸犬馬、以益宮室甲盾五兵舟車之數於數倍乎、若則不

以圉暑、凡爲衣裘之道、冬加温、夏加凊者斯止、不加者去之、其爲宮室何以爲、冬以圉風寒、夏以圉暑雨、凡爲宮室之道、有加圉者斯止、不加者去之、其爲甲盾五兵何以爲、以圉寇亂盜賊、若有寇亂盜賊、有甲盾五兵者勝、無者不勝、是故聖人作爲甲盾五兵、凡爲甲盾五兵、加輕以利、堅而難折者斯止、不加者去之、其爲舟車何以爲、車以行陵陸、舟以行川谷、以通四方之利、凡爲舟車之道、加輕以利者斯止、不加者去之、

【大意】此れ聖王の政、民生日用の器物に就きて、其の實用を加ふる者は爲し、加へざる者は爲さざるを述べ、以て上文の無不加用而爲者の語旨を承けて明かにす、

【通釋】彼の聖王の事を興し、財を用ふるに、無益の費を爲ざることは、其の衣裘を制作するや、何を以て制作するかと云はんに、冬季は以て寒さを禦ぎ、夏季は以て暑さを禦ぐが爲めなり、故に凡そ衣裳を制作する方法は冬は其れにて温かきを加へ増し、夏は其れにて涼きを加へ増せば、斯れにて最早十分なり、別段に温きも涼きも加へ増さざる者は、如何に美麗珍奇と雖も、之を去りて用ゐず、其の家屋を制作するや、何を以て制作するかと云はんに、冬季は以て風や寒さを禦ぎ、夏季は暑さや雨ふりを禦ぐが爲めなり、故に凡そ宮室を制作する方法は、斯等の禦ぎ方が堅固なることを加へ増せば、斯れにて最早十分なり、之に叶はざる者は去りて用ゐず、別段に好み立てを

取らざる所にして、是れ此篇の述作ある所以なり、もと其の上中下の三篇ありて、各互に詳略出入ありて一意を反覆申説せしことは、亦他篇と同きも、今は下篇亡佚して、上中の二篇を存するのみ、

聖人爲政一國、一國可倍也、大之爲政天下、天下可倍也、其倍之、非外取地也、因其國家、去其無用之費、足以倍之、聖王爲政、其發令興事使民用財也、無不加用而爲者、是故用財不費、民德不勞、其興利多矣、

【大意】　聖王の政を爲し、天下國家を富ますは、一に無用の費を去りて、有用の事を務むるにあるを説き、一篇の總冒となす、

【通釋】　古代聖人の政事を一國に爲すや、其の一國の富力は、廣めて從前の倍增となすべきなり、尙之を擴大にして政事を天下に爲すときは、天下の富力を廣めて從前の倍增となすべきなり、而して其の之を倍增となすは、外に向つて他人の土地を掠め取るにはあらず、乃ち其の國家の便宜に因り緣みて、一方に其の無用なる費用を省き去るにより、一方に其の國力を倍增するに足るなり、聖王の政事を爲すは、其の命令を發し事業を興し創め、人民を使ひ財貨を用ふるや實用を加へ增さざるに而も爲す者はなし、即ち必らず實用ある者にして、後に爲し無益の事をなさゞるなり、是の故に財貨を用ふること費やさず、人民の生活は苦勞をなさずして、其の利益を興すことは多きなり、

【解義】【一國可倍也】一國の富を增加して、倍數となすなり、【民德不勞】王闓運は德猶生也と云へり、民生は民の生業生活なり、一本に民の字を用に作れども、下文に照せば改めざるを可とす、

其爲衣裘何以爲、冬以圉寒、夏

る、今孫校に據りて改む、【焉磨爲山川】舊本に磿を磨に作る、今王校に據りて改む【鄕制大極】舊本に卿制大極に作る、今孫校に據りて改む【鬼呼於國】舊本に於の字なし、今王校に據りて補ふ【用受夏之大命】本句の下舊本に夏德大亂予既卒其命於天矣往而誅之必使汝堪之の二十一字あり、今孫校に據りて削る【以克有夏】舊本に夏の字なし、今蘇校王校藤校に據りて補ふ【武王乃往攻之】往攻之の三字 舊本に攻狂夫に作る、今孫校に據りて改む【及商之國】舊本に及を反に作り國を周に作る、今藤校に據りて改む【通于四夷】舊本に于を維に作る、今孫校に據りて改む【始封此雎山之間】舊本に封を討に作る、今孫校に據りて改む【始封諸侯也萬有餘國】舊本に國の字なし、今藤校孫校に據りて補ふ【以爭諸侯之弊】諸本に弊を斃に作る、今秋山玉山說に據りて改む【必可得而享利焉】舊本に享を序に作る、今俞校に據りて訂す【督以義其名必正】諸本に督以正義其名必務に作る、今意を以て改む、

墨子卷之六

節用上第二十

節用は費用を節減するなり、本篇は生民の爲めに、天下の費用を節減すべきを論述するを以て、節用を篇名となす、蓋し天下の物、其の生産や涯ありて、需用や涯なし、涯ある生産を以て、涯なき需用に供給するときは、其の勢窮せざれば止まず、古語に曰く一夫不耕天下必有飢者、一婦不織天下必有寒者と、一夫一婦の微と雖も、其の力の大に及ぶこと此の如し、況や王公大人士君子の嗜慾を充たさんが爲めに、多數の人民を無用の業務に力役せしむるときは、爲めに天下生産の力を沮害し、供給の路を杜塞し、生民をして飢寒困窮に泣き且死せしむる者、果して幾何ぞや、墨子の學兼愛を宗旨とし、天下の人民を擧げ貴賤疏遠となく、悉く我が同胞同體となす者なれば、彼の少數人類の爲めに、多數人類の生命利益を犧牲に供して顧みざるが如きは、絶對に

ことを述べ、又攻伐を好む諸侯の意見を擬度して、攻伐は己の利欲を果さんが爲めならずして、義名を天下に立て仁德を以て諸侯を求めんと欲することを云ひ、今の天下攻伐の徒に勞して寸功なきを厭へること久しければ、苟も善く大國に交り、小國を恤み、仁德を施し、義理を責め、名分を正くし、寛洪信誼を以て、諸侯に臨まば、天下に敵なくして、其の欲する所を得べきなり然るに世の王公大人は、知らずして用ゐざれば、天下を利する巨務を知らざるものなり、而して其の原因は、攻伐を好むより起ることなれば、攻伐は天下の巨害として、務めて排斥すべきを云ひ、以て上文の謂ゆる先王の知仁を以て天下を有ちし意に歸着して結ぶ、是を第五段となす、

存異

【其說將何哉】舊本に哉の字なし、今王校に據りて補ふ、【故譽之與】舊本に與を譽に作る、今王校蘇校に據りて改む、【皆勉伐攻幷兼】舊本に勉を免に作る、今秋山玉山の說に據りて改む、藤校亦同じ、【思則速通】舊本に思則の二字なし、今意を以て補ふ、【功又多】功の下舊本に故の字あり、今戴校に據りて削る、【卒進而極乎鬪】舊本に極を柱又は杜に作る、今戴校に據りて訂す、【失列北橈】舊本に失を先に作る今孫校に據りて訂す、【罪死無赦】舊本に赦を殺に作る、今王校に據りて改む、【威之不圉】諸本に之の字なし、今意を以て補ふ、【率不和】舊本和の上に利の字あり、今俞校に據りて削る、【君子數百】舊本に數百の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【則猶爲序疏矣】孫貽讓は序疏の二字通ずべからざれば厚餘の誤ならんと云へり、今仍舊本に依り改めず、【虧有餘而重有餘也】舊本重を動に作る、今茅本に據りて訂す、【今逮夫好攻伐之君】舊本に逮を還に作る、洪校は遝の訛にして逮と通ずとなす、茅本には逮に作る今據りて訂す、【非彼所謂攻也所謂誅也】舊本に下の所の字なし、今孫校に據りて補ふ、【犬哭乎市】犬を舊本に大に作る、今孫校に據りて訂す、【乃命禹於玄宮】舊本に禹於の二字脫す、今王校に據りて補ふ、玄宮舊本に元宮に作る、淸人其の國諱（聖祖の名は玄曄）を避けて改むるなり、今訂して玄に復す、【天之瑞命】舊本に命を令に作る、今孫校に據りて改む、【雷電誖振】舊本に四電誘祇に作る、今孫校に據りて改易す、【奉珪以侍】奉珪を舊本に若瑾に作

ひ、以て前段の今天下之諸侯將猶多皆勉攻伐兼幷云云の義を申明す、是れ二小段となし、合せて第二大段となす、今夫師者之相爲不利より以下、更に一論を起して師の不利なる條件を列擧し、其の中一件だも具ふるときは、國家の危殆なるを云ひ、又師旅の費たるや、必ずしも大軍を待たず、通常の師ならしむるも、將校兵士の多きを要し、歲月の久きに亘り、上下多事男女多忙にして、國力疲弊し、國家の危殆なるを云ひ則是國家失卒而百姓易務也の句を再言して、深く三致の意を見し、又其の外車馬帷幕甲兵の多費なると、道路の遼遠にして、或は中途より散亡し、或は粮食繼がず、飢寒疾病を以て斃死する者甚だ衆くして、天下の不利たるを明白なるに關せず、王公大人の樂んで之を爲すは萬民を賊滅する者となすべくして、實に悖り惑へること甚き者なるを云ひ、又今天下の好戰國なる齊晉楚越の四國をして、たとひ其の意の如く天下を兼幷することを得せしむるとも、其の國民を十倍なして猶天下を盡く食すること能はざれば、今不足なる者は人民にして、有餘なる物は土地なり、然るに土地を取らんが爲めに、人民を驅りて戰爭に殺すは、是れ不足なる者は益不足にして、有餘なる物益有餘とならん、實に計の得たる者にあらず、而も今の諸侯之を爲すは、亦惑へることを云ひ、論じ來り論じ去りて、今の諸侯の攻戰を好むは愚策たるを述ぶ、是れを第三段となす、攻伐を好める諸侯の見地よりして、戰爭は古昔聖人禹湯武三王の如きも、皆之を爲せば、非とすべからざることを擬度して云ひ、之に對し先づ三王の戰をなせしは、彼非所謂攻也所謂誅也の一語を以て、大旨を標示し、次ぎに三段に分說して、天鬼人三者共に之に歸往し、遂に天下を有ちしことを述べ、又若以此三聖王者觀之則非所謂攻也所謂誅也の句を下だし、攻誅の別を、前後に辯明して、一繳束をなす、是を第四段となす、又試に攻伐を好む諸侯の見地よりして、楚越齊晉の先君の如きは、皆もと數百里の國に過ぎざれども、今は幷國の故を以て、強大を致せしを見れば、攻伐は排棄すべからずと擬度して云ひ、醫者の藥を萬人に用ゐて、僅に三四人を醫し得ればとて、良醫と云ふべからざるが如く、攻伐あるが爲め、古の萬有餘國悉皆滅亡して僅に四國勃興したればとて、攻伐を利物と云ふべからざる

(破倫淫亂)則滅之と云へり、是れ天子よりして諸侯を治むる大法にして、墨子をして論ぜしめば、非所謂攻也所謂誅也と云へる者なり、其の諸侯相攻むが如きは、固より王法の嚴禁する所にして、孟子亦嘗て之を論じて、天子討而不伐諸侯伐而不討(萬章篇)と云へり、乃ち諸侯罪あるときは、天子征討の命を、方伯連帥(十國の長)に下だし、方面の諸侯を帥ゐて伐たしむ、諸侯は王命を奉じて征伐することあるも、擅に互に伐つことを得ざるなり、墨子の時代をして、王道の行はるゝこと斯の如くならしむれば、墨子と雖も、亦必らずしも非攻の論を吐かざるべし、唯夫れ然らずして、王道既に衰へ、諸侯放恣にして、攻戰連年國民上下悉く皆軍事に疲れ、財竭き力屈して、其の極や鬼神主后なく、生齒凋落して、人類の滅絶することと、亦或は遠きにあらざることを恐るゝなり、嗚呼是れ其の非攻の論、蓋亦已むを得ずして作る者なるか、

文評

天の利、鬼の利、人の利、此の三者に中ると中らざるを以て、天下の譽め善するものと否とを決すべきなり而して聖王の法は、此の三者に中るを以て、天下の譽め善する者なれば、諸侯の當に之を行ふべきに關せず、攻伐幷兼のみを勉むるは、猶盲者の不盲人と共に白黑の評をなせ共、其實物を別つ能はざると同く、實に憐むべく又笑ふべきなるを云ひ、以て治國者取捨の別を知らざるべからざるを敎ふ、以上渾說汎論して、一事を限示して云はず、是れを第一段となす、知者は善く謀慮すれば、百事皆義理に稱ひ天鬼人三者の利に中り、仁者は善く衆を容れ人を愛すれば天下和合し上帝鬼神其の祭祀を享け、天鬼人の三者皆之を悅び之に服し、天子の貴、天下の富、天地の名、自然に之に歸す是れは先王の天下を有ちし所以なるを云ひ、以て前段の今天下之所同善者聖王之法也の義を承けて申明す、是れ一小段となす、今天下之王公大人諸侯則不然と反跌して起ち、以下士臣を差論し、舟車を比列し、外は無罪の國を攻伐し、殺傷焚掠毒として至らざるなく、內は國民を鋒鏑の下に驅り、重法を用ゐて、死地に陷落し、虐として爲さざるはなし、以て古先聖王の法を亂滅し、天地生々の大德を戕ひ、社稷を傾覆して鬼神の祭祀を絕滅せるは、天鬼人三者の利に中らざれば、天下を有つ所以にあらざるを云

鬼の意に中ると中らざるとに由りて、禍福吉凶各、其の類を以て至ることを云ひ以て世の貪慕弄兵者の鑑戒を垂れ、尙ほ議者の或は禹湯文武の征伐を口實として、己が攻戰奪略の跡を飾るに對し、彼の神人禎祥の助あるに非れば、以て其の征伐に比すべからず、又禹湯文武の征伐をなせしは、乃ち敵の暴虐無道の罪を正だして、人民塗炭顚死の苦を救ふに出で、謂ゆる同輩と相互に攻戰するにあらずして、天命を奉じて有罪無道を誅罰する者なれば、敢て後人の比し得べきにあらざるを云へり、蓋宇宙天人の際、萬有物象の間、何等かの主宰者ありて絕大無限の威力と、至高不測の德性を具有し、冥冥の中昭臨降鑑して、賞罰禍福を與ふることは、墨子の常に深く信じて疑はざる所たるは、彼が平日の持論に於て徵して知るべし、(本書天志明鬼の諸篇參照)是を以て其の攻戰の非を論ずるや、已に義理上に訴へ、又利害に訴へて、反覆切言せしも、猶以て自から未だ足れりとなさず、最後に於て、天鬼の禍福吉凶說と神人禎祥論とを以てし、攻伐の非は獨り人間明界に於て然るのみならず、天上幽界の亦黜けて大罪となす所以なるを云ひ、以て世の瀆武弄兵の徒をして、深省して戒懼することあらしめんと欲す、賢者苦心の存する所、豈亦諒すべき者なからんや、但世間攻伐の果して已むを得べきと否とに至りては、是れ千古議論の在る所にして、談亦何ぞ容易ならんや、昔し春秋の世、宋の向戌は、晉楚以下各國を會盟し、弭兵の事を約す、子罕(宋の賢臣)之を論じて、天生五材(金木火水土)民並用之、廢一不可、誰能去兵、兵之設久矣、所以威不軌而昭文德也、聖人以興、亂人以廢、廢興存亡昏明之術、皆兵之由也、而子(向戌)求去之、不亦誣乎と云へり、(左傳襄公二十七年に詳かなり)又、「呂氏春秋」にも聖王有義兵而無偃兵、譬之若水火然怒笞不可偃於家、怒兵不可偃於天下と云へり、乃ち聖人の兵を興すや、義に仗りて亂を救ふに在りて、專ら威壓を主として、兵を用ふるにあらざるを說けるなり、「周禮」の大司馬職に、王者用兵の道を載せて、以九伐之灋正邦國、馮弱犯寡則眚之、賊賢害民則伐之、暴內陵外則壇之、(其君を放逐して更に賢君を立つ)野荒民散則削之、負固不服則侵之、賊殺其親則正之、(罪を正だして誅戮す)放弑其君則殘之、犯令陵政則杜之、外內亂鳥獸行

によれば義其名と讀むべし、【則此可謂不知天下之巨務】巨は大なり、巨務は大務なり、下文の天下之巨害也は本句の反對なり、

是故子墨子曰、今且天下之王公大人士君子、中情將欲興天下之利、除天下之害、當若繁爲攻伐、此實天下之巨害也、今欲爲仁義求爲上士、尚欲中聖王之道、下欲中國家百姓之利、故當若非攻之爲説、而將不可不察此者也、

【大意】頻りに攻伐をなすの害と、非攻の利とを云ひ、以て全篇を總結す、

【通釋】以上の如く、事の是非得失利害歴然として明かなれば、是の故に子墨子は論じて曰く、今や天下の王公大人士君子凡そ國家の責任ある者、誠實に天下の爲めに利益を興し、天下の爲めに損害を除かんと欲するならんには、彼の頻繁に師さを興して、他國を攻伐することを爲すが如きは、實に天下の巨大なる害毒なり、故に今や王公大人士君子等に於て、誠に仁義を行はんと欲し、又上士たることを求め、上は聖人王者の道に中り叶はんと欲し、下は國家百姓の利に中り叶はんと欲するならんには、彼の非攻の説を爲すが若きは、深く其の説の是非利害を察せざるべからざるなり、

【解義】【今且天下】王引之の説に據れば、今且は今夫と同じき意なり、【當若繁爲攻伐】當は若と同じ、當若は同意義の字を故らに重複して用ゐしなり、墨子此の例多し、既に屢次前文に見ゆ、【尚欲中聖王之道】尙は上と同じ、亦既に多く見ゆ、

總評

攻戰人を殺すの非なるは、墨子已に上中二篇に於て、一は義理に據り、一は利害に依りて反覆切言せり、今又下篇に於て之を申論し、義理利害の外、其の擧の天

功績は必らず倍加せん、我が味方の師旅の動く費用を計量し、其の實力相當に盡し、以て他國諸侯の敗れて疲弊せる者に向うて爭ふときは、勝負は云ふまでもなく、必らず大なる利を享くるを得べし、督察するに正道を以てし、毎物毎事必らず義理に當り叶へる名譽を取り、必らず務めて吾が衆を寛かにして、苛刻の事をなさず、吾が師旅を信用して疑はず、此を以て他の諸侯の師さを援けば、則ち天下に誰れ一人として敵對する者なけん、されば其の天下萬人を利益すること、實に非常にして一々數ふべからず、此れ天下の大利にして、世の王公大人之を知りて用ゐざるは、是れ洵に天下を利益する大なる務め方を知らずと謂ふべし、

【解義】【金玉子女壤地】金玉は財寶なり、子女は美女なり、壤地は土地なり、「左傳」にも子女玉帛則君有之とあり韋昭は子女美女也と解せり、【譬若僮子之爲馬】僮子は童子と同じ、本書の耕柱篇にも大國之攻小國譬猶童子之爲馬也童子之爲馬足用而勞とあり、畢注に言自勞其足謂竹馬也と解せしを、孫詒讓は此直言童子戲效爲馬耳不必竹馬と云ひ、以て童子の馬の眞似して遊ふが如く、徒に自から身體を勞して何等の益なきに譬ふとなせり、【能信効先利天下諸侯】効は交と音通ずるを以て、假借して用ふ、信効とは即ち信交にして、互に交際するに信誼を以てすることを謂ふ、【布帛乏絕則委之】委は委輸の委にして、運輸して與ふるなり、「後漢書」の千乘貞王伉傳に、租委鮮薄とあるを、李注に委謂委輸也とあり、又「周禮」の小行人に、若國凶荒則令賙委之とあり、【幣帛不足則共之】幣は束帛なり、又「戰國策」の秦策に約車幷幣とあるを、高誘は幣貨也と註せり、後說によれば貨幣と解すべし、共は供と同じ、【以此効大國】効は交と同じ、既に上文に解せり、【民必移】移は歸服するなり、「呂氏春秋」の義賞篇に、賞重則民移之とあり、高注に移猶歸也と解せり、【攻必倍】孫注に攻當爲功之借字とあり、功績は必らず增倍するを云ふ、【必可得而享利焉】享は受なり、舊本に序に作るは謬れり、【督以義其名必正】舊本に督以正義に作り、必の字を下句に屬す、孫注は義其名とは即ち上文にある我以義名立於天下也と同義にして、其の名をして義に當り叶はしむる意味に解す、此の說

下無敵矣、其爲利天下不可勝數也、此天下之利、而王公大人不知而用、則此可謂不知利天下之巨務矣、

【大意】攻伐を以て、義名を立て仁德を求むべからざると同時に、義名仁德を主として諸國に對するときは、天下の來服を得べきことを云ふ、

【通釋】然るに今や攻伐を好める諸侯は、又其の自說を巧に飾り繕ひて云へるには、我は現在の金玉子女土地を以て物足らぬ感をなして、他國を攻伐するにあらず、我は天下の亂を救ふ、義名を以て天下に立ち仁德を以て諸侯を懷け來たして、從はしめんと欲するなりと、子墨子は曰く、今若し能く天下の亂を救ひ治むる義名を以て、天下に立ち、仁德を以て諸侯を懷け來たさんと欲する者あらば、天下の服し從ふことは、誠に速かにして、別に足を運び身を動かすに及ばず、其の處に立ちながら相待つべきなり、必らず多くの時間を費さずして、天下は來り服するならん、如何となれば夫れ天下の人從來攻伐の世に居ること、今に始まりしにあらず、久く昔年よりにて、譬へば僮子の戲に馬と爲りて、自から其の足を勞するが如く、皆軍備兵事に汲々として、竟に自から苦めるなり、此の時代に當りて、今若し能く信誼を以て交際し、先づ天下の諸侯に都合便利を予ふる者ありて、大國の義に叶はざることあれば、共に同く心配して道に乖かざらしめ、大國の小國を攻むることあれば、共に同く之を救ひ援け、小國に於て、城郭の完全ならざることあれば、必らず助力して之を修繕せしめ、布帛粟米の日用品が乏絕なれば、之を運搬供給し、幣帛の財用足らざれば、亦之を供給す、以上は啻に小國に對して爲すべきのみならず、此を以て大國に交際すれば、大國の君も亦必らず悅ぶならん、他人は師旅攻伐の爲めに苦勞し、我は休息して無事なれば、他人の疲れ弱はるに反して、我が兵士は强かるべし、寛やかにして恩惠あり緩やかなるを以て、急迫なるに易ふれば、人民は必らず之に移り歸服すべし、攻伐をなし無辜の人民を苦め殺すに引き換へて、政事を骨折りて、國家を治めば

て、秦國は尤も强大にして、雄を天に稱す、今墨子晋越を四大國の中に數へて、秦を言はず、されば是の時越方に强盛にして、晋未だ亡びず、秦は内亂に苦みて未だ振はざる時代にして、墨子の孔子の後にありて未だ戰國に及ばざることは、此を以て推知すべし、凡そ墨子書中に、戰國の時事を記せるは、皆其の後の流派學者の所爲にして、墨子の親筆にあらずと、蘇氏は云へり、

則夫好攻伐之君又飾其說曰、我非以金玉子女壤地爲不足也、我欲以義名立於天下、以德來諸侯也、子墨子曰、今若有能以義名立於天下、以德來諸侯者、天下之服、可立而待也、夫天下處攻伐久矣、譬若僮子之爲馬然、今若有能信效先利天下諸侯者、大國之不義也、則同憂之、大國之攻小國也、則同救之、小國城郭之不全也、必使修之、布帛乏絕則委之、幣帛不足則共之、以此效大國、則大國之君說、人勞我逸、則我甲兵强、寬以惠、緩易急、民必移、易攻伐以治我國、攻必倍、量我師擧之費、以爭諸侯之斃、則必可得而序利焉、督以義其名必正、務寬吾衆信吾師、以此援諸侯之師、則天

道徳より云へば不義にして、利害より云へば利なる物にあらずとなすか、此れ決して然らず、昔し楚の祖先の君名は熊麗と云へる人、始めて此の雎山の間に封ぜられ、越王の祖先名は緊虧と云へる王、楚王熊渠と云へる人の血筋にて、始めて越の地に邦を立て、晋の先祖唐叔は、齊の先祖呂尚と與に各、齊晋に邦國を立てたり、此れ何れも皆其の地方數百里にして、左程の大國と云ふにはあらず、然るに今や此の四國は攻伐して他國を兼幷せし故を以て、廣き天下は四つに分ち、各、其の一分を有ちて、雄を海内に稱せり、是れ果して何の故ぞや、豈に攻伐に頼るにあらずやと、子墨子は之に對へて曰く、子(飾說の君)は未だ吾が言の比類を熟察せず、其の理由を明かにせざる者なり、古は天子の始めて諸侯を封ずるや、萬有餘國の多きあり、然るに今や攻伐して他國を兼幷する故を以て、萬有餘國の諸侯皆滅亡し、而も楚越齊晋の四大國が獨り存立しあり、此れ譬へば猶醫者が萬有餘人の多數患者に、藥を予へて、其の中僅に四人の少數患者が治癒せるが如く、乃ち爲めに大多數の人を犧牲にして、極少數者の利益を計る者なり、此の如きは良醫と謂ふべからず、其の道理と同く、僅に小利あればとて大害あるを顧みざるは、愚の甚き者ならずや、

【解義】【楚熊麗】周の文王の師の鬻熊の子なり、【雎山之間】雎山は即ち江漢沮漳の地なりと、畢沅は云ふ【越王緊虧】緊虧は越王の名なり、未だ時代を詳かにせず、「史記正義」に、「輿地志」を引きて、周敬王時有越侯夫譚子曰允常拓土始大稱王とあれば、乃ち其の人ならんと、孫貽讓は云へり、【出自有遽】有遽未だ詳かならず、孫貽讓は熊渠の轉音にして、熊渠は楚の君の名なり、熊渠の長子康は句亶王となり、中子紅は鄂王となり、少子執疵は越章王となりし事は「大戴禮」の帝繫篇「史記」の楚世家に載せり、越章は即ち越國にして、「大戴禮」に戚章に作るは、字形の誤なりと云ふ、「史記」の越世家には、越は夏の禹の後となせ其國語の鄭語及び呉語韋注は越を以て芊姓にして楚と同姓となせり、【唐叔與呂尚】唐叔名は虞、周成王の弟にして、唐に封ぜらる、故に唐叔と云ふ、後ち唐を晋と改む、即ち晋君の祖なり、呂尚は即ち太公望にして齊君の祖なり【故四分天下而有之】戰國の時、晋國は其の臣韓趙魏の三氏に分割せられ、越は楚に亡され

過所業則地出乘黃とあり、【武王踐阼】踐阼は即位なり、「禮記」の曲禮に踐阼臨祭祀とあり、孔疏に阼主人階、天子祭祀升阼階と云へり、【沈漬殷紂于酒德】漬は水浸を漬と曰ふ「ひたす」と訓ず、酒德は酒の持ち前へ性質なり、酒の力を以て心を攪亂すること、宛かも水中に沈め浸すが如きなり、【使汝大堪之】堪は戡と同じ、勝なり、既に上に見ゆ、【成帝之采】采は事なり、舊本に來に作る、賚と同じ、賜なり、【分主諸神】本書の明鬼下篇に昔者武王之攻殷誅紂也使諸侯分其祭曰使親者受内祀疏者受外祀とあるが如く、諸侯に命じて諸神を分祭せしむるなり、【襲湯之緒】襲は繼なり、緒は業なり、殷の湯王の事業を繼續して、天下を治むるなり、

則夫好攻伐之君、又飾其說、以非子墨子曰、子以攻伐爲不義非利物與、昔者楚熊麗始封此睢山之間、越王緊虧出自有遽、始邦於越、唐叔與呂尙、邦齊晉、此皆地方數百里、今以幷國之故、四分天下而有之、是故何也、子墨子曰、子未察吾言之類、未明其故者也、古者天子之始封諸侯也、萬有餘國、今以幷國之故、萬國有餘皆滅、而四國獨立、此譬猶醫之藥萬有餘人、而四人愈也、則不可謂良醫矣、

【大意】攻戰の小利は、其の大害を償ふに足らざることを云ふ、

【通釋】然るに彼の攻伐を好める君主は、又自己が好める攻戰說を飾り繕ひ、子墨子が非戰論を非難して云へるに、子（墨子）は他國を攻伐することを以て

るを云ひ、以て天より殷國は見放されたることを説けり、「左傳」の莊公五年に隨の季梁が鬼神非人實親惟德是依故周書曰皇天無親惟德是輔又曰黍稷非馨明德惟馨又曰民不易物惟德繄物と云へるは、乃ち祭れる人の德の有無に因りて、鬼神も感應すると否とあることを云へるなり以て本句の參考とすべし、【秉夜中十日】此の三字孫詒讓は疑有脫誤と云へり、秋山玉山は下の十日に連らねて一句となせり今姑く之に從ふ、されども其の義を解せず、或は曰く中は間なり間厠間隔の意にして、夜を秉ねて、其の中に十日を隔つて雜ふること、乃ち十日一夜の意ならんと、【九鼎遷止】九鼎は、夏の禹王、九州の金を以て九鼎を鑄造し、爾來天子の寳器となれり、遷止は乍ち遷り乍ち止まることにて、動搖せしを云ふ、【有鬼宵吟】吟は歎なり【天雨肉】「呂氏春秋」の愼大篇に、殷國の亡びんとする時の妖怪を紀して、天雨血とあり、【棘生乎國道】棘は荊棘にて山野に生ずる物なり、國道は都の大道を云ふ、【王兄自縱】兄は況と同じ、益なり、紂王の益、自から放縱無道なることを云ふ、或は王兄を字の如く讀みて、紂王の庶兄微子出奔の事となせども謬れり、王念孫は「詩經」の大雅の桑柔篇に、倉兄愼兮とあり、召閔篇に職兄斯とあるに毛傳に並に兄茲也と解せるを證とし、又「書經」の無逸篇に則皇自敬德とあるを、漢の石經には、皇を兄に作り王肅の本には況に作るを援きて、兄況相通ずとなせり、今其の說に從ふ、【赤鳥銜珪】鳥或は烏に作り、又雀に作る、五行の色、火は赤く水は黑しとなす、夏は禹王水を治めし故に水德の黑を尙び、周は火德なる故に赤を尙ぶと云ふ、【周之岐社】岐は地名既に前篇に見ゆ、周の國都なり、社は土の神を祀る處、【泰顚來賓】泰顚は人の名なり、既に尙賢上篇に見ゆ、【河出綠圖】淮南子の「俶眞訓」にも、至德之世河出丹書洛出綠圖とあり、綠一に籙に作る、籙圖は史記の始皇本紀に盧生使入海還因奏錄(籙と同じ)圖書曰滅秦者胡也とあるが如く、未來の事を豫言せる書なりとの說あれども、淮南子の「俶眞訓篇」には、至德之世河出丹書洛出綠圖とありて、丹書と對言すれば、亦圖の色を以て云へるなり、諸葛蠡は綠圖は龜文なりと釋せり、【地出乘黃】乘黃は狐に似て背に兩角ある動物、周書の王會篇に見ゆ、孫氏「瑞應圖」に、王者德御四方輿服有度秣馬不

【通釋】其の後世を歴て、商王の紂の身に至るに及んで、惡虐無道甚ければ、天帝は紂の惡き性質を嘉せず、見限り紂の祭祀をなすも、怠りて其の定れる時を以て擧行せず、連夜打ち續きて其の內に十日間を入れ乃ち十日一夜の久き土塊を薄の都に雨らし、夏の王室より傳へて神寶となせる九鼎は自然に定めて置ける場所より他處に遷り止まり、婦人の妖怪は宵出で、鬼ありて宵に至れば哀み歎じ、或る女子は化して男子となり、天より赤肉を雨らし、野生たるべき荊棘は、國都の大道中に生じて、誠に天變地異人妖具に至らざることとなし、紂王は此の災變に見るも、其の過を悛むることをなさずして、増す〳〵自から縱恣にして暴虐を逞くせり、時に赤き鳥ありて、周國の都なる岐の地の社に降り、天意を傳へて云へるには、天帝は周の文王に命じて、無道なる殷國を伐ち代りて其の國を有たしむと、是の時賢人の泰顚と云へる人は周國へ來り賓ひて、周に事かへ、河水は綠圖とて未來の運命を記せる書を出だし、地は乘黄と云へる珍獸を出だし、各祥瑞を見はせり、文王の子武王阼を踐みて鬼神を祭るとき、夢に三神を見しが、その時神は武王に告げて曰く、予は既に殷の紂王を酒毒の中に溺らし沈めたれば、汝往きてこれを攻むべし、予は必らず汝をして大に勝たしめんと、武王乃ち神の命ずるが如く往きて之を攻め、商の國都に及びしとき、天帝は武王に黄鳥の旗を賜ひて、天祐を與ふべきことを示せり、武王既に已に殷に克ちて、天帝の命ぜし事業を完く成就し、國々の諸神を、諸侯をして其れ〳〵に親疏の位に順ひ分ち祭らしめ、又紂王の祖先なる商國の諸王を祀りて、敬虔の禮を致し、四方に通じて廣く其の德を明にせしかば、天下の人賓ひ服せざることなし、是に於て湯王の緒業を襲ぎて天子となりて天下を統御せり、此れ即ち周の武王が殷の紂王を誅伐せし所以なり、以上の如く此の禹湯武の三聖王の行爲を以て之を觀察すれば、彼の三聖人の師を興せしは、所謂ゆる無罪を攻むる暴兵にあらずして、謂ゆる有罪を討ち平ぐる義軍なり、然るに今や子は此の三聖人を例に援きて、今の攻伐をなす暴諸侯を辯護するは甚だ謬れり、

【解義】【天不享其德】享は受なり、本句の意は、天は紂の暴虐を惡みて、紂が供へ祭れる品物を受納せざ

之】堪は戡と通ず、一に戡に作る、勝なり、【天命融隆火】融は祝融にて、火の神なり、隆は降と通ず、降火は天火を降だすなり、或は曰く融隆の二字連讀すべし、融は祝融にて火神なり隆は豐隆にて雷神なりと、【湯奉桀衆】奉は承なり、桀が曾て率ゐし衆民を承け納れて味方となすなり、【屬諸侯於薄】屬は合なり、合せ集むること、薄は地の名なり、一に亳に作る、今の河南安徽省偃潁州府亳州にあり、【薦章天命】薦は進なり、章は明なり、天命を世に明かに示すなり、【莫敢不賓服】賓は從なり、既に上文に屢〻見ゆ、

逮至乎商王紂、天不享其德、祀用失時、兼夜中十日、雨土于薄、九鼎遷止、婦妖宵出、有鬼宵吟、棘生乎國道、王兄自縱也、赤鳥銜珪、降周之岐社、曰、天命周文王伐殷有國、泰顚來賓、河出綠圖、地出乘黃、武王踐功、夢見三神曰、予既沈漬殷紂于酒德矣、往攻之、予必使汝大堪之、武王乃往攻之、及商之國、天賜武王黃鳥之旗、王既已克殷、成帝之賚、分主諸神、祀紂先王、通于四夷、而天下莫不賓服、焉襲湯之緒、此即武王之所以誅紂也、若以此三聖王者觀之、則非所謂攻也、所謂誅也、』

【大意】前節の意を承けて、武王の事を述べ、以て三聖人の師さは無罪の者を攻むるにあらずして、有罪の者を誅することなるを云ふ、

に聞ゆ、鸖亦國都の中に鳴くこと十日十夜に餘れり、斯の如く不祥不吉なる事頻に至り、哀れなる光景なりしが、天帝は乃ち殷の湯王に鑣宮に於て命じ用ひて夏の大命を代り受けて天下の君たらしむ、湯王は是に於て敢て天命を奉じ、其の配下の羣衆を率ゐて、夏國の境に出て向ひ、征伐を試みたり、天帝は乃ち陰暴と云へる神をして、夏國の城郭を毀壊せしむ、少くして鬼神あり來りて湯王に告げて云へるには、夏王の德大に亂れしかば、汝ぢ往きて之を攻めよ、予は必らず汝を助けて大に夏に勝つことを得せしめん、予は既に命令を天帝より承け玉はれり、天は火の神なる祝融をして、火を夏國の城間西北に當れる隅に向うて降だして之を焚かしめんと、是に於て湯王は桀が率うる羣衆を帥ゐ從へて、遂に夏國に克ちて、桀王をして敗走して死せしめ、諸侯を自己が都せる薄の地に寄せ聚め、天命を進め明かにして、四方に通達し己が天子と爲りしことを發表せしに、天下の諸侯誰れ一人として賓ひ服せざることなし、以上の如く天命を以て有罪を討ずるは、則ち此れ殷の湯王が夏の桀王を誅伐せる所以なり、

【解義】【天有酷命】酷命は、畢沅は誥命の誤なりと云ひ、王闓運は軼命の誤なりと云ひ、藤澤東畡孫貽讓等は酷命の誤にして、嚴命を謂ふと解せり、今後說を用ふ、【寒暑雜至】雜は亂なり、寒暑の季候錯亂して不順なるを云ふ、【五穀焦死】焦死は、焦れて枯るゝなり「史記」の龜策傳に桀紂の時事を紀して、天數枯旱國多妖祥螟蟲、歲生五穀不成とあり、【鸖鳴十夕餘】鸖は鶴の本字なり、今の鶴の字は、唐の姚元景の造れる者なり、又鶴に作る、倶に俗字なり、「通鑑外紀」の夏紀に、鶴鳴於國十日十夕不止とあるは、墨子の此文に基づきて書せしなり、【天乃命湯於鑣宮】鑣宮は、宮の名、王紹蘭は即ち「孟子」に云へる牧宮にして、本文の天乃命湯於鑣宮往而誅之とあるは、即ち「孟子」の天誅造攻自牧宮とあると同じと云へども、孫貽讓は未だ塙ならずとなす、姑く疑を存す、【湯焉敢奉率其衆】焉は於是なり、「こゝに」と訓ず、既に上に見ゆ、湯王既に天下を奉し、乃ち敢て桀を伐つなり、【帝乃使陰暴】帝は天帝なり、陰暴は陰と暴と云へる二神の名なり、或は曰く陰暴は、水神の名なり、水神をして水を以て夏の城を毀たしむなりと、【予必使汝大堪

分別すること、【別物上下】各地物産の上下を別ちて、貢賦の多寡を定むるなり、其の事書經の禹貢に詳かに見ゆ。【鄕制四極】鄕は嚮と同じ、制は治むるなり、四極は四方極遠の地なり、「爾雅」の釋地に、東至於泰遠、西至於邠國、南至於濮鉛、北至於祝栗、謂之四極とあり、本句の意は「書經」の禹貢に禹の功德の遠く及べることを記して、東漸于海、西被于流沙、南曁聲敎訖于四海と云へると同きなり、

逮至乎夏王桀、天有轄命、日月不時、寒暑雜至、五穀焦死、鬼呼於國、鶴鳴十夕餘、神乃命湯於鑣宮、用受夏之大命、曰夏德大亂、予既卒其命於天矣、往而誅之、必使汝堪之、湯焉敢奉率其衆、是以鄕有夏之境、帝乃使陰暴毀有夏之城、少少有神來告曰、夏德大亂、往攻之、予必使汝大堪之、予既受命於天、天命融隆、火于夏之城閒、西北之隅、湯奉桀衆、以克有夏、屬諸侯於薄、薦章天命、通于四方、而天下諸侯莫敢不賓服、則此湯之所以誅桀也、

【大意】前節の意を承け、湯の事を述ぶ、

【通釋】其の後、夏の桀王の身に至るに及んで、天よりして嚴酷なる命あり、日月の照り耀くこと一定の時あらず、或は晴天打ち續き、或は陰雨止まず、寒さ暑さの氣候は錯亂して、恆の節序立たず、或は寒きに過ぎ、或は暑さ甚しく、旱魃久く繼ぎて、五穀は凋み枯れ鬼神は國都に叫び呼びて、亡國を弔するが如く

風烈と云へると同く、倒語なり、「通鑑外紀」に「隨巣子」「汲冢紀年」を引きて、「三苗將亡日夜出晝日不出」とあり、蓋此の類を斥すならん、孫詒讓は下文に婦妖宵出、有鬼宵吟とあるに照らして、有日宵出に作くるべしと云へり、【雨血三朝】「開元占經」に、「太平金匱」を引いて、有苗時天雨血沾衣とあり、固より怪誕なれども、此の傳說はありしなり、【龍生於廟犬哭於市】龍はもと水族なるに、宗廟の中に生る、犬は獸類なるに市中に哭す、哭とは人の聲を放ちて啼けるを云ふなれば、犬人の如くに大聲に啼くを云ふ、「太平御覽」の十七の獸部に、「隨巣子」を引きて、昔三苗大亂龍生于廟犬哭于市とあり、【夏冰地坼及泉】冰は水の冰るなり、坼は裂なり、泉は地下水なり、「太平御覽」に三苗欲滅時地震坼泉湧とあり、【民乃大振】振は震と同じ、震恐するなり、【高陽乃命禹於玄宮】高陽は顓頊高陽氏と云へる天子にて、支那上古五帝の一人なり、禹を任用せしは、帝舜なれども、舜は高陽氏の第六世の孫なる故に、亦高陽と云へるなりと、畢沅は云へり、玄宮は宮の名、「禹貢」に禹錫玄珪告厥成功とあり、玄は黑なり、水の色は黑し禹水土を平げし成功を舜に告ぐるを以て水色に象りて玄珪を用ふと註者の解せしが如く玄宮の名亦水土に因りて稱するならん、【禹親把天之瑞命】把は握なり、瑞は「說文」に以玉爲信也とあり、瑞命は目出度き驗符なり、即ち禹が天命を受くるを云ふ、【雷電誖振】誖は亂なり、乖なり、振は震と同じ、雷電が亂震すること、【有神人面鳥身】本書の明鬼下篇に鄭穆公鳥身人面の神を見て、其の名を問へば、句芒と答へしことを載せり、孫詒讓は本句の神を以て、同一の者となせり、【奉珪以侍】孫詒讓は「儀禮」「周禮」「白虎通」等の書を引きて、四方の玉にて、珪は青色にして、東方に位する者となし句芒は東方の神なれば、故に珪を捧ぐ、「國語」の晉語に西方の神蓐收（神の名）が鉞を執ると同きなりと云へり、【搤矢有苗之牂】搤は握なり、牂は刺なり、矢を握り有苗の君を刺して殺すなり、按ずるに搤矢の二字義未だ詳ならず、疑らくは誤脫あらん、姑く強て文字に就いて解釋せしのみ、【後乃遂幾】幾は微なり、三苗の後世遂に衰微して振はざるなり、【焉磿爲山川】焉は於是と同意義にして、「こゝに」と訓す、磿は一に歷に作る、相通ず、離なり、既に上文に見ゆ、山川を

では、又自說を巧に掩ひ飾りて曰く、一概に攻伐の事を以て是れ不義にして、人民を利して都合宜くするにあらずと爲すか、若し然らば昔し禹有苗を征し、湯桀を伐ち武王紂を伐ちて戰爭をなし、而して皆立ちて聖王となれり、是れ何の故ぞや、即ち以て攻伐は利物たるを見るべきなりと、子墨子之に對へて曰く、子未だ吾が言の比類を熟察せず、又未だ其の言の理由を明かに知らざる者なり、彼の禹が三苗を攻め、湯が桀を伐ち武王が紂を伐つが如きは、謂ゆる敵國互に攻むる者にあらずして謂ゆる無道にして有罪なるを誅伐する者なり、先づ禹の事より辯明せんに、昔し有三苗の國大に亂れたれば、天帝は命じて之を殛罰せしむ、其の徵として天變地異の災ありて、妖日宵出でて、光り晝の如く、血の雨ふりて三朝に及び、龍は廟中に生活し、犬は市中に哭き、夏の暑きに氷が張り、地震烈く土は裂けて泉は地中より湧き出で、五穀の成熟は變化して異樣の物を呈出し、人民は乃ち大に振ひ恐れたり、高陽氏の血筋なる帝舜は之を憂へ、乃ち禹王を玄宮に召し出だして、天下を救治すべきことを命令せり、禹は乃ち親ら天より下だせる瑞祥なる命令を把り行ひ、以つて有苗を征伐せしが、時に雷電盛んに震ひ閃めき、神人ありて、其の形狀たるや面は人に肖て、身は鳥の如く飛び翔けり、珪璧を奉げて傍近く侍り、矢を持ちて有苗の君を刺して殺せしに因りて、有苗の師さは大に亂れて、其の後は遂に衰へ微かになれり、禹は既に已に三苗に克てり、是に於て天下を統一し、處々の山川を表章して、九州を分界し、上下を別ち識し、四方極遠の地までを、嚮ひ制して、政令を施して、鬼神人民共に違ひ悖らず、天下是に於て靜かに治れり、此れ禹が有苗を征伐せし所以なり、乃ち禹王は天下萬民を救はんが爲めに、無道有罪の者を誅伐して、只專ら己が利益を圖りて、無罪なる國を攻め戰ふとは同からず、

【解義】【未察吾言之類】類は比類なり、譬へ況らぶること、【彼非所謂攻所謂誅也】攻とは無罪の國を攻伐するを云ふ、誅は討なり、有罪の人を討ずるなり、【昔者有三苗大亂】有は語助の辭にて、意味なし、有虞有夏の有と同じきなり、王引之は「開元占經」「太平御覽」に據りて、有の字を衍文となせり、【天命殛之】殛は罰なり、【日妖宵出】日妖は妖日なり、論語に烈風を

得ざるを云ふ、「周禮」の遂師に、經牧其田野辨其可食者とあり、是れ食の字を田を治め以て耕する義と解する一證とすべし、【然則是虧不足而重有餘也】上文の則此樂賊滅天下之萬民豈不悖哉は、德義上、忍ぶことを能はざるを云ひ本句は智計上、爲すべからざることを云ふ、

今逮夫好攻伐之君、又飾其說曰、以攻伐之爲不義非利物與、昔者禹征有苗、湯伐桀、武王伐紂、此皆立爲聖王、是何故也、子墨子曰、子未察吾言之類、未明其故者也、彼非所謂攻、所謂誅也、昔者三苗大亂、天命殛之、日妖宵出、雨血三朝、龍生於廟、犬哭乎市、夏冰地坼及泉、五穀變化、民乃大振、高陽乃命禹於玄宮、禹親把天之瑞命、以征有苗、雷電誖振、有神人面鳥身、奉珪以侍、搤矢有苗之牂、苗師大亂、後乃遂幾、禹既已克三苗、焉磨爲山川、別物上下、鄉制四極、而神民不違、天下乃靜、則此禹之所以征有苗也、

【大意】禹湯武三王の事を援き、攻伐の非なるを掩飾する言に對して、三王の事は罪惡を誅伐する者にして、通常攻伐の例となすべからざることを云ふ、此れ先づ禹の事を述ぶ、

【通釋】然るに今や彼の攻伐戰爭を好む君主に及ん

んが爲めに、反りて互に相賊害するは、是れ足らざる人民を斷きて、益、不足となし、餘分ある土地を重さねて益、餘分あらしむることにて、甚だ不智なる行方と云べきなり、

【解義】【若使中興師】中は大小に對して云へる辭にて、師さを興すこと多からず、少からず、先づ一と通りの人員なるを云ふ、【君子數百】君子は爵祿ある貴人を云ふ、乃ち軍將なり、【庶人也必且數千】此の庶人は、仕かへて未だ正爵正祿あらざる者を云ふ、「孟子」の萬章下篇に、下士與庶人在官者同祿とある庶人と同じ、趙岐が注に、庶人在官者未命爲士者也と云へり、焦循が「正義」には、「王制」に大樂正論造士之秀者、以告於王、而升諸司馬、(官名)司馬辨論官材、論進士之賢者、以告於王、而定其論、論定然後官之、任官然後爵之、位定然後祿之、蓋上士中士下士此正爵也、下士食九人、(孟子に見ゆ)以上此正祿也、學校之士、升於司馬、隸於司士、論定後官、而未得正爵正祿者、(中略)謂之庶人在官者と云へり、此に由りて之を觀れば此所の庶人も亦其れと同くして、我邦今日の試補又は見習士官の類なり、純然たる庶人を云ふにあらず、【徒倍十萬】徒は徒卒にて、尋常の兵卒なり、【車馬之罷獘】罷は疲と同じ、獘は弊と同じ、【幔幕帷蓋】幔は幕なり、帷は帳なり、蓋は蓋と同じ、車蓋なり、「くるまのきぬがさ」「考工記」に輪人爲蓋以象天崇十丈とあり、【猶爲序疏】序は舒と通ず、疏は疏通なり、舒疏とは縮塞の反對にして、發展の意なり、孫貽讓は序疏二字不可通疑當爲厚餘皆形之誤、厚餘言多餘也と云へり、【散亡道路道路遼遠】孫貽讓は道路の二字を衍文ならんと疑へり、遼は遠なり、【粮食不繼傺】傺は即ち際の字、張遷が碑に蔫正之傺とあるが如き、即ち其證なり、際は接なり、疑くは墨子の原文は、粮食不際とありしを、後人本書の中篇に、粮食輟絶而不繼とあるに據りて、粮食不繼と作りしを、寫者兩存し、遂に不繼傺に作りしならんと、兪曲園は云へり、【廁役以此飢寒】王引之は廁を廝に作るべしと云へり、廝又廝に作る、「前漢書」の陳餘傳に有廝養卒とあるを、注に廝取薪者也と云へり、【轉死溝壑中】轉は棄なり、死は尸と同じ、死體なり、既に中篇に見ゆ、【而未能食其地也】食は田圃を設けて耕作すること、四國の荒土甚だ多くして人民の力を以て、耕やし盡くすことを

王公大人樂而行之、則此樂賊滅天下之萬民也、豈不悖哉、

【大意】攻伐の國を疲らし民を殺し不利たること大なるに關せず、人君の之を爲すは、甚しき惑ひなることを云ふ、

【通釋】又今や試に彼の師さを爲す者の説を觀ざるや彼の攻伐を好める國あらんに、若し其の國をして必らずしも大に師さを興すを待たず、乃ち中位の程度に師さを興さしむるときは、高位の將官數百人出づるとせば、其れに準じて試補見習將校及び下士官の徒は必らず且に數千人出でん徒卒は之に倍すること十萬の多きに及ぶべし、然る後に始めて師を興し活動するに足れり故に師さを興すことは仲々容易なることにあらず、而して久く戰ふときは、數歲に亙り速かなるとも數月を費さゞるべからず、是れ戰爭中は上下共に多忙を極はめて、上たる者は政治を聽くに暇あらず、役人は其の役所の用事を治むるに暇あらず、農民は植付け刈り取りに暇あらず、婦人は紡績機織をなすに暇あらず、さるときは、是れ國家は統率の權を失ひて、百姓は其の本務たる職業を易ふるなり、而して又其の車馬の疲弊すると、慢幕帷蓋三軍の用ふる器械、甲兵の設備に及ぶまで、僅に本來の五分の一を殘すことを得るときは而も猶ほ寬やかなることゝなす、乃ち痛く失敗するときに影形共に皆無となる不幸に陷るなり而して又其の往來中に散亡し、道路の遼遠にして、運搬の困難なるより、糧食繼續せず、飮食をなす時、小者賤役は此が爲めに飢寒凍餒し、病氣に罹りて斃れ、死體は埋葬すること能はず、溝壑の中に打ち棄つる者非常に多くして、一々數ふべからず、此れ攻戰の人民に不利にして、天下の害たることは厚きなり、而して王公大人は樂みて此の攻戰の事を行へり、則ち此の王公大人の行方は、天下萬民の生命を賊ひ滅す者なり、豈に道理に悖り違はざらんや、且や今天下好戰の國は、齊趙楚越の四國なるが若し此の四國をして目的を天下に遂げ得せしむるも、此れ皆自國の人民を十倍に增加して、猶未だ其の占領せる土地を耕作することは能はざるなり、何となれば其の人員は鮮くして足らず、其の土地は多くして尙ほ餘りあればなり、然るに今又其土地を爭は

其來不可圉とありて、郭注に圉禦也とあり、今此所にては、敵軍の來るを威どせども、禦ぐべからざるを云ふ、【係之不强】係は縛なり、敵兵を捕虜となせども、我が軍紀怠慢にして、嚴重に取締をなさざるなり、【植心不堅】心を樹立すること堅固ならず、一定の思慮なきを云ふ、【與國諸侯】與國は、與に好を通ずる國を謂ふ、【敵生慮而意羸矣】羸は疲なり、敵國我に乘ぜんとするに對し、防禦に汲々として心の疲るゝを云ふ、【偏具此物】畢沅は偏を徧に作るべしと云へども又は偏と徧とは古書多く通用すれば、必らずしも改めず、此物とは此事と云ふが如し、古文には物の字を往々に事の字と同義に用ふ、【則是國家失卒而百姓易務也】卒は舊本卒に作る、音義共に同じ、即ち統率なり、百姓易務とは務は讀みて字の如く、本務のことにて農耕を去りて戰地に赴くことなり、

今不嘗觀其說、好攻伐之國、若使中興師、君子數百、庶人也必且數千、徒倍十萬、然後足以師而動矣、久者數歲、速者數月、是上不暇聽治、士不暇治其官府、農夫不暇稼穡、婦人不暇紡績織紝、則是國家失卒而百姓易務也、然而又與其車馬之罷弊也幔幕帷蓋、三軍之用、甲兵之備、五分而得其一、則猶爲序疏矣、然而又與其散亡道路、道路遼遠、糧食不繼傺、食飲之時、斷役以此飢寒凍餒疾病而轉死溝壑中者、不可勝計也、此其爲不利於人也、天下之害厚矣、而

ふ、兪曲園は害の古字、或は害に作り、其形ち周の字と相似たるを以て、誤りて周に作りたるなれば、周生を害生に改めて兵を用ゐて生を害する義と解すべしと云ひ、孫詒讓王闓運も亦之に從へども、既に上句に殺之人の句あれば、今其の說に從はず、

今夫師者之相爲不利者也、曰將不勇、士不分、兵不利、敎不習、師不衆、卒不和、威之不圉、圉之不久、爭之不疾、係之不强、植心不堅、與國諸侯疑、與國諸侯疑、則敵生慮而意羸矣、偏具此物、而致從事焉、則是國家失卒而百姓易務也、

【大意】 攻戰の諸弊を列擧し、苟も戰ふ者に於て其の弊の一二を具ふることあれば、失敗を免れざるを云ひ、以て戰爭の不利なることを述ぶ、

【通釋】 今夫れ師さを爲す者が互に不利と爲す者は如何と云はんに、將勇ならず士奮はず兵器銳利ならず、敎訓習はず、師旅衆からず、軍卒和がず、敵と相持するや、之を威すこと剛く武からず、之を圍むこと久からず、之を爭ふこと疾からず、之を繫ぎて留むることと强からず、心を立て定むること堅固ならず、同盟國なる諸侯は、疑うて深くは信せず、同盟國の諸侯疑うて深くは信ぜざるときは、敵國は我を侮りて種々なる考慮を起して、我の之に對する意は心配の餘り疲れて用をなさずと、去れども以上の諸件を其の說の如く偏く具へて師さを爲す者に滿足を予ふるときは則ち是れ國家は統率の權を失ひ、而して國中の百姓は各其の本務たる職業を易ふることゝならん、

【解義】 【士不分】分は畢沅は忿と同じとなす、孫詒讓は奮と音近くして相通ずるならんと云へり、【威之不圉】之とは敵を謂ふ圉は孫詒讓は「周書」の謚法篇に威德剛武曰圉とありて孔注に圉禦也と云へるを引きて、彊圉の義と相近しとなす、莊子の繕性篇に

利矣、』

【大意】 攻戰して人の國を兼併し軍を敗るは、天鬼人民の不利たることを云ふ、

【通釋】 攻戰すれば人を殺さゞれば止まず、夫れ他國を兼幷し、敵軍を顚覆し、萬民を賊ひ虐げて、聖人の緒業法度を亂だすは、抑も將に以て天を利する者となすか、夫れ天の生ぜる人民を取りて、天の領地なる城邑を攻むるは、是れ天民を剌殺して祇神の位を剝ぎ奪ひ、社稷を傾覆し、其の鬼神に供ふべき犧牲を攘み殺すことなれば、是れ上に對しては天帝の利に中り叶はず、抑も將に以て鬼神を利する者となすか、夫れ此の人民を殺戮し、鬼神の依るべき主人を滅し、先王の後裔を廢滅し、萬民を賊ひ虐げ、百姓離散するときは、此れ中間は鬼神の利に中り叶はず、抑も將に以て人民を利する者となすか、夫れ戰爭して此の人民を殺さば、人民を利せずと爲すや、固より博く大なり又其の費用を計るに、此れ人生の根本を害ひ、天下百姓の財用を竭くすことの多きは、一々數ふべきにあらず、則ち此れ下に對しては人民の利に中り叶はざるなり、

【解義】 【夫無兼國覆軍】無は助詞にして、別に意味あるにあらず、上文の唯毋意亡の毋亡と皆同く、上の字に添へて云ふのみ、墨子多く此の方を用ふ、【聖人之緒】聖人の貽されし業なり、「爾雅」の釋詁に、緒業也とあるを、「疏」に事業也と稱せり、「書經」の五字之歌にも則有荒墜厥緒とあり、【剝振神之位】振神は神祇と云ふが如し、天の神を神と云ひ、地の神を祇と云ふ、祇一に振に作る、古音相通ず、禮記の內則篇に、祇見孺子とあるを、鄭注に祇或作振と云へるを觀るも、亦知るべし、王闓運も亦余の解と同說なり、【夫殺之人滅鬼神之主】之は斯と通ず、斯人とは眼前にある人民を謂ふ、「左傳」の桓公六年に、隋の季梁の言を載せて、夫民神之主也とあり、又今民各有心而鬼神乏主とあり、杜注に鬼神之情依民而行と釋せり、鬼神も人民が祭祀するに由りて、其の靈威尊く著はるゝを見ることとなれば、民を神の主人と云へり、今墨子の意も、人民を殺すときは、鬼神に於て依るべき者なければ、滅鬼神之主と云へるなり、【周生之本】周は終と古字相通ず、終生の本とは、自己が終身の力を謂

夫無兼國覆軍、賊虐萬民、以亂聖人之緒、意將以爲利天乎、夫取天之人、以攻天之邑、此刺殺天民、剝振神之位、傾覆社稷、攘殺其犧牲、則此上不中天之利矣、意將以爲利鬼乎、夫殺之人、滅鬼神之主、廢滅先王、賊虐萬民、百姓離散、則此不中鬼之利矣、意將以爲利人乎、夫殺之人、爲不利於人也博矣、又計其費、周生之本、竭天下百姓之財用、不可勝數也、則此下不中人之

穀物なり、「いね」と訓ず、稼は禾の秀でたる者、【墮其城郭】墮は毀なり、城を破壞して崩すこと、【湮其溝池】湮は塞なり、畢沅は垔の字を正字となすと云へり、【攘殺其牲牷】攘は物の自から來れるに因りて之を盜竊すること、牲は六牲とて、牛馬羊豕犬雞の六動物を云ふ、牷は純白純黑の類にて、凡て純色なる動物を云ふ、【燔燎其祖廟】燔と燎と共に火を以て焚くこと、祖廟は其の國君の先祖の靈廟なり、【勁殺其萬民】勁は刺なり、勁殺は刺殺と同じ、【覆其老弱】覆は「逸周書」の周祝篇の孔注に、滅也とあり、此所にては老人弱者を殺すこと、【遷其重器】孟子の梁惠王下篇にも、亦此の語あり、趙岐が注に重器を寶重之器と解せり、【又況失列北橈】失列は、其の行伍を失ふなり軍人の隊離をなすこと、北は背と同じ、軍敗奔走曰北と韋昭が國語の注に見ゆ、橈は逗橈して進まざるなり、左傳の成公二年に師徒橈敗の文あり、杜注に橈曲也と云へり、【以譂其衆】譂は憚の字と相通ずと、畢沅は云へり、憚は懼なり、「戰國策」の秦策に、王之威亦憚矣とあり、「賈子新書」の解縣篇に、陛下威憚大信とあり皆憚を威の字に連ねて用ふ、

國家邊境、芟刈其禾稼、斬其樹木、墮其城郭、以湮其溝池、攘殺其牲牷、燔潰其祖廟、勁殺其萬民、覆其老弱、遷其重器、卒進而極乎闘曰、死命爲上、多殺次之、身傷者爲下、又況失列北橈乎哉、罪死無赦、以譂其衆、

【大意】今の王公大人は古の知者仁人の道に反して攻伐無道の事を爲すを云ふ、

【通釋】先王の天下を有ちしは、上述の如く、智者仁人之道を用ゐしに由るも、今の王公大人天下の諸侯は然らず、想像するに必らず皆自分の手先となりて、働く士を選擇し、自分の率ゆる水兵陸兵の隊伍を比列し、此に堅甲利兵を爲り、往きて罪咎なき他國を妄に攻伐し、他國の邊境に入り込み、其の田圃にある禾稼を芟り取り、其の山林にある樹木を斬伐し、其の内城外郭を毀壞して、其の溝池を埋め立て、其の馬羊雞豚の類を攘奪して殺し、其の祖先の廟屋を火を掛け燔き、又は取り潰し、其の萬民を刺し殺し、其の老人幼弱者を滅し絶ち、其の重寶なる器物を持ち歸り、卒に進みて有ん限りの力を戰闘に入れて曰く、命令の爲めに一死を擲つ者を最上となし、多く敵軍を殺す者を其の次ぎとなし、身に傷を受くる者を下等となす、又況や其の行列を失ひ敗北逗留して進まざる者をや、右の如き者は、其の罪は死刑に處して宥赦することなけんと、此の如き號令を軍中に出だして、其の羣衆を懼し憚らしむるなり、

【解義】【差論其爪牙之士】差は擇なり、論は選なり、爪牙之士は鳥獸の爪あり牙ありて身を護り敵を撃つが如く、己が爲めに力を盡くす者を指して云ふ、【舟車之卒伍】卒伍はもと周代の兵制百人の組合を卒と曰ひ、五人の組合を伍と曰ふ、されども此所は、必しも拘らず、汎く軍隊を謂ふ、【芟刈其禾稼】芟はもと草を薙ぎ去ること「かる」と訓ず、刈も亦同じ、「かる」と訓ず、因りて汎く植物を斬伐するを芟刈と曰ふ、禾は

定め行はれし法則は、天下の同く善とする所以なり、

【解義】〔順慮其義〕順は愼と通ず、又字の如く解するも通ず、【成得其所欲】成の下に則の字ある意味にて解すべし、若し其の成功の點如何と論ずれば、其の欲する所を得て遺憾なきを云ふ、乃ち成の字は、上句の動則不疑の義を承け、得其所欲は上句の思則速通の意を承け、二句を綜合して、其の結果を示し說けるなり、【順天鬼百姓之利】即ち上節の其上中天之利而中中鬼之利而下中人之利の意なり、【知者之道】知は智と同じ、【必反大國之說】諸說紛々未だ塙ならず、孫詒讓の說に據れば反は交の訛にして、下文に以此效大國則大國之君說とあるを證とし、效は交と同ければ、大國の悅ぶ交りをなすと解すべし、王闓運の說に據れば、大國の互に攻伐する說に反對すと解すべし、藤澤東畝は反は反復なり、說は悅服なり、大國が悅服せる道を反復して行ふなりと解せり、今姑く藤說に從ふ、【焉率天下之百姓】焉は於是と云へるに同じ、「こゝに」と訓ず、墨子多く用ふ、既に上に見ゆ【以農臣事上帝鬼神】農は勉なり、左傳の襄十三年に小人農力以事其上とあり、管子の大匡篇に耕者用力不農有罪不赦とあり、【名參乎天地】參は參與するなり、天地の悠久なると共に、其の名泯滅せざることを云ふ、【此則仁者之道也】本句は上の此則知者之道也とあるに對擧して云ふ蓋し仁者は其の才德、智者に較すれば、更に大なるが故に、其功效も亦隨うて大なるを云ふ、「孟子」の梁惠王下篇に惟仁者爲能以大事小惟智者爲能以小事大以大事小者樂天者也以小事大者畏天者也樂天者保天下畏天者保其國とあるが如く、仁智の差別は、古人明かに之を辯せり、本文の意も亦頗る相似たる者あり、故に下文に利人多功又大とあり、先王之所以有天下者也とあり、乃ち此の又の字は、智者の功に對して、仁者の功は、一層其の上にあることを云へるなり、亦の字を用ゐて平說するとは同からず、

今王公大人天下之諸侯則不然、將必皆差論其爪牙之士、比列其舟車之卒伍、於此爲堅甲利兵、以往攻伐無罪之國、入其

者之道也、是故古之仁人有天下者、必反大國之說、一天下之和、總四海之內、焉率天下之百姓、以農臣事上帝山川鬼神、利人多、功又大、是以天賞之、鬼富之、人譽之、使貴爲天子、富有天下、名參乎天地、至今不廢、此則仁者之道也、先王之所以有天下者也、

【大意】古の知者仁者の天鬼百姓の利に順うて、天下を治むれば、上帝鬼神人民、皆之を賞譽し、永く天下の君となることを云ひ、以て上文の今天下之所同義者聖王之法也とあるを釋す、

【通釋】是の故に古の智ある者が、天下の爲めに物事を度るや、必らず其の相當なる義理を愼み慮りて、後に始めて之を行ふことをなせり、是を以て活動して仕事をなすときは、聊かも疑ひ惑ふことなくして直進し思考して、物事を慮るときは、直ちに其の心開通して悟り得るなり、功の成り終することは、心の思ふが儘になして、天帝鬼神百姓の宜き都合に順ひ叶うて、各、其の氣受け善きことは智ある者の行り方なり、是の故に古の仁德ある人にして、天下を有つ者は必らず大國が悅服する行り方に立ち返りて、善政を行ひ、天下の人人が和同することを、一と揃ひにして整へ、四海の內を總べ合はし、是に於て天下の百姓を率ゐ連れて、厚く上帝及び山川の神神、其の外鬼神に臣禮を執りて敬事し、人民を利すること多く、又功大なれば、天帝之を感賞し、鬼神は喜びて、爲めに幸福を授けて之を富裕になし、人民之を譽め崇びて歸服し、其の結果、生前は貴きことは天子となりて、其の上に尊位なく、富は天下を有ちて、他に敵する者なく、名譽は天地の間に參り永久に傳はり、今日に至るまで、廢せず、此れ則ち智ある者の行り方なり、古先聖王の天下を有つ所以の道、亦此の外に存せず、故に聖王の

されば天下の譽めて善となすことは、天鬼人三者共に利となす者にあらざれば不可なり、今此の三者に皆都合宜くし、天下の人人が同く共に譽めて善となす者は、何物なるかと云はんに、即ち聖王の作り定められたる法則が、是れなり、故に聖王の法則は、天下の均く共に守るべきに拘らず、今天下の諸侯は、其れ猶多くは皆互に攻伐して、他國を幷兼することを勉むれば、則ち聖王の法則を譽めて善良となせる空名はあれども、其の實際の事を察せざるなり、此のことを譬ふるに、宛かも盲者の他人を相手にして物色の白黑を品評するが如し、本來其の物を分ち見ること能はざれば、豈に色の品評に對して辨別すること有りと謂はんや、左様なることは、實に思ひも寄らざる次第なり、其れと同く今の諸侯の行方を以て、先王の法則に叶ひ、天下の同く善とせんことを望むは、甚だ無理なる希望と云はざるべからず、

【解義】【所譽善者】所譽而爲善者と云ふが如し、善を譽むると解せるは謬れり、【其說將何哉】其說果如何哉と云へるに同じ、本書の天志篇にも天下之所以亂者其說將何哉とあり、亦墨子が特異なる語の一なり、【中中鬼之利】上の中の字は平聲にて、中間なり、「なか」と訓ず、下の中の字は去聲にて、當なり的なり、「あたる」と訓ず、鬼は鬼神なり、鬼と神とは別なれども、墨子書中多く神の義を包含して云ふ、【意亡非爲其上中天之利】意は抑と通ず亡一に無に作る助詞にて別に意味なし、墨子多く之を用ゆ、唯毋を單に唯と解するも亦同じ、王引之は本書の非命篇に不識昔者三代之聖善人與意亡昔者三代之暴不肖人與とあるを引きて、其の證となせり、【必曰將爲其上中天之利】將は抑と同義として解すべし、上に云へる義を一先づ差し置きて、更に一義を起して云へる詞なり、【同命白黑之名】命は命名の命にて、名け定むることなり、

是故古之知者之爲天下度也、必須慮其義、而後爲之行、是以動則不疑、思則速通、成得其所欲、而順天鬼百姓之利、此則知

其說將何哉、爲其上中天之利、而中中鬼之利、而下中人之利、故譽之與、意亡非爲其上中天之利、而中中鬼之利、而下中人之利、故譽之與、雖使下愚之人、必曰將爲其上中天之利、而中中鬼之利、而下中人之利、故譽之、今天下之所同善者、聖王之法也、今天下之諸侯將猶多皆勉攻伐并兼、則是有譽善之名、而不察其實也、此譬猶盲者之與人同命白黑之名、而不能分其物也、則豈謂有別哉、

【大意】天下の諸侯が口に、聖王の法を善として、身に攻伐并兼を勉むるは、言行相反して謬りの甚きことを云ふ、

【通釋】子墨子は天下列國の攻戰を力むる非なることを論じて曰く、今天下の人が譽めて、善良なる事となすは、其の理由將た如何なる者なるか、其の事柄が上に對しては天帝の都合に中り叶ひ、中間は鬼神の宜き都合に中り叶ひ、下に對しては人民の宜き都合に中り叶へるが故に、之を譽めて善良なる事となすか、抑も其の反對に其の事柄が、上に對しては天帝の宜き都合に中り叶はず、中間は鬼神の宜き都合に中り叶はず、下に對しては人民の宜き都合に中り叶はざるが故に、之を譽めて善良なる事となすかと云はんに、たとひ如何なる天下の下劣愚蒙の人をして對へしむるとも、必らず曰はん、將た其の事柄が、上に對しては天帝の宜き都合に中り叶ひ、中間は鬼神の宜き都合に中り叶ひ、下に對しては人民の宜き都合に中り叶へるが故に、之を譽めて善良の事となすと、

碎折靡弊而不反とある而の字を移して往の上に置き、本句の如く改訂す、【死亡而不反】死の上舊本に往の字あり、今王校に據りて削る、【我貪伐勝之名及得之利】得の下に地の字を脱すと王闓運は云へり、今從はず、【計其所勝】所勝の間舊本に自の字あり、今藤校に據りて削る、【虛城數於千】舊本に城の字なし、今孫校に從ひ下文に據りて補ふ、【士民者所不足也】士民舊本に王民に作る、今王校に從うて訂す下句亦同じ、【嚴士地之患】士地もと下上に作る今意を以て改む、【故當攻戰而不可不爲也】舊本に不の字なし、今藤校兪校に據りて補ふ、王闓運本亦同じ、【其所以亡於吳越之間者亦以攻戰也】諸本に也の字なし、今藤校に據りて補ふ、【雖北者且不著何】舊本に且一不著何に作る、又一本に中山諸國に作る、今孫校に從うて訂す、【今者王公大人】今の字舊本に古に作る、今藤校王校に據りて改訂す、【敎士七年】舊本に士の字なし、今兪校に據りて補ふ、【及至夫差之身】舊本に及の字上句の與魯の間にあり、今蘇校に據りて訂す、【退不能賞孤寡】諸本に寡の字なし今意を以て補ふ、【入北郭徙大舟】舟の字舊本に內の字に作る、今王校孫校に據りて訂す、【以爲莫若攻戰之速】莫若の二字諸本みな英名に作る、今王闓運の說に從うて改訂す、【比列其舟車之衆】比列の比諸本に皆列に作る、今王校に據りて訂す、

非攻下第十九

非攻上中の二篇既に或は專ら義理に據り或は務めて利害を計り共に攻戰の非なることを論ぜしも主として人事の上に就きて云へるのみにして未だ攻戰して人を殺し民を戮するの果して天意神慮に於て如何なる感あるかを說かず墨子は元來有神論者にして神の禍福賞罰を人類界に降だし授くることあるを是認せし者なれば今二篇の論旨に加ふるに鬼神の禍福賞罰の事あるべきを以てせり是れ均く非攻の篇なれども本篇の他二篇と又少く指歸を殊にせる所なり、

子墨子曰、今天下之所譽(メ)善(トスル)者、

而不レ可レ不レ爲也と、故當二攻戰一而不レ可レ不レ非也と兩兩相對し、機鋒相當る、亦其の論法の不整齊中に自から整齊なる處あるを觀るべし、是れを第三段となす、又再び飾攻戰者の我が衆を收用する能はざると收用するを能くすると、攻戰の結果大に異なれば、失敗は必しも攻戰の罪にあらずとの說に對し、子墨子の言を揭かげ、古の英雄にして能く兵を用ふる吳王父子の如きも、百戰百捷に勝ち誇りて、戰兵を罷め人民を休息せしむることを爲ざるを以て、越王句踐に亡され、晉の知伯は强大なるを恃みて、頻に他人を攻め滅せしを以て、竟に韓趙魏三家聯合軍の爲めに亡されしは、皆是れ攻戰を好める結果なることを說き、當今の爲政家は以て鑑戒として、攻戰を非斥すべきを云ひ、以て局を結ぶ、是を第五段となす、其の子墨子の言中に盍嘗鑑二之於一智伯之事一乎とあり、闔閭夫差の父子に言及せざりしは、智伯一人を擧げ、其他を概括して云へるなり、此等の類、粗大にして拘らざること、古人の文亦尠となさず、

名言

謀而不レ得則以レ往知レ來以レ見知レ隱

慮城數レ於レ千不レ勝而入レ廣衍數レ於レ萬不レ勝而辟レ雖四五國則得レ利焉猶謂レ之非レ行道也譬若醫之藥レ人之有レ病者然、今有レ醫於レ此和二合其祝藥一之于二天下之有レ病者而藥レ之萬人食レ此若醫四五人得レ利焉猶謂レ之非レ行レ藥也故孝子不レ以食二其親一忠臣不レ以食二其君一

脣亡則齒寒、

魚水不レ務陸將何及乎、

君子不レ鏡レ於レ水而鏡レ於レ人鏡レ於レ水見二面之容一鏡レ於レ人則知二吉與レ凶、

存異

【毀譽之審】舊本に毀の字なし、今藤校孫校に據りて補ふ、【此不可以春秋爲者也】舊本に此の一句なし、今孫校に據りて補ふ、【今嘗計軍出】出の字舊本に上に作る、王闓運は士に作る、今孫校に從ひ訂す、【撥劫而往】諸本に而往を往而に作る、今意を以て改む、【又與其矛戟戈劍乘車比列而往】與の下諸本に其の字なし、比列而往を其列往の三字に作り而の字なし、又一本に其列を具列に作る、義通ずべからず、今下文に據り其の字を與の下に移し、其列を本書の天志篇に比列其舟車之卒とあるに照らして比列に作り、又下句に

起頭に子墨子の言を疊錄し、王公大人の政を國家に爲し毀譽賞罰刑政の各、其の當を得んことを欲して、未だ其の謀を得ざる者は、既往を推して未來を知り、已見に據りて尙隱を知るときは、自然に其の謀を得べきを述べて、言外に、果して然らば毀譽賞罰刑政各其の當を得べき意を寓說し、以て下文の興軍出征の勞費を實際的に計上し、又歷史上に著はれたる攻戰を以て滅亡せし者を列擧する前提とし說けり、是を第一段となす、今師徒唯毋興起より則是鬼神之喪其主后不可勝數に至るまでは、興軍出征の弊害を、或は時季の上に就きて概說し、或は器械の損失、人物牛馬の死亡、遠路運糧の乏絕、軍隊の死傷、若くは全滅より生ずる悲慘の情態に就きて、各層分說し、而して九個の不可勝數の句を疊用して、文氣をして層次深厚ならしむる筆法は、孟子の文、此と往々相類する者あり、是を第二段となす、國家發政の一句を提起し、隱に起頭の今之王公大人に映射し、民用を奪ひ民利を廢すること、此の若く甚だ衆きに拘らず、師を興して攻戰するは、乃ち名と利との爲めにすることを說き、子墨子の言を揭げて、其の非計にして國政に任ずる者の本務にあらざることを論述す、我貪伐勝之名及得之利の一語、是れ全病の根本にして、上下文許多の百弊千弊、皆悉く此より產出す、正に孟子に載する所の齊宣王が甲兵を興し士臣を危くし怨を諸侯に構へて辭せざるは、土地を辟き秦楚を朝せしめ中國に莅みて四夷を撫する大欲を求むる一野心に外ならざると一般なり、而して計其所勝無所可用也、計其所得反不如所喪者之多の一語は、亦孟子の齊王に對して以若所爲求若所欲猶緣木而求魚也と云へると同く、謂ゆる巧力鋪極揚し情熱して、火の如くなる處、忽ち冰泉雪水劈面一淋の下、人をして骨戰ひ肉死せしむるに足る者なり、是を第三段となす、飾攻戰者の荊吳齊晉四大國の興るは皆攻戰の利によれば、攻戰は廢すべからずと云へるに對して、子墨子の言を揭かげ、醫藥の萬人中、僅に四五人を治したればとて、安全なる藥として、孝子忠臣は君父に進めざるが如く、僅少の利益あればとて、大多の害毒ある攻戰を用ふべからずと說き、事例として莒國陳蔡且不著何の諸國滅亡の事を擧げ、回筆一番、今者王公大人云々を提說し攻戰の非計なることを云へり、故當攻戰

道理を推論深究することを敎ふ、師徒の興るや祁寒大暑の恐るべく、農功民事を妨げ、百姓の飢寒して死するを悼み、更に出征者の用ふる軍器牛馬の乏絶し易く、戰死者の多數にして、先祖の靈は相續の斷絶に泣くことを云ひ、而して此の衆罪惡の事を犯して尙且忍んで之を爲すは、如何なる義かと問へば、我貪二伐勝之名及得之利一ことをなさんと欲するより來れるを述べて、攻戰の主旨は、名譽を高むると利益を增進するに在るを明言するに對し、子墨子の言を揭かげ、計二其所一レ勝無レ所レ可レ用也計二其所一レ得反不レ如二所レ喪之多一の語を以て說き起し、假りに我が意の如く、功を奏して、土地城邑を兵力によりて取ることを得るも、人民の數到底之に充塡するに足らず、未墾不毛の地を大に獲るとも、別に之が爲めに著るしき利益を見ず、故に此の如き危險を冒して爲すことは、爲政者の本務にあらざるを論じ、又攻戰論者の辯護の言を擧げ、荊吳齊晉の通常諸侯より起りて、屈指の大國となりしは、攻戰の結果なれば、攻戰すべきときは大に攻戰すべきことを云ひ之に對して子墨子の言を揭かげ、攻戰の大害は、竟に小利あるを以て相償ふべきにあらざることを說き、莒國陳蔡及び且不屠何の諸國が攻戰の爲めに滅亡せし事を援きて、其の說の誣妄にあらざることを實證し、又攻戰論者の攻戰の成功不成功は、能く我が衆を收用すると、收用せざるとによる者にして、未だ必しも全く攻戰を排斥すべからずと云へるに對して、吳王闔閭父子の攻戰によりて、一旦成功せしも、終に失敗滅亡せる事を援きて、其の謬論たることを指摘し、更に智伯の事を擧げ、攻戰の同盟の如きは、尤も利害を以て離合し、反覆測られずして、深く恃むに足らざることを述べ、末に臨みて水鏡人鏡の古言に依りて、過去の事なれども、智伯の失敗を鏡みて、自から警め愼むべきことを云ひ以て、論旨を繳束して、結となす、孫子作戰の害を論じて曰く、凡用レ兵之法、馳車千駟、革車千乘、帶甲十萬、千里饋レ糧、則內外之費、賓客之用、膠漆之材、車甲之奉、日費二千金一、然後十萬之師擧矣、其用レ戰也久則鈍レ兵挫レ銳、攻レ城則力屈、久暴レ師則國用不レ足、夫鈍レ兵挫レ銳屈レ力殫レ貨、則諸侯乘二其弊一而起、雖レ有二智者一不レ能レ善二其後一矣と此れ又以て墨子非攻の本篇と、相互に發明すべし、

文評

水、見面之容、鏡於人、則知吉與凶、今以攻戰為利、則蓋嘗鑒之於智伯之事乎、其為不吉而凶、既可得而知矣、

【大意】智伯の攻戰を好みて失敗せしを鑑みて、戰爭の不吉凶事なることを述べ、局を結ぶ、

【通釋】是の故に子墨子は言うて曰く、古の人、吾人に訓誡を貽せる語あり、曰く水の清澄透徹なるは、以て萬象を鑑み照らすことを得べし、されども君子は水を以て鏡とさなずして、人を以て鏡とし、自から照し別くるなり、何となれば水を鏡として照すときは、己が面の容の美醜肥瘠等の如何を見別くるに止まれども、人を鏡として照らすとき、此の如くすれば、吉にして福あり、彼の如くするときは、凶にして禍あることを知り別くるなり、今論者の如く攻戰を以て利となす者は、何ぞ試に之を過去に於ける智伯が失敗せし事跡に鑑みざるか、攻戰の不吉にして凶事たることは、予輩の議論を待たず、既に正直なる鏡上に表見して確と知るべきなり、

【解義】【君子不鏡於水而鏡於人】「書經」の酒誥篇に、人無於水監、當於民監とあり、太公の「金匱陰謀」に武王の鏡銘を載せて、以鏡自照見形容、以人自照見吉凶とあり皆墨子の此語と義を同うするを觀れば、其の古語なることを知るべし、後世唐の太宗其の臣魏徵の死を哭して、以銅為鏡可正衣冠、以古為鏡可見興替、以人為鏡可知得失と云はれしも亦此等の語に基くなり、【則蓋嘗鑒之於智伯之事乎】蓋は一に盍に作る、何不の二字を約せし辭なり、

總評

攻戰の義なるか不義なるかは、上篇既に其の不義なることを斷論せり、然れども天下の事、未だ必しも盡く義不義の道理一片のみに據りて、責むべからざる者あり、是に於て尤も意を利と不利の二事に致して、攻戰の不利なることを論議す、是れ本篇の作ある所以なり、されば先づ謀而不得則以往知來以見知隱の古語を援用して、過去の歴史を擧げ、其の既に世に見はれたる形跡に由りて、未だ見れずして隱晦せる

り、此れ即ち六將軍なり、【而智伯莫爲强焉】智は氏にして伯は長なり、智氏の同姓多數ありて、其の本家を襲げる者を智伯と稱すること、猶趙氏の本宗に趙孟あるがごとし、莫爲强焉は、もと莫强於智伯と書すべきを、故らに變例を用ゐて書せしたり、「孟子」の梁惠王上篇に晋國天下莫强焉とあると大略同例なり、【差論其爪牙之士】爪牙之士は吾が爲めに力を盡す士を云ふ、既に尙賢篇に見ゆ、差は擇なり、論は選なり、差論とは衆人の中より選擇するなり、【比列其舟車之衆】比列は陳列なり、天志篇にも比列其舟車之卒の語あり、【攻中行氏】中行は氏にして晋國六卿の一なり、【攻茲范氏】范は氏にして、亦六卿の一なり、茲の字を削るべきに似たり、然れども諸本皆茲字あり、【趙襄子】趙は氏にして亦六卿の一なり、襄子は謚にして、名は無恤と云ふ、【晋陽】城の名、今の山西省太原府にあり、【韓魏亦相從而謀】韓は氏魏も氏にして、各共に六卿の一なり、【脣亡則齒寒】「左傳」の僖公五年に、虞の臣宮之奇虞侯を諫めて、諺曰脣亡則齒寒の語あり、齒の外部を蔽へる脣が無くなるときは、内部に存在する齒は、直接に外氣に觸るゝが故に、自然に寒冷を感ずることに喩へて、互に關係を有する物が亡ぶれば、一方の存在者も、亦自から危亡の患を免れざるを云へり、【詩曰魚水不務】此の詩は逸詩にして、今何人の作なるかを詳かにすること能はず、詩の意は、魚は水の中に於て始めて生活することを得る者なれば、宜く水の未だ涸れざるに及びて、其の務をなすべし、若し既に涸れて陸となりし後には、悔ゆとも將た何ぞ能く及ばんやと云へるなり、即ち迨天之未淫雨宜綢繆牖戶と云へると、語意大體相同じ、【三主之君】古は大夫を稱して主と云ふ、趙韓魏の君、當時尙晋國の大夫の名義なれば、故に三主之君と云ふ、【一心戮力】戮は勠の假字なり、勠は力を併すなり、「あはす」又は「かなふ」と訓ず、【辟門除道】辟は闢と通ず、【擊智伯大敗之】此の事は、「韓非子」「戰國策」等に見ゆ、又近くは「十八史略」卷之一趙の記にも見ゆれば、今之を省く、

是故子墨子言曰、古者有語曰、君子不鏡於水、而鏡於人、鏡於

を達せんには、他人を攻め戰うて服從せしむるに若くことなしと、故に己が身の爪となり牙となりて、爲めに活動する士を擇び、己が有せる水舟陸車の衆きを比べ列らね、以て同僚の將軍なる中行氏を攻めて、之を取り、最早己が謀に敵する者なく、此にて十分なる計畫となし、又同僚の范氏を攻め倶に大に之を敗り、己が家に加ふるに范中行二家の所有を以てし、三家を幷せて一家となせども猶厭き足らず、又同僚の趙襄子を晉陽城に攻め圍みて、之を亡さんとせり、此の若くなるに及んでは、現に智伯と同盟して共に趙氏を攻めつゝある韓氏魏氏と云へる二將軍家は、亦相從ひて謀議を凝らして曰く、古に語あり、脣亡ぶれば齒は寒しと云へり、凡て關繫ある物は相互に援け合うて、世に立つことを得るなり、今や趙氏と我が輩とは智伯に對する境遇は相同き者なり、故に今我が輩に於て智伯を援けて趙氏を亡すことは甚だ愚計なり假りに趙氏が朝の間に亡ぶとすれば、我が輩は直ちに夕刻には亦亡びん、趙氏が夕刻に亡ぶとすれば、我が輩は翌朝に亦從うて亡びん、要する趙氏と我が輩とは、智伯に對する利害關係は極めて相同じ、古人の詩に魚は水の未だ涸れざる中に於て務めて活動せざるときは、一旦水を失うて陸上に至れば、如何に後悔をなすとも復た及ぶことなしと云へるが如く、今に及んで安全の計を運らさゞれば、事後れて敗亡の外なきなりと、是に於て翻りて趙襄子と密約を結び、韓魏趙三家の主君共に心を一にして力を勠せ、城門を開き道路を取り片付けをなし、兵甲を捧げ戰士を與し、韓魏の二家は晉陽城の外より進み、趙氏は城內より打ち出で、共に智伯を擊ちて大に之を敗り、遂に智氏を亡ぼして、其の領土を三家に分割して取れり、此れ豈に徒に攻戰の利のみに目眩んで注意をせざるときは、反りて味方同盟の中より、思はざる變亂生じて、滅亡を取る明證にあらずや、

【解義】【晉有六將軍】將軍は武官なれども、周代の制、文武の大官は兼職なれば、文官として政事を行ふときは卿と云ひ、武官として軍を指揮するときは、將軍と云へること、既に尙賢中篇に述ぶるが如し、春秋時代の末、晉國は世々霸主たりしが、後ち公室衰へて范中行智趙韓魏の六家、祖先より世々國の卿となりて執政たるを以て、威權を振ひ稱して六卿と云へ

王の御舟なり、「國語」の呉語に越王句踐襲レ呉入二其郛一焚二其姑蘇一徙二其大舟一とあり、韋注に、大舟王舟と釋せり、「呉越春秋」にも、句踐呉の大舟を徙せし事を載せり、

昔者晉有二六將軍一、而智伯莫レ爲レ强焉、計二其土地之博、人徒之衆一、欲下以抗二諸侯一、以爲中莫上レ若二攻戰之速一、故差二論其爪牙之士一、比二列其舟車之衆一、以攻二中行氏一、又攻二茲范氏一而大敗レ之、并二三家一以爲二一家一、而不レ止、又圍二趙襄子於晉陽一、及レ若レ此、則韓魏亦相從而謀曰、古者有レ語、脣亡則齒寒、趙氏朝亡、我夕從レ之、趙氏夕亡、我朝從レ之、詩曰、魚水不レ務、陸將何及乎、是以三主之君、一レ心戮レ力、辟レ門除レ道、奉レ甲興レ士、韓魏自レ外、趙氏自レ內、擊二智伯一大敗レ之、

【大意】智伯の攻戰の爲めに亡びし事を援きて攻戰の利なくして害あるを述ぶるは、前節に呉王の事を援くと同じきも、前節は一國單獨の活動に就いて云ひ、本節は他に援國あるも亦亡ぶるを述ぶ、一節は一節より緊なりと謂ふべし、

【通釋】又たとひ數國を聯合して戰ふと雖も、攻戰は畢竟利なくして害あるなり、昔は晉國に六人の將軍ありて、各自から威權を振ひける中に、智伯と云へる人より强大なる者は莫し、然るに智伯は己が領土の博きと人徒の衆きとを計りて、獨立の一國を建て、他の諸侯に對抗をなさんと欲し、思へらく已が希望

三年の文に、「凡師一宿爲舍再宿爲信過信爲次」と云へり注林は地名なれども、今其の地理は詳かならず、【出於冥隘之徑】冥隘は山の名、其地險隘なるを以て歴代の史に著名なり、今の河南信陽州の東南九十里にあり、【戰於柏擧】柏擧は地の名、今の湖北麻城縣にあり、【中楚國】王闓運は取楚都之と解せども、愚按は楚國を中分して其の一を有ちしことを云へるならんと思ふ「莊子」の德充篇に王駘兀者也、從之遊者與夫子中分魯とあり此所の中楚國の中も亦中分の義なり、【舍於汶上】汶は水の名、【戰於艾陵】艾陵は地名今の山東泰安縣東南にあり、【葆之大山】葆は保と同じ、大山は即ち太山、一に泰山に作る、墨子の書多く太を大に作る、齊を敗り之をして奔りて泰山を保たしむるなり、【三江五湖】三江は松江錢塘江浦陽江を云ひ、酈道元の「水經注」に松江自太湖東北流逕七十里江水奇分謂之三江」とあれども、同注に郭璞の説を引て、「三江者岷江、松江、浙江也とあるを善となすと、間詁には云へり、五湖は既に前文の兼愛中篇に説けり、【而葆之會稽】會稽は山の名、今の浙江の山陰縣にあり、葆は保と通ず、「左傳」の哀公元年に呉王夫差敗越于夫椒、遂入越越子以甲楯五千保於會稽山」とあり、【九夷之國】九夷は「爾雅」の孔疏に據れば、東夷にある畎于方黄白赤玄風陽の九種夷族と李巡の説ける玄菟樂浪高驪滿飾鳧臾索家東屠倭人天鄙の九種なれども、皆海外遠夷の種なれば、此所にては「淮南子」の齊俗訓篇に越王句踐霸天下、泗上十二諸侯皆率九夷以朝とあるが如く、別に淮泗の間に棲息せる九夷ありと知るべし、【於是退不能賞孤寡】退は戰を罷め休息することを云ふ、孤寡は孤兒寡婦にして、戰死者の遺族なり、月令に立冬賞死事恤孤寡とあり、鄭注に死事謂以國事死者孤寡其妻子也と釋せり、【施舍羣萌】萌は氓と通ず、羣氓は衆民なり、施舍は賜予なり舍は予の字と音近くして字相通ず「左傳」に施舍不倦とあるを杜注には施舍猶云布恩德とあり、【姑蘇之臺】姑蘇は山の名、今の江南蘇州府にあり、山に因りて臺の名となす、「越絶書」に闔閭起姑蘇之臺三年聚材五年乃成高見三百里」とあり、臺の壯大なること想ふべし、但以て闔閭の事となすは、墨子と異れり、【離罷之心】解體の心と同じ、罷は疲と通ず、【入北郭徙大舟】北郭は城の北郭なり、大舟は呉

めに力を盡くせり、此を以て天下に向うて攻戰を試むるごときは、誰か敢て賓ひ服せざらんやと、子墨子言うて曰く、子は能く子の配下なる民衆を收め用ふることを得ること、豈に古昔の呉王にて名は闔閭と云へる英雄に若かんや、彼の古の呉王闔閭は、兵士を敎訓すること七年、訓練の結果、能く甲冑を奉け持ち兵器を執りて奔ること、三百里の遠きに及んで止り舍れり、右の如き多力にして健脚なる軍を率ゐて、注林と云へる地に次り、冥隘と云へる要害地を出て、栢擧と云へる處に戰うて、楚國の兵を破り、楚國の中央に入りて都し、宋國魯國の二君を來朝せしめて、大に勢力を振ひ、其の子夫差の世に至りて、北方に向ひ齊國を攻め、汶水の上に舍り陣し艾陵の地に戰ひ、大に齊の兵を敗り之を追ひ込みて太山の中へ立ち籠らしめ、東に向ひては越王句踐を攻め、三江五湖に濟りて、越兵を敗り、句踐を追ひ込みて、會稽山中に立ち籠らしめ、九夷の國々まで賓ひ服せざることなし、是に於て呉王夫差は此の機に乘じて、勝ち誇れる兵を斂さめ、退きて戰死者の遺族たる孤兒寡婦を賞し、羣衆國民の負擔を弛るべて恩惠を施し、誅求を舍むることと能はずして、自から己が威力を恃み、其の功に伐り、其の智を譽め、己獨り偉く高ぶりて、國民を敎育することを怠り、奢侈を恣にし、姑蘇山の下に臺を築きて、土木工事を興し、餘り規模の大なるが故に、七年の長日月を費せども落成せず、此の若くなるに及んでは、呉國の人民爲めに王室を見離し、厭める心あり、越王句踐は呉國の君民互に心に叶はず、睦まじからざるを視て、其の衆民を收め集めて、兼て呉王に敗られ辱められたる讐を酬い、呉の北郭內に攻め入りて、呉王の特に乘船として製せらし大舟を徙して越國に送り、呉王の宮殿を圍み陷れ、呉國は其れによりて亡びたり、此れ豈に攻戰を好みて、他國を苦しめしが故に、自己遂に滅亡を取りし者にあらずや、

【解義】【呉闔閭】閭一に廬に作る字互に通ず、【奉甲執兵奔三百里而舍】奉は捧と同じ、兵は兵器なり、舍は止なり、陣取りして止まるなり、兵甲は重し三百里は遠し、重き者を持ちて、遠路を奔るとは、其の兵の多力にして健脚なることを云ふ、「呂氏春秋」の簡選篇に呉闔閭選多力者五百人利趾者三千人以爲前陳とあり、【次注林】次は陣して止まるなり、左傳の莊公

じ、皆既に上文に見ゆ、

飾攻戰者之言曰、彼不能收用彼衆、是故亡、我能收用我衆、以此攻戰於天下、誰敢不賓服哉、子墨子言曰、子雖能收用子之衆、子豈若古吳闔閭哉、古者吳闔閭敎士七年、奉甲執兵、奔三百里而舍焉、次注林、出於冥隘之徑、戰於柏擧、中楚國而朝宋與魯、及至夫差之身、北而攻齊舍於汶上、戰於艾陵、大敗齊人、而葆之大山、東而攻越、濟三江五湖、而葆之會稽、九夷之國、莫不賓服、於是退不能賞孤寡施舍羣萠、自恃其力、伐其功、譽其智、怠於敎、遂築姑蘇之臺、七年不成、及若此、則吳有離散之心、越王句踐、視吳上下不相得、收其衆、以復其讐、入北郭、徙大舟、圍王宮、而吳國以亡、

【大意】 吳國の攻戰の爲めに亡びし事を擧きて、攻戰の利なくして害あることを云ふ、

【通釋】 又攻戰を辯護する者は曰く、彼の莒陳蔡柤不屠何の諸國は、彼の衆民を收め用ふること能はざれば、民心離散失敗して亡びたり、今我は然らず、能く我が衆民を收め用ふ、故に民心皆團結して、我が爲

侯の國を天下に封ぜしが、其の古き者は我が耳にて聞く所を以て云ひ、近き時の者は我が目にて見る所を以て云はんに、諸國の中、攻戰の爲めに亡びし者は甚だ多くして、一々數ふべからず、何を以て其の然ることを知るかと云はんに、昔時東方に莒の國と云へる國あり、其の國柄（ガラ）は甚だ小國にして、大國の中間にあり、然るに大國に敬みて事ふることをせざりしかば、大國も亦此の國を愛利せず、是を以て東方は越と云へる大國が、其の土地を削り狹くし、西方は齊と云へる大國が、兼併して之を有せり、是の如く莒國は齊越二國の間に亡びし所以は是の攻戰の爲めたり、又獨り此の莒國のみならず、南方にある陳蔡の二國と雖へども、彼れが吳越二國の間に亡びし所以は、亦吳越二國と攻戰せる爲めなり、又獨り中國のみならず北方の柤や不著や何の諸夷と雖も、彼れが燕代の二國や胡貊の夷狄の間に亡びし所以は、亦攻戰の爲めなり、以上の如く、攻戰の大害あることは、歷々として觀（ミ）るべく、其の多きことは精（クワシ）く云へば一々數ふべからざるなり、是の故に子墨子は言うて曰く、今世の王公大人に於て、誠實に利益を得んことを欲して失はんことを惡み、安泰ならんことを欲して、危險を惡まば、則ち攻戰の如きは、大に非として黜けざるべからず、

【解義】【尙者以耳之所聞】尙は上と同じ、古代を謂ふ、【莒之國】今の山東省に莒州あり、即ち其の地なり、【大國亦弗之從而愛利】今の文法に依れば、大國亦弗從而愛利之と云ふべきなりと、王闓運は說けり、【夾削其壤地】夾は狹と同じ、夾削は狹（セバ）め削ること、【雖南者陳蔡】南者は南之と同じ、陳蔡は二國の名、陳は今の河南省陳州府にして蔡は今の河南省汝寧府にあり、【北者且不著何】孫詒讓曰く、且は柤（ショ）の借字、柤は「國語」に晉獻公見翟柤之氛」とある柤にして、韋昭の注に據れば、國名にて、北狄の一なり、不著何も亦北胡の名にて一に不屠何に作る、故城は今の奉天省錦州錦縣西北にあり、又「周書」の王會篇「管子」の小匡篇等の書に見ゆ、畢沅本には且不何著の四字を、中山諸國に作る、王闓運は之に從へり、【燕代胡貊】貊は貉の俗字、北狄の一種、既に兼愛中篇に見ゆ、【情欲得而惡失】情は誠と通ず、既に上文に見ゆ、【故當攻戰而不可不非】故は則と同じ、當は若と同じ、而は則と同

と合はずとて惠士奇は說を引いて祝藥猶行藥也と云へり、【萬人食此】古は飲食と共に通じて食とも云へり、故に飲酒のことを食酒とも云へり、食此は上文の藥を飲むなり、【若醫四五人得利焉】四五人の患者を醫治して利を得るなり、下篇に譬猶醫之藥萬有餘人而四人愈也則不可謂良醫矣とあり、語は變ずれども、意は則ち略ぼ同じ、【猶謂之非行藥也】行藥は常に行ひ用ふべき藥なり、其の食ふ者は萬人の多きにして利する者は僅に四五人なれば、常に行ひ用ふべきにあらず、

古者封國於天下、尚者以耳之所聞、近者以目之所見、以攻戰亡者、不可勝數、何以知其然也、東方有莒之國者、其爲國甚小、閒於大國之閒、不敬事於大、大國亦弗之從而愛利、是以東者越人夾削其壤地、西者齊人兼而有之、計莒之所以亡於齊越之閒者、以是攻戰也、雖南者陳蔡、其所以亡於吳越之閒者、亦以攻戰也、雖北者且不著何、其所以亡於燕代胡貊之閒者、亦以攻戰也、是故子墨子言曰、今者王公大人情欲得而惡失、欲安而惡危、故當攻戰、而不可不非、

【大意】攻戰を以て亡びし數國を例證に援きて、非攻の務めざるべからざることを云ふ、

【通釋】乃ち翻りて攻戰の害を言はんに、古代は諸

其ノ君ニ、

【大意】　戰爭の小利あるは其の大害を償ふに足らざれば賢人は用ゐざることを云ふ、

【通釋】　又攻戰の事を體善繕ろへる人の說に曰く、國家として富强を圖らんには、戰爭は避くべからず、今南方は荊吳二國の王、北方は齊晉二邦の君、其の祖先が始め天下に封ぜられて一國を建てし時は、土地の面積未だ數百里あるに至らず、人民の衆きことは、未た數十萬人あるに至らず、然るに其の子孫の君主に及んでは、攻戰を爲せるによりて、土地の博きこと數千里の大に達し、人民の衆きこと數百萬の衆きに達して、今日の富强を見るなり、されば彼の攻戰のことのごときは、非として斥くべからずと、子墨子の言に曰く、物は如何なる物と雖も、絕對に利益なき者にあらず、但其の利益の大小如何を察すべきなり、攻戰の事縱僅に四五箇國が利益を得るとも、他の天下の多數が爲めに、不利益を受くれば、猶之を僥倖を求むる者にして常道を行ふにあらずとや云はん、譬へば醫者の病人に藥を予ふるが如く然るなり、今此所に醫者あらんに、其の藥を調合し天下の病氣ある者に對して之に藥を予へ、萬人の患者此の藥を食ひて其の中僅に四五人の患者を治して、利益を得るとも、小利なれば猶ほ之を常に行ひ用ふべからざる藥と謂はん、左すれば孝子は是の如く危險なる藥を以て、其の父母に服用せしめず、忠臣は以て其の君主に服用せしめざらん、乃ち此と同理にして、戰爭の事は、僅少の利益あればとて、豈に其の大害毒をあることを忍びて、平生に常行すべけんや、

【解義】　【荊吳之王】荊は楚國なり、吳も亦國の名、既に上文に見ゆ、【齊晉之君】齊晉は二國の名なり、亦既に上文に見ゆ、上句は王と云ひ、本句は君と云へるは、荊吳は倶に僭して王と稱し、齊晉は春秋時代、仍ほ周の諸侯たれば君と云ふ、【故當攻戰而不可非也】當は如と同義なり、「ごとし」と讀む、而は則と同義に用ふ、「すなはち」と訓ず、【和合其祝藥】祝藥は未だ明確ならず、孫詒讓は周禮に瘍醫掌ル腫瘍潰瘍金瘍折瘍之祝藥ニとあるを、鄭玄は祝當ニ作ルレ注ニ讀テ如シ注病之注ノ聲ニ之誤也と解すれども、注は藥を附着することにて、今の塗り藥の類なれば、此の所にては下文に萬人食此

て、乃ち此の如なれば猶ほ是れ可ならんの意なり、【必數於萬】萬の數を以て計るなり、其の甚だ衆多なるを云ふ、下の必數於千も亦同例を以て推すべし、【虛城數於千不勝而入】虛は墟の正字にて、城邑なり、而は以と同じ、尙賢篇に上可而利天中可而利人下可而利人と云ひ、尙同篇に上用之天子可以治天下矣中用之諸侯可而治其國矣下用之家君可而治其家と云へるが如く、墨子は多く而以の二字を同義に用ふ、本句の意は、城邑の數甚多くして人民の數以て其の內に充滿するに足らざるを云ふ、【廣衍數於萬不勝而辟】衍は廣大なり、辟は闢と同じ、廣大なる土地は萬を以て數ふれば、人民の力以て之を開拓するに堪へざるなり、土地の廣大に過ぎて人力の足らざるを云ふ、【嚴土地之患】土地の不足なるを患ふることを取り急ぐこと、嚴は急なり、孟子公孫丑下篇に使虞敦匠事嚴とあるを、趙注に事嚴喪事急也と釋し焦循(人名)は急者謂不暇也と解せり、

飾攻戰者言曰、南則荊吳之王、北則齊晉之君、始封於天下之時、其土地之方未至有數百里也、人徒之衆未至有數十萬人也、以攻戰之故、土地之博、至有數千里也、人徒之衆、至有數百萬人、故當攻戰、而不可不爲也、子墨子言曰、雖四五國則得利焉、猶謂之非行道也、譬若醫之藥人之有病者然、今有醫於此、和合其祝藥之于天下之有病者而藥之、萬人食此、若醫四五人得利焉、猶謂之非行藥也、故孝子不以食其親、忠臣不以食

攻此不用銳且無殺而徒得、此然也、殺人多必數於萬、寡必數於千、然後三里之城、七里之郭、且可得也、今萬乘之國、虛城數於千、不勝而入、廣衍數於萬、不勝而辟、然則土地者所有餘也、士民者所不足也、今盡士民之死、嚴土地之患、以爭虛城、則是棄所不足而重所有餘也、爲政若此、非國之務者也、

【大意】攻戰をなす者は、名を誇利を貪らんが爲めに、行へども、其の實は戰爭は誇るべき名なく、貪るべき利なきを說きて以て爲政者の務となすべきにあらざるを云ふ、

【通釋】然るに今や國家政令を發し下だして、國民の働きを妨げ奪ひ、國民の利益を無視すること以上の如く甚だ衆くして、而も攻戰を爲せるは何を爲さんがためなるかと云はんに、今の攻戰を爲せる君主は曰く、我は敵國に勝てる名譽を世に誇り、土地を占領する利益を貪らんが故に、師を興し國を攻むるなりと、是に於て子墨子は言うて曰く、此れ大なる謬なり、縱ひ我が目的の如く遂ぐるとも、其の敵國に勝てる名譽を如何許かと數へ計れば、實際何等の用ふべき場合なきなり、

【解義】【貪伐之名及得之利】貪伐は連讀すべし、伐は誇なり、敵に勝つ名を伐り地を得る利を貪るを云ふ、王闓運は得の下に地の字を脫せりとなせり、【三里之城七里之郭】物徂徠の「度量衡考」に據れば、一里は我が日本の四町七拾七歩有奇に相當す、郭は外郭にて、「そとぐるわ」と訓ず、「尙書大傳」に古者、七十里之國、三里之城あり、七十里はもと伯爵の封地なれば、墨子時代諸國兼並の世には、其の小國の城なること知るべし、【而徒得此然也】然也は、可也と同義にし

は弊と同じ、腑は腐と通ず、冷は爛の字の轉音冷となれり、壞弊腐爛して復た用ふべからざるなり、【比列而往】比列は並列すること下文にも比列其舟車之衆とあり一本に具列に作る、【其涂道之遠】涂は塗と同じ、塗は途なり、涂道とは道途を云ふ、脩は長なり、【粮食輟絶】粮は糧の俗字、鄭玄曰く、行道曰糧謂糒也止居曰食謂米也と、間詁に云へり、【百姓之道疾病而死】百姓は出征の軍人を云ふ、道疾病而死は、道中に於て疾病に罹りて死亡するなり、【食飲之不時】軍中なれば、自然に飲食の時一定せざるなり、【喪師多不可勝數】喪は失なり、敗戰して師を失ふこと多く、其の人數は一々數ふべからざるなり、【喪師盡不可勝數】盡とは盡ることにて、全滅して復た生存する者なきを云ふ、【鬼神之喪其主后】鬼神は「列子」の天端篇に精神離形各歸其眞故謂之鬼鬼歸也歸其眞宅とあるが如く、もと人の死せし者を鬼と云ひ、神は說文に天神引出萬物者也とあり、徐注に申即引也天主降氣以感萬物故言引出萬物と解せるが如く、天の神を神と云へども、鬼神と連用するときは、場合によりて各其の一を汎く指して云ふ、此の所は鬼の字を主とし解すべし、主后は家の祭を相續して主どる者を云ふ、后は後と同じ、「王制篇」に天子諸侯祭國之在其地而無主後者とあるを鄭玄は絶無後爲之祭主者と釋せり、本文の主后も亦此れと同じ、而して本句の意は、「戰國策」の秦策下に、楚の黃歇が韓魏の秦兵に敗られし慘狀を說きて、本國殘社稷壞宗廟墮刳腹折頤首身分離暴骨草澤頭顱僵仆相望於境父子老弱係虜 相隨於路鬼神狐祥(一に孤傷に作る)無所食と云へると同く、戰敗れ國傷るの情態を云へるなり、

國家發政、奪民之用、廢民之利、若此甚衆、然而何爲爲之、曰我貪伐勝之名及得之利、故爲之、子墨子言曰、計其所勝、無所可用也、計其所得、反不如所喪者之多、今攻三里之城、七里之郭

妨ぐるときは、國內の百姓直に飢寒凍餓して死する者非常に多くして、一々數ふ可らざるに至らん、尙ほ更に進んで內容に立ち入りて、試に軍隊の出征を計り數ふるときは、竹箭羽旄陳幕甲冑楯の兵器を出だし盡くし、軍容堂堂として、出發すれども、其の結果敗を取り破壞腐爛して返ること能はざる者、非常に多くして、一々數ふべからず、又及び其の外矛戟戈劍や乘車を比べ列らねて出發すれども、皆碎け折れ破壞して返ること能はざる者一々數ふべからず、又及び其の外、牛馬輜重を運送する者、出發の時は肥え太りたるが敗軍の影響を承け後に瘠せ衰へて返り或は往き切りになり死亡して返らざる者、一々數ふべからず、又及び其の外に道路の長く遠きよりして、糧食は止り絶えて相繼がず、爲めに戰士の死亡する者一々數ふべからず、又及び其の外に居處の安からず、飲食の遲速定まらず、或は飢うることあり或は飽くことありて節ならざるが爲めに戰士の道中にて病死する者一々數ふべからず、以上の如くして、師さの多人數を失ふことは、一々數ふべからず、又自から我が師さを全滅せしむること、一々數ふべからず、左れば獨り生ける國民の不幸のみならず、乃ち其の國內の死せる人人も己が血筋子孫の戰死して斷絶せしが故に、祭りの相續人を失ひ、靈魂の迷うて憑倚るべきなき者、一々數ふべからず、

【解義】【今師徒唯毋興起】徒は衆なり、師徒とは軍隊を謂ふ、毋は助詞、唯毋は唯なり、墨子の常語にて、既に多く前に見ゆ、【耕稼樹藝】耕稼は耕作なり、樹藝は種蒔き植付の類を云ふ、【凍餒而死】餒は「うゝる」と、飢なり、【今嘗計軍出】嘗は試なり、軍出は軍の出づること、【竹箭羽旄幄幕】竹箭は矢なり、旄は犛牛の尾を竿頭に注ける旗なり、羽旄は鳥羽を飾りに付けたる旄を云ふ、幄は「とばり」と訓す、四方に垂れて宮室の如くなる幕を幄と云ふ、もと楃に作る、幄は俗字なり、上に在る幕即ち天幕を幕と云ふ、【撥劫而往】撥は出なり、劫は盡なり、乃ち上文に述ぶる諸軍器を出だし盡くして征伐するなりと、藤澤東畝は解せり、孫詒讓は史記孔子世家の索隱を引きて、撥の音は伐にて、大盾を謂ひ、刦は劒の譌字にて、刀把なり、刀把は木を以て之を爲る者あれば、故に靡敝腐爛の患ありと云へり、今藤說に從ふ、【靡獘腑冷】靡は壞なり、獘

行恐暑、此不可以冬夏爲者也、春則廢民穡樹藝、秋則廢民穫斂、此不可以春秋爲者也、今唯廢一時、則百姓飢寒凍餒而死者、不可勝數、今嘗計軍出、竹箭羽旄幄幕撥劫而往、靡弊腑冷不反者、不可勝數、又與其矛戟戈劍乘車、比列而往、碎折靡弊不反者、不可勝數、與其牛馬肥而往、瘠而反、死亡而不反者、不可勝數、與其涂道之脩遠、糧食輟絕而不繼、百姓死者、不可勝數、與其居處之不安、食飲之不時、飢飽之不節、百姓之道疾病而死者、不可勝數、喪師多、不可勝數、喪師盡、不可勝數、則是鬼神之喪其主后、亦不可勝數、

【大意】興軍の損失を列擧歴數して、後文の詰難の地をなす、

【通釋】請ふ聊か攻戰の事に就いて往を告げ見を語らん、今や師さの唯だ興起するのみに就いて云はんに、冬の出征は寒を恐れ、夏の出征は暑の恐れあり、さらば此の冬夏の二季を以て、師を興すべからず、然らば春秋の好時候には如何と云はんに、春に當りて師さを興すときは、爲めに農民の耕作植付けごとを廢し、秋に至りて師さを興すときは、農作物の收穫を妨げ廢すれば、此れ春秋の二季を以て師さを興すべからず、以上の如く今唯だ僅に四時中の一時を廢し

義を責むるを知らざることを譏れり、本篇の攻戰を非とするは、多く利害に就きて言ふ、故に戰爭の害毒を列擧して、假令多少の捷利あるも、竟に國家の大損害たるを免れざることを論ず、是れ其の大同中の小異となす、

子墨子言曰、今者王公大人爲政於國家者、情欲毀譽之審、賞罰之當、刑政之不過失、是故子墨子曰、古者有語、謀而不得、則以往知來、以見知隱、謀若此、可得而知矣、

【大意】先づ一篇の綱要を提說す、

【通釋】子墨子非攻の事を言うて曰く、今の王公大人政事を國家に爲す者、誠實に惡を毀り善を譽むることは審かにして疏漏あるなく、功を賞し罪を罰することは當りて差ひ謬るなく、刑法政令の過失あらざらんことを希望せり、是の故に子墨子は彼等の希望を達する手段を敎へて曰く、此獨り吾の臆說にあらず、古人語あり曰く、凡そ事を謀り考へ、而も其の方法を得ざれば、過去の跡を推して未來の情を料り知り、明白に見れたる事に據りて、幽微に隱れたる理を料り知るべしと、今吾人事を謀ること、此の如くなれば萬事推して知ることを得べきなり、故に毀譽の審かにして、賞罰の當りて、刑政の過失あらざらんことを希望すれば、須く過去を鑑みて未來を戒むべし、是れ即ち爲政の肝要なる心得なり、

【解義】【情欲毀譽之審】情は誠と同じ、墨子多く用ふ、既に上文に屢〻見ゆ、【以往知來】往は既往にて過去と同じ、來は將來なり、又未來とも云ふ、論語の學而篇に告諸往而知來者也とあるに同じ、【謀若此可得而知矣】上文を以て推すときは、語意頗る唐突にして、甚だ連屬せざるが如し、姑く疑を存すと、藤東畝は云へり、

今師徒唯毋興起、冬行恐寒、夏

一篇を總結す、但し其の別の字を改めて辯の字に作れるは、上文比喩に不知辯也の語あるを承くればなり要するに此の篇章法句法整然極めて結構易覩の作とす、

名言

苟虧人愈多、其不仁茲甚、罪益厚、

殺一人、謂之不義、必有一死罪矣、若以此說往、殺十人十重不義、必有十死罪矣、殺百人百重不義、必有百死罪矣、

情不知其不義也、故遺其言以遺後世、若知其不義也夫奚說書其不義以遺後世哉、

少見黑曰黑、多見黑曰白、則以此人爲不知黑白之辨矣、少嘗苦曰苦、多嘗苦曰甘、則必以此人爲不知甘苦之辨矣、

存異

【其不義又甚入人園圃竊桃李是何故也以虧人愈多】舊本に以虧人愈多の語なし、今藤校に據りて補ふ、孫校亦同じ、【取人馬牛者其不義】舊本に不義の間に仁の字あり、今藤校孫校に據りて削る、【當此天下之君子】舊本に子の字なし、今畢校に據りて補ふ、【今至大爲不義攻國】舊本に不義の字なし、今下文に據りて補ふ、畢校亦同じ、【此可謂知義與不義之別乎】舊本に可を何に作る、今陳仁錫諸子奇賞に據りて改む、畢校亦同じ、【則弗知非】舊本に弗之而非に作る、今王校に據りて訂す、【則必以此人爲不知白黑之辯】舊本に必の字爲の字なし、今玉山校孫校に據りて補ふ、【大爲非攻國則不知非】舊本に知非の間に而の字あり、今王蘇孫の校に據りて削る、【此可謂知義與不義之辨乎】舊本に此の字なし、謂を爲に作る、今茅本及び奇賞に據りて補ふ畢校孫校亦皆同じ、

非攻中第十八

非攻三篇の中篇たるを以て、非攻中と名く、其の主意攻戰の非なることを說くにあり、但上篇の攻戰を非とするは、多く義理に據りて言ふ、故に其の勝敗如何に關せず、謂はゆる苟虧人愈多其不仁茲甚其罪厚矣の語を以て、戰爭者の罪惡を權衡して、天下の小不義を咎むるを知るも、大不

れ、大罪は反りて稱譽せらるゝ顚倒を來たし、爭戰攻伐の禍、蔓延して久きに及びて止まざることを云へるなり、而して其の後ちの讀者をして、往昔を追憶し、今時を觀想して感慨止まざらしむる者、何ぞ啻彼の一將功成りて萬骨枯るの唐句のみならんや、孟子曰く善戰者服上刑と、又曰く我能爲君約與國戰必克、今之所謂良臣古之所謂民賊也、君不鄕道不志於仁而求爲之强戰是輔桀也（告子上篇）と、此れ徒に君主の嗜慾を充たさんが爲めに戰を外國に開き民命を鋒鏑に殞し、民力を運輸兵備に疲らし、人民をして生活難に困死せしる者は、假令如何に百戰百捷の名將軍と雖も、皆民賊にして大罪人なることを云へり、今墨子本篇の殺一人謂之不義必有一死罪矣、若以此說往殺十人十重不義必有十死罪矣殺百人百重不義必有百死罪矣と云へるを觀れば、君子の所見亦同き者と謂ふべき哉、

文評

通篇三段に分つ第一段比喩を以て起し、園圃の桃李を竊むの小罪より不幸の人を殺して、衣裘戈劍を取る大罪に及び、層を逐ひ惡を重さね、人を虧損することと大なれば、罪隨うて大ならざるを得ざることを說き、最後に國を攻め衆民を殺すの更に罪惡たるに至りては、世人之を非とせざるのみならずして、反りて誇稱賞揚して義となすの惑へるを云ひ、此可謂知義與不義之別乎の隻句を以て、警醒一番して、頓住す、第二段は人を殺す者は死するは、天地の常法なるより觀察して先づ殺一人謂之不義必有一死罪矣と呼號し、以下同一語例を以て十人を殺し百人を殺すときは不義を十重し、百重して必らず十死罪百死罪あることを推論し、最後に國を攻め衆人を殺すの大不義に至りては、世人之を非として罪せざるのみならず、反りて頌賛賞揚し、以て義となすの惑へることを云ひ、情不知其義云々の語を以て冷罵一番して頓住す、第三段又黑白甘苦の多少によりて、色味を顚倒するは、もと道理の有り得べからざる者なるにより、援きて譬喩となし、小非を爲す者は之を罪とし、大非を爲す者は之を譽むるは、亦道理上看過すべからざることを云ひ、再び此可謂知義與不義之辯乎の隻句を標出し、繼ぐに是以知天下之君子辨義與不義之亂也の判決語を下だして、

の能なくして、黒色の反對なる白色と曰ふときは、世の衆人は必らず此の人を以て、彼は黒白の辯別を知らざる者となさん、又此所に一人あらんに、其の人少く苦き味ひの物を嘗め、即ち僅かなる苦き味ひの物は能く他味と辨別すれども、大に苦き味ひの物を嘗め、即ち大なる苦き物は辯別の能なくして、苦味の反對なる甘味と曰ふときは、世の衆人は、必らず此の人を以て、彼は甘苦の辯別を知らざる者となさん、是の道理を以て推論せんに、今少しく非道をなして、他人の物を竊み奪ふ者は、世皆辨へ知りて之を非とし、大に非道をなして國を攻め、多く人民を苦め殺す者は辨へ知りて之を非とせず、反りて之を譽めて義理に叶へる者と謂ふ、此れ小黒小苦は能く辨へて、大黒大苦は別つこと能はざると同理にして、果して能く義と不義の辨別を知れる者と謂ふべきか、吾は是を以て今の天下の君子が義と不義とを辨別することの亂れて正からざることを知れり、是の辨別正からざれば、天下の大惡は絶ゆることなくして、戰亂は終に止まざるなり、憂世の君子、豈に意を留めざるべけんや、

【解義】【今小爲非】小は大に對して云ひ、少は多に對して云へども、古文は必らずしも拘らず、「爾雅」の釋木に、小而散槇とあり、注に小少也と云へり、又「莊子」の列禦寇篇に、彼所小言盡人毒也とあり、注に細巧入人爲小言と云へるを觀るも亦知るべし、

總評

莊子嘗て曰く、彼竊鉤者誅、竊國者爲諸侯、諸侯之門而仁義存焉(莊子胠篋篇)と、此れ世の僅かに微小なる一帶鉤を竊める小盜は、直ちに法律に據りて處刑せらるゝことあるも、國家を簒奪し王侯の高位に登れる大盜に對しては、刑罰を加ふること能はざるのみならず、反りて虛譽諛頌を獻じて、仁義道德ある儼然たる明君賢主と崇め尊べる醜態を、痛く罵倒せし言なるが、今墨子の本篇と參比して之を觀るに、何ぞ其旨意の相似たるや、但莊子はもと憤世の言にして、乃ち彼の區々の人智によりて造れる禮義法律は、其の弊徒に姦雄に利用せられて、天下萬民束縛の具となるに過ぎざることを論ぜるも、墨子の意は、義と不義の辯別亂るゝよりして、天下の小罪は刑誅せら

なり、知らざるが故に、其の攻國の事を譽めし言語を書き述べて、長へに後世に傳へ貽して、百代の誇りとなせり、若し其の當時に於て彼等の所爲が不義たることを辨へ知らば、夫れ如何なる說ありて、其の不義を憶面もなく書き立てゝ、空く後世に汚辱を貽すことをなさんや、

【解義】【當此天下之君子】當は如と同義にして、當此は若此と云ふが如し、「此の若きは」と讀むべし、【必有一死罪矣】人を殺せば、己亦死刑に處せらるゝは、古今となく一なり、荀子の正論篇にも、殺人者死傷人者刑　是百王之所同也とあり、【若以此說往】往とは推して論ずることを云ふ、【情不知其不義也】情は、誠と通ず、墨子多く用ふ、既に上文屢次見ゆ、【夫奚說】奚說は、何の辭を以て辯解をなすかと云ふこと、畢沅は說は釋して樂となし、何を樂みてかと解すれども、謬れり、

今有人於此、少見黑曰黑、多見黑曰白、則必以此人爲不知白黑之辯矣、少嘗苦曰苦、多嘗苦曰甘、則必以此人爲不知甘苦之辯矣、今小爲非、則知而非之、大爲非攻國、則不知非、從而譽之、謂之義、此可謂知義與不義之辯乎、是以知天下之君子辯義與不義之亂也、

【大意】此れ譬喩を色味を辨別するに取りて、小は別つも大を別たざれば、能く色味を辨別すと云ふべからざると同く、義理を辨別するに、亦小義を別つも、大義を別たざれば、能く義理を辨別すと云ふべからざるを說きて、前段を回顧して論旨を結ぶ、

【通釋】今や此所に一人あらんに、其の人少く黑き色を見て、即ち僅かなる黑き色は能く他色と辨別して黑き色なりと曰へども、多く黑き色を見ては辨別

「淮南子」の人間訓に、秦牛缺（人名）徑於山中而遇盜抅其衣被」とあるを許注に抅は奪也と解せり、

殺一人、謂之不義、必有一死罪矣、若以此說往、殺十人十重不義、必有十死罪矣、殺百人、百重不義、必有百死罪矣、當此天下之君子、皆知而非之、謂之不義、今至大爲不義攻國、則弗知非、從而譽之、謂之義、情不知其不義也、故書其言以遺後世、若知其不義也、夫奚說書其不義以遺後世哉、

【大意】此れ上を承けて本題に入り、國を攻め多く人を殺すは、更に罪の厚くして、而も世人は之を咎めざるのみならず、又隨つて稱譽するは惑へるの甚きを云ふ、

【通釋】此の場合に當りては、天下の君子皆能く辨へ知りて之を非とし、前述の所爲を謂うて不義となせり、然るに今や國を有つ者が、大に不義なることを爲して、他人の國家を攻むるに至りては、之を非とすることを知らず、反りて從うて譽め、之を義と謂ふ、此れ能く義と不義との差別を辨へ知ると謂ふべけんや、今一人の不辜なる者を殺すことあらば、世は之を不義と謂ひ必らず一つの死罪あるなり、若し此の論法を以て推し行くときは、不辜なる者十人を殺すことあらば不義なることを十倍重さねて、必らず十の死罪ある割合なり、更に又百人を殺せば、不義なることを百倍重さねて、必らず百の死罪ある割合なり、此の如きことは、天下の君子皆能く其の罪を辨へ知りて之を非とし、不義と謂へり、然るに今や國家を有つ者が大に不義をなして、他人の國家を攻むるに至りては、之を非とすることを知らず、反りて從ひ譽めて之を義と謂ふ、是れ誠に彼の所爲の不義たることを知らざる

故に然かるかと云はんに、彼は他人に損害を予へて己自から利益をなすを以てなり、更に層進して、他人の飼ひ養へる犬豕鷄豚を攘み取る者に至りては、其の不義なることは、又彼の他人の園圃に忍び入りて桃李の實を竊む者より甚し、是れ何の故に甚きかと云はんに、盜品の更に貴くして、他人に損害を予ふること前の所爲より愈〻大にして多きを以てなり、苟も損害を予ふること愈〻大に多ければ、其の不仁なること又隨うて滋〻甚くして、其の罪は益〻厚きなり、更に層進して他人の設けたる欄柵內若くは厩中に入りて飼養せる馬牛を盜取する者に至りては、其の不義なること、又前者の人の犬豕鷄豚を攘むより甚だし、此れ何の故かと云はんに、其の他人に損害を予ふること、盜品の大なるに隨うて、愈〻多きを以てなり、苟も人に損害を予ふること愈〻多ければ、其の不仁なること、又隨うて滋〻甚くして、其の罪は益〻厚きなり、罪不相當の人を殺して、其の衣裘を剝ぎ取り戈矛刀劍を盜む者は、其の不義なること、又前の人の欄柵內厩中に入りて飼養せる馬牛を取るより甚し、此れ何の故ぞと云はんに、其の他人を損害すること愈〻多きを以てなり、苟も人を損害すること愈〻多ければ、其の不仁なること滋〻甚くして、其の罪益〻厚きことは知るべきなり、此の場合に臨て、天下の君子皆之を辨へ知りて非とし、之を不義と云へども、今大に不義をなし他國を攻むる暴君に至りては、世人之を非とすることを知らず、反りて之を譽めて義に叶へりと謂ふ、此れ豈に義と不義の辨別を知る者と謂ふべけんや、

【解義】　【入人園圃】園は果樹を植うる處、圃は「たんぼ」にて種菜の處なり、【衆聞則非之】則は而と同じ、【攘人犬豕鷄豚】攘は盜なり、「論語」に其父攘羊とあり、注に因其自來而取と云へり乃ち先方より來るを利して盜むなり、【其不仁茲甚】茲は滋と同じ、既に尙同上篇に見ゆ、【入人欄廐】欄は闌と同じ、「やらい」「しきり」の類玉篇に木欄也とあり、【殺不辜人】辜は罪なり、不辜は無罪と同じからず、無罪は全く罪なし、不辜は多少の罪はあれども、其の罰に當るまでの罪はなきなり、【拖其衣裘】拖は拕と通じて、褫の字と同く、奪なり、「うばふ」と訓ず、「周易」に終朝三褫とあるを、陸徵明の音義に、褫鄭本作拕、徒可反とあり、

之、此何故也、以虧人自利也、至攘人犬豕雞豚者、其不義又甚入人園圃竊桃李、是何故也、以虧人愈多、虧人愈多、其不仁茲甚、罪益厚、至入人欄廐取人馬牛者、其不義又甚攘人犬豕雞豚、此何故也、以其虧人愈多、苟虧人愈多、其不仁茲甚、罪益厚、至殺不辜人也、拖其衣裘、取戈劍者、其不義又甚入人欄廐取人馬牛、此何故也、以其虧人愈多、苟虧人愈多、其不仁茲甚、罪益厚矣、當此天下之君子皆知而非之、謂之不義、今至大爲不義攻國則不知非、從而譽之謂之義、此可謂知義與不義之別乎、

【大意】盜竊を以て殺掠に比較し、攻戰を以て殺掠に比較し、後者の罪は前者より益甚きことは、人皆之を知るも、獨り攻戰の一事に至りては、世人之を罪せざるのみならず、反りて稱贊することは、其の惑へるの甚き者なるを云ふ、論法一層は一層より深く進むこと、宛も筍皮を剝ぐが如し是れ墨子慣家の手段、

【通釋】均く是れ竊盜の罪ならんも、亦自から大小輕重の差あり、今此所に一人ありて、他人が所有せる園圃の中に忍び入りて、園の桃李の實を竊むものあるときは、通常の諸人は聞きて之が不義を非難し、上の當局者は捕らへて之が不法を處罰せん、此れ何の

なし、今藤校に據りて補ふ、孫校亦同じ、【意我先從事乎惡賊人之親】舊本に賊の字なし、今藤校に據りて補ふ、兪校亦同じ、【然即之交兼者孝子果不得已乎】諸本に然即之交孝子者果不得已乎に作る、義通すべからず、諸説憒々明瞭ならず、今上文に然即之交兼者果生天下之大利者與とあるに據り交の下に兼の字を補ひ又意を以て孝子を者の下に移す、【姑嘗本原之】舊本に之の字なし、今孫校に據りて補ふ、【先王之書】舊本に書の上所の字あり、今孫校に據りて削る【飯不踰乎三】舊本に三を一に作る今藤校に從うて改む【故約食爲甚難爲也】舊本に甚を其に作る、今兪校に據りて訂す、下文皆之に倣ふ、【未渝於世】舊本に渝を踰に作る、今孫校に據りて改む、【焚內失火】舊本に內を舟に作る今孫校に據りて改む【伏水火而死者】舊本に者を有に作り、且下句に屬す、今王校に從ふ、【不鼓而不退】舊本に不退の不の字なし今孫校に據りて補ふ、【即求以鄉其上】舊本に其の字なし、今藤校に據りて補ふ、【今若夫兼相愛交相利】舊本に愛交相の三字を脫す、今藤校に據りて補ふ、孫校亦同じ、【故君子若欲爲惠】舊本に若の上に莫の字あり、今孫校に據りて削る、藤校亦同じ、

墨子卷之五

非攻上第十七

墨子兼愛を以て主旨とすれば、戰爭して國を攻め人を殺すことは、固より非斥して取らざる所なり、況や當時周室既に衰へ諸侯放恣にして、强は弱を併せ、大は小を呑み、天下の人民膏血を流し、誅求に苦める情態は、實に悲慘に堪へざる者あり、是れ此の篇の著ある所以なり、乃ち非攻とは攻戰して國を取り人を殺すことを非斥して、其の罪惡を述べて、時人の反省を促がさんとの意より作れるを以て篇名となせり、亦上中下の三篇ありて、上篇は專ら義理を主として論じ、極めて其の大意を摘述せしに過ぎず、

今有一人、入人園圃、竊其桃李、衆聞則非之、上爲政者得則罰

訂す、【股肱畢强相爲動宰乎】舊本に動の下に爲の字あり擧を宰に作る、一本に動宰の間爲の字なし、今孫校に從うて訂す、【今唯毋以兼爲正】舊本に今を令に作る、今孫校に從うて訂す、【疾病不持養】舊本に持を侍に作る、上文の有所侍養云々の句に涉りて誤る、今孫校に從ふ、【雖我亦將非之】雖我を舊本に難哉に作る、今王校蘇校孫校に據りて訂す、【誰以爲二士】王引之は誰を設に作るべしとなす、今仍舊本に從ふ、【不識擇之家室將惡從也】舊本に不識將惡也に作り家室の二字下句に屬す、茅本に不識將擇之家室に作る、俱に義通ずべからず、俞樾は下文に不識將擇之二君者將何從也とあるに據りて惡は何と同義なれば其の下に從の字を補ひ將惡從也につくるべしと云へり、今諸說を參酌し意を以て更訂す、【使其一君者執別】舊本に其の字なし、今孫校に據りて補ふ、【而不可以擇君乎】舊本に乎を子に作る、今王校に據りて訂す、【是故別君之言曰】舊本に曰の字なし、今孫校に依りて補ふ、【然即交兼交別】舊本に然即交に作り、兼交別の三字なし、今孫校に據りて補ふ、【當使若二君者】當を舊本に常に作る、今上文の當使若二君者の句に照

して訂す、【必從兼君之是有也】諸本に之と有の二字なし、今上文の雖非兼之人必寄託之於兼之有是也の句に據りて之と有との二字を補ふ、【擇即取兼】舊本に取兼の二字なし、今畢校に依りて補ふ、【即此言行拂也】舊本に即の字なし、今孫校に依りて補ふ、【自古及今】舊本に古の下に之の字あり、今戴校に從ひ削る、【先聖四王】四王を舊本に六王に作る、今孫校に據りて訂す、【何有以知先聖四王】舊本に有以の二字なし、今畢校の太平御覽に據りて補へるに從ふ、【既率爾羣封諸君】舊本に封を對に作り君を羣に作る、今惠棟の說及び孫校に從ひ訂正す、【非以求重富貴】舊本に重の上に以の字あり、今高木校孫校に據りて削る、【於禹取法焉】舊本に於禹求焉に作る今上下の文に據りて訂す、【敢用玄牡】舊本に玄を元に作る、淸人聖祖(康熙帝)の國諱(玄曄)を避けて元に作るなり、今墨子の原文に復す、【上天后土】舊本に土の字なし、今太平御覽孫校に據りて補ふ、藤校亦同じ、【且不惟禹誓與湯說】舊本に禹誓を誓命に作る、今孫校に據りて訂す、【然而天下之士】舊本に士の字なし、今藤校に據りて補ふ、【然後人報我以愛利吾親乎】舊本には以の字

に對して、子墨子の言を掲げ亦別君兼君の二人を假設し、其の言行を擬度して、別の害ありて兼の利なることを說き、而し天下の非兼の說あるは怪むべきを述べて、後段を喚起す、第六段兼愛は仁義の旨に叶へども、其の實行を難ずる論者の言に對して、子墨子の言を掲かげ先王の經典に徵し、兼愛交利の說は、古代聖王既に已に躬行して、天下を救ひし實例あれば、今日行ひ難きにあらざるを云ふ、第七段、兼愛の說は親に孝道を盡くす害となれば不可なりと云へるの難者の言に對し、子墨子の言を掲かげ、吾先づ人の親を愛利し然して後人も亦吾が親を愛利する者なれば、兼愛は反りて孝道の基本たることを云ひ、大雅の詩を引きて、其の言を謬らざることを證し、而して天下の非兼の說あるは怪むべきを述べ、後段を喚起す、第八段兼愛の難きよりは人主の意を迎へ好みに投じて、食を約し身を焚き衣を惡くすることの難きを述べ、然るに一は爭うて之を爲し、一は難しとして爲さゞるは、上の好まざるに由ることなれば、既に兼愛の天下の大利なることを知らば、上下一致して共に之を爲し、以て聖王の正道天下の大利を空くせざらんことを務むべしと論じ、以て一篇を總結す、大凡篇中三たび不識天下之士所以皆聞兼而非者其故何也の語を點出し、以て上を結び、又三たび然而天下之士非兼者之言猶未止也の語を點出して下を起し、一は每段を繳束し、一は每段を劈開す、反覆の間自から文章の姿致を生ず、而して讀者亦其の甚き煩冗を覺えざるのみならず、一層は一層よりも緊切にして論旨明白透徹の快あり、

存異

【富之侮貧】諸本此の句なし、今藤校に據りて補ふ、【又與爲人君者】又を舊本に人に作る、今孫校に據りて訂す、【又與今之賤人】舊本に今の下に人の字あり、今王校に據りて削る、【衆害之所自生】舊本に生の字なし、今孫校に據りて補ふ、【即必曰別也】舊本に曰の字なし、今畢校に據りて補ふ、【子墨子曰別非也】諸本に別非也の三字子墨子の上にあり、今藤校に從うて移す、俞校亦同じ、【猶以水救水也】舊本に以水救火に作る、又火救水に作る今茅本に據りて訂す、【天下之大利者也】舊本に也の字なし、今孫校に從うて補ふ、【仁人之事者】舊本に事を是に作る、今一本に從うて

有レ爲而爲とは斯の報あるが故に爲して、苟も報なければ肯て爲さざるなり、今儒墨の均く愛を說くは相似たれども、其の旨の相同からざるや此の如し、未だ知らず世の識者以て此の二說孰れか義にして孰れか利となすか、近時學者の墨子を論じて西洋功利の學說に近しとなす、亦其の故なきにあらざるなり、若夫の兼愛中篇に、武王の言を援きて、雖レ有二周親一不レ若二仁人一萬方有レ罪維予一人と云ひ、下篇に湯王の辭を載せて、有レ善不二敢蔽一有レ罪不二敢赦一簡在二帝心一萬方有レ罪即當二朕身一と云ひ、以て天下を公共の有として、私親に偏せず、仁人を用ゐ、賞罰違はず、身を以て責任に當りしは、湯武の兼愛にして今之を取りて以て法とすべきことを說けるがごときは何ぞ一に論語の堯曰篇に歷聖の傳統精神を掲かげて、湯武の言を擧ぐる者と何ぞ其れ相似たること甚きや、是れ又豈に後世篤學潛思の士にありて、研究一番の勞を竭くすべき價値無しとなさんや、

文評

通篇を八段に分つ、第一段は起首直入一番、仁人の事は務めて天下の利を興し、天下の害を除くを求むることを叫破し、次ぎに當今天下の害たる者を列擧し、其の弊源を人の交も相別つよりして生ずることに歸し、救濟の方何を以て之に易ふべきかを云ひ、以て下段を喚起す、第二段は子墨子の言を掲げ、兼愛の以て交別に易ふべきことを言ひ、其の理由を說きて天下の大利を生ずる者なるを述べ、回筆一次、再び仁人の利を興し害を除くを求むる旨を點出し、天下之大利と天下之大害の二語を以て兼別の得失を對勘して斷定す、第三段は專ら兼愛の利を說き、天下の人互に扶持して、上たる者を輔け、上下の情通じて、政敎遍く行はるゝときは、鰥寡孤獨の窮民も亦依倣して生活を遂ぐるを得べきことを云ひ、而して天下の兼愛を非とする說あるは怪むべきを述べて、後段を喚起す、第四段は兼愛の說は善なれども實用すべからずとの難者の言に對し、子墨子の言を掲かげ、苟も善にして而も用ふべからざる理なきことを論破し、別と兼とを二士の言行に就きて歷擧し、別の害ありて兼の利あることを說き、而して天下の兼愛を非とする說あるは怪むべきを說きて、後段を喚起す、第五段は又兼愛は士に行はるべきも國君には行はれざるとの難者の言

當は若と通ず、當若は一意を二語に重複して云へるなり、墨子の常語にて、既に尙同の中篇に解せり、

總評

墨子兼愛の說、其の尙賢尙同の論と同く、三篇概相似たる文章にして、每篇多少の詳略出入なきにあらず、而して兼愛下篇の如きは、父子の親、亦先づ兼愛を以て主とすべきことを說くに至りては、儒者の敎と、寔に其の本を異にする者、蓋亦此に存すと謂ふべきか、孝經は孔門親に事ふるを敎ふる書なり、其の說に曰く愛親者不敢惡於人敬親者不敢慢於人愛敬盡於事親然後德敎加於百姓刑於四海と、夫れ不敢惡とは親愛するを謂ふなり、不敢慢とは尊敬するを謂ふなり、親愛すと云ひ尊敬すと云はずして、不敢惡不敢慢と云ふ、不敢とは蓋し爲さんと欲するとも、爲すに忍びず、犯さんと欲するとも、犯すに忍びざる、一點の良心を根據基礎として、說けるなり、乃ち吾が親を愛する本心より出でゝ、其の他人に對するや、父に在りては彼亦人の父なり、子に在りては彼亦人の子なりと思ふときは、忠恕の情油然として生じ、勃然として發し、之を愛敬せざらんと欲すと雖も敢て忍びざるなり、孔敎の仁を說き義を稱し、其の實行の起點を、先づ其の親を愛敬するに定めしは、洵に是の故を以てなり、論語に曰く、本立而道生孝弟其爲仁之本乎と、今や墨子の說は則ち然らず、曰く孝子之爲親度者亦欲人之愛利其親與、意欲人之惡賊其親與、以說觀之即欲人之愛利其親也、然即吾惡先從事即得此、若我先從事乎愛利人之親然後人報我以愛利吾親乎、意我先從事乎惡賊人之親然後人報我以愛利吾親乎、即必吾先從事乎愛利人之親然後人報我以愛利吾親乎と是れ墨子の愛利を說くは畢竟己が愛利せらるゝことを、他人より得んが爲めに、己先づ他人を愛利することを說くなり、即世の墨子を論ずる者或は墨子の眞意は先づ他人を愛利するにあらずして、己が身を愛利せんと欲するよりして、他人を利用するに過ぎずと云へるは、頗る深刻寡恕の言なれども、亦未だ必らしも其の理由なくんばあらず、宋の張敬夫嘗て義利の辯を立てゝ曰く、無爲而爲者義也、有爲而爲者利也と、無爲而爲とは、其の事や吾が本務を盡さんがために爲して、其の報の如何は、初めより問ふ所にあらず、

るを逃べ、以て全局を結ぶ、

【通釋】是の故に上に逃べし細腰たらんと欲して食を省約し、勇士たらんと欲して身を火中に投じ、儉名を獲んと欲して粗服をなせるは、皆此れ天下の至て爲し難き業なり、此の如き苦艱を積みて、然して後に上始めて之を悅ぶときは、未だ一世を變へざる內に、民の風俗已に移し易へて、上の好む所に從はしむることを得べし、此れ何の故ぞと云はんに、即ち下たる者は以て上たる者に向ひ近きて、其の歡心を得んことを求むればなり、然るに今や夫の兼ねて相愛し交も相利するが若きは、彼の甚だ爲し難き業の比にあらずして、利益あり且爲し易き者なることは、一々數へ擧ぐべからず、然るに今や之が世に行はれざるは如何なる故と云はんに、我は以爲らく上たる人に於て之を悅ぶ者あること無きのみ、苟も上たる人之を悅ぶ者ありて、人民を勸勉するに、賞譽を以てし、人民を威服するに刑罰を以てして、兼愛を行へば賞し、兼愛を行はざれば罰することをなすか、我は以爲らく人民が兼ねて相愛し交も相利する道に就き從ふことは、之を譬ふるに猶火が上に就きて升り、水が下に就きて降るがごとく、自然の理にして、天下何人と雖も拒ぐこと能はざるなり、故に兼ねて一樣にして彼我の偏頗なきことを爲すは、聖王の道なり、王公大人の安んずる所以なり、萬民の衣食生活が足りて乏から ざる所以なり、故に有志の君子は兼愛の道を審かに究はめ、務めて實行するに若くはなし、果して然るか人の君と爲りて下に臨むときは、必ず恩惠厚く人の臣と爲りて上に事ふれば、必らず忠義深く人の父と爲りて子に接すれば必らず仁慈至り、人の子と爲り親に事ふれば、必らず孝敬を盡くし、人の兄と爲りて弟に接すれば必らず友愛に人の弟となり兄に事ふれば必らず悌順なることは疑はざるなり、故に世の君子、若し恩惠ある君忠義なる臣仁慈なる父孝敬なる子友愛なる兄悌順なる弟たらんと欲すれば、兼愛の說の若きは、行はざるべからず、此れ古今聖王の正道にして、而も天下萬民の大利なり、

【解義】【爲人弟必悌】善く兄長に事ふるを悌と謂ふ、古は悌の字なし、弟を以て之に當つ、故に畢沅は本文の悌を當に弟に作るべしと云へり、然れども此れ必しも拘らずして可なり、【當若兼之不可不行也】

孫曰く、且苴即麤粗と孫詒讓は春秋繁露の兪序篇に始於麤粗、終於精微とあるを引きて、麤粗は精微に對して言ふとなし、又「論衡」の量知篇に、夫竹木麤苴之物也とあるを引きて、且苴は麤苴と字音相通じて、共に粗大の義となす、

是故約食焚身苴服、此天下之至難爲也、然後爲而上說、未踰於世而民可移也、何故也、即求以鄕其上也、今若夫兼相愛交相利、此其有利且易爲也、不可勝計也、我以爲則無有上說之者而已矣、苟有上說之者、勸之以賞譽、威之以刑罰、我以爲人之於就兼相愛交相利也、譬之猶火之就上、水之就下也、不可防止於天下、故兼者、聖王之道也、王公大人之所以安也、萬民衣食之所以足也、故君子莫若審兼而務行之、爲人君必惠、爲人臣必忠、爲人父必慈、爲人子必孝、爲人兄必友、爲人弟必悌、故君子若欲爲惠君忠臣慈父孝子友兄悌弟、當若兼之說不可不行也、此聖王之道而萬民之大利也、

【大意】　上たる者兼愛を行へば、下必らず之に從ふことを說き、兼愛は聖王の大道にして萬民の大利な

ずして國民の風俗は勇を好みて死を畏れざるやうに移し易ふることを得べし、乃ち士民は如何なる困苦も克ち忍びて、其の上たる者に嚮ひ近きて其の氣に入らんことを求むればなり、

【解義】【偃其前列】偃は僵なり、【不鼓而不退】士氣旺盛して死を辭せざれば、進發を令する陣鼓を停て撃たずとも進んで退くことを肯んぜざるなり、【越國之士可謂顫矣】顫は畢沅は言其驚畏也と注せり、廣韻に四支寒動也とあり、手足のがた〳〵と震へること、

昔者晉文公好苴服、當文公之時、晉國之士、大布之衣、牂羊之裘、練帛之冠、且苴之屨、入見文公、出以踐之朝、故苴服爲甚難爲也、然後爲而文公說之、未渝於世而民可移也、即求以鄉其上也、

【大意】上文を承け、晉の文公の事を援きて之を證す、

【通釋】又一例證を擧げんに、昔は晉の文公粗服を好みしかば、文公の時代に當りて、晉國の士は麤布の衣に牝羊の皮衣を着し、練帛の冠を戴き、粗麤なる屨を穿て宮中に入りて文公に謁見し、出でゝ其の屨を朝廷に踐みて、平然として厭はざりき、されば粗服を着用するは甚だ爲し難きとなすなり、去れども此の如き甚しき苦行をなして、後に文公の悅びを獲ることなれば、士臣は爭うて之を爲せば、未だ一世を易へざる内に、民俗は已に移し易へて粗服の儉なる風俗となすことを得べきなり、即ち國人たる者、以て其の上たる者に嚮ひ近かん爲めに、右の如く困苦を克ち忍びて之を爲すなり、

【解義】【晉文公好苴服】苴は粗と通ず、苴服は中篇に云へる惡衣なり、【大布之衣】大布は麤布なり、既に中篇に見ゆ、【牂羊之裘練帛之冠】倶に中篇に見ゆ、【且苴之屨】あら〳〵としたる織り物のくつを云ふ、王念

の悅びを得ることを云ふ、其の語意臣下の所爲を主として云へる者にて、自から若荀君說之則衆能爲之の靈王を主として說かれしとは同からず、下文皆之に倣らへ、又王闓運の說に據れば然後爲を然而爲之と改め而靈王說之の而を以の字と同義となし靈王之を說ぶを以てと讀めり姑く參考に錄す、【未渝於世】孫貽讓曰く渝は變なり、世未だ變せざるに、民俗已に之が爲めに移るを言ふ、舊本に渝の字を踰に作る亦通ず、【卽求以鄕其上】鄕は向と通ず、

昔者越王句踐好勇、敎其士臣三年、以其知爲未足以知之也、焚內失火、鼓而進之、其士偃前列、伏水火而死者、不可勝數也、當此之時、不鼓而不退也、越國之士可謂饘矣、故焚身爲甚難爲也、然後爲而越王說之、未渝於世而民可移也、卽求以鄕上也、

【大意】此れ上文を承け越王の事を擧きて之を證す、

【通釋】又其の一例證を擧げんに、昔時越王句踐勇氣を好み、其の士臣を敎訓すること三年なりき、越王は自分の智慧は、未だ士臣の勇怯如何を知るに足らずと思ひて、或る時宮內に火を掛け焚き、鼓を鳴らし指揮して士臣を進め之を救はしむ、其の士臣は此所こそ我が王に己が勇氣を示すべき好機會と思ひて、最も危き前列に進みて偃れ、水火の中に伏して死する者太だ多くして數ふるに勝ふべからず、此の時に當りて、士臣の氣は狂せん許りに猛り居りて、水火を物とも思はず爭ひ進むことなれば、たとひ前進を號令せる鼓を止めて擊たずとも、仍ほ前進して止まざるなり、如何に越國の士臣なればとて、一死を擲ちて水火に投ずることなれば、其の初めは顫へ畏れたることならん、去れども此の如き苦行をなして後に始めて越王の悅びを得るなり、されば未だ一世を變へ

るが如く、教令も善惡によりて尊く行はれ又は卑まれて從はざることあるを云ふ、【投我以桃報之以李】投は惠投なり、めぐみ贈ること鄭玄は此言善往則善來人無行而不得其報也と云へり、乃ち物に隨うて相應の報あるを云ふ、

意以爲難而不可爲邪、嘗有難此而可爲者、昔荊靈王好小要、當靈王之身、荊國之士、飯不踰乎三、固據而後興、扶垣而後行、故約食爲甚難爲也、然後爲而靈王說之、未踰於世而民可移也、即求以鄉其上也、

【大意】 兼愛の行はれざれば、上の好まざるに因るを云ひ、荊靈王の事を援き之を證す、

【通釋】 抑も天下の士は、兼愛を以て難くして爲すべからずとなすか、天下には嘗て此の兼愛より更に爲し難くして而も爲すべしとなす者あり、昔時荊の靈王は細やかなる腰の人を好みしかば、荊國の士は身體の細そやかにならんが爲めに、飯は一飯より以上は食はず、遂に其の目的を果たして細やかなる身體となり、固く杖に縋りて後に始めて興つことを得、垣に憑りすがりて後に始めて行くことを得る身となれり、されば食物を約め省くことは、人の甚だ行ひ難きことゝなせども、此の如く苦行を積みて爲すときは、靈王之を悅べる故に、未だ一世立たざる内に、人民の嗜好は移り易はり細腰の人となれり、何故なれば、人民は如何なる困苦をも克ち忍びて、其の上たる者に嚮ひ近きて氣に入らんことを求むればなり、

【解義】 【飯踰乎三】即ち中篇にある皆以三飯爲節の事を云ふ、【固據而興】據は杖持也と說文にあり、【然後爲而靈王說之】後の字、孫詒讓は中篇に若苟君說之則衆能爲之とあるを證となして、衆に作るべしと云へり、按ずるに本篇下文皆俱に爲の字に作れば、孫氏の說未だ從ふべからず、然後爲而靈王說之とは、臣下の苦行此の如く甚くして然る後に始て靈王

何也』、

【大意】　孝子の人の親を兼愛するは正道なることを、先王の書に據りて知るを云ふ、

【通釋】　然らば則ち此の交も兼ね一樣にする者は、孝子に於ては果して巳むを得ずして然るか、先づ他人の親を愛利するを行ふことを自から禁止して爲さゞるべきか、抑も天下の衆多なる孝子の行爲を以て、偶然に或る事に出で遇うて爲すものなれば以て正則として據るに足らずとなすか、吾姑く嘗試に之を本原に溯りて先王の書して遺せし書大雅の詩の言ふ所に據りて曰はん、凡そ天下の物は、各〻相應なる類を以て報い到る者なり、今や人言語を交はすときは、互に答へざることゝなし、恩德を施すときは互に報いざることとなし、人よりして我に惠み贈くるに美味なる桃實を以てするときは、我は其の人に報ゆるに亦美味なる李實を以てすと、即ち此の詩は、人を愛する者は、亦必らず愛せられ人を惡む者は亦必らず惡まるゝを言へるなり、此によりて觀れば、先王の兼愛を以て正道となせるや亦知るべきなり、然るに今や天下の士、皆兼愛を聞きて之を非とするは、其の故何ぞや、實に其の理由を發見するに苦むなり、

【解義】【然即之交兼者】然即は然則と同じ、既に上文に見ゆ、之は此と同じ、交兼とは相互に愛利することにして、上文にある我先愛利人之親然後人報我以愛利吾親を謂ふ、【意以天下之孝子爲遇】意は抑と通ず、遇は一本に偶に作り、又過に作る、或は曰く當に愚に作るべしと、按ずるに「春秋」の隱公八年に宋公衞公遇于垂とあるを、穀梁傳に不期而會曰遇と釋せり、乃ち遇は偶然に出で逢ふことにて、預め意ありて然るにあらざるを云へり、本句の意は、交も互に兼ねて他人の親を愛利することは、天下の孝子が偶然其の事に遇うて爲せるのみにして、他に深き理由あるにあらずとなり、遇は偶と古字相通ず、【大雅之所道】大雅は詩の大雅にて、今の「詩經」の大雅抑篇に、斯の語を載せり、【無言而不讐】讐は用なり、鄭玄は敎令之出如賣物、物善則其售賈貴、物惡則其售賈賤と注せり、乃ち讐を售と通じて、言として售れざることなしと讀みて、言語が敎令となりて出づるや、彼の賣品の善惡によりて價額と賣行の差等あ

親を愛利することを願ひ欲するか、抑も他人の我が親を惡賊することを願ひ欲するか、今や孝子が平素の所說に據りて觀察せんに、孝子は必らず他人の我が親を愛利せんことを願ひ欲するなり、然らば即ち吾(孝子)は先づ第一に何に事を行ふときは、即ち他人が我が親を愛利する願欲を遂げ得るかと云はんに、此れ我(孝子)より先づ他人の親を愛利することを行ひて、然る後に他人も我(孝子)に報ふるに吾(孝子)が親を愛利することを以てせんか、抑も我より先づ第一に他人の親を惡み賊へることを行うて、然る後に他人も我に報ゆるに吾が親を愛利することを以てするか、即ち必ず吾より先づ他人の親を愛利することを行うて然る後に他人も報ゆるに吾が親を愛利することを以てするが當然の理なり、

【解義】【意不忠親之利】通常ならば意不レ忠レ利レ親と書すべきを、倒字法を用ゐて書せるなり、意は抑と通ず、既に上文に見ゆ、忠は宜く中に作るべしとの說あれども、必しも改めずして可なり、忠は忠實なり、乃ち兼愛の弊、其の親を愛利すること忠實ならざるを云ふ、【以說觀之】說は孝子平生の言說なり、孝子が平生の言說即ち持論よりして推し觀れば、と云ふ意、【然即吾惡先從事即得此】即は則と通ず、既に上に見ゆ、惡は何と同じ、反語なり、得此は、此とは即ち上句の人之愛利其親を指して云ふ、

然即之交兼者孝子果不レ得レ已乎、毋下先從二事愛一利人之親上者與、意以二天下之孝子一爲レ遇而不レ足二以爲一レ正乎、姑嘗本二原之先王之書、大雅之所レ道曰、無二言而不一レ讐、無二德而不一レ報、投レ我以レ桃、報レ之以レ李、即此言レ愛レ人者必見レ愛也、而惡レ人者必見レ惡也、不レ識天下之士所二以皆聞レ兼而非一レ之者、其故

て、無位の者は又皆之を視倣うて善良となるを云ふ、【若言非語道之謂也】此の句疑らくは脱誤あらん、或は曰く若は此なり、也は耶と同じ、疑問の辭、而して語の上に、豈の字を加へて看るべし、即ち此言豈非語道之謂耶とあると同意にて、以上の詩は道を語りて謂はれしことなるを云ふ、【弟兄之所阿】阿は私なり、依怙偏頗をなすこと、

然而天下之士非兼者之言、猶未止也、曰、意不忠親之利而害爲孝乎、子墨子曰、姑嘗本原之孝子之爲親度者、吾不識孝子之爲親度者、亦欲人之愛利其親與、意欲人之惡賊其親與、以說觀之、即欲人之愛利其親也、然即吾惡先從事即得此、若我先從事乎愛利人之親、然後人報我以愛利吾親乎、意我先從事乎惡賊人之親、然後人報我以愛利吾親乎、即必吾先從事乎愛利人之親、然後人報我以愛利吾親也、

【大意】此れ孝子の親に事ふる道、亦先づ兼愛を務むべきを云ひ、以て兼愛の大道たることを明かにす、

【通釋】兼愛の是非利害既に明かなること、前述の如くなるに、今や天下の士兼愛を非難する言猶未だ止まざるは、何ぞや、難者は曰く、抑も兼愛を實行なさんか、子たる者が其の親を愛利するに忠實ならずして、父母他人を全く同一視して差別なければ、孝道の妨害となることあらんと、子墨子は曰く、姑く嘗に之を世の孝子が其の親の爲めに度る者の本源に就きて觀察せん、孝子の親の爲めに度る者は、亦他人の我が

之人所以皆聞兼而非之者、其故何也、

【大意】此れ又武王の事を援きて、前言を證す、

【通釋】且唯禹誓と湯說に於て、禹湯兩王の事を云へるのみならず、周代の詩、即ち武王の行も亦猶兩王兼愛の如きことあり、周代の詩に、武王の事を歌うて曰く、王者の道は蕩々として大に開け、一方に偏せず、一部に黨せず、王者の道は平平として辨へ治まりて、一部に黨せず、一方に偏せず、誠に公明正大なり、而して其の道の直きことは矢の曲がらざるが如くにして、賞罰は偏らず、其の道の易らかなることは、砥の平かなるが如くにして、貢租は平均なり、有位の君子は、斯の直道を履み行ひ、無位の小人は之を視て倣ふ所なりと、此の言は、豈に天下の道を語りて謂へるにあらずや、古の文王武王は政治を爲すや、物事を平均に分ち、賢者を賞し、暴人を罰し、己が親戚兄弟なる故に偏頗なる私をなすことあるなし即ち此れ文王武王の兼愛なり、唯子墨子の謂へる兼愛も、實に文王を法となせるなり、以上の如く、先聖四王既に已に明かに兼愛の成績を實現せられたり、然るに天下の人皆兼愛を聞きて、非認排斥することは、其の故何ぞや、吾甚だ其の理由を發見するに苦めり、

【解義】【周詩】今の「詩經」には本文の王道蕩々以下三句なし、「書經」の洪範篇にありて、不偏不黨の不字を、皆無の字に作る、古人詩書の名目を稱すること、必しも深くは拘らず、「戰國策」の秦策に詩云大武遠宅不涉とあるは、即ち「逸周書」の大武篇に遠宅不薄とあるを引きて云へるが如き亦此の類なり、【王道蕩蕩】蕩々は打ち開けたる意なり、高誘は蕩々を、平易なりと解せり、【王道平平】平は辯と同じ、辨と相通ふ、辨別ありて秩序正しく治まること、【其直如矢其易如砥】易は夷と通ず、平かなること、以下小人之所履に至るまで、今の詩經の小雅大東篇にありて、其道如砥其直如矢君子所履小人所視に作る、毛傳に如砥貢賦平均也如矢賞罰不偏也とあり、矢は弓の矢にて直ぐなるに喩へ、砥は砥石にて、其の平均なるに喩ふ、【君子之所視】本句及び下句の之の字、倶に詩經には無し、天子の恩厚ければ、有位の者は模範として、其の履み行ふこと砥矢の如く、平かに直くし

説に「論語」堯曰の篇に本文と大同小異の文あり、何注に孔安國の説を載せて、墨子引湯誓其辭如此とあれば、湯誓の誤ならんと云ふ、【惟予小子履】予小子は自身を謙遜せる辭なり、履は湯の本名にして、湯は後の改名なり、「白虎通義」の姓名篇に湯王後更名爲子孫法本名履也とあり、【敢用玄牡】「周禮」に據れば、太宗伯以蒼璧禮天以黃琮禮地以青圭禮東方以赤璋禮南方以白琥禮西方以玄璜禮北方とあるが如く、天地四方の神を祀るに、各其の相當の色を以てするものにして、又禮東方以立春禮南方以立夏禮西方以立秋禮北方以立冬とあるが如く四方の祭をなすは、各其の相當の時を以てするなり、今上帝を祀るに玄牡を以てする、鄭玄は五帝（東西南北中の五方の神）を總祭するには、冬至を以てする故に、北方相當の黑色に因りて、玄牡を用ゆと云へり、玄は黑なり、牡は獸雄なり、劉恭冕は凡大祭用牛則此玄牡爲黑牛矣と云ふ、【上天后土】上天は天帝、后土は土の神なり、【今天大旱】閻詁に曰く、帝王世紀に湯自伐桀後大旱七年、禱于桑林之野其辭如此と【簡在帝心】簡は閱なり、「るらぶ」こと、帝心は天帝の心なり、【以身爲犧牲】湯夏に克ちし後、大旱五年に及び、湯乃ち髮を翦り手を磨し、身を以て犧牲となし、福を上帝に祈る、時此の予一人有罪云々を引きて云へること、「呂氏春秋」の順民篇にも見ゆ、【以祠說于上帝】祠說祭祀なり、說は辭を陳ぶるなり、

且不惟禹誓與湯說爲然、周詩即亦猶是也、周詩曰、王道蕩蕩、不偏不黨、王道平平、不黨不偏、其直如矢、其易若厎、君子之所履、小人之所視、若言非語道之謂也、古者文武爲正均分、賞賢罰暴、勿有親戚兄弟之所阿、即此文武兼也、雖子墨子之所謂兼者、於文武取法焉、不識天下

下、有善不敢蔽、有罪不敢赦、簡在帝心、萬方有罪、即當朕身、朕身有罪、無及萬方、即此言湯貴爲天子、富有天下、然且不憚以身爲犧牲、以祠說于上帝鬼神、即此湯兼也、雖子墨子之所謂兼者、取法焉、

【大意】此れ又湯王の事を援きて、前言を證す、

【通釋】且禹誓にある禹王の事のみならず殷の湯王の事を記せる湯說の文に據れば、湯王も亦猶夏の禹王の如き兼愛の行あり、湯王は曰く、惟れ予小子名は履と云へる者、敢て黑色の牡牛を用ゐて犧牲となし祭を設け、天地の神に告げて曰く、今や天大に旱して萬民は苦めり即ち其の罪は朕が此の身に當れり但小子履愚昧にして未だ如何なる惡事ありて罪を上下の者に得しかを知らず、凡そ天下の人に善事あれば、敢て蔽ひ隱すことをなさずして世に顯はし、又罪惡あれば、敢て道を枉げ赦すことをなさずして之を罰すべし、孰れか善事あるや、孰れか罪惡あるや、其の簡び別つことは、一に上帝の御心に在りて決すべし、今や小子履は天下萬民を治むべき天子の位に在れば、若し萬方の人人罪あらば、即ち其の罰は朕が一身にあり、又朕が一身罪あらば、全く朕が過ちにして萬方の人人は關係することなし、故に若し苟も上帝后土に對し奉りて、不都合の廉あらば願くは朕が一身を罪し玉へ、朕は天下萬民に代りて其の責に任ぜんと、即ち此の言は、湯王の貴きこと天子となり、富は天下を有てども、且一身を以て犧牲とし、上帝鬼神を祠り說きたることを言へり、即ち此れ湯王が兼愛の事なり、子墨子の謂へる兼愛も湯王の行爲に就きて法を取れるなり、

【解義】【湯說】湯王が上帝鬼神に陳說して自から責むる辭なり、「周禮」に六祈、六曰說とありて、鄭注に說以辭責之用幣而已と云へり、殷代にも亦此に類せる祈禱の禮ありしならんと、孫詒讓は云へり、又一

【大意】 又禹王の事を援きて前言を證す、

【通釋】 且唯獨り泰誓にある文王の事のみにあらず、夏の禹王の事を載する禹誓の言と雖も、即ち亦猶文王のごとく兼愛の政あり、即ち禹王の衆人に誓はれし言に曰く、濟濟として衆多なる諸人、咸な打ち揃て朕が言を謹聽せよ、今や征伐の師を出だすは、惟れ我小子が敢て事を起し亂を擧ぐるを喜ぶにはあらず、蠢として動ける玆の苗民に對して、天罰を加へんが爲めなり、故に此に予既に爾ぢ羣邦の諸君を率ゐて、有苗の民を征せりと、彼の禹王が有苗を征伐せしは、以て富貴を多く重さね幸福を求め、己が耳目に美聲を聽き、美色を視て樂まんとにはあらず、乃ち以て天下萬民の爲めに利益を與し、弊害を除かんと欲してなり唯子墨子の謂ゆる兼愛も亦昔時禹王の此の行を取りて法となせるなり、

【解義】 【禹誓】惠棟の說に據れば、夏の禹王三苗を征せし時、師に誓ひし文なり、されば禹誓と云ふ、孫貽讓は曰、今の「書經」の大禹謨篇に本文に似たる語あるは、後人墨子より取りて入れしなりと、【濟濟有衆】濟々は衆盛の貌、有は發語の詞にて、有衆とは衆人なり、【咸聽朕言】朕は我なり、古は上下通じて自から己を稱して朕と云ふ、【敢行稱亂】稱は擧なり、今の「書經」湯誓にも、非台小子敢行稱亂の句あり、【蠢玆有苗】蠢は蠢動昏亂なりと、「書經」の孔傳に解せり、爾雅の釋訓には、蠢不遜也とあり、【若予既率羣封諸君】若は此なり、羣封は羣邦なり、封邦二字、古音近く、相通用す、羣邦諸君は、衆國の諸侯を云ふ、今の「書經」の大禹謨には、肆予以爾衆士奉辭伐罪に作る、【干福祿】干は求なり、「詩經」小雅の假樂篇にも干祿百福とあり、祿はもと福なり、知行を臣下に與ふるは、臣下を富まさんが爲めなれば、知行を祿と云へること、「周禮」の天官に太宰以八柄詔王馭羣臣二曰祿とある注疏に見ゆ、

且不唯禹誓爲然、雖湯說即亦猶是也、湯曰惟予小子履、敢用玄牡告於上天后土曰、今天大旱即當朕身履、未知得罪于上

治玉名と云へり、

泰誓曰、文王若日若月、乍照、光于四方于西土、即此言文王之兼愛天下之博大也、譬之日月兼照天下之無有私也、即此文王兼也、雖子墨子之所謂兼者、於文王取法焉、

【大意】此れ文王の事を援きて前言を證す、

【通釋】昔周の武王が諸侯に誓はれし文章即ち泰誓に此の事を傳へて曰く、文王の道德の明なることは、日の若く月の若く照すことをなして四方にまたは西方に光り輝きて、遍く照さざることとなしと、即ち此の泰誓の文章は、文王が天下を兼ね愛すること博くして大なるを言へるなり、之を譬ふるに日月の兼ねて天下を照すことと一樣にして私勝手なることなきが如し、即ち此れ文王が實行せられし兼愛なり、今子墨子の謂はゆる兼愛と雖も、亦文王に就いて模範を取りて法となせるなり、

【解義】【乍照光于四方】乍は作と古字相通ずと、孫星衍は云へり、又字の如く「たちまち」と讀むも妨げなし、既に中篇に詳かにす、

且不唯泰誓為然、雖禹誓即亦猶是也、禹曰、濟濟有衆、咸聽朕言、非惟小子敢行稱亂、蠢茲有苗、用天之罰、若予既率爾羣封諸君、以征有苗、禹之征有苗也、非以求重富貴干福祿樂耳目也、以求興天下之利、除天下之害、即此禹兼也、雖子墨子之所謂兼者、於禹取法焉、

實蹟を擧げて、兼愛の行ふべきことを明かにす、

【通釋】 然り而て天下の士に於て、兼愛を非認排斥する言は、猶未だ止まず、曰く兼愛は成程仁に相違なし義に相違なし、去れども議論は格別として、豈に實際に爲し行ふべけんや、吾は兼愛の實行すべからざることを、他の物事に譬へて云はんに、宛かも高大なる泰山を手に挈げて、廣遠なる江河を飛び越えんとするがごとし、到底實行すべきにあらず、故に兼愛は唯自分の希望に止まりて、夫れ豈に實行し得べき物ならんやと、子墨子此の言に對して曰く、夫れ泰山を挈げて江河を超ゆることは、道理上有る間敷ことにて、古より今に及まで生民ありて以來、未だ嘗て一人として實行せし者はあらず、然るに今や夫の兼ねて相愛し交も相利することは、先聖四王より既に親く之を實行せられたれば、後世と雖も行ふべからざるにあらず、さらば又何を以て先聖四王が親く之を實行せられしことを知るかと云はんに、子墨子は曰く、先聖四王は古代の人にして、吾親く之と與に同世同時にありて、親く四王の咄せる聲を耳に聞き四王の顏色を目に見しと云ふ譯にはあらず、されども四王が書物として竹帛に書し文章として、金石に鏤ばめ槃盂に琢付けて、後世子孫に傳へ遺せし材料に據りて、四王が兼愛を實行されし事を知るなり、

【解義】 【兼即仁矣義矣】即は則と通ず、既に上文に見ゆ、【兼者直願之】直は但なり、「たゞ」と訓ず「孟子」の梁惠王上篇に直不百歩耳、彼亦走也とあるが如く、獨り限定して云へる辭、【先聖四王】下文にある禹湯文武の四王なり、【並世同時】世を並べ時を同くすること、同時代に生るゝを云ふ、【書於竹帛】古代の書籍は青竹を殺し文字を刻し、或は縑帛に書するを以て、文籍を竹帛と云ふ、【鏤於金石】金屬及び石に刻するなり「呂氏春秋」の求人篇に、功績銘乎金石著於盤盂とあり高注に金鍾鼎也、石豐碑也、盤盂之器、皆銘其功と云へり乃ち其の傳ふべき功業を文章に作りて、鐘鼎或は石碑に刻するを云ふ、【琢於槃盂】槃は盤と同じ、「さら」又は「はち」と訓ず、物を盛り又は物を承くるに用ふる器なり、又「たらひ」と訓ず、沐浴に用ふる器なり、盂は飲食を入るゝに用ふる器、「はち」又は「わん」と訓ず、琢は「うつ」又は「ゐる」と訓ず、玉を治むること、「爾雅」に雕謂之琢とあり、注に

排斥する者と雖も、兼君の是の仁愛ある方に從ひ服するならん、左すれば言論上、兼愛を非斥して、行爲上は兼愛を取るか、此れ言行相拂り違へるなり、兼愛の利や炳然たること此の如し、識らず天下の士皆兼を聞きて之を非認排斥する者は、其の故何ぞや、吾は甚だ其の理由を發見するに苦むなり、

【解義】【今歲有癘疫】癘は「ゑやみ」と訓ず、疫病なり、【勤苦凍餒】餒は「うゝ」と訓ず、飢なり、【轉死溝壑中】死は尸と同じ死體なり、轉は棄なり、死體を葬ること能はずして溝壑中へ棄つるを云ふ、「逸周書」の大聚篇に死無傳尸とあるを、淮南子の主術訓に轉尸に作る、高注に轉は棄也とあり、「孟子」の公孫丑篇に老羸轉於溝壑とあり、趙注に轉は轉尸也と云へり、

然而天下之士非兼者之言也、猶未止也、曰、兼即仁矣、義矣、雖然豈可爲哉、吾譬兼之不可爲也、猶挈泰山以越江河也、故兼者直願之也、夫豈可爲之物哉、子墨子曰、夫挈泰山以超江河、自古及今生民而來、未嘗有也、今若夫兼相愛交相利、此自先聖四王者親行之、何以知先聖四王之親行之也、子墨子曰、吾非與之並世同時、親聞其聲見其色也、以其所書於竹帛、鏤於金石、琢於槃盂、傳遺後世子孫者知之、

【大意】此れ三び一難一答を設け、更に古代聖王の

退きて其の治むる萬民を睹て、若し飢うるときは、即ち之に食を予へ、寒ゆれば即ち之に衣を予へ、疾病には之を扶持して養ひ、死亡すれば之を埋葬す、其厚誼懇情實に悦ばしき限りならずや、兼君の言や此の若し、兼君の行や此の如し、然らば則ち交も相兼ぬると、交も相別るゝこと、此の二君の若き者は、言論互に相非認して、行爲は相互に反對なるに似たり、儻し此の二君をして、實際に於て、言は必ず信にして違ふことなく、行は必らず果決にして疑ふことなからしめ、言と行が合一すること、宛も符節を合はすごとく、少しも差異なからしめば、言うて行はざることなし、必らず吾が此所に擬度して云へるが如くならん、

【解義】【常使若二君者】上文を以て照せば、常は當に作り、儻と通じ、「もし」と訓ずべし、孫氏は嘗と同じとなせり、

然即敢問、今歲有癘疫、萬民多有勤苦凍餒轉死溝壑中者、既已衆矣、不識將擇之二君者、將何從也、我以爲當其於此也、天下無愚夫愚婦、雖非兼者、必從兼君之有是也、言而非兼、擇即取兼、即此言行拂也、不識天下所以皆聞兼而非之者、其故何也、

【大意】此れ又擬度の事を設けて、兼愛の竟に廢すべからざることを云ふ、

【通釋】兼君別士の言行相反すること前文の如しとすれば、吾に玆に敢て試に問はん、假りに今歲癘疫あらんに、萬民多く勤苦し凍え餒ゑて死し、溝や壑の中に其の死體を棄つる者既に已に衆きなり、識らず此の兼君別君の二君に就きて擇ばんに、將た何れにか從はんとす、別君に從ふべきか、兼君に從ふべきか、我は以爲らく此の場合に當りては、天下の中、智慮ある人と、愚夫愚婦とを問はず、平生に於て兼愛を非認

きて壁間の小隙を馳せ過ぐるが如く、轉瞬間を待たず經過し去りて、復た隻影を認むる能はざるなりと、されば彼の別君が退くとき、自分の治むる萬民を睹るに、飢うるとも即ち食を予へず、寒ゆるとも即ち衣を予へず、疾病に苦むも、扶持して養はず、死亡すれども埋葬をなさず、冷淡輕薄驚く外なし、別君の言や此の若し、別君の行や此の如し、

【解義】【意可以擇士】意は抑と通ず、既に上に見ゆ、【此泰非天下之情】泰は甚なり、或は太に作る、一本に大に作る、【猶駟馳而過隙也】駟は四頭の馬なり、支那古代馬車に駕する馬は駟を用ふ、隙は壁際の孔にして極めて小なる者なり、大に速かなる馬を以て極めて小なる處を經過すれば、其の早きこと想ふべし、以て人生の至て短きに喩ふなり「莊子」の知北遊篇にも、人生天地之間、若白駒之過郤（隙と同じ）忽然而已と云へり、

兼君之言不然、行亦不然、曰、吾聞爲明君於天下、必先萬民之身、而後爲其身、是故退睹其萬民、飢即食之、寒即衣之、疾病持養之、死喪葬埋之、兼君之言若此、行若此、然即交兼交別、若之二君者、言相非而行相反與、當使若二君者言必信行必果、使言行之合猶合符節也、無言而不行也、

【大意】此れ兼君の別君と相反することを云ひ以て兼愛を揚ぐ、

【通釋】前の別君と相反して、兼君は言行共に然らず、曰く吾聞く天下に明君となり崇めらるゝは、必らず先づ萬民の身の爲めに、心を盡くし力を致し、而して後に己一身の爲めに盡くし致す者なりと、されば

然而天下之士、非兼者之言猶未止也、曰、意可以擇士、而不可以擇君乎、姑嘗兩而進之、誰以爲二君、使其一君者執兼、使其一君者執別、是故別君之言曰、吾惡能爲吾萬民之身、若爲吾身、此泰非天下之情也、人之生乎地上之無幾何也、譬之猶駟馳而過隙也、是故退睹其萬民、飢即不食、寒即不衣、疾病不持養、死喪不葬埋、別君之言若此、行若此、

【大意】此れ再び一難一答を設け、更に國君の身に就き、兼別兩君の得失利害を論じて、兼愛の旨を明かにす、而して先づ別を抑ふ、

【通釋】然り而して今や天下の士が、天下を兼愛することを悲認排斥する言は、猶未だ止まざるなり、曰く抑も兼と別との事を以て、士大夫を擇びて別士を去りて、兼士に從ふことをなし得べきとも、以て一國の君主を擇び、別君を去りて、兼君に從ふことをなし得べきにあらずと、去れば吾亦姑く嘗試に兼と別との兩者を、吾が前に進め寄せて、假りに誰れかを以て、二人の君主となし、其の一君たる者を兼君として、兼愛主義を執らしめ、其の內又一人を別君として、交別主義を執らしむるとせん、さするときは別君の言は曰く、吾が一身と他人の身とは、固より別ありて同くすべきにあらず、吾惡んぞ能く吾が萬民の身の爲めなればとて、心を盡くし力を致すこと、吾が一身の爲めに心を盡し力を致すが若くすることを得んやと、若し强ひて之れを爲さんも、此天下の人情には甚だ戻れり、人類の地上即ち此の世界に生存することは極めて短小時間にして、譬へば四頭の馬が車を曳

議論として言ふときは、兼を非認し、實際に擇ぶときは、兼を是認して取れば、此言ふと行ふとは相悖り違へるなり、識らず天下の士皆兼を聞きて之を非とする所以は、其の故果して何ぞや、甚だ理由なき次第ならずや。

【解義】【被甲嬰冑】嬰冑は、かぶとを戴くこと、「漢書」の賈誼傳の顏注に嬰加也とあり、又嬰は纓と同じ纓を結ぶこと、【死生之權】俗に云へる死すか生るかの境目なり、孫詒讓は權は機の訛ならんと云へり、【巴越齊荊】巴は今の四川省保寧府巴州の地なり、常璩が「華陽國志」に巴黄帝高陽之支、庶世爲侯伯、周武王克商封其宗於巴爵之以子とあり、越は今の浙江紹興府會稽縣は其の都址なり、齊は今の山東省濟南府歴城縣は、其の都址なり、荊は既に中篇に見ゆ、墨子は宋に仕かへ、宋は今の河南省開封府商丘縣にあれば、當時巴越齊荊は、皆倶に遠方の國たり、【不識擇之家室】之は前文の兼士別士を指す、下文の擇之二君者と語例略同じ、本句舊本各異同あり、茅本は不識擇之家室に作る、畢本は不識惡也に作る兪樾は下文に不識將擇之二君者將何從也を引證して、惡の字の下に從の字を補ふべしと云へり、今更に意を以て家室の二字を移易して、本句の如くなせり、惡は何と同意に用ふ、「いづくんか」と訓ず、【奉承親戚】親戚は父母也、「大戴禮記」の曾子疾病篇に、親戚既沒雖欲孝誰爲孝と云ひ、孟子の盡心篇に、人莫大焉亡親戚君臣上下とあるが如き、皆古人父母を稱して親戚となすなり、奉承は奉事すること、【於兼之有是乎】兼は上の兼士を承けて云ふ、有是の是の字は、上の家室を承けて云ふ、下の於別之有是乎の別も、亦例推すべし、【當其於此也】當此之時と云ふに同じ、【擇即取之】擇の字、上の擇之家室の擇より來る父母妻子を寄託すべき家室を擇ぶときは、兼士の家室を取ることを云ふ、此の句に據れば、益上文の擇之家室の句なかるべからざることを知るべし、【即此言行費】費は拂と相通ず、「もとる」と訓ず、拂戻なり、畢本に拂に作れども、王念孫は必しも改めずとなして曰く、「中庸」に君子之道費而隱とあるを注して曰、費猶佹也と云ひ、「釋文」に費本又作拂同扶弗反と云へり、此に由れば、費の字、「もとる」と訓ずるときは、音は「ふつ」と讀むべし、

可識也、又有君大夫之遠使於巴越齊荊、往來及否未可識也、然即敢問、不識擇之家室、將惡從也、奉承親戚、提挈妻子、而寄託之、不識於兼之有是乎、於別之有是乎、我以爲當其於此也、天下無愚夫愚婦、雖非兼之人、必寄託之於兼之有是也、此言而非兼、擇即取兼、即此言行費也、不識天下之士所以皆聞兼而非之者、其故何也、』

【大意】此れ又擬度の事を設けて、兼の竟に廢すべからざることを言ふ、

【通釋】兼士別士の言行相反すること、前文の如しとすれば、吾茲に敢て試みに問はん、今や此所に平原廣野の地あらんに、兩軍相逼り、甲を被り冑を結びて將に往き赴きて一戰をなさんとするに當りては、不幸運拙くして戰死をなさんか、幸にして功を立て生還せんか、其の何れに傾くかは未だ識るべからず、又平和の日にありて、國君大夫より命ぜられて巴越齊荊の諸國に使者となりて赴く者あらんに、遠隔の地なれば途中の往來、果して恙なく、達し及ぶや否やは未だ識るべからず、即ち此の出陣と出使と共に、何れも留守中氣懸りの次第なるが、吾敢て試み問はん、識らず此の兩士の家室を寄託すべき者を擇らぶに、將に何れにか從はんとするか、即ち我が兩親を奉承し、妻子を提挈して、之を寄託せんに、識らず兼士の家室を擇びて寄託をなさんか、將た別士の家室を擇びて寄託せんか、我(墨子)は以爲らく此の場合に當りては、天下の中智慮ある人は勿論にして、愚夫愚婦の賤となく、又たとひ平生兼愛を非認する人と雖も、必らず、此の大切なる親戚妻子を寄託するは、兼士の家室を擇びて寄託するならん、されば此れ右樣なる人は、

爲其親、然後可以爲高士於天下、是故退睹其友、飢則食之、寒則衣之、疾病持養之、死喪葬埋之、兼士之言若此、行若此、若之二士者、言相非而行相反與、當使若二士者言必信、行必果、言行之合猶合符節也、無言而不行也、

【大意】此れ上節を承けて兼士の言行は別士と全く相反することを述べ以て兼を揚ぐ、

【通釋】翻りて兼士たる者を觀るに、兼士の言は別士の如く然らず、行も亦然らず、兼士は曰く、吾聞く天下に於て高士たる者は、固より彼我の別なく、兼ねて愛すべき者なり、必らず其の友人の爲めに心を盡くし力を致すことは、我が自身の爲めに致し盡くすが若くし、其の友人の兩親の爲めに心を盡くし力を致すことは、我が兩親の爲めに盡くし致すが若くして、然る後始めて天下に高士として立つことを得べしと、されば彼が罷り退きし後、其の友人に對する狀を睹るに、飢うれば則ち之に食物を予へ、寒ゆれば則ち之に衣を予へ、疾病あれば、之を扶持し養ひ、死亡すれば之を埋葬す、厚誼懇情實に悅ばしき限りならずや、兼士の言は此の如し、兼士の行は此の如し、さて以上は假設擬度の事なるが、若し此の進士別士の二人が、實際に其の言論は正しく相互に非議して、行爲は相互に反對するか、儻、此の二人をして言は必らず信實にして違ふことなく、行は必ず果決にして疑はざらしめ、言の合一すること、宛かも符節を合はすが若く、各、自ら其の言ふ所を行はざることなからん左すれば別士と兼士の差異は、固より其れ大なるなり、

然即敢問、今有平原廣野於此、被甲嬰冑、將往戰、死生之權未

ず、亦論者と同く兼愛を非として排斥をなさん、去れども兼愛は決して非とすべき者にあらず、且論者と雖も、既に兼愛の善事たることは承知せり、天下焉ぞ善事にして而も用ふべからざる道理あらんや、既に善事と決定すれば、何ぞ速かに用ゐ行はざるや、吾姑く嘗に兼と別との兩者を、近か付け進め、假に誰某を以て、二人の士と定め、其の一士を別士として交別主義を執り、又其の一士を兼士として、相兼主義を執りて、各、其の思想を演ぜしめんか、交別主義を執れる士の言は必らず曰はん、吾が一身と、人の一身は固より別ありて同くすべきにあらず、故今や吾が親友に對するも、吾は豈に能く吾が友人の身の爲なればとて、心を盡し力を致すこと、吾が一身の爲めに、心を盡くし力を致すが若くなることを得んや、決して得ざるなり、吾豈に能く吾が友人の兩親の爲めに心を盡くし、力を致すこと、吾が兩親に心を盡し力を致すが若くなることを得んや、決して得ざるなりと、されば退いて彼の別士が、友人に對する情態を睹るに、よし友人が飢うるとも、即ち爲めに食を予へず、寒ゆるとも、即ち爲めに衣を予へず、疾病にて苦むとも、助け養ふことをなさず、不幸にして死亡するとも爲めに埋葬をなさず、實に冷淡輕薄なること驚くの外なし、交別主義を執れる士人の言は、此の如く、又其の行は此の如し、

【解義】【誰以爲二士】誰とは設定の辭にて即ち誰某を用ゐて二士に擬定するなり、【別士之言】別士は別を執りて主義となせる人を云ふ、【退睹其友】退とは別士の退くなり乃ち前の兩而進之の進に對して、其の場を罷め退くを云ふ「論語」に吾與レ回言終日不レ違退而察二其私一回也不レ愚とあり、「漢書」の董仲舒傳に臨レ淵羨レ魚不レ如二退而結一レ網とある退の字と、用法正に同じ、【飢即不食】即は則と通ず、下文に飢則食レ之に作る、次句の寒即不衣の即も亦同じ、不食は友に食をなさしめざるなり、下の不衣も亦同例なり、

兼士之言不レ然、行亦不レ然、曰、吾聞レ爲二高士於天下一者、必爲二其友之身一、若レ爲二其身一、爲二其友之親一、若

るときは、自然に迅速にして强固なる活動の功果を收むることを云ふ、尙同下篇に、聖王尙同の功效を論じて、人助之視聽者衆故與人謀事先人得之與人擧事先人成之と云ひ、一目之視也不若二目之視也一耳之聽也不若二耳之聽也一手之操也不若二手之强也夫唯能信身而從事故利若此と云へるが如く前句及本句と參看して、其の意を悟るべし、【有所放依】放も亦依と同義にして、「よる」と訓ず、既に中篇に見ゆ、

然而天下之士非兼者之言、猶未止也、曰、即善矣、雖然豈可用哉、子墨子曰、用而不可、雖我亦將非之、且焉有善而不可用者、姑嘗兩而進之、誰以爲二士、使其一士者執別、使其一士者執兼、是故別士之言曰、吾豈能爲吾友之身、若爲吾身、爲吾友之親、若爲吾親、是故退睹其友、飢即不食、寒即不衣、疾病不持養、死喪不葬埋、別士之言若此、行若此、

【大意】此れ一難一答を設け、士人の身に就き兼別兩士の得失利害を論じ、兼愛の旨を明かにす、而して先づ別を抑ふ、

【通釋】然り而して今や天下の士、天下を兼愛することを非として排斥する言は、猶未だ止まざるなり、其の說に曰く、天下を兼愛することは、即ち善事には相違なし、然りと雖も豈に實際に用ふべけんや、蓋し言ふべくして行ふべからざる者なりと、子墨子曰く若し兼愛の說をして、論者の言の如く用ふ可からざる者ならんには、我と雖も强て主張せざるのみなら

不識天下之士所以皆聞兼而非者、其故何也、

【大意】此れ兼と別の是非利害既に明かなれば、宜く天下を兼愛するを以て政をなすべきことを云ふ、

【通釋】以上の言に據りて見れば、兼と別の得失は炳然たり、是の故に子墨子は曰く、別は非にして兼は是なることは、此の得失炳然たる道よりして云へるなり、今や吾將に正確に天下の利益を興すことを求めて、之を取り行はんとして、兼愛を主意とし、以て政事を爲すときは、天下の人人相互に助け治めて、衆耳衆目の聰明互に視たり聽きたりして、自然に氣脈相通じ、意思貫徹して天下は治まらん、衆人力を協はせて事に奔走して、股肱の活動疾速にして健强なるが故に、自然に民業發達して、國家富裕とならん、而して有道の君子は、勤めて相互に教誨して、國民を善道に導くことをなさん、されば通常の國民が太平の恩澤を蒙むることは勿論にして、彼の天下の窮民とも云ふべき年老て而も依るべき妻子なき者も、亦支へ養ふことありて、其の天壽を無事に終へ、幼弱孤兒の父母なき者も亦依賴することありて、其の身を成長することを得べし、嗚呼今や唯毋兼愛を以て政を爲すときは、此の如き利益あり、然るに天下の士皆吾が兼愛の說を聞きて之を非として排斥することは、吾は其の果して如何なる故によるかを識らず、實に其の理由を發見するに苦むなり、

【解義】【出乎若方也】若は此なり、方は道なり、此道とは上文の天下之大利と天下之大害とを指して云ふ【今吾將正求興天下之利】求は確實に求むるなり、一說に今吾將以爲正而求天下之利と云へると同く、正き者として、天下の利を興して之を取り用ゐんとすれば、兼を以て正となし取るべきを、云へるなりと解せり、【以兼爲正】正は政と同じ、兼愛を主意にして政治を行ふことを云ふ、又上句の一說に從ふときは正は「たゞし」と訓ずべし、【聰耳明目相爲視聽乎】聰耳明目は、既に尙同下篇に見ゆ、此所は衆人の耳目を活動させて物事を視たり聽きたりするときは、自然に敏捷なる結果を獲べきことを云ふ、【股肱畢强相爲動擧乎】股は「もゝ」肱は「ひぢ」なれば、手足のことなり、畢は疾なり、「はやき」こと、衆人の盡力を綜合す

他人を惡み他人を賊ふことよりして生ずるかと云はんに、則ち必らず然るにあらずと曰はん、則ち必らず他人を愛し他人を利するよりして生ずと云はんとす、されば今や天下の人を愛して人を利する者を分ち、名くるに之を交も相別つことを持する人と名けんか、又は兼て相愛することを爲す人と名けんかと問ふときは、必らず曰はん是れ交も相兼ぬる人なりと、されば此の交も相兼ぬる者、是れ果して天下の大利を生ずる者なるか、即ち天下何人と雖も亦此の交も相兼ぬと云へる者が、天下大利の母たることを知らん、是の故に子墨子は曰く、交も相兼ねて、彼我の別なくして、凡て一樣に事を行ふ者は、至極尤なることなり、且吾が本來の持論に曰く、仁愛ある人の行ふべき事は、必らず務めて天下の利を興して、天下の害を除かんことを求むる者なりと、今や吾茲に交も相兼ぬるよりして生ずる所を、本づき原ぬるに、誠に天下の大利を生ずる者なり、吾茲に交も相別つことよりして生ずる所を本づき原ぬるに、誠に天下の大害を生ずる者なり、天下の大利天下の大害は、兼と別との二者より生ずれば、豈に務めて此の如何にせば兼なるか別なるかを審かに擇び明かに辯ぜざるべけんや、

【解義】【若衆利之所生】若は此なり既に前に見ゆ、【此胡自生】胡は何と通ず、既に前に見ゆ、【鄕吾本言】鄕は曏の省字、俗に嚮に作る、鄭玄曰く、囊也と、「さきに」と訓ず、往時を云ふ、

是故子墨子曰、別非而兼是者、出乎若方也、今吾將正求興天下之利而取之、以兼爲正、是以聰耳明目、相與視聽乎、是以股肱畢强、相爲動擧乎、而有道肆相教誨、是以老而無妻子者、有所持養以終其壽、幼弱孤童之無父母者、有所放依、以長其身、今唯毋以兼爲正、即若其利也、

我の國都相互に攻伐せず、人家相互に亂だし賊はざるなり、此れ果して天下の害なるか、將た天下の利なるかと云はんに、則ち必らず此天下の利なりと云はん、

【解義】【藉爲人之國】藉は借と相通ず、假設の辭にて、「たとひ」又は「もし」と訓ず、【夫誰獨擧其國】誰は何なり、「なんぞ」と同じ、【爲人之都】都は諸侯の子弟が封邑を云ふ、「左傳」の隱公元年に大都不過參國之一とあり杜注に邑有先君廟曰都無曰邑と云へり、又「禮記」の坊記に、制國不過千乘、都城不過百雉とあるが如きは、卿大夫の食邑なり、今下文に爲人之家云々とありて卿大夫を稱して家と云へることは、既に中篇に見ゆれば、前者の說に從うて解すべし、即ち諸侯の支族なり、

姑嘗本原若衆利之所自生、此胡自生、此自惡人賊人生與、即必曰非然也、必曰從愛人利人生、分名乎天下愛人而利人者、別與兼與、即必曰兼也、然即之交兼者、果生天下之大利者與、是故子墨子曰、兼是也、且鄉吾本言曰、仁人之事者、必務求興天下之利、除天下之害、今吾本原兼之所生、天下之大利者也、吾本原別之所生、天下之大害者也、

【大意】此れ上節を承けて、衆利の兼愛よりして生ずることを云ふ、

【通釋】今又姑く嘗試に衆多の利益、即ち上述の如き事が、此れ何んに自て生ずるかと、本源に就きて尋ねんに、此れ果して彼の交も互に人我の別を立て丶、

兼之可以易別之故何也、曰藉爲人之國、若爲其國、夫誰獨擧其國以攻人之國者哉、爲彼者由爲己也、爲人之都、若爲其都、夫誰獨擧其都以伐人之都者哉、爲彼猶爲己也、爲人之家、若爲其家、夫誰獨擧其家以亂人之家者哉、爲彼猶爲己也、然即國都不相攻伐、人家不相亂賊、此天下之害與、天下之利與、即必曰天下之利也、

【大意】此れ兼愛の利、以て交別の害に易へて行ふべきことを云ふ、

【通釋】是の故に子墨子は交も相別つの害に易ふべき者を示して曰く、兼ねて一様にすることを以て交も相別つことに易へて行はんと欲す、されば其の以て易へて行ふべき理由は如何なる故を以てなるかと云はんに、曰く兼とは彼我の區別なく一様に施し行ふ者なり、假令能く兼愛する諸侯ありて、他人の國の爲めにすること、己自身の國の爲めに盡くすが若くならば、天下夫れ誰か獨り自國のみを贔屓にして他人の國を攻むる者あらんや、即ち其の諸侯は、必らず彼の爲めにすること、猶己が爲めにするがごとく、彼我を兼ねて一様に事を行はん、又能く他人の都の爲めにすること、己自身の都の爲めにするが若くならば、夫れ誰か獨り自分の都のみを贔負にして、他人の都を伐つ者あらんや、即ち必らず彼の爲めにすること、己が爲めにするが如く、彼我を兼ねて一様に事を行はん、又能く兼愛の大夫ありて他人の家の爲めにすること、己自身の家の爲めにするが如くならば、夫れ誰か獨り自家のみを贔負にして、他人の家を亂す者あらんや、即ち其の大夫は必らず彼の爲めにすること己が爲めにするがごとくならん、然らば則ち彼

必曰非然也、必曰從惡人賊人生、分名乎天下惡人而賊人者、兼與別與、即必曰別也、然即之交別者、果生天下之大害者與、是故子墨子曰、別非也、非人者必有以易之、若非人而無以易之、譬之猶以水救水也、其說將必無可焉、

【大意】此れ上節を承けて天下の弊害は兼愛を非として、交別を持するより生ずることを說く、

【通釋】姑く嘗試に此の衆多なる弊害のよりて生ずる所を、本源に就きて尋ねんに、此れ何によりて生ずるかと云はんに、此れ人を愛し人を利する兼愛交利の事よりして生ずるか、即ち何人も必らず然るにあらずと云はん、必らず此人を惡み人を賊へる非兼愛非交利の事より生ずと云はんとす、又嘗試に天下の人を惡みて人を賊ふ者を他の者と分別して名くるときは、名けて兼と云はんか、別と云はんかと推し尋ねんに、即ち必らず此別なりと云はんとす、されば即ち是れ交も別ちて兼ねざる者が果して天下の大害を生ずる者なるか、是の故に子墨子は曰く、交も別つ者は非なり、既に人の交も別つことを非とすれば、必らず此の非なる法に易へて行ふべき良法あらん、若し徒に人の交別を非とし、而も己に於て此の非なる法に易へて行ふべき他の良法なからんには、譬へば水を以て水を救ふが若く、矢張り同きことにて、其の說將に必らず可なることなからんとす、即ち共に不可に歸するなり、

【解義】【若衆害之所生】若は此と同じ、既に上に見ゆ、【然即之交別者】即は則と同じ之は是と同じ、交別は交相別なり、【猶以水救水也】水を以て水を救ふときは、何等の易りなきなり、故に其の別に裨益なきことに譬へて云ふ、

是故子墨子曰、兼以易別、然即

若大國之攻小國也、大家之亂小家也、強之刦弱、富之侮貧、衆之暴寡、詐之謀愚、貴之敖賤、此天下之害也、又與爲人君者之不惠也、臣者之不忠也、父者之不慈也、子者之不孝也、此又天下之害也、又與今之賤人、執其兵刃毒藥水火、交相虧賊、此又天下之害也、

【大意】此れ先づ利害の二字を揭かげ、而して害邊に側重して說き、以て下論を喚起し來る、

【通釋】子墨子言うて曰く、仁愛ある人の行ふ事は、必らず務めて天下の利益を興し、天下の弊害を除かんことを求むるなり、さらば當今の時、天下の弊害は孰れか大なりとなすかと云はんに、曰く彼の大國が小國を攻め、大家の卿大夫が、小家の卿大夫を亂だし、强者の弱者を刦かし、多勢の少勢を暴し、詐り正からざる者が、愚直なる者を謀略に乘せ欺き、貴人が賤者に傲るが若きは、此れ天下の弊害なり、又及び世の人君たる者が、仁惠ならず、人臣たる者が忠義ならず、人の父たる者が慈愛ならず、子たる者が孝敬ならざるが若きは、此れ又天下の弊害なり、又及び今世の卑賤なる人が、其の兵刃を執り其の他毒藥水火を以て、交も相互に疵付け賊ふが若きは、此れ又天下の弊害なり、

【解義】【大家之亂小家】家は卿大夫を云ふ、既に中篇に見ゆ、【臣者之不忠也】下の父者子者の二句と共に句首に上句の爲人君者云々と同例として、爲の字を加へて看るべし、脫字にあらず、故に省字法を用ゐて略せしなり、【水火毒藥】既に尙同上篇に見ゆ、

姑嘗本原若衆害之所自生、此胡自生、此自愛人利人生與、即

東畝の校に據りて訂す、【以相愛生耶】諸本、以の下に不の字あり、今茅本に據りて削る、兪校亦同じ、【衆必劫寡】諸本此句なし、今高木校孫校に據りて補ふ、【君臣相愛則惠忠】本句以下富不侮貧に至るまで七句舊本は誤りて今天下之士の下に入る、今秋山玉山王念孫の校に據りて訂正す、【然而今天下之士君子曰然】今天下之士の下舊本に君臣相愛則惠忠以下の七句ありて、君子曰を子墨子曰に作る、今秋山玉山王念孫の說に據りて訂す、【天下之難物于故也】于を舊本に於に作る、今孫校に據りて訂す、【私令人焚舟】私令人の三字舊本に和合之に作る、今孫校に據りて訂す、【可謂畢勁有力矣】勁を舊本に劫に作る、今秋山玉山孫貽讓の校に據りて訂す、【以泄蒲弦罣之水】蒲弦罣を舊本に渠孫皇に作る、今孫校に據りて改む、【注召之邸】召を舊本に后に作る、邸を祁に作る、今孫校に據りて訂す、【嘑沱之竇】沱を舊本に池に作る、今之を改む、【洒爲底柱】舊本に底を底に作る、今閒詁孫校に據りて訂す、【東方漏大陸】大を舊本に之に作る、今孫校に據りて訂す、【此言文王之事】舊本に言の字なし、今孫校に據りて補ふ、

兼愛下第十六

本篇は兼愛三篇の下篇なるを以て、兼愛下と名く、中篇兼愛の是非利害を論ずること、既に頗る盡すと雖も、尙未だ語り而て詳かならざる憾あり、本篇に至りて、其の說特に尤も備はれりとなす、而して其兼愛は、自他の別なく、汎く人を愛する者なれば、子の親に孝を盡くすに利ならずして害ありとの難問に對して、人を愛すれば人も亦我を愛すれば、決して孝に害あらざるのみならずして、大利あることを說きしが如きは、又未だ他の二篇に於て言はざる所なり、其餘、前二篇に參觀して互に啓發すべき者亦尠からず、

子墨子言曰、仁人之事者、必務求興天下之利、除天下之害、然當今之時、天下之害孰爲大、曰

諸侯家主君臣父子兄弟相互に國を攻め家を奪ひ不忠不孝不和等を始め、凡て天下の禍簒怨恨の起るとは、皆相愛せざるより生ずれば、相愛せざることは、仁者之を非斥するを云ひ、正答を掲げて之を說明す、是を二小段となす、又次ぎに既以非之何以易之の一問を提出し、子墨子の言を標擧し、兼相愛交相利の法を以て易ふるときは、諸侯家主君臣父子兄弟相互に國を愛して戰はず家を愛して簒はず、惠忠慈孝和調等を始め凡そ天下の人皆各互に相愛して禍簒怨恨の起ることなければ仁者之を是として譽め稱することを云ひ、一是一非を兩々對說して、利害得失炳然として觀るべし、第二段は天下士君子の論を引きて、兼愛の說善なれども、天下の難物迂事なるを難じ、子墨子の言を標出して、其の論の深く思はざることを喝破し、攻城野戰殺身の如き至難なる者と雖へども、苟も上たる者之を說ぶときは、臣下は能く之を爲すが故に、是非得失の炳然たる兼愛交利の事を爲すこと能はざる理なし、然るに之を爲ざるは、全く上たる者が之を好みて政をなさざるが故に、下たる者之を行はざることを云ひ、尙ほ實例を晉文公の惡衣楚靈王の細腰越王勾踐の勇士を悅べば臣下皆各能く勉强して之を爲せしに取りて、自說の架空臆測の言にあらざることを明かにし、再び兼愛交利の得失是非を說き、此何難之有焉、特上不以爲政而士不以爲行故也の語を一段中の首尾に揭明呼應せしめて、其の義を鄭重反覆せり、是れ何等の深切ぞや何等の著明ぞや、第三段は又天下士君子の論を擧げて、兼愛の說は善しと雖も、竟に天下に行ふべからざることを泰山河濟の譬喩を以て云ひ、子墨子の言を標擧して、先づ其の譬喩の方を失へることを道破し、兼愛交利は行ふべからざるにあらずして、古代聖王既に其の實行を示されしことを、夏禹王の治水周文王の仁政武王の用賢に就きて、其實例を擧げ示し、今我が兼愛の行は、此と相同じきことなるを論じ、終りに又墨子の言を標擧して、兼愛交利は聖王の法にして天下の治道なれば、務めて爲さゞるべからざるを云ひ、一篇を結ぶ、章法井然、句法亦錯落亦齊整にして誦すべし、孰れか古文漫然奔過して法なしと謂ふか、

存異

【然則察此害】舊本に察を崇に作る、今秋山玉山藤澤

るは、感應の理、影響の數、自然に具はれば、是れ自他共に安樂國に進むべき大利あり、之に反して我苟に人を害すれば、人も亦我を害し、我苟に人を惡めば人も亦我を惡むことは、亦自然の理數にして、何人と雖も皆熟知する所なり、是決して兼愛交利の天下に行ふべからざる事にはあらずして、全く上たる者が兼愛を主として政を爲さゞると共に、士たる者が之を放棄して行はざるが故に、天下に明かならず行はれざるなり、彼の太山を挈げて河濟を越えんとするが如く、絶對的不可能の事にはあらず、何を以て之を知るかと云はんに、試に彼の夏禹王が洪水を治めし跡を見よ、周の文王が仁政を行ひし跡を見よや、武王が仁人賢者を得て天下を公にして我が私親に任せず天下の治まらざることを一に己が不德の罪となして天鬼に告げられし跡を見よや、此れ皆己を苦め人を安んじ賢を尙び天に尙同する者なり、今我は則ち斯の道を兼ねて天下に行はんと欲するに外ならず、而して古代の聖王皆已に實驗して其の成績を示せり、何ぞ兼愛を天下に行ふべからずと謂はんや、世の道に志す者は、豈に當さに務めて之を爲すべしとは是れ墨子本篇の大意なり、論語堯曰篇に、歷代聖王天下を治むる道を論せる言を載するを觀るに、帝堯は允執其中四海困窮天祿永終と云ひ以て舜を誡め、湯王は帝臣不蔽簡在帝心と云ひ以て、天下の賢人皆上帝の臣なれば、己敢て之を蔽ひ匿さずして、惟上帝の命に從うて尊用すべきを云うて、上帝に祭り告げ、武王は周有大賚善人是富雖有周親不如仁人百姓有過在予一人と云うて上帝に告げ、天下に誓はれしが、說者は大賚とは、大に天下に福を賜ふことにて、博く四海の窮民を濟ふことを言ひ、善人是富とは、天下の良民を加厚くすることを言へりとなせり、今試に之を墨子本篇の說に比較するに、亦何ぞ其意の相同きや、唐の韓退之嘗て儒墨の異同を論じて曰く、辨生於末學各務售其師說以自崇非二師(孔子墨子)之道本然也と、嗚呼此の說果して然るか、抑も果して然らざるか、

文評

三大段に分ちて讀むべし、第一段先づ天下の禍亂爭奪あるは、人人相愛するを以て生ずるかと、故らに反問を設けて下論を喚起す、是を一小段となす、次ぎに

是故子墨子言曰、今天下之君子、忠實欲天下之富而惡其貧、欲天下之治而惡其亂、當兼相愛交相利、此聖王之法、天下之治道也、不可不務爲也、

【大意】 墨子の言を以て、前言を總束し、兼愛交利の道を務むべきを云ふ、

【通釋】 以上の如く是非利害の跡、歴然として明かなれば、子墨子は言うて曰く、今の君子に於て、忠實に天下の人民が富まんことを欲して、天下の人民が貧しからんことを惡み、天下國家の治まらんことを欲して、天下國家の亂れんことを惡まば、當に天下の人民を兼ねて區別なく一樣に愛し、相互に交も利益を予ふべし、此れ聖王の法則にして、天下の人を治むる道なり、務めて爲さゞるべからざるなり、

【解義】 【忠實欲天下之富】忠實の二字、他篇多く中實に作る、忠と中は相通ず、

總評

兼愛の說、上篇既に其の大意を述了して、本篇其の未だ詳かにせず未だ盡ざる處を論列せしことは、尙賢尙同の諸篇と亦同じ、蓋し兼愛は相愛し交も利する者にして、天下の政を爲す者此に由れば治まり、此に由らざれば亂る、故に兼愛は務めて爲さゞるべからず、而して世間之れを難物迂事として行はざるは、上たる者之を爲すことを好まざるを以てなり、苟も上たる者にして兼愛の事を好まんか、上の好む所は下必らず從はずんばあらず、彼の晉文公の惡衣を好み、楚靈王の細腰を好み、越王勾踐の勇士を好みしことを見ずや、惡衣少食殺身の三者は、天下何人と雖も、悅んで爲す者はあらず、然るに其の國人情を矯め生命を棄て顧みざる者は何ぞや、乃ち其の君主の歡心を博し、寵任を獲んと欲する燃るが如き熱情之を驅りて然らしむるなり、彼れ人情を矯め生命を棄つるとも、利祿の在る所と榮譽の存する所とは、此の如く其れ赴きて避けざるなり、況や今や兼愛交利は、彼の如き至難なる事にはあらず、我苟に人を愛すれば人も亦我を愛し、我苟に人を利すれば人も亦我を利す

ざるよりして然るなりと、以上は武王の嘗て行はれし事を言へるが、今や吾は兼ねて汎く天下に此の意を行はんと欲するなり、

【解義】【將事泰山】將は行なり、事は祭事を云ふ、「周禮」の小宗伯にも、將レ事二于四望一の語あり、但祭りを單に事と云へるは、左傳に國之大事在二祀與一レ戎とあるが如く、古昔は祭祀と軍旅を以て、一國の最大なる事となせり、故に祀と戎とに限りて單に事と云へり、「春秋」に大廟を祭ることを有レ事二于大廟一と云ひ論語に季氏が顓臾と戰はんとするを、李氏將レ有レ事二于顓臾一と書せる類、並び攷ふべし、【泰山隧】隧は地を掘りて路を通ずること泰山は五嶽の隨一にして、一に岱宗と云ふ、古代王者の祭祀して成功を天に告ぐる處となせり、ゆゑに「五經通義」に虞舜東巡守至二岱宗一ことを說いて、泰山一名二岱宗一言三王者受レ命易レ姓報レ功告二成必於二岱宗東方（泰山は東嶽）萬物始交代之處一（岱は交代の義より取れり）宗長也、言レ爲二羣岳之長一是以至二于岱宗一とあるが如く、漢代學者の附會說はあれども、亦以て上世帝王が泰山の祀を重んぜし一端を窺ひ知るべし、【泰山有道曾孫】泰山の下を逗絕とす、神を呼びて禱る辭なり、有道は道あること、孔穎達は自稱二有道一者聖人至公爲レ民除レ害以二紂無道一言二己有道一所三以告二神求一レ助、不レ得レ飾二以謙辭一也と云へり、乃ち武王自から革命は民害を除くが爲めなれば、道理に叶へる業と信ぜるが故に、己を有道と稱するなり、曾孫は、遠孫の義にて、祖先の祭祀を奉ぜる子孫と云へる意なり、國君鬼神を祭祀する時告ぐるに曾孫某と云へること、「禮記」の曲禮に見ゆ、【仁人尙作】尙は願なり、作は起なり、仁人の起りて世に出んことを願へる語なり、【以祗商夏蠻夷醜貉】祗は內則に祗見二孺子一とあるを、鄭注に祗或作レ振と云ひ、國語の周語に以振二救民一とあるを、韋注に振拯也と云へるが如く、祗は振に通じて、振は救と同義なるを以て、救恤と解すべしと、閒詁は云へり、又字彙に祗安也とあり、安んずること、商夏は殷夏の二代なり、殷は本と商と號す、醜は衆と通ず、貉種の蠻人其の數衆多なれば、醜貉と云ふ、【雖有周親】周は厚なり、周親とは厚き親戚の人を云ふ、【萬方有罪】萬方は多方なり、天下の萬民を云ふ、

ては、乍光于四方乍光于西方と書すべきを省略して書せることとなれば、ちよつと四方にひかるかと思へば、ちよつと西方に光りて、神靈の德不可思議なることを云へり、【穡人黍稷狗彘】穡一に嗇に作る、穡人は田夫なり、彘は牝豕なり、【天屑臨文王慈】屑は顧なり顧みて惠むこと、屑臨は、顧眷して照臨するを云ふ、【連獨無兄弟者】連は畢沅は以て鰥と音近くして、意義相通ずれば、連獨は鰥獨と同じとなす、されども下の無兄弟と意義相貫かざれば、王引之は連は逴の誤にして、逴は卓と同通にて、卓は獨也と字書にあれば逴獨に作りて、獨身の義に解すべしと云ひ、兪樾は連は離なり、連獨は、離れて獨りなるを云と解せり、而して孫詒讓は、連は矜の轉音にて、意義相同けれは、連獨は哀憐すべき煢獨の窮民なりと云へり、今孫說に從ふ、【有所雜於生人之間】雜は集と同じ、集は成就なり生業を成就することあるを云ふ、【有所放依】放は依なり、

昔者武王將事泰山隧、傳曰、泰山有道曾孫周王、有事、大事既獲、仁人尙作、以祗商夏蠻夷醜貉、雖有周親、不若仁人、萬方有罪、維予一人、此言武王之事、吾今行兼矣、

【大意】此れ武王の事を援きて前言を證す、

【通釋】又一例事を擧げんに、昔時周の武王既に殷國を革命して帝王となりし後、嘗て祭事を泰山の隧道中に行へり、古傳に其時武王の禱れる辭を載せて曰く泰山の神に告す無道の殷を亡して天下を救へる有道なる曾孫の周王自身は、謹みて祭事を行ふ、殷を亡し無道を誅する大事は既に成し得たり、仁人尙くは此より起りて、故國の商夏の遺民及び蠻夷衆多の貉種の蠻民を救ふとあれよ、如何に至て厚き親戚ありと雖も、不賢不忠實なるときは、仁德のある他人に若かず、若し諸方の百姓に不都合なる罪惡あるときは、全く此の王となりて、天下を治むる職に在る予一人に罪はあるなり、即ち予が人君となりて德の至ら

乍光于四方于西土、不爲大國侮小國、不爲衆庶侮鰥寡、不爲暴勢奪穡人黍稷狗彘、天屑臨文王慈、是以老而無子者、有所得終其壽、連獨無兄弟者、有所雜於生人之間、少失其父母者、有所放依而長、此文王之事、則吾今行兼矣、

【大意】文王の事を擧きて前言を證す、

【通釋】又一例事を擧げんに、昔時周の文王が、西方の土即ち周國を治むるや、其の明德の耀くことは、日の若く月の若く明かなる光をなして、四方を光り照らし、又西方を光り照らして、其の德遠近に耀き互れり、文王は己が優勢なる大國たるが故に、他の無勢なる小國を侮り輕んせず、衆庶の味方あるを恃みて、孤立無援なる鰥夫寡婦を侮り輕んせず、又妄に暴勢を振うて、農夫百姓の力を盡して、作りて財產と恃める黍稷狗彘を强奪せず、上天は文王が此の如き慈愛の德あるを顧み臨み照らして、之に幸福を授け賜へりと、古書に云へり、是を以て文王の治むる人民は、其の餘澤を被りて、老て兒子なく依り寡き鰥夫も、無事に其の壽命を保ちて終るを得ることあり、矜れむべき獨身にして他に兄弟なき者も、多くの生民中に立て職業を成就することあり、年少くして父母を失へる孤兒も、他人の扶助に依りて成長することあり、以上は皆文王の曾て行はれし事なるが、吾は今此の意を兼ねて汎く天下に行はんとするなり、

【解義】【治西土】西土は、文王もと雍州岐周の地より起る、故に西土と云ふ、「書經」の泰誓にも嗚呼西土有衆咸聽我言と云へるが如く其の類多くあり、【乍光于四方于西方】孫星衍は乍は作と古字相通ずと云へり、作は「なす」と訓じ、光明を四方若くは西方に起し爲すことなり、又字の如く讀みて「たちまち」と訓ずるも、亦妨げなし、乍は字書に暫也猝也とありて、俗に「ちよいと」「ちよつと」と云へる義にして此所に

柱】洒は灑と同じ「わかつ」と訓ず、義は下文に見ゆ、底柱は今の山西平陸縣にある底柱山なり、「尚書」の孔傳に、此の山を記して河水分流包山而過見山中若柱然とあり、【鑿爲龍門】龍門は今の河津韓城二縣の界にある龍門山なり、【燕代胡貉】燕代は國の名、燕は今の直隷にあり、代は山西にあり、胡は匈奴なり、貉は一に貊に作る、支那の北方にある種族の名、顏師古曰く、貉在東北方三韓之屬皆貉類也と、【漏大陸】大陸は澤の名、今の山東省鉅鹿縣にあり、【孟諸之澤】孟諸、一に孟豬に作り、又望諸に作る、今の山東省虞城縣にある澤なり、【灑爲九澮】灑は分なり、「わかつ」と訓ず、韋昭曰く疏決爲灑と「漢書溝洫志」に禹廼釃二渠以引其河とあるを孟康は釃分也分其流泄其怒也と注せり、而して灑と釃とは字相通じて、もと灑に作れりと、孫詒讓は云ふ、九澮は九河なり、古代は徒駭、太史、馬頰、覆釜、胡蘇、簡絜、鉤盤、鬲津の九河ありしを、齊の桓公の時塞ぎて、一河とせしと、焦循が「孟子正義」に詳かなり、【以楗東土之水】楗は、もと門限なり、轉じ制限の意に用ふ、【以利冀州之民】冀州は支那九州の一なれども、古昔の世、唐虞夏殷四代の間、皆冀州に都せしより、遂に汎く中土を稱する名となりしこと「春秋穀梁傳」の桓公五年の文、「淮南子」の墜形訓の高注等に見ゆ、乃ち本文にありても、大陸は兗州にあり、孟諸は豫州にあれども、亦概稱して冀州之民と云ふ、【江漢淮汝】江は楊子江、漢は漢水、淮は淮水、汝は汝水、皆支那の有名なる大川なり、【五湖之處】此の語例、前句の嘑沱之竇と同じ、五湖の水となりて、茲に落ち付くことを云ふ、五湖は湖の名、一に太湖と云ふ、或は云ふ長蕩湖、太湖、射湖、貴湖、滆湖の五口あり、故に五湖と名く、或は云ふ太湖の周回を五百餘里とす、故に五湖と名く、今の江南浙江兩省七縣の地に跨れる大湖なり、【荊楚干越】荊は九州の一なる荊州なり、楚は春秋戰國の大國にて、其の都もと荊州にあれば、故に荊楚と云ふ、今の湖南の全部、湖北四川廣西等の若干部分の地、即ち其の領域なり、干越は唐の司馬彪揚倞等は、干は吳國なりと云ふ、又干越を于越に作り、于は於と同聲にて、春秋に越を於越と云へるが如く、越國のみを云ふとの説もあり、

昔者文王之治西土、若日若月、

澤、灑爲九澮、以楗東土之水、以利冀州之民、南爲江漢淮汝、東流之注五湖之處、以利荊楚干越與南越之民、此言禹之事、吾今行兼矣、

【大意】此れ禹の事を擧きて前言を證す、

【通釋】古人禹王は天下を治むるとき、洪水天下の患をなして、人民困窮するを以て、水土を平かにするを本務となし、西方は西河渭竇の川を爲して、蒲水弦水二川の集れる澤の水を排泄し、北方は原流たる派水に隄防を造り、召澤と祁澤とに注ぎ、嘑沱河を瀆として一大川と定め、又黄河の水を灑ぎて底柱の流となし、高く山を鑿ちて、龍門の水となし、以て下流地方の燕代胡貉と西河の人民に水利の便を予へ、東方は大陸澤中の水を他處へ漏らし流して、孟諸の澤に隄防を造り、之を灑ぎ分ちて九派の流となし、以て東方各地の水を限劃し、以て冀州方面の人民に便利を與へ、南方は江漢淮汝の四水を爲し、東に流し注ぎて、五湖の中に入れて湛へしめ、以て荊楚干越の各地と南夷の人民に利益を與へたり、以上の事は、夏の禹王が天下を兼愛交利せし事を言へるが、今や吾は其の兼愛の意を當世に行はんとするなり、

【解義】【西河渭竇】西河は、河の名、今の清國山西陝西兩省の界にあり、渭は水の名、陝西にあり、竇は瀆と通ず、瀆は大川なり、【蒲弦澤之水】蒲弦澤、もと渠孫皇に作る、古來未だ其の處を詳にせずとなす、孫詒讓は「漢書」地理志に據り、推して今の陝西省隴州の西にある弦蒲の藪となす、此の藪澤、もと弦水（一に汧水と云ふ）蒲谷鄕に流る水と合して澤をなせば、倒稱して蒲弦とも云ふを得べし、皇は睪の字の訛にて、澤は藪と同物なれば、改めて睪になすべしと云へり、今其の説に從ふ、【防原派】派は川の名、雁門葰人の戍天山より出で、嘑沱河の源たれば、原派と云ふ、原は源の本字なり、【注召之邸】召は昭と通ず、之は余の轉音にて、邸は祁と音近くして相通ず、昭余祁は、幷州の藪にして、今の山西太原府祁縣の東七里にあり、【嘑陀之竇】嘑陀河は今の山西繁峙縣より出づ、【洒爲底

相愛、交相利、則與此異矣、古者
聖王行之、何以知其然、

【大意】此れ又一難を設けて之を答解して、兼愛交利の事行ひ難きにあらざることは、古代聖王の行に就いて之を知ることを云ふ、

【通釋】然るに今の天下の士君子は曰く、然り、乃若兼ねて一樣に行うて彼我の別なきは、成程善きには相違なきなり、去れどもこれは言ふべくして行ふべからざる事なり、之を譬へんに彼の高大なる太山を手に提げて、河水濟水の大川を飛び越えんとするが如し、實に行ふべからずと、子墨子は言へらく、譬喩とは云へども、亦譬へ方のある者なり、全體太山を挈げて河濟を越ゆるが如きは、是れ正しく其の譬へ方にあらず、乃ち初めより比較の取れぬ話なり、夫れ太山を挈げて河濟を越えんとするは、疾速にして勁き力ありと謂ふべし、然し此只だ話のみに云へるにて、古代より現時に至るまで、誰れ一人として未だ能く實行せし者はあらず、況んや我が主張する兼ねて相愛し交も相利する事は、此の空談とは異れり、即ち現に古代の聖王は之を實行せり、何を以て聖王の實行せしことを知れるか、

【解義】【挈太山越河濟】挈は擧なり、太山一に泰山に作る、山東省にある高山の名、河は黃河、濟は川の名、畢沅曰く、當に泲に作るべし、即ち山西の垣曲縣王屋山より出づる流水なり、濟水は石濟水のことにて、直隸省の贊皇縣より出づる川なりと、【畢勁有力】畢勁は疾速にして勁強なること、「淮南子」の覽冥訓に、體便輕畢の語あり、高注に畢疾也とあり、即ち疾速なり、又本書下篇に股肱畢强の語あり、此の畢勁と義同じと、間詁に云へり、

古者禹治天下、西爲西河渭竇、
以泄蒲弦澤之水、北爲防原泒、
注召之邸、嘑沱之竇、洒爲底柱、
鑿爲龍門、以利燕代胡貉與西
河之民、東爲漏大陸、防孟諸之

利人者人亦從而利之、惡人者人亦從而惡之、害人者人亦從而害之、此何難之有焉、特上不以爲政、而士不以爲行也』

【大意】 上の引證せし實例を論斷して、本旨に歸着し、兼愛の事は君主の好まざるによりて、行はれざるを云ふ、

【通釋】 是の故に子墨子は言うて曰く、以上の如く、晉の文公以下の事實あり、然しながら夫の楚の臣が食物を減少し、晉の臣が衣服を惡くし、越の士が火中に身を投じ死して名譽を爲すがごときは、何れも人情の欲せざることにして、天下百姓の皆倶に難んじ憚ることとなり、去れども、若し誠に人君之を悦ぶときは、衆人は能く苦艱を我慢して之を爲すこと、此の如し、況や今天子を兼ねて相互に愛し、天下を交も相互に利することとは、此の上述の事とは異れり、全體我よりして他人を愛すれば、他人も亦相當に我を愛する者なり、我よりして他人を利すれば、他人も亦相當に我を愛する者なり、之に反して我よりして他人を惡むときは、他人も亦相當に我を惡む者なり、我よりして他人を害するときは、他人も亦相當に我を害する者なり、此の如く人間界は、善にまれ、惡にまれ、各〻相當の影響功驗あるものなれば、天下を兼ね愛し交も利する事に於て、何ぞ難きことあらんや、特に上たる者、兼愛交利を主意として政治をなさず、士たる者務めて行ひ爲ざるなり、

【解義】 既に上文に見ゆれば略す、

然而今天下之士君子曰、然、乃若兼則善矣、雖然不可行之物也、譬若挈太山越河濟也、子墨子言、是非其譬也、夫挈太山而越河濟、可謂畢劫有力矣、自古及今、未有能行之者也、況乎兼

中に蹈み入りて死する者一百餘人の多きに及べり、越王乃ち退却の號令なる鐘を撃ち鳴らして、其の士を退かしめり、是れ亦王の勇氣を好むによりて、士臣は身を棄て死を決して此の如き活動をなせるなり、

【解義】【牂羊之裘】牂羊は牝羊なり、粗末なる裘は、牝羊の皮を以て造る、【韋以帶劍】韋は「なめしがは」と訓ず柔皮なり、「漢書」の東方朔傳に、孝文皇帝の儉素なる事を述べて、以韋帶劍の句あり、顏注に、但空用韋不加飾と云へり、乃ち實用を主として華美を用ゐざるなり、【練帛之冠】粗末なる冠なり、練は「ねりぎぬ」と訓ず、素繒を煮て漚して柔かにせる者にて練帛は帛の練りたるのみにて、文飾なき者なり、「太平御覽」には本文を引いて、練帛を大帛に作れり、「左傳」の閔公二年に、衞文公大帛之冠とあり、杜注に大帛厚繒と云へり、「後漢書」の馬皇后傳に、后常衣大練とあり、李注に大練大帛とあり、何れも皆儉素なる者なり、【大布之衣】大布は粗布なり、【且苴之屨】粗末なる屨なり、且は粗と通じ、苴は麤と通ず、義は下篇に詳かにす【好士細要】要は腰の本字なり、【脇息然後帶】脇一に脅に作る腋なり、脇息は細そ息なり、「文選」の宋玉が高唐賦に、股戰脇息とあり、李注に脇息縮氣也と解せり、【扶牆而起】牆は俗に墻に作る、「かき」と訓す、垣蔽なり、【黧黑之色】衰へて光澤なき顏色を云ふ黧は黎と同じ黑なり、人瘦せ衰ふれば、面色黎黑となる、【親自鼓其士】王自身に鼓を撃ち鳴らして、進軍を士臣に令するなり、凡そ師進むときは鼓を撃ち、退くときは鐘を鳴らすとは、周代の軍法なり、【破碎亂行】破碎義未だ詳かならず、孫詒讓の說に據れば碎は萃の借字にして、「穆天子傳」に七萃之士とあるを、晉の郭璞は注して萃集也聚也と云へるを以て觀れば、蓋し卒徒の聚集せる部隊を萃と云ふ、破萃亂行は倶に其の隊伍を乘り越えて、亂れ進む狀なるべし、

是故子墨子言曰、乃若夫少食惡衣、殺身而爲名、此天下百姓之所皆難也、若苟君說之、則衆能爲之、況兼相愛、交相利、與此異矣、夫愛人者、人亦從而愛之、

故何也、君說之故臣能爲之也、昔者越王句踐好士之勇、敎馴其臣、私令人焚內失火、試其士曰、越國之寶盡在此、越王親自鼓其士而進之、士聞鼓音、破碎亂行蹈火而死者左右百人有餘、越王擊金而退之、

【大意】此れ晉文公楚靈王越王句踐の事を援きて、上の好む所は下必らず行ふことを證す、

【通釋】昔は晉の文公其の性儉素を喜び、士の粗惡なる衣を服することを好めり、故に文公に仕ふる臣下は、皆牝羊の皮を以て製せる粗裘を着し、文も飾りもなき韋を以て劍を腰につるし、粗なる帛にて造れる冠を戴き、粗なる布衣を服し、子のある麻にて造れる粗履の穿ち、内に入りては君に謁見し、外に出ては朝廷の上を踐みて毫も粗惡なる服裝を耻ぢざるは、是れ其の故は如何なる理由なるか、全く君主が此の如き服裝を悅ぶが故に、臣下は其の氣に入らんが爲めに、能く粗末なるを我慢して之を爲すなり、昔は楚の靈王は腰の痩せ細りたる士を好めり、故に靈王の臣下は、皆三飯を以て節限となし力めて減食せしかば身體疲れ果てゝ稍く肩息をなして然る後に帶を占め、牆壁に扶けられすがりて然る後起つことを得るなり、滿一年の頃に及んでは朝廷に痩せ衰へて黎黑なる顏色の者あり、此の如く苦行を辭せずして爲す故は何ぞや、全く君主が此の痩せ細りたる容貌を好むが故に、臣下は其の氣に入らんが爲めに能く苦み疲れを我慢して之を爲すなり、昔は越王句踐は勇氣ある士を好みて、其の臣を敎訓せり、或る時王は私かに人に命令して、王の宮殿に火を掛けて焚かしめ、因りて其の士臣を試みて曰く、我が越國の寶物は盡く此の宮殿に藏めて在り、寔に殘念なる次第なりと、越王親く自から皷を擊ち進軍の號令を其の士になし之を進めて火を救はしむ、士は其の皷音を聞き、直に我先きにと其の隊伍を乘り越えて亂れ進み、熾盛なる火

此の難事をなすを悦ぶときは、諸士衆卒は必らずや皆能く己が一身を捨てゝ之を爲さん、況や兼ねて相互に愛し、交も相互に利益をなすことは、此の敵兵に向うて戰死をなす難事とは大に異れり、何となれば一體から云へば、凡そ他人を愛する者は他人も亦必ず其の恩に感じて之を愛する者なり、他人に利益を予ふる者は他人も亦必らず其の恩に感じて之に利益を予ふる者なり、又之に反して、他人を惡む者は他人も亦必らず之を惡む者なり、他人を害する者は、他人も亦必らず之を害する者なり、右の如く、凡そ物事は善にまれ惡にまれ共に各、皆其の類に應じて效驗ある者なり、故に今や此の兼愛をなすこと、何ぞ難きことかあらんや、乃ち我より兼ねて人を愛し利すれば、人も亦必らず兼ねて我を愛し利するなり、たゞ獨り上たる者が、兼愛を主意として、政事を爲さず、士たる者が兼愛を本務として行はざるが故に、兼愛を以て天下の難物迂事と思へるのみ、

【解義】【然乃若兼則善矣】然とは答ふる辭乃若は婉曲に轉じて云へる辭にて「しかるに此の如し」と下の語に繫けて云へるなり、孟子の告子上篇に乃若其情則可以爲善矣乃所謂善也とあるが如きは、亦其の一例なり、【難物于故】物は事なり、既に上文に見ゆ、難物とは難事なり、下文に乃若兼則善矣雖然不可行之物也とあり、此の難物は即ち不可行之物と同義なり、于は迂と通ず、故は事なり、于故とは迂遠にして行ひ難き事を云ふと、閒詁に見ゆ、

昔者晉文公好士之惡服、故文公之臣皆牂羊之裘、韋以帶劍、練帛之冠大布之衣、且苴之屨、入以見於君、出以踐於朝、是其故何也、君說之、故臣能爲之也、昔者楚靈王好士細要、故靈王之臣皆以三飯爲節、脅息然後帶、比期年、朝有黧黑之色、是其

恨の事起ることなからしむる者は、唯是れ人人相互に愛するを以てなり、されば仁徳ある人は、生を好みて殺を惡む者なれば、此の如き事を譽めて、同意を表し賛成をなすなり、此の節既に上篇に說きしと大同小異なれば別に解義をなさず、宜く互に參考すべし、

然而今天下之士君子曰、然、乃若兼則善矣、雖然天下之難物于故也、子墨子言曰、天下之士君子、特不識其利辯其故也、今若夫攻城野戰、殺身爲名、此天下百姓之所皆難也、苟君說之、則士衆能爲之、況於兼相愛交相利、則與此異、夫愛人者、人必從而愛之、利人者、人必從而利之、惡人者、人必從而惡之、害人者、人必從而害之、此何難之有、特上弗以爲政、士不以爲行故也、

【大意】此れ又故らに一難問を設けて、之を答解し、兼愛の行はれざるは、上たる者の之を好まざるに由るを云ふ、

【通釋】然るに今の天下の士君子此の兼愛の道に關しては、曰く、然り、乃ち兼ねて別つことなく、平均に行ふがごときは、成程善きには相違なし、されども此れは實は容易に成し得べきにあらず、天下の難義なる物にして迂濶なる事なりと、子墨子言うて曰く、是れ天下の士君子が特に兼愛の利益を見別ず、其の事柄を辨へ分たざるなり、今一例を以て言はんに、彼の敵城を攻め野外に戰ひ、我が一身を殺して名譽を成すがごときは、此れ天下百姓の皆な難しとなして行ふことを喜ばざる者なり、されども苟も君たる者が、

之法易之、然則兼相愛交相利之法、將奈何哉、子墨子言、視人之國、若視其國、視人之家、若視其家、視人之身、若視其身、是故諸侯相愛、則不野戰、家主相愛、則不相簒、人與人相愛、則不相賊、君臣相愛、則惠忠、父子相愛則慈孝、兄弟相愛則和調、天下之人皆相愛、強不執弱、衆不劫寡、富不侮貧、貴不敖賤、詐不欺愚、凡天下禍簒怨恨可使毋起者、以相愛生也、是以仁者譽之、

【大意】　之れ兼愛交利の法を以て、天下の禍簒怨恨を安定すべきを云ふ、本篇は此に至りて始めて兼愛の正面を説く、

【通釋】　子墨子言うて曰く、何を以て天下の禍簒怨恨の事あるに易へて行はんかと云はんに、乃ち兼ねて相愛し交も相利する方法を以て之に易へんのみ、さらば兼ねて相愛し交も相利する方法とは將に奈何なる事なるかと云はんに、子墨子言うて曰く、諸侯は他の諸侯の國を視ること、己が國を視るが若くし、卿大夫は他の卿大夫の家を視ること、己が家を視るが若くし、人民は他の人民の身を視ること、己が身を視るが若くす、是の故に諸侯相互に相愛すれば、野外の戰をなさず、卿大夫相愛すれば相簒はず、人民と人民が相愛すれば相賊はず、君と臣が相愛すれば、惠ありて忠を竭くし、父と子が相愛すれば、父は慈ありて子は孝を盡くし、兄と弟が相愛すれば、睦くして調和をなす、其の外天下の人人、皆相互に愛すれば、强き者は弱き者を執らへず、人衆き者は寡き者を侮らず、富める者は貧き者を侮らず、貴き者は賤き者に傲らず、詐はる者は愚なる者を欺かず、凡そ天下の人人禍簒怨

【大意】此れ相愛せざるよりして禍亂の生ずるを述べて、前節の反問に正對し、更に難詰の辭を以て、下文の兼愛交利の說を引起す、

【通釋】子墨子言うて曰く、禍亂は決して相愛するより生ずるにあらずして、相愛せざるを以て生ずるなり、如何となれば、今の諸侯は獨り己が國を愛することをのみ知りて、他人の國を愛することを知らず、是を以て己が國力を擧げ竭くして、他人の國を攻むることを厭ひ憚らず、今の家主と稱する卿大夫は、獨り己が家を愛することを知りて、他の卿大夫たる者の家を愛することを知らず、是を以て己が家の力を擧げ竭くして他の卿大夫の家を奪ひ取ることを厭ひ憚らず、今の人民は、獨り己が一身を愛することを知りて、他人の一身を愛することを知らず、是を以て己が身の力を擧げ竭くして、他人の一身を賊ふることを厭ひ憚らず、されば諸侯が他の諸侯と相愛せざるときは、必らず原野の地に於て戰爭をなし、卿大夫が他の卿大夫と相愛せざるときは、必らず相互に簒奪し、人民と人民が相互に愛せざるときは、必らず相互に賊害し、君と臣が相互に愛せざるときは惠忠ならず、父と子が相互に愛せざれば、父は慈ならず子は孝ならず、兄と弟が相互に愛せざれば、和ぎ調はず、凡そ天下の人人皆相互に愛せざるときは、力の强き者は必らず弱き者を執らへ、味方の衆き者は必らず寡き者を刼かし、財の富める者は、必らず貧き者を侮り、位の貴き者は、必らず賤き者に傲り、詐僞なる者は必らず愚直なる者を欺かん、凡そ天下の禍簒怨恨が起る所以は、皆天下の人人が、相互に愛せざるよりして生ずるなり、されば仁德ある君子は、此の事を非として是認せず、既に已に非として是認せざるときは、何の方法を以て之に取り易へて行ふべきか、

【解義】【是以不憚擧其國】憚は「はばかる」と訓ず難なり六つ箇敷思ふこと億劫の意、【今家主獨知愛其家】家主とは卿大夫なり、卿大夫の食邑を家と謂ふ、既に上篇に見ゆ、主は謂公卿大夫世世食采不絶者と、周禮の太宰の鄭注に見ゆ、卿大夫は食采を世襲するを以て故に家主と云ふ、食采は知行の地なり、【既以非之】以は已と同じ、

子墨子言曰、以兼相愛交相利

戰ひ大夫が家と家と相互に掠め簒ひ、個人と個人と相互に賊害し、君臣の間惠みあり忠あらず、父子の間慈愛あり孝行ならず、兄弟の間調和せず、此の如きは天下の損害なり、然らば此の損害を察するに亦如何なる理由を以て發生するか、上下の人人相互に愛するを以て此の害を生ずるか、

【解義】【家之相簒】簒は奪取なり、【君臣不惠忠】惠は慈なり、忠は增韻に內盡其心而不欺也とあり、「まこと」と訓ず君は慈惠ならず臣は忠誠ならざるを云ふ、【亦何用生哉】用と以と古相通ず、本書の尙賢篇に詩經の桑柔篇にある逝不以濯を引て、以を用に作るが如きも、亦其の一例なり、

子墨子言、以不相愛生、今諸侯獨知愛其國、不愛人之國、是以不憚擧其國以攻人之國、今家主獨知愛其家、而不愛人之家、是以不憚擧其家以簒人之家、今人獨知愛其身、不愛人之身、是以不憚擧其身以賊人之身、是故諸侯不相愛、則必野戰、家主不相愛、則必相簒、人與人不相愛、則必相賊、君臣不相愛、則不惠忠、父子不相愛、則不慈孝、兄弟不相愛、則不和調、天下之人皆不相愛、強必執弱、衆必劫寡、富必侮貧、貴必敖賤、詐必欺愚、凡天下禍簒怨恨、其所以起者以不相愛生也、是以仁者非之、既以非之、何以易之、

謂亂也の五字あり、今藤校に據りて削る、【不愛異室】舊本に愛の下其の字あり、今高木校王校に據りて削る、【賊愛其身不愛人身】舊本に人身の身の字なし、今兪校に據りて補ふ、【故不孝不慈亡有】舊本に故の字不慈の字なし、今王校に據りて補ふ、【視人之室】舊本に視の上故の字あり、今藤校孫校に據りて削る、【交相惡則亂】舊本に交の字なし、王引之は下篇に據りて補ふ、今之に從ふ、

兼愛中第十五

本篇は兼愛三篇の中篇なるを以て、兼愛中と名く、亦尙同の三篇あるが如く、中篇は上篇に比較して、其の未だ言及せざる義を說ける者あり、

子墨子言曰、仁人之所以爲事者、必興天下之利、除去天下之害、以此爲事者也、然則天下之利何也、天下之害何也、子墨子言曰、今若國之與國之相攻、家之與家之相簒、人之與人之相賊、君臣不惠忠、父子不慈孝、兄弟不和調、此則天下之害也、然則察此害、亦何用生哉、以相愛生邪、

【大意】此れ兼愛を云はんが爲めに先づ天下の利害を述べ而して害の一邊に側注し反問して下文の正對を起す、

【通釋】子墨子言うて曰く仁人の事業と爲して行ふ者は必らず天下萬民の利益を創め興し天下萬民の損害を除き去ることを以て事となす者なり、されば天下萬民の利益とは何ぞや、天下萬民の損害とは何ぞや、子墨子言うて曰く、今や諸侯が國と國相互に攻め

起手子墨子の言として聖人以レ治二天下一爲レ事者也の一句を掲出し、絶叫一番して、世の憒々昏夢の徒を警醒し、治は亂を治むることを謂ふものにして、亂源を知らざれば治を施すこと能はざるは宛かも醫者の病根を知らざれば治療をなす能はざるゝと同理なりと譬喩を假りて云ひ、再び聖人以レ治二天下一爲レ事者也の句を提擧し、起首に回應し、不レ可レ不レ察二亂之所一レ自起一の一語を以て束繳して、文勢を振頓す、是れを第一段となす、嘗察二亂何自起一の句を以つて前段の意を承け、繼ぐに起不相愛の句を以てし、本段の意を起し、臣子不孝君父より以下、或は卑屬の尊屬に對し、或は尊屬の卑屬に對し、或は盜賊に就き、或は大夫諸侯に就いて皆自から愛して人を愛せざるよりして、相互に人を虧きて自から利して、排斥爭奪の禍止まず、天下の亂遂に救ふべからざることを論じ、中間兩處に是何也起不相愛の句を點出し、束繳するに天下之亂物具レ此而已矣の語を以てし又重ぬるに察此何自起皆起不相愛の句を以てし段首に回應して益、論旨をして明確ならしめ、以て讀者の深く注意を爲さんことを望む、是れ第二段となす、前二段既に不相愛の弊害を、各般の方面に涉りて說きたれば是に於て若使天下兼相愛云々の語を以て始めて兼愛の義を標出し、天下の人人相互に愛する得策なるを說き亦君臣父子兄弟の間より、盜賊大夫諸侯の各種類の人を、拉雜引き來りて其の能く孝慈にして、天下賴りて治まるを云ひ、重ねて三たび聖人以レ治二天下一爲レ事を提出して、兼愛の勸勉すべきことを子墨子の言に歸して說き、以て全局を結ぶ、是れを第三段となす、古人嘗て此の文を評して云ふ提ゲ二身家ヲ一說キ到ル二國與ニ天下一一層高シ二一層ヨリ一と、然れども此れ墨子の文、大抵皆層層說到の作にして、獨り本篇のみならず、但尙同及び兼愛の諸篇其の結構尤も覩やすきのみ、

名言

若使二天下兼相愛一、愛レ人若レ愛二其身一、惡施二不孝一、視二子弟與一レ臣若二其身一、惡施二不慈一、
視二人之室一若二其室一、誰竊、視二人之身一若二其身一、誰賊、
天下兼相愛則治、相惡則亂、

存異

【臣自愛不愛君】舊本に不の下に自の字あり、今一本に據りて削る、【故虧君而自利】諸本に一本句の下此所

らん、されば聖人の天下を治むることを以て、己が職事となす者は、惡ぞ天下の人人に向うて惡事をなすを禁止して、人物を愛することを勸め勵まさゞるを得んや、されば天下の人人兼ねて相互に愛すれば、前述の如く治まり、之に反して交も相惡むときは、亦前述の如く亂るゝなり、故に子墨子の言に曰く、汎く衆人を愛することを勸めざるべからずとは即ち此の義を述べ說かれて云へるなり、

總評

兼愛は兼ね愛するなり、墨子其の兼愛中篇に於て、別を以て兼に對稱して、兼の利たるを論じ別の害たるを說くこと、數四にして止まざるを觀れば、謂ゆる兼愛とは全く自他親疏の別なく、汎く一樣に愛する謂にして、後世唐の韓退之が原道に博愛之謂仁行而宜之之謂義と云ひ、原人に聖人一視而同仁篤近而擧遠と云へると、一見するときは相同きが如くなれども、退之が博愛と云ひ、一視同仁と云へるは全く其の行愛を自他親疏の別なく、渾て一樣に施し行ふべしと云ふにはあらず、孟子嘗て之を論じて曰く老吾老以及人之老幼吾幼以及人之幼天下可運於掌と、乃ち其の仁愛を施し行ふに當りて、骨肉の天親を親むよりして之を推衍し、他人に及ぼすを以て當然の道となせるなり、韓退之が說も亦孟子と同じ、故に原道には行而宜之之謂義の一句を以て、直ちに之を承け、原人には篤近而擧遠の一句を以て、之を承けて云へり、「孝經」に孔子の言を載せて曰く不愛其親而愛他人謂之悖德、不敬其親而敬他人謂之悖禮と、夫れ愛と云ひ敬と云へば、德は德たるに相違なく禮は禮たるに相違なきも、其の順序を失ひ、輕重を顚倒するを以て、之を道理に悖れる德及び禮となして、聖人は擯斥して取らざるなり、是れ儒教の墨教と相同からざるの一端にして、孟子が墨氏の教を論じて墨子兼愛是無父也と云はれしも亦是れ此等の見地より來るなり、されども今や初めて本篇を讀むに方りて、墨子の兼愛說が果して儒教の博愛論と異なるか否かを求むるに、殆んど儒墨の間別辭同意の感ありて、其の相同からざるを見るに苦しむならん、請ふ且中下三篇を讀みて然る後に比較硏思すれば、自得する所の者あらん、

文評

ときは、尙ほ誰か之を竊まんや、彼は他人の身命を視ること我が自身の生命と同樣に視做して大切にすれば、尙ほ誰か之を賊はんや、されば盜賊は世に有ることなし、猶大夫の家を相亂だし諸侯の國を相攻むる者あらんか、彼れ大夫は他人の主たる家を視ること、我が主たる家と同樣に視做して大切にするときは尙ほ誰か之を亂さんや、彼れ諸侯は他の君たる國を視ること、我が君たる國と同樣に視做して大切にするときは、尙ほ誰か之を攻めんや、されば大夫の家を相互に亂だし、諸侯の國を相互に攻むる者は、世に有ることなきなり、

【解義】【惡施不孝】もと善く其の親に事ふるを孝と云ひ、善く君に事ふるを忠と云ひ、善く兄に事ふるを弟と云へる者なれば、上の視父兄與君若其身とあるより推せば、本何も不孝の二字の下に、不忠不弟の四字あるべき筈なれども、不孝の二字を以て、他を包該して云へるなり、上文の臣子不孝君父とありて、不忠の字なきも亦同じ、古文往々此例多し、

若使天下兼相愛、國與國不相攻、家與家不相亂、盜賊無有、君臣父子皆能孝慈、若此則天下治、故聖人以治天下爲事者、惡得不禁惡而勸愛、故天下兼相愛則治、交相惡則亂、故子墨子曰、不可以不勸愛人者此也、

【大意】此れ天下を兼愛すれば亂れずして治まるを以て、天下を治むる者は、人人互に勸めて兼ね相愛し、以て治本を開き、亂源を塞ぐべきを云ひ、以て一篇を結ぶ、

【通釋】されば若し天下の人人をして相互に兼ね愛せしむるときは、國と國の諸侯は相攻めず、家と家の大夫は相亂ださず、他人の室に入りて物を竊む盜賊は有ることなく、君臣父子の間、何れも皆能く整ひ、臣子は君父に事かへて忠孝を盡くし、君父は臣子に對して慈仁ならん、此の如くならば、天下は必らず治ま

は、爵秩祿邑を稱する辭なり、「左傳」の桓公二年に諸侯立家とあり、杜注に卿大夫稱家と云へり、又「易」の師卦に開國承家と云へるを荀注に承家立大夫也と解せり、

若使天下兼相愛、愛人若愛其身、猶有不孝者乎、視父兄與君、若其身、惡施不孝、猶有不慈者乎、視子弟與臣、若其身、惡施不慈、故不孝不慈亡有、猶有盜賊乎、視人之室、若其室、誰竊、視人身、若其身、誰賊、故盜賊亡有、猶有大夫之相亂家、諸侯之相攻國者乎、視人家、若其家、誰亂、視人國、若其國、誰攻、故大夫之相亂家、諸侯之相攻國者亡有、

【大意】此れ天下の人人相互に兼愛を主とし、人を思ふこと己を思ふが如くなれば、喪亂の起らざるべきを云ひ、以て兼愛の正面を述ぶ、

【通釋】請ふ此より兼愛の利益なることを言はん、今や天下の人人をして兼ねて相互に愛し他人を愛し思ふこと、己自身を愛し思ふが若くならしむるときは、猶子として不孝なる者あらんか、乃ち彼れは自分の父兄と主君とを視ること、宛かも自分と同樣に視做して大切にするときは、惡んぞ之に對して不孝なる事を施し行はんや、猶父兄とし君主として不慈なる者あらんか、乃ち彼れは其の子弟と臣とを視ること宛かも自分と同樣に視做して大切にするときは惡んぞ之に對して不慈悲なることを施し行はんや、されば子の不孝なると父兄君主の不慈なるとは、世に有ることなきなり、又猶他人の室にある金銀財寶等を竊む盜賊あらんか、彼は他人の棲める室を視ること己が身の棲める室と同樣に視做して大切にする

『不相愛、雖至大夫之相亂家、諸侯之相攻國者、亦然、大夫各愛其家、不愛異家、故亂異家、以利其家、諸侯各愛其國、不愛異國、故攻異國、以利其國、天下之亂物、具此而已矣、察此何自起、皆起不相愛、』

【大意】此れ前節を承けて君臣父子兄弟のみならず凡そ天下の人人相互に爭奪することは、皆相愛せざるより起るを說きて喪亂の本は兼愛せざるによるを述ぶ、

【通釋】尙又推廣して云はんに、彼の天下の盜賊を爲す者といへども、亦同く然るなり、彼れ盜賊は、獨り己が室のみを愛して、他人の室を愛せず、故に他人の室にある金銀財寶等の物を竊み來りて、己が室の勝手都合をはかるなり、彼れ盜賊は己が身命を愛して、他人の身命を愛せず、故に己の勝手都合を計るに於ては、人の身命を賊ひ奪うて己が利益を計るなり、此の如きは何に由るかと云はんに、皆何れも相互に愛せざるに起因するなり、尙ほ彼の一國の執政大夫が相互に人の家を亂だし、諸侯が相互に國を攻むる事に至るまで、亦同く然るなり、乃ち大夫は各自に己が家を愛して、他人の家を愛せず、故に他人の家を亂だし、其の祿地政權を掠めて、己が家の都合勝手を計り、諸侯は各自に己が國を愛して、他人の國を愛せず、故に他人の國を攻め、土地人民を掠めて、己が國の都合勝手のみを計るなり、凡そ天下の亂るゝ事は、皆此の以上に陳述せし內に具り盡くして在り、さて此の亂は、果して何により起るかと察すれば、皆もとは、人人が相互に愛せずして、人を思ふこと己を思ふが如く深切ならざるより起るなり、

【解義】【盜愛其室】室は宮室にて家を云ふ、但下文に大夫愛其家の語あるを以て辭を變じて室と云ふ、「釋名」に室實也人物實滿其室也とあり、以て家屋を室と云へる義を知るべし、【大夫愛其家】家は大夫

【大意】此れ天下の亂の起れる原由は、人人の自愛自利よりすることを說き、先づ兼愛相利の反面を述ぶ、

【通釋】今や嘗に天下の亂は、果して何に事に起因するかと察せんに、全く世の人人が相互に愛し、人を思ふことと己を思ふが如くせざるより起れり、彼の人の臣たり子たる者が君父に對して不忠不孝なるは、もと天下に有り得べからざる道理なれば、此れ謂ゆる亂なり、此の原因は、子たる者、自から己を愛して父を愛せざれば、父の取扱を手薄くし物不自由させて、自から己の勝手都合のみを計るよりして起るなり、其の他、弟は自から己を愛して兄を愛せざれば、兄の取扱を手薄くし物不自由させて自から己の勝手都合のみを計り、臣は自から己を愛して君を愛せざれば、君を手薄くし自から己の勝手都合のみを計るよりして起るなり、又以上の如く、卑者より尊者に對して爲せる事のみならず、同時に尊者より卑者に對する事も亦同きなり、父が子に不慈悲なるや兄が弟に不慈悲なるや、君が臣に不慈悲なるが如きも、此れ亦天下に有り得べからざる道理なれば、此れ亦同く天下の人が云へる所の亂なり、此亂の原因は、父たる者が自から己を愛して子を愛せず、故に子を手薄くし不自由させて自ら己の勝手都合のみを計ればなり、兄は自から己を愛して弟を愛せず、故に弟を手薄くし不自由させて自から己の勝手都合のみを計ればなり、君は自から己を愛して臣を愛せず、故に臣を手薄くし不自由させて、自から己の勝手都合のみを計ればなり、是れ何の故なるかと云はんに、もと人人が相互に愛せざるより起るなり、

【解義】【當察亂何自起】當は嘗と同聲假借の字なり荀子の君子篇に先祖當賢とあり、楊注に當或爲嘗と云へり、孟子の萬章篇に是時孔子當阨とあり、說苑の至公篇に引いて、當を嘗に作れるが如き、皆其の證とすべしと、「間詁」に見ゆ、

雖至天下之爲盜賊者亦然、盜愛其室、不愛異室、故竊異室以利其室、賊愛其身、不愛人身、故賊人身以利其身、此何也、皆起

起す、

【通釋】 聖人は天下を治め萬民を安んずるを以て事業となす者なり、天下を治めんと欲すれば、必らず先づ治の反對なる亂が、何に事によりて起るかを知りて、其の防禦匡救を務むれば、是に於て能く之を治むることを得るなり、若し亂の起れる原由を知らずして、之が防禦匡救をなさゞれば、天下を治むること能はず、之を譬へて云はんに、宛も醫者が人の病氣を治療するがごとし、今夫れ醫者の病人に對するや、必らず其の病氣の起れる原由を知れば、こゝに於て始めて相當の手當を施して、能くこれを治療することを得べし、若し其の病氣の起れる原由を知らざるときは、之を治療すること能はざるなり、今政事家が天下の亂れたるを治むる者、何ぞ獨り然らざらんや、乃ち必らず亂の起れる原由を知り、是に於て始めて能く之を治むることを得べし、亂の起れる原由を知らざれば、治むること能はず、要するに聖人は天下を治むるを以て事業となす者なり、されば亂の起れる原由は、深く心を留めて察せざるべからず、

【解義】【焉能治之】焉は乃と通ず、既に親士篇に見ゆ、乃は「そこで」と譯す、於是と意味同じ、【攻人之疾】攻は治なり、治療すること、

當察亂何自起、起不相愛、臣子之不孝君父、所謂亂也、子自愛不愛父、故虧父而自利、弟自愛不愛兄、故虧兄而自利、臣自愛不愛君、故虧君而自利、雖父之不慈子、兄之不慈弟、君之不慈臣、此亦天下之所謂亂也、父自愛也、不愛子、故虧子而自利、兄自愛也、不愛弟、故虧弟而自利、君自愛也、不愛臣、故虧臣而自利、是何也、皆起不相愛、

焉】諸本に外を內に作る、今高木穀の說に從ひて改む、【愛民不疾】舊本に不を必に作る、今孫校に據りて改む、【求爲上士】舊本に上の字なし、今王校に依りて補ふ【不可而不察】舊本に不可の二字なし、今意を以て補ふ、【而治之要也】舊本に之の字なし、今畢校に據りて補ふ、

兼愛上第十四

兼は、別の反對にて、一樣にして彼我の區別なきなり、兼愛とは汎く衆人を一樣に愛し親むことを云ふ、墨子の意、謂らく天下の相爭ひ奪ふや、人人各自ら徒に彼我の別に拘りて、汎く一樣に愛せざるより起ると、是に於て兼愛の說を唱へ、以て汎く愛を同く施すべきことを論述す、故に兼愛を以て篇名となす、而して本篇は其の上篇にして、書中の第十四篇たる故を以て、兼愛上第十四と云へり、孟子曰く墨氏兼愛是無父也と古來儒者の墨氏を譏議する者は、其の兼愛を云ふを以てなりとは、世人の通言なるが、今本篇を讀む者、果して如是觀を爲すか否か、

聖人以治天下爲事者也、必知亂之所自起、焉能治之、不知亂之所自起、則不能治、譬之如醫之攻人之疾者然、必知疾之所自起、焉能攻之、不知疾之所自起、則弗能攻、治亂者何獨不然、必知亂之所自起、焉能治之、不知亂之所自起、則弗能治、聖人以治天下爲事者也、不可不察亂之所自起、

【大意】此れ天下を治むる者は、必らず亂の原由を察して、之を防ぐべきを云ひ、以て下文兼愛の說を喚

【必計國家百姓之所以治者】諸本に之の字なし、今下文に據りて補ふ、【然計國家百姓之所以治亂者】諸本に亂の字なし、今高木猷の說に據りて補ふ、【苟若明於民之善非也】舊本に苟若の二字顚倒す、今畢說に據りて訂す、【故賞罰不得下之情】舊本に罰の字なし、蘇校兪校に據りて訂す、【不可而不察者也】舊本に不可而を而不可に作る、今兪校に據りて改む、【稽古之始】舊本に始を治に作る、今兪校に據りて改む、【是故天之欲同一天下之義】舊本に天の下に、下の字あり、今藤本孫校に據りて改む、【爲未足獨治天下也】諸本に也の字なし、今下文に據りて補ふ、【將使助治刑政也】舊本に治の下に亂の字あり、今孫校に據りて削る、【唯辯而使助治天明也】舊本に天明の閒に助の字あり、今王校に據りて削る、【則是上下相賊也】舊本に賊を賤に作る今王校に據りて訂す、【然則欲同一天下之義將奈何可】舊本に此の一句なし、今王校に據りて補ふ、【胡不嘗使家人總其身之義以尙同家君】舊本に胡不賞使家君に作る、今王校に據りて訂正す【是以偏若家之人】舊本に偏を禍に作る、今畢校に從ひ改む、【不善言之】舊本に此の句なし、今畢說に據りて補ふ、【然計若家之所以治者唯能以尙同一義爲政】諸本に能の字なし、今下文に據り補ふ、【家既治矣】諸本に矣の字なし、今下文に據りて補ふ、【國之爲家數】舊本に國之を天下に作る、今一本に從ふ、【以尙同於國君】舊本に以の下に義の字あり、茅本なし、今之に從ふ、【亦必以告】諸本に必の字なし、今上文に據り補ふ、【則天下必治矣】舊本に必の字なし、今一本に據りて補ふ、【天下既已治矣】諸本に矣の字なし、今上文に據りて補ふ、【天子又總天下之義】舊本に天下を天子に作る、今一本に據りて訂す、【故當尙同之爲說】舊本に同を用に作る、今畢校蘇校に據りて改む、【尙用之天子】舊本に用を同に作る、今王校蘇校に據りて訂す、【下用之家君】舊本に下を小に作る、今王校藤校に據りて訂す、【治天下而不窕】舊本に而の字なし、今一本に從ひ補ふ、【故古之聖王之治國】諸本に下の之の字なし、今藤校に據りて補ふ、【其所差論以自爲左右羽翼】諸本に爲の字なし、今之を補ふ、【外爲之人】舊本に此の四字を以て讀むべからずとなす、今意を以て改め、爲の字を上文の以自左右羽翼の句中に移し、外之の二字を逗とし、人の字を下に屬して讀む、【千里之外有暴人

民聽ニと云ひ、以て天理人道の一致にして離るべからざるを教ふると、抑も又何ぞ相似たる甚きや、若し夫の祭祀を天鬼に致して民福を祈り、寒熱節あらず、霜雪雨露時あらず、五穀熟せず、六畜遂げず、疾菑戾疫飄風苦雨の災、悉く擧げて天の下人が天に尙同せざるを罰する者と論斷せしがごときは、今日より觀れば怪むべしと雖も、古代民智純朴の俗に因りて、聖人神道を設け以て教を立つる一類と視れば、必しも深く窮詰せずして可なり、

文評

本文の結構體段は、大抵前篇と相同じければ、今但其の梗槩を說かん、通篇四段に分つ、第一段は、上の政を爲すは下情を得ると得ざるとによりて、賞罰の中と不中とを致し、國家の治亂由て分るゝことを述べ、下情を得るに勉めざるべからざるを說きて、下文に云へる尙同一義の引子となす、第二段は、墨子の言を掲げ、尙同一義の道は、人類羣居して團結をなす必要上より已むべからざることを、古代に溯り今時に鑑み、俯仰して論道し、此何以然則義不ㇾ同也、然則欲ㇾ同ニ一天下之義ㇾ將奈何可の句を以て、上を結び下を起す第三段は又子墨子の言を掲げ、尙同一義の方法を述ぶ、先づ一家を尙同し、次ぎに一國を尙同し、天下を尙同することを、三節に分說し、每節各、唯能以ニ尙同一義ㇾ爲ㇾ政故也の句を點染して本旨を提醒し、尙ほ天子の進んで天に尙同すべきを言ひ、尙同の道は、大用小用に拘らず、各、用ゐて功效あるを說けり、第四段は更に一歩を進めて、尙同の說は獨り墨子の私言にあらずして、先王の道なることを說き、又其の能く天下を治めて寇亂盜賊の患なきは、善く尙同を以て政を爲すの致す所なるを云ひ、仍ほ墨子の言に還歸して、望みを今の天下王公大人士君子に繫けて局を結ぶ、

名言

一人一義、十人十義、百人百義、千人千義、(亦本文の上中二篇にも見ゆ)

此非ㇾ欲ニ用逸ㇾ也唯辯而使ニ助ㇾ治天明ㇾ也、(中篇には否ニ用佚也ㇾ維辯使ㇾ治ニ天均ㇾに作る義は同じ)

一目之視也不ㇾ若ニ二目之視ㇾ也、一耳之聽也不ㇾ若ニ二耳之聽ㇾ也一手之操也不ㇾ若ニ二手之彊ㇾ也、

存異

下之本一也安レ之者是安二天下之本一也貴レ之者是貴二天下之本一也と論道せり、乃ち人類の性は羣居せざれば、互に其の用を充たすこと能はず、既に羣居して、分割等差の制を設けざるときは、必らず各〻其の意見を主張固持して相互に爭ふ、爭へば則ち亂れ、且つ窮する者なれば、人君を立て分割等差の制を設け、以て天下の大本を掌握せしめ之を美麗に飾り、之を安樂になし、之を尊貴光榮の地に置くは、皆天下の大本に向ひ培養の力を盡くして、人類羣居の常性を安んじ遂げしむる所以なり而して其の大本を長へに維持して益〻其の組織を鞏固安全ならしむる者は實に最も親近なる個人の集合して成せる一家にあり、故に大學之を述べて曰く欲レ明二明德於天下一者先治二其國一欲レ治二其國一者先齊二其家一と、孟子は曰く、天下之本在レ國國之本在レ家と、是れ儒敎の國家の存立を家族制度に資る所以なり、今や墨子の尙同を說くや、其の言亦大に類する者あり、家人一身の義を總べて、家君に尙同し、家君一家の義を總べて、國君に尙同し、國君一國の義を總べて、天子に尙同すと云へるは、乃ち彼の荀卿の人君を以て所三以管二分之樞要一者也となし、乃ち臣民の君主に於るや之を美にし之を安んじ之を貴ぶは皆天下之大本を扶植擁護する者となせると、何ぞ其の旨の相似たるや、其の天下を尙同せんと欲するや、必らず國家百姓の治まる所以を察して之を爲し、亂るゝ所以を察して之を避くべきを說きて、上之爲レ政得二下之情一則治不レ得二下之情一則亂と云ひ、以て先づ家人をして家君に尙同せしめ、家君をして家人を導きて一義の下に立つことを敎ふるを急務となすを言へるは、乃ち彼の孟子の天下の本は國に在り、國の本は家に在るを說きしと、又何ぞ其の言の相似たるや、而して天下既に天子に尙同するも、未だ天に尙同せざれば不可なるを言ひ、又其の后王君公卿大夫師長等の凡そ人の上にありて人を治むる者は、徒に無用の階級を設けて富貴爵祿を私するにあらずして秩敘を立て政治を行ふとは乃ち天意を體して萬民を安んずる所以なるを述べて、否二用佚一維辨使レ治二天均一或は此非レ欲二用逸一也唯辨而使三助治二天明一也と云へるは、虞舜の百官を戒めて欽哉惟時亮二天功一（書經舜典）と云ひ、皐陶の無レ曠二庶官一天工人其代レ之（書經皐陶謨）と云ひ孟子の「太誓」を引いて天視自二我民視一天聽自二我

べからざるを云ひ、以て全局を結ぶ、

【通釋】 是の故に子墨子は曰く、凡そ人民をして尙同せしむる者は、人民を惠み愛することを力めざれば、人民を使ふべきこと無し、故に必らず上たる者より、力めて人民を愛し惠み以て尙同せしめ、信實を推し致して之を守り持ち、一方には富貴と云へる利益を前面に懸け示して利欲を以て導き一方には嚴明なる刑罰を以て後方より驅り逐うて、惡方に赴くを防げよ、若し上たる者が、政を行ふことが此の若くなるときは、國民の義を一にして、上たる我(君主)に尙同せざらんと欲すと雖も得べからず、必らず上下一義にして尙同の好果を收むるなり、されば子墨子は之を論じて曰く、今の天下の王公大人士君子中心誠實に仁義を行はんと欲し、賢士を尙ぶことを求めて、上に向うては古の聖王の道に叶ひ、下に向うては國家百姓の利益に叶はんと欲せば、尙同の說の若きは則ち以て深く察せざるべからず、尙同は政事の根本にして、王公大人の國天下を治むる肝要なる道なり、

【解義】 【愛民必疾】疾は力なり骨折りて速にすること、【民無可使】使とは上文の使民尙同の言を承け略して單に使と云へるなり、乃ち民無レ可レ使二尙同一と書くべきを文章上省きて書せしなり、【致信而持之】持は守なり失はざるやうに務むると持は一本に侍に作る亦通ず、【富貴以道其前】道は導と同じ富貴賞譽の利益を以て前面より引き導くを云ふ、【明罰以率其後】率は循なり、嚴明にして犯すべからざる刑罰の威力を以て後方より循うて驅り立つること、【唯欲毋與我同】唯は雖と互に相通用す、【中情將欲爲仁義】情は誠なり墨子の書は情請誠の三字音義共に多く相通じ用ふ其說既に上文に述ぶ、【求爲上士】上は尙と通ず、上士は尙賢なり賢士を尊び用ふること、【故當尙同之說】故は則と同義に用ふ當は若と同義に用ぶ、共に既に上文に見ゆ、【不可而不察】而は以と通ず、此の語法本篇の上文に故賞罰不レ得二下之情一不レ可二而不一レ察の不可二而不一レ察と同例なり、

總評

人類の孤立すべからざるや、國家組織の必要たるや、荀卿は嘗て人之生也、不レ能レ無レ羣、羣而無レ分則爭、爭則亂、亂則窮矣、故無レ分者人之大害也、有レ分者天下之大利也、而人君者所三以管二分之樞要一也、故美レ之者是美二天

き明かなる者となさんか、如何に聖王なればとて、亦同く人類にして鬼神にもあらず、豈に能く一つの目を以て、千里の外を通じ見んや、豈に能く一つの耳を以て聽きて、千里の外を通し聽かんや、然るに元來聖王は己自から其地に往て視ざるなり、就いて聽かざるなり、而して天下の寇亂盜賊をなせる惡黨共をして、周く天下を流れ渡ると雖も、何れの地も皆均く法禁善く行き亙りて、彼等の身は窮り蹙まりて其の足を累ねて立つ處だもなからしむるは、如何なる方法によれるか、即ち其の尚同を以て政を行ふことが善ければなり、

【解義】　【周流天下】周流は彼處此處に、周く流浪して行くこと、「史記」の晉世家にも五蛇從之周流天下の語あり、【無所重足】重足とは足を累ぬること、「漢書」の汲黯傳に天下重足而立仄目而視の語あり、顏注に重累其足言懼甚也と解せり、今本文は重足すら猶且能はざることを云ふ、乃ち絕對に身の置き處なくして窮するを云ふ我が俗言の手も足も出だされぬと同じきなり、

是故子墨子曰、凡使民尚同者、愛民不疾、民無可使、曰、必疾愛而使之、致信而持之、富貴以道其前、明罰以率其後、爲政如此、惟欲毋與我同、將不可得也、是以子墨子曰、今天下王公大人士君子、中情將欲爲仁義、求爲上士、上欲中聖王之道、下欲中國家百姓之利、故當尚同之說、不可而不察、尚同爲政之本、而治之要也、

【大意】　此れ天下國家を治むるは、尚同を勉めざる

罪惟鈞に作る、【見淫辟】辟は邪惡なり、【其所差論】差は擇なり論は選なり「爾雅」に旣差我馬とあり、本書の所染篇に故善爲君者勞於論人而佚於治官とあり、共に皆選擇の義として用ふ、又本書の非攻篇にも差論其爪牙之士比列其舟車之衆とあり、【光譽令聞】光の字、兪樾は廣と相通ずとなし、「孟子」に令聞廣譽施於身とあると同じと云へり、されども字の如く、光りある名譽と解するも亦妨げなし、令は善なり令聞は善き名聲なり、【不若二手彊也】彊は手の力量に就いて云ふ、本句を以て例すれば、上文の二目之視の視は明と云ひ、二耳之聽の聽は聰と云ふべきなれども、古文は必しも拘らず、

是故古之聖王之治天下也、千里之外有賢人焉、其鄕里之人、皆未之均聞見也、聖王得而賞之、千里之外、有暴人焉、其鄕里之人未之均聞見也、聖王得而罰之、故唯毋以聖王爲聰耳明目與、豈能一視而通見千里之外哉、一聽而通聞千里之外哉、聖王不往而視也、不就而聽也、然而使天下之爲寇亂盜賊者、周流天下無所重足者、何也、其以尙同爲政善也、

【大意】此れ前節を承けて、聖王尙同の政の善なるを云ふ、

【通釋】是の故に古の聖王が天下を治むるや、千里の遠き都の外に賢人あらんに、其の附近なる鄕里の人すら皆未だ之を均く聞見して知らざるも聖王は既に得て之を賞し、千里の外に、暴人あらんに、其の鄕里の人すら皆未だ之を均く聞見して知らざるも、聖王は既に得て之を罰せり、誠に唯毋に聖王を以て聰

操也、不若二手之彊也、夫唯能信身而從事、故利若此、

【大意】此れ古聖王の政を行ふ道を述べ、以て尙同の說は、獨り墨子の私言にあらざるを云ふ、

【通釋】抑も尙同の說たるや、子墨子のみ此の說ありて、先王聖人豈に此の說なからんや、若し其の此の說ありとすれば、亦子墨子の說と同く然るなり、乃ち古の聖王は皆何れも尙同を以て政を行うて、天下治まれり、何を以て其の然るを知るかと云はんに、先王の傳へし書籍に於て知れり、周の武王が殷を伐つとき誓はれし言を錄せる大誓と云へる篇に曰く、汝ぢ小民の輩、若し世に姦惡にして巧に不道をなす者あるを見るときは、必らず速に上たる者に告げよ、若し互に比周徒黨をなし惡事を隱蔽して告げずして他日發覺するときは、其の罪は彼の本犯たる姦惡不道の人と、均く刑罰に處せんと、此れは淫辟の者を見て上に告げざるときは、其の罪は、淫辟者と同樣なることを言へるなり、故に古の聖王が天下を治むるには、其の選擇して自から己が左右羽翼となす人は、皆何れも善良なる士なるが上に、其等の人を別物として、尙外に世人が聖王の爲めに視たり聽きたりすることを助くる者衆きなり、故に聖王は人と與に物事を謀り營むときは、人に先ちて之を得、人と與に物事を擧げ行ふときは、人に先ちて之を成し、光り耀ける譽善き名聲は、人に先だちて之を發するに至るなり、此れは唯獨り聖王自身に篤く信じて行うて疑はざるが故に、其の利益あること此の若きなり、又古に語あり、曰く人の一目を以て物を視るは、二目を以て視るに若かず、一耳を以て物を聽くは、二耳を以てするに若かず、一手を以て物を操り持つは、二手を以てする彊きに若かずと、乃ち單獨なる一人の力は、集合せる衆人の力に若かざるなり、夫れ聖王は唯能く己が身に篤く之を信じて事を行ひ疑はざるが故に、其の利益あること此の若きなり、

【解義】【意獨子墨子】意は抑と通ず既に上文に見ゆ【而先王無此】此の字の下に邪の字を添へて看よ、【大誓之言】大誓は今の「書經」に泰誓に作る、周の武王殷を伐つとき大に會して羣衆に誓はれしことを載せり【發罪鈞】發は發覺なり鈞は均なり、今の泰誓には厥

鬼篇に燕之有祖當齊之有社稷宋之有桑林楚之有雲夢也とあるも亦同じ、【尚用之天子】尚は上と同じ下文の中用之諸侯に對して云ふ、【治天下而不窕】窕は滿密ならざるなり、「左傳」の昭公二十一年に鍾小者不窕とあるを杜預は窕細不滿也と注し「呂氏春秋」の適音篇に不詹則窕とあるを高誘は窕不滿密也と解せり、【治一國一家而不橫】橫は充塞なり、凡そ物は小物を以て大處に置くときは間隙ありて滿密ならず、大物を以て小處に入るゝときは充塞して入らず、然るに唯此の尚同の道は、大用するも小用するも兩者共に各〻融通して功效あるを云ふ、「大戴禮」の王言篇にも布諸天下而不窕內諸尋常之室而不塞とあり、又「禮記」の孔子閒居篇に以橫於天下とあるを、鄭注に橫充也と云へり、

意獨子墨子有此、而先王無此、其有邪、則亦然也、聖王皆以尚同爲政、故天下治、何以知其然也、於先王之書也、大誓之言然曰、小人見姦巧乃聞、不言也發罪鈞、此言見淫辟不以告者、其罪亦猶淫辟者也、故古之聖王之治天下也、其所差論以自爲左右羽翼者皆良、外之人助之視聽者衆、故與人謀事、先人得之、與人擧事、先人成之、光譽令聞、先人發之、唯信身而從事、故利若此、古者有語焉、曰一目之視也、不若二目之視也、一耳之聽也、不若二耳之聽也、一手之

善者言之見不善者見之と云ふ、此所には、見善不善者と云へり、其の事は同一なれども、其文は三變して云へり、

天下既已治矣、天子又總天下之義、以尙同於天、故當尙同之爲說也、尙用之天子、可以治天下矣、中用之諸侯、可而治其國矣、下用之家君、可而治其家矣、是故大用之治天下而不窕、小用之治一國一家而不橫者、若道之謂也、故曰、治天下之國、若治一家、使天下之民、若使一夫、

【大意】此れ尙同の極致は、天道に協ふにありて、其の功用は普遍にして至らざるなきを云ふ、

【通釋】天下は前の如く、皆悉く一の天子に尙同して治まれり、是に於て天子又天下億萬人の義を總べ聚めて天帝に尙同し、善く天意を奉げ、正理正道を以て、天下の政治をなすなり、かゝる故に尙同の說を立て行ふに當りては、上層界に於て天子の政治に用ゐ、以て天下を治むべし、中層界に於て諸侯の職務に用ゐ以て其の國を治むべし、下層界に於て家長の業に用ゐ、以て其の家を治むべし、是の故に、大に之を用ゐて天下を治むるも、而して遺漏ありて行き亙らざることなく、小に之を用ゐて一國一家を治るも、而して障り支へて內間に入らざることなく、必らず其の使ひ道の大なれば大なるに隨うて役に立ち、小なれば小なるに隨うて役に立つ者とは、此の尙同の道を云へるなり、故に曰く聖王は明主天下の多き人民を治むると、一家を治むると變りなく、天下の多き人民を使ふと、一夫を使ふと變りなし、極めて容易に譯なくして何等の困苦を感ぜざるなり、

【解義】【唯而以尙同】而は能と同じ、能くすること、

【故當尙同之爲說】當は如と同義に用ふ、本書の明

邪、則未也、天下之爲國數也甚多、此皆是其國、而非人之國、是以厚者有戰、而薄者有爭、故又使國君選其國之義、尙同於天子、天子亦爲發憲布令於天下之衆曰、若見愛利天下者、必以告、若見惡賊天下者、亦必以告、若見愛利天下以告者、亦猶愛利天下者也、上得則賞之、衆聞則譽之、若見惡賊天下不以告者、亦猶惡賊天下者也、上得且罰之、衆聞則非之、是以偏天下之人、皆欲得其長上之賞譽、避其毀罰、是以見善不善者告之、天子得善人而賞之、得暴人而罰之、善人賞而暴人罰、則天下必治矣、然計天下之所以治者何也、唯而以尙同一義爲政故也、

【大意】此國より進んで天下を尙同するを云ふ、

【通釋】文意亦一概上節と同ければ、講說を略す、

【解義】【選其國之義】選も總と同く、其の字を聚束の意義に用ふ、「詩經」の猗嗟篇に舞則選兮とあるを、毛傳に選を齊と訓せり、今本文に選其國之義とあるは、乃ち齊其國之義と云へると同きなり、【見善不善者】善を見ると不善を見るとなり、此の事、上文家君の條には、善言之不善言之と言ひ、國君の條には見

其身之義】總は聚束なり、「論語」の憲問篇に百官總己以聽於冢宰三年とある總の如く此所にては己の考へ行ひを檢束すること、

家既已治矣、國之道、盡此已邪、則未也、國之爲家數甚多、此皆是其家、而非人之家、是以厚者有亂、而薄者有爭、故又使家君總其家之義、以尚同於國君、國君亦爲發憲布令於國之衆曰、若見愛利國者、必以告、若見惡賊國者亦必以告、若見愛利國以告者、亦猶愛利國者也、上得且賞之、衆聞則譽之、若見惡賊國不以告者、亦猶惡賊國者也、上得且罰之、衆聞則非之、是以偏若國之人、皆欲得其長上之賞譽、避其毀罰、是以民見善者言之、見不善者言之、國君得善人而賞之、得暴人而罰之、善人賞而暴人罰、則國必治矣、然計若國之所以治者何也、唯能以尚同一義爲政故也、

【大意】此れ一家より進んで、一國を尚同するを云ふ、

【通釋】文義大抵前節と相同ければ、講説を略す、

國既已治矣、天下之道、盡此已

人、皆欲得其長上之賞譽、辟其毀罰、是以善言之、不善言之、家君得善人而賞之、得暴人而罰之、善人之賞而暴人之罰、則家必治矣、然計若家之所以治者何也、唯以尚同一義爲政故也、

【大意】此れ尚同一義を行はんとすれば、先づ人類の最小團體たる一家より始むべきことを述べ、以下節を逐ひ進んで天下の尚同に入る、

【通釋】さて又天下の義を同く一にせんと欲すれば、各其の順序次第あり、故に子墨子の言に曰く、何ぞ嘗に先づ一家の人人をして各自に己一身の意見を引き括めて、一より十まで悉く家長に尚同し、凡て家長の意見に從はしめざるか、其の方法如何と云はんに、試に家長を使ひ用ゐて、其の家内に向うて、憲令を發布せしめて云はんに、汝等若し我が家を愛し利する者を見るときは、宜く速に以て我に告げよ、又汝等若し我が家を惡み賊ふ者を見るときは、宜く速に以て我に告げよ、汝等我が家を愛し利する者を見て我に告げば、亦猶我が家を愛し利する者の如く、均く功勞ある者なり、上たる者得れば將に之を賞せん、衆人聞かば之を譽むるならん、汝等我が家を惡み賊ふ者を見るも、以て速かに我に告げざれば、亦猶我が家を惡み賊ふ者の如く均く罪責ある者なり、上たる者得れば將に之を罰せんとす、衆人聞かば之を非ならん、右の如く家長よりして家族に命令するときは、家族は殘らず皆其の長上たる者の賞譽を得て、其の毀謗誅罰を避け免れんとし、善き者を見るも之を家長に言ひ、不善の者を見るも之を家長に告ぐるを以て、家長は必らず善人を得て之を賞し、暴人を罰せん、善人は賞せられて、暴人は罰せらるれば、族類中一惡人を見ずして、皆善人となりて、其の家は必らず治らん、されば一家の治まる所以の者を計るに何ぞや、唯能く尚同一義を以て政をなし、家長と家族と意見を同くし仕事を共にすればなり、

【解義】【家君】家長なり、一家の主人公を云ふ、【總

むるに足らず、其の毀罰の效力を計るに、人民の暴を爲すを沮むるに足らず、乃ち上の賞罰は、何等の効力もなく、竟に一國政府の存在を疑はしむるに至ることは、此れ果して何の故に以て然るかとなれば、上に逃ぶるが如く人人の認むる義が、相互に同からずして一致せざればなり、されば今や進んで天下の義を同一にして定めんと欲すれば、將に奈何なる方法に據りて可なるか、

【解義】【卿士師長】卿士は政を執れる官なり師長は既に中篇に見ゆ【此非欲用逸也】逸は安逸の樂なり、【唯辯而使助治天明】辯は辨と同じ班なり秩序階級を云ふ既に中篇に見ゆ天明は天の明道なり即ち天道を云ふ左傳の哀公二年の文に二三子順天明とあるを孔疏に天明を釋して天之明道と云へり中篇には天均に作れり、【上以若人】若は此と同じ既に上文に見ゆ若人は此人なり、【唯使得上之賞】唯は雖と通ず、【而辟百姓之毀】辟は避と同じ毀は謗なり、【未可使勸見有賞也】勸の字の下に於の字を加へて、未可使勸於見有賞也と同語と看做して解すべし乃ち人民をして上より賞譽のあるを見るに付きて益善を勸ましむることは未だ能はざるを云ふ、【未可使沮見有罰也】上文と同例にて沮の字の下に於の字を加へて未可使沮於見有罰也と同語として解すべし乃ち人民をして上より刑罰のあるを見るに付きて益暴を沮ましむることは未だ能はざるを云ふ、

故子墨子言曰、然、胡不嘗使家人總其身之義、以尙同於家君、試用家君發憲布令其家曰、若見愛利家者必以告、若見賊惡家者亦必以告、若見愛利家以告、亦猶愛利家者也、上得且賞之、衆聞則譽之、若見惡賊家、不以告亦猶惡賊家者也、上得且罰之、衆聞則非之、是徧若家之

之賞譽、不足以勸善、計其毀罰、不足以沮暴、此何故以然、則義不同也、然則欲同一天下之義、將奈何可、』

【大意】此れ當今の君長下を治むることを能はざるは、先王の意に反し、尙同一義の政をなさゞるに由ることを云ひ以て下文の論を喚起す、

【通釋】されば古代の國を建て都を設けて、天下に后王を立て、一國に君公を立てゝ、之を奉げ輔くるには、卿士師長の官を以てせられしは、此れ彼の上たる者を富貴にして安逸の樂を貪らしめんが爲めならず、唯々秩序正く階級を分ちて、各自に其の公職を勤め勵みて、天の明かなる道を助け治めしめんが爲めなり、然るに今や此れ何すれぞ人の上となり下を治むる責を有し、而も其の下を治むること能はず又人の下となりて上に事ふる務を有し而も其の上に事ふることを能はざるか、則ち是れ上は下を賊ひ下は上を賊へる者なり、上下相互に賊へるは何の故に以て然るかと云へば、人人の意見が區々として一ならず其認めて義となす者が相互に同らざればなり、若し苟に其の義が人人によりて同らざるときは各自に其の主張を維持して朋黨あり、此に朋黨あれば必ず彼に讎敵あり、假りに上たる者或人を以て善人となして將に之を賞せんとするに臨み、其の人の一身に取りてはたとひ上の賞譽を得るとも、若し百姓の以て非義と認むる者なるときは、百姓の攻擊非難を恐れ避けて、上の賞譽を以て光榮となさず、されば人民の善行をなす者あるも、其の結果必らず未だ上の賞あるを見て、之が爲めに善を勸めしむべからざるに至らん、又上たる者或る人を以て暴惡の人となし、將に之を罰せんとするに臨み、其の人の一身に取りては、たとひ上の刑罰を得るとも、若し百姓の義と認むる者なるときは、百姓の同情賞譽を懷ひ慕うて、反て刑罰を受くるを以て光榮となす、是を以て暴をなす者あるも其の結果必らず未だ上の罰あるを見て、之が爲めに暴行をなすを沮止せしむ可らざるに至らん、故に上の賞譽の効力を計るに、以て人民の善を爲すを勸

分の知力にては未だ獨り其の四方の境内を治むるに足らずとなし、其の次なる賢者を選擇し、立てゝ卿及び宰となし、國政を助けしむ、卿及び宰は、又自分の知力にては、未だ獨り其の國君を左右るに足らずとなし、其の次なる賢者を選擇し、立てゝ鄕長家君となして一鄕一家を治めしむ、かるが故に、家長鄕長以上諸侯三公に至るまで、皆もと天子に代りて各其の政を掌る公職なり、天子が此等の公職を置く所以は、特に此等の人人を富まし貴くし游ばしめ佚しむるが爲めに之を置くにはあらず、將に天子自分を助けて天下の刑政を治めしめんとするなり、

【解義】【立爲卿之宰】卿は國政を輔くる大臣なり、「晉書百官志」に古者天子諸侯皆名執政大臣曰正卿とあるが如く、周代の制天子には六卿を置き、諸侯は大國は三卿小國は二卿を置けり、宰は邑宰にて一邑を治むる官なり、孔子の中都宰と爲り子游の武城宰となるが如き是なり、之は與と同義に用ふ、卿之宰とは、卿與宰の義にて卿及び宰と云へると同じ【而擇之也】擇は措と同じ、置なり、

故古者建國設都、乃立后王君公、奉以卿士師長、此非欲用逸也、唯辯而使助治天明也、今此何爲人上而不能治其下、爲人下而不能事其上、則是上下相賊也、何故以然、則義不同也、若苟義不同者有黨、上以若人爲善將賞之、若人唯使得上之賞、而辟百姓之毀、是以爲善者、必未可使勸見有賞也、上以若人爲暴將罰之、若人唯使得上之罰而懷百姓之譽、是以爲暴者必未可使沮見有罰也、故計上

し、善く上の主意を奉體せしむること、【可而爲政於天下也】而は以と同じ、既に上文に見ゆ、【然胡不審】然は則の字と同義に用ふ、胡は何と通ず、然胡不とは則何不と云へると同じ、【百姓爲人】爲人は相手となる人を作る拵ふること、【厚者有鬪而薄者有爭】者は則の字と同義に用ふ、厚きときは鬪ふことありて、薄きときは爭ふことあり、厚と薄とを問はず、何等かの敵心ありて、調和せざるを云ふ、語氣は「史記」の田榮傳にある漢の高祖が田横に與ふる書中に大者爲王小者爲侯と云へると同例なり、

天子以其知力爲未足獨治天下也、是以選擇其次、立爲三公、三公又以其知力爲未足獨左右天子也、是以分國建諸侯、諸侯又以其知力爲未足獨治其四境之內也、是以選擇其次、立爲卿之宰、卿之宰又以其知力爲未足獨左右其君也、是以選擇其次、立而爲鄉長家君、是故天子之立三公諸侯卿之宰鄉長家君、非特富貴游佚而擇之也、將使助治刑政也、

【大意】此れ先王の三公諸侯以下鄉長家君等を置くことは、其の治を助けしめんが爲なるを云ふ、

【通釋】天子の立つは前述の如く、天下の同義を欲するが爲めに、天下の公選によりて立てり、三公以下の職は何が故なるかと云はんに、天子は又自分一人の知力にては、未だ獨り天下を治むるに足らずとなし、自分の次なる賢者を選擇し、立て三公となし、以て自分を助けしむ、三公は又自分等の知力にては、未だ獨り天子を左右るに足らずとなし、國土を分ちて、諸侯を建立して各〻其の封內を治めしむ、諸侯は又自

謂義者、亦不可勝計、此皆是其義、而非人之義、是以厚者有鬭、而薄者有爭、是故天之欲同一天下之義也、是故選擇賢者立爲天子、

【大意】 此れ上節の疑問を承けて下情を得んと欲すれば尙同一義の政を爲すべきことを云ふ、

【通釋】 さらば下民の實情を合點し呑み込まんと計るときは、將に奈何なる方法に據りて可なるか と云はんに、子墨子の言には曰く、唯能く尙同一義を以て政を爲し行ひて、然る後に下民の實情を合點し呑み込むことを得べし、而して又何を以て尙同一義を行へば、以て政を天下に爲し行ふべきことを知るか、すなはち何ぞ上古の時始めて政を爲し行へる說を審かに稽へ思はざるか、其の說如何と云はんに、古代天が始めて人民を斯の世界に生ずるや、草昧の時にして未だ人民を統治する正長あらざるなり、故に百姓個々分立して各自から其の相手となる人を作れり若し苟も百姓が個々分立して各自ら其の相手となる人を作るときは、是れ一人每に一の義ありて、十人なれば十の義百人なれば百の義千人なれば千の義となり人衆の多きに隨うて、卒には數へ計るに堪ふべからず、されば其の謂ゆる義は、十人十腹千人千腹の割にて、亦數へ計るに堪ふべからず、此等の徒は、何れも皆其の義と思へることを尤も至極なる道理となして、他人の義となせる者を、非理不善となす、是を以て其の意見相違の程度が、厚く大なるときは、互に毆ち鬪うて血を流し命を隕すことあり、而して其の程度が薄く小なるときは、互に他を排し己れ勝たんと爭ふことありて、要するに平和懇親なることは得ず、是の故に天帝は天下萬民の乘り行ふべき義理筋道を同くして一定せんと欲して、賢明なる者を衆人中より選擇し立てゝ天子となせり、即ち天子は天下の義を一同せんが爲めに、天下億兆の中より天命を受けて立てるなり、

【解義】 【尙同一義】上へ付き從うて上と義を一に

者が政事を爲すに、下民の實情を能く合點し呑み込み居れば、國家は治まり、下民の情況を能く合點し呑み込み居らざるときは、國家は亂るゝなり、何を以て其の然るを知るかと云はんに、上たる者が下民の實況を能く合點し呑み込むときは、是れ下民の行爲の善と不善との判斷に明かなり、若し苟も下民の善と不善とに明かなるときは、善人を得て之を賞し、暴人を得て之を罰するなり、善人が賞せられて、暴人が罰せらるゝときは、國家は必らず治まらん、上たる者が政を爲すに、下民の實情を能く合點し呑み込まざるときは、是れ下民の善と不善との判斷に明ならず、若し苟も下民の善と不善との判斷に明かならざるときは、是れ善人を得て之を賞せず、暴人を得て之を罰せざるなり、上たる者が政を爲すこと此の如くなるときは、國家は必ず亂れん、かるが故に、賞罰共に下民の實情を得ざることは、以て察せざるべからざるなり、然らば其の下民の實情を得ることを計るは、將に奈何なる方法を以てすれば可ならんか、

【解義】【知者之計】知は智なり、【必計國家百姓】計は「はかる」と訓ず、もと物の數をかぞふることにて、其れより利害得失を積りはかることを云ふ、【而辟之】辟は避と同じ「さくる」こと、【得下之情】情は實なり、【民之善非】善非は善と不善なり、【不可而不察也】而は以と通ず既に上文に見ゆ、

然計得下之情將奈何可、子墨子曰、唯能以尙同一義爲政、然後可矣、何以知尙同一義之可而爲政於天下也、然胡不審稽古之始爲政之說乎、古者天之始生民、未有正長也、百姓爲人、若苟百姓爲人、是一人一義、十人十義、百人百義、千人千義、逮至人之衆、不可勝計也、則其所

せしむるを以て基礎根本となすが如きは只獨り本篇に述べて又尤も他の二篇には未だ言及せず其の言又較精義に渉れる者あり、

子墨子言曰、知者之事、必計國家百姓之所以治者而爲之、必計國家百姓所以亂者而辟之、然計國家百姓之所以治亂者何也、上之爲政、得下之情則治、不得下之情則亂、何以知其然也、上之爲政、得下之情、則是明於民之善非也、苟若明於民之善非也、則得善人而賞之、得暴人而罰之也、善人賞而暴人罰、則國必治、上之爲政也、不得下之情、則是不明於民之善非也、若苟不明於民之善非、則是不得善人而賞之、不得暴人而罰之、善人不賞、而暴人不罰、爲政若此、國家必亂、故賞罰不得下之情、不可而不察也』

【大意】 此れ先づ國家の治亂は、賞罰の當と不當とによりて、賞罰の當と不當は、上の下情を得ると得ざるとに基くことを言ひ、下文尙同一義の引子となす、

【通釋】 子墨子言を爲して曰く、智者の爲す事は、必らず國家百姓の治まる所以の者を數へ計りて之を爲し、必らず國家百姓の亂るゝ所以の者を數へ計りて之を避けて爲さず、されば國家百姓の治まる所以の者を數へ計るとは何如なる義ぞやと云はゞ、上たる

し、今王說藤本に從ひて補ふ、【而國既已治矣】舊本に國の字なし、今上文の例に據りて補ふ、【而避天鬼之所憎】舊本に而を不に作る、閒詁に云ふ道藏本に而に作る、藤本亦同じ、今之に從ふ、【天鬼有深厚】舊本に深の字なし、今閒詁に從うて補ふ、【而能彊從事焉】舊本に能の字なし、今下文に據りて補ふ、王校亦同じ、上文の上者天鬼より以下本句に至る迄凡そ三十八字舊本に誤りて下文入固守の下にあり、今王說蘇說閒詁に從て移易す、【出誅勝者】本句より下文の故古者聖王云々の句に至る凡そ三十八字舊本に誤りて上文の上者天鬼云々の上にあり、今王說に從うて移易す、【卿大夫師長】卿を舊本に輕に作る、今畢說に從ひ改む、【富貴游佚而錯之】舊本に佚の字なし、王曰く下篇に非特富貴、游佚而擇之也とあり、此れ亦同じと今之に從ふ、【富貧衆寡】舊本に富貴貧寡に作る、今閒詁に從ふ、【故古者聖王之爲政若此】舊本に政の字なし、今藤本閒詁に從ひ補ふ、【正以爲宗族父兄故舊便譬】諸本に政以爲便譬宗於父兄故舊に作る、今閒詁に從ひ宗於を宗族に作り又意を以て便譬を句尾に移す、【是故上下情謀相通】諸本に情謀相通を情請爲通に作る、今藤本に據りて改む、【使人之脣吻】舊本に脣の字なし、今孫校に從ひ補ふ、【則其謀度速得矣】諸本に其の下談の字あり、今王說蘇說藤說孫說に從ひ削る、【即其擧事速成矣】舊本に其擧を擧其に作る、今兪校に從ふ、【即此語古者國君諸侯之聞見善】語の下に舊本に也の字あり、今王說に從うて削る、【以告天子也】諸本に也の字なし、今補ふ、【此爲政之本也】舊本に爲政の二字なし、今畢說に從ひ補ふ、

尙同下第十三

尙同三篇中の下篇なるを以て、尙同下と名く、大概前篇と議論相同きに似たれども、上篇は固より論ずるなく略論にして、中篇は較詳義に涉り、而して本篇は又前篇の既に言へることは、約說概論し而して其の未だ言ふに及ばざる者は、特に之を詳言せり乃ち尙同の主意たる天下の義を同一にせんことを實行せんと欲すれば、家君(家長)をして家人を率ゐ家人をして家君に尙同

を統一することを圖り、又國君諸侯を置き、國君諸侯は、左右將軍里長鄕長の屬を置きて、其の國の義を一同にすることを務むるを說きて、天子三公以下の設けは、皆各其職の大小はあれども、俱に天下國民を一義統合の下に立たしむるが爲めに置く者なることを述べ、以て一篇の總冒となす、第二段は先づ天子の令を發し敎を施し、賞罰を揭かげて天下を一義の中に納るゝことを述べ、次ぎに里長鄕長國君の各其の人民を率ゐて、里長は鄕長に、鄕長は國君に、國君は天子に尙同することを敎へて、天子之を統一して、天下の尙同始めて成るも、尙未だ天に尙同せざるときは、天の降罰ありて、菑害止まざることを說き、祭祀の禮を謹み、天意の民を愛することを體して、賞罰刑政を公平にするを以て、聖王政を天下に行ふ道となせるを論ず、第三段は今の天下に正長あると、古の正長あると同じと雖も、其の正長を置ける主意に至りては今の私にして其の人の爲めにすると、古の公にして人民の爲めにするとの大異同あることを、問答を以て論述し、古書を引援して、其の說の誕妄にあらざることを明かにし、其の弊の極まる處殆ど上古草昧未だ正長あらざる時と同一なるを痛論して、其の政の民を治め衆を一にする所以の道にあらざることを切言せり、第四段は、古者聖王の能く尙同を以て正長を爲し、上下の情疏通して、上に隱事遺利なく、下に蓄怨積害なく、賞罰天下に行はれて、天下恐懼振動して、鬼神の如く崇敬畏服するは、一に衆思衆力を集めて、一義の下に活動せしむるを以てなることを述べ、又先王の書詩を援用解說し、再び子墨子の言を擧げて之に對照し、又其の說の架空臆斷にあらざることを明かにして以て一篇の論旨を結べり、篇中三處子墨子曰を點出し、又三處に唯以尙同其義爲政者也の句を提出し、論端を更め旨義を喚醒して、以て文章冗漫支離の弊を防ぐ、亦用意至れりと謂ふべし、

存異

【交相非也】舊本に交相を相交に作る、今戴說に從ふ、【歷分天下】歷を舊本に靡に作る、今兪校に從うて改む、【天下諸侯之君】舊本に下を子に作る、今閒詁に從ふ、【以逮至至乎鄕里之長】舊本に逮を遠に作る今閒詁に從ふ、【尙同乎其上】乎を舊本に義に作る、今閒詁に從うて訂す、【鄕長治其鄕】舊本に鄕長治の三字な

に上同すべし、上の令する所に從うて下たる者は活動すれば、賞譽ありて其の身榮え、上の令する所に從はざれば、刑罰ありて、其の身戮せらる、斯の如くなれば、天下萬民を擧げて、一義の下に立たしめて、統一の政刑を施すことを得べし、而して人人各、其の是非を異にすることなく、貪亂爭奪の禍を免るゝことを得べし、されども唯一切に其の上に尙同するのみにて、復其の事の是非善惡果して如何を問はざるときは、上たる者幸にして聖王賢君なれば可なるも、不幸にして暴主昏君なるときは、其の弊害亦決して貪亂爭奪ありし世民に正長なき時代の禍に遜らざる也、故に天子は又進んで天に上同すべきを論じ、若し天に上同せざるときは、天罰降りて菑害至り、天に上同すれば、天祐篤くして、謀得て事成ることを述べ、亦今の天下に正長あるは、天子國君徒に己が私親嬖寵ある者を富貴尊榮になさんが爲めに置くものなれば、固より人民の尊敬を受くるなく、信服せられずして、賞罰刑政あるとも、何等の効功なく、善人勸まず惡人沮まず、殆ど蒙昧時代の正長なき日と同ければ、一義の政、統一の業、何を以て行はれんや、嗚呼人の禽獸と異なる者は其の道德倫理の紀あり、相愛相養の道ありて、燦然たる禮儀觀るべく、藹然たる恩情掬すべきを以てのみ、而して今や之を統紀し總轄する正長の職は、空名無實にして未だ正長あらざる蒙昧時代に退歩せんとする情況なれば、人紀何を以つて維ぐを得んや、人道を何を以て立つを得ん、苟も天下有識の士、豈に之を憂へざるべけんや、若し之を憂ふるときは、果して如何にして可なるか、古代聖王尙同の政を師となすに若かず、古代聖王の尙同の政は如何、曰く天下を擧げて公器となして、官吏の選擇、施政の緩急、一に天心を體し民情を酌み、衆思衆力を一義の下に集めて、活動する者、即ち是れなり、嗚呼此是れ尙同全篇の本旨なり、

文評

通篇分て四大段となす、第一段は上古蒙昧未だ正長あらざる時代に方りて、人人其の義を異にして統一することなく、貪亂紛爭の極、禽獸の如く、人道人紀なくして、天下の亂止まざるを以て、賢聖を選擇して立てゝ天子となし、天子又其の下に就きて、賢良を選擇して三公となし、共に天下の義を一同し、道德政治

六轡は馬に加ふる六つの手綱を云ふ、沃若は、つややかにして潤ひ光ること、【周爰咨度】咨は諮と同じ、毛傳に咨禮義所宜爲度とあり、禮義の行ひ方を相談すること、【我馬維騏】毛傳に蒼棊曰騏とあり、黑絲色の馬栗毛とも云ふ、【六轡若絲】若絲とは毛傳に言忍調也とあり和柔なること、【周爰咨謀】毛傳に咨事之宜爲謀とあり事宜を相談すること、

是故子墨子曰、今天下之王公大人、中請將欲富其國家、衆其人民、治其刑政、定其社稷、當若尙同之說、不可不察、此爲政之本也、

【大意】此れ墨子の語を以て、國家人民を治むる者は尙同の說を察せざるべからざるを云ひ、以て一篇の旨を結ぶ、

【通釋】上下の義を一にすると否とは、其の國家に對して得失利害判然として區別あること此の如し、是を以て子墨子は此に論斷を下だして曰く、今の天下の王公大人、誠實に其の國家を富まし、其の人民を衆くし、其の刑政を治め、其の社稷を定めんと欲すれば、尙同の說の若きに當りては、察せざるべからず、此れ政事を爲す本なればなり、

【解義】【中請將欲】中請は誠實のこと、或は請の字を疑ひ情の字に作るべしと云へる者あれども、王引之は請は即ち誠の字なりとなし、兪樾は墨子の書多く請の字を、情の字と通用すとなせり、【當若尙同之說】當若は、當如と同義なり墨子の常辭なり、既に尙賢中篇に見ゆ、又非攻下篇にも故當若非攻之說而將不可不察者此也ともあり尙、其の詳なることは間詁に見ゆ、

總評

尙同の說、上篇既に其の大體を說けども、其の詳義は本篇に至りて明かにすることを得たり、蓋し尙同とは即ち上同にて、本文に尙同乎其上而毋有下比之心と云へるが如く、乃ち里長は里民を率ゐて、鄕長に上同すべく、鄕長は國君に上同すべく、國君は天子

の理由又は異りたる事柄(ガラ)はなし、されば何に由るかと云へば、古の聖人は唯能く尙同の道を以て政を爲す者なればなり、されば先王の貽されし書周頌の中に之を言うて曰く、各國の諸侯、始めて周の京都に來朝して、彼の天王に謁見し、此所に於て各、爵位國柄(クニガラ)に相當なる車服禮儀の文章制度を求むと、此の詩は古代の國君諸侯が春秋の時節を以て、京都へ來朝し、天子の朝廷に聘物を獻じ、天子の嚴敎を受け各、京師を退き歸りて自己の國家を治め整ふるを以て、天子の政の加へ及ぶ所は、四方何(イヅレ)の國を問はず、敢て賓(シタガ)ひ服せざることなきを語れるなり、此の時代に當りて天下の内誰れ一人として、敢て天下の政事を紛亂する者なし、故に詩に又歌うて曰く我が馬は維れ黑き鬣ある白馬にて、駱と云ふ、六つの轡を此の馬に加へて我が車を引かしむるに轡は沃沃として「つやうるはしく」潤ひ光あり此の美麗なる馬車に乘り速に各處を馳驅して賢良の君子を訪ひ求めて周く爰に禮義の如何にせば宜きかを相談やなさん又曰く我が馬は維れ騏(アシゲ)にて、此に加ふる六つの轡は使ひなれて直(スグ)なること絲の如し、此の馬車を馳せ驅りて、各處に賢者を訪ひ求め、物事を相談やせんとあり即ち此の詩は、古の國君諸侯が、遍く我が境内を巡檢して善を聞見すると不善を聞見すると共に、均く速に馳け付けて天子に告ぐることを語れるなり、されば天子の天下萬民に對するや、賞譽は賢者に當りて、賢者賞せられ、刑罰は暴惡なる人に當りて、惡者は罰せられ、辜に當らざる者を殺さず、罪ある者を逃がさずして、上の恩威並に隆なるは、此れ尙同して上たる者に下が服從せる功なり、

【解義】【無他故異物】他故は他の故なり、物は事と同じ、異物は異れる事なり、【周頌之道】頌は王者宗廟を祭らるゝ時の樂歌なり、周頌とは周代の頌詩にて、今の「詩經」にある周頌の載見の篇なり、【載來見彼王】載は「詩經」の毛傳に始也とあり、「はじめ」なり、彼王は「詩經」に辟王に作り、辟は君なり、周の成王を云ふ、【聿求厥章】聿は「こゝに」と訓ず此所にと云ふ意なり章は文章にて禮法制度の類を云ふ、【莫不敢不賓】賓は服從なり、【詩曰】此の詩は今の「詩經」にある小雅の皇皇者華の篇なり、【我馬維駱】駱(ラク)は黑鬣のある白馬「かはらげ」と譯す、【六轡沃若】轡は手綱(タヅナ)なり、

の事を擧げ行ふことは速に成就すべし、
【解義】【使人之脣吻】脣は口の縁なり「くちびる」のこと、吻は口邊なり、「くちばた」のこと、脣吻とは言談を云ふ、【德音】仁德ある聲、上より下を惠む命令を云ふ、「詩經」の皇矣篇にも帝度其心貊其德音とあり、【撫循】撫一に拊に作る、上より下を慰悅するを撫循と云ふ、【即其擧事】即の字、上文の三句は則に作る、此れ獨り即に作るは、卽と則は古互に通用す、

故古者聖人之所以濟事成功、垂名於後世者、無他故異物焉、曰、唯能以尙同爲政者也、是以先王之書、周頌之道曰、載來見彼王、聿求厥章、則此語古者國君諸侯之以春秋來朝、聘天子之廷、受天子之嚴敎、退而治國、政之所加、莫敢不賓也、當此之時、本無有敢紛天子之敎者、詩曰、我馬維駱、六轡沃若、載馳載驅、周爰咨度、又曰、我馬維騏、六轡若絲、載馳載驅、周爰咨謀、即此語古者國君諸侯之聞見善與不善也、皆馳驅以告天子、是以賞當賢、罰當暴、不殺不辜、不失有罪、則此尙同之功也、

【大意】此れ尙同の道を外にして、聖人天下を治むることなきを云ひ、又再び古詩を引證して其の說の據る所あるを明かにす、

【通釋】かるがゆゑに、古代聖人の事業を濟し終へ功勳を成し遂げ、名譽を後世に垂れ貽せし所以は、他

子は早くも之を聞き出だして、刑罰に處せる故に、天下の人を擧て、何れも皆恐懼振動惕慄して、敢て淫暴の事を爲さず畏れ謹みて曰く、天子の視たり聽きたり玉ふ事は、決して人間業にはあらず、實に鬼神の明かなると同じと、

【解義】【惕慄】をそれ、をののくこと、

先王之言曰、非神也、夫唯能使人之耳目助己視聽、使人之脣吻、助己言談、使人之心、助己思慮、使人之股肱、助己動作、助之視聽者衆、則其所聞見者遠矣、助之言談者衆、則其德音之所撫循者博矣、助之思慮者衆、則其謀度速得矣、助之動作者衆、則其擧事速成矣、

【大意】此れ先王の言を援きて天子の神聖なるは、衆思衆力を集めて政事を成すに因れるを述べ、尙同の道を務めざるべからざることを云ふ、

【通釋】天子尊しと雖も、亦同く人類の一員にして、もとより神にはあらず、然るに天下の億兆をして斯の如く神なりと云はしむるは、他にあらず、先王の言に自から此の義を告白して曰く、天子は神にあらず夫れ能く衆人の同義を得て、其の耳目の活動を盡して、己(君主)の視たり聽きたりする事を助けしめ、其の脣吻を動かし、議論を吐出して、己の言談を助けしめ、其の心の思考を竭くして、己の思慮を助けしめ、其の股肱の働を盡くして、己の動作を助けしむと、夫れ之(君主)が視聽を助くる者衆きときは、衆くなるに隨うて、其(助けらるゝ君主)の聞き見ることは遠方に及ぶ、之が言談を助くる者衆きときは、其の情ある辭にて慰め悅ばすことは、博く人民に及ぶ、之が思慮を助くる者衆きときは、其の謀り度ることは、速に目的を達すべし、之が動作を助くる者衆きときは、其

人は孤立して生ずべきにあらず羣衆と與に處ることを云ふ、文章もと人與衆處と云ふべきを、語勢を强めんが爲めの故に倒用せしなり、後世唐の韓退之が柳州羅池廟碑銘春與猿吟兮秋鶴與飛と用ゐて、秋與鶴を云ふべきを、鶴與となしたるも、亦同例なり、

故古者聖王唯而審以尚同、以爲正長、是故上下情謀相通、上有隱事遺利、下得而利之、下有蓄怨積害、上得而除之、是以數千萬里之外、有爲善者、其室人未徧知、鄉里未徧聞、天子得而賞之、數千萬里之外、有爲不善者、其室人未徧知、鄉里未徧聞、天子得而罰之、是以擧天下之人、皆恐懼振動惕慄、不敢爲淫暴、曰、天子之視聽也神、

【大意】 此れ前節に反して、聖王尚同の政は、賞罰當を得て上下の情相通ずる利あることを云ふ、

【通釋】 かるが故に、古の聖王は、唯だ能く明かにするに尚同を以てし、尚同を政治の根本義となして、正長を置きて國民を治めしむ、是の故に上下の間能く一義となり上下兩者の心情謀圖相互ひに疏通して、若し上に見落したる事遺されたる利あれば、下たる者上に氣附けて之を利し、下に積み蓄へる怨積み重なれる害あるときは、上たる者、下の爲めに之を除く、是を以て數千萬里の外と雖も、若し善をなす者あるに親き家族も未だ偏く十分に知らず、近き鄉里の人も未だ偏く十分に聞かざるに、天子は早くも之を聞き出だして、賞譽を賜ひ、又數千萬里の外と雖も、不善をなす者あるに、親き家族も未だ偏く十分に知らず、近き鄉里の人も未だ偏く十分に聞かざるに、天

長之時同乎、若有正長與無正長之時同、則此非所以治民一衆之道、

【大意】此れ上を承けて上下不同義なるときは、賞罰其の當を得ざる弊害を云ふ、

【通釋】何を以て上述の事が賞罰共に當を失して効力なきに陷れる理由なるかを知れるか、曰く上たる者、唯毋に上位に立ちて政を國家になし、民の正長を置きて、人の賞すべき者あらば速に告げ出づべし、吾將に之を賞せんと曰ふとも、若し苟も上下の間に各、其の意見を異にして、是非の義を同くせざるときは、上の善として賞する所は、下の不善として非とする所とならん、さるときは國民に於て、我等人民は、衆人と與に處る者なれば、衆人の間に於て非とせらるゝ時は、よしや上の賞を得るとも、反て世間人並の交際を得ずして、格別難有も思はざれば、未だ以て善を勸むるに足らずと曰ふならん、又上たる者唯毋に、上位に立ちて政を國家になし、民の正長を置きて、人の罰すべき者あらば、速に告げ出づべし、吾將に之を賞せんと曰ふとも、若し苟も上下の間に、各、其の意見を異にして是非の義を同くせざるときは、上の非とし罰する所は、下の善として譽むる所とならん、さるときは、國民に於て、我等人民は衆人と與に處る者なれば、衆人の間に於て譽めらるゝ時は、よしや上の罰を得るとも、人並の交際には害なく格別なる迷惑に思はれざれば、未だ以て沮み止むるに足らずと曰ふならん、元來國家の君長となり政を行ふことは、賞罰より大切肝要なる者なきに、今や若し立ちて君長となり政を國家に爲し、民の正長を置くも、其の賞譽以て民の善を勸むるに足らずして、刑罰以て民の暴を沮むるに足らざるに至りては、是れ豈に全く嚮時の吾が本と言へる所の人民の始めて生れて未だ正長あらざる蒙昧時代と同からずや、若し現に正長ありて而も其の實は正長なき時代と同きときは、此れ正長なる者は、全く有名無實なれば、國民を治め衆人を統一する所以の道にあらず、

【解義】【上唯毋立而爲政】唯貫は唯なり、後世の只管と云ふが如し已に上篇に詳かにす、【人衆與處】

て權力利益を得せしめんが爲めにして、人民を治むるが爲めにあらざるを知れり、されば國民は相互に比周黨合し物事を隱匿して其の上たる者に尙同して從ふことを肯んぜざれば一國內にて上と下の乘り行ふ義が一致せざるなり、若し苟も上下の義が一致せざるときは、上よりして如何に賞譽を與ふるも、衆民の善を勸め勵ますに足らず、刑罰を命ずるも、衆民の暴惡を懲らし沮むるに足らず、

【解義】【便譬】辯口ある阿諛の小人なり畢沅は譬を僻と同じとなせども、洪氏は論語の季氏篇に友便辟とあるを、馬融鄭玄の二人は辟は譬と同じとなして、便巧に譬喩をなして容媚を求むと解せるを援きて、便譬に作るは反て正しきなりと云へり、【立爲左右】左右は即ち上文にある左右將軍を云ふ、【比周隱匿】互に徒黨をなして惡事を隱匿するなり、乃ち上文にあり下比の事あるを云ふ、

何以知其然也、曰上唯毋立而爲政乎國家、爲民正長、曰人可賞、吾將賞之、若苟上下不同義、上之所賞、則衆之所非、曰人衆與處、於衆得非、則是雖使得上之賞、未足以勸乎、上唯毋立而爲政乎國家、爲民正長、曰人可罰、吾將罰之、若苟上下不同義、上之所罰、則衆之所譽、曰人衆與處、於衆得譽、則是雖使得上之罰、未足以沮乎、若立而爲政乎國家、爲民正長、賞譽不足以勸善、而刑罰不足以沮暴、則是不與鄉吾本言民始生未有正

惟以亂民とあり、大意此の拒年の言と同じ、【后王君公】后は君なり、「禮記」の內則にも后王命冢宰と云へる文あり、后王は天王なり、君公は諸侯を云ふ、【否用泰也】否は非なり、泰は驕泰なり、「おごる」こと、【卿大夫師長】卿に上亞下の三卿あり、大夫に上中下の三大夫あり、倶に執政重臣なり、師長は「書經孔傳」には衆長公卿と注せり、師は衆なり、公卿は衆人の長なるを以て、師長と云へりと、王先謙は、「禮記」の王制篇に五國以爲屬、屬有長、十國以爲連、連有帥とありて、「周禮」の地官序官に鄭玄が師之言帥とあるを證として、師は帥の義にて、師長とは、屬長（五國の長）連帥（十國の長）を云ふとなせり、【維辯使治天均】辯は辨と古字通用す、分なり、均は平なり、「詩經」の大雅節南山篇にも、秉國之均とありて、國政を秉ることを云へば、今本文は、各分ちて職を授けて、天に代りて民を平かに安んずる政を治めしむるを云ふなり、或は辯使を使辯の誤倒となせども、下篇にも唯辯而使助治天治明語あれば、誤倒にはあらず、【而錯之也】錯は措と同じ、置なり、

今王公大人之爲刑政則反此、正以爲宗族父兄故舊便譬立以爲左右、置以爲正長、民知上置正長之非以治民、是以皆比周隱匿、而莫肯尙同其上、是故上下不同義、若苟上下不同義、賞譽不足以勸善、而刑罰不足以沮暴、

【大意】此れ今の王公大人の刑政を行ひ正長を置くは、古者聖王尙同の治と相反するを云ふ、

【通釋】然るに今の王公大人が刑政を爲すことは、此の聖王の爲とは相反せり、即ち正長を置くも、正く彼れが我の宗族父兄で身寄りの者、又は古く馴染ある人、辯舌ありて物事の譬を巧になし口辯ある人たるを以て用ゐて、自分の左右に侍き仕かふる臣となし定め置きて地方人民を治むる正長となせり、國民は上たる者が正長を定め置くは、其れ等の人を愛し

后王君公、否用泰也、卿大夫師長、否用佚也、維辯使治天均、則此語古者上帝鬼神之建設國都立正長也、非高其爵厚其祿、富貴游佚而錯之也、將以爲萬民興利除害、富貧衆寡、安危治亂也、故古者聖王之爲政如此、

【大意】此れ古者聖王の正長を置くは萬民を治め安んずるが爲めなることを云ふ、

【通釋】かるが故に古代の正長の職を置くは、將に正長によりて人民を治めんとするが爲めなり、之を譬ふるに絲縷を約むるには別なる絲を以て引き束ぬるが如く、網罟の手綱にて引き寄せて統合するが如く、將に其れによりて天下の淫暴なる惡人を連ね收めて統一的道德の下に合同せしめんが爲めなり、されば先王の遺せる書籍の拒年の篇に之を言うて曰く、夫れ王公の國を建て、國都を設け定めて、后王君公の位を作り臣民の上に立たゝしむるは、故さらに上下の階級を設けて、王公を驕り高ぶらんとにはあらず、卿大夫師長などと、又臣下の間に於て各階級を立つるも、それにて、其の人を佚み樂をなさしめんとにはあらず、維れ此の秩序を分別して天に代りて民を平かにし安んずる政事を治めしめんが爲めなりと、則ち此の言は、古昔上帝鬼神の力にて國都を建設し正長の職を立つるは、徒に其の爵位を高くし其の利祿を厚くし、富まし貴くし游び佚ましめんが爲めに、正長を置き立つるにはあらず、將に以て萬民の爲めに利益を興し損害を除き危きを安んじ、亂を治めしめんと欲すればなり、されば古代の聖王は能く天帝鬼神の深意を奉體して、政を爲すことと公平正大なること上に述ぶるが如し、

【解義】【絲縷之有紀】既に上篇に見ゆ、【拒年之道】拒年は書の名、又は永年の義とも云へり、亦既に上篇に見ゆ、今の「書經」の說命中篇に、嗚呼明王奉若天道、建邦設都、樹后王君公、承以大夫師長、不惟逸豫、

中に之を言うて曰く、惟れ人の口は一なれども、言葉の用ゐ方次第にて平和の好みを出だし、又は怨み仇となりて師を興し戰ふこともありと、此れ善く口を用ふる者は、平和の好みを出だし、惡しく口を用ふる者は、人を讒し賊ひ寇戎を興すことあるを言へるなり、此の用刑と用口とに各善用と不善用の區別あるを觀て、亦古今の時代共に同く正長あれども、正長を設け置かるゝ主意の異なるによりて、其の民に治める政の同からざることを知るべし、

【解義】【呂刑】今の「書經」の周書にある篇名なり、既に上文尙賢中篇に見ゆ、【苗民】苗は乃ち三苗にて今の清國湖南湖北の境内に居りし古代の蠻族なり、古代は禮記の坊記にも先民有言とあり「書經」の召誥に相古先民有夏とあるが如く、必しも人民に限らず、汎く君主を指して亦民と云へり、苗民は有苗の君主なり、【否用練折則刑】今の「書經」呂刑には、弗用靈制以刑に作る、畢沅曰く否不、練靈、折制は各其の字音相同きを以て、字形は互に異なれども、義は同じと、王鳴盛は靈の字古音は連なれば、故に轉じて練となれりと云へり、靈は令と同じ、善なり、善道令德を用ゐずして、專ら國民を制するに刑戮を以てするを云ふ、【五殺之刑】「書經」には五殺を五虐に作る、殺と虐と義相同じ、只五刑の殘酷なるを云ふのみ、【術令之道】物徂徠曰く、術令は今の「書經」にある說命なりと、孫詒讓は、「禮記」の緇衣篇に兌命曰惟口起羞惟甲胄起兵の文を、鄭玄が注に兌當作說とあるを援きて、此と辭義相類し、且術と說又令と命は其の字音並に相近ければ、必らず一書ならんと云へり、【唯口出好興戎】今の「尙書」大禹謨篇に出たれども、大禹謨は多く晉人の僞作なれば、說命の文なるべしと、孫氏は云へり、好は善を賞すること、戎は惡を伐つこと乃ち口は榮辱の主なるを云ふ、

故古者之置正長也、將以治民也、譬之若絲縷之有紀而罔罟之有綱也、將以連收天下淫暴而一同其義也、是以先王之書、拒年之道曰、夫建國設都、乃作

【通釋】果して天下に正長ありて萬民治まるとすれば、今天下の人は曰く、方今の時、天下の正長たる者、猶儼然として未だ天下に廢止せられざるなり、然るに天下の亂るゝことは何の故を以て然るか、子墨子答へて曰く、方今の時に、正長を以て天下を治むるは、其の主意、本と古代の主意と異れり、譬へば昔時有苗の君が五刑を以て國民を威すが如し、昔の聖人は、五刑を制し爲りて、天下を治めしが、有苗の五刑を制するに至るに及びては、反りて其れが爲めに天下を亂だせり、されば此れ豈に刑其物の不善ならんや、刑を用ふる其人が不善なるなり、

是以先王之書、呂刑之道曰、苗民否用練、折則刑、唯作五殺之刑、曰法、則此言善用刑者以治民、不善用刑者以爲五殺、則此豈刑不善哉、用刑則不善、故遂以爲五殺、是以先王之書、術令之道曰、唯口出好興戎、則此言善用口者出好、不善用口者以爲讒賊寇戎、

【大意】此れ古書を援引して、前説の虚誣ならざることを證す、

【通釋】されば先王の遺せし書籍呂刑と云へる篇中に之を言へり曰く、彼の有苗の君は、令徳を用ゐて國を治めず、專ら人民を制するには刑罰を以てし、唯五殺即ち五つの殺戮する刑罰を作りて曰く、此れ國を治むる法を得たりと、此の呂刑の言は、同く刑法を用ふるも、善く刑を用ふる者は、以て國民を治め、惡しく用ふる者は、五殺の嚴刑を以して、人民を苦め殺すことを云へり、されば此れ豈に刑の不善ならんや、刑を用ふる者が不善なるが故に、遂に以て五殺の如き嚴刑をなせり、尚ほ是の道理は、更に外の一事を假りて譬へんに、同く先王の遺されし書籍にて、術令の篇

【通釋】是に於て更に問うて曰く、彼の聖王が正長たること、上に云へるが若し、是の故に上は天神に於て、聖王が正長たることを深厚として喜ぶなり、下は萬民に於て聖王が正長たることを便利として安んずるなり、天神の深厚として喜ぶことを能く彊めて從事すれば、其の心に叶うて、天神より下だす幸福は得べきなり、萬民の便利とすることを能く彊めて從事すれば、其の心に叶うて、萬民の親みは得べきなり、又彼れ聖王の政治を爲すこと上に云へるが若くなれば、其の物事を謀り工夫するときは能く思ひ當ることを得、物事を擧げ行ふときは能く成し遂げ、入りて國を守るときは堅固にして、出て敵を誅伐するときは必らず勝つ者は、是れ果して何の故を以て然るか、答へて曰く、他の理由にあらず、唯獨り尚同を以て政をなし、下たる者をして進んで上の方針に一致せしむればなり、故に古代聖王の政を爲すこと上に述べしが若きなり、

【解義】【其爲正長若此】此の正長は天子を指して云ふ天子と云はずして、正長と云へるは、天子の天下に君たる職掌の事實上に就いて云へるなり蓋上文に明乎民之無正長而天下亂也是故選擇天下賢良聖知辯慧之人立以爲天子とあるを遙かに承けて云ふ、

今天下之人曰、方今之時、天下之正長、猶未廢乎天下也、而天下之所以亂者、何故之以也、子墨子曰、方今之時之以正長、則本與古者異矣、譬之若有苗之以五刑然、昔者聖王制爲五刑、以治天下、逮至有苗制五刑、以亂天下、則此豈刑不善哉、用刑則不善也、

【大意】又問答の端を更めて、今の正長は、古の正長と異なれば、尚同の政行はれざることを論ず、

きは、其の裁判道理に當らざるはなし、臣民に祿を與へ、又は窮困を賑はし救ふときも、各其の分財の法を得て平均ならざるとなし、平居無事のときも恪勤勉勵して、怠惰の氣なし、是皆天神に尚同し天意を奉體して、政を天下に爲すことを勉むるなり、

【解義】【齊戒沐浴】齊は齋と同じ、一本に齋に作る、【不敢不蠲潔】蠲は潔なり「呂氏春秋」の尊師篇にも臨飲食必蠲潔の文あり、【不敢不腯肥】腯は肥なり、充なり、「左傳」の桓公六年にも、吾牲牷肥腯と云ひ、又奉牲以告曰博碩肥腯の文あり、【珪璧幣帛】珪一に圭に作る、上とがりて、下方なる瑞玉なり、璧は外邊圓くして內孔は方なる瑞玉なり、【不敢不中度量】珪璧幣帛の寸法は、各一定の法あるなり、度量は「さし」と「ます」の二物なれども、此所にては、只「さし」の意に用ふ、「考工記」の玉人に四圭（一璧に四方に圭ある者）尺有二寸以祀天兩圭一璧に兩方に圭ある者）五寸、有邸（根本となる璧）以祀地とあるが如きなり、又「漢書」の食貨志に周制布帛廣二尺八寸爲幅とあるが如きは、幣帛の度量なり、【不敢失時幾】幾は期なり、「詩經」の楚茨篇に、如幾如式とあるを、毛傳に幾を訓して期と爲せるを觀るも、亦徵とすべし、

曰、其爲正長若此、是故上者天鬼有深厚乎其爲正長也、下者萬民有便利乎其爲正長也、天鬼之所深厚而能彊從事焉、則天鬼之福可得也、萬民之所便利而能彊從事焉、則萬民之親可得也、其爲政若此、是以謀事得、擧事成、入守固、出誅勝者、何故之以也、曰唯以尚同爲政者也、故古者聖王爲政若此、』

【大意】此れ上の聖王の政を爲すことを述べしを承けて、其の天人の歸依を享くるを云ふ、

長なり、生長すること、【疾菑戾疫】菑は災なり、戾は漢書食貨志の顏師古が注に戾は惡氣也とあり、畢沅は戾は沴の假借なりと云へり、孫詒讓は癘の轉音にて、兼愛下篇にある癘疫と同じと云へり、【飄風苦雨】既に上篇に見ゆ、【荐臻而至】上篇に溱溱而至に作る、荐は薦と同じ、重なり、臻は仍なり、重と同義なり易の坎象に、水荐臻を、釋文に京房の說を引きて、臻に作くるを見れば、荐臻は上篇の溱溱と同く重ぬる義なり、【將以罰下人】下人は下民と同じ、上天よりして人民を云へるなり、

故古者聖王明天鬼之所欲、而避天鬼之所憎、以求興天下之利、除天下之害、是以率天下之萬民、齊戒沐浴、潔爲酒醴粢盛、以祭祀天鬼、其事鬼神也、酒醴粢盛不敢不蠲潔、犧牲不敢不腯肥、珪璧幣帛不敢不中度量、春秋祭祀不敢失時、幾聽獄不敢不中、分財不敢不均、居處不敢怠慢、

【大意】此れ古代聖王の能く天鬼に尙同して、天下の爲めに利を興し害を除きしことを述べ、以て前節天子尙同の說を固む、

【通釋】かるが故に古代の聖王は、能く天神の好み欲することを究はめ明にして、天神の厭ひ憎むことを避けて爲さずして、天下の利益を興し、天下の害毒を除き去ることを求めり、されば天下の萬民を率ゐ齋戒沐浴して、潔く酒醴粢盛の供物を爲りて、天神を祭祀せり、其の鬼神に事ふるや、酒醴粢盛も潔淸ならざるはなし、犧牲の牛羊等も充滿して肥えたる者にあらざるはなし、神前に供ふる珪璧幣帛も、各〻其の定めの法度に中り叶はざるはなし、又春秋に行へる祭祀も、其の時期を失ふことなし、刑獄訴訟を聽くと

義、是以國治、國君治其國、而國既已治矣、有率其國之萬民、以尚同乎天子曰、凡國之萬民、上同乎天子、而不敢下比、天子之所是必亦是之、天子之所非、必亦非之、去而不善言、學天子之善言、去而不善行、學天子之善行、天子者、固天下之仁人也、擧天下之萬民、以法天子、夫天下何説而不治哉、

【大意】　一國の是非は、國君の國民を指導し天子に尚同するを以て定まることを云ふ、

【通釋解義】　は既に上篇に見ゆるを以て、今之を省略す、

察天子之所以治天下者、何故之以也、曰唯以其能一同天下之義、是以天下治、夫既尚同乎天子、而未上同乎天者、則天菑將猶未止也、故當若夫寒熱不節、雪霜雨露不時、五穀不孰、六蓄不遂、疾菑戾疫、飄風苦雨荐臻而至者、此天之降罰也、將以罰下人之不尚同乎天者也、

【大意】　此れ天下の是非は天子の指導によりて上天に尚同するを以て定まることを云ふ、

【通釋】　は、既に上篇の文と大體相同ければ略す、

【解義】　【五穀不孰】孰は熟と同じ、【六蓄不遂】遂は

鄉長之所是、必亦是之、鄉長之所非、必亦非之、去而不善言、學鄉長之善言、去而不善行、學鄉長之善行、鄉長、固鄉之賢者也、擧鄉人以法鄉長、夫鄉何說而不治哉、

【大意】此れ一里の是非里長の指導により鄉長に上同するを以て定まることを云ふ、

【通釋及解義】本節は通釋解義は既に上篇に見え又文意同義なれば今之を省略す、

察鄉長之所以治鄉者、何故之以也、曰、唯以其能一同其鄉之義、是以鄉治、鄉長治其鄉、而鄉既已治矣、有率鄉萬民以尙同乎國君、曰、凡鄉之萬民、皆上同乎國君、而不敢下比、國君之所是、必亦是之、國君之所非、必亦非之、去而不善言、學國君之善言、去而不善行、學國君之善行、國君固國之賢者也、擧國人以法國君、夫國何說而不治哉、

【大意】此れ一鄉の是非は、鄉長の鄉民を指導し國君に尙同するを以て定まることを云ふ、

【通釋及解義】本節の通釋解義は上篇と同く、既に上に見ゆれば、今之を省略す、

察國君之所以治國者、何故之以也、曰唯以其能一同其國之

過失あれば汝ぢ之を規し諫めよ、其の上たる者に進み同くして、下たる者に退き味方をなすことなかれ、右の如き人は、上たる者之を得れば賞し、下たる萬民之を聞かば譽むることを爲すべし、抑も善を聞見して知れども、其の上に告げず、不善を聞見して知れども其の上に告げず、上の認めて道理尤もとする義をば臣民の分際ながらにも道理尤もとなすこと能はず、上の道理尤もとなさざる義をば道理尤もならずとなすこと能はず、己に善きことあるも上に告げ薦むること能はず、上に過失あるも規し諫むること能はず、下たる者に退き付きて、其の上たる人を誹る者は、上たる人之を得れば必らず誅罰すべし、萬民之を聞かば非毀すべしと、故に古代聖王の刑政賞罰は、甚だ明察にして審かに信なる者なり、

【解義】【己有善傍薦之】己は自己なり傍は訪と通ず、本書の魯問篇に所謂忠臣者上有過則微之以諫、己有善則訪之上而無敢以告外、匡其邪而入其善、尚同而無下比とあり、本句の義は亦此と同く下たる者自己に善あれば、他人に告げず、直に其の君に告げて、君の爲めに謀ることを云ふ、王引之は己の字を上篇に下有善則傍薦之とあるを引證して、民の字に作るべしと云へども、孫詒讓は前說を立て、王氏に從ふべからずと云ふ、今之に從ふ、【下比之心】下比は下付きして人民に味方をなし互に其の惡事を掩ひ匿すことを言ふ、管子の小匡篇に齊桓公の卿を治むる政を載せて公又問焉曰、於子之鄉有不慈孝於父母不長弟於鄉里驕躁淫暴不用上令者有則以告有而不以告謂之下比とあり、此所の下比も、亦其の義と同じ、

是以擧天下之人、皆欲得上之賞譽、而畏上之毀罰、是故里長順天下政、而一同其里之義、里長既同其里之義、率其里之萬民、以尚同乎鄉長曰、凡里之萬民、皆尚同乎鄉長、而不敢下比、

定矣、天子爲發政施敎曰、凡聞見善者、必以告其上、聞見不善者、亦必以告其上、上之所是、必亦是之、上之所非、必亦非之、己有善傍薦之、上有過規諫之、尙同乎上而毋有下比之心、上得則賞之、萬民聞則譽之、意若聞見善、不以告其上、聞見不善、亦不以告其上、上之所是不能是、上之所非不能非、己有善不能傍薦之、上有過不能規諫之、下比而非其上者、上得則誅罰之、萬民聞則非毀之、故古者聖王之爲刑政賞譽也、甚明察以審信、

【大意】此れ天子政令を天下に發し、上下の人をして是非の議論を一定して、尙同の實を擧ぐべきことを云ふ、

【通釋】以上の如くにして、天下の諸侯たる君主及人民の正長たる鄕長里長は、既已に定れり、是に於て天子は諸侯君長の爲めに、天下の人民に向ひ政令を發布し敎誨を施して曰く、凡そ何人に限らず善なることを聞見すれば、必らず以て其の上たる者に告げ、不善なることを聞見すれば、必らず以て其の上たる者に告げよ、上の認めて道理尤もと定むる義は必らず汝ぢに於ても、亦以て道理尤もなる義となし、從ふべく上の認めて道理尤ならずと定むる義は必らず汝ぢも亦以て之を道理尤もならざる義となして從ふことなかれ、汝ぢ己の身に善き意見あれば、外方へは云はずして、之を汝ぢが上たる者へ告げ進むべし、上に

國論の歸宿即ち國是を示すことを己が仕事となして、專ら力を之に盡さしむ、是に於て天子既已に立てり、以爲く唯僅に其の一人の耳に聽き目に視る能力にては獨力を、以て天下の義理筋道を一是の下に統一合同して、國論の歸宿を定むること能はずと、是の故に又天下の中に就きて選擇し、賢良聖知辯慧の人を進め簡びて、置き立て、三公となし、之を助け相手として、共に天下の義を、統一合同する事に從ふ、天子三公以上の如くにして既に立ち定まれり、是に於て以爲く天下は博く大にして、都會近國は治むるを得べしとなすも、何に分に山林に隱れ遠土に居る人民は、自然に上の政令敎化不行屆きにして其の義を明かにして是非を一同するを確かには爲すこと能はざるなりと、是の故に天下を離ち分ちて、設け置きて多數の諸侯國君となし、各自に己が領有せる一國の義を一同する事に從はしむ、以上の如くにして、國君既に立ち定まれり、又以爲く唯だ僅かなる一人の耳目に視聽する能力は、其の國多數の人人の義を一同すること能はずと、是の故に其の國中の賢者を選擇して、諸官に置き左右に奉事する侍從又は軍事を指揮する將軍又は國政を輔け掌る大夫となし、其の外次第に廣く及ぼして地方一鄕一里を治むる鄕長里長に至るまでを皆我が助け相手として、共に其の領有せる一國上下の認めて是とする義を一つに定め同くすることに從事するなり、

【解義】【耳目之請】請は情の字に作るべしとの說あれども、もと古文は言を[illegible]に作り、心の篆文を[illegible]に作るを以て、情の字形多く請の字となりて、諸子の書中にありと、間詁に云へり、耳目の情とは、耳目の持ち前働きのことにて、換言すれば耳目の能力なり、【贊閱賢良】贊は進なり、閱は簡なり、進め「えらぶ」こと【歷分天下】歷は離なり、天下を分離するを云ふ、「大戴禮」の五帝德篇に、「歷離日月星辰」とあり、此の歷分も歷離と同く、上下同義の疊語なり、【左右將軍大夫】左右は近習侍從の臣なり、將軍は軍將なり、周の制、軍將はもと命卿と云ひ、卿を以て任ず、春秋戰國時代には、列國諸侯、亦皆卿を以て將となし、通じて將軍と云ふ、

天下諸侯之君民之正長既已（二）（二）

天下亂也、是故選擇天下賢良聖知辯慧之人、立以爲天子、使從事乎一同天下之義、天子既以立矣、以爲唯其耳目之請、不能獨一同天下之義、是故選擇天下贊閲賢良聖知辯慧之人、置以爲三公、與從事乎一同天下之義、天子三公既已立矣、以爲天下博大、山林遠土之民不可得而一也、是故歴分天下、設以爲萬諸侯國君、使從事乎一同其國之義、國君既已立矣、又以爲唯其耳目之請、不能一同其國之義、是故擇其國之賢者、置以爲左右將軍大夫、以逮至乎鄕里之長、與從事乎一同其國之義、』

【大意】此れ世の亂を治むる必要よりして、君長を立つることを云ひ、下文尚同の引子となす、上篇と同じ、但本篇は較詳かに言へるのみ、

【通釋】既に禽獸の如く亂れて、外は君臣上下長幼の互に惠み敬へる品節なく、父子兄弟の互に愛し互に扶くる禮法なし、されば天下は大に亂るゝなり、是に於て衆人皆悉く人民の間に正長の職に居る者がありて、天下の共に尤も至極となせる義理筋道を取り纏め壹揃にして、國論の歸宿を示さざるが爲めに天下の亂るゝことを明に悟り知るなり、是の故に天下の賢良聖知辯慧なる人を選擇し、立てゝ天子となし、天下の尤も至極となせる義理筋道を統一合同して、

ふことに意を致して云へり、而して善行を勸賞し、民志を純一にして、異物を雜へしめざるを以て尙同の方法となすが如きは、亦前篇の未だ道破せざる所なり、

子墨子曰、方今之時、復古之民始生未有正長之時、蓋其語曰、天下之人異義、是以一人一義、十人十義、百人百義、其人數茲衆、其所謂義者亦茲衆、是以人是其義、而非人之義、故交相非也、內之父子兄弟作怨讐、皆有離散之心、不能相和合、至乎舍餘力、不以相勞、隱匿良道、不以相教、腐朽餘財、不以相分、天下之亂、至如禽獸然、

【大意】此れ上古草昧君長なき時の亂狀を云ひ、以て下文尙同を論ずる前提となす、

【通釋】本節の講義は既に前篇に見え文義少く異同あれども大體明白なれば之を略す、以下往々之に倣ふことあり、

【解義】【復古之民】復は反なり上古の民始て生るゝ時に反求して思ふなり、【一人異議】一人に付て各〻其の是とする義を異にして意見同からざるなり、下句亦之に準ず、【至乎舍餘力】舍は捨と同じ、餘力あるも捨て用ゐざるを云ふ、上篇に據れば、至乎の上に外之天下之百姓云々の句を脫するに似たり、

無君臣上下長幼之節、父子兄弟之禮、是以天下亂焉、明乎民之無正長以一同天下之義、而

同の政を萬民に布告し、上情の下達と下情の上達とを務むるを以て、賞罰の法明察にして審信なるを云へり、後段は前段の意を承け先づ里長の里民に向うて善不善の標的を明にし、是非の決解を定むるは、鄉長の所定に尙同すべきを勸誘することを述べ、次ぎに鄉長の鄉民に向うて、諸侯國君に尙同すべきを勸誘することも亦里長の里民に於けるが如く、諸侯國君の國中人民に向うて天子に尙同すべきを勸誘すること、又亦鄉長の鄉民に於けるが如くにして、天子能く天下の是非を壹同して尙同の治始めて成れども、猶未だ自から足れりとすべからず、乃ち天子の尊と雖も亦同く人なれば、更に其の上にありて神聖尊嚴の無比なる天帝あることを忘るべからず、此の天帝の神意に合同して、然る後に始めて能く尙同の道畢はれりと云ふべし、否らざれば天罰立ち所に至りて、災異の變已まず、彼の天子は天下の人民をして此の天意に從ひ、天罰を蒙らざらしめんが爲めに、刑罰を設け罪惡を懲戒して、一是壹同の下に立たしむることをなす、是れ乃ち尙同の治なり、後段の意は此の如し、

存異

【未有正長之時】舊本に正長を刑政に作る、今俞校に從ふ、【以不相勞】不の下、諸本に能の字あり、今高木猷の說に從ひ削る、【選擇天下之賢】舊本に擇の字なし、「今太平御覽」及び王校に據りて補ふ、【上之所非必皆非之】諸本に上之の二字なし、今藤校に據りて補ふ、【皆上同於天子】天子舊本に天一に作る我が藤澤東畝淸の戴望は竝に中篇にある夫既上同乎天子の句を引きて、天子に改むべしとなす、今之に從ふ、【今若夫飄風】若夫を舊本に若天に作る、今王說に從ひ改む、【所以連收天下】舊本に以の字なし、今俞校に依りて補ふ、

尙同中第十二

本篇は尙同三篇の中篇なるを以て、尙同中と云ふ、上篇既に尙同の大體を云へども、未だ其の詳義に及ばず、本篇は更に上篇に揭げし大綱中に就きて、尤も天帝に尙同すべきことと、刑罰を設けて尙同の治を布き治安を維持するに力むべ

衆ければ、是非の異なること益〻多きは、理の自然、勢の必然なることは、何人と雖も首肯せざる者あらんや、況や一國天下の人をして、必らず一是の下に歸せしめ、尚同の治を擧げんと欲することは、其の談亦何ぞ容易ならんや、是に於てか其の實際に當りては、寡頭政治の傾向を演出せざるを得ず、里長を以て二十五家を代表し、鄕長を以て二千五百家を代表し、國君を以て一國を代表し、天子を以て天下を代表するは、是れ下層より遞上して云へるなり、天子は天帝に服從し、國君は天子に服從し、鄕長は國君に服從し、里長は鄕長に服從するは、是れ上層より遞下して云へるなり、而して人民なるものは、里長に服從し鄕長に服從し國君に服從し天子に服從すべきものとなせば、此れ何時何地を問はず、服從の外、復何等の事を爲し得ざる者なるが如し、且天子は天帝に服從して、其の職を行ふ者なれば、五刑を作爲し、天威に藉りて人を殺戮する大權を有する者とすれば、天子にして聖明仁義の德あれば可なるも、不幸にして昏惡暴虐の人なるときは、天下の危險之より大なるなし、たとひ昏惡暴虐ならずとなすも、英武果決にして功名を貪り好める主に逢ふときは、君權に據りて、富强を事とし、民生を鋒鏑に殞して顧みざるも國民たる者は、亦唯天子之所ㇾ是トスル必皆是トス之、天子之所ㇾ非トスル必皆非トス之と云うて、之に絕對的服從をなさざるを得ざるか、果して然らば、墨翟の學、實は其の商鞅韓非の術と、終に何をか擇ぶことあらんや、尚同の論、豈に其れ然るか、曰く否否、墨子の說、兼愛を宗旨とし、非戰非攻を唱道す、正に天下に斯種議論の政治上に實現せられて、人生を戕害する者あるが爲めに起れり、豈に商鞅韓非と同日にして語るべけんや、蓋上篇の言は、引て未だ發たず、意義を言外に領略せざる者は、請ふ且中下二篇を通觀して、之を論評すべきなり、

文評

通篇二大段に分ち、前段は起首より上以ㇾ此爲ㇾ賞罰ㇾ其明察以審信に至るまでを一段とす太古民生の始に當りて、能く統一する君主なく、爭亂相攻むる時代より說き起して、尚同の政を布き民生を安せんが爲めに、天下の賢者を擇び立て天子となし、又其の力未だ遍く及ぶに足らざるを以て、三公諸侯以下正長の職を立て、天子は最上の位に居り、天下を統一して、尚

所以連收天下之百姓不尙同其上者也』

【大意】此れ天下是非の論は、天子の天威を以て、能く壹同するを云ひ、以て尙同の治は、天人一致の旨に稱へることを明かにす、

【通釋】更に進んで天下の治まる所以の者は如何なる次第に由れるかと察すれば、天下の大君たる天子は、唯だ能く天下中の人民が、是非の意見を壹揃に同くし、天下の輿論を取り纏むるが故に、天下は何事もなく平穩に治まる也、但天下の百姓、皆既に天子に上同して、天子と意見が一致するとは云へども、更に進んで天帝に上同して、天意と一致せざるときは、災害は猶未だ去らざるなり、今彼の暴かに起れる飄風久く降りて止まざる苦雨が、溱々として盛んに至れる者は、此れ天帝が百姓の人力のみを依賴して、天帝に上同して、天意を奉體せざるを責罰する所以なり、かゝるが故に、子墨子は言うて曰く、古代の聖王は墨(いれずみ)劓(はなきる)刵(あしきる)宮(きうけい)大辟(しけい)の五刑を設け爲せり、此れ誠に其の人民の不道なるを取り締りて治めんが爲めなり、之を譬へば、絲縷の統紀ありて衆絲を總べ別ち、網罟の大綱ありて、衆目を統べ擧ぐるが若く乃ち刑罰の威を以て、天下の百姓、個個の私論我見を張りて、凡て己が上たる天帝を始め、里長に至るまでに對し、其の發する政令に從はず、上同せざる者を責罰する所以なり、

總評

本篇も亦尙賢上篇の中下二篇に較するに、僅に尙賢の大體を述ぶるに止むると同く、唯尙同の大意を說きしのみ、其の詳義に至りては、中下二篇に於て始めて見るべきなり、蓋墨子の宗旨は天下を兼愛するにあれば、天下の衆論を一是の下に定めて、統一の政を布くとは、固より其の主張たることは論を俟たず、但人の生を斯世に享けて生れ來るや、もと同一の天性あれば、是非の見も亦同く一致すべきに似ず、世間人心の異なること、其の面の如く、甲の是は乙の非にして、乙の是は甲の非なるは、家人父子の間と雖も、亦得て免るゝこと能はざる者あり、況や衆人をや、一里二十五家の衆人は、一家數人の比にあらず、一鄕二千五百家の衆人は、一里二十五家の類にあらず、人益〻

【大意】此れ一國の是非は、國君の指導して、天子に上同せしむるによりて定まることを云ひ、尙同の治は、上下の力相待ちて成ることを明かにす、

【通釋】更に進んで、一國の治まる所以の者を察するに、如何なる次第に由るかと云へば、一國の主たる國君に於て、唯だ能く一國內の人民が、是非の義を壹揃(ヒトソロヘ)に同くして、輿論を取り纏むるが故に、一國は何の爭ひなく平穩に治まるなり、乃ち國君と云へば、一國中の仁德ある賢人にして、國民の尊敬する者なり、其の國君が政令を國內の百姓に發し言うて曰く、汝等人民、凡そ事物に對して、善と不善とを問はず、苟も耳に入りしことあらば、必らず以て我が天子に申し上ぐべし、天子は我等の上に立ちて、天下を治め玉へる大君なれば、天子の此は道理尤もと定め玉ひし事物は、汝等人民も、必らず皆道理尤もとなして從ふべし、天子の此は道理尤もならずと定め玉へる事物は、汝等人民も、必らず皆道理尤もならずとして從はざるべし、汝等人民の不善なる言論を去り罷めて、天子の善なる言論を鑑み學ぶべし、汝等人民の不善なる行爲を去り罷めて天子の善なる行爲を鑑み學ぶべし、左すれば一國內は論ずるまでもなく、天下の中に、如何なる反對異說ありて亂れんや、必らず滿天下の人民、皆一義の下に團結して、治まらざるを得ざるなり、

察天下之所以治者何也、天子唯能壹同天下之義、是以天下治也、天下之百姓、皆上同於天子而不上同於天、則菑猶未去也、今若天飄風苦雨溱溱而至者、此天之所以罰百姓之不上同於天者也、是故子墨子言曰、古者聖王爲五刑、請以治其民、譬若絲縷之有紀、罔罟之有綱、

の治は、官民の力相待ちて成ることを明かにす、

【通釋】　更に進んで一鄕の治する所以の者を察するに、如何なる次第に由るかと云へば、一鄕を治むる鄕長たる者が、唯だ能く一鄕內の人民が、是非の義を壹揃に同くして、輿論を取り纏むるが故に、一鄕は何の爭ひなく、平穩に治まるなり、乃ち鄕長と云へば、一鄕內人民の中にて仁德ありて衆人に推尊さるゝ人なり、其の鄕長が政令を、鄕內の百姓に發し言うて曰く、汝等凡そ事物に對して、善と不善とを問はず、苟も耳に入りしことあらば、必らず以て我が國君に申し上ぐべし、國君は我等の上に立ちて、國を治め玉へる者なれば、國君の此は道理尤と定め玉ひし事物は、汝等人民も必らず皆道理尤もとして從ふべし、國君の此は不道理尤もならずと定め玉ひし事物は、汝ぢ等人民も、必らず皆道理尤もならずとなして從はざるべし、汝等人民の不善なる言語を去り罷めて國君の善き言語を鑑み學ぶべし、汝ぢ等人民の不善なる行爲を罷め去りて、國君の善なる行爲を鑑み學ぶべしと、左すれば鄕內は論ずるまでもなく、一國の內に、如何なる反對異說ありて亂れんや、必らず全國の人民、皆一義の下に團結して、治まらざるを得ざるなり、

【解義】【唯能壹同鄕之義】壹は合なり、壹同は合同すること、鄕之義は、一鄕內の人民が執れる是非の意見なり、其の事即ち下句に見ゆ、

察國之所以治者何也、國君唯能壹同國之義、是以國治也、國君者、國之仁人也、國君發政國之百姓言曰、聞善而不善、必以告天子、天子之所是、必皆是之、天子之所非、必皆非之、去若不善言、學天子之善言、去若不善行、學天子之善行、則天下何說以亂哉、

に上同せしむるによりて、定まることを云ひ、以て尙同の治は、上下の力相待ちて成ることを明かにす、

【通釋】 されば今一里內を治むる里長は、一里內人民の中にて仁德ありて衆人に推尊さるゝ人なり、其の里長が政令を其の里內の百姓に發し言うて曰く、汝等凡そ事物に對して、善と不善とを問はず、苟も耳に入りしことあらば、必らず我が長上たる鄕長に告げよ、而して鄕長は固より我が里を總轄せらるゝ賢人なれば、彼人の此は道理尤もと定めらるゝ事物は、必らず汝ぢ等も亦皆道理尤もとなして從ふべく、彼の人の此は道理尤もとせざる事物は、汝ぢ等も亦皆道理尤もならずとなして從はざるべし、汝ぢ等の不善なる言論を去り罷めて、鄕長の善なる言論を鑑み學ぶべし、汝等の不善なる行爲を去り罷めて、鄕長の善なる行爲を鑑み學ぶべしと、然すれば其の里內は論ずるまでもなく、推して一鄕の內に至るまで、如何なる異說の反對ありて亂れんや、必らず多數の人人皆一義の下に團結して、治まらざるを得ざるなり、

【解義】 【里長】一里の長なり、周官に據れば、周代の制、五家を鄕となし、五鄕を里となす、一里は二十五家の團結を以て成る、【鄕長】一鄕の長なり、周官に據れば、五黨(五百家)を州となし、五州を鄕となす、一鄕は、二千五百家の團結を以て成る、

察鄕之所以治者何也、鄕長唯能壹同鄕之義、是以鄕治也、鄕長者、鄕之仁人也、鄕長發政、鄕之百姓言曰、聞善而不善、必以告國君、國君之所是、必皆是之、國君之所非、必皆非之、去若不善言、學國君之善言、去若不善行、學國君之善行、則國何說以亂哉、

【大意】 此れ一鄕の是非は、鄕長の指導して、國君に上同せしむるによりて定まることを云ひ、以て尙同

薦なせよ、上に附き從うて而して下に附きて從はせざることは、此れ上の褒賞する所にして、下の譽むる所なり、抑も萬一にも善事を聞くと不善事を聞くとに拘らず一切秘密隱匿して其の上たる者に告げず上の尤もとする事は自分に尤もとして贊成すること能はず上の尤もとなさゞる事は自分に同く尤ならざる事となすこと能はず上に過失あるも自分は之を規し諫め止めず下に善き事あるも訪ひ求めて推薦せず下に附き從うて上に附き從ふこと能はざる者は、此れ上たる者の罰する所にして、百姓人民の毀る所なりと、上たる者此の事由を以て其の下に向うて賞罰をなすこと甚だ明かに察して、審かに信ありて天下の人安心して依賴をなせり、

【解義】【聞善而不善】王引之の說に據れば、而は與の字と同意義に通用して、聞レ善與二不善一とあるに同じ、乃ち本來は聞レ善與レ聞二不善一と云ふべきを修辭の便宜より省字法を用ゐて、故に下の聞の字を省きしなり、「孟子」の梁惠王上篇に殺レ人以レ梃與レ刃有二以異一乎と書して、刃の字の上、故らに以の字を省きしと、文例正に同じ、【有善則傍薦之】傍を王引之は徧と同義とし、「あまねく」と訓ず、孫詒讓は訪と通ずとなし、訪問の義となせり、孰れも通ず、今孫說に從ふ、【上同而不下比】比も同と同じ附き從ふこと此所の上同は上の方へ附き從ふなり即ち善道に就くこと下比は下の方へ附き從ふなり即ち不善に就くこと「論語」の憲問篇に君子上達小人下達とあり、上同下比の語例大略相同じ、

是故里長者、里之仁人也、里長發政里之百姓、言曰、聞善而不善、必以告其鄉長、鄉長之所是、必皆是之、鄉長之所非、必皆非之、去若不善言、學鄉長之善言、去若不善行、學鄉長之善行、則鄉何說以亂哉、

【大意】此れ一里內の是非は、里長の指導して鄉長

類亦各自から同からず、【是非利害之辯】是非は道理を以て言ひ、利害は事宜を以て言ふ、【不可一二而明知】一二は僅少なる一二人の力なり、即ち天下の博大なるに對して、天子三公の力を指して云ふ、【晝分萬國】晝は劃と同じ、區劃なり、萬國は多數の國を云ふ、實際の數を云ふにあらず、

正長既已具、天子發政於天下之百姓言曰、聞善而不善、皆以告其上、上之所是、必皆是之、所非、必皆非之、上有過、則規諫之、下有善、則傍薦之、上同而不下比者、此上之所賞、而下之所譽也、意若聞善而不善、不以告其上、上之所是、弗能是、上之所非、弗能非、上有過、弗規諫、下有善、不傍薦、下比不能上同者、此上之所罰、而百姓之所毀也、上以此爲賞罰、甚明察以審信、

【大意】此れ天子政令を天下に發し、上下の人をして、是非の議を一にして、以て尙同の實を擧ぐるを期すべきことを云ふ、

【通釋】賢人中の可なる者を選び立て、正長たる者は、既に已に具はれり、是に於て天子政令を天下の百姓に發し言うて曰く、汝ぢ百姓苟も善事を聞くと不善事を聞くとに拘らず、必らず皆以て汝が上たる正長に告ぐべし、凡そ上の道理尤もと定むる事は必らず汝ぢも亦皆同く之を道理尤もとなせ、又上の道理尤ならずとする事は、必らず何に限らず、汝も亦皆同く道理尤もならずとなせよ、上の正長に過失あらば、必らず忌み憚ることなく之を規し諫めよ、下の人民に善き事あらば、必らず漏れなく之を訪ひ求めて推

者立以爲天子、天子立、以其力爲未足、又選擇天下之賢可者置立之、以爲三公、天子三公既以立、以天下爲博大、遠國異土之民、是非利害之辯、不可一二而明知、故畫分萬國、立諸侯國君、諸侯國君既已立、以其力爲未足、又選擇其國之賢可者置立之、以爲正長、

【大意】此れ世亂を治むる必要よりして、君長の立ちしことを云ひ、以て下文尚同の治を説く引子となす、

【通釋】さて當時の諸人は、天下の亂るゝ所以は、もと君長となりて統一する者なくして、人人異義を主張して互に爭へるより生ずることを明かに知れり、されば天下の賢人の中に於て選擇して、其の可なる者は推尊し、立てゝ天子となす、天子既に立ちて天下を總統する君長はあれども、其の一人の力にては、未だ天下を治むるに足らずとなし、又天下の賢人の中に於て選擇して、其の可なる者は之を置き立てゝ三公となして、天子を輔けしむ、天子三公既に已に立ちて、中央の政府はあれども、天下の博大なるを以て、遠國異土の人民、是非利害の辨別は、僅に一二人の力にして明白に承知すべからざるが故に、天下を萬國に區劃して、諸侯國君を立て、各自から其の土地人民を治めしむ、諸侯國君既に已に立つれども、自から其の力を以て未だ滿足せざる者となし、又其の國中の賢者を選擇し、其の可なる者は之を置立して、官長となし、以て一鄕の事を治めしむ、

【解義】【夫明虖天下】夫は彼なり當時の人民を云ふ虖は乎と同じ、【可者置立之】可者は其の事に適當なる人を云ふ、舊本に可の字を上句の賢の字に連ねて賢可者となせるは非なり、【遠國異土之民】遠國異土は、國遠く土異なれば其の人民言語風俗人情嗜好の

力不以相勞、腐朽餘財、不以相分、隱匿良道、不以相教、天下之亂、若禽獸然、

【大意】此れ上古草昧の世、未だ君長なくして、人人義を異にし意を殊にし、離散して和合せず、怨惡爭亂の害を云ふ、

【通釋】子墨子の言に曰く、上古の人民、始めて生れて未だ君長の統治あらざる時代は今より當時の情態を想像するに、大抵下文の如きならん、曰く、天下多數の人民、各自から人人の考へによりて、其の行の義を異にせり、されば今一人なれば、一人の義を異にし、二人なれば二人の義を異にし、十人なれば十人の義を異にして、一義二義十義と各自の差異ありて、其の人數滋、衆ければ、隨うて其の異なれる義は、亦滋、衆きに至る、されば人人各自に我が義と思へる事を是として、他人の義と思へる事を非とするがゆゑに、相互に非として攻擊をなせり、されば家庭の内に向うて父子兄弟至親の間に於てすら互に怨み惡みて離れ散ることをなして、相互に和合すること能はず、況んや外他人の爭は實に想像に堪へざるなり、天下の百姓人人皆各、水攻め火攻め若くは烈き毒藥を以て、互に人を虧き害ひ、其の結果人類同く救助すべき大道を亡ぼして、たとひ有力者は十分に餘ある力ありとも、弱く疲れたる者を相互に勞りて救護することをなさず富者は積み餘れる財寶を朽ち腐らすとも相互に分ちて與ふることをなさず、智者は貴く良き道を知れども隱匿して、相互に教へ導くことをなさず、天下の亂るゝことは、益、甚くして、德義もなく智力もなく、宛かも禽獸の如き情態に立ち至れり、

【解義】【未有正長】正は長なり正長とは君長のことを云ふ、【義者亦茲衆】茲は滋と同じ益なり、【相虧害】虧害は損害なり、【不能以相勞】勞は勤勞なり相勞とは相互に勞り勵ますこと、【腐朽餘財】朽は朽と同じ腐なり敗なり尙賢下篇には腐臭餘財とあり王引之は臭と朽は音近しと云へり、

夫明虖天下之所以亂者、生於無正長、是故選擇天下之賢可

句舊本なし、王念孫は上文に據りて補ふ、今之に從ふ、又舊本に本句の下に推而上之以の五字あり、今王說に從ひて削る、【而天下和】本句より粒食之所養に至るまで八句舊本に下文の下欲中國家百姓之利の下にあり、今王說に從ひて本處に移易す、【得此莫不勸賞】舊本此の句上文の散宜生の下にありて莫の字なし、今王說に從ひて本處に移す、【不可不察也】舊本に而不可不察此者也に作る今治要に據りて改む、

墨子卷之三

尚同上第十一

尚は一に上に作る、義同じ、尊なり、尚同とは、同きことを尊尚するなり、墨子謂らく天下の亂るゝは、人人互に異義を主張して協同せざるより起れり、故に天下の治まらんことを欲せば、宜く其の異義を統一して、協同の下に立たしむべし、而して其の之を實行するは、先づ小を積みて、大に及ぼし、近きより始めて遠きに施すべし、即ち一家より一鄕に一鄕より一國に一國より天下に至るべしと、是れ本篇の作ありて、尚同を以て篇に名くる所以なり、本篇の中に於て、壹同鄕之義と云ひ、壹同國之義と云ひ壹同天下之義と云へるは、乃ち其の主意の存する所なり、

子墨子言曰、古者民始生、未有正長之時、蓋其語曰、天下之人異義、是以一人則一義、二人則二義、十人則十義、其人茲衆、其所謂義者亦茲衆、是以人是其義、以非人之義、故交相非也、是以內者、父子兄弟作怨惡離散、不能相和合、外者、天下之百姓、皆以水火毒藥相虧害、至有餘

るに反襯して說けり、第四段は尙賢を以て政をなすときは、國民各〻其の所に安ずることを獲て、飢寒困窮の患なく、尙賢を以て政をなさずして骨肉毋故富貴面目美好の人のみを信用するときは、國民皆悉く絕望失意の餘互に怠懈して、賞罰行はれず、貧富の權衡失して、偏輕偏重の弊起り飢寒困窮の患生じて、國家の治安得て保つべからざれば、今の王公大人士君子凡て治國の責ある者は、尙賢の政の本たることを察せざるべからざるを云ひ、結ぶに尙賢者天鬼百姓之利而政事之本也の一大長句を以てし、上篇の末句の夫尙賢者政之本也と、中篇の末句此賢人之厚利也とあるに回應して、特に全篇の意を總結して、筆を收めたり、古來大文章の作固より此の收束なかるべからず、後世韓退之が原道の末段、蓋亦其法の同きを見るべし、

存異

【我嘗因而誘之矣】舊本に嘗を賞に作る今孫校に據りて改む、【然者吾所以貴】是を諸本に昔に作る今一本に依りて改む、【士君子明於小】舊本に於の字なし、今「羣書治要」に據りて補ふ、【毋故富貴】舊本に毋を無に作る、今孫校に依りて改む、【至建其國家】舊本に建を逮に作る、今治要に據り改む、【視其國家也】本句及び下句の兩視字舊本並に親に作る、今孫校に依りて改む、【必不使之也】舊本に之也の二字なし、今藤校に據りて補ふ、【反於常陽】舊本に反を灰に作る、今俞校に據りてあらたむ、【女何擇非人】舊本に非を言に作る、今孔書呂刑に據りて改む、下二句の非の字各不の字に作る、亦呂刑に據りて改む、【睎夫聖武知人】舊本に睎を晞に作る、今畢本に從ひ改む、【天下之士君子】舊本に之を言に作る、今治要に據りて訂す、【曰莫若爲王公大人骨肉之親毋故富貴面目美好者】舊本に毋を無に作り故の字以下の八字なし、今王說に依りて補ふ、【使不王公大人骨肉之親】舊本に王公以下の八字なし、今藤校に據りて補ふ、【知辯德行之厚】舊本に知の字なし、辯の字上の使不に屬して句とす、今孫校に道藏本を引きて補ふ、今之に從ふ、【躄瘖聾瞽】舊本に瞽の字なし、今孫校に依りて補ふ、【是以賞不當賢】舊本に是以の間故の字あり、今意を以て删る、【以沮爲善】舊本に以沮を沮以に作る、今藤校に從ふ、【若此則飢者不得食】本句の下寒者不得衣亂者不得治の二

ば、其の進賢使能の事は、乃ち彼れが尚賢使能の論として、本篇に述ぶる所なるも、親ㇾ親敬ㇾ故尊ㇾ貴の如きは、彼れにありては謂ゆる王公大人之骨肉之親毋故富貴なる者にして、極力排斥なして重く用ふべからずとなせり、是に由りて之を觀れば、儒敎の說は、古來の政典を繼承せし者なり、墨子の論は舊來の國家組織の根本に向うて、一大變革を試みんと欲する者なり、其の所見の當否得失は、今玆に論ずべき限にあらざれども、儒墨二家の相反する學說は、此れ亦以て其の一端を觀るべきなり、而して本篇の中、屢〻古聖王の事を引證として擧ぐるが如きは是れ後世に至りて韓非をして孔子墨子俱道ニ堯舜一而取舍不ㇾ同皆自謂ニ眞堯舜一堯舜不ニ復生一將ニ誰使ㇾ定ニ儒墨之誠一乎（韓非子顯學篇）と云はしむる所以なるか、又墨子が必らず古代聖王の事を引きて己が論旨を確むることは、是れ墨子が謂はゆる言有ニ三表一の一なる本ニ之於ニ古者聖王之事一の意にして、乃ち墨學論理法中の一要件たる者なり、其の詳かなることは本書の非命篇及び序說を參看すべし、

文評

通篇四段に分つ、第一段天下の王公大人たる者、尙賢を以て政を其の國家百姓に爲すことを識らざるは、本と尙賢は爲政の本たる義を失ふによれり、此の失あるは他の事物を擧げて譬曉するに如かずとなして、今上たる者が射御の士に對して、能否を賞罰することを宣言すれば、能者は喜び不能者は懼るゝと同理にて、賢者不賢者に對して、賞罰黜陟を明かにすることを宣言すれば、賢者は喜びて善を爲すに勸み、不賢者は懼れて惡を爲すを沮みて、吾人が貴びて模範となせる堯舜禹湯文武の道と同く、尙賢の實效を見るべきなるを云うて、先づ一篇の要旨を提挈す、第二段は然るに今天下の士君子は、居處言語の日常の事は、皆賢を尙びて之に讓り下たることを知れども、獨り國政を行ひ人民を治むるに至りては、尙賢使能を知らざるは、此れ小に明かにして大に明かならざるを論じ、又譬喩を衣裳牛羊罷馬危弓の事に取りて、其の謬れることを云へり、乃ち前段の意を承けて敷衍して說けり、第三段は、古代聖王の人を用ふるや、惟賢才を擇びて微賤を問はざることを擧げ、以て今の王公大人の骨肉貫故富貴面目美好の人のみを親信す

て富めること、【雨露之所漸】漸は漬なり、「ひたしうるほす」こと、【粒食之所養】米食を粒食と云ふ、又凡そ穀物を食ふを粒食と云ふ、本書の天志上篇にも四海之內、粒食之民の語あり、【莫不勸譽】勸譽は上に云へる放心解體以沮爲善と反對の意にて、善を勸め勉め、其の賢たることを譽むるなり、

總評

尙賢の三篇、大抵同一なる義を反覆縷析して說きて時に文章詳略出入の少差あるに過ぎず而して本篇は殊に中篇の意詞と大概相同じ今復絮說を用ゐざるべし、但其の中に於て、王公大人の骨肉母故富貴面目美好の人に就いて、其の必しも智者ならざれば、若し誤りて重く用ふるときは、天下國家の亂亡を招くことを云ひ、又此等の人は、他の國民に於ては汎く何人も學びて能くすと云ふ者ならざるに、君たる者が獨り專ら此等の人のみを寵用すれば、他の國民は絕望嫉視い餘、凡ての人人皆善を爲し功を立つるに怠りて、國家は竟に救ふべからざる禍亂を生ずるに至ることを述べしは、頗る當時の閥族世家が政權を擅私し國家を蠱毒する弊害を憤慨して云へるに似たり、

且墨子の敎は、儒敎に反對して起れる者なるが、乃ち尙賢の一論の如き、亦其の一なり、蓋し賢者を尊重親任すべきことは、何世何人と雖も、均く異議無き定說なれども、孔子の敎は尙賢を以て、親戚を親み貴族を貴ぶ二事と並行すべき者となせり、彼の「周禮」の小司寇に以八辟麗邦法附刑罰、一曰議親之辟、二曰議故之辟、三曰議賢之辟、四曰議能之辟、五曰議功之辟、六曰議貴之辟、七曰議勤之辟、八曰議賓之辟とあるが如く、乃ち帝王國君の親戚故舊賢能功勳貴顯勤勞の吏賓客の八者に對しては、罪あるも審議酌量して寛典に處すべき者となせり、又其の政をなすや、以八統詔王馭萬民、一曰親親、二曰敬故、三曰進賢、四曰使能、五曰保庸、六曰尊貴、七曰達吏、八曰禮賓とあり、乃ち親戚を親み、故舊を敬重し、賢能を進用し、功庸を保助し、貴族を尊待し官吏を登達し、賓客を禮遇すべきことを云へり、又「大學」に君子賢其賢而親其親とあり「中庸」に親親親之殺禮所生也と云へるが如き、皆以て儒敎に於ては親親貴貴の二事が、尙賢使能の事と並行すべしと爲せるを證すべきなり、然るに今墨子の本篇を視るに、姑く周禮に據りて云へ

君子、中實將欲爲仁義求爲上士、上欲中聖王之道、下欲中國家百姓之利、是故尚賢之爲說、不可不察也、尚賢者、天鬼百姓之利、而政事之本也、

【大意】此れ古聖尙賢の功效を擧げ、今の王公大人の之に倣うて、賢能を尊び用ふべきことを云ひ、以て全局を總べ結ぶ、

【通釋】是の故に昔の聖王に就いて見れば、帝堯には舜あり、帝舜には禹あり、禹王には皐陶あり、殷の湯王には小臣の伊尹あり、周の武王には閎夭泰顚南宮括散宜生の賢臣ありて、能く之を用ひしかば、天下は和ぎ平かにして、庶民は盛んに富めり、是れによりて、近方の者は之に安んじて從ひ、遠方の者は之を慕ひ歸服す、苟も人間世界にて日月の照し臨める處舟車の通じ及ぶ處雨露の漬し霑す處は、此の賢臣が用ゐられて、天下は和らぎ庶民は富めることを得て人々相互に勸勉して上の德化を譽めざるはなし、兎も角も今の天下の王公大人士君子に於ては、誠實に仁義を爲し行ひ士たる者を尊ばんと欲し、上は遠く古代聖王の道に中り叶はんと欲し、下は近く現在の國家百姓の利に中り叶はんと欲せんとするなり、左れば是れ尙賢の說たるや察して思はざるべからず、尙賢と云へる者は、天鬼百姓の二者即ち神人のともに利となす者にして、天下國家の政事の根本たる者なり故に王公大人の上位にありて、天下國家の責任ある者は、一日も尙賢の事を忽にして忘るべからず、

【解義】【湯有小臣】伊尹はもと有莘氏より嫁せる湯王の夫人の臣なれば、小臣と云ふ、「楚辭」の天問に成湯東巡有莘爰極何乞小臣」とあり、「呂氏春秋」の尊師篇にも、湯師小臣」の句ありて、王逸高誘の二人の注、共に小臣は伊尹を指すとなせり、されば小臣は當時伊尹の別稱となりし者にあらざるか、【閎夭泰顚】閎は氏にして、夭は名なり、泰は氏にして顚は名なり、【南宮括散宜生】括は名にして、南宮は氏なり、散宜は氏にして、生は名なり、上句の閎夭等と、共に周の賢臣なり、【庶民阜】阜は大なり盛なり、盛大にし

【大意】此れ在上者が尙賢の政をなさず賞罰黜陟偏私不公平なるよりして生ずる國家の害毒を云ふ、

【通釋】王公大人が骨肉の親たることは、天然にして人力の如何ともすること能はざるに拘らず、王公大人は只管偏頗依怙の事をなして、若し其の人が自分の骨肉の親ある者ならざらしめば、たとひ智慧辯舌がありて德義行ひの厚きこと、昔しの聖人禹湯文武の如き者なるとも、別段に其れが爲めに加へ増して善き地位を得ず、之に反して自分が骨肉の親ならしめば、躄瘖聾瞽の不具者にして、暴虐なること桀紂の如き者なるとも、別段に其れが爲めに損失を増して惡き地位に下るにもあらず、是を以て賞譽が賢者に適當せず、懲罰が暴虐者に適當せず、乃ち其の賞する者は、全く上たる者に緣故關繫ある人にして、己に功績なく、其の罰せらるゝ者も、亦全く上たる者に緣故關繫なきを以ての故にして、己に罪科ありて然るにあらず、是れぞ國中の百姓をして銘々に心放れして身體を怠懈りて何に事も勵みて爲さず、善良の事をなすとも別段の利益もなければとて沮みて行はず、其の手足の力を垂れ惰りて互に勤め働くことをなさず、富める者は餘りある財物を積み腐らしても、互に分ち資けて濟ふことを爲さず、智識ある者は良き道を知れども隱匿して互に敎ふることをなさず、此の如くなれば、物は均衡を失して、偏重偏輕に陷り、飢うる者は食を得ず、寒く凍ゆる者は衣を得ず、亂るゝ者は治まることを得ずして、國民塗炭の苦に堪へざらんとす、賞罰偏私の國民を害毒すること、豈に大に恐るべきにあらずや、

是故昔者堯有舜、舜有禹、禹有皐陶、湯有小臣、武王有閎夭泰顚南宮括散宜生、而天下和、庶民阜、是以近者安之、遠者歸之、日月之所照、舟車之所及、雨露之所漸、粒食之所養、得此莫不勸譽、且今天下之王公大人士

して貧賤を惡めるかと問はゞ彼れ答へて曰はん然りと更に問うて汝ち何を爲せば富貴なることを得て貧賤なることを避くべきか、王公大人の親族又は故舊交際ある人富貴なる人面目美好なる人となるに如くことなし、左すれば必らず富貴なるを得て貧賤なることを避くべきなりと云はば、彼れは必らず曰はん、王公大人の親族又は故舊交際ある人富貴なる人面目美好なる人は、此れ血肉の關係にあらざれば、多年の交情若くは天運の善き人、或は生れ付きの美麗なる人にして到底知力學問によりて能くすべきにあらずと云はん、

【解義】【此非可學能者也】血族の關繫故舊及び面目美好者の情愛は、自然に存在する者にして、他人が勉强の上に於て學びて同一の者たるを得べきにあらず、但本文に富貴を欲し貧賤を辟くを欲するを說くに當りて、既に富貴なる人を骨肉故舊等と共に列擧せしは疑ふべきに似たれども、此れ亦大概の辭のみ、古文疎にして拘らざること、往々此の如き者あり、深く泥むことなかれ、

使不王公大人骨肉之親、知辯德行之厚、若禹湯文武、不得加也、王公大人骨肉之親、躄瘖聾瞽、暴爲桀紂、不加失也、是以賞不當賢、罰不當暴、其所賞者已無功矣、其所罰者亦無罪矣、是以使百姓皆放心解體、以沮爲善垂其股肱之力而不相勞來也、腐臭餘財而不相分資也、隱匿良道而不相教誨也、若此、則飢者不得食、寒者不得衣、亂者不得治、

肉之親、毋故富貴、面目美好者、焉故必知哉、若不知、使治其國家、則其國家之亂、可得而知也、

【大意】 此れ王公大人の用ゐて國家を治めしむる親戚故舊、富貴美好なる人は、必しも智者にあらずして尚賢の道に反することを云ふ、

【通釋】 今王公大人が厚祿を與へて富まし、高爵を授けて貴くする者は、皆王公大人の親戚故舊富貴の人面目の美好なる寵愛ある者なり、去れども今の王公大人の親戚、故舊富貴の人、面目の美好なる者、何ぞ必しも智者ならんや、不智の者も亦甚だ多し、若し不智の人なるに、王公大人の國家を治めしむる時は、到底治まることなくして、國家の亂るゝことは、確に知ることを得べきなり、

【解義】 【焉故必知哉】焉は何なり、故は胡と同じ、胡は何なり、此れ本文は焉故の二字を重文として、均く「なんぞ」と訓ず、「莊子」の齊物論篇に庸詎知吾所謂知之非不知邪、庸詎知吾所謂不知之非知邪とありて、庸詎の二字を累ねて、共に何と訓し、「淮南子」の人間篇に、此何遽不能爲福乎とありて、何遽の二字を累ねて、亦共に何と訓するが如く、古人自から此の複語法あるなり、

今天下之士君子、皆欲富貴而惡貧賤、曰然、女何爲而得富貴而辟貧賤哉、曰莫若爲王公大人骨肉之親、毋故富貴面目美好者、王公大人骨肉之親、毋故富貴面目美好者、此非可學能者也、

【大意】 此れ王公大人の親戚故舊寵人等は、天下衆人の羨望嫉視たり易ければ、上たる者之を任用するを謹まざるべからざるを云ひ、以て後を文喚起す、

【通釋】 今天下の士君子に向ひ、何人も皆富貴を欲

之道將奈何、曰、有力者疾以助人、有財者勉以分人、有道者勸以教人、若此、則飢者得食、寒者得衣、亂者得治、若飢則得食、寒則得衣、亂則得治、此安生生、

【大意】　問答の辭を設け、人の富貴を欲し貧賤を惡むに因りて、賢者たるの利益なるを云うて、賢を尙ぶの國を治むるに、緊要なることを明かにす、

【通釋】　今や試に人に問うて、今や天下の士君子は皆富貴を欲して貧賤を惡むかと曰はば、必らず答へて然り、汝は何をか爲さば富貴を得て貧賤を避くべきかと曰はん、因りて答へて賢人の行を爲すに如くはなけんと曰はば、彼れ必らず問うて、賢人の行を爲す、其の道は將に奈何にすべきかと曰はん、我れは答へて曰はん、其の道は力ありて强き者は疾く働きて人を助け、財ありて富める者は、勉め惠みて人に財を分ち與へ、道德ありて優れる者は、力め骨折りて人を敎ふべし、此の如く夫れ相應なる働きを盡くすときは、國民の飢うる者は賴て食物を得、寒く凍ゆる者は賴て衣服を得、亂れて騷しき者は治りて靜かなることを得べし、若し飢うる者は食物を得、寒ゆる者は衣服を得亂る者は治まることを得れば、此れ乃ち生生として活き續くことを得るなり、

【解義】　【而辟貧賤】辟は避と同じ、「さくる」こと【勸以敎人】勸は自から勉むること、已に上篇に見ゆ、【此安生生】此安は此乃と云へるとおなじ、安は古文に於是の義又は乃の字則の字と同意味に用ふ、【國語】の吳語に、王安厚取名而去之と云ひ、「老子」に往而不害安平太と云へるが如き、皆其の例なり、尙王引之が「經典釋詞」に詳かなり、生生とは生して已まざるを云ふ、

今王公大人其所富、其所貴、皆王公大人骨肉之親、無故富貴面目美好者也、今王公大人骨

道は企て及ふべきなり、是れ何の故ぞや則ち賢者を尙べるを以て、其の道に企て及ぶことを得るなり、先王の書、古代相傳の言に、其の義を云へり、曰く嗚呼見よや、彼の聖哲の人武勇の士若くは智謀ある者は、何れも有爲有用の偉人傑士なれば、皆以て汝ぢ人主の身を蔽ひ輔くる重臣となせと、此れ先王の天下を治むるには、必らず時の賢者を選擇して、己が下に使役する羣屬輔佐となすを言へるなり、

【解義】【書之竹帛】古代の書籍、皆竹帛に記するを以て書籍を竹帛と云ふ、後世東漢の蔡倫紙を製するに及んで、書籍始めて紙を用ふ、【琢之槃盂】琢は雕なり、槃は盤と同じ、「さら」又は「はち」と譯す、物を盛り若くは物を承くる器なり、盂も「はち」又は「わん」なり、飲食を盛る器なり、古代は功業を槃盂に銘して、後世に遺すことをなせり、後漢の崔瑗が、竇大將軍鼎銘にも禹鏤其鼎湯刻其盤紀功申戒貽則後人と云へり、此に據れば槃盂は、皆金屬にて造れるなり、【王曰於】於は于と同じ、于は吁なり、嘆息の辭、【告女訟刑】「書經」の呂刑には、訟を祥に作る、「孔傳」に告女以善用刑之道と云へり、孫貽讓は唐の李賢が「後漢書」の劉愷傳の注に鄭玄の書注を引きて、詳審察之也とあるを徵として、訟刑は詳刑の說ならんと云へり、【何擇不人】不を書經には非に作る、義同じ、【豎年之書】古代の書と云ふに同じ、已に中篇に解せり、【睎夫聖武知人】睎は望なり、「のぞむ」こと、眄なり、「みる」こと、睎夫は嘆詞なり、嗚呼と云へるが如し、聖武は聖人と武き人なり、知は智と同じ、知人は智ある人なり、「逸周書」の皇門篇にも、乃方求論擇元聖（大聖）武夫羞于王所とあり聖人武夫とを連ねて稱するは當時の語なり、【屛輔而身】屛はもと門內にありて外方より見るを蔽へる小牆にて「まがき」と譯す、輔は車の兩旁を夾みて解脫を防ぐ木にて「そへぎ」と譯す、因りて轉用して護り助くる義とせり、而は爾と同じ「なんぢ」と訓ず、【羣屬輔佐】羣屬は衆臣と同じ、〇人身の二字押韻、

曰、今也天下之士君子、皆欲富貴而惡貧賤、曰、然、女何爲而得富貴而辟貧賤、莫若爲賢、爲賢

故書之竹帛、琢之槃盂、傳以遺後世子孫、於先王之書呂刑之書然、王曰、於來有國有土、告女訟刑、在今而安百姓、女何擇非人、何敬非刑、何度非及、能擇人而敬爲刑、堯舜禹湯文武之道可及也、是何也、則以尚賢及之、於先王之書豎年之言、然、曰、睎夫聖武知人、以屏輔而身、此言先王之治天下也、必選擇賢者、以爲其羣屬輔佐、

【大意】此れ古代聖王自から尚賢を以て、政の本となすのみならず、尚後世子孫の以て法則となし、天下を治めんことを欲するを云ひ、尚賢の事は創業守成の世を論ぜず、忽せにすべからざるを説く、

【通釋】古代の聖王は以上の如く、既に賢能を尙び用ふべきことを審に承知すれば、賢能を尙び用ふることを以て、政事の本となさんと欲するなり、かるが故に、賢能を尙び用ふべきことを、竹帛の書物に書し、又其の義を槃盂の器械に雕刻し、傳へて其の子孫に留め遺せり、彼の先王の貽せる書籍、又は呂刑を論述せる書籍に於て、左樣なる義と同きことを云へり、乃ち周の穆王は、百官有司に告げて曰く、於戲來れや國を有ち土を有てる各諸侯よ、吾は汝に刑罰を詳審せんことを告げ示さん、現今に在りて、汝ぢ宜く奮發して我が百姓を安んじ治むべし、汝は何をか當世に擇ぶか擇ぶ者多くあらんも、豈に尤も賢人を擇ぶべきにあらずや、汝は何をか敬むか、敬む者多くあらんも、豈に尤も刑罰を敬むべきにあらずや、汝は何をか度るか、度る者多くあらんも、豈に尤も古代聖王に企て及ばんことを度るべきにあらずやと云へり、扨て誠に其の言の如く、能く賢人を擇び任用して、刑罰を爲すことを敬めば、古代の聖王たる堯舜禹湯文武の

の女嫁する時は、女師隨ひ行くと、古禮にあり佚は、媵と同じ媵は「こしぞへ」と譯す、男女に限らず、嫁する女子に隨從の臣を媵と云ふ、「呂氏春秋」に有侁氏以伊尹佚女とあり、侁は莘と古字同じ、【圜土之上】圜は圓と同じ、圜土は監獄なり、「釋名」の釋宮室の篇に獄又謂之圜土言築土表牆其形圜也とあり、傅說賢なれども隱れて仕かへず、胥靡（今の懲役）に代りて、建築工事に役せられ、以て食を供ふること、史記の殷本紀に見ゆ、故に此所に圜土之上と云ふなり、上は「ほとり」と訓し、其の中若くは附近を指す、〇本節他の解義は、已に中篇に見ゆ、參看すべし、

是故昔者堯之擧舜也、湯之擧伊尹也、武丁之擧傅說也、豈以爲骨肉之親、毋故富貴面目美好者哉、惟法其言、用其謀、行其道、上可而利天、中可而利鬼、下可而利人、是故推而上之、

【大意】　此れ上文の意を一束して、下文の言を喚起す、

【通釋】　是の故に昔の堯が舜を擢んで擧げ、湯が伊尹を擧げ、武丁が傅說を擧ぐるや、皆同く賢を尙び能を使ふの主旨を實行せしなり、豈に舜伊尹傅說が彼等と親族故舊富貴面目美好なる者たるを以てならんや、惟是れ其言を法則として從ひ、其の謀計を用ゐ、其の道を實行すれば、上に向うては以て上の天を利して天の好都合となるべく、中間に於ては鬼神を利して鬼神の好都合たるべし下に取りては人民を利して人民の好都合たるべし是の故に微賤の者を推して之を尙べるなり、

【解義】　【惟法其言】惟を「羣書治要」には唯に作る、文字相通ず、其言の其は、舜伊尹傅說を指す、下句の其謀其道の其も亦同じ、【上可而利天】而は以の字と同義に用ふ、其說已に中篇に見ゆ、【推而上之】推は推尊なり、上は尙と同じ、尊び用ふること、

古者聖王既審尙賢欲以爲政、

下之政、而治天下之民、昔伊尹爲莘氏女師僕、使爲庖人、湯得而擧之、立爲三公、使接天下之政、治天下之民、昔者傅說居北海之洲、圜土之上、衣褐帶索、庸築於傅巖之城、武丁得而擧之、立爲三公、使之接天下之政、而治天下之民、

【大意】上節に反して聖王の天下を治むるに、尙賢使能の政を以てし、必らずしも親戚故舊富貴美好の人を貴ばざるを云ふ、

【通釋】其の用ふべき人にあらざるを用ふるときは、上述の如くなれば、是の故に古代聖王の天下を治むるや、聖王が擧げ用ゐて富貴にする者は、未だ必しも王公大人と親戚の間柄あり又は故舊の人富貴なる人若くは面貌の美好にして愛すべき者に限らずして、汎く賢能の人を用ふ、是の故に昔の舜帝はもと歷山に耕作し、河濱に陶器を造り、雷澤に漁獵をなし、常陽の地に販賣をなせし賤民なるが、聖人なるを以て時の天子堯帝は舜を服澤の陽にて見出だし、自から位を讓り立てゝ天子となし、天下の政を取り扱うて、天下の人民を治めしめり、昔の伊尹は初め殷の湯王に嫁し付きし莘侯の女の附き添へ人となり、庖厨を治むる料理人とならしめしが、湯王は見出だして、引き擧げて三公となし、天下の政を取り扱ひ、天下の民を治めしめり、昔の傅說は、もと北海の洲に居り監獄の中に囚徒となり、粗衣を纏ひ、索を卷きて帶となし、傭はれて人足となり、傅巖の城を築き居りしに、時の天子武丁は見出だし、引き擧げて三公となし、天下の政を取り扱うて天下の民を治めしめり、

【解義】【反於常陽】反は販の假借字にて販賣のこと、常陽は五岳の一なる恆山を、一に常山と云へば、常陽は恆山の南の地を指すならんと、古人は云へり、今姑く之に從ふ、【莘氏女師僕】女師は女子の師、貴族

下之士君子皆明於小而不明於大也、此譬猶瘖者而使爲行人聾者而使爲樂師、

【大意】此れ又上節を承けて、王公大人の國家を視ること、弓馬衣食の玩好に如かざるを述べて、其の小事に明かにして大事に暗きことを反覆して申ね說く、

【通釋】以上の如く賢を尙び能を使ふことを失はざるに拘はらず、獨り其の國家を治むるに至り及びては、他の危弓を張り罷馬を治め又は衣裳を制し牛羊を殺すが如くならずして、王公大人と親族の間柄又は故舊の交りある人、富貴なる人、若くは面貌の立派にして寵愛する男なれば、之を高位大官に擧げて用ふるなり、されば彼の王公大人が其の國家を持ち扱ふことは前に云へる極めて僅なる一箇の危弓罷馬衣裳牛羊の代物にだも如かざるか、我は此の事柄を以て、獨り王公のみならず、天下の士君子が皆小事には明かなる割合に大事に明かならざることを推し量りて承知せり、然し此の事は譬へば瘖啞にして言ふこと能はざる者をして最も言語應接を要する使者とならしめ、耳聾の聞くこと能はざる者をして、最も聽力を要する音樂師とならしむるが如し、是れ獨り爲す者の過のみにあらずして、寧ろ之を爲さしむる者の罪と云ふべきなり、

【解義】【瘖者而使爲行人】瘖は音「いん」病によりて言語を發する能はざる者なり「をし」行人は使者又は使者に應接する官を云ふ【聾者而爲樂師】聽く能力を缺きたる者「つんぼ」樂師は音樂を掌る官、

是故古之聖王之治天下也、其所富其所貴、未必王公大人骨肉之親毋故富貴面目美好者也、是故昔者舜耕於歷山、陶於河瀕、漁於雷澤、反於常陽、堯得之服澤之陽、立爲天子、使接天

求良醫、有一危弓不能張、必索良工、當王公大人之於此也、雖有骨肉之親毋故富貴面目美好者、實知其不能也、必不使之也、是何故、恐其敗財也、當王公大人之於此也、則不失尙賢而使能、

【大意】此又更に一物を擧げて王公大人の小事に明かなることを云ふ、

【通釋】唯だ牛羊衣裳の事に關して然るのみならず、又王公大人に一頭の疲馬の其の病を治療すること能はざるあれば、必らず良き醫者を求めて之を治療せしめん、一箇の強き弓の張ること能はざるあれば必らず良き弓師を求めて之を張らしめん、乃ち王公大人が此の場合に立つに當りては、たとひ骨肉親族の間柄、又は故舊の交り、面目の美く好くして氣に入れる者ありとも、其の者が治療や弓張りをなすこと能はざるを知るときは、即ち其の業の專門なる醫者弓師をして之を爲さしむるならん、是れ何に故ぞと云へば、折角の良き材を仕損ぜんことを恐るればなり、左すれば王公大人が此の場合に處するは、乃ち各、其の道に得意なる賢者を尊び能者を使ふ道を失はざるなり、

【解義】【有一罷馬】罷は疲と同じ、尹知章は瘦馬となせり、【有一危弓】危弓は強き弓なり、「考工記」の弓人に曰く豐肉而短寬緩以荼若是者爲之危弓とあり鄭注に危猶疾也と云へり、

至建其國家則不然、王公大人骨肉之親、毋故富貴面目美好者、則擧之、則王公大人之親其國家也、不若親其一危弓罷馬衣裳牛羊之財與、我以此知天

君可而治家矣とあるを引きて、上句は可以に作り、中下の二句は可而に作れば、而と以とは相通ずる證となすべしと云へり、是の説從ふべし、【居處言語】處も居と同義にして居處にて平生居る時と解すべし、

何以知其然也、今王公大人、有一牛羊之財不能殺、必索良宰、有一衣裳之財不能制、必索良工、當王公大人之於此也、雖有骨肉之親、毋故面目美好者、實知其不能也、不使之也、是何故、恐其敗財也、當王公大人之於此也、則不失尚賢而使能、

【大意】此上に云へる小事に明かにして、大事に明かならざることを、實物を擧げて證明す、

【通釋】今の王公大人が小事に明かにして大事に明かならざることを、何を以て知るかと云へば、一例を擧げんに、今王公大人に一頭の牛一頭の羊の食用の材たるべくして己自ら手を下して殺すこと能はざる者あるときは、必らず良き料理人を索めて、之を殺さしむるならん、一の衣裳の着料たるべくして己自から手を下だして裁縫すること能はざるものあるときは、必らず良き職人を求めて、裁縫せしむることを爲さん、乃ち王公大人が此の場合に立つに當りては、たとひ親族の關繫、故舊の交り、面目の美く好くして氣に入り者のあるとも、眞實に彼れの力では料理や裁縫をなすこと能はざることを知るときは料理或仕立は其の業の專門家をして之を爲さしめん是れ何に故ぞと云へば拙く爲し損ずるときは必らず折角の代物を敗らんことを氣遣へばなり、左すれば王公大人が、此の場合に處しては、料理は料理人に命じ、仕立は仕立師に命ずることにて、乃ち各〻其の道に掛けての賢者を尊び能者を使ふことは、失はざるなり、是れ王公大人の小事には明かなる例證なり、

王公大人有一罷馬不能治、必

治民、莫知尙賢而使能、我以此知天下之士君子明於小而不明於大也、』

【大意】此れ上節を承け諸侯が國中に賢者を求むる理を推し、天子に更に之を擴大して天下を治むれば、古代聖王と同く貴ぶべきことを云ふ、

【通釋】夫れ此の以上の道理を推し擴めて政を天下に爲すときは、獨り一國の士のみならず、天下の士をして善を爲す者は益、勸みて善を行ひ、暴をなす者は益、沮みて暴をなすことを止めしむることを得べし、然らば吾が平素より堯舜禹湯文武の道を珍重する所以は果して何の故なるかと云へば彼の唯毋に衆民に臨みて政を發し行ひ、天下の士をして、善を爲す者はそれによりて勸むことをなすべく、暴を爲す者それによりて沮むことをなすべきを以てなり、さらば今此の賢を尙ぶことが上に述ぶるが如くなるときは、全く吾が平素珍重する堯舜禹湯文武の諸聖王の道と相同きなり、然るに今や天下の士君子が、平常の居處言語は、皆賢者を尙び敬することを知れども其の一旦國の政府に立ちて、衆人に臨み政令を發して國民を治むる際に至りては、反りて賢を尙び能を使ふことを知る者なし、是れ甚だ怪むべき事にて、我は此を以て、今の天下の士君子が、小事に明かにして而も大事には明かならざることを知れり、

【解義】【貴堯舜禹湯文武之道】貴と尊と共に「たつとぶ」と譯すれども、貴は賤の對稱にて、貴賤はもと貨物の位の上下に就いて云へる者を爵位の高低に轉用し、又物の上品下品に就いて云へるなり、乃ち貴重とか珍重とかの意なり、尊は卑の對稱にて、尊卑はもと共に酒を入る器なるが、尊は妄に平生に用ゐざる禮器にして、卑は多く常用に供すれば、其れより崇め敬の意には尊を用ふ、乃ち尊敬とか又は天子を至尊と稱するにて知るべし、此所にては堯舜禹湯文武の道を秘藏珍重する意なり、【可而勸也】而は畢沅は淮南子の高誘が注に而能也とあるを引きて可能勸也と解すれども、王引之は而は以と通じ、可而は可以と同じと云へり、孫詒讓も尙同下篇に、尙用之天子、可以治天下矣中用之諸侯可而治其國矣下用之家

賞を與へ位を貴くせんと、亦射御に堪能ならざる士は、我は將に罪に處して位を賤くせんと試に此の令を出して此の國の士に問うて誰れか喜べるか誰か懼るゝかと云へば我(作者)は思ふに必ず射御に堪能なる士は賞を得位は貴くなるを以て喜ばん、射御に堪能ならざる士は罪を獲て位は賤くなるを以て懼れん、是れ人情必然の勢なり、我(諸侯)嘗て此の必然なる人情にちなみて國民を誘ひ導くことをなせり、曰く凡そ我が國の忠信なる士は我將に之を賞して貴くせんとす忠信ならざる士は我將に之を罪して賤くせんとすと、試に此の令を出だして此の國の士に問うて誰れか喜べるか誰れか懼れるかと云へば、我は思ふには、忠信なる士は賞を得て位は貴くなるを以て喜ばん、忠信ならざる士は罪を獲て位は賤くなるを以て懼るゝならんと、されば今や王侯大人に於て惟毋に賢を尙ぶを以て政を自分の治むる國家百姓に爲すときは、必らず天下の善を爲す者をして益、勸みて善を行ひ暴をなす者をして益、沮みて惡をなすことを止めしむるを得べし、

【解義】【皋物示之】物は事なり他の類似にして手近なる事を引き合せにして譬へ曉すこと、【若國之士】若は此と同じ若國とは、此國にて乃ち上に云へる一諸侯の治める國なり、【使國爲善者】使の上に則の字がある氣味にて看るべし、

夫以爲政於天下、使天下之爲善者勸、爲暴者沮、然者吾所以貴堯舜禹湯文武之道者、何故以哉、以其唯毋臨衆發政而治民、使天下之爲善者可而勸也、爲暴者可而沮也、然則此尙賢者也、與堯舜禹湯文武之道同矣、而今天下之士君子、居處言語皆尙賢、逮至其臨衆發政而

本失尙賢爲政之本也』、

【大意】 反筆一番以て議論を起す、

【通釋】 子墨子尙賢の事に付き論じて曰く、天下中の王公大人は、何人も皆同く其の國家の富めると人民の衆きと刑法の治まるとを、欲し願はざるはなし、されども最要なる賢能を尙び用ゐて、其の國家百姓に向ひ、政治を爲すことを知らず、是れ王公大人が尙賢爲政の本義を失へばなり、

若苟王公大人本失尙賢爲政之本也、則不能毋擧物示之乎、今若有一諸侯於此、爲政其國家也曰、凡我國能射御之士、我將賞貴之、不能射御之士、我將罪賤之、問於若國之士、孰喜孰懼、我以爲必能射御之士喜、不能射御之士懼、我嘗因而誘之矣、曰、凡我國忠信之士、我將賞貴之、不忠信之士、我將罪賤之、問於若國之士、孰喜孰懼、我以爲必忠信之士喜、不忠信之士懼、今惟毋以尙賢爲政其國家百姓、使國爲善者勸、爲暴者沮、』

【大意】 上文を承け正筆以て王公大人の賢者を國中に求むることを敎ふ、

【通釋】 若し誠に王公大人に於て本來賢を尙びて政を爲す主義を謬り失へるか、左れば或る物事を譬喩に擧げて之に曉し示すこと能はざらんや、今假に此所に一人の諸侯があらん、彼れが政を其の國に爲すや令を下だして曰く、吾は射御の術を好み尊べり、凡そ我が國人にして射御に堪能なる士は、我は將に

篇に據り改む爲政の二字高木猷の說に依りて改む、【至建其國家】以下十一字舊本に之亂社稷之危則不知使能以治之今高木猷の說に從ひ改訂す建の字舊本に逮に作る今「治要」に據りて改む、【國家之亂】以下諸本上文の逮至其の下にあり今意を以て改む、【毋故富貴】毋の字諸本に無に作る、今孫校に據りて改む、【夫親戚毋故】諸本に親戚の二字なし今藤校に據りて補ふ、【豈必智且慧哉】舊本に慧の上に有の字あり、今之を削る、【處若官者】處若の二字舊本顚倒す、今王說に從ひ改む、【吾若言之謂】吾若を舊本に若吾に作る、今孫校に據りて改む、藤本は吾を衍字となす、【以尊天事鬼愛利萬民】以の下諸本に尙の字あり今之を削る、【從而賊之】賊の字舊本に賤に作る、今王說に從ひ改訂す、【賊傲萬民】賊、舊本に賤に作る、亦王說に從ひ改む、【皋后之逮在下】舊本に逮を肆に作る、今孔書呂刑竝に孫校に據りて改む、【天下則不窕】窕を舊本に究に作る、今孫校に據りて改む、【昭乎天下】以下を舊本に若天之高若地之普其有昭於天下也若地之固若山之承に作る、兪樾は以て協韻に非ず且其有也の三虛字は頌體にあらざれば錯誤ありとし改訂せり、今據りて正だす、【未嘗有能以此】舊本に未有嘗能有に作る、義通ぜず今臆を以て改訂す、

尙賢下第十

本篇は、上篇と同く王侯の國家を治むるは、賢能を尊び用ふべきことを論ず論もと三篇に分ち、此れ其の下篇たれば、尙賢下と名く、蓋上篇は尙賢の大體を說き、中篇は其の詳曲を說き、下篇は尤も王侯大人の親戚故舊富貴面好の人に官職政治を私授して、尙賢の道を誤るべからざることを云へり、乃ち三篇を合觀して尙賢の義益〻明かなり、

子墨子言曰、天下之王公大人、皆欲其國家之富也、人民之衆也、刑法之治也、然而不識以尙賢爲政其國家百姓、王公大人、

て然る者なれば、乃ち其の天理天則にして違ふべからざることを云ふ、是れを第五段となす、次ぎに上段を承け富貴にして賢人なるを以て天の賞を得たる聖王堯舜禹湯文武の事と、暴人なるを以て天の罰を得たる桀紂幽厲の事とを云ひ、以て前言の證憑となす、是れを第六段となす、次ぎに親にして不善なるを以て罰を得たる伯鯀の事を擧げ、第七段となす、但此間上例を以て推せば、親邇の賢にして賞を得たると疏遠の賢にして賞を得たると不善にして罰を得たる人の事を擧ぐべきも、略して擧げざるは、古文の疎濶にして必しも拘らざる處と知るべし、次に使能の事に就いて天意の所存を言ひ、禹稷伯夷の功業を述べ、天意の稱ふ所と萬民の歸する所とを述べて、天人合一の主意を明かにす、是れ第八段となす、次ぎは聖人の大德は、天地に配し日月に媲し、博大章明なれば、後世人君の徒に威力彊勢を挾みて人民を死地に陷れて何等功效なきの愚擧を止め、斷然として聖人を師とするに如かざることを言ひ、結尾仍尚賢爲政の本旨に歸宿し、以て通篇を結ぶ、是れを第八段となす、

名言

自貴且智者、爲政乎愚且賤者、則治、自愚且賤者、爲政乎智且貴者、則亂、

爵位不高、則民不敬也、蓄祿不厚、則民不信也、政令不斷、則民不畏也、

寧樂在君、憂感在臣、

貪於政者、不能分人以事、厚於貨者、不能分人以祿、

存異

【爲政乎愚且賤】舊本に且の字なし、今一本に據りて補ふ孫校亦同じ、【是以賢者衆】諸本に是を者に作る上句に屬す、今藤校竝に兪校に據りて改む、【此謂尚賢】舊本に尙を進に作る今孫校に據り改む、【持養其萬民】持を諸本に將に作る今兪校に據りて改む、【懷天下之賢人】諸本に懷の上、外有以の三字あり、今王念孫の說に從ひ削る、【既云若法】諸本に云を曰に作る王引之曰く有の字の壞るなりと今校兪校に據りて改む、云は有と同じ、【失抎其國家】舊本に抎を措に作る今王說に依りて改む、【不失尚賢使能以治之】舊本に未知以尚賢使能爲政也に作る、王曰く未知當に未嘗不知に作るべし孫曰く不は本の誤と今尚賢下

我が物顏して恃み誇るなり、「孟子」に不レ挾レ長不レ挾レ貴とあり、朱注に挾者兼有而恃レ之之稱と解せり、【傾者民之死也】者は諸の略字にて、諸民は衆民なり、也は邪と通じ、疑問の辭なり、傾とは互に他を排斥して己獨り進むに云ふ、傾諸民之死とは諸民を驅役し、身命を捐てゝ相傾けしむるに云ふ、「漢書」の田蚡傳に欲下以傾二諸將相一とあり、顏師古の注に傾謂二踰越而勝一レ之也、【故不察尚賢】故は胡と通ず、胡は何なり、

總評

通篇を八段に分つ、起首先づ王公大人の國家を治め脩く保ちて失ふなからんと欲せば尚賢の政の本たることを察せざるべからざるを云ひ、以て大綱を提擧す、是を第一段となす、次ぎに古代聖王の親戚故舊富貴嬖寵に私せずして、賢能を公擧して官政に任せしを以て凡そ國家官府邑里を治むる者、皆國の賢者なることを云ひ、以て君主の則るべき標準を指示す、是を第二段となす、次に賢能の人官に在れば國家官府邑里各、其の所在に隨うて功績著はれ君主に利益あれば、君主も亦爵位蓄祿政令の三本を以て厚待すべきことを云ふ、是れを第三段となす、次ぎに聖王賢臣はもと相賴り相待ちて國家を維持し治平に致すべきものなれば、君の臣を用ふるや徒に尚賢使能の虛名を求むるを爲さず、眞實に古代聖王に效らうて高爵厚祿を以て禮遇すべし、否らざれば小人不肖者權を竊み政を弄し、前の賢能の官に在る者と相反して、遂に國家傾覆して救ふべからざる患を招くに至ることを云ふ、是れを第四段となす、次ぎに王公大人の國家社稷を重ずることは一衣裳一牛羊を愛することに如かざるより說き起して、妄に親戚故舊富貴面目佼好の故を以て、賢能の士に換へて、高位厚祿を與へ官事を治めしむるも、本來賢能の士にあらざれば、何等功效なきのみならず、反りて官事治らずして、宛も官無きと同弊なれば、必らず眞實に國を治むる者は、尚賢使能の本に歸るべきことを云ふ、是を第四段となす、次ぎに尚賢爲政の事は、獨り墨子の私言にあらずして、古昔聖賢の旨、亦皆一致なることを、其の言行を引援して之を證明し、又唯だ聖賢一種の獨創にあらずして、吾人の最も尊崇信仰せる天帝も、亦實に尚賢使能を以て本意となし、敢て其の賞罰を親戚故舊富貴面目好佼の者に私せず、彼の聖賢は全く天に法り

挾震威彊哉、傾者民之死也、民生爲甚欲、死爲甚憎、所欲不得、而所憎屢至、自古及今、未嘗有能以此王天下正諸侯者也、今大人欲王天下、正諸侯、將欲使意得乎天下、名成乎後世、故不察尚賢爲政之本也、此聖人之厚行也、

【大意】此れ今の人君に向うて、聖王を德とし賢能を尊び用んことを勸む、

【通釋】聖人の德の偉大なること此の如し、故に今の王公大人に於て天下に王となり諸侯に長たらんと欲すれば、夫れ德義なくんば、將た何を以て其の志を遂げんとするか、若し德義を用ゐずして、其の志を遂げんとすれば、其の說たる將に必らず威力彊勢を挾み震うて、天下を壓服せんとするならん、去れども今の王公大人は、將た焉ぞ如何なる方法に據りて威力彊勢を挾み震ふことを取りて用ゐんとするか、國中の諸民を驅り使ひて、必死の力を以て互に競爭角力して勝たしめんとするか、本來に於て人民の心は生くることは甚だ欲する者なれども死することは甚だ憎む者なり、然るに今や其の欲する所の生は得ずして、而も其民の憎む所の死は屢〻來り至るときは、國民豈に能く堪ふることを得んや、故に古より今に及ぶまで、何人と雖も未だ嘗て能く此の民を必死の地に傾くるを以て天下に帝王となり諸侯に長となる者はあらざるなり、今の王公大人天下に王となり諸侯に長たらんと欲し、將に其の意をして天下に思ふが如く行ふことを得せしめ、名譽をして後世に垂れ貽すことを成さしめんと欲すれば、何ぞ賢者を尙び用ふることは國政を爲し行ふ根本なることを考へ察せざるか、此の賢を尙びて政を爲す者は、是れ聖人の厚き行ひにて後世の師範となすべき所なり、

【解義】【挾震威彊】威を震ひ彊を挾むを云ふ、挾は

の利益を被り受くること終身の間已むことなし、周頌の詩に其の義を言うて曰く、聖人の德は天下に昭にして、天の高くして企て及ぶべからざるが若く、地の普くして萬物を載せざることなきが若く、山の高きが若くにして裂けず崩れず、日の光り耀くが若く、月の明に照すが若し、眞に天地と共に悠久渝らざることを同うすと、以上の言は、此れ聖人の德が外に著れ明かにして物に及ぶこと博く大に地盤を据うること、黏強く固くして長久なるを言へるなり、故に聖人の德は、蓋し天地の大なるを總轄する者と云ふべきなり、然るに人は此の眇たる一身の德を以て、天地に參りて愧ぢざるに至るを得れば德義の尊くして畏るべき、豈に其れ彰然として明白ならずや、

【解義】【大用之天下則不窕】窕は細小不滿なる貌、聖人の道は萬理を包含して神妙なれば大に之を天下に用ふるとも用ふるに隨ひて、益〻其の尊く大なると著はれて細小にして物足らぬ感なきを云ふ窕の字畢沅は究に作るを是となせども本書の尙同中篇に大用レ之治ニ天下一不レ窕とあり又荀子の賦篇にも充ニ盈大宇一而不レ窕の語あれば、改めざるを可とす、尙、尙同中篇に詳述せん、【小用之則不困】不困は窮屈なる感あらざるなり、大物を小處に置くときは窮屈なる模樣あれども道は伸縮自在の融通あれば窮屈に困まることなきなり、【脩用之】脩は長なり脩用とは長久に用ゐて已まざるを云ふ、【周頌道之】頌は宗廟の樂歌にて、周頌は周の天子宗廟に用ふる樂歌なり、今の「詩經」に周頌の詩あれども、本文は見えず、蓋し逸詩なり、【若山之承】承は丞と通ず、丞は翊なり、山高奉承の義にて山之承とは山の高きを云ふなり、【不坼不崩】坼は音「たく」裂なり、【與天地同其常】常は常久にして變易せざるを云ふ、此の詩首の四句は下普の二字隔句韻を押し中の二句は承と崩の二字末の三句は光明常の三字毎句協韻となす、【埴固以脩久】埴は黏土なれば因りて堅牢の義に用ふ、「淮南子」の泰族訓にも勇者可レ令ニ埴固一の語あり脩は長なり、

今王公大人欲下王ニ天下一正中諸侯上、夫無ニ德義一、將ニ何以一哉、其說將ニ必挾ニ震威彊一、今王公大人將四焉取三

出於禮者入於刑也白虎通王者不臣篇以伯夷爲老臣則伯夷作刑蓋在皐陶之先、「甫刑」(即ち呂刑)之所以言伯夷不及皐陶也と云へり、【主名山川】山川の主たるべき神を立て、山川の名目を定むるなり【稷隆播種】稷は后稷と云へる農政を掌る官なり、周の祖先に姫棄と云ふ者、堯の時后稷たり、即ち此の人なり隆は畢沅は「書經」に據りて降に改む、王引之孫詒讓は隆降の二字は、古代相通となせり、其の説「閒詁」に見ゆ、【農殖嘉穀】農は勉なり、「大戴禮」の五帝德篇にも、「后稷播種務勤嘉穀」の文あり、又字の如く、解して農夫となすも可なり、殖は種なり、【維假於民】假は暇と通ず、暇は大なり長なり、又大遠なり、乃ち其の功德の民に施すこと、大にして且遠きを云ふ、「書經」には假を殷に作る、殷は盛なること、【天鄕其德】鄕は享と同じ、天帝が其の明德を享けて、之に幸福を降だすなり、墨子の明鬼下篇に帝享女明德の語あり

故先王之言曰、此道也、大用之天下則不窕、小用之則不困、脩用之則萬民被其利、終身無已、周頌道之曰、聖人之德、昭於天下、若天之高、若地之普、若山之承、不坼不崩、若日之光、若月之明、與天地同常、則此言聖人之德、章明博大埴固以脩久也、故聖人之德、蓋總乎天地者也、

【大意】此れ聖人の道德至大なることを云ひ、上文の意を結び、下文の義を起す、

【通釋】聖人の道德、上は天神に享けられ、下は萬民の其利を被ること此の如し、故に先王の言に曰く、此の聖人の道は、日用離るべからざる者にして、其の功效は用ふる者の如何にあるのみ、大に之を天下を治むるに用ふれば、間隙なく遍く亙り小に之を用ふれば、相當に融通して困まず、長く之を用ふれば萬民其

審問と同じ「書疏」には帝堯淸審詳問下民と解せり、下民は下に在る人民なり、皇帝の稱號は、秦の始皇が自謂德兼三皇功過五帝號曰皇帝とあるに始まれりとの說あれども、墨子の本文に據れば、旣に古代より用ひしなり、書經の呂刑も亦同く皇帝淸問の語を載せり、【有辭于有苗】有苗は有は發語の詞なり、別に意義はなし乃ち苗民を云ふ有辭とは怨痛の辭あるなり、【曰羣后之建在下】曰とは、堯更に辭を改めて云へるなり、羣后は諸侯なり、逮は及なり、「尙書」の孔傳には、羣后諸侯之逮在下國と解せり乃ち諸侯中の京師より居る者より、下國に在る者に及ぶまでの意にて、全體の諸侯を指すなり、【明明不常】上の明は、明にして尊ぶこと、下の明は明かなる德ある人なり、不常は常に定らざるなり、苟も賢明なる者は、何人を問はず尊び用ふること、彼の「書經」に立賢無方と云へると同意なり、不の字書經に棐に作る、匪の假借にて匪と不は義同し、【鰥寡不掩】鰥寡の窮民をして各、其の所を得て、寃枉の爲めに憐むべき事實を掩蔽せられて伸びざると無からしむ、乃ち天下に窮民なく寃民なきを云ふ、【德威惟威】下の威は民が其の威を畏るゝなり、「書經」には畏に作れども、今文古文の二書共に威に作れることは、淸の王先謙が「尙書孔傳參正」に詳かに辨せり、德威惟威とは、上の德で罪人を威すときは、人皆之を畏れて、罪に服するなり、【德明惟明】上の德で、賢人を世に明かに顯すときは人皆之を明かに顯はれたる者として、尊敬するなり、【乃命三后】后は君なり、古代は諸侯も天子と共に君若くは后と稱す、三后は下文の伯夷禹稷の三人を云ふ、【伯夷降典】伯夷は堯の臣の名、彼の首陽山に飢えし伯夷とは全く別人なり、典は禮法なり、降典は典禮を下民に敎ふるを云ふ、王先謙は「大傳」に孔子の語として書曰伯夷降典禮折民以刑とあるを援きて、もと典の下に禮の字ありしならんと云へり、【哲民惟刑】哲の字「書經」には折に作る、王引之は折は正字にして哲は假借字なり折は制なりと云へり、折民は人民を裁判するなり「書經」の舜典に據れば、伯夷は秩宗の官となり、禮を典り、皐陶は士の官となりて、刑罰を司れり、然るに今墨子は刑罰も亦伯夷の職となせるは疑べきに似たれども、王先謙は皮曰世本伯夷作五刑是伯夷有作刑之事、伯夷典禮而兼作刑所謂

とは、果して誰を指して云へるか、曰く昔の禹稷皐陶と云へる三人の如き者は、即ち是なり、何を以て其の然るを知るか、先王の貽されし書の呂刑と云へる篇に、帝堯の事を載せて曰く、皇帝は下民の患を訊ね問ひしに、何れも皆有苗と云へる國の暴虐侵略に對して怨み惡める辭あり、曰く、羣后諸侯の貴く近き者より、遠く都を離れたる下國に在る賤き者に逮ぶまで、苟も明德ある人は、登用して世に明かに顯はし、常定まりたる規則法式に拘らず、又一方には妻の無き鰥夫、夫の無き寡婦の賴りなき者は、各〻其の所を得せしめて、上より威力を以て掩ひ抑ふることなく、其の德に於て惡き者を威して黜罰を行へば、天下の人民皆畏れ服し、其の德に於て賢者を明かにして登用すれば、天下の賢者皆明かに顯はれて、世人の尊敬を享くるなり、帝堯は乃ち三人の諸侯に命じて、人民の事に就きて、心配骨折りをなさしむ、其中の一人なる伯夷と云へる者は、典禮を定めて國民に降だし敎へて、善道に導き、民の不正なる者を裁斷するには刑法を以てして惡事をなすことを禁じ、又一人なる禹と云へる者は、當時最も人民を惱ませる洪水を治め土地を平かにし、山川の主神なくして無名なる者には、各〻其の主神と名稱を定め立て、地理疆域を正だし、又一人なる稷と云へる者は、田地に蒔くべき穀類の種子を天下に降だし播きて、勉め勵まして嘉き穀物を種蒔し植ゑしむ、以上の如く三人の諸侯は、それ〴〵に功業を成就して、其の德澤は維れ人民に對し、大に且遠くして、萬民永く其の利益を被れり、斯の先王の書に述ぶる者は、則ち此れ伯夷禹后稷の三聖人が其の言語を謹み、其の行爲を愼み、其の思慮を精密にして天下の隱れて未だ見はれざる事業又は世に漏れて遺り未だ知られざる利益を索め興して上の方に向ひ天帝を祭り事ふれば天帝は彼の明かなる德を馳走として享け納められて爲めに天祐を降だし下の方に向うて萬民の間に施し與ふれば、萬民は永へに其の利澤を被り受けて終身の間、窮り已むことなきなり、

【解義】【呂刑道之】呂刑は周の穆王の時呂侯に命じて、刑法の義を述べしめて作れる文なり、今の「書經」にある呂刑の篇は即ち是れなり、但文字少く墨子と異同あり、道は言なり、【皇帝淸問下民】皇帝は天子のことにて帝堯を指す、淸問は淸らかに問ふこと即ち

す、「史記」の夏本紀に鯀之父曰帝顓頊とあり、「帝繫篇」及び「三代世表」も亦同く顓項が鯀を生めることを云へり、【廢帝之德庸】德は道德なり、庸は功庸なり「いさをし」のこと、【刑之于羽山之郊】羽は山の名なり、今の山東蓬萊縣にありと云ひ、又沂州の臨沂縣にありとも云ふ、郊は郊野にて、野外の地なり、羽山の下なる野を云ふ、刑とは放逐せしを云ふ、「楚辭」の天問(楚の屈原の作)に鯀の刑せられし事を永遏在羽山夫何三年不施とあるを、王肅は言堯長放鯀於羽山絕在不毛之地三年不舍其罪也と注せり、【乃熱照無有及也】幽囚中の日月は、徧く照さゞることあり、乃ち其身は日蔭物のことなれば、天帝に見放されたる情態なることを云ふ、【帝亦不愛】父帝の德庸を廢し、暴行不善をなせし結果、罪せられて日蔭物の身となれば、父帝も亦子として愛せざるなり、

然則天之所使能者誰也、曰若昔者禹稷伯夷是也、何以知其然也、先王之書、呂刑道之曰、皇帝清問下民、有辭有苗、曰、羣后之逮在下、明明不常、鰥寡不蓋、德威惟威、德明惟明、乃命三后、恤功於民、伯夷降典、哲民維刑、禹平水土、主名山川、稷隆播種、農殖嘉穀、三后成功、維假於民、則此言三聖人者、謹其言、愼其行、精其思慮、索天下之隱事遺利、以上事天、則天鄕其德、下施之萬民、萬民被其利、終身無已、

【大意】此れ禹稷皐陶等の事を述べて古代聖王の賢を尙び能を使ひ天人の意に稱へることを云ふ、

【通釋】然らば則ち天の才能ある人を使ふことゝある

下の民を率ゐ連れて、上天を詬り刺り、鬼神を輕んじ侮り、萬民を賊ひ殺せしかば上天鬼神共に之を罰し、彼の暴王をして、身は殺されて死し世の刑戮となり、子孫は離散し、室家は喪滅し、斷絶して後嗣なからしむ、以上は天帝鬼神の所罰なるが、萬民に於ても亦從うて彼れの所行を非とし名けて暴虐なる王と曰ひ、獨り當時の人人のみならず、今日に至るも已まず、則ち此れ富貴にして暴なれば、其の罰を得たる者なり、

【解義】【桀紂幽厲】夏の桀王殷の紂王周の厲王幽王なり、【詬天侮鬼】詬は詈り辱むること、鬼は鬼神なり、既に法儀篇に見ゆ參看すべし、【室家喪滅】夫より妻を稱して室と云ひ、妻より夫を稱して家と云ふ、「孟子」にも、丈夫生而願爲之有室、女子生而願爲之有家とあり、又左傳にも男有室女有家とあり、

然則親而不善以得其罰者、誰也、曰、若昔者伯鯀是也、何以知其然也、伯鯀帝之元子、廢帝之德庸、暨刑之于羽山之郊、乃熱照無有及也、帝亦不愛、則此親而不善以得其罰者也、

【大意】此れ天の不善を罰するには、親き者と雖も避けざるを云ひ、以て上文の雖天亦不辯親疏の意を明にす、其の遠邇に及ばざるは一を擧げて他を概するなり、

【通釋】然らば則ち親き間柄なるも不善にして、天の罰を得たる者は誰ぞや、曰く昔の伯鯀と云へる人の如きは、皇帝の長子なれども、其の父君皇帝の大なる德偉なる功を廢して、無道を恣にせしかば、其の後帝舜の帝堯を相け姦惡を黜け、伯鯀を羽山の郊野に刑罰として幽囚するに及んで、天帝の救護は至らずして、空く日蔭の身となりて、熱烈なる太陽の照き光も及ぶこと有るなし、皇帝も亦見限りて愛せざるなり、則ち此れ如何に親き關繫あるとも、其の行ひ方不善にして、天帝の罰を得し者なり、

【解義】【伯鯀】伯は爵なり、鯀は名なり、初め崇伯に封ぜらる、故に伯鯀と云ふ、【帝之元子】元は長なり、元子は長子を云ふ、帝は五帝の一人なる帝顓頊を指

ふときは、昔の三代の聖王堯舜禹湯文武の若きは即ち是なり、而して其の賞譽を得る所以は何ぞや、曰く他なし、聖王が政事を天下に爲すや、天下の人を擇ばず、兼ねて一樣に之を愛し、天下人民の都合宜き方に從うて、之を勝手よくし、又天下の萬民を率ゐ連れて上天を尊敬し鬼神に奉事し、萬民を愛み勝手を利くすれば、上天鬼神共に之を褒め賞し、立てゝ一國の天子となし、以て人民を養育する父母となして、益〻萬民を親み愛せしむ、萬民は又因りて之を譽め崇めて聖王と曰ひ、今日の世に至るまで、堯舜禹湯等の先王を追慕崇敬して已まざるは、此れが謂ゆる富貴にして賢をなして、其の賞譽を得し者なり、

【解義】【富貴爲賢】爲は以と其義同じ、富貴にして賢なるを云ふ、【天鬼賞之】天と鬼神なり、上文の法儀篇に、本文と同意義の語あり、宜く參看すべし、

然則富貴爲暴、以得其罰者、誰也、曰、若昔者三代暴王桀紂幽厲者是也、何以知其然也、曰其爲政乎天下也、兼而憎之、從而賊之、又率天下之民、以詬天侮鬼、賊殺萬民、是故天鬼罰之、使身死而爲刑戮、子孫離散、室家喪滅、絶無後嗣、萬民從而非之、曰暴王、至今不已、則此富貴爲暴而以得其罰者也、

【大意】此れ天の暴王を罰することを述べて、上節の不肖者を抑へ黜くるは天の眞意なる義を明にす、

【通釋】されば富貴にして暴く以て天の所罰を得る者は、果して誰なるか、曰く其の實例を擧ぐるときは昔時の三代の暴王たる桀紂幽厲の若きは即ち是なり、何を以て其の然るを知るか、曰く彼れ暴王が政事を天下に爲すや、天下の人民を擇ばず、皆一樣に兼ねて之を憎み、又天下人民の苦むに從うて之を賊ひ、又天

りしかと問へば、此れ則ち王公大人は賢を尙び、能を使ふを以て、政事をなすことに明らかなるを以てなり、されば是れぞ人民が誰れ一人として飢ゑて食物を得ず、寒へて衣服を得ず、勞苦して休息を得ず、亂れ騷ぎて安らかなるを得ざることなき理由なり、此は則ち古の聖王は賢を尙び能を使ふを以て政事を爲すことを審かにして、法を天に取り天の主意を體認して事を行へばなり、さて天の主意とは何ぞやと云へば、公平無私なる天も、亦貧富貴賤遠近親疏の隔てなく、賢なる者は擧げて尙び、不肖なる者は抑へて廢す、乃ち賢と不肖とに對しては、天も亦自然に愛憎の異同あるに似たり、此れ聖王の法りて賢を尙び不肖を黜くる所以にして、其の實は反りて是れ公平無私の本旨なり、

【解義】【雖天亦不辯貧富】雖は唯と通ず、辯は辨と同じ判別すること、【遠邇親疏】邇は近なり、遠邇は居處の距離を以て云ふ、親疏は血筋關繫の程度を以て云ふ、

然則富貴爲賢以得其賞者誰也、曰、若昔者三代聖王堯舜禹湯文武者是也、所以得其賞何也、曰、其爲政乎天下也、兼而愛之、從而利之、又率天下之萬民、以尊天事鬼、愛利萬民、是故天鬼賞之、立爲天子、以爲民父母、萬民從而譽之曰聖王、至今不已、則此富貴爲賢以得其賞者也、

【大意】此れ天の聖王を賞することを述べて、上節に云へる賢者を擧げて尙ぶは天の眞意なることを明かにす、

【通釋】されば富貴にして賢人たる者以て天の賞譽を得し者は、果して誰なるか、曰く其の人を擧げて云

摯は伊尹の名なり、【有莘氏女之私臣】有莘氏は莘國の君なり、有は發語の辭にして、別に意義なし、莘は今の河南縣陳留縣にあり、莘國の君の女、湯王の夫人たり、伊尹莘國より從臣となりて隨行せり、故に私臣と云ふ、「史記」の殷本紀に伊尹欲奸湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎以滋味說湯とあり、【傅說被褐帶索】說は人の名、傅巖に居れるをもつて傅說と云ふ、褐は粗衣なり、索は草索なり、解既に上篇に見ゆ、【庸築乎傅巖】庸は傭と同じ「史記」には傭に作る、人に傭はるゝなり、傅巖は巖穴の名なり、後世の山西平陸縣にあり、乎は於と同じ、一に於に作る、高宗嘗て良弼を得て、名を說と云ふ、と夢み既に覺めて、これを朝野に求めしに、說は時に胥靡(輕罪の懲役)となりて傅巖に築けるを、遂に得て相となせしこと、「史記」及「十八史略」等に見ゆ、【舉以爲三公】三公は大師大傅大保を三公となす、或は三公は周の官なりと疑ふ者あれども「國語」の楚語に武丁得傅說升爲公とあり韋昭の注に公三公也とあり、「史記」の周本紀にも、西伯與九侯鄂侯爲紂三公の文あれば、獨り周より始りしにはあらず、古代より在りし官なり、

此何故始賤卒而貴、始貧卒而富、則王公大人明乎以尙賢使能爲政、是以民無飢而不得食、寒而不得衣、勞而不得息、亂而不得治者、故古聖王以審以尙賢使能爲政、而取法於天、雖天亦不辯貧富貴賤遠邇親疏、賢者擧而尙之、不肖者抑而廢之、

【大意】此れ上節を承けて聖王の賢を尙べること甚だ切なる所以を云ふ、

【通釋】此の如く何の故に始めは賤くして一平民或は罪人の仲間なる者が、卒りは貴く出世して、或は天子となり或は宰相となり、又始めは貧くして農夫漁師庖人傭役の業を以て僅に餬口をなし得る者が、卒りは富みて或は天下を有ち、或は大祿を領するに至

庸築乎傅巖、武丁得之、擧以爲三公、與接天下之政、治天下之民、

【大意】古代聖王の專ら賢能を尊び用ふるを言ひ、堯舜以下の事實を援きて證となす、

【通釋】かるが故に、古代の聖王は、唯能く賢者を尙び能者を使ひて政治を爲すの利益得策なることを、審かに認め知りて、專心一意に此のみを務めて、異りたる物事の考へが其の間に亂れ雜はることなし、されば天下の人民は皆其の利澤を蒙りて、安穩太平に至ることを得るなり、姑く實例を擧げて云はんに、古代は虞國の舜帝は、初め微賤なる農民にて歷山と云へる野に耕し河濱に陶を造り雷澤に漁をなして生活を營める者なるを、時の天子堯帝は之を服澤と云へる地に見出だして、遂に上に引き擧げ己が位を讓りて天子となし、與に天下の政事に關係し、天下の人民を治めたり、伊摯と云へる賢人は、もと有莘氏と云へる諸侯の女が殷國に嫁し付かれし時附き人となりて往きし者にて、親ら料理人となりて居りしを、殷の湯王は之を見出だして、引き擧げて自分の相け役となし、ともに天下の政事に關係し天下の人民を治めたり、殷の傅說と云へる賢人は、初め貧賤にして褐衣を被り草索を帶となし、甚だ粗末極まる風體にて、日傭人足となりて傅巖と云へる地に、城の建築を手傳ひ居りしを、武丁と云へる天子は、之を見出だし、引き擧げて三公の位に置き、與に天下の政事に關係し、天下の人民を治めたり、

【解義】【舜耕歷山】歷山は地の名、今の山西永濟縣にありと云ひ、又蒲州河東縣にありとも云ふ、【陶河瀕】陶は「すへものづくり」と訓ず、陶器を製するなり瀕は濱の古字なり、河濱は黃河の濱、或は曰く地名なり、後世の蒲州河東縣北三十里の地は、舜の都する所にして、或は耕し或は陶する處なりと、【漁雷澤】雷澤は澤の名、今の山西永濟縣の南四十里、雷首山の下にありと云ふ、王引之曰く墨子の書もと濩澤に作る、後人史記に舜の漁雷澤の文を習聞して、改めて雷澤に作ると、其の說「閒詁」に詳かなり、【服澤之陽】服澤は地の名、一に蒲澤と云ふ、水の北を陽と云ふ、【伊摯】

本となすことは、豈に獨り子墨子一家の私言のみならんや、此れ聖王の行へる道にして、先王の貽されし書に見え遠き昔しの年より傳へられたる言論なり、乃ち古來天下の公論なり、古傳に曰く、聖武なる人哲人を尋ね求めて、汝が身を裨け補はしむと、殷の湯王が衆人に誓ひし言を錄せる「湯誓」の篇には曰く、遂に大聖を求め得て之と共に力を併せ心を同くして、天下を治むと、是れ則ち此の二者の言は聖王の賢者を尙び能者を使ふを以て政事を爲し行ふことを失はざるを言へるなり、

【解義】【距年之言】畢沅は距年を下篇に豎年に作れば猶、遠年と云ふが如しと云へり、孫貽讓は畢氏の說を未塙となして而も別に解釋なし、廣瀨旭莊は距年を以て人の名となし墨子の師たりし人なりと云へり要するに未だ孰か是なるを知らず、今仍畢氏說に從ひ遠年と解すべし、遠年の言とは遠き昔より傳ふる言なり、【傳曰求聖】傳は古書なり、「尙書」の伊訓に敷求哲人裨輔于爾後嗣」とあり、本文の意と大略相同じ、【裨輔而身】裨は補なり、而は「なんぢ」と訓ず、爾と同じ、【湯誓曰】此所に湯誓とありて、今の書經には湯誥の篇中にあり、もと殷の湯王が、伊尹の輔けを以て夏の桀王を伐し時諸侯に誓れし文なれば湯誓と名けしに其の後本文亡びしを、後世僞作の書經出るに及んで、此の語を摭ひ湯誥の文をなせるなりと云ふ、【聿求元聖】聿は遂なり、元は大なり、遂に大なる聖人の伊尹を求め得たるを云ふ、

故古者聖王、唯能審以尙賢使能爲政、無異物雜焉、天下皆得其利、古者舜耕歷山、陶河瀕、堯得之服澤之陽、舉以爲天子、與接天下之政、治天下之民、伊摯、有莘氏女之私臣、親爲庖人、湯得之、舉以爲己相、與接天下之政、治天下之民、傳說被褐帶索、

んが爲め九つの物事を犧牲になして棄つるなり、此の如き時は日夜の別なく相接して或る官職を治めしむるとも、其の官職は猶十分に勤め遂ぐること能はずして宛も初めより治めざると同じ、此れ其の故は果して何ぞや、王公大人として人の上に立つ者が、賢を尙び能を使ふを以て國の政事を行はざる結果なり、されば賢を尙び能を使ふを以て政事をなして治まるとは彼れが以上の如き言を指して云へるなり、賢人を侮り下びり、政事を爲して亂るとは吾が以上の如き言を指して云へるなり、今の王公大人中實の心よりして、將に其の國家を治めんと欲し、又永へに國家を保有して失ふこと勿らんと欲すれば、何ぞ彼の賢を尙ぶことは、政をなすの本たることを察せざるや、

【解義】【將日至者】日を逐うて我が前に累ね至らんとするなり、乃ち治官の法は日日繁劇に逐はれんとするを云ふ、【日不什脩】什は十と同じ脩は長なり、什脩とは十倍の長さを加ふるを云ふ、【知不什益】知能は俄かに十倍の力を益さず、【夫若言之謂也】夫は彼なり下句の吾若言に對して云ふ、乃ち上句の以尙賢使能爲政而治とは彼れの此言の如き者を指して云へるなり、亦妄に賢人を賤み下だすことを以て、政事の要領となして其の國は亂れしとは、吾が此言の如き者を指して云へるなり、【中實將欲治其國家】中實は中は忠と同じ、

且以尙賢爲政之本者、豈獨子墨子之言哉、此聖王之道、先王之書、距年之言也、傳曰、求聖武哲人、以裨輔而身、湯誓曰、聿求元聖、與之戮力同心、以治天下、則此言聖王之不失以尙賢使能爲政也、

【大意】此れ古言を引證して尙賢爲政の說は、墨子一家の私言にあらざるを云ふ、

【通釋】且賢者を尊び用ふるを以て、政事を行ふ根

上に治の字を加へて看るべし此れ脱字にあらず故らに省きて文勢を强めたるに過ぎず、【處若官者】若は此なり、若官は此官と云ふに同じ、上文の千人之官と萬人之官とを指す、【此其故何也】廣瀬旭莊は本句より以下十八字を以て衍文となせり、亦一説とすべし、

夫不能治千人者、使處乎萬人之官、則此官什倍也、夫治之法將日至者也、日以治之、日不什益、知以治之、知不什益、而予官什倍、則此治一而棄其九矣、雖日夜相接以治若官、官猶若不治、此其故何也、則王公大人不明乎以尚賢使能爲政也、故以尚賢使能爲政而治者、夫若言之謂也、以下賢爲政而亂者、吾若言之謂也、今王公大人中實將欲治其國家、欲脩保而勿失、胡不察尚賢爲政之本也、』

【大意】此れ其の器にあらざる人をして、國を治め官に居らしむるは、王公大人の尚賢使能の事に明ならざるに由るを云ひ、以て其の心を尚賢爲政の大體に留むべきことを説く、

【通釋】夫れ其の才智庸劣にして千人を治むること能はざる者なるに、萬人を治むる官に居らしむるときは、是れ其の官職其の才智に比すれば、十倍勝るなり、夫れ官職を治むる方法は、將に日日に生じ至らんとす、終日の力を竭くし、以て官事を治むるも、終日の長さは俄に十倍の長きには至らず、知慮の働きを盡くし以て官事を治むるも、知慮の働きは俄に十倍の働きを益さず、而して官職のみ十倍なる者を予ふるときは、是れ物に譬へて云へば一つの官職を治め

は故舊なり、慣故とは慣習故舊の義にて即ち舊く親みある人を云ふと、是れ孫詒讓の說なり、兪樾は墨子の舊本に皆無故富貴に作るを以て、無の字を削りて、故富貴に改め、本來の富貴なる人を謂ふとなせり、去れども孫氏の說を勝れりとなす、尙其の詳かなることは、閒詁に見ゆ、【面目佼好】面貌目元の好くして可憐なる人を云ふ佼は姣と通ず好なり妖媚なり、

且夫王公大人有所愛其色而使之、其心不察其知而與其愛、是故不能治百人者、使處乎千人之官、不能治千人者、使處乎萬人之官、此其故何也、曰、處若官者爵高而祿厚、故愛其色而使之焉、

【大意】此れ王公大人面目好佼を愛して官に任じ重用する弊を說く、

【通釋】且夫れ王公大人の中には、臣下が面目美麗なるを寵愛して、之を官職に使ひ用ふる者あり、もと王公大人の心に於て彼の臣下の知識の果して賢なるか否かを考へ察せずして徒に其の愛すべき美色あるが爲めに贔屓味方をなして使ひ用ふるなり、是の故に其の才智より云へば僅なる百人の事をも治むること能はざる者をして、其れより十倍の伎倆を要する千人の事を治むる官職に居らしめ、又千人の事をも治むること能はざる者をして、其より十倍の伎倆を要する萬人の事を治むる官職に居らしむ、固より其の器にあらざれば、其の任に堪ふべき筈なきなり、然るに此の如くなすは、其の故は果して何の理由に基づくか、曰く他の義にあらず、此の官職に居る者は爵位高くして衆人に尊敬せられ、而も俸祿厚くして利益多きが故に、其の面目の好佼なるを寵愛し愛情の切なるよりして、特別に之を使ひ用ゐて此の官職に居らしむるのみ、

【解義】【而與其愛】與は同なり、同情して助くること、味方と訓ず、【使處乎千人之官】處は居なり、千の

富貴面目佼好則使之、豈必智且慧哉、若使之治國家、則此使不智慧者治國家也、國家之亂社稷之危、既可得而知已、

【大意】上を承けて王公大人の小物に明かにして大物に明かならざることを云ふ、

【通釋】今の王公大人が國家を治ること亦果して桀紂幽厲の小物に明かにして大物に明かならざるが如きなるか否かを疑はざるを得ず、譬へば彼の王公大人が此所に一の衣裳あれども製造の方法を知らざるとせよ、必らず費用の多きを惜まず、良工に依りて之を製せしめん、亦此所に一の牛羊あれども、殺して料理することを知らずとせよ、必らず費用を惜まず、良き料理人に依りて、之を料理せしむるならん、されば此の衣裳を制し、牛羊を殺すの二事の若きは、今の王公大人も亦能く其の道の賢者能者を使ひ用ひて之を治めしむる者たることを失はず、然るに其の最も大切にすべき國家を治むるに至りては、彼れ王公大人は賢者を尙び能者を使ひて政事を爲すことを知らざるなり、而して如何なる者を使ひ政を爲すかと云へば、上たる者の親戚なれば之を使ひ、舊く親みある者又は富貴なる者若くは面貌の好き美男子なれば之を使ひ用ふ、然しながら全體を云へば、彼の舊く親みある者富貴なる者面貌の好き者なればとて豈に必らずしも智にして慧なる者ならんや、若し彼等の徒をして國家を治めしむるときは、是れぞ智慧ならざる者をして國家を治めしむる道理となるなり、されば國家が亂れて社稷の危くなることは、最早言ふまでもなくして、知るべきのみ、

【解義】【有一衣裳】衣は上衣なり「うはぎ」又は「かみぎ」と訓ず、上部又は表面に着くるころも裳は下裳なり「はかま」又は「もすそ」と訓ず、腰下を障蔽する服、【不能制也】制は裁なり「したつ」こと、【必藉良宰】藉はかると訓ず、依託なり、宰は料理人なり、良宰は良き料理人なり【故當若此二物】當若は、當如と同じ、當は儻なり、儻若如の三字其の意義大概同じ、墨子の書多く之を運用す、【毋故富貴】毋は慣の古字にて故

義あるにあらず、【居處無節】下句に出入無度とあるに對して、節度の二字を兩句に分ちて云へるに過ぎず、本書の非命上篇には坐處不度出入無節とも云へり、【不長弟鄕里】弟は弟たる道を盡すなり、即ち自から少年の禮を執りて事ふるを云ふ、又弟は悌と同じ、「賈子新書」に弟敬愛兄謂之悌とあり、長は兄長の道を云ふ、されども此れは唯弟の字に附帶して云へるのみ其說上句に述ぶ、

故雖昔者三代暴王桀紂幽厲之所以失抎其國、傾覆其社稷者、已此故也、何則皆以明小物而不明大物也、』

【大意】 此れ三代暴王の國を失ひ亡すも亦賢者位にあらずして暴者權を擅にせしに因るを述べ、以て賢者の必らず君側に在ることを要する意を言ふ、

【通釋】以上の義を推して論ずれば、獨り今代の君主のみならず、昔時三代の暴王なる桀紂幽厲の己が國家を失損し、己が社稷を傾覆せし所以は、他の理由にあらず、此の賢者側に至らずして不肖者左右に在りて正邪顚倒して賞罰中らざるを以ての故なり、何となれば、彼等は比較的皆小なる物事には明かにして、大切なる物事に明らかならざるを以てなり、

【解義】 【失抎其國家】物を失ふことあるを抎と云ふ一に失損に作る、【明小物】小物は小事なり「周禮」の大司徒の鄭注に物猶事也とあり、

今王公大人有一衣裳、不能制也、必藉良工、有一牛羊不能殺也、必藉良宰、故當若此二物者、王公大人不失尙賢使能以治之、至逮其國家、則未知以尙賢使能爲政也、親戚則使之、毋故富貴面目佼好則使之、夫毋故

亡則不從、使斷獄則不中、分財則不均、與謀事不得、擧事不成、入守不固、出誅不彊、

【大意】此れ不肖者政を爲し賞罰當らざるときは、國家は爲めに害毒を受くること甚きを云ふ、

【通釋】國家の賞罰あるは、もと賢者を勸奬し、暴者を懲戒せんが爲めなり、然るに若し苟に國家の予ふる褒賞は、賢者に相當せずして責罰は暴者に相當せず、乃ち賢者は褒賞に與からず、暴者は罰責を免ることを得れば、是れ賢者は善を勉めず、暴者は惡を止めざるなり、是れ入りて家庭に居るときは、父母を慈愛して孝養をなさず、出でて外人に接するときは郷里の父兄先輩に對して、自から謙遜することをなさず、一家に居るときは節制なくして放縱氣儘に流れ出入りをなすには常度なく、男女の交りは混亂して差別なし、長官として官府を治めしめば、國家の財物を盜竊し、將軍として城郭を守らしめば離れ畔きて敵軍に降參し、國君に急難あるも、爲めに一命を捧げて死することをせず、國君其の國に居り難き實情ありて、境を出て他國を亡ぐることあるも、見棄てて倶に從ひ行かず、又官吏となして訟獄を聽き、裁判せしめば、理法の宜きに中らず、財貨を分ちて與へしめば愛憎に任じて或は厚く或は薄くして、公明平均ならず、又相手として事を經營規畫すれば、智慮少くして意の如くなるを得ず、事を擧げ行はしむれば、才能拙くして功業成し遂ぐるを得ず、內に入りて國城を守れば卑怯にして堅固ならずして敵に奪はれ易く出て敵國を誅伐するに當りては戰を畏れて彊からず、敵に克ち難し、

【解義】【暴者不沮】沮は沮み止むなり不沮とは暴を爲すことが沮み止まらざるなり、【不慈孝父母】慈孝は兩親を愛して利益を與ふるなり、「賈子新書」の道術篇に親愛利子謂之慈、子愛利親謂之孝、とあり、乃ちもと慈は親より子を愛するを云ふなれ共、國語の齊語にも不慈孝於父母不長弟於郷里とあり、「莊子」の漁父篇にも事親則慈孝の語あるを觀れば、慈の字は孝の字に附帶して云へること、猶、下文に弟の字に長の字を附帶し長弟と云へるが如し別に深き意

側、則此不肖者在左右也、不肖者在左右、則其所譽不當賢、而所罰不當暴、王公大人尊此、以爲政乎國家、則賞必不當賢、而罰亦必不當暴、

【大意】此れ賢者の王公大人の側に至らざるときは不肖者の政事を亂だす害あることを云ふ、

【通釋】大人の側には、賢者不肖者を論ぜず、何人か侍せざるべからず、されば若し苟に賢者が其の側に來り至らざるときは、此れ必らず不肖なる小人が、王公大人に近づきて左右にあらん、不肖なる小人が左右にあるときは、彼れ不肖者は、元來不肖にして道理に闇ければ、彼れ譽め尊ぶ者は賢人たる資格に適當せずして、罰して黜くる者も亦同く暴人たる資格に適當せず、王公大人此の小人を尊び重んじて、廣く政事を國家に爲すときは、國家の行へる褒賞は必らず道理に當り叶はずして刑罰も亦必らず道理に當り叶はず、乃ち個人より云へば、褒貶の標準を誤り、國家より云へば、賞罰の標準を誤りて、正邪曲直を顚倒することに至らん、

【解義】【則此不肖者】此の字古人は是の字と通用す「これ」と讀みて斷定の辭となす、【其所譽者不當賢】小人は己に諛ふ者は喜び譽め己に忤ふ者は怨みて謗る者なれば譽めて賢人となす者賢人たるに適當せざるなり、下句の所罰不當暴も亦此の義を以て推解すべし、

若苟賞不當賢、而罰不當暴、則是爲賢者不勸、而爲暴者不沮矣、是以入則不慈孝父母、出則不長弟鄕里、居處無節、出入無度、男女無別、使治官府則盜竊、守城則倍畔、君有難則不死、出

分人以事、厚於貨者、不能分人以祿、事則不與、祿則不分、請問天下之賢人、將何自至乎王公大人之側哉、

【大意】此れ在上者の賢人を待遇するに、爵祿を吝むべからざることを云ひ、以て尚賢の實を擧ぐべきことを説く、

【通釋】今や天下の王公大人も、亦古人の行ひ方に效ひて、賢人を尊び禮し、能者を使ひ用ゐて、政事を爲すことを務めんと欲し、高く貴き爵位を予ふれども、相當せる大祿が、之に附き從はざるなり、夫れ徒に虚名爵位のみを高くして實利の俸祿が相當して附き從はざれば、用ひらるゝ人民即ち賢者は自から上を疑うて信ぜず、其の心に思へらく、此の爵位を高くすることは、君主が中心實情よりして我輩を愛するにあらず徒に我輩を假り物に使ひ以て外面上厚く賢能を尊尚する虚名を釣り求めんと欲するなりと、夫れ假り物に使はるゝ國民は信に心服する者にあらざれば、將た豈に能く其の上たる君主を親むことを爲さんや、かるが故に、古の聖人たる先王の言に曰く、政權を貪り吝む者は、他人に分け予ふるに官事を以てすること能はず、貨利を厚く嗜む者は、他人に分ち予ふるに、利祿を以てすること能はずと、右の如く官事は他人に予へずして、己獨り之を貪り、利祿は他人に分たずして、己獨り之を擅にするときは、如何に聘物口上虚禮を設け外觀を飾りて、天下の賢人を尋ね求むるとも、苟も天下の賢人たる者は、將た何ぞ自から此の如き王公大人の側に至りて、仕ふることを爲さんや、

【解義】【亦欲效人】效人は古人の爲政に效ふなり、【假藉而用我】藉は借の本字にて賢人を外部に假り用ゐて國君が自分の利益を營むを云ふ乃ち假り物に利用するなり、【請問天下之賢人】請は謁なり、問は遺なり、賢者を招くには、先づ使者を遣はし聘物を遣りて招き致すを以て請問と云ふ、

若苟賢者不至乎王公大人之

【通釋】　古代の聖王は、ひたすらに賢人を我が手に入れて、善く之を使ひ用ゐて、高き爵位を頒ち予へて之を貴くし、土地を裂き與へて其の領地として之を取り立て、聖王一代を終ふる迄久く親任して厭き足ることをなさず、賢人も、亦ひたすらに明君を我が手に入れて、專ら之に事かへ、手足の及ぶ限り力を竭くして君の御用を引受け當りて、賢人一代を終ふるまで、久く忠誠を抽んで倦み退屈をなさず、若し美しき善き事あらば、之を上たる君主に送り付けて、全く君德の致す所となせり、是れぞ賢人が臣となり仕ふる時は、美く善き名譽は、上たる君主に在り、怨み謗らるゝ責任は下の臣僚に在りて、常に衆人攻撃の衝に立つ次第なり、故に安寧にして逸樂なる事は、君主に在りて、憂へ戚める事は臣下の身に在り、乃ち君は常に尊榮を享け、臣下は常に苦勞に當るが故に、古代聖王の政事を爲すや、唯だ賢臣を得んことを願ひ求むること上述の如し、

【解義】【唯毋得賢人而使之】唯毋は唯なり、一途の意にて、「ヒタスラ」と訓ず、毋は語詞にて、全く上の字に附して云へるのみにして、別に意義あるにあらず、墨子管子の二書には唯毋の字を用ふること極めて衆し又唯無に作る者あり、亦同きなり、王引之は一一文章を擧げて例證すれども、說甚だ長ければ略す、孫詒讓の「閒詁」に詳かに見ゆれば、參看すべし、【般爵以貴之】般は頒と同じ、般爵とは、爵位を頒ち賜ふなり、【竭四肢之力】左右の手足を總稱して四肢と云ふ、肢の字、亦支に作る、【憂慼在臣】慼は「いたみ」と訓ず、憂の甚き者なり、憂慼在臣とは、憂へ慼める事は賢能の臣に落ち來るなり、乃ち凡ての責任は、賢臣が當りて、敢て累を君主に及ぼさざるを云ふ、

今王公大人、亦欲效人以尚賢使能爲政、高予之爵、而祿不從也、夫高爵而無祿、民不信也、曰、此非中實愛我也、假藉而用我也、夫假藉之民、將豈能親其上哉、故先王言曰、貪於政者、不能

る如く乃ち賢者の力によりて國君が國を治むる勞を省くべきを語りしなり、此れ賢者の治國に必要なることは古の詩人既に之を歌へり、獨り吾が私言にあらず、

【解義】【詩曰告女憂卹】今の毛詩の大雅桑柔篇に、此の本文と同き語あり、但其の文字少く異なるのみ、尙、下句に述べん、憂卹とは、卹も亦憂の字と同く、「うれひ」と訓ず、心配なること、【誨女予爵】誨は敎なり、予爵は爵位を授け予ふるなり、毛詩に予爵を序爵に作る、序は叙と同く、次第順序を定むることにて、亦爵位を授くるなり、【孰能執熱】孰は誰なり、熱は火にて炮りたる熱き豚肉を云ふ、下句の解義中にある焦循の說を見よ、【鮮不用濯】鮮を毛詩に逝に作る、「孟子」亦此の詩を引き、逝に作る、逝は去なり、孫貽讓は墨子の見し詩と毛詩孟子の見し詩とは、文もと同からずと云へり、鮮は寡なり、多く有らざること、濯ふことを用ゐざるとは、鮮くして、乃ち多く濯ふとをなすなり、詩の毛傳に、濯所以救熱也とあり、鄭玄は釋して當如手持熱物之用濯と云へり、「禮記」の內則に、炮取豚及將、塗以謹塗(草の雜れる泥塗)炮之塗皆乾擘之、濯手以摩之去其皽とあり、孔穎達が「正義」に手既擘泥不淨其肉又熱故濯手摩之去其皽矣とあり、焦循が孟子正義に之を引きて、此執熱以濯之事也と云へり、

古者聖王、唯毋得賢人而使之、般爵以貴之、裂地以封之、終身不厭、賢人唯毋得明君而事之、竭四肢之力、以任君之事、終身不倦、若有美善、則歸之上、是以美善在上、而所怨謗在下、寧樂在君、憂慼在臣、故古者聖王之爲政若此、

【大意】此れ古代聖主の善く賢人を用ゐ賢臣も亦爲めに力を竭くして人主を輔くることを云ひ、以て人主の賢臣を尊び用ふべきことを說く、

民即ち賢者は其の眞實に用ふるか否を疑ひて君を信じて安心をなさざるなり、政令斷ぜず乃ち威權が輕きときは、國民が畏服せざるなり、かるが故に、古代の我が聖王は賢者を用ふるに當りては、高く之に貴爵を予へ、重く之に厚祿を予へ之に委任するに政事を以てし、政事を斷決するには、命令の權威を以てせり、是を三根本と云ふ、彼れ聖王と雖も、豈に其の賢臣に對して特別なる恩賜を爲して此の如くなさんや乃ち其の目的とする者は、己が天下國家を治め平かにする事が、賢者に賴りて成就せんことを欲してなり、是れ賢者は天下國家を治め平かにする爲めに用ゐて、爵位蓄祿政令の三者は更に賢者をして治平の事を成さしむる根本なれば、三本と名づくるなり、

【解義】本節は尙賢上篇の語を複說する者多くして文義已に上に解釋せしを以て、今は略す、

詩曰、告女憂卹、誨女予爵、孰能執熱、鮮不用濯、則此語古者國君諸侯之不可以不執善承嗣輔佐也、譬之猶執熱之有濯也、將休其手焉、

【大意】此れ古詩を援引して、賢能を尊び用ふるは、國君の勞を省きて功を成す所以なるを云ふ、

【通釋】古人の詩に曰く、吾は汝ぢに天下の心配を心配すべきことを語り告げん、又汝ぢに賢能の人に爵位を予へて用ふべきことを誨へ示さん、乃ち其の之を爲すは、當に手に熱き物を執るに當りては、必ず冷かなる水を用ゐて、自から手を濯ふが如く、國家を治めんと欲すれば、亦必らず賢者を用ゐて、自から輔くべきなり、今や此の天下に於て、果して誰か能く熱き物を執るに方りて、冷かなる水を以て、其手を濯はざる者かある、先づ水にて手を濯ひ冷かにして、然る後に執るべきなり、則ち此の詩は、古代の國君諸侯が國家を治め平かにするには、必らず我が意を承け我が事を司り、我が輔佐たるべき賢能の士を親み近け善く待遇すべきことは、之を譬ふるに猶、彼の熱き物を執るときに方りては冷かなる水を以て濯ふことは、將に其の熱き手を此によりて、休息なさんとす

武之所以王天下正諸侯者此亦其法已、既云若法、未知所以行之術、則事猶若未成、

【大意】三代聖王の事を援きて上述の道を勉め行ふべきことを云ふ、

【通釋】かるが故に、昔時三代の聖王堯舜禹湯文武の諸帝王が、天下に王となり諸侯に長となれる所以と雖も、他に方法あるにあらず、乃ち此の方法と云ふも、亦以上の法の外に出でざるなり、但既に此の方法あれども未だ其の方法を巧に行ふ所以の術を知らざれば、其の事の實際は、猶未だ成就せざるも同きなり、

【解義】【堯舜禹湯文武】堯舜は二帝と稱して夏殷周三代の以前にあれども、本文は大概を以て云へるのみ、深く拘ること勿れ、【既云若法】云は有なり、若は此なり、文義は既有此法と同じ、乃ち上句の此亦其法已を承接して既に天下に王たり、諸侯に長たる法はあれどもと云うて下句の未知所以行云々に轉落するなり、【正諸侯】正は長なり諸侯の長となり統率するを云ふ、親士篇に正天下とあるも亦同じ、

是以必爲置三本、何謂三本、曰、爵位不高則民不敬也、蓄祿不厚則民不信也、政令不斷則民不畏也、故古聖王高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令、夫豈爲其臣賜哉、欲其事之成也、

【大意】此れ上節を承けて聖王の法を行ふ所以の術を說く、

【通釋】聖王は上述の如き次第なるにより、天下國家を治むるには、必らず三個の根本を置き定むることをなせり、何をか三根本と謂ふと問へば、曰く上の用ふる人が如何に賢者となるとも、其の爵祿高からず、乃ち地位が卑きときは、國民が尊敬せざるなり、蓄祿厚からず、乃ち待遇が薄きときは、用ひらるゝ人

以祭祀天鬼、外有以爲皮幣、與四鄰諸侯交接、內有以食飢息勞、持養其萬民、懷天下之賢人、是故上者天鬼富之、外者諸侯與之、內者萬民親之、賢人歸之、以此謀事則得、擧事則成、入守則固、出誅則彊、

【大意】此れ賢才既に用られて國家已に治まれる效を云うて、尙賢の益、勉むべきことを云ふ、

【通釋】かるが故に、國家が治まれば、刑法は正く、官府が實つれば、萬民は富めり、左れば國中安穩にして、禮儀行はれ、君たる者上に向うては潔くして酒又は醴を造り、黍稷を器物に盛り立て、粢盛の供物を爲りて、天の鬼神を祭祀することあり、國外に對しては美しき動物の皮又は幣帛を聘物となして、四方の隣國たる諸侯と交際應接することあり、國內に於ては、飢えたる者に食を與へ、勞する者を休息して、其の萬民を扶持養育し、又一方には廣く天下の賢人を懷けて、我が德化を慕うて來らしむることあり、是れぞ上に在りては、天の鬼神が幸福を予へて之を富まし、外に在りては四隣の諸侯が和好を修めて之に與みして、互に助け、內に在りては國中の萬民之を親みて悅び服し、天下の賢人遠方より慕ひ來りて之に歸依する次第なり、此を以て仕事を目論見て謀るときは、確に十分に爲すことを得、又仕事を實際に擧げ行ふときは、成功を遂げ、內に入りて國を守護するときは、堅くして陷るべからず、外に出て敵を誅伐するときは、彊くして必勝すること疑ひなきなり、

【解義】【酒醴粢盛】醴は「あまざけ」酒の一種、粢盛は黍稷なり、共に已に法儀第四の篇中に解けり、【以爲皮幣】皮は獸皮なり幣は繒帛なり、「孟子」の梁惠王篇に事之以皮幣とあり、趙岐が注に、皮狐貉之裘、幣繒帛之貨也と云へり、

故雖昔三代聖王堯舜禹湯文

以官府實而財不散、賢者之治邑也、蚤出莫入、耕稼樹藝聚菽粟、是以菽粟多而民足乎食、

【大意】此れ賢者治國の功效を云うて、賢者を尊尚するときは國家に利なることを説く、

【通釋】賢者が上位にありて、國家を治むるや、早く朝廷に出て、晏く自家に退き、公務を己が用事として勉强勵精して、訴訟を聽き斷じ、政事を治め行ふ、是ぞ國家が治まりて刑法正しき次第なり、賢者が一官に長官たるや、夜は遲く寢ね、朝は夙に興きて、力を官事に盡し、關稅市稅山林の陸産物、川澤の水産物に關する利益を收め取りて、官府の中に實つることをなす、是れぞ官府の儲蓄が充實して、財貨が散失せざる次第なるなり、賢者の邑里を治むるや、早朝に外方に出て、暮れ頃に自宅に歸り、耕し植付をなし、菽粟を聚め、以て民の食料となす、是れぞ菽粟が多く澤山になりて、人民は食物に十分して不自由なき次第なり、

【解義】【蚤朝晏退】蚤は早と同じ、あさ早くなり、朝は朝廷へ出るなり、晏は早の反對にて遲きこと、【聽獄治政】獄は今日の法廷と同じ、其の罪を取り糺す處よりして、裁判をも亦獄と曰ふ、【關市】關は關門なり當時國境及び要處に關を設け、非常を視察し、往來交通者に課稅をなせり、市は市場、貿易稅なり、【山林之利】山林の利は、草木禽獸より生ずる利益なり、【澤梁之利】梁は「やな」と訓ず、水流を堰て一條の路を通じ其の所に笱を設けて魚を捕ふる者にて、澤梁の利は、魚類より生ずる利益に云ふ、【官府】府は「玉篇」に聚也藏貨也とあり「禮記」の注に據れば、寶藏財賄のある處を府と云ひ、又財幣を掌る官は皆府と云へり、「廣韻」には、府官府、公卿牧守道德之所聚也とあり、されば金庫と役所と共に、皆府と云へるなり、此所にては官の府庫と云へる義なり、【蚤出莫入】早出暮歸と同じ、

故國家治、則刑法正、官府實則萬民富、上有以絜爲酒醴粢盛、

て廢し黜け、祿を褫うて貧くし位を降して賤くし、以て徒隷使役の身となす、是れぞ正く國民が皆何れも上たる者の賢能を賞するに就きて感奮勉勵し亦之と同時に其の不肖者を罰するに就きて、己を反省し、不肖者の羣に入れられんことを畏れて、相互に率ゐて賢者たらんことを務むる原因なり、是れぞ正しく賢者が衆多にして、不肖者が寡少なる原因なり、以上の如く賢者を重用することを尚賢と謂ふ、然る後に聖人は賢者の言を審に聽きて、道理の當否を考へ、其の行を爲したる迹方に就きて、果して善か不善なるかを推し尋ね、其の所能を視察して、才なるか不才なるかを鑒定して、克く注意し愼みて、相當なる官職を授け予ふることをなす、以上の如き遣り方を事能と謂ふ、かるが故に其の賢能に相當して、官職を授け予ふるに於て、其の能力が果して國家を治めしむ可き者は、國家を治めしめ、一官に長たらしむべき者は、一官に長たらしめ、一邑を治めしむ可き者は一邑を治めしむ、此の如くすれば、適材を適處に置きて、凡そ國家官府邑里を治めしむることある者は、此れ何れも皆其の國中の賢者にして、不肖者は官職に居るを得ざるなり、

【解義】【任使能】任使は事を任じて使ひ用ふるを云ふ、能は才能ある士なり、【不黨父兄】黨は私黨をなすなり、父兄は同姓親族の年長者を謂ふ、【不偏貴富】偏は偏私なり、かたよりて私をなすこと、【不嬖顏色】字書に賤而得寵曰嬖とありて、身分賤くして、君の寵愛を受くる者を嬖と謂ひ、又賤しき身分の者を寵愛するを嬖と謂ふ、此にては後者に屬す、顏色は美男美女を謂ふ、【迹其行】迹は行迹を推し尋ねて正と不正とを見定むるなり、【此謂事能】事は使と同じ、事能は才能ある人を使ひ用ふるを云ふ、本句は上文の此謂上賢の句と共に、本節の起頭に故古者聖王甚尊尚賢而任使能とあるに分れ應じて云へるなり、

賢者之治レ國也、蚤朝晏退、聽レ獄治レ政、是以國家治而刑法正、賢者之長レ官也、夜寢夙興、收二斂關市山林澤梁之利一、以實二官府一、是

は保ち有すること、【自貴且智】貴は賤の對にして、もと寶貨の價高き者を貴と云ひ低き者を賤と云ふ、因りて位置の上下に轉用して上なる者を貴となし、下なる者を賤と云ふ、乃ち貴は少數にして珍重品なる意を含み、賤は多數にして有溢る意を含む、【自愚且賤】解已に上句に見ゆ、

故古者聖王甚尊尚賢、而任使能、不黨父兄、不偏貴富、不嬖顏色、賢者擧而上之、富而貴之、以爲官長、不肖者抑而廢之、貧而賤之、以爲徒役、是以民皆勸其賞、畏其罰、相率而爲賢、是以賢者衆、而不肖者寡、此謂尚賢、然後聖人聽其言、迹其行、察其所能、而愼予官、此謂事能、故可使治國者使治國、可使長官者使長官、可使治邑者使治邑、凡所使治國家官府邑里、此皆國之賢者也、

【大意】此れ古昔聖王の賢能を尊用するに、公平を以てし私曲なきことを云ひ、以て尚賢の標的を示す、

【通釋】かるが故に古代の聖王は、非常に賢者を尊尚して、智能ある者を官職に任じ使用して、其の登用の道たるや、極めて公明正大にして、己が父兄と同き尊屬に當る王族なりとて、最屓味方をなさず、國の貴族富豪なりとて、依怙偏頗をなさず、好顏美色にして可憐なればとて妄に身分外の寵遇を予へず、唯獨賢者は之を擧げ上せて用ゐ、厚祿を賜うて富まし、高位を授けて貴くし、以て官吏の長となして、其の意見を實際に施し、伎倆を展ぶることを得せしむ、亦之に反して愚不肖なる者は、親戚貴族と雖も、之を抑へ止め

依り、且下文に不辟遠の語あるに徴して改む、【宮牆既立】舊本に宮の字なく、既立の二字倒して立既に作る今間詁に從ひ補ふ、【名立而功成美章而惡不生】舊本に名立而功業章而惡不生に作る、今、「治要」及王引之が説に據りて補訂す、

尚賢中第九

本篇は、上篇と同く、賢能を尊尚するを以て、王侯大人治政の要務となすべきを論ず、

子墨子言曰、今王公大人之君人民、主社稷、治國家、欲脩保而勿失、故不察尚賢之爲政本也、何以知尚賢之爲政本也、曰、自貴且智者、爲政乎愚且賤者則治、自愚且賤者、爲政乎貴且智者則亂、是以知尚賢之爲政本也、

【大意】　此れ國の治亂は爲政者の如何に由ることを云うて、尚賢の政をなす本たることを云ふ、

【通釋】　子墨子言へることあり曰く、今や王公大人に於て、人民の君となり、社稷の祀を主り、國家を治むるに於て、永久に保有して失ふこと勿らんと欲せば、何ぞ試に上たる者は、賢能の士を尊び用ふることが政事の根本たることを考へ察せざるか、又試に何を以て賢能の士を尊び用ふることが政事の根本たることを知るかと問はんに、其れに答へて曰く、世に貴くして其の上に智惠ある者よりして、愚鈍にして、其の上に賤き者に對して政令を行ふときは、服從して治まり、愚鈍にして其の上に賤き者よりして、貴くして其の上に智惠ある者に對して政令を行ふときは服從せずして亂ることとは、何れの世を論ぜず皆同じきなり、是れぞ以て賢能の士を尊用することが政事の根本たるを知るに足るなり、

【解義】　【欲脩保而勿失】脩は長なり、長久のこと、保

と益、急切なれば、亦賢士を擧げ用ゐざるべからず、要するに堯舜禹湯の道を祖述せんと欲すれば、均く賢士を尊用せざるべからず、賢士を尊用するは、爲政の根本なり、是れを本篇論說の概旨となす、

通篇を六段に分つ、起頭より故大人之務將在於衆賢而已に至るまでを、第一段となす、王公大人の國を治むるは、衆賢を用ふべきことを云ふ、曰然則衆賢之術將奈何より、然後國之良士亦將可得而衆也に至るまでを第二段となす、衆賢を招き致す方法は、先づ手近なる賢能の士を尊び用ふるにあることを云ふ、是故古者聖王之爲政より、是其故何也則上得要也に至るまでを、第三段となす、聖王の政事は賢能の士にあらざれば、如何なる富貴親近の人と雖も擧げ用ざると、仕進をなす者賢能の才德を以て進むるより外は別に途あらざる事とを云ひ、其の要領を得たるを稱贊す、故古者聖王之爲政也より、此若言之謂也に至るまでを、第四段となす、聖王の賢能を用ふるは、農民工匠の賤きに關せず、高爵大祿を與へ、政權を授け實功の擧がらんことを期し、選擧して官を授くること公平なれば、貴族專權門閥政治の弊害なきことを云ふ、故古者堯擧舜云云より莫不競勸而尙意に至るまでを、第五段となす、堯舜禹湯等の實例を擧げて前言を立證す、故士者所以爲輔相承嗣より、末句の夫尙賢者政之本也に至るまでを、第六段となす、賢士は君を輔け事を司る者なれば、得意の君と不得意の君とに論なく、皆賢士を尙ぶべきことを云ひ、以て本篇を一繳束す、結末一句最も簡勁にして力あり、

名言

上之所以使下者一物也、下之所以事上者一術也、

爵位不高則民弗敬、蓄祿不厚則民不信、政令不斷則民不畏、

官無常貴、而民無終賤、

有能則擧之、無能則下之、擧公義、辟私怨、

得意賢士不可不擧、不得意賢士不可不擧、

存異

【今者王公大人】諸本今を古者に作る、今「羣書治要」に依りて改む、【是故古者聖王之爲政也】舊本に也の字なし、今「治要」に據りて補ふ、【今上擧義不辟疏】舊本に疏の上に親の字あり、王引之が說に從ひ削る、【今上擧義不辟遠】舊本に遠を近に作る、今王引之が說に

【解義】【輔相承嗣】輔相は、左右より夾持し、成功せしむるなり、「たすけ」と訓ず、承嗣は丞司と同じ、下役なり、「大戴禮」の曾子立事篇に使子猶使臣也使弟猶使承嗣也とあるを、孔廣森（清國の學者）は解して承丞也、嗣讀爲司、丞司者官之偏貳、故弟視之臣則私臣、自所謂除也、可以子視之と云へり、乃ち弟は父の子なれば、官に下役あるが如く、子は己自から任命したる臣の如き關係あるを云ふ、以て承嗣は下役のことなるを證すべし、又墨子の尚賢中篇にも、承嗣輔相の語あるに據れば、其の當時の通語たるを知るべし、【尚欲祖述】祖述は始祖として、繼述するなり、「中庸」にも仲尼祖述堯舜の語あり、

總評

國を有つ者は、國家の益〻富み、人民の益〻衆く、刑政の益〻治らんことを欲するに反して、今や國は益〻貧く、人は益〻寡く刑政は益〻亂れて、反對の結果を得るは、何に故かと問へば、爲政者が賢士を尊用して政事をなさざるに由れり、故に高く偉き大人は、賢士を多く集るを務となす、されば賢士を多く集むる術は如何にすれば可なるかと云はんに、譬へば國の射御の士を多く集むるに、富貴敬譽の特典を以てすれば、射御を善くする士は爭うて聚まるが如く、先づ國中に在る賢良の士を優待禮遇なせば、天下の賢良なる士は、必らず自然に多く來り集らん、賢良の士を優待禮遇することは如何なる法を用ふべきかと云はんに、古昔聖王は富貴親近の人と貧賤疎遠の人とを問はず惟賢能の者を用ゐて、不賢不能の者は皆黜けて用ゐず、其の人を採用する方針の一途にして他岐なきこと、牆を高くし宮を深くして盗賊を一門より入れて、出路を閉づるが如く、國民を導きて其れをして賢能を以て進むる一定の途の外、他の手段なからしむべし、されば農民工匠に拘らず、苟も賢能の者は皆昇進を得て、門閥階級の弊は、自然に除去することを得べし、昔の堯禹湯文が賢士を微賤の中より擢用せしは、乃ち其の實例なり、されば賢士を得て輔相丞司として用ふれば、君主たる者は別に心力を苦勞せずして、功名成立して、百代の後に傳ふることを得べし、是れ上たる者は意を得て國家が治平に向ふ時は賢士は益〻擧げ用ゐざるべからず、若し又意を得ずして國家が未だ治平ならざる時は、賢士の輔けを要するこ

「をそれいましむ」尚書の盤庚篇に不惕予一人とあるを「白虎通」の號篇に引きて、不施予一人に作るは以て證すべしと、兪樾の平議に云へり、【競勸而尚意】勸は勉なり、互に競爭して勉勵するを云ふ、尚は高尚なり、尚意とは、意見を高尚にするなり、

故士者所以爲輔相承嗣也、故得士則謀不困、體不勞、名立而功成、美章而惡不生、則由得士也、是故子墨子言曰、得意、賢士不可不擧、不得意、賢士不可不擧、尚欲祖述堯舜禹湯之道、將不可以不尚賢、夫尚賢者、政之本也、

【大意】此れ賢士を得る效を云うて、上文を結ぶ、

【通釋】かるが故に士と云へる者は、君主が用ゐて輔相や又は承司となして、自分の身を輔け、己が意嚮を承けて諸事を司らしむる者なり、されば君主に於て賢士を得れば、物事を輔相して行へば君主自身に謀を凝らし困苦するに及ばず、意を承け事を司る者あれば身體を勞疲するに及ばず、名譽は確乎として立ち定りて、功業は成就し、美しき事柄は世に彰はれて、惡き評判は生じ起らず、是れ賢士を得て己が輔相承嗣の任に當らしむればなり、かるが故に我が子墨子は言を述べて曰く、賢士は何れを論せず、必要は同きなり、己幸にして意を得れば、政事を爲すこと自然に多方面に渉たれば、賢士を擧げて用ゐざるべからず、己不幸にして未だ意を得ざるときは、益〻良き輔弼たる臣を要すれば、賢士を擧げ用ゐざるべからず、是れ賢士は在上者の得意と不得意に關せず、何れの方面よりも、均く要求する者なり、世の君主及び在上の者、心思を向上して堯舜禹湯聖王の道を祖述せんと欲すれば、其れ賢士を尊尚することを爲さゞるべからず、全體を云へば、賢士を尊尚することは、國家の政事を爲すの本なり、

尙意、

【大意】此れ古昔聖王の事を擧げて、前節の言を實證す、

【通釋】かるが故に古は唐堯に於て、虞舜を服澤と云へる地の北より、上に擧げ用ゐ、政事を授け行はしめて、天下は治り平かなり、夏の禹王は伯益を陰方と云へる地の中より、上に擧げ用ゐ政事を授けて、九州は物事成就せり、殷の湯王は、伊尹が料理人となりて庖厨の中に居りしを擧げ用ゐ、政事を授け行はしめて、其の謀計は遂ぐるを得て、天下を有てり、周の文王は閎夭と泰顚との二賢人を、漁夫獵師の仲間より、上に擧げ用ゐ、政事を授け行はしめて、西方の諸國は服し從へり、此れ皆聖王の有德賢者を用ゐて、其の事を成せし實證にあらずや、されば此の時代に當りては、縱ひ厚祿を食み尊位に居る重臣なりとも、不賢無能なれば黜けらるを以て敬み懼れて、警め愼まざることなし、農民と工肆に居る職人なりとも、賢者能者なれば尊ばれ用ゐらるを以て、一に競ひ勉めて、其の意嚮を高尙にして國家遠大の計を思はざるはなし、

【解義】【服澤之陽】山は南を陽と曰ひ、北を陰と曰ふ、水は北を陽と曰ひ南を陰と曰ふ、服澤は地の名なれ共未だ後世の何處なるかを詳にせず、畢注に服と蒲と字音の緩急あるのみにて相近し、服澤は即ち蒲澤にして、今の蒲州府なりと云へり、【擧益於陰方】益は伯益と云へる賢臣の名なり、陰方は地の名、未だ今の何地なることを詳にせず、【九州成】禹天下を分ちて冀兗青徐揚荆豫梁雍の九州となす、成は治り平かになるを云ふ、【庖厨之中】庖は料理場にして、厨は臺所なり、伊尹初め湯王に事へんと思へども、緣故なきを以て、湯王の臺所に入り、料理人となり、遂に王に近づくを得て意見を說き用ゐられて宰相となりし事は、「史記」の殷本紀に見ゆ、【閎夭泰顚】閎は氏にして、夭は名なり、泰は氏にして、顚は名なり、共に文王の賢臣なり、【罝罔之中】罝は「けものあみ」兎又は獸を捕ふる網なり、罔は網と同じ、乃ち罝罔を以て漁獵をなす、賤き仲間を云ふ、【西土服】西方の土地に住する人民が服從するなり、周は今の陝西省地方にありて、當時文王に歸服せし諸國は支那の西方にあれば、西土服と云ふ、【敬懼而施】施は惕と同義と見るべし、

以上の如き言を謂へるなり、

【解義】【以德就列】就列は、其の才力相當なる位地に就くなり「論語」の季氏篇にも、陳レ力就レ列の語あり【以官服事】服は服務の服にて、服事は國家の用務に從事するを云ふ、【以勞殿賞】殿は定なり、勤勞によりて賞賜の順序を定むるなり、「詩經」の采菽篇に殿二天下之邦一とありて、毛傳に殿鎭也と解せり、鎭も亦定の意義あり、又殿は奠と通ず、奠は定なり、故に我が邦攝津の淀河を或は澳水と云ひ又は澱水と云ふ亦皆音義相通ずるを以て用ふるなり定に殿を用ふるも亦同義なり、【辟私怨】畢沅は辟を辟擧の辟と同義となし、私怨ある人をも、辟して官を授くと解せり、兪樾は之を非とし、「小爾雅」の廣言に辟除也とあるを引きて、惟だ公義を是れ擧げて、私怨は問ふことをなさず、乃ち私怨を全く除き去りて、思ひに留めざるを云ふと說けり、愚按ずるに禮記の儒行篇に、君子が人材を用ふる道を說きて、內擧不レ辟レ親外擧不レ辟レ讎とあり、乃ち苟も擧げ用ふべき適材なれば、親戚仇讎の別なく、公平に擧げ用ゐて、嫌疑を避けざるなり、今此の句も亦もと不辟私怨とありしを、後世或は辟字の上に不の字を脫せしにあらざるか、姑く錄して一考に備ふ、【此若言之謂也】此若の二字、若も亦此の字と同義にて、重複して云へるは、古人の語なり、王引之曰く、「管子」の山國軌篇に、此若言何謂也とあり、地數篇に此若言可二得聞一乎とあり、墨子の節葬篇に以二此若三聖王者一觀レ之とあり以二此若三國者一觀レ之とあり、皆、並に此若の二字を用ゐて云へり、

故古者堯擧三舜於二服澤之陽一、授二之政一、天下平、禹擧三益於二陰方之中一、授二之政一、九州成、湯擧三伊尹於二庖厨之中一、授二之政一、其謀得、文王擧三閎夭泰顚於二罝罔之中一、授二之政一、西土服、故當二是時一、雖下在レ於二厚祿尊位一之臣上、莫レ不二敬懼而施一、雖下在三農與二工肆一之人上、莫レ不二競勸而

る高く之が爵位を予へて、世間に顯はし、重く之が俸祿を予へて禮遇を厚くし、之に委任するに政事の斷決權を以てす、さて何が故に聖王は賢能の人を斯の如く重く待遇を爲すかと云へば、曰く爵位が高からざれば國民が尊敬せず、知行俸祿が厚からざれば國民が信用を措かず、政事法令を斷決することを得ざれば、權力自から輕くして國民が畏れ從はず、是に於て以上の爵位蓄祿政令の三者を舉げて、之を賢者に授け、國民をして尊敬し信用し畏れ從はしむ、是れ賢者に對して格外なる恩賜をなす次第にはあらず、其の事の成就せんことを欲すればなり、

【解義】【列德而尙賢】列は韋昭（吳の人）位次也と說けり、位の順序なり、列德とは、德ある人を高位に列らぬるなり、尙は尊なり、尙賢は賢者を尊ぶこと、【工肆】工場又は工匠の店を云ふ、「論語」の子張篇にも百工居肆以成其事とあり、【任之以事斷】斷は決なり、孫詒讓は斷の字を下句に屬して、其の令の必ず行はるを謂と云へども、事斷と連接するに如かず、廣瀨旭莊は、下句の予之を、之以の誤とし、斷之以令と改め、亦一說となすべし、

故當是時、以德就列、以官服事、以勞殿賞、量功而分祿、故官無常貴、而民無終賤、有能則舉之、無能則下之、舉公義、辟私怨、此若言之謂也、』

【大意】此れ賢能を尊び用ふる功效を云ふ、

【通釋】かるが故に、是の聖王の時に當りては、有德の人たるを以て、高貴なる位列に就き、官職に在る身たるを以て、其の事務に服し、勤勞の大小を以て賞譽の次第を定め、勳功の高下を量りて、蓄祿の多寡を分つ事となせり、かるが故に、官吏なりとて常久的に貴き者はなく人民なりとて終極までも賤き者はなし、所能ある人なれば、農工商賈賤き者と雖も、之を高爵大官に舉げ用ゐ、所能なき人なれば、顯官閥族の貴き者と雖も、之を黜け下だして重用せず、彼の古人の格言に惟だ專ら公平なる義理を舉げ行ひ、私の怨ある事は除き去りて、彼れ此と思ひ問はずとあるは乃ち

術を用ゐて、他に手段方法あらず、今之を譬ふるに富豪の家には必らず高大なる牆壁あり、深く奥まりたる宮室あり、高牆深宮既に設立せられ、構造儼然として容易に出入すべからず、乃ち僅に止だ牆間に於て、一門を開くるのみにして、別に多く門戸を設けざる時は、盜人ありて、其の內へ入るも、其の入りし一門を閉ぢて、之を捜索すれば、他に逃路なき故に盜賊は其れ何れの處よりも出づること無くして、必らず捕ふることを得るが如し乃ち必らず上の求むる事も成り下の希へる事も遂ぐるなり、是れ其の故は何ぞや、他にあらず、止だ手數の省けて功の多き至りて肝要なる方法を得ればなり、

【解義】【一物也】物は物件なり、一物とは一箇の物件にして、此の外に他物あらざるを云ふ、【一術也】術は方法なり、一術とは一箇の方法にして、此の外に他術あらざるを云ふ、【譩止爲鑿一門】譩は僅と通ず、僅に一門を鑿つことを爲すに止りて、他に別の門戸を多く設けざるなり、【閫其自入】閫は閉なり、其自入とは、盜賊の由りて入りし門なり、【止得要也】要は要約なる方法なり、即ち上文の僅に一門ありて他に逃走の路なきを指す、以て上の下を使ふも亦唯一物のみ、下の上に事ふるも、亦唯一術のみなれば、其の方法反りて至便なるに喩ふるなり、尙其義は下文に見ゆ、

故古者聖王之爲政、列德而尙賢、雖在農與工肆之人、有能則擧之、高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令、曰、爵位不高、則民弗敬、蓄祿不厚、則民不信、政令不斷、則民不畏、擧三者、授之賢者、非爲賢賜也、欲其事之成、

【大意】此れ聖王の賢能を擧用する主旨を說く、

【通釋】かるが故に古昔聖王の天下に政をなすや、德ある者を、相當なる位に列ねて、賢人を尙び用ふ、たとひ身分賤くして農民又は工場に在る勞働者たりとも、材能ありて役に立つときは、之を擢き擧げて用

べからずと、尚、右の如くなれば遠き田舍近き郊外に住める諸臣公族貴顯等の庶子にして、君門宮庭を守るを、官となせる門庭庶子又は國城郭内の衆人竝に四方の田舍に住める百姓に至るまで、此等の人人は、聖人の斯言を聞きて、亦皆我れ先きと競爭して、義を爲し行はんことを勉むるに至るべし、此の如きは、是れ其の故は全體に如何なる義に由るか、

【解義】【不義不親】親は疏に對して云ふ、親族なり、【不義不近】近は遠に對して云ふ、君主に昵近するなり、【不辟貧賤】辟は避と同じ、貧は富に對し、賤は貴に對して云ふ、【遠鄙近郊】鄙は邊鄙なり、「くにばし」郊は「爾雅」の釋地に邑外謂之郊とあり、國都外の地「くるわそと」又「周禮」の地官遂人に四里爲酇五酇爲鄙五鄙爲縣四縣爲都とあり、遠鄙は此の都鄙縣鄙の地なり、杜子春が「周禮」の、載師の注に、五十里爲近郊百里爲遠郊とあり、近郊は國都外五十里の地遠郊は百里の地を云ふ、【門庭庶子】公族及び卿大夫の子にして、宮中を宿衞する者なり、宿衞の詰所、宮中門庭の間に在り、故に門庭庶子と云ふ、庶子とは凡そ宿衞の子弟にて、既に王より拜謁の命を賜はりし嫡子を士と曰ひ、未だ謁見を獲ざる餘子(二三男)を庶子と云ふ、【國中之衆】國中は城下なり、凡そ國とは全國を指して云へるあり、城下を指して云へるあり、又朝廷を指して云へるあり、【四鄙之萌】四鄙は四方の縣鄙都鄙を云ふ、萌は氓と同じ、無知の貌、又甿は田民なり、「農民」のこと、

曰、上之所以使下者、一物也、下之所以事上者、一術也、譬之富者有高牆深宮、宮牆既立、謹止爲鑿一門、有盜人入、闔其自入、而求之、盜其無自出、是其故何也、則止得要也、

【大意】此れ上の下を治むるも下の上に事ふるも皆倶に賢能を用ふるより外なきことを云ふ、

【通釋】臣下を使ひ用ふる手段も亦專ら或る一物を用ひ、臣下が君上に捧げ事ふる方法も亦專ら或る一

ことを云ふ、

【通釋】 是の故に古は聖王の政事を爲すや、其の言に曰く、如何なる人に限らず、苟も我が國人として不義なる者は、たとひ財に富めりと雖も、我は其れを富める者となさず、たとひ貴き者と雖も、我は以て貴き者となさず、血族親き者と雖も、我は以て親き者となさず、身近く仕ふる者と雖も、我は以て近き者となさず、乃ち我が擧げて用ふる者は一に義理固くして誠實なる人に限れりと、是れよりして、國中に住める富貴なる人は、聖王が斯の言を聞き皆退きて私かに相談して曰く、始め我等の心頼もしく氣强に思へることは他にあらず、即ち我が富貴なるを以てなり、然るに今や我が上たる者即ち君主には、專ら義ある者を引き擧げられて苟も義ある者なれば、貧賤の一人も構なく擧げ用ふるなり、されば我に於ても義を爲し行はざるべからず、徒に富貴のみを恃みとして怠るべからずとす、血族親き人は聖人の斯言を聞き亦皆退きて相談して曰く、始め我が心頼く氣强く思へることは他にあらず、即ち我が君主と血筋親き間柄なるを以てなり、然るに今や上たる者即ち君主は、義ある者を擧げ用ゐて、苟も義ある者なれば疏遠なる他人も構ふことなく擧げ用ふるなり、されば我れに於ても亦義を爲し行はざるべからず、徒に君と血筋柄なるのみを恃みて怠るべからず、君主に身近く仕ふる者は、聖王が斯の言を聞き、亦退きて私に謀りて曰く、始め我れが心頼しく氣强く思へることは、他にあらず、即ち我が君主に身近く仕ふれば自然に君の寵眷篤きを以てなり、然るに今や上たる者は義ある人を擧げ用ゐて、苟も義ある人なれば、遠く君の膝下を離れて田舍在所に居るにも構なく、直に擧げ用ふるなり、されば我に於ても亦義を爲し行はざるべらず、徒に君に身近く仕ふるを恃みて怠るべからず、又遠く君を離れて居る田舍在所に居る人は、聖王の斯の言を聞きて、亦退きて私かに謀りて曰く、我れ始めは君の膝下を遠く離れて居るを以て、君に我が平生の精神材能を知られざれば、誠に心頼しくなく氣細きこととなせり、然るに今や君上は義ある人を擧げ用ゐられて、苟も義ある者なれば、たとひ遠方の人も構ひなく、直に擧げ用ふ、左れば、我に於ても亦義を爲し行はざるべからず、徒に遠方の人なるを以て自棄す

士輻輳して來れるよりして益、衆く、盛んにすることを得べきなり、

【解義】【曰然則衆賢】曰とは、問者の辭を錄して曰と書せり、問者の人名を書せざるは、假設の事にして其の實作者の自問自答なればなり後皆之に同じ、【善射御者】射御の達人を云ふ、善は巧に爲すなり、射は弓術、御は馬車の使ひ方なり、【將可得而衆也】王引之は此の將の字は乃の字と同意義にして、上文の將の字とは異義なりと云へり、去れども同義と解すれば、「はた」と訓するも妨げなし、【博乎道術】術は法なり、藝なり、道術は道藝なり、【社稷之佐】左は古文の佐の字にて輔佐なり、

是故古者聖王之爲政也、言曰、不義不富、不義不貴、不義不親、不義不近、是以國之富貴人聞之皆退而謀曰、始我所恃者、富貴也、今上擧義、不辟貧賤、然則我不可不爲義、親者聞之、亦退而謀曰、始我所恃者親也、今上擧義不避疏、然則我不可不爲義、近者聞之、亦退而謀曰、始我所恃者近也、今上擧義不辟遠、然則我不可不爲義、遠者聞之、亦退而謀曰、我始以遠爲無恃、今上擧義不辟遠、然則我不可不爲義、逮至遠鄙郊外之臣、門庭庶子國中之衆、四鄙之萠人聞之皆競爲義、是其故何也、

【大意】此れ聖人の賢能を擧げて、國中皆義に嚮ふ

「兎に角にも」の意、又、將は其「それ」の義にも用ふ、「左傳」の隱公元年に君將若之何とあり、莊公十四年に君其若之何とあり、是れ將其の二字互用す、隱公三年に、其將何辭以對とあり、是れ其將の二字連用す、皆其の同義の故を以てなり、尙、經傳釋詞に詳かなり、

曰、然則衆賢之術、將奈何哉、子墨子言曰、譬若欲衆其國之善射御之士者、必將富之貴之、敬之譽之、然後國之善射御之士、將可得而衆也、況又有賢良之士厚乎德行、辯乎言談、博乎道術者乎、此固國家之珍而社稷之佐也、亦必且富之貴之敬之譽之、然後國之良士亦將可得而衆也、』

【大意】此れ賢能の士を多く出だす方法を云ふ、

【通釋】墨子に問うて曰く、先生が嘗て語り玉ひし尊説によれば、國は賢能を衆くし用ふるを治國の本となせども、さて賢能を衆くする方法は如何になさば可なるかと、是に於て子墨子の言を錄せんに、彼は曰く、此の事は譬へば國中の射御に達人を衆くして盛にせんとすることの若し、今や其の方法は、必らず射御の達人に對して君主より大祿を賜はりて富まし、高位を授けて貴くし、禮遇を厚くして敬ひ崇め譽むれば、天下諸國の射御に達者なる人人は、爭うて其の國に來り聚まるを以て、其の國中の射御の達人は、衆く盛にすることを得べきなり、夫れ射御の達人は、もと一技一藝の輩に過ぎざるも、猶且此の如し、况や又賢能善良の士ありて德行に於て厚く、言談に於て辯あり、道術に於て博き者に對しては、國家は亦必らず將に富まし貴くし敬ひ譽めんことは疑ふべきにあらず、かゝる後にして始めて國中の良士も、亦天下の良

を欲して而も其の亂るゝを得るは、則ち是れ己が願ひ欲する事柄を失ひ、反りて其の忌み惡める事柄を得るなり、是れ其の故は、果して如何なる理由なるか、

【解義】【子墨子言】自言を言と云ひ、答述を語と云ふ、問ふ者特に墨子が嘗て云へる者を擧げて、問へるを以て、子墨子言と記せしなり、【王公大人】大人は小人に對して云ふ、凡そ大人小人は、位の貴賤を以て稱することあり、才德の賢愚を以て稱することあり、年齡の長幼を以て稱することあり、本文の大人は第一義に屬す、「禮記」の禮運に大人世及以爲國とあり、鄭注に大人諸侯也と云へり、儀禮の士相見禮に與大人言言事君とあり、此は士よりして卿大夫を尊稱して云へり、本文の大人は、又後者に屬す、

子墨子言曰、是在王公大人爲政於國家者、不能以尚賢事能爲政也、是故國有賢良之士衆、則國家之治厚、賢良之士寡、則國家之治薄、故大人之務、將在於衆賢而已、

【大意】上文を承けて其の理由を云ふ、

【通釋】子墨子の言に曰く、以上の如く欲せし事柄は、失うて、惡める事柄を得ることは、何の故ぞと云へば、是れ其の理由は王公大人の政事を國家に於て爲し行へる者に在りて、賢德ある君子を尊び用ひ、才能ある人士を任じ使ふことを以て政事の重要なる義となすこと能はざればなり、かるが故に、國の政府に、賢良の士が有ること衆多なれば、國家の治まり樣は厚く、之に反して國の政府に賢良の士が有ること寡少なれば、國家の治まりやうは薄きなり、かるが故に一國の上に立てる王公大人の本務は、兎に角にも賢能の士を衆多にすることに在るのみ、乃ち王公大人の本務は又此の事外に決して無きには非るも、此の事が先づ七八分の本務たるなり、

【解義】【尚賢事能】事は使なり、墨子の書は、事使の二字を多く互用す、其の說已に上篇に見ゆ、【將在於衆賢而已】將は「論衡」の知實篇に將者且也とあり、

因を固に改むべしとなす、諸說皆長短得失ありて未だ明解となすべからず、故に今竊に意を以て改む、

墨子卷之二

尙賢上第八

尙賢一に上賢に作る、尙は上と同じ、上として尊ぶなり、賢は多才にして善行ある人なり、本篇は國家を治むる者は、賢才を尊び用ふるを本となすことを論述したれば、尙賢を以て篇名となす、本篇以下尙同兼愛非攻節用節葬等の諸篇各、上中下の三篇ありて、文章多少の異同あり、兪樾は「韓非子」の顯學篇に據りて、墨子の死後、分かれて三派となりし相里氏相夫氏鄧陵氏即ち謂ゆる三墨が各自に傳述せし者を後來集めて一書となしたる者となせり、本篇の作は淮南子の氾論訓に、兼愛、上賢、右鬼、非命、墨子之所立也而楊子非之とあれば、墨子の親く唱へし言論なることは以て徵證することを得べし、

子墨子言曰、今者王公大人爲政於國家者、皆本欲國家之富、人民之衆、刑政之治、然而不得富而得貧、不得衆而得寡、不得治而得亂、則是失其所欲、得其所惡、是其故何也、

【大意】今の爲政者が得る所は、願ふ所に反することを云ふ、

【通釋】記者、墨子が問者と論難せる言を錄するに方りて、先づ墨子が嘗て尙賢の事に關して語られし言を揭かげて曰く、當今の時代王公大人の貴顯なる人人が、政事を國家に爲し行ふ者は、何れも皆悉く其の國家が富み榮え、人民が衆く增加し、刑罰政事の治まらんことを欲し望めり、然るに其の結果は、反對に出て、國家の富榮を欲して而も其の貧辱を得、人民の衆多を欲して、而も其の寡きを得、刑政の治らんこと

ぶべきにあらざることを說く、是を二段となす、最後に又程繁墨子二人の問答を擧げ、聖王は全く音樂を作らざるにあらざるも、多く爲さずして、其の數寡ければ、音樂有れども亦無きと同き理なるを、飢食の譬喩を引きて、聖王の世の人民は太平富裕にして飢餓の患なければ食物の有利にして貴重すべきを知る者寡し、一旦不幸にして饑饉不作の凶年に會し、始めて食物の貴重なるを知ることは、成程人の智と云へば智なるも、是れ亦平凡淺近の事にして、別に智と稱すべきにあらざれば、無智と同きことを云ふ、是を三段となす、蓋し墨子は其の兼愛兼利の主義よりして、人主が音樂を爲して奢侈に耽り、民財を糜費する結果、厚斂重稅を以て人民を苦しむることを惡み、常に非音樂の說を唱道せり、而して孔子の敎は禮樂を重んじ、禮記に一張一弛者文武之道也と云へるが如く、禮は莊敬を尙び、樂は寬和を尙ぶを以て、大道となせり、程繁の問は、孔子の敎義に據れるなり、故に墨子之に答ふるに聖王樂を爲さず、たとひ樂を爲すも、少くして無樂と同じきを以てし音樂の天下を治むるに足らざることを說けり、孔墨二說の相異なること、此れ亦以て其の一端を見るべし、尙ほ其の詳かなることは、本書の非樂篇を參看すべし、

存異

【夫子曰】舊本なし今王引之が說に據りて補ふ、【瓴缶之樂】舊本に瓴を聆に作る、今畢本竝に孫校に據りて改む、【無乃有血氣】諸本に有の上に非の字あり、今藤校竝に兪校に據りて刪る、【堯舜而茅茨】諸本に而を有に作る、今一本に從ふ、【又脩九招】舊本に脩を循に作る、又上句の因先王之樂より以下、本句に至るまで十六字なし、今畢本に從ひ訂補す、【又自作樂命曰騶虞】舊本に又自作樂の四字なく、直ちに因先王之樂に接す、義通ぜず、今王引之が「太平御覽」に據りて訂正せる說に從うて補ふ、【聖王之民也】此より下句の之爲無智矣に至る數句舊本に聖王之命也多寡之食之利也以知饑而食之者智也因爲無智矣に作る、文義通ぜず、蘇時學は闕文脫字ありとなす、高木毅は命也を民也の誤となし、藤澤東畝は多寡之食之利也を解して聖王の民なりの六七は其食の利する所鮮しの義となす、孫詒讓は多寡之の三字を多者寡之に改め、凡そ物多き者則ち務めて之を寡くすと解し、因爲無智矣の

【大意】此聖王は樂あれども、其の實は無樂と同きを云ひ以て非樂の旨を明にす、

【通釋】程繁又問うて曰く、先生は曩に聖王は音樂なしと曰ひ玉しが、只今の尊説の如くなれば、堯舜以來皆各、其の音樂あり、然るに如何なればこそ、其れ聖王は音樂なしと曰玉へるや、子墨子答へて曰く、誠に堯舜以來聖王は、全く音樂なきにはあらず、然れども姑く事物を以て譬ふるに、彼れ聖王の治むる人民や、其の數甚多けれども、人民自身に己が食へる穀粟の利益を知ることは亦寡し、乃ち日日の事に相狃れて、自然に相忘るゝなり、然るに一旦其の飢ふるに及んでは、始めて食の利益あるを悟り知るなり、是人の智には相違なきも、其の智たるや平日は忘れ、饑に及では知るに至りては甚だ平凡にして別に取り立てて云ふに足らず、是れ其の智は智なれども其の實は無智と同じ、今や聖王は音樂を作ることあれども、其の數少ければ、猶彼れ人民が平生己れ食に頼りて生活する利益を知ることは成程智は智なれども平凡の智にして、別に智と云ふに足らざるが如く、別に音樂として云ふに至らざれば、亦音樂無きと同きなり、

【解義】【知之食之利】之食の之の字は、是の字と同じ故に「爾雅」にも之子者是子也とあり、之食は是食にて人民自己の食を云ふ、乃ち聖王の人民は平生國の富み生活の容易なるに狃れて、食物の利益ありて貴ぶべきを知らざるなり、【饑而知食】凶年饑饉にして、穀物の缺乏に接し、而て後始めて平日用ふる食の利益は莫大にして貴ぶべきを知る、此れ成程人類の智なり、【之爲無智矣】之は是なり、斷決の詞、爲無智は、無智と同き道理なることを云ふ、

総評

通篇三段に分つ、先づ程繁の問を擧げ、諸侯士大夫農夫各皆勤勞の暇、音樂を以て休息の具となせるを述べ、言外に獨り天子に限りて音樂を爲さゞる理由なきを含蓄し、以て墨子が平日唱ふる聖王不爲樂の說を難じ、勞して佚なきは、駕馬を稅せず張弓を弛べざるが如く、到底衆民の能く至る所にあらざることを云ふ、是を一段となす、次ぎに墨子の答を掲かげ、堯舜湯武成王の作樂を述べ、時代の降りて君德の衰ふるに隨うて、音樂亦愈、繁く興ることを述べ、以て音樂を作くるは、聖王の本旨にあらず、亦時代として喜

騶虞】騶虞一に騶吾に作り、又鄒吾に作る、孫貽讓は曰く、「詩經」の召南に騶虞篇あり、即ち墨子の云へる成王之樂なりと、周禮の大司樂に、大射令奏騶虞とあり、鄭注に騶虞樂章名と云へり、【周成王】名は誦と云ふ、武王の子なり、成は其の謚なり、

周成王之治天下也、不若武王、武王之治天下也、不若成湯、成湯之治天下也、不若堯舜、故其樂逾繁者、其治逾寡、由此觀之、樂非所以治天下也、

【大意】　此れ上節を承けて音樂の天下を治むるに必要あらざることを論斷す、

【通釋】　さて音樂の作るや、其の由來此の如くなるが、全體に周の成王が天下を治めしことは、其の父武王が治めしには若かず、武王の天下を治めしことは、周の先代なる殷の成湯の治めしことに若かず、成湯の天下を治めしことは、其の先々代なる堯舜二帝に若かず、而して彼の音樂は、堯舜よりは、成湯に至りて增加し、武王成王に至りては、又益〻增加せり、左ればその音樂が時代を逐うて愈〻繁く增加するに隨ひ、其の天下の治り方は愈〻減じて寡きに至る、此によつて之を觀察するに、音樂は時代の衰へ下だるに隨うて盛なるものとすれば、實に不祥不吉の物にして、天下を治むるに必要なる者にあらざるなり、

【解義】　【不若成湯】成湯は殷の湯王の尊稱なり、「書經」の仲虺之誥に成湯放桀于南巢とあり注に武功成故曰成湯と解せり、【其樂逾繁】逾は愈と同じ、

程繁曰、子曰、聖王無樂、若之何、其謂聖王無樂也、子墨子曰、聖王之民也多、知之食之利也寡、因饑而知食者智也、之爲無智矣、今聖王有樂而少、此亦無也、

以てせし至て倹約なる者なり、されども尚且禮儀を爲し又且音樂をなせしを觀れば、禮儀音樂の如きは、遣り方にて必ずしも華美を盡す必要なきなり、殷の湯王は夏の桀王を大海の上に放逐し天下を己が領内となし、自から立ちて以て王となり、事業は成就し功名は世に立ち著はれて、復大なる後日の患なし、是に於て先王傳來の樂を因り襲ぎ、又別に自から己が時世を歌へる音樂を作り、命名して護と曰ひ、又先王より傳はれる九招の音樂を修整せり、周の武王は殷國に勝ち天下を己が領内となし、自から立ちて王となり、事業成就し功名立ち著はれて、復大なる後日の患なし、是に於て先王の音樂を因り襲ぎ、又別に自から己が時世を歌へる音樂を作り、命名して象と曰へり、周の成王は先王の音樂を因り襲ぎ、又別に自から己が時世を歌へる音樂を作り、命名して騶虞と曰へり、聖人の作として今日に傳ふる音樂は、大體此の如し、

【解義】【而茅茨者】而は則の字と古義相通じて用ふ、茅、草の名「かや」茨は屋を蓋ふなり「ふく」、堯の宮室質朴を主とし土階三等、茅茨不ㇾ翦と諸史に見ゆ、【湯放桀於大水】列女傳に桀の湯が爲めに放逐せられし事を紀して、流二於海一死二於南巣之山一とあり、「尚書大傳」にも、桀の國を逃るゝ事を紀して、吾聞海外有ㇾ人與二其屬五百人一去とあり、本文の大水は海を云ふなり【環天下】環は圍なり、又籠絡の意なり、「荀子」の臣道篇に環二主圖一私爲ㇾ務とあり、又範圍の意に用ゐて、領土内を寰内と云ふ、「穀梁傳」の隱元年に寰内諸侯の語あり、注に天子畿内大夫有二采地一者とあり、尹更始の注に、天子以二千里一爲ㇾ寰と云へり、今後説を用ふされども「天下を籠絡して」と解するも亦通ず、【命曰護】護は救なり、民の急難を救ふの意を取りて、樂の名となせり、「風俗通義」の聲音篇に湯作ㇾ護、護言ㇾ救ㇾ民也とあり、又大護とも云ふ、其の禮樂篇に、湯曰二大護一者言二湯承ㇾ衰能護一ㇾ民之急一也とあり、護亦濩に作る字相通ず、【又脩九招】招は韶と通ず、九招は舜の樂の名なり、「書經」の皐陶謨に蕭韶九成とあり、【命曰象】象は「かたどる」の意なり、白虎通義の禮樂篇に、武王曰ㇾ象者象二太平一而作ㇾ樂示二已太平一也とあり、畢沅は「呂氏春秋」に據りて、象は成王の樂なるを疑へども、孫貽讓は董仲舒が「春秋繁露」及鄭玄の說に據りて武王の樂なるを云へり、詳かなる說は間詁に見ゆ、【命曰

と譯す、大なる琴にて、長さ八尺一寸と七尺二寸の二種あり、廣さは皆一尺八寸なり、或は二十七絃或は二十五絃或は二十三絃或は十九絃の者あり、「周禮」の小胥には卿大夫判縣士特縣（一方にのみ鐘鼓を懸く）とありて、士大夫も命士以上は鐘鼓の樂あれども、「魯詩傳」には大夫士日琴瑟とあり、「白虎通義」の禮樂篇にも、此を引きて卿大夫士北面之臣、非專事子民故但琴瑟而已とあるを觀れば、墨子の此の文は亦一說となして見るべしと、孫詒讓は云へり、【瓴缶之樂】瓴は瓨と同じ、瓨の一種、缶は瓨の本字、瓦器にして、酒漿を盛る者、「ほとぎ」と譯す、もと盆の一種なるを、鼓ちて歌の調子を取る者となすことあり、淮南子の精神訓に叩盆拊瓴相和而歌とあり、盆は即ち缶なり、「史記」の李斯傳にも擊甕叩瓴眞秦之聲也と云へり、【馬駕而不稅】馬を車に付けながら、綱を解きて休息せしめざるなり、方言に稅舍車也、趙宋陳魏之間謂之稅とあり、郭璞は稅猶脫也と注せり、「太平御覽」には脫に作る、駕は馬の車輗の中にあるを駕と云ふ、

子墨子曰、昔者堯舜而茅茨者、且以爲禮、且以爲樂、湯放桀於大水、環天下自立以爲王、事成功立、無大後患、因先王之樂、又自作樂、命曰護、又脩九招、武王勝殷殺紂、環天下自立以爲王、事成功立、無大後患、因先王之樂、又自作樂、命曰象、周成王因先王之樂、又自作樂、命曰騶虞、

【大意】此れ聖王無樂を言はんが爲めに、先づ聖王作樂の由來を述ぶ、

【通釋】子墨子は之に答へて曰く、請ふ先づ謂ゆる聖王の音樂なる者を尋ね見よ、昔時唐堯虞舜の二帝は聖王中の聖王なれども、宮室の屋を覆ふに茅茨を

於竽瑟之樂、農夫春耕夏耘、秋斂冬藏、息於瓴缶之樂、今夫子曰、聖王不爲樂、此譬之猶馬駕而不稅、弓張而不弛、無乃有血氣者之所不能至邪、

【大意】此先程繁の問を擧げ、後文の論を喚起す、

【通釋】墨子の學を汲る人に程繁と云る者あり、其師墨子に問うて曰く、先生は常に聖王は音樂をなさずと宣へり、然るに某實際に就きて考ふるに、昔時諸侯は國を治むるに倦み退屈する時は、鐘を鳴らし鼓を撃ちて、囃し立つる音樂を以て、氣息め慰みをなし、士や大夫が政治を聽くに倦み退屈する時は、竽を吹き瑟を皷きて娯める音樂を爲して、氣息め慰みをなし、民百姓は春は耕作なし、夏は草苅りし、秋は取り收めをなし、冬は蓄へ藏むることをなし、農事に勉めし餘は、瓴を撃ち缶を叩きて調子作る音樂をなして、氣息め慰みをなし、上下通じて皆各、身分相當なる音樂をなすにも關らず、今や先生は聖人の王者は音樂をなさずと宣へるは、何ぞや、此の尊說は頗る偏屈頑固なる感あるを免れず、之を譬ふれば宛も馬を軛「くびき」中に繫がれて、車を輓かしめながら、小時だも休息を與へて軛中より脫せざるが如し、如何なる强馬と雖も、精力には限りあれば、終に仆ふるゝより外なけん、又弓を滿引になしながら、少時も絃を弛へ緩るむることを爲さゞるが如し、如何なる勁弓と雖も、調子狂ひをなさゞるはなし、此の如く王侯士大夫は事に勉强し、農夫は耕作に勞苦するのみにて、少しも休息娯樂をなさゞることを目的となすは、恐らくは血氣ありて生ける人能く其の場處に達し得る者ならざらん、乃ち生命ある人は、到底繼續して此の苦勞に堪ふる所にあらざるなり、

【解義】【程繁】程は姓、繁は名なり、「太平御覽」に本文を引て程子に作る、孫貽讓は儒墨の二學を兼治する者となせり、【竽瑟之樂】竽は一種の樂器、「ふゑ」と譯す、古昔は三十六管なりしが、後世に至りて十九管となせり、管の排列は參差にして一ならず、鳥の翼にかたどれり、吹きて聲をなす者なり、瑟は「おほごと」

之衣に作る、【足以爲輕且凊】畢本に足以爲の三字なし、今孫校及び一本に從ひ補ふ、【靡曼之衣】舊本に之衣を衣之に作る、今孫校及び藤校に從ひ改む、【畢歸之於無用】舊本に此句なし、今治要に據り補ふ、【皆爲觀好也】舊本に也の字なし、今「長短經」に據り補ふ、【御淫僻之民】舊本に淫の上に好の字あり、今「治要」「長短」に據り削る、【故民富國治】舊本に故の字上句の其用財節の上にあり、今「治要」に據り移易す、【前則方丈】舊本に前方丈に作り畢本に美食方丈に作る、美食の二字上文と重複す、今「太平御覽」治道部八の所引に據り改訂す、【夏則餕饐】舊本に飾饐に作る、今「治要」に從ふ、【孤寡者凍餧】舊本に餧を餒に作る、今畢本に校ふ、【君實欲天下之治】舊本に之の字なし、今藤校及王引之が説に從ひ補ふ、【完固輕利】舊本に完を全に作る、今「御覽」「治要」「意林」に據りて改む、【法令不急而行】舊本に法の上に故の字あり、今「羣書治要」に據り削る、【民不勞而上足以用】舊本に上を止に作り以の字なし、今「治要」に據りて補ふ、【皆已具矣】舊本に矣の字なし、今治要に據り補ふ、【故爲姦邪】舊本に邪を衺に作る、今「治要」に從ふ、【姦邪多則刑罰深】舊本に姦邪の二字なし、今「治要」及び王引之が説に據り補ふ、【惟上世至聖】諸本惟を雖に作る、今「藤校」に據りて改む、【夫婦和而天地利】諸本利を知に作る今藤校に從ふ、

三辯第七

三辯は、三者を辯ずるなり、昔堯舜の二帝及び殷の湯王は、皆各音樂を作り、當時の事を歌へども聖人の本務は此にあらず、乃ち堯舜湯は聖人なれば、政治の主とする所音樂にあらざることを辯論するを以て、本篇を三辯と名づく、墨子の持論は非音樂主義にて本書に非樂の篇あるを觀て知るべし、孫詒讓は本篇を以て其の餘義となせり、

程繁問於子墨子曰、夫子曰、聖王不爲樂、昔諸侯倦於聽治、息於鐘鼓之樂、士大夫倦於聽治、息

由れば、其の節せざるべからざることを言ひ、天地の利、五穀の熟、肌膚の和、亦皆夫婦風雨衣服の節あるに因ることを述べ、凡て事物は、節度の必要にして貴ぶべきを云ひ、以て全篇を結ぶ、是を第六大段となし、而して毎一大段、各二中段に分れ、古代の聖王と、當今の君主とを比較對照し、一正一反、是非得失彰然として明らかなるのみならず、毎段或は長く、或は短く、句法亦錯落變化あり、語調緩急昂低ありて平板ならず、孟子滕文公篇の一治一亂の章は、世人其の格局整然として規模あるを稱す、墨子本篇亦之と相並びて倶に馳すべし、但此は質家の文なれば、論述朴率遲重にして、彼の雋爽悍敏にして人の耳目を喜ばすに如かざるのみ、

名言

以其常役、脩其城郭、則民勞而不傷、以其常正、收其租税、則民費而不病、

美食方丈目不能徧視、手不能徧操、口不能徧味、

天地也則曰上下、四時也、則曰陰陽、人情也、則曰男女也、禽獸也、則曰牡牝雄雌也、眞天壤之情、雖有先王、不能更也、

宮無拘女、故天下無寡夫、内無拘女、外無寡夫、故天下之民衆、

儉節則昌、淫佚則亡、

夫婦節而天地利、風雨節而五穀熟、衣服節而肌膚和、

存異

【上古之民】舊本に古之民に作る今畢校に據りて改む【未知爲宮室】舊本に室の字なし、今畢校孫校に據りて改む、【室高足以辟潤濕】舊本に室の字なし、今羣書治要に從ひ補ふ、【凡費財勞力】舊本凡の字なし、今治要に據りて補ふ、又舊本は此の下に是故聖王作爲宮室云云の語あり今畢本に據りて補ふ、【以其常役脩其城郭】舊本に以其常の三字なし、役の字下句に屬し下文故作誨婦人治絲麻の治絲の間にあり、廣瀬旭莊は役脩以下四十字茅氏以爲羨文と云ひ、以て削るべしとなす、今畢本に據りて三字を增訂し且、下句の脩其城郭以下三十五字と共に移して本節に置く、【皆法而象之】舊本に而の字なし、今孫校の引ける趙蕤が「長短經」に據り補ふ、【不輕而煖】舊本に煖を溫に作る、今長短經に據り改む、【梱布綃】舊本に綃を絹に作る、今孫校に據りて改む、【夏則絺綌】一本に絺綌を麁布

段となす、次に當今人主の衣服を造るは、徒に奢靡を極め人民を苦しめ、人民も亦上の好む所に倣ひ淫僻にして、國家は自然に危亂を免れざれば君たる者は宜く衣服を造くるに節度を加ふべきを論ず、是を四中段となす、以上二段は、凡て衣服の事に就きて、過奢の弊を辭して質實に反るべきことを論ずるを主とす、是を第二大段となす、先づ上古未開時代素食分處の情態より說起して、聖人耕稼の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、自から養ふこと儉素なれば、人民も富みて國家治まることを論ず、是を五中段となす、次に當今の然らずして、妄に人民に向て重稅厚斂をなして、己が口腹の欲を充たすよりして、貴族富豪亦之に倣ひて、奢侈を爲し、貧民は凍餒して、國亂の必らず逃る可らざるを言ひ、以て人君の飲食を節約すべきを論ず、是を六中段となす、以上二段は、凡て飲食の事に就きて、過奢の弊を辭し去りて質實に反るべきを通論す、是を第三大段となす、先づ上古未開時代舟車の便なき情態より說き起して、聖人舟車の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、上下共に交通便利の恩澤に賴りて、國民の歸服して安寧なることを論ず、是を七中段となす、次に當今人主の聖王に反して、舟車實用上の備具は已に悉くせるに關らず、徒に華麗を喜び、邦財を糜し國民困窮して飢寒に陷り、罪人多くして刑罰深刻なれば、其の結果國亂の免れざるを言ひ、以て人君の宜く舟車の奢靡を節約すべきを論ず、是を八中段となす、以上二段凡て舟車の事に就きて過奢の弊を辭し去りて質實に反るべきことを通論す、是を第四大段となす、次に男女の情態は、天地陰陽自然の關係にて如何なる人も無視することは能はざれども、唯聖人は其れが爲めに過度の淫慾を縱にして、他人の拘女寡夫あるを顧みざるが如きことを爲さゞるを論ず、是を九中段となす、後代の君主は全く之と相反し、大國小國の別なく、色を漁し、淫を貪り、結果男女をして婚期を失はしめ、自然に人民の蕃殖力を減殺するに至るを言ひ、以て君主たる者は、宜く私妾嬖寵を蓄ふるに節度を加ふべきを論ず、是を十中段となす、以上二段は凡て蓄私の事に就き過奢の弊を通論す、是を第五大段となす、末段以上の五大段を總括して、聖人の昌ふる所以と小人の亡ぶる所と、皆五者の弊過ぐるに

むるときは、上文に述ぶるが如く國家繁昌となり、小人に倣うて邪淫溺安佚を貪るときは、亦上文に述ぶるが如く國家衰亡す、されば此の五件は君主たる者節儉して國家の繁昌を務めざるべからず、凡そ何事に限らず、節度と云へる者は、必要なる者なり、例へば人の夫婦も節度ありて相互に和ぎ親むときは、天地陰陽の氣亦隨うて感應して、福利あり、風雨も節度ありて五風十雨と云へるが如く調和して行けば、季候順氣にして五穀豐熟す、人身の衣服も、節度ありて寒暑を禦ぎて熱からず寒からず、其の適度に叶へば、肌膚調和を得て、健康なること疑ひなかるべし、故に國家を治むる者、亦尤も意を節度に注ぎて五者の過多なる惡弊を辭して斥くることを務むべきなり、

【解義】【淫佚】佚は逸と同じ、孟子に四肢之於安逸也とあるが如く、勤め働かざるなり、淫は邪淫なり、【而天地利】利は字典に廣韻を引きて、宜也吉也とあり、周易にも利者義之和也とありて、都合宜く目出度きこと、天地利とは人の夫婦和合すれば、其の氣自然に目出度して、一家一國の模樣何となく吉祥昌榮の相あるを云ふ、【五穀孰】孰は、熟と同じ古字なり、

総評

通篇六大段十中段に分つ、先づ上古未開時代穴居の情態より說き起して、聖人宮室の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、奢侈を貴ばざることを言ひ、又兼て城郭の脩、租税の收、各〻常法ありて、妄に人民を虐使し、聚斂せざれば、人民も悅服して國家も治め易きことを論ず、是を一中段となす、次に當今人主の宮室を造るは、徒に奢靡を極め人民を苦め虐げ、其の結果、財用乏絕し國難を救ふに足らずして、政事を爲し難たければ、人主たる者は、宜く宮室を造くるに節度を加ふべきを論ず、是を二中段となす、以上二段は、凡て宮室の事に就きて過奢の弊を辭して質實に反るべきことを論ずるを主とす是を第一大段となす、先づ上古未開時代皮衣草帶の情態より說き起して、聖人衣服の制作は、時の必要に應じて興り、其の精神實用にありて、虛飾を貴ばず、故に國民より聚斂誅求して租税を過度に取らざれば、人民も自然に富裕にして、時に或は旱水凶饑の患あるも、其の備禦の方を得、又平生質素儉約なれば國家强盛にして覇王の業成るべきを論ず、是を三中

而寡とあり、杜注に偏喪曰寡寡特也と云へり、乃ち男女を問はず、夫婦の內、何れか一方を喪へば、皆通じて夫は寡夫、婦は寡婦と稱するなり、

當今之主、其蓄私也、大國拘女累千、小國累百、是以天下之男、多寡無妻、女多拘無夫、男女失時、故民少、君誠欲民之衆、而惡其寡、當蓄私不可不節、

【大意】此れ當今君主蓄私過多の弊を述べ、其の古代聖王に鑑みて節制すべきことを云ふ、

【通釋】然るに當今の君主は、私妾寵人を蓄ふること甚だ多く、大國の君主は拘女を幾千人と累ね、小國の君主亦幾百人と累ねて、奢侈淫欲を縱にし、其れが爲めに天下男女の員數は均衡が破れて、男子、多く寡夫にして配耦の妻女なく、女子は多く君主の宮中に拘女となりて、配耦の夫なし、男子女子共に婚嫁の時期を失ひ、爲めに子孫の蕃殖乏くして、國民の數自然に減少す、されば君主たる者、誠實に國民の衆多ならんことを願ひ欲して、其の寡少なることを忌み惡まば、自から蓄私をなして妃妾を宮中に圍ひ置くに當りて、古代聖王の所爲を鑑み常度に據りて節制を加へざるべからず、

凡此五者、聖人之所儉節也、小人之所淫佚也、儉節則昌、淫佚則亡、此五者、不可不節、夫婦節而天地利、風雨節而五穀孰、衣服節而肌膚和、

【大意】此れ上文を總括して、節儉の效驗を云ひ、以て一篇を結ぶ、

【通釋】凡そ以上に列擧せる宮室衣服飲食舟車蓄私の五件は、聖人の儉約節制を務むる所なり、小人の邪淫安佚を貪る所なり、聖人を師として儉約節制を務

惟は雖と通ず、【聖人有傳】聖人傳へて後世に示せる常語あり、常語あれば、其の廢絕することと能はざることは、亦已に知るべし、【則曰上下】上とは下に對し、下とは上に對して云へるなり、下の男女牡牝雄雌も皆亦此の例を以て推知すべし、

惟上世至聖、必蓄私、不以傷行、故民無怨、宮無拘女、故天下無寡夫、內無拘女、外無寡夫、故天下之民衆、

【大意】此れ上文を承けて古代聖王の能く情欲を節制すると及び其效驗の天下に著はるゝことを云ふ、

【通釋】上述の如く如何なる人も男女の情欲を變更廢絕することは固より能はざれば、上世の至聖なる人と雖も、必らず私かに寵愛する妃妾を宮中に圍ひ置くことあり、去れども其れが爲めに品行を傷つくることはなさず、即ち一定の禮儀ありて、敢て濫に嗜欲を縱にして、常度を踰ゆるが如きことを爲さず、かるが故に人民に於ても、君たり上たる者に向うて、不平を懷きて怨恨する者なし、乃ち宮中に一生を拘はれ送る女子なければ、男子各〻其の配耦を得て、天下に一生無妻にて暮らせる寡夫なし、內に於ては拘はれたる女子なく、外に於ては無妻にて暮らせる男なく、男女各〻配耦を得て、相俱に和合すれば、自然に子孫蕃殖して天下の人民は衆多にして國家は盛大富强の本となるなり、

【解義】【必蓄私不以傷行】私は私かに寵愛する侍妾の類を謂ふ、晏子春秋內篇の諫篇下にも、古聖人畜私不傷行とあり、惟の字は雖の字と相通じ、上世の聖王と雖も亦必ず蓄私をなせども其れが爲めに淫亂甚くして、德行を疵付くる如きは爲さゞるなり、【宮無拘女】拘は拘囚なり、唐の杜牧が阿房宮賦に秦の宮女の事を述べて一肌一容盡態極妍縵立遠視而望幸焉、有不得見者三十六年と云へるが如き、亦善く拘女の情を寫す者と謂ふべし、【天下無寡夫】孟子に據れば、無夫を寡と曰ひ、無妻を鰥と曰へども、小爾雅廣義には、凡無妻無夫、通謂之寡、寡夫曰索とあり、左氏の襄公二十七年傳に、崔杼（齊の大夫）生成及彊

也、惟至聖不能更也、何以知其然、聖人有傳、天地也、則曰上下、四時也、則曰陰陽、人情也、則曰男女、禽獸也、則曰牡牝雄雌也、眞天地之情、雖有先王不能更也、

【大意】此れ男女の情は天地の自然にして、先王も更むる能はざることを云ひ、以て下文を喚起す、

【通釋】凡そ上下は天地の間を周く回り、四圍は四海の内を廣く包みて、天上より施し地下に承くる心情、陰内に閉ぢ陽外に開く調和は到る處として逢ふ時として有らざることなし、乃ち世界の有らゆる萬物は、皆此の天地陰陽の情相互に和合するによりて、生育をなすなり、されば此の兩性の相依り相愛することは如何に智德の至れる聖人と雖も、亦均く有情の者なれば、變更禁止すること能はざるなり、何を以て彼れ聖人と雖も亦變更すること能はざることを知るか、乃ち彼れ聖人亦既に古昔より其の義を傳へ貽して示せることあり、天地の上からは上下と曰ひ、四時の上からは春夏を陽氣とし秋冬を陰氣として、名けて陰陽と曰ひ、人情の上からは配耦を名けて男女と曰ひ、禽獸の上からは獸類には牡牝と名け、禽類には雄雌と曰ふ、此の如く各皆相對し相匹ぶ者あるは、眞に天地自然の情にして、先王の如き儼恪なる人と雖も、此の人情ばかりは、變更して無視すること能はざるなり、

【解義】【凡回於天地之間】回は周回なり、但回の字疑ふべし、王引之は同の誤ならんと云ひ、孫貽讓は同に改むるも亦未だ確ならず、要するに譌字たるを免れずと云へり、今姑く周回の義として解す、【天壤之情】壤は說文に柔土也、無塊曰壤、又物自生則曰土人耕種則曰壤とあれども、天壤と連文に用ふるときは、天地と同じ、情はもと說文に人之陰氣有欲者也、从心靑聲とあるが如く、人の心物に接して動く者なり、因て轉用して天地相互に感應する氣を、天壤之情と云へり、【陰陽之和】陰氣陽氣の和合なり、【惟至聖】

故左右象之、是以其民飢寒並至、故爲姦邪、姦邪多則刑罰深、刑罰深則國亂、君實欲天下之治而惡其亂、當爲舟車、不可不節、

【大意】此れ當今舟車過奢の弊を逃べ、其の節約すべきことを云ふ、

【解釋】然るに當今の世、舟車を爲ることは、此の古代聖王の爲と異なれり、舟車の緊要項目たる完全堅固輕便利益の點は、皆已に聖王の作爲を經由して具れり、されば此の外實用上は不足なきにも關せず、必らず厚く百姓より租稅を誅求し、以て人主が乘用の舟車を美麗に飾り、車を飾るには文采の美觀を以てし、舟を飾るには刻鏤の巧妙を以てす、其れが爲めに女子は己が本職たる紡織の務を廢止し、君主の車を飾る文采を修め製するに多忙にして、衣服を造るに及ばざれば、故に人民は寒に困み、男子は己が本職たる耕稼の業を廢止して、君主の舟を飾る刻鏤を修め製するに多忙にして、穀物を造るに及ばざれば、故に人民は飢え困めり、人君の嗜好を縱にして、舟車を爲くること此の如し、されば君側に侍べる左右侍臣は、君の成され方を見習ひて、愈益奢侈贅澤を盡くし國民は飢寒の患が、一時に並び至る、かるが故に、困窮の結果、禮義道德を顧み慮るに暇あらずして、姦邪なる行爲をなすに至る、姦邪の者多數なれば國家の法律は嚴重になりて刑罰は深刻となる、刑罰深刻となれば、人民離畔して亂れ危きことに至るなり、されば君主たる者、誠實に天下の治り安らかなるを欲し願ひて、其の亂れ危くなるを忌み惡まば、舟車を爲るに當りて、古代聖王の常度に鑑みて、節約を務めざるべからず、

【解義】【廢其紡織】紡は紡績なり、麻又は絲などを績き合はせて、筋絲うみ苧となす「つむぐ」又は「うむ」と譯す、織は、織り物をなすなり、

凡回於天地之間、包於四海之內、天壤之情、陰陽之和、莫不有

少而爲利多、是以民樂而利之、法令不急而行、民不勞而上足以用、故民歸之、

【大意】　此れ上古人民往來の艱難よりして聖王舟車を作りしことを云ふ、

【通釋】　上古蒙昧無智の民、未だ舟に乘じて通せざる川を渡り車に乘じて足力の及ばざる遠地に行くことを知らざる時は、重き荷物は其の儘にして他所へ移さず遠方の道は、畏るべしとして至らず、乃ち僅に狹小なる部落内に生活して、遠近交通の便利なるを知らず、かるが故に聖王は舟を作りて水ありて通せざる處を渡し、車を爲りて遠くして至り難き處に達せしめ、以て人民生活交通上の事を便利になせり、而して彼れ聖王が舟車を作るや、完全堅固輕便利益にして重き荷物を引き受けて運送し又人は自から遠方に至り得べきことを以て主旨となせり、右の如くなれば彼れ聖王が財を費し用ふることは少くして事の利益を爲すことは多きなり、是を以て人民は、之を樂みて利便となし、上より發する法令は別段に差し急ぐことをなさずして自から行はれ、人民は勞苦せずして上たる者以て使ひ用ふるに足れり、かるが故に民は之に歸服して益〻盛大を致すなり、

【解義】　【重任不移】任は負擔する者を云ふ、字典には所負也とあり、重任は重き荷物なり、【法令不急而行】往來交通が開けて、人民が重任遠路を厭はざれば上より發する法令は、別に差し急ぐことをなさゞるも、自然に行き渡るなり、【而上足以用】人民は左程に骨折らずして、國家の益に立つことを云ふ、

當今之爲舟車、與此異矣、完固輕利、皆已具矣、必厚作斂於百姓、以飾舟車、飾車以文采、飾舟以刻鏤、女子廢其紡織而脩文采、故民寒、男子離其耕稼而脩刻鏤、故民飢、人君爲舟車若此、

りを盡くせり、餘りに食物が多ければ、己が目にて殘らず偏く見通すこと能はず、手にて殘らず偏く操り上ぐること能はず、口にて殘らず偏く嘗め味ふこと能はず、乃ち餘り澤山あるが故に冬の寒氣には手を付けぬ先きに、汁肴は既に凍へ冰り、夏は食物が腐り汗ばみて餕氣を生ずるにいたる、人君奢侈を極はめ飲食を爲くること此の如し、故に君の左右に侍べる臣達は、君の成され方を見習ひ擬して、互に珍味美食を以て相誇れり、左れば富貴なる者は益〻力に任して奢侈を極はめ、孤寡なる者は益〻窮困に陷り、凍え饑えて朝夕の生活も覺束なき次第となるなり、貴賤貧富の懸隔すること此の如くなれば、怨困不平の民は益〻多くして、國の亂れざるを欲し願ふと雖も得べからず、必らず危亡の禍を免れざるなり、故に君主たる者、誠實に天下の治り安らかなるを欲し願うて、其の亂れ危くなることを忌み惡まば、飲食を爲すに當りて、宜く古代聖王の行に鑑み、常度を守りて、節約することを務めざるべからず、

【解義】【芻豢】芻は牛羊、豢は犬豕なり、已に法儀篇に見ゆ、【蒸炙魚鼈】蒸は烝と通ず、炊ぎて烝すこと、炙は火の上にてあぶること、魚は魚類、鼈は龜の一種「スッポン」芻豢蒸炙と魚は、普通名詞を以て言ひ、鼈は獨り固有名詞を以て言ふ、古人の文必しも一定に拘らず、【前則方丈】前は面前なり、方丈は方一丈許なり、孟子の盡心篇にも饌食の盛を說きて、食前方丈とあり、趙岐が注に、極五味之饌食列於前方一丈とあり、晏子春秋の問下篇にも、昔吾先君桓公善飲酒窮樂食味方丈とあり、蓋方一丈も食物を列ぬれば、五味の美食具はらざるなきを以て、美食の盛なることを形容せる當時の通語なり、【夏則餕饐】饐は飯の傷みて溼へるなり、「すゆ」ること、餕は假借字にて、酸氣あるを云ふ、荀子の正名篇に、香臭芬鬱腥臊酒酸奇臭、以鼻異とあり、楊注に酸暑浥之酸氣也とあり、【孤寡者凍餒】餒は飢なり、

古之民未知爲舟車時、重任不移、遠道不至、故聖王作爲舟車、以便民之事、其爲舟車也、完固輕利、可以任重致遠、其爲用財

の食物を爲れり、而して其の食を爲れるは、其れで以て人の氣力を增し、虛空なるを充たし、身體を彊くし腹加減に叶ふに足ることを目的となすのみ、乃ち其れ以上の餘計なる贅澤は望まざるなり、彼れ聖王は右の如く財物を用ゐ遣ふことは、程善く節して、自分に養ひ暮らすことは儉約するが故に、人民は富み裕かに、國家は治まり安きなり、

【解義】【素食而分處】素食は草木を食ふを謂ふ、管子の七臣七主篇に、果蓏素食當十石とあり、素は疏の假借字にて、疏は蔬の古字なり、禮記の禮運に、上古の狀を說きて、未有火化食草木之實とあるは、即ち此の素食と同きなり、分處は散じて處々に居るなり、【耕稼樹藝】耕は田を作くること、稼は植ゑ付けなり、穀を種うること、樹も種うること、藝は說文に埶に作る、種也とあり、種蒔きなり、

今則不然、厚作斂於百姓、以爲美食、芻豢蒸炙魚鼈、大國累百器、小國累十器、前則方丈、目不能徧視、手不能徧操、口不能徧味、冬則凍冰、夏則飾饐、人君爲飲食如此、故左右象之、是以富貴者奢侈、孤寡者凍餒、雖欲無亂、不可得也、君誠欲天下之治、而惡其亂、當爲飲食不可不節、

【大意】此れ當今人主の古代聖王と相反して、飲食の過奢なれば、其の節約すべきことを云ふ、

【通釋】當今の人主は、古代聖王の如くならず、厚く民百姓より賦稅の取立て事をなし、以て己が口腹の私欲に充たすが爲めに美食を作り、先づ其の品品を概別すれば、芻草を用ゐて飼へる牛羊、穀物を用ゐて畜へる犬豕、其の他肉類の蒸し物炙り物、魚類鼈類に至るまで、大國の君主は食物の百器も累ね、小國の君主にても十器を累ね、五味の珍膳を極はめて、己が面前に四方一丈許の廣さに列らねて、奢りの有らん限

の好む所に倣ひ淫佚邪僻にして、上たる者は、之を治めがたく、其の君主は、奢靡驕侈にして、下たる者之を諫めがたし、夫れ一體に奢靡驕侈の君主を以て、上の位に立ちて淫亂邪僻の人民を下の者として治むるときは、上も既に上たる德なく、下も亦下たる道なければ、其の國家は亂れ亡ぶること無きを願ひ欲するとも得べからず、必らず亂れ亡びざれば止まざるなり、かるが故に、君主たる者に於て、誠實に天下の治まり太平ならんことを欲して、其の亂れて危亡に陷ることを忌み惡まば、衣服を爲るに當りて、古の聖王の遣り方を鑑み手本となし、其の常度に過ぎたるを辭して、節約せざるべからず、

【解義】【非爲身體】己が身體の便宜の爲めにあらず、上文の故聖人爲衣服適身體和肌膚而足矣とあるに對して云ふ、【皆爲觀好】見榮を張り數寄好を凝らすこと、上文の非榮耳目而觀愚民也とあるに對して云ふ、【淫僻而難治】淫は邪なり、「よこしま」僻は不正なり、「ひがむ」こと、凡そ物皆常度に過ぐるを淫と謂ふ、必らずしも女色に耽るのみならず、【御淫僻之民】御は、もと馬を使ふを御と云ふ、其れより物を使ひ、又は治むることを、御と云ふ、詩經の大雅思齊の篇に、刑于寡妻至于兄弟以御于家邦、とあり、朱注に御治也と云へり、

上古之民未知飲食時、素食而分處、故聖人作誨男耕稼樹藝、以爲民食、其爲食也、足以增氣充虛彊體適腹而已矣、其用財節、其自養儉、故民富國治、

【大意】此れ上古の時、民食の未開なるより聖王耕稼の制あることを云ふ、

【通釋】上古の人民蒙昧にして、未だ火を焚き物を煮て、湯を飲み穀を食ふが如きことを知らざる時、草木の有る處に就き、菓實を採りて食物となし、彼處此處に分散して居り、未だ完全なる社會團體をなさず、かるが故に、聖人出て、農作を創じめ、男子に親く耕作植付け種蒔の事を作り示して、教誨し、因りて人民

無用無益の事に濟し了ふるなり、

【解義】【靡曼之衣】靡は輕くして麗しきなり、曼は輕くして細かなるなり、【鑄金爲鉤】鉤は韻會に古兵有鉤有鑲、皆劍屬、引來曰鉤推去曰鑲とあるを引きて、一種の劍なりとの說あれども、孟子の告子の篇に豈謂一鉤金とありて、注に鉤帶鉤也と云へるに徵すれば、帶に附ける鉤の形に似たる環なり、史記の管仲傳にも射而中帶鉤の文あり、【珠玉爲佩】水中より出づる玉を珠と云ふ、佩は佩び物なり、禮記の玉藻に、天子佩白玉公侯佩山玄玉大夫佩水蒼玉士佩瓀玟とあり、亦皆玉を佩ることを見るべし、【以身服之】四字頗る味ふべし、天下の財寶衆人の勞力を費やし殫くし、何れに用ふるかと云へば、唯專ら人主の一身を以て悉く之を服す、如何にも昏君驕主が一身の爲めにのみ圖りて、他を知らざる情狀を寫出して妙なり、【此非云益煗之情】兪樾はいはく、情は實と云ふが如し、云は廣雅の釋詁に、有也とあり、煗は煖なり、本文の意は、此れ煖なる實を益すことあるにあらずとの義なり、上文に冬則輕煖夏則輕凊とありて、此に獨り煗のみを言うて、凊を言はざるは、衣服は、もと煗を以て主とすればなりと、一說に之情は、之凊の誤にて之は與なり、本文は宜く此れ煗と凊とを益すと云ふに非ざるなりと讀むべしと云へり、今兪氏の說に從ふ、

由此觀之、其爲衣服、非爲身體、皆爲觀好也、是以其民淫僻而難治、其君奢侈而難諫也、夫以奢侈之君、御淫僻之民、欲國無亂、不可得也、君誠欲天下之治而惡其亂、當爲衣服、不可不節、

【大意】此又衣服過奢の弊を述べ君主の節制を加ふべきことを云ふ、

【通釋】此の義より推して之を觀れば、彼れ當今の主が衣服を爲るは、古代の聖人の如く、身體に適し肌膚を和ぐるが爲めにあらず、何れも皆見榮好みの爲めに、美麗奇珍の飾をなすなり、是を以て國民亦皆上

は文章采色にて、「あやかざり」のこと、【其所道之然】之は是の假借字、管子の山權に數之龜爲無貲とあり注に之は是也と云へり、【自養之情】情は實情なり、【而易贍也】贍は本と澹に作る、又澹に作る、足なり、滿足すること、【足以待不然】待は備禦なり、已に上文に見ゆ、不然は本文の府庫實滿に對して府庫虛虧して財物不足なるを云ふ、【兵甲不頓】兵は兵器、甲は甲冑なり、頓は鈍なり、漢書の賈誼傳に、芒刄不頓とあり注に頓讀曰鈍と云へり、

當今之主、其爲衣服、則與此異矣、冬則輕煗、夏則輕凊、皆已具矣、必厚作斂於百姓、暴奪民衣食之財、以爲錦繡文采靡曼之衣、鑄金以爲鉤、珠玉以爲佩、女工作文采、男女作刻鏤、以身服之、此非云益煗之情也、單財勞力、畢歸之於無用也、

【大意】此れ當今人主の古の聖王と相反して、衣服の過美なれば、其の節度を立つべきことを云ふ、

【通釋】當今の人主は如何と云へば、彼れは衣服を爲ることは、上古聖王の所爲と相異れり、冬は輕くし暖かなる衣服を用ゐ、夏は輕くして凊き衣服を用ふ、此等は皆已に具備しありて、實際上左程の不自由を感ずることなき筈なり、されども、必らず厚く百姓より租稅雜金を取り立て、暴虐を以て、民百姓が日々の衣食に充つる財物を奪ひ取り、民を飢やし凍かして顧みず、以て錦繡文采の衣裳細輕にして美麗なる服裝を爲り、金屬を鑄造して身に帶の飾りなる鉤環となし珠玉を雕琢して佩び物となし、之が爲めに、女工は文采の飾り物を作り、男工は刻鏤の飾り物を作り、天下の寳を費やし、男女衆人の力を疲らし以て、我が一身に悉く集めて服用し、榮耀榮華を誇ることをなせり、されども此の物が格別に衣服として身體に煖かなる實効が有るにはあらず、只全く天下の財用を殫くし費やし、衆人の力を苦め勞らして、畢竟は之を

當是之時、堅車良馬不知貴也、刻鏤文采不知喜也、何則其所道之然、故民衣食之財、家足以待旱水凶饑、何也、得其所以自養之情、而不惑於外也、是以其民用儉而易治、其君用財節而易贍也、府庫實滿、足以待不然、兵革不頓、士民不勞、足以征不服、故霸王之業、可行於天下矣、

【大意】聖人衣服を節約し華奢に陥らざるの效驗を云ふ、

【通釋】さて是の時に當りて、堅牢の車駿良の馬あるも、貴重することを知らず、刻鏤の飾、文采の美あるも、喜悦することを知らず、乃ち只是れ質實を主として、其の他を顧みず、何の故に然るかと云へば、彼れが常に率ひ行へる道が、淡泊にして自から欲心を省き、外物に牽かれ惑はざればなり、かるが故に、人民の衣食に用ふる財物は、家家戸戸毎に皆十分して、萬一旱魃大水凶作饑饉の患あるとも備へ禦ぐに足れり、是れ何の故なるかと云へば、各自に能く其の己を養ふことある實情を納得して、其の身分身分に從ひ落ち付きて、外方の奢侈贅澤に誘はれて惑はざればなり、左れば其の人民は自から儉約の事を用ゐ行へるが故に上たる者之を治め易く、其の君主は財を用ふること節度ありて、而も無益無用の費をなさゞるが故に、十分に贍て別段に不自由なることを感せざるなり、而して國家府庫の食貨は愈益富實充滿して萬一損失缺乏の變に備ふるに足り、兵器甲冑鋭利堅固にして鈍からず、士臣人民は苦勞せざれば其の力疲れ弱らず以て鄰邦敵國の來り服せざる者を征伐して降だし從はしむるに足れり、かるが故に霸者王者となりて、各國を統べ治むる事業は、天下に行ふ可し、

【解義】【刻鏤文采】刻鏤は已に上節に解せり、文采

絹布の身體に愜ふが如く輕く暖ならず、夏の暑に至れば葛袗の如く輕くして凊からず、聖王は以て普通の人情に叶ひ中らずとなす、かるが故に己れ先づ作爲して、婦人に示し敎へ、絲麻を治め整へ布絹を捆固め以て人民の衣服を爲れり、其の衣服を爲る法は、冬の寒きに至れば、純白なる帛を中衣として、上服を加へ、以て輕く且煖かなるを爲すに足れり、夏の暑きに至れば細葛粗葛の衣を中衣となし、以て輕く且清くなすに足るべく、此の外餘計の事を望むべからず、僅に此の如きことを得ば則ち其れにて止むが、即ち此れ其の法度なり、かるが故にもと聖人が衣服を爲るは、それにて身體に適合し、寒からず暑からずして、肌膚を調和すれば、此の上もなき滿足なり、何にも美衣奇服を競ひ衒うて、耳目の見榮を貪り、愚民に親し誇らんが爲めにあらず、

【解義】【衣皮帶茭】皮は鳥、獸の皮なり、「禮記」の禮運篇にも、上古の事を説きて、未有麻絲衣其羽皮とあり、王引之曰く、茭は草索なり、帶茭とは、草索を以て帶となすなり、尚賢篇に傅説被褐帶索とあり、帶索は即ち帶茭と同じと、孫詒讓は喪服に用ふる絞帶にして、絰帶を云ふとなせり、【輕而凊】凊は冷なり曲禮にも冬溫而夏凊とありまた凊は寒なり、【作誨婦人】作は起なり、誨は敎誨なり、淮南子の氾論訓に、聖人制作の事を述べて、爲鷙禽猛獸之害傷人而無以禁御也而作爲之鑄金鍛鐵以爲兵刃猛獸不能爲害とあり、本文の故作は、此の而作と句例相似たり、而は則と同義に用ふ、【治絲麻】絲は細絲なり、【綑布綃】綑は織なり、綃は生絲なり、又綺の屬、「うすぎぬ」本書非樂上篇に綑布縿の文あり、非命下篇には捆布縿に作る、綑と捆は假借して用ふ、綃は繰と通ず、故に彼の篇に誤りて縿に作れりと、孫氏は云ふ、【練帛之中】練は熟煮せる帛を云ふ、中は中衣にして、裏服なり「したぎ」されども凡そ上服以內の衣、通じて中衣と稱す、賈公彥が儀禮聘禮の疏に、凡服四時不同假令冬有裘襯身有禪衫、又有襦袴、襦袴之上有裘、裘上有裼衣、裼衣上有上服とあり、裼衣も亦通じて中衣と謂ふ、練帛之中は、練帛を以て中衣となすなり、【絺綌之中】絺は細葛なり、綌は粗葛なり「論語」の鄕黨篇に、當暑袗絺綌必表而出之とあり、何註に必表而出之加上衣也と云へり、

かなることを欲し願うて、其の亂れ危くなるを忌み惡まば、宮室を爲くるに當りて、固より上古未開の陵阜穴居の蠻風に安んずべからざるも、亦餘りに華奢贅澤を盡くして人民の膏血を搾り取りて竟に國家の滅亡を招くべからず、宜く古代聖王の所爲を鑑み、中庸の法度を以て節約せざるべからず、

【解義】【曲直之望】或は曲轉或は直徑の眺あるを云ふ、乃ち宮室臺榭の各皆相當なる模樣趣きあるなり、【青黄刻鏤之飾】青黄は靑と黄の色彩なり、韓非子に夫視鍛錫而察青黄區冶不能以必とあり、「楚辭」の橘頌に青黄雜糅文章爛兮とある如き、皆青黄を以て色彩の美麗となせり、刻鏤は刻は雕刻鏤は「ゑる」「ちりばむ」文飾を刻み施すなり、【皆法而象之】法は手本となすこと、象は形象の象にて、「かたどる」と譯す、【振孤寡】振は賑の古字「にぎはす」孤寡は孤兒寡婦何れも頼るべきなき窮民なり、【當爲宮室】當は値なり、「あたる」と譯す、宮室を爲るに際してなり、王引之は當は猶則也と云へり、「すなはち」と譯す、今後說に從ふ、

上古之民未知爲衣服時、衣皮帶茭、冬則不輕而煖、夏則不輕而凊、聖王以爲不中人之情、故作誨婦人、治絲麻、梱布絹、以爲民衣、爲衣服之法、冬則練帛之中、足以爲輕且煖、夏則絺綌之中、足以爲輕且凊、謹此則止、故聖人之爲衣服、適身體和肌膚而足矣、非榮耳目而觀愚民也、

【大意】古代聖衣服の質實なることを述ぶ、

【通釋】上古の蒙昧無智なる人民、未だ衣服を以て身體に被らしむること知らざる時、鳥獸の皮を剝ぎて衣となし、茭とて草繩の類を索となせるを帶となし、未だ麻絲布帛の類あらずして、冬の寒きに至れば

子之不事父弟之不事兄臣之不事君也故天下之君子與謂之不祥者とあり、莊子の齊物論に、有成與虧故昭氏之鼓琴也、無成與虧故昭氏之不鼓琴也とあり、竝に故の字を、則の字と同義として用ふ、易の豫の彖傳に、天地以順動故日月不過而四時不忒四時以順動則刑罰淸而民服とあるが如きは、故と則との兩字を、互文として用ふるなり、

當今之主、其爲宮室則與此異矣、必厚作斂於百姓、暴奪民衣食之財、以爲宮室臺榭曲直之望、青黄刻鏤之飾、爲宮室若此、故左右皆法而象之、是以其財不足以待凶饑振孤寡、故國貧而民難治也、君實欲天下之治而惡其亂也、當爲宮室不可不節、

【大意】當今人主の聖王と相反して、宮室の過美なれば、其の節度を立つべきことを云ふ、

【通釋】當今の世の人主たる者如何と云へば、彼が宮室を作爲することは、聖王の爲し方と異れり、彼れは必らず法外に厚く百姓より税斂を搾取りて、人民の衣服飲食に供すべき材料を、暴壓して奪ひ取り、其れで以て己が觀覽娛樂をなせる宮室臺榭の或は曲り圓に或は直く角だてる形狀を爲り、又青色黄色の配合、刻み雕り物ある粧飾を爲れり、今の人主が宮室を爲ることの甚だ奢美に過るや此の如し、かるが故に上の好む所は下必ず之に倣ひて、人主の左右に侍べる臣下は、何れも皆人主の遣り方を手本とし象り行ひて、競うて華奢贅澤の奢を盡せしかば、竟に國家の財用は平生無益の事に費やし竭きて、一旦凶作饑饉に逢ふも、之が禍を禦ぐに足らず、鰥寡孤獨の窮民を見るも、之が困窮を賑し救ふに足らず、かるが故に、國家は貧窮に陷りて、人民は難義不平を訴へて治めがたきなり、然れば君たる者、實に天下の治まり安ら

作爲衣服帶履、便於身、不以爲辟怪也、故節於身、誨於民、是以天下之民可得而治、財用可得而足也』

【大意】聖人宮室の節度ありて妄に華奢の弊に過ぎざるを云ふ、

【通釋】上述の如く、宮室の制は、實用を主とし、無益の事はなさず、皆一定の度あり、乃ち其の一定せる工役の法を以て、規則通りに人民を使役して、其の城郭を脩治し、自餘の事に過度に使役せざるときは、人民は勞れ働くとも、左程傷害を感ぜざるなり、其の一定せる收税の法を以て、規則通りに、其の租税を取り立て、餘分の税を、過度に搾り取らざるときは、人民は費へ消すこと多くとも左程病み苦まざるなり、さて人民の病み苦むことは、以上の事にあらず、上たる者が百姓に向うて、定法以外に厚く税斂を誅求するを病み苦めり、乃ち法外の運上取り立てを苦めるなり、是の故に聖王は宮室を作爲するも、唯僅に生活の便利なるを主とする計にて、何にも美麗宏壯なる宮殿を構へて、遊觀娛樂の物とはなさず、衣服帶履の如き服裝を作爲するも、唯僅に身體の都合便利なるを主とする計にて、何にも艶麗外觀を衒ひて、僻異怪奇の風を爲さず、されば聖王は先づ己が身の上に節約して、人民を敎誨せり、是を以て、天下の人民至りて多けれども、得て治むべし、天下の財用至りて多く費ゆれども、得て足すべきなり、

【解義】【以其常正】正は征と同じ、孟子の梁惠王篇に關譏而不征とあり、朱註に征稅也と釋せり、常征は常税なり、【厚作斂於百姓】王引之が説に據れば、作斂は籍斂と同じ、籍の古音は昨と同じく、作は昨と其の音同きを以て、假借して用ふ、墨子の節用上篇に、其籍斂厚とあり、籍は税なり、籍斂は、税斂にて、作斂も亦同じ、廣瀨旭莊は、以其常役より以下、本句に至るまでを以て、羨文となせり、亦一説なり、【觀樂】觀は遊なり「あそぶ」、樂は娛樂なり、又按ずるに、觀は歡の訛、「よろこぶ」、【辟怪】辟は僻と同じ、【故節於身】王引之曰く、故は則と同じ、本書の天志篇に、當若

ち下の如し、曰く宮室の高さは、以て地面の濕潤を避くるに足り、宮室の外部は、以て外より吹き入る風寒氣を禦ぐに足る、上の方は、天より降だる雪霜雨露を禦ぐに足り、宮室を繞る牆垣の高さは、以て內外の界を立て、男は外に居り女は內に居る禮法を立てゝ區別するに足るべく爲し、其他餘計の事は望むべからず、僅に以上の用向を達することを得れば、則ち其れにて止むるが、是れ其の制法なり、此の外、凡そ財貨を消費し人力を勞疲するのみにて、別段の利益を增加せざる者は、一切禁じて爲さざるなり、

【解義】【上古】極めて古き時代、【宮室】古代は上下通じて家屋を宮と云ふ、秦の始皇以後は、帝王の家屋を宮と云ふ、但、宮室と連用するときは、今日に至るまで上下通用することを得るなり、【陵阜】大阜を陵と云ふ、阜は高厚の地なり「をか」と訓ず、【穴而處下】穴は土を鑿ち窟室を造くるなり、處下とは下處に居ること、孫詒讓は、穴の字の上に、疑らくは一字を脫せしならんと云へども、「淮南子」の氾論訓に古者民澤處復穴とありて、高誘が注に處居也、復穴重窟也、毀隄防岸崖之中以爲窟室、と云へるを觀れば、此の穴と同きならん、【故聖人作爲宮室】或は曰く作は起なり、聖人始めて出るを云ふ、淮南子の氾論訓に、聖人乃作爲之築土構木以爲宮室とあり、注に作起也と云へり、周易の繫辭にも包犧氏沒神農氏作斲木爲耜の文あり、此の說亦以て一說となすべし、【室高足辟濕潤】室高は堂基の高さを云ふ、辟は避と同じ「羣書治要」は避に作る、【邊足以圉風寒】邊は側なり家屋の側面を云ふ圉は禁なり、禦なり、「太平御覽」に本文を引きて禦に作る、【上足以待雪霜】上は家屋の上方なり、待は禦なり、【男女之禮】男は外に居り、女は內に處るを以て、禮となす、【謹此則止】謹は厪と同じ又僅に作る、「わづかに」と訓ず、

以其常役、脩其城郭、則民勞而不傷、以其常正、收其租稅、則民費而不病、民所苦者非此也、苦於厚作斂於百姓、是故聖王作爲宮室、便於生、不以爲觀樂也、

に作る、今藤校に據りて改む、【此其離凶饑甚矣】舊本に饑を餓に作る、今孫校に從ひ下文に據り改訂す、

辭過第六

辭過とは過ぐるを去るなり、辭は辭し去るなり過は過多なり、本篇は人主たる者、宜く上代の質實を顧みて、後世の奢侈に過ぐるを辭し去り、節制を加ふべきことを論ずるを以て、辭過を、篇名となせり、畢沅は曰く、辭受の字は、辤を用ふべきを、經典には假借して辭を用ふ、過とは宮室衣服飮食舟車蓄私の五者の過るを謂ふと、孫詒讓は此篇、亦節用篇と文意略同じ、群書治要には引きて、並に七患篇に入れり、以て後人の妄に分けて一篇となしたる者にして、其の古本にあらざることを知るべしと云へり、

子墨子曰、上古之民未知爲宮室時、就陵阜而居、穴而處下、潤濕傷民、故聖王作爲宮室、爲宮室之制曰、室高足以辟潤濕、邊足以圉風寒、上足以待雪霜雨露、宮牆之高、足以別男女之禮、謹此則止、

【大意】先づ古代の聖王宮室の質素にして實用に止まることを述ぶ、

【通釋】子墨子當世華奢の弊を說かんが爲めに、先づ家屋の上に就き、上古の質實なる有樣を說きて曰く、上古の人民蒙昧無智にして、未だ後世の如く、宮室家屋を爲ることを知らざる時は、高き陵阜の地に就きて居り、又穴を鑿ちて卑き土地に處ること、彼の動物の如くなりしが、地氣の潤濕よりして、病氣發生して、人民を傷害せり、かるが故に、智德の秀でたる聖王起りて、工夫を凝らせし結果、宮室を爲りて、人民の住居を與へたり、さて其の宮室を爲る制法は、乃

饑困苦の弊を免ること能はざらしむるは、實に賢人を用ゐて善政をなすと、愚人を用ゐて惡政をなすとに由れり、然れども是の事や、天下或は未だ之を知らず、故に其の已に知れる食を備ふることに就きて、其の未だ知らざる賢を用ゐて政をなすべきことを諭して曰く、人固より食を備へざるべからず、然れども善く食を備へんと欲すれば、當に賢材を用ゐて善政を行ふべしと、嗚呼是れ墨子本篇主意の歸宿する處となす、

名言

五穀盡收則五味盡御於主、不盡收則不盡御、

時年歳善、則民仁且良、時年歳凶、則民吝且惡、

爲者寡、食者衆、則年無豐、

倉無備粟、不可以待凶饑、軍無備兵、雖有義、不能征無義、城郭不備全、則不可以自守、心無備慮、不可以應卒、

備者、國之重也、食者國之寶也、兵者國之爪也、城者所以自守也、

食者、聖人之所寶也、

國無三年之食者、國非其國也、家無三年之食者、子非其子也

存異

【適國至境】適舊本に邊に作る、今洪頤煊の説に從ひて改む、【仕者持祿】舊本に持を待に作る、今群書治要に據りて改む、【游者養佼】舊本に養佼を憂反に作る、今群書治要に據り、反を佼に訂し、王校に從て、養を愛に作る、【臣懾而不敢咈】舊本に臣の字なし、今群書治要に據りて補ふ、咈を拂に作る、亦治要に據りて改む、【所信不忠】舊本に信を言に作る、今群書治要に據り改む、【地不可不力】舊本に力を立に作る、一本に從うて改む、孫校亦力に作る、【二穀不收謂之旱】舊本に旱を旱に作る、今俞校に據りて改む、【徹鼎食五分之三】舊本に三を五に作る、今藤校、孫校に據りて改む、【君之朝衣】舊本に之朝を朝之に作る、今藤校に從ひて改む、【今歳凶饑民饑於道】舊本に今歳凶民饑道餓に作る、義頗る通ぜず、今愚意を以て改む、【此疚重於隊其子】舊本に重其子此疚於隊に作る、今俞校に據りて改む、【爲者寡】舊本に寡を疾に作る、今孫校に從ひて改む、【故倉無備粟】舊本に倉を食に作る、今藤校孫校に據りて改む、【是若慶忌無禦之心】舊本に禦を去

に當に家の字に作るべしとなす、亦一説とすべし、

総評

通篇五段に分つ、先づ國有七患を以て說起し、其の條目を列擧す、是れを一段となす、次に五穀の國家に必要にして闕くべからざると、凶饑に逢ふ時、君臣節約の事とを述べ、此告不足之至也の一句を以て、一束す、仍是れ上段七患中より特に畜種菽粟不足以食之の語意を捉へ來りて、此の論をなす、文は斷絕するに似て、意は接續す、是れ二段となす、次に今有負其子而汲者の一喩を以て、凶饑の民は其疾苦の更に此より甚きことに說入し、民心の善不善も亦歲の豐凶如何に由りて分かれ、又平生の政事如何に由りて、歲豐稔と雖も、亦豐稔の實效なく、歲凶饑と雖も、亦凶饑の實害なきことを論じ、爲者寡食者衆則歲無豐と云ひ固本而用財則財足と云ひ、處々に主旨を點出し、然而民不凍餓者何也、其生財密其用之節也の句を以て、亦一束して、主旨を全く露出す、是れ三段となす、次に先づ倉無備粟不可以待凶饑の句を以て、上段を承け、庫無備兵より以下、城郭不備全云々と心無備慮云々とを各項に說下し、桀紂の亡滅を擧げて、國に備禦なかるべからざることを云ひ、而して備の中に就きて、食と兵と城とは、尤も緊要なることを說きて、此三者國之具也と叫破し、以て大に注意すべきことを云へり、而して故曰以其極賞より以下、無功の人を賞し、車馬衣裘の備、宮室觀樂の治、棺椁衣衾墳墓の脩、民苦み財殫き、國家人民共に傷亡の患を免れざるを說き、此皆備不具之罪也の一句を以て、一束して、首段に列擧せる七患を顧み、一一照映して云ふが如く、亦一一拘泥せずして論ずるが如し、蓋其の有意無意の間に立て、不即不離の筆を用ゆるとは、是れ古文の短處にして、亦其の長處となす、是れを四段とす、末段仍亦國家人民の共に食を備へざるべからざることを云ひ、食者聖人之所寶也を以て起して、此之謂國備の句を以て結び、七患の中最も食の不足を患ふべく注意すべきことを云ふ、要するに賢愚知不肖の別なく、人の最も愛重する者は、生命より大なるはなし、生命を維持するは食より大なるはなし、故に食の備へざるべからざるは、天下皆已に之を知れり、而して食をして凶年に在るも、豐年と同く、缺乏不足の患なく、豐年に在るも、凶年と同く、飢

後人改めて樹に作りしならんと、畢沅は云へり、謝は樹と同じ、臺の類にて亦同く「うてな」と譯すれども、臺は高く土を築きて造れるのみにて屋宇なけれども、樹は屋宇ある臺なり、高木猷は本句と次句と共に、上文と其の義重複すれば、疑ふべしと云へり【府庫畢於内】畢は殫と同じ盡くるなり府庫に貯蓄せる財貨は國内に於て盡き無くなるを云ふ、【國離寇敵】離は罹と通ず「かかる」敵國の來寇に逢ふなり、○寶爪守畢沅は古韻相通となせり、

且夫食者、聖人之所寶也、故周書曰、國無三年之食者、國非其國也、家無三年之食者、子非其子也、此之謂國備、

【大意】 此れ殊に食の尤も備へざるべからざることを云うて、上文を繳結す、

【通釋】 其の上に一體、食物は、聖人の寶物として尊重する所なり、食なければ、人は一日一刻も生するを得ず、かるが故に、周書に曰く、苟も一國として三年間維持の食物を蓄ふること無き者は、國あれども、亡滅を免れずして、其の國として存立せざるなり、苟も一家として、三年間維持の食物を蓄ふること無き者は、家族は離散して、子あれども、親に事ふることを得ざれば、親より其の子として視ることを能はざるなり、されば此の上に述ぶるが如く、平生善く注意して、萬一の變に對する備へ手當をなすを、之れぞ國家の備と謂ふなり、國家を有つ者、豈に自ら其の備を怠りて爲さゞるべけんや、

【解義】 【周書】周代の書なり、孔子の刪れる尙書以外の文なれば、世に逸書と稱す、孫詒讓は、墨子は夏代の敍を稱述する者にして、太平御覽五百八十八に胡廣百官箴敍云墨子著書稱夏箴之辭とあるを引きて、本書の周書とあるを、夏箴に改むべしと云へり、【子非其子也】畢沅は周書にある夏箴に小人無兼年之食遇天饑、妻子非其有也、大夫無兼年之食、遇天饑、臣妾輿馬非其有也、國無兼年之食、遇天饑、百姓非其有也と云へるを引きて、本文の義と大略相同じとなせり、藤澤南岳は、本文の二の子の字を以て、並

なり、乃ち備ふべき中の主要なる者なり、かるが故に曰く、國家の至極に重きを置ける賞譽を以て、功勞なき人に賜ひ、國家の府庫に貯へる財貨を空虛にして、車馬衣裘の數寄好みを凝らし備へ國民より徵集せる役夫徒卒を苦め使ふに、己が觀覽娛樂に供する宮室を治め築き死する時は、又厚く鄭重にして遺骸を藏むる棺椁を造り、多く澤山に美麗なる衣衾を爲りて遺骸に被せ、生存中は、遊觀の爲めに臺榭を治め築き、死すれば又埋藏の爲めに墳墓を立派に修め飾ることをなす、かるが故に國民は建築工事に使役せられて、外方に苦しみ、府庫の財貨は、失費多端にして、內部に於て乏く殫く、上たる者快樂を貪りて厭き足ることをなさず、下たる者は日夜虐使誅求せられて、疾苦に堪へず、此れたとひ國家無事なるとも、固より將に維持存續に苦まんとす、かるが故に、其の國一び寇敵の侵略に逢ふときは、傷害を受け、人民忽ち凶饑の災を見るときは、直ちに死亡の厄に逢ふ、此の如きは、皆上たり君たる者が、豫め平生に於て、萬一の變事に對して備禦手當が、十分に具はらざる罪なり、

【解義】【兵者國之爪也】爪は指頭の甲「つめ」なり、其の能く物を爬くよりして、輔佐防衛の義に轉用し、齒牙の能く物を嚙むと共に、連熟して爪牙などの語あり、國之爪は乃ち國の輔佐となり防衛となる義なり、後世軍隊を國爪と云へるは、墨子の此語より始まれり、【故曰以其極賞】高木猷は故曰の下、恐らくは脫誤あらんと云へり、今按ずるに或は然らん、極賞とは、至極無上の褒賞なり、孫貽讓は「周書」の命訓篇に極賞則民賈二其上一賈二其上一則民無レ讓無レ讓則不レ順とあるを引きて、本文を解せり、【以備車馬衣裘奇怪】裘と奇の間に、宜く之の字を加へて看るべし、乃ち車馬衣裘も通常の物にあらずして、珍奇怪異なる者を備ふることを云ふ、本書辭過篇に、作二爲衣服帶履一便二於身一不三以爲二辟怪一也とあるは、此の反對の義を述ぶるなり、【以治宮室觀樂】室と觀の間、之の字を加へて看るべし、乃ち宮室も通常の物に止らずして、美麗壯大なる觀て樂しむべき者を治め造るを云ふ、辭過篇に作二爲宮室一便二於生一不三以爲二觀樂一也とあるは、此の反對の義を述ぶるなり、【生時治臺榭】榭の字、古代はなければ、墨子の原文には、必らず謝の字を用ゐしを、

とは天子たり、富は天下を有ちて、富と云ひ貴と云ひ、誰れ一人として比敵する者なし、然り而して兩人何れも、皆僅かに百里の土地を領せる小國の君湯武の如き者に滅亡せられしことは、如何なる故ぞや、乃ち彼れは天下の富、天子の貴を有して、而も萬一の變に應ずる備をなさゞればなり、

【解義】【待湯之備】韋昭は待は禦也と云へり、王引之は曰く敵を禦ぐを待と云ふ、【百里之君】湯武を斥す、「孟子」の公孫丑篇に湯以七十里文王以百里とあり、

故備者、國之重也、食者、國之寶也、兵者、國之爪也、城者、所以自守也、此三者、國之具也、故曰、以其極賞、以賜無功、虛其府庫、以備車馬衣裘奇怪、苦其役徒、以治宮室觀樂、死又厚爲棺椁、多爲衣衾、生時治臺榭、死又脩墳墓、故民苦於外、府庫單於內、上不厭其樂、下不堪其苦、故國離寇敵則傷、民見凶饑則亡、此皆備不具之罪也、

【大意】此れ上節の有富貴而不爲備也の句を承け、備中の最も大なる者食兵城を、三項に平敘し、益備の務めざる可らざることを云ふ、

【通釋】富貴を有つとも備をなさゞれば、彼の桀紂の如く滅亡す、かるが故に、實に備は、國家の重みなり、備なければ、國家は自然に輕くして定らず、食は國家の寶物なり、食なければ國民の生活するなし兵は國家の爪牙なり、動物に爪牙なきときは、敵と爭ふこと能はざるが如く、國家に兵なければ、他國と對抗すること能はず、城は自から據りて防禦維持する道具なり、此の食兵城の三者は、國の必らず具ふべき者

道なる敵國を征伐すること能はず、國の內城外郭備禦の方法、十分完全ならざれば、自から堅く守りて、敵國に抵抗すべからず、主將の心に豫め備へ深く慮りて、萬一の事に處する計畫設備なければ、猝かに起れる變事に應じて、防禦をなすべからず、今試みに是等の一例を擧ぐれば、昔時慶忌と云へる有名なる勇士あり、彼れが人に殺さるや、流石に勇力ありて敏捷なれども、油斷して防禦の心なきに、忽ち舟中に於て乘ぜられしかば、手輕く獨擅の勇力を出だすこと能はずして、竟に一生の不覺を取りて、刺客の手に斃れたり、是れ乃ち、如何なる人も常に備へざれば失敗を招く例證にあらずや、

【解義】【不可以待】待は「字典」に備禦也とあり、手當のこと、【庫無備兵】兵車を藏むる處を庫と云ふ故に字形も車が广(棟頭)の下に在るに象どれり、乃ち武器の倉なり、兵は武器なり、弓殳(ほこ)矛戈戟を五兵と云ふ、【不可以應卒】卒は猝と同じ、【慶忌】慶は姓忌は名、古の勇士なり、「呂氏春秋」の忠廉篇の高注に、慶忌者吳王僚之子也、有力捷疾而人皆畏之無能殺之者とあり、【不能輕出】手輕く捷力を出だし見はすこと能はざるなり、慶忌吳の鄰國に居りしが、吳王其の諸侯を合はし來り伐んことを恐れ、刺客要離を遣はし、之を殺さしむ、要離乃ち計を以て誘きて共に吳に行く、途中江を渡り中流に至り、俄に慶忌を刺して、之を殺せしこと、「吳越春秋」に見ゆ、

夫桀無待湯之備、故放、紂無待武之備、故殺、桀紂貴爲天子、富有天下、然而皆滅亡於百里之君者何也、有富貴而不爲備也、

【大意】此れ上節を承けて備なき時は天子と雖へども亦敗るゝことを云ふ、

【通釋】慶忌備禦の心なきを以て、捷疾の士なれども、不覺を取りて殺されしが、獨り一の慶忌のみならず、夫れ夏の桀王は、殷の湯王を禦ぐ備なかりし故に、湯の爲めに南巢の地に放逐せられて、天下を失へり、殷の紂王は周の武王を禦ぐ備なかりし故に、武王の爲めに殺されて亡びたり、彼れ桀紂は、共に貴きこ

書曰、湯五年旱、此其離凶饑甚矣、然而民不凍餓者、何也、其生財密、其用之節也、

【大意】此れ聖王の事を擧げて、上節の言を證す、

【通釋】かるが故に、古代の聖王と雖も、亦均く人にして、鬼神にもあらざれば、豈に能く五穀をして常不斷に十分收穫の利ありて、而も大旱大水の天災をして來り至らざら使むることを得るか、得ざるなり、さは去りながら、寒さに凍え食物に餓る窮民なきは、如何なる故なるか、乃ち其の時の仕事を勉强して、後れを取ることなく、而も自から己が身を養ふことは、儉約にして奢侈贅澤をなさざればなり、かるが故に、夏の代の事を紀せる書には曰く、夏禹王の世には、七箇年の洪水ありと、殷代の書には曰く、殷の湯王の時には九箇年の大水ありと、此れ彼の禹湯の二聖王共に凶年饑饉の災に罹り逢ふと甚だしきなり、さは去りながら當時の人民が凍餓せざることは、如何なる故かと云へば、彼れ、禹湯の聖人は財を生產することが疎濶ならずして緻密に行き届きて、彼れが財を用ふることは、節儉にして奢侈贅澤をなさゞればなり、

【解義】【禹七年水】「管子」の權數篇には、湯七年旱禹五年水とあり、各〻互に傳聞の異なるに由るなり、【此其離凶饑】離は罹と同じ「かゝる」

故倉無備粟、不可以待凶饑、庫無備兵、雖有義不能征無義、城郭不備全、不可以自守、心無備慮、不可以應卒、是若慶忌無禦之心、不能輕出、

【大意】此れ上節を承けて豫備の闕くべからざることを云ふ、

【通釋】かるが故に、倉中に萬一の用意たるべき米粟なければ、凶作饑饉に逢ふとき、之を禦ぎ救ふべからず、武庫に萬一の用意たるべき兵器なければ、我に主張すべき正義あれども、實力の弱よりして、無義不

爲者寡、食者衆、則歳無豐、故曰、財不足、則反之時、食不足則反之用、故先民以時生財、固本而用財、則財足、

【大意】　年歳の豐凶、亦一は人力に由りて然ることを云ふ、

【通釋】　年の豐凶によりて、民に良惡ありとは云へ、一體穀物を爲る者は寡く、穀物を食ふ者は衆く、即ち供給者の力が需用者の求めに應ずるに足らざれば、たとひ豐年なりとも食物は不足を告げて、豐年ならざると同きなり、かるが故に曰く、財足らざるときは、徒に財の足らざるを咎めずして、其の本に反りて、時の豐凶如何を思ひ、食足らざるときは、徒に食の足らざるを嗟くことなくして、其の源に反りて、用ゐ方の衆寡如何を思ふべし、何となれば財を生み出だすことは、時の利用にありて、食は用ゐ方の巧拙によりて、足不足の結果を見ればなり、かるが故に、古代の賢人は巧に時季を利用して、財物を生産し先づ生産の根本を堅固にして、財物を用ふ、乃ち爲る者寡からずして、食ふ者衆きに過ぎざれば、供給能く需用に稱ひ、財物常に十分に足りて、缺乏の患あることなし、

【解義】　【則歳無豐】無は有の反對にて、歳は豐なれども、豐かなる效なきなり、歳の全く豐作ならざるにはあらず、【則反之時】反は「孟子」の離婁に愛人不親反其仁、治人不治反其智」とある反の字と意義相同じ其の本に立ち反りて思ひ求むるなり、【先民】上古の君なりと云ひ、又古代の賢人なりと云ふ兩說あり、【固本而用財】上句の爲者寡食者衆とあるに反映して云ふ、

故雖上世之聖王、豈能使五穀常收而旱水不至哉、然而無凍餓之民者、何也、其力時急而自養儉也、故夏書曰、禹七年水、殷

こと、芸は蕓の省字にて、草を刈ること、

今有負其子而汲者、隊其子於井中、其母必從而道之、今歲凶饑、民餓於道、此疢重於隊其子、其可無察邪、故時年歲善、則民仁且良、時年歲凶、則民吝且惡、夫民何常此之有、

【大意】此れ年の豐凶、民心に關係するを云ふ、

【通釋】今玆に其の子を背に負うて水を井より汲む者あり、誤りて其の負へる子を井中に墜すときは、其の母親たる者、一刻も早く救ひ出さんが爲めに、必ず從うて井中より引出だすことをなさん、親子恩愛の厚きや此の如し、今や、歲凶作饑饉にして、民は道上に餓困しみて死するあり、此れ其の病に苦めることは、前の其の子を井中に墜すよりも、更に尤も甚となす、其れ察して救ふこと無るべけんや、かるが故に時に年歲豐熟なれば、人民は仁愛にして且、善良となり、時に年歲凶饑なれば、人民は貪吝にして且險惡となる、彼の人民たる者、何ぞ常久に仁良となり、亦常久に貪惡たることあらんや、畢竟年歲の豐凶如何によれるのみ、

【解義】【隊其子於井中】隊は墜と同じ、井は井なり、畢沅は阱と通ずとなせども、上文に汲者とあれば、井泉なること知るべし、【從而道之】道一本に遁に作る、或は以て循の字の訛とし、循は殉と同意味にて、凡そ身命を抛ちて事を爲すを殉と云ふ、乃ち救援の爲めに身命を顧みざるなり、此れ亦一説なれども、蘇時學は道は導と同じ、手引をなすこととせり、今後説を取らん、【民餓於道】餓は、飢と同く「うゆ」と訓ずれども、餓は飢より甚く食に飽かざるを云ふ、「韓非子」の飾邪篇に、家有常業、雖飢不餓とあり、「淮南子」の説山訓に寧一月飢、毋一旬餓とあるを見て知るべし、民餓於道とは、「孟子」の梁惠王篇に、塗有餓莩而不知發の類にて、人民は飢うること甚しく、野仆れ行き仆れとなりて死するを云ふ、

【通釋】かるが故に、三穀收めざる凶や、五穀收めざる饑などが、其の國に存在して上下困苦せる時は、一國の君主は、飮食を節儉し、五鼎中の食物五分の三を節減して撤去す、大夫は音樂を見合せて、鐘磬を釣れる判縣を撤去す、士は、長男を除き、餘の二三男の教育を見合せて、學校に入らしめず、國君朝廷に於て、政事を視る時の禮服、舊來の物を用ゐて改め造らず、諸侯の國より來れる賓客、又は四鄰より至れる使者に對して、饔飧の饗應はあれども、盛大にせず、乘車を引ける驂騑を撤除して用ゐず、往來の途道、掃除を停め、草を刈らず、馬は人の食に用ふべき粟を食はず、即ち馬を飼ふに穀粟を以てせず、女中等は帛を着ずして、布麻の類を衣となす、此の如く國君始め凡ての臣民が節約を行へるは、五穀の不作にして十分ならざることを告げ示す至極の義なり、

【解義】【徹鼎食五分之一】徹は、去なり、撤と同じ、取り去ること、鼎食は「禮記」の玉藻篇に、諸侯日食特牲、朔月少牢とあり、此の五鼎は則ち少牢なり、禮經に據るに、羊、豕、倫膚、魚、腊、を各〻一鼎に容る、之を五鼎と云ふ、五分の三を徹するときは、唯魚腊のみを食うて、他牲を用ゐざるなり、【大夫徹縣】縣は「周禮」の小胥に、卿大夫判縣去二兩面一とあり、判は半と同じ、縣は後世の懸の字にて、音樂に用ふる鐘鼓を懸るに、天子は宮縣と名け四面に懸け諸侯は軒縣と名け南面を去り他の三面に懸け卿大夫は判縣とて兩面を去りて懸け、士は特縣とて、惟一面に懸くるなり、曲禮に大夫無レ故不レ徹レ縣とあり、徹縣は懸けたる鐘鼓を取り去りて音樂を爲さゞるなり、【士不入學】「周書」の糴匡篇に成年餘子（嫡子以外の子）務レ藝年儉餘子務レ穡とあるに據れば、饑饉の年には、士の次三男等は、學校に入らずして、耕作を勉むるなり、一概に皆悉く入學せざるにはあらず、【雍飧而不盛】雍は饔と古字通ず、饔飧は、熟食なり、朝食を饔と曰ひ、夕食を飧と曰へること、孟子の注に見ゆ、周官の外饔に、凡賓客之飧、饔饗食之事とあり、賓客始めて至る時は、饔を供し、既に幣を行ひし後は、飧を供すること、鄭玄が注に見ゆ、不盛は十分なることを爲さゞるなり、【徹驂騑】車に一轅四馬あり、中央の兩馬、轅を夾む者を服馬と名づく、兩邊の馬を騑馬と名づけ、又驂馬と名づく、「そへうま」【塗不芸】塗は、涂の俗字、即ち途の

【通釋】 五穀の内、或る一穀が實のらずして收穫が不十分なる、之を饉と名づく、或る二穀が共に實らずして、收穫が十分ならず、之を罕と名づく、三穀共に實のらずして收穫十分ならず、之を凶と名づく、四穀共に收穫十分ならず、之を餽と名づく、五穀共に收穫十分ならず、之を饑と名づく、歳が饉にして一穀收らざるときは、仕官をなせる者、一國の大夫の職にある人より以下諸人は、皆國家より與ふる俸祿五分の一を減損す、歳が罕にして二穀共に收らざるときは、又其の俸祿五分の二を減損す、歳が凶にして三穀共に收らざるときは、其の俸祿五分の三を減損す、歳が餽にして四穀共に收らざるときは、俸祿五分の四を減損す、歳が饑にして五穀共に收らざるときは、盡く其の俸祿を停めて、唯扶持料若干の食を與ふるのみ、

【解義】 【謂之罕】罕舊本に旱に作る、兪樾曰く旱はひでりにて、雨らざることなれば、二穀不收の名となすを得ず、疑らくは罕の誤ならん、上に一穀不收謂之饉とありて、饉は僅の意味にて、罕と共に稀少の稱なりと、是の說從ふべし、【謂之餽】餽は匱と通ふ、乏なり、【謂之饑】饑の字、太平御覽に引きて飢に作る、字書に據るにもと饑饉の饑と、飢渴の飢とは、差別あるを混同して用ふること久しきも、實は區別して使用すべきなりとあり、【無祿稟食】古代は、士以上の者皆采邑と名け、其の祿として、土田を賜ふ、但下士及庶人の在官者は、稍食と名づけ、官の倉廩より、若干の穀を支給せり、猶我が維新以前幕府諸藩に五人扶持又は十人扶持などと稱して、廩米を支給するがごとし、稟食は即ち此の稍食なり、說文の㐭部に、稟は賜食也とあり、

故凶饑存乎國、人君徹鼎食五分之三、大夫徹縣、士不入學、君之朝衣不革制、諸侯之客、四鄰之使、雍飧而不盛、徹驂騑、塗不芸、馬不食粟、婢妾不衣帛、此告不足之至也、

【大意】 凶年の時謹慎儉薄の事を云ふ、

意を五穀の事に用ふるに如かず、如何となれば、凡そ五穀は國民の仰ぎ尊びて生命の神となす所なり、國君の以て養を爲す所なり、かるが故に、國民が仰ぎて生命の神とする者なければ、國君は養ふことなし、國君は民の力に頼りて養をなす者なればなり、又國民に於て食物がなければ、國君に於て如何に法律威力を以て迫るとも使役すべからず、是れ五穀は國家生命の基礎とも云ふべきなれば、平生無事の時に方りて、食物の事は務めざるべからず、土地田畠の事は力めざるべからず、用度には浪費せざるやうに節限せざるべからざるなり、凡そ食物は、五穀が最も貴重にして大本たれば、五穀が盡く收穫ありて豐作なるときは、五味の美珍盡く國君の口に進め獻ずべし、若し不收穫にして凶作なるときは、國君は爲めに遠慮して敢て五味を盡く取り揃へて進むること無きやうにすべし、

【解義】　【五穀】前に掲ぐる五種と同じ、又、稻稷麥豆麻を五穀と云ふ、【不可事】事は使と同じ、說已に前節に見ゆ、【五味盡御於君】酸苦甘辛鹹を、五味と云ふ、御は進なり、凡そ飲食を口に入るを御と曰ふ、【不盡收】盡不收とは、意義同からず、後者は五穀が悉皆收穫となり、即ち皆無なること前者は五穀の內收穫の者もあり、不收穫の者もあり、即ち殘らずは收まらざるなり、下の不盡御も亦此例を以て見るべし、【不盡御】畢沅は上の主と同く、押韻となせども、孫詒讓は主御は同韻にあらずと駁せり文長ければ省く、

一穀不收謂之饉、二穀不收謂之罕、三穀不收謂之凶、四穀不收謂之餽、歲饉則仕者大夫以下、皆損祿五分之一、罕則損五分之二、凶則損五分之三、餽則損五分之四、饑則盡無祿、稟食而已矣、

【大意】　此れ上節不收の句を承け凶作の區別を述ぶ、

り、之を食ふに足らず、朝廷に高位高官の大臣はあれども、愚劣不肖なるより、國家は之を事に任じて使ふに足らず、上たる者の威信薄くして、賞賜を與ふるにも、國民は別段に嬉く難有感ぜざれば、賞賜の惠みにて、國民を喜ばしむこと能はず、誅罰を加ふるも、國民は差して恐れ畏く思はざれば、誅罰の力にて、國民を威すこと能はざるは、七つの患なり、此の七箇の患を以て國の政府に居りて、國政をなすときは、必らず國の社稷を亡し無くなすなり、又此の七箇の患を以て、城を守りて防禦をなすときは、必らず敵國來り攻めて、國家は傾覆すべきなり、要するに無事有事の日に關はらず、七患の當り向ふ所は、其の國家は必らず殃あり、七患の戒むべく恐るべきこと此の如し、

【解義】【所信者至不信】所信者は、君主が信じて忠義となす所の臣下なり、不忠は、臣下が直正に忠義を盡さざるなり、所忠者は臣下が忠義を盡す所の君主なり、不信は君主が信ぜざるなり、【畜種菽粟】畜は蓄と通ず馬牛羊豕鷄を六畜と云ふ、種は黍稷菽麥稻を五種と云ふ「小學紺珠」に見ゆ、菽は畢沅は尗を正字となすと云へり、「まめ」粟は「あは」既に畜種と云うて、又菽粟を複ぬるは、疑ふべきが如くなれども、古文は往々此の例あり、深く拘らずして可なり、【不足以事之】廣瀨旭莊は事の字を使の誤にあらざるかと疑へり、藤澤東畝は墨子書中往往事使互に用ふと云へり、閒詁は「荀子」の正名篇の楊注に事任使也とあるを援きて任じて使ふと解せり、

凡五穀者、民之所仰也、君之所以爲養也、故民無仰則君無養、民無食則不可事、故食不可不務也、地不可不力也、用不可不節也、五穀盡收、則五味盡御於主、不盡收則不盡御、

【大意】　此れ七患に備ふる方法を云はんが爲めに、先づ五穀の國に闕くべからざるを述ぶ、

【通釋】　以上の七患何を以て防がんと云へば、先づ

【解義】【仕者持祿】持は、詩經の大雅鳧鷖序の疏に、執而不釋謂之持とありて、固く我が物となして、釋て放たざるなり持祿は、俗に云へる官祿に嚙り付くなり、【游者愛佼】游は遊と同じ、他郷他國に行く者を游者と云ふ、此所にては他國より來りて仕へ、若くは仕へんことを求むる士を云ふ、愛佼とは、佼は交と同じ、交際交友の交にて、相互に仕來して交はる人なり、交友を愛して互に私黨を結ぶことなり、晏子春秋の問篇に、士者持祿游者養交とあり、管子の七主篇に、好佼友而行私請とあり、又同書の明法篇に、以黨擧官則民務佼而不求用とあり、明法解には、羣臣相推以美名相假以功伐務多其佼而不爲主用とあるが如きを觀れば、晏子春秋の文は、墨子と大略同じくして、但養と愛との一字の差あるのみ、管子の文は、好佼と云ひ、務佼と云ふ、皆共に墨子の愛佼と殆ど同意義なり、亦以て此等の語は周代通語の一なることを知るべし、【君脩法討臣】脩法は、法令を修飾して自己に便宜なる樣に執行するなり、我が邦藤澤東畡は、脩法は法を弄ぶなり、君脩法云云は、即ち上の仕者游者の云云なるに至る所以なりと說けり、姑く錄して參考となす、

所信者不忠、所忠者不信、六患也、畜種菽粟、不足以食之、大臣不足以事之、賞賜不能喜、誅罰不能威、七患也、以七患居國、必無社稷、以七患守城、敵至國傾、七患之所當、國必有殃、

【大意】此れ又上に繼ぎて、七患の目を擧げ說き、七患の國を亡し殃するを云ふ、

【通釋】君主が信任して、賢人忠臣となす所の者は、案外にも忠賢の人ならず、臣下の國を思ひ君を愛して忠誠を抽んづる所の者は、不幸にして君主が信任せず、即ち奸臣佞人の君の心を惑はして得意に國に誇り、賢士忠臣は君より疏んじ遠けられて、意見を展ぶることを得ざるは、六つの患なり、六畜五種の類あれども、農民の力十分に行き屆かずして、缺乏なるよ

鄰國何れよりも援軍を送りて救ふことなし、即ち危亡の地に孤立倚ることなきは、二つの患なり、有事の日あるを思はず、常に人民を無事の時に使役し、其の力を無用無益の仕事に使ひ盡くして疲らし、妄に依怙の沙汰を以て才能なくして役に立たざる人を褒め賞して、官祿を賜ひ、國民の力は、既に無用の仕事に盡き疲らし、國家の財寶は賓客を接待するに、空虚を告げて十分なること能はざるは、三つの患なり、

【解義】【城郭溝池】郭は外郭なり「そとぐるわ」溝池は城の内堀外堀の類【適國至竟】適は敵と相通ず、竟は境の正字なり、【先盡民力】一説に民を削るべしとあり、

仕者持祿、游者愛佼、君脩法討臣、臣懾而不敢咈、四患也、君自以爲聖智而不問事、自以爲安彊而無守備、四鄰謀之、不知戒、五患也、

【大意】此亦上に繼ぎて七患の目を擧げ説く、

【通釋】本來我が國にありて仕官をなす者は、唯官祿のみを大切にして、取り失はざることを務め敢て眞實に國家の爲めに盡さず、他國より來游せる策士説客の徒は、專ら我が味方徒黨となるべき交友を愛して、己が勢力を扶植し信用を博することを務め、亦敢て忠直に其の國の爲めに謀らず、君主は何等の顧慮するなく、法律規則を脩め厲行して、臣下を督責し、臣下は君主の威嚴を懾れて、即ち無理非道の命令あるも、推し切りて咈り違はず、唯何事も御道理尤もなる仰せと畏み從ひ、上下君臣、皆姑息に流れて愛國の念なきは、四つの患なり、君主はもと平凡の人物にして、格別に稱賛の辭を呈すべき明君英主と云ふにあらざるも、君主自身は己の獨り定めにて自分を聖人智者となし、徒に高尚尊嚴の態度を粧うて、國事を問ひ省みず、專ら大臣宰相を委任し、又自身獨り取り極はめて我が國家は安寧强固なりとし、萬一の時の守り備へなく、四鄰の國より好機會を伺ひて之を擊ち亡さんと謀れども、我は油斷して、何等の警戒をなすことを知らざるは、五つの患なり、

據りて補ふ、【芻牛羊】舊本に犓羊に作る、今間詁蘇時學の說に從ひ訂正す、【夫奚說不欲】舊本に說不の間以の字あり、今藤校に據りて削去す、【是以知天欲】舊本に知の字なし、今王引之の說に從ひて補ふ、【兼愛天下之百姓】諸本に、愛の字なし、今畢本に從ひ補ふ、【其賊人多】舊本に、其賊を賊其に作る、今平議に從ひて改む、

七患第五

本篇は、國を治むる者に、七事の患ふべき者あれば、其の豫め政を修め法を具へて變に應ぜざるべからざることを論ぜしを以て、七患と名づけたり、孫詒讓は以下二篇の所論は、皆本書節用篇の餘義と云へり、

子墨子曰、國有七患、七患者何、

【大意】此先づ綱を提げ叫破し、以て下文を起す、

【通釋】子墨子國を治むる者の爲めに說て曰く、凡そ國家を治むるに於て最も大に患ふべき者七事あり、之を七患と云ふ、七患とは、全體何等を指して云へるか、

【解義】【國有七患】國は國家なり、患は患難の患にて「こまる」こと、

城郭溝池不可守、而治宮室、一患也、適國至竟、四鄰莫救、二患也、先盡民力無用之功、賞賜無能之人、民力盡於無用、財寶虛於待民、三患也、

【大意】以下七患の目を擧げて之を說明す、

【通釋】謂ゆる七患とは、國家守禦の固めたる、內城外郭溝塹池渠の修治を怠り、一旦敵の來侵に逢ふときは、支へ守るべからざるに、而も國君一己の逸樂に供ふる宮室を治め、國の守備防御を顧みざるは、一の患なり、敵國來り迫りて我が國境に至れども、四方の

作、皆必らず天心を體認して、違ふべからず、即ち天は必らず人の相愛し相利することを欲して、人の相惡み相賊ふことを欲せずして、如何なる大國となく、亦小國となく、又長幼貴賤の別なく、皆天の邑天の臣として、兼ねて有ち兼ねて食うて、何等の懸隔差別なければ、人も亦天の大恩を感謝して、大國小國となく、長幼貴賤となく、皆一樣に盛に祭りを設け天に敬み事ふることをなせり、故に天の心に從ひて、相愛し相利するとき、天も亦之を助けて福を授け、相惡み相賊ふときは天も亦之を黜けて禍を降だすことを云ひ、以て人の天を法儀として、汎く人を愛し人を利すべきことを言ふ、是れを二段となす、次ぎに昔の聖王禹湯の天を法儀とし天下を兼愛して、福を得て天子となり、昔の暴王桀紂の天を法儀とせず、天下を兼ね惡みて禍を得て、天下を失ひし事を引き、以て前段の言を實證し、結ぶに愛人利人以得福者有矣、惡人賊人以得禍者有矣の双句を以てして、別に其の是非を論斷せず、讀者をして不言の中に、自から其の得失を領會せしむ、是れを三段となす、

・名言

天下從事者不可以無法儀、無法儀而其事能成者無有也、

天下之爲父母者衆而仁者寡、若皆法其父母、此法不仁也、法不仁不可以爲法、

天下之爲君者衆、而仁者寡、若皆法其君、此法不仁也、法不仁不可以爲法、

天下之爲師者衆而仁者寡、若皆法其師、此法不仁也、法不仁不可以爲法、

天下無大小國、皆天之邑也、人無幼長貴賤、皆天之臣也、

愛人利人者天必福之、惡人賊人者天必禍之、

存異

【其事能成者無有也】舊本に也の字なし、今間詁の引ける羣書治要に據りて、也の字を補ふ、【平以水】舊本に此の句なし、今愈氏平議に從ひ補ふ、【皆有法度】舊本に法度の間、所の字あり、今治要に從ひ削る、下同じ、【三者莫可以爲治法】舊本に治法の下、而可の二字あり、今王引之が說に從ひて削る、【其施厚而不息】息、舊本に德に作る、今治要に從ひて改訂す、【奚以知天之兼而愛之】舊本に、天の下、之の字なし、今治要に

とあるも、亦此の類なり、【詬天侮鬼】上の尊天事鬼と反對す、詬は罵なり、左傳の昭公十三年に、楚靈王投龜詬天而呼の文あり、釋文によるに、詬は詈り辱むるなり、【使遂失其國家】遂は隊と通ず、易に震遂泥とあり、釋文に遂荀本作隊俗作墜義同と云へり、淮南子の天文訓の高誘が注にも、隊隕也とあり、隊失は墜し失ふなり、「とりおとしてしまふ」こと、若し本文を字の如く「つひに」と讀めば、文章に於て當に遂使に作るべし、使遂にては、上句の關繫上、其の義通じがたし、

故爲不善以得禍者、桀紂幽厲是也、愛人利人以得福者、禹湯文武是也、愛人利人以得福者有矣、惡人賊人以得禍者亦有矣、

【大意】不善の禍を得ると善の福を得るとを雙擧し兩意を對縮して結をなす、

【通釋】人を惡み人を賊へる不善なる行をなし、其の結果、禍害を天より得し者は、前述にある桀紂幽厲の諸暴王が即ち是なり、亦人を愛し人を利し、其の結果、幸福を天より授かりし者は、前述の禹湯文武の諸聖王が即ち是なり、是に由りて之を觀れば、昔より人を愛し人を利して幸福を得し者有り、人を惡み人を賊うて禍害を得る者も亦有り、禍害を取る者も、幸福を得るも、畢竟人の心得方、爲し方の如何によることなれば、豈に謹みて天を法儀として、善事善行をなさずして可ならんや、

總評文評附

通篇三段に分つ、先づ天下の事皆法儀なかるべからざることを論じて、天下國家を治むるには、父母、君主、師學、共に各闕失ありて、不仁たることを免れざれば法儀とするに足らず、惟天を以て法儀となすに如からざることを言ふ、然則奚以爲治法而可、故曰莫若法天の語、實に本篇の主腦にして、以下の文、皆此の義を敷衍して云へるに過ぎず是れを一段となす、次に既に天を以て法となす以上は、平生の心念動

昔之聖王禹湯文武、兼愛天下之百姓、率以尊天事鬼、其利人多、故天福之、使立爲天子、天下諸侯、皆賓事之、暴王桀紂幽厲、兼惡天下之百姓、率以詬天侮鬼、其賊人多、故天禍之、使遂失其天下、身死爲僇於天下、後世子孫毀之、至今不息、

【大意】此れ昔の聖王暴王の事を擧げて前節の言を證す、

【通釋】古昔の聖王夏の禹王殷の湯王周の文王武王は、何れも皆兼ねて一樣に天下の百姓を愛し恤み、自身衆人に率先して、天帝を尊信し鬼神に敬事し、其の人民を利益すること多し、かるが故に天も我が心に叶ひ氣に入ることなれば、聖王に相當なる幸福を授け、立ちて天子とならしめ、天下の諸侯皆聖王に敬み事かへ、仰ぎて己が君となせり、亦其れに反して、昔の暴虐なる王、夏の桀王殷の紂王周の幽王厲王は、兼ねて一樣に天下の百姓を惡み虐げ自身が衆人に率先して、天を詬り、鬼神を輕んじ侮り、其の人民を賊害すること多し、かるが故に、天も我が心に叶はず氣に入らざることなれば、暴王に相當なる禍を與へ、其の有せる國家を墜し失はしめ、彼れ暴王は、身は敵手に罹りて死し、天下に於て刑戮の人となり、當時の他人は勿論の事、又後世の子孫と雖も、自分の祖先の惡虐非道を毀ること、今の世に至るまで息まず、

【解義】【尊天事鬼】天は天帝なり、鬼は鬼神なり、もと天神地祇人鬼とありて、神は專ら天の神を指し、鬼は人の死して神となる者を云へども、單に鬼と云ひ、神と云ふときは、何れも通用して云ふ、【皆賓事之】廣雅の釋詁に、賓敬也とあり、賓事敬して事ふるなり、【桀紂幽厲】幽王は厲王の孫なれども、口調の都合上、先きにして幽厲と云へるなり、孟子の離婁篇に、暴其民甚則身弑國亡、不甚則身危國削、名之曰幽厲、

乎、是以知天欲人相愛相利而不欲人相惡相賊也、』

【大意】此れ又人生禍福の跡に就て、天の人を愛し人を利するを欲することを説く、

【通釋】天が苟に兼ねて人民を保有し、又人民を飼養することを觀るときは、夫れ奚ぞ復た天が人の相互に人を愛し相互に人を飼ふことを欲せざるが如き事を説くの必要あらんや、即ち別に之を説かざるも、既に判然として明かなることならずや、故に曰く人人相互に天の心を我が心となして、人を愛し人を利する者は、天より必らず之に幸福を授け、人を惡み人を賊ふ者は、天より必らず之に禍害を下だすなりと又往日に妄に其の罪に當らざる者を殺せし人は、皆已に不吉なる禍を蒙れり、夫れ不幸は罰が罪に當らずとも、罪人は相違なく罪人なり、それすらも妄に殺すときは、不吉なる禍を得る程なるに、まして通常の人人が、相互に殺せるが爲めに、天より禍を與ふることを説く必要あらんや乃ち必らず禍を與ふることは、論ずるまでもなく、分り切りたる事體なり、以上の事理に據れば、是れ正く天の心は人と人と相互に愛し又相互に利することを欲して、而も人と人とが相互に惡み又相互に賊ふことを欲せざるを知るべきなり、

【解義】【夫奚説】奚は何なり、已に上に見ゆ、【日殺不辜者】日は往日なり、「左傳」の文公七年に、日衞不睦、故取其地とあるを、杜注に日往日也と云へり、「國語」に日君之使於楚也とあり、又蔡君日其過此也とあり漢書の淮南厲王傳に日得幸上有子とあり庾子山が詩に日余濫推轂民願始天從、とあり韓退之が征蜀聯句に日王忿違傲有命事誅拔とあるが如き皆日を往日として用ゆ、辜は、罪なり、初めより何等の罰すべき罪なきを、無辜と云ふ、全く罪なきにあらざれども、其の罰に當るべき罪はなきを、不辜と云ふ、【得不祥焉】祥は詳なり、凡そ吉凶の先兆を、祥と曰ふ、徐鉉は天降すに禍福を以てせんと欲するとき、先づ吉凶の兆詳を以て、審かに告悟するよりして祥と云へりと説けり、されば祥に吉祥と凶祥とあれども、單に不祥と云ふときは、吉祥の反對と解すべし、得不祥とは、天罰を蒙ることなり、

也、人無幼長貴賤、皆天之臣也、此以莫不芻牛羊豢犬豬、絜爲酒醴粢盛、以敬事天、此不爲兼而有之兼而食之邪、

【大意】此れ天人の關繫を說きて、上文の意を明にす、

【通釋】試に天と人との關繫に就て之を看よ、今天下の廣きや、大國小國の別を問はず、苟も國たる以上は、何れも皆天の領地にして、一草一木の微に至るまで、皆天の所有ならざるはなし、人民の盛なるや幼者長者貴者賤者の差を論ぜず、苟も人たる以上は、何れも皆天の臣にして、其の支配を受けざることなし、此の如き關繫にて、人は天の邑に居り天の臣たるを以て、祭祀の禮を設け、牛羊は芻莖を以て畜ひ、大豬は穀物を以て豢ひ、又清潔にして酒醴粢盛を造り、此等の奠へ物を陳らね敬みて天帝に事へざるとなし、此れ皆天が兼ねて一樣に人民を保有し、兼ねて一樣に人民を飼ひ養へる恩德に報いんが爲めならずや、

【解義】【皆天之邑】邑は說文に國也とあり釋名には人の聚會之稱也と云へり、此にては領土の意なり、【皆天之臣】臣の字、一本に子に作る、孰れにても可なり、【芻牛羊】牛羊は芻莖を以て畜ふ、故に牛羊を畜ひ養ふを芻と云ふ、【豢犬豬】穀物を以て犬豬を飼養するを豢と云ふ、犬はもと田狗守狗豢狗の三種あり、食料に用ふるは、豢狗なり、【絜爲酒醴粢盛】絜は、潔の正字、清潔なり、醴は酒の一種「ひとよざけ」、又「あまざけ」と譯す、粢は稷なり、黍稷を鬼神に供ふるを、粢盛と云ふ、

天苟兼而有食之、夫奚說不欲人之相愛相利也、故曰、愛人利人者、天必福之、惡人賊人者、天必禍之、曰殺不辜者、得不祥焉、夫奚說人爲其相殺而天與禍

然而天何欲何惡者也、天必欲人之相愛相利、而不欲人之相惡相賊也、奚以知天之欲人之相愛相利、而不欲人之相惡相賊也、以其兼而愛之兼而利之也、奚以知天之兼而愛之兼而利之也、以其兼而有之兼而食之也、

【大意】此れ天の欲惡の事を述べて上文の意を明にす、即ち墨子は天を以て人性的智能情操ある者となすなり、

【通釋】左はさりながら全體天は何をか欲し好み、亦何をか惡める者なるかと云へば、乃ち天は必らず人人が相互に慈愛を以て交はり、相互に利益を以て救ふことを欲して、其の反對に、人人が相互に惡み嫉み、相互に爭ひ賊ふことを惡めるなり、然しながら、天は默して言はず語らざるに、今や奚を以て天が屹度人人の相互に愛し相互に利することを欲して、人人が相互に惡み相互に賊ふことを惡めることを知るか、乃ち茫漠たる天に向ひ、如何なる確證ありて、左樣なる斷言をなし得るか、是れ他なし、天は公平無私にして、誰れ彼の差別なく、兼ねて一樣に人民を愛し恤み、兼ねて一樣に人民を利し宜くなすを以て、此を確證となして右の如く斷言することを得るなり、扨又天が兼ねて一樣に人民を愛し一樣に人民を利することは、奚を以て之を知れるかと云へば、天が兼ねて一樣に人民を保んじ有ち、兼ねて一樣に人民を飼ひ養へることを以て、之を知れるなり、

【解義】【相愛相利】愛は恩愛にて慈悲深く惠むなり、利は利益を與ふることにて、都合宜く仕向くるなり、【兼而有之】有は保有の有にて、我が物として見棄てざること、【兼而食之】食は飼と同じ、食物を與ふること、「かふ」又は「やしなふ」と訓ず、

今天下無大小國、皆天下之邑

三事之如一父生之師敎之君食之非父不生非食不長非敎不知生之族也故一事之唯其所在則致死焉と云へり又禮記に事親致喪三年事君方喪三年事師心喪三年とありて、父母師君の三者は、人倫中最も尊く且大なる者となせり、今や墨子は、此の三者共に不仁多ければ、法度となすべからずと云へるは其別に尊く且大なりとなす者あるを以てなり、其の說下文に見ゆ、【莫若法天】天は說文に顚也、至高在上從一大也とありて最高最上の處にありて、凡そ有らゆる物の頂顚たれば、天と名くるなり、故に天は蒼々たる大空を指して云ふとあり、又造化の神を指して云へることあり、但墨子は有神論者にして、上帝の存在を是認する者なれば、本文の天は、上帝即ち造物主と解すべし、

天之行廣而無私、其施厚而不息、其明久而不衰、故聖王法之、既以天爲法、動作有爲、必度於天、天之所欲則爲之、天所不欲則止、

【大意】當さに天を以て法度となすべき所以を言ふ、

【通釋】されば、國天下を治むる者、何を以て治法となして可なるか、吾平素より云へり、天を法度として見習ふに若くはなしと、何んとなれば、天の行動は至りて廣く、何れも皆一樣に行渡りて、或る一方一部に私して、依怙偏頗をなすことなし、其の惠み恩澤を下界に施すことは、至りて厚くして寸時も息まず、天の光明下界を臨み照すことは、長へに久くして衰へず、かるが故に、聖王は天の爲る事を法りて手本とせり、既に天を以て法手本とするときは、聖王の立ち働きて事をなすことがあるには、必らず天に鑑み度りて之を爲し行へり、即ち天が好み欲することは之を爲し、天の惡み欲せざることは之を止めて爲さず、

【解義】【必度於天】度は音「ど」なる時は、尺度又は法度にて、音「たく」の時は、忖度の度にて、「はかる」なり此所は後者に從ふべし、己が動作所爲が、果して天の心に叶ふや否を、はかるなり、

【大意】前言を承けて本題に入り治法は天を以て法儀となすべきを言ふ、

【通釋】されば天下を治むるに、必らず法度の依據する者無るべからざることなるが、果して何を以て之を治むる法となして可なるか、假りに人は皆己が兩親の恩愛を受けざる者なければ、乃ち兩親を法則として、萬事萬行、悉く兩親の所爲の如くすれば、其の是否何如にぞや、成程（ナルホド）天下の中、人の兩親たる者は、其の數非常に衆多なるが、而も仁德ある兩親は少數にして、不仁なる兩親は多數なり、即ち比較すれば完全なる者は多からずして不完全なる者は多きなり、さらば若し皆悉く其の兩親を法度として、之に見習ふときは、此れ不仁を法度として見習ふ道理なり、苟も人として不仁を法度となすことは既に以て法度となすべからず、されば、又假りに皆己が學べる師匠を法度として見習ふときは、其の是非何如にぞや、成程天下の中にて、學問を修めて人の師匠たる者は、其の數非常に衆多なるが、而も仁德ある師匠は少數にして、不仁なる師匠は多數なり、即ち比較的其の師として完全なる者は多からずして、不完全なる者は多きなり、さらば若し皆悉く其の師匠を法度として見習ふときは、此れ不仁を法度として見習ふ道理なり、苟も人として不仁を法度となすことは、既に以て法度となすべからず、されば假りに皆己が事ふる君主を仰ぎて法度として見習ふときは如何にぞ、成程天下の中にて、君主たる者は其の數非常に衆多なるが、而も仁德ある君主は少數にして、不仁なる君主は多數なり、即ち完全なる者は多からずして、不完全なる者は多きなり、さらば若し悉く皆己が奉事せる君主を法度として見習ふときは、此れ不仁を法度として見習ふ道理なり、苟も人として不仁を法度となすことは、此れ既に以て法度となすべからず、かるが故に、上文に擧ぐる兩親師匠君主の三者は、皆尊ぶべく敬すべき者なれども、共に以て國天下を治むる法儀とは、なすべからず、

【解義】【當皆法其父母】當は嘗と通ず、嘗試なり、「こゝろみに」と訓ず又當は儻と同じ「もしくは」と訓ず、假設して云へる辭、【奚若】何如と同じ、【當皆法其學】學は己が從うて學べる師を謂ふなり、【莫可以爲治法】「國語」の晉語に欒共子の言を載せて、民生於

治め、其の次で云へば大國を治むるに而も法度の依據すべき者なきときは是れ天下を治め大國を治むる者は、反りて百工の善く辯じ治むるに如かざるなり、

【解義】【以矩爲方】矩は「かねざし」又「さしがね」とも云ふ、工匠の用ゐて方形を正だす道具、【以規爲圓】規は「ぶんまはし」工匠の圓形を正す道具【直以繩】繩は「すみなは」工匠の直線を作るに用ふる道具なり直の字の上、宜く爲の字を加へて看るべし、修辭上故らに省きしなり、下の三句皆同じ、【正以縣】縣は縣挂にて垂下せる繩、工匠の直立形を正だす道具「考工記」の輿人に、立者中縣とあり、賈公彥が疏に、其材有直豎立者中于繩縣之垂者と云へり、【平以水】平は横なる者を平かにして高下なからしむるなり、水は準なり「みづなは」又「みづもり」とも云ふ、水平なり、【巧者能中之】中は當なり、又得なり、手に入れて得心すること、【放依以從事】放は倣と同じ、似なり、【猶逾已】逾は愈と同じ、猶、已むに勝るなり、【不若百工辯】辯は辨と古字同じ、治なり、

然則奚以爲治法而可、當皆法其父母奚若、天下之爲父母者衆、而仁者寡、若皆法其父母、此法不仁也、法不仁、不可以爲法、當皆法其學奚若、天下之爲學者衆、而仁者寡、若皆法其學、此法不仁也、法不仁、不可以爲法、當皆法其君奚若、天下之爲君者衆、而仁者寡、若皆法其君、此法不仁也、法不仁、不可以爲法、故父母學君三者、莫可以爲治法、然則奚以爲治法而可、故曰莫若法天、

に限らず、皆各自に一定の法儀なかる可らず、事業をなすに、法儀の標準依據とすべき者なくして、而も其の事業が困難に耐へ終ふせて、成就することは、有らざるなり、位の上なる者としては、士が仕へて文武百官の最頂に上り、大將宰相となる者に至ると云へども、亦皆何れも標準依據とすべき一定の法儀あり又位の微なる者としては百工の事に從ひ業を營む人人と云へども、亦皆標準依據とすべき一定の法儀あり、

百工爲方以矩、爲圓以規、直以繩、正以縣、平以水、無巧工不巧工、皆以此五者爲法、巧者能中之、不巧者雖不能中、放依以從事、猶逾已、故百工從事者、皆有法度、今大者治天下、其次治大國、而無法度、此不若百工辯也、

【大意】百工の事に從ふに皆法儀あることを擧げて、天下國家を治むるに、法儀なかるべからざることを言ふ、

【通釋】今や百工の職業を執るを觀るに彼は物の方形をなさんと欲すれば、必らず矩を以て、方形の素地を定め、圓形をなさんと欲すれば、必らず規を以て圓形の素地を定め、又形ちを直くせんとするときは、必らず繩を以て直くし、正くせんと欲するときは、必らず縣挂を以て正くし、平かにせんと欲するときは、必らず水もりを以て平らかにす、凡そ工匠たる者、其の伎倆の巧なると巧ならざるとを論ずるなく、何れも皆此の矩規繩縣水の五者を以て、標準依據すべき法度となし、此に賴りて圓方直正平の五者の形を都合宜く定むるなり、而して其の中、巧なる者は能く法度を手に入れ得心し、巧ならざる拙工は、法度を十分に手に入れ得心すること能はざるもとにかく之に倣ひ依りて、其の仕事を爲して行くときは猶やめて爲さゞる者に勝れり、かるが故に百工の事に從ひ業を執る者、皆それ〴〵に一定の法度ありて之を失はざるやう務むるなり、然るに今や大なる者で云へば、天下を

存異

【子墨子】舊本に子墨子言に作る、今「呂氏春秋」に據りて、言の字を削る、【五入畢】舊本に五入必而已に作る、今畢本に據りて改む、【故王天下】舊本に立爲天子の一句あり、今按ずるに義複なれば削る、【此五君所染者當】舊本に者の字なし、今「呂氏春秋」に據りて補ふ、【貪暴可羞人】舊本に可羞人を、苛擾者に作る、今「呂氏春秋」に據り改む、【必稱此六君者】舊本に君者を、君也に作る、今「呂氏春秋」に據りて改む、

法儀第四

本篇は、人主たる者は當さに天が萬民を兼愛兼利するを以て法儀となすべきことを論ず、故に法儀を以て名づく、法は法度なり、儀も亦度なり、何れも手本の義に用ゆ「管子」の形勢解篇にも法度者萬民之儀表也とあり、通篇の歸宿は、天の公平無私にして一樣に人を愛するが如く、博く人類を愛養するが、法儀の眞正なる者にして、彼の世間に崇拜せる父母なり主君なり學問なりの如きは、未だ以て眞正なる法儀となすに足らざることを云ひ、稍、墨子の眞意を漏らせども、尙未だ語りて詳かならざる憾あるを免れず、孫詒讓は此篇所論蓋天志（本書の篇名）之餘義と云へり、今天志篇を按ずるに、洵に孫氏の言の如し、

子墨子曰、天下從事者、不可以無法儀、無法儀而其事能成者、無有也、雖至士之爲將相者、皆有法、雖至百工從事者、亦皆有法、

【大意】汎く天下に事を爲す者は、法儀あるを必要とするを言ひ、以て下文を喚起す、

【通釋】我が師墨先生は、嘗て人たるの道を論じて曰く、凡そ天下の事に從ひ業を爲す者は、何等の事業

下に顯榮なりし事と、桀紂幽厲四王の惡人に染みて、國亡び身死して、長へに天下の戮辱となりし事とを擧げ、天子に就きて、染の愼まざるべからざるを言ふ、是れを一節とす、次に齊桓晉文楚莊吳闔閭越句踐五君の善人に染みて、諸侯に覇となり、功名を後世に傳へし事と、范吉射中行寅吳夫差知伯瑤中山尙宋康六君の惡人に染みて、國家殘亡し、刑戮となり、汚名を天下に流せし事とを擧げ、諸侯に就きて染の愼まざるべからざるを言ひ、又人君の道は、人を知り善く任ずるを以て要となすべきに、六君は要を知らざるを以て、危亡戮辱を取りし事を言ひ、申さねて善人に染みて惡人に染むべからざる意を明らかにす、是れを二節とし以上を第二段となす、次に非レ獨國有レ染也士亦有レ染の語を以て、上文の非レ獨絲有レ染也國亦有レ染の語に對照回映して云ひ、或は染絲より推して、染國に及ぼし、或は染國より顧みて染士に入る、一俯一仰一進一退筆墨の妙を見るべし、而して良友に染みて、安樂榮盛なるを致せし段干木禽子傅説と、惡友に染みて損危敗辱を取りし子西易牙豎刀の徒を擧げ、其の言を實證し、終りに臨みて古詩を引けるは湛漬の愼み擇ぶべきを云ひ、單に末段を結ぶのみにあらず、又全篇の論旨を咨嗟詠歎して、總結す、是れを三段となす、蓋し全篇三十有餘の染字を連下し、以て文章を成す、後世唐の韓退之が送二孟東野一序を作るに、亦三十有餘の鳴字を以て、通篇を貫穿して姿致を取れり、評者以て其の作法全く周官考工記に基づくとなせども、退之は平生墨子を愛讀せし人なれば、亦安ぞ墨子此の篇が其の藍本たるに非ることを知らんや、但篇中宋康の事を引き、又禽子を引けども、禽子は墨子の門人にして、而も殷代の賢相傅説が上に位せるが如きは、頗る時代の相及ばざると、比擬不倫なるとを免れず、甚だ疑ふべし、此れ已に本篇の解義に於て辯明せり、

名言

染レ於レ蒼則蒼、染レ於レ黃則黃、所レ入者變、其色亦變、

非レ獨染レ絲然レ也國亦有レ染、非レ獨國有レ染士亦有レ染、

善爲レ君者勞レ於レ論レ人、而佚レ於レ治レ官、

不レ能レ爲レ君者傷レ形費レ神、愁レ心勞レ意、然國逾危、身逾辱、

其友皆好二仁義一淳謹畏レ令、則家日益、身日安、名日榮、其友皆好二矜奮一創作比周、則家日損、身日危、名日辱、

于墨子許犯學于禽滑釐とあるを引きて、本文に禽子と稱するは、是れ墨子の門人小子に成れる文ならむと云へり、【傳說】殷の高宗の相なり、此に突然として段干木禽子と並に擧ぐるは時代人物甚だ相類せず、孫氏疑うて後人の增竄となす、信に然り、【皆好矜奮】矜は音「きん」なれば矛柄なり、又、勤と通ず、音「きよう」なれば、自から賢とすることにて、「ほこる」こと、此所にては後者を用ふ、奮は俗に云へる威張ること、【創作比周】創は始造之曰創と、字書にあり、比は近なり、周は密なり、此の句は、上文の淳謹畏令と正く反對にて、乃ち己れが思ふ儘に勝手なる仕方を造り出だして、相互に私黨を結び、援け合ふことを云ふ、即ち創作は、淳謹に反對し、畏令は比周に反對して云ふ、「周禮」の考工記に、知者創物巧者述之百工之事、聖之作也とあり、又「論語」に君子周而不比小人比而不周とあるが如き、創作比周とは、同文なれども異義の者と知るべし、【子西】「左傳」に據るに、春秋時代に、子西と字せる者三人あり、一を鄭の公孫夏となす、一を楚の鬪宜申とす、一を楚の公子申となす、本文の子西は未だ孰か是なるを知らず、又論語に或問子西曰彼哉彼哉とある子西は、楚の令尹子西なりとの說ありて、此の子西も亦同人ならんとも云へり、【易牙】齊桓公の寵臣【豎刀】亦桓公の寵臣にて、易牙と共に齊の政を擅にして、國大に亂る、「左傳」に寺人貂あり、杜預が注に、寺人は奄官豎貂也、貂は刀と古字相通す、後世は刁に作りて、相別てり、【詩曰必擇所堪】凡そ古書に單に詩曰とあるは、大概は孔子の刪定せられし今の詩經を指すことなれども、時に逸詩と稱して、孔子刪定以外の詩もあり、本文の詩は即ち逸詩なれば今の詩經には載せず、堪は湛と通ず、湛は漬なり、晏子春秋の襍篇に、今夫蘭本三年而成、湛之苦酒則君子不近、庶人不佩、湛之糜醢而賈匹馬矣非蘭本美也所湛然也願子之必求所湛とあり、其の義、墨子本文と同じ、說苑の襍言篇にも、又同義の文あり、孫注に詳かなり、

總評

通篇三段に分つ、先づ子墨子染絲の嘆を記し、全篇の旨を總挈す、是れを一段となす、次ぎに非獨染絲然也國亦有染の一語を以て、上を承け下を起し、舜禹湯武四人の善人に染みて、天子と爲り、功名長へに天

【大意】　染の愼しまざる可からざるは獨り國のみならず士も亦同理なることを言ふ、是れ拓開論法を用ゐ又詩語を引いて咨嗟詠歎して結ぶ餘味掬するに餘あり、

【通釋】　染め方によりて國の興亡盛衰あるは、以上の如くなるが、更に飜りて思ふに、獨り國家のみに染め方の關係あるにあらず、吾人士たる者も、亦同く染め方に關係して、善にもなり惡にもなれり、先づ善なる方を云へば、其の與に交はる朋友が、何れも皆仁義の道を好み、性行が淳厚謹愼にして、國家の法令を畏みて、敢て非違惡行をなさゞれは、其の家日日に益し盛大に趣き、身は日々安樂に成り、名譽は日日に榮え聞ゆ、官職に居ては、其の道を得て、必らず成功あり、其の人は誰かと云へば、彼の魏の賢人段干木、墨子の門人禽子般の宰相傳説の徒が、即ち是れなり、又之に反して、其の與に交はる朋友が、何れも皆己が才智に矜り、威張りて、種々の物事を目論見企て、相互に依怙結托して、惡事惡行をなすときは、其の家は日日に損じ衰へ、己が身は日日に辱められ、官職に居ては、其の道を失ひて必ず成功せず、其の人は誰かと云へば、彼の楚の公子由字は子西と云へる者や、齊國の小人易牙豎刀の徒が即ち是れなり、古人の詩に、必らず日日の湛し染むる事柄を擇びて善に近づき、惡に遠かることを務むべしと誡めたる語あり、扨彼の詩に必らず日日湛染むる事柄を謹めとあるは、予が上に述べし染むる所を愼むが如き義を謂へるなり、左すれば、是れ決して予が今始めて唱へし臆説愚論にはあらず、古人が夙に注意を垂れられし教誨なることを知るべきなり、世の人人、上下の別なく、豈に其の所染を謹まざるべけんや、

【解義】　【官得其理矣】理は道なり、又、治と解するも可なり「をさまる」已に上文に見ゆ、【段干木】段干は姓にして木は名なり孔子の弟子子夏に學び魏文侯の師たり段干はもと魏の邑名なり木其の地に居る因て以て姓となせしこと「史記」孝子傳の集解に見ゆ、戰國策に又段干綸段干越人あり、【禽子】禽は姓にして、名は滑釐と云ふ、墨子の弟子なり、墨子の弟子にして、墨子の書中に善人君子として、古人先輩と共に列擧し、且禽子と呼びて敬稱を以てしたるは、甚だ疑ふべし、孫貽讓は、「呂氏春秋」の當染篇に、禽滑釐學

は、何の故なるか、他あるにあらず、唯、其の人君の行が、治まればなり、行が治まれるは、上文に述べしが如く善人に輔けられ、即ち其の染むる者が相當の賢人を得ればなり、かるが故に善く人君となりて、聖王賢主の譽ある者は、相當なる輔弼の人を選擇するに勞し骨が折れて、而も一旦相當な人を得れば、專ら之に委任して事に當らしむるが爲めに、任命せし官吏を、統べ治むることは格別骨が折れずして、氣樂なることなり、又之に反して平凡庸劣にして人君たることと能はざる者は、妄に形體を苦め傷ひ、精神を使ひ費やし、心を愁へしめ意を疲らせども、而も別に何等の良工夫も名案もなくして、爲めに國家は愈、危く、身は愈、辱めらるゝに至るなり、此の范吉射等の六君は、彼の人と雖も、亦自から己が君たる國家を重ぜずして滅亡するに構なく、又己が身命を惜まずして殺されて死するを喜べるにはあらず、唯其の己が自から其の所行の要約を知らざるを以ての故に、斯の如く國愈、危く身愈、辱められて、遂に滅亡誅殺せらるるに至れるなり、而して其の所行の要約を知らざるは、平生に己が身を染め化するに、相當なる輔弼の人を得て善人とならざるが故なり、

【解義】【以其行理也】廣雅の釋詁には理道也と又治也とあり、【勞於論人】論は選なり、高誘は猶擇也と云へり、【而佚於治官】佚は逸と同じ「たのしむ」【以不知要故也】要は要約なり要領と云ふが如し、

非獨國有染也、士亦有染、其友皆好仁義、淳謹、畏令、則家日益、身日安、名日榮、處官得其理矣、則段干木禽子傳說之徒是也、其友皆好矜奮、創作比周、則家日損、身日危、名日辱、處官失其理矣、則子西易牙豎刀之徒是也、詩曰、必擇所堪、必謹所堪者、此之謂也、

以て、知伯と云ふ、晉國六卿の一人なり後、趙韓魏三氏に亡さる、【智國】知氏の一族にして、國は其の名なり、知伯に臣事す、「國語」に知伯醉に乘じて、韓康子（韓氏の主）に戲れ、其の臣段規を侮りしに、伯國聞て諫めし事を載す、此に據れば亦賢臣なるに似たり【張武】智伯の臣なり、「淮南子」の人間訓に、「張武敎智伯奪韓魏之地而擒於晉陽」とあり、【中山尙】中山は國の名、尙は其の君の名なり、畢沅は「呂氏春秋」の高誘が注に據りて、魏の公子牟の後にして、中山に封ぜらるゝ者となせども、孫詒讓は、公子牟は趙の平原君秦の范雎と同時にして、墨子より頗る後人なれば、時代合はず、「水經」の注竝に「十三州志」に據るに、中山桓公、魏に滅さるとあれば、尙は桓公の名ならんと云へり、【魏義偃長】二人の姓名、共に中山の臣、【宋康】戰國の時宋の君、名は偃、僭して王と稱す、康は其の謚なり、後、淫虐を以て齊に亡さる、【唐鞅佃不禮】二人共に宋王に勸めて、淫虐をなさしめし者なり、中山尙と宋康王の亡國は、孟子の梁惠王の篇に「方千里者九（七國と宋中山凡て九國）齊集而有其一」の語とあり、又「孟子」の滕文公の篇に宋王が仁政を行ひしことを云へば、是れ孟子の時には、宋中山は未だ亡びず、然るに今墨子は、中山宋二國の亡びしことを言へるは、墨子の時世、更に孟子の後にあるが如し、孟子は力めて墨子の學を排斥せしことは、其の中に多く見ゆれば、甚疑ふべしと、蘇時學は云へり、

凡君之所以安者何也、以其行理也、行理生於染當、故善爲君者、勞於論人、而佚於治官、不能爲君者、傷形費神、愁心勞意、然國愈危、身愈辱、此六君者、非不重其國愛其身也、以不知要故也、不知要者、所染不當也、

【大意】君位の安きと危きとは所染の當と不當とに由るを言ひ上文を結ぶ、

【通釋】凡そ人君の安んじて危からざる所以の者

の人は長柳朔と王胜との奸才に惑はされて滅亡の禍を取りたるは、即ち長柳朔王胜の惡に染みしなり、同く晉の大夫に中行寅と云へる者あり、亦籍秦と高彊の二人に惑はされて亡びたり、即ち籍秦高彊の惡に染みしなり、吳王夫差は王孫雒と太宰嚭に惑はされて亡びたるは、即ち王孫雒太宰嚭に染みしなり、晉の大夫知伯搖は、智國と張武に惑されて亡びたるは、即ち智國張武に染みしなり、中山國の君にて名は尙と云へる者は、魏義と偃長とに惑はされて亡びたるは、即ち魏義偃長に染みしなり、宋の康王は唐鞅と佃不禮とに惑はされて亡びたるは、即ち唐鞅佃不禮に染みしなり、此の范吉射中行寅吳王夫差知伯搖中山尙宋の康王の六君は染めらるゝに相當の人を得ず、乃ち不善人に感化せられたるが故に其の國家は殘亡し己が身は刑戮となり、祖先を祭祀せる宗廟は破滅し、其の子孫血脈は斷絶して、遺れる種類なし、君臣は分離散亂し、人民は流浪奔亡して、復、昔日の跡を認むるに由なし、後世に及ぶまで、苟も天下の貪欲暴虐にして差づべき人を稱し擧ぐるときは、必らず此の六君を引き合せに出だすこととなれり、

【解義】【范吉射】范は姓にして、吉射は名なり、春秋時代晉國の大夫なれども、同僚の知氏中行氏魏氏趙氏韓氏と共に、晉國を分割して、其の地を有ち、世に晉の六卿と稱し、又六晉と稱し（戰國秦策に見ゆ）其の實は一國の君と同じ、故に下文に六君の中に加へ稱す、後、知氏に亡さる【長柳朔王胜】長柳は姓一に張柳に作る、朔は其の名なり、王胜の胜、一に生に作る、「春秋左傳」に、張柳朔王生あり、共に范氏の賢臣なり、本書と同からざるは、或は傳聞の異なるか、【中行寅】中行は氏にして、寅は名なり、晉國六卿の一人、上に見ゆ、【籍秦】籍は姓にして、秦は名なり、もと晉の大夫、籍游の孫、籍談の子なること「史記」「索隱」に見ゆ、「呂氏春秋」に、黃籍秦に作るは非なり、【高彊】高は姓、彊は名なり、籍秦と共に中行氏に事かふ、【吳夫差】吳國の君、子爵なれども、僭して王と稱す、後ちに越王句踐に亡さる、【王孫雒】雒は洛の古字、孫は氏にして雒は名なり、【太宰嚭】太宰は其の官にして、嚭は名なり、もと楚の臣伯州犂の子、來りて吳に仕かふ、【知伯搖】知は氏なり、一に智に作る、搖は名なり、一に瑤に作る、伯は長なり、其の家もと知氏の長たるを

高傴は晉の大夫一に卜傴と云ふ「呂氏春秋」に郄傴に作り、「太平御覽」の治道部に引て、郭傴に作れり、淸の兪樾は高は郭と古音相通ず、「詩經」の緜篇の毛傳に、王之郭門曰「皋門」とあり、郭傴を高傴に作るは、猶郭門を皋門に作るがごとしと云へり、【楚莊染於孫叔沈尹】楚莊は楚の君なり、もと子爵なれ共、僭して王と稱す、莊は其の諡なり、世に楚莊王と云へり、晉と戰ひて勝ち、一時雄を天下に稱す、五覇の一人なり、孫叔は孫叔敖なり、沈尹名は巫と云ふもと沈縣の尹なるを以て、沈尹と云ふ、孫叔と共に楚の賢臣たり【吳闔閭染於伍員文義】吳の君、名は闔閭、亦もと子爵なれども、僭して王と稱す、伍員字は子胥、文義一に文之儀と云ふ、共に吳に仕かへて名臣たり【越句踐染於范蠡大夫種】句踐又已に親士篇に見ゆ、范蠡は越の謀臣なり、大夫種は、越の大夫文種と云へる人なり、世に其官を以て大夫種と呼べり、【功名傳於後世】一說に後世の下に、もと、擧天下云云必稱此五君之辭ありしを、後人傳寫の際、誤りて脫せしならんと云へり、愚按ずるに前後の文を以て例せば、此の說或は然らん、然れども「呂氏春秋」にも、功名傳於後世とのみありて、下に何等の句なし、

范吉射染於長柳朔王胜、中行寅染於籍秦高彊、吳夫差染於王孫雒太宰嚭、知伯搖染於智國張武、中山尙染於魏義傴長、宋康染於唐鞅佃不禮、此六君者所染不當、故國家殘亡、身爲刑戮、宗廟破滅、絕無後類、君臣離散、民人流亡、擧天下之貪暴可羞人、必稱此六君者、

【大意】　諸侯の惡人に染みて暴主となりし者を擧ぐ又是れ反證となす、

【通釋】　晉の大夫に范吉射と云へる者あり、名は大夫なれども、其の實は權勢盛にして一國の君たり、此

「竹書紀年」「國語」「史記」等の書に見ゆ、【幽王染於傅公夷蔡公穀】幽王は周の天子、厲王の孫なり嬖妾褒姒に溺れ、國政壞亂す、犬戎來り侵し、王を驪山の下に殺す、其子平王都を鎬京（今の陝西）より洛陽（今の河南）に遷れり是れより王室振はず、傅公夷は、傅は邑の名、公は其の爵、夷は人の名なり、蔡公穀は、蔡は邑の名、公は其の爵、穀は人の名なり、共に周の卿士（大臣）にして、幽王に事かふ、【爲天下僇】僇は刑戮なり「羣書治要」に戮に作る、

齊桓染於管仲鮑叔、晉文染於舅犯高偃、楚莊染於孫叔沈尹、吳闔閭染於伍員文義、越句踐染於范蠡大夫種、此五君所染者當、故覇諸侯、功名傳於後世、

【大意】 諸侯の善に染みて善主となりし者を擧ぐ、又是れ正證となす、

【通釋】 獨り天下の帝王のみ然るにあらず、一國の諸侯に觀るも亦同きなり、昔時齊の桓公は、管仲鮑叔の二人を信任せしは、即ち管仲鮑叔に染みしなり、晉の文公は舅犯高偃の二人を信任せしは、即ち舅犯高偃に染みしなり、楚の莊王は孫叔沈尹の二人を信任せしは、即ち孫叔沈尹に染みしなり、吳王闔閭は伍員文義を信任せしは、即ち伍員文義に染みしなり、越王句踐は、范蠡大夫種を信任せしは、即ち范蠡大夫種に染みしなり、此の齊桓晉文楚莊吳の闔閭越の句踐の五君は、從て染らるゝ者、相當の人を得たり、故に同き諸侯より興りて、他の諸侯に長として覇者となり、其の大功盛名は、後世に傳はれり、是又諸侯と雖へども善に染むれば、善人たる證據ならずや、

【解義】 【齊桓染於管仲鮑叔】齊桓は齊の桓公なり、管仲と共に已に本書の親士篇に見ゆ、鮑叔は齊の賢臣桓公に管仲を推薦せし人なり、【晉文染於舅犯高偃】晉文は晉の文公、亦已に親士篇に見ゆ、舅犯は、狐偃字は子犯、文公の外舅（母の兄弟）なるを以て、舅犯と呼べり、「大學」に引ける舅犯曰亡人無以爲寶惟善以爲寶の語は、乃ち子犯が文公を戒めたる辭なり、

榮夷終、幽王染於傅公夷蔡公穀、此四王者、所染不當、故國殘身死、爲天下僇、擧天下不義辱人、必稱此四王者、

【大意】前文に反して暴王が惡人に染みて失敗せし事を擧ぐ、是れ反證となす、

【通釋】又惡人に染みし者を擧ぐるときは、夏の桀王は惡臣の干辛推哆の二人に惑はされて、益〻淫虐を縱にして、殷の湯王に放逐せられしは、即ち干辛推哆に染みしなり、殷の紂王は、崇虎惡來の二人に惑はされて益〻淫虐を縱にして、周の武王に亡滅せられしは即ち崇虎惡來に染みしなり、周の厲王は、虢公名は長父と云へる者と榮夷終と云へる者との二人に惑はされて、淫虐無道にして、國民叛亂して、王は彘の地に出奔して死せり、即ち厲王は虢公長父榮夷終に染みしなり、周の幽王は傅公夷蔡公穀の二人に惑はされ、淫虐を縱にせしが、後ち犬戎に殺され、周室東遷の禍をなせしは、即ち傅公夷蔡公穀に染みしなり、此の桀紂幽厲の四王は、染め方が善く當らざるが故に、其の國は殘破し、己が身は殺死して、天下の刑戮となり、後世に及ぶまで、天下の不義にして辱められし人を擧げて云ふときは、必らず此の四王を引き合せに出して乃ち天下不義僇人の代表者となれり、

【解義】【夏桀染於干辛推哆】桀は夏の桀王、禹王の後裔なり、干辛は桀の諛臣、字或は羊辛に作り、又干辛に作る、「呂氏春秋」の愼大篇に、桀爲無道干辛任威陵轢諸侯以及兆民とあり、推哆亦桀の佞臣勇力あり、又本書の明鬼篇に見ゆ、字或は雅侈に作り、又推侈侯侈推移等に作る、【殷紂染於崇侯惡來】紂は殷の紂王、湯王の後裔なり、崇侯は崇國の君、名は虎、紂の諛臣なり、惡來は秦の祖先飛廉の子にして、力あり、紂に事ふ、「史記」の秦本記に見ゆ、【厲王染於虢公長父榮夷終】厲王は周の天子なり、暴虐無道を以て、國民の爲めに彘に流されて死す、虢公は虢國の君にて、公は其の爵、長父は其の名なり、榮夷終は榮と云へる地を領して、名は終と云ひ、夷公と謚せし人なり、虢公榮公共に厲王に事かへて親近せられしこと、

を治むる上にても亦染めやう次第にて善にも惡にも成れり、先づ善に染みて成功せし聖王を擧ぐれば、昔時虞の舜帝は當時の賢者許由伯陽二人が裨益を受けて國を治めしは即ち許由伯陽に染みしなり、夏の禹王は皐陶伯益の輔けに賴りて國を治めしは、即ち皐陶伯益に染みしなり、殷の湯王は伊尹仲虺の輔けに賴りて王業を創めしは、即ち伊尹仲虺に染みしなり、周の武王は太公周公の輔けに賴りて、殷を革命せしは、即ち太公周公に染みしなり、さて此の舜禹湯武の四王は、賢者の輔導を得られしことは恰も色の染め方が至極當るが如し、かゝるが故に天下に帝王となりて其の大功盛名は、上は天に至り、下は地に至るまで、全世界を蔽うて極り竭くることなし、後世に及ぶも、天下の仁義ありて顯れたる人物を擧げて言ふときは、必らず此の四王を引き合せに出だして云へり、乃ち四王は天下の仁義顯人の代表者たり、

【解義】【舜染於許由伯陽】舜は虞帝の號、謂ゆる堯舜の舜にして、古の聖人なり、許由は堯舜時代の隱君子にして、天子より招き聘すれ共出でず、伯陽も亦當時の賢人なり、高誘は伯陽とは老聃の字なれば、即ち老聃（周代の人孔子從うて禮を問へり）なりと云へども、老聃としては時代合はず、「呂氏春秋」の本味篇に、「堯舜得二伯陽續耳一然後成とあり、「大平御覽」に「尸子」を引きて、「舜事レ親養レ老、爲二天下法一、其遊也得二六人一、曰二雒陶、方回、續耳、伯陽、東不識、秦不空一皆一國之賢者也とあり、【禹染於皐陶伯益】禹は夏の元祖禹王なり、皐陶伯益の二人共に當時の賢臣、禹を輔けて天下を太平に致せしこと、「書經」及「史記」等の書に詳かなり、【湯染於伊尹仲虺】湯は殷の元祖湯王なり、夏の桀王無道にして、人民を苦めしを、伊尹仲虺の二人、湯を輔けて夏を伐ち、代りて天下を有たしむ、亦書經及史記等に詳かなり、【武王染於太公周公】武王は周の始祖なり太公は太公望にして周公は武王の弟、名は旦と云へり、亦聖人なり、殷の紂王惡虐無道なりしかば太公周公の二人武王を佐けて、殷を滅し、代りて天子とならしむ、又「書經」「詩經」及「史記」等に詳かなり、

夏桀染レ於二干辛推哆一、殷紂染レ於二崇侯惡來一、厲王染レ於二虢公長父

其色亦變、五入畢則爲五色、』

【大意】　墨子が染絲を見て嘆せしことを記し全篇の綱領となす、

【通釋】　吾が師墨子、嘗て素絲を染めて色絲となす者を見て、人世間の事に感ずることあり歎息して曰く、さても彼の絲は、もと純白なれども、一旦青色に染むる時は變じて青色となり、又黄色に染むる時は變じて黄色となれり、染め方變ずるに因りて、亦各隨うて其の色に變じ、五たび入れて畢はる時は、遂に五色となれり、乃ち其の色は素より定まれるにあらず、咸な外よりの染め方によりて、斯の如く變ずるなり、

【解義】　【子墨子】墨子なり下の子の字は男子の美稱後世の先生と云ふが如し、上の子の字は、門弟子より特に其の師を尊異して稱する辭なり「列子」の書に列禦寇を子列子と稱し、「公羊傳」に公羊高を子公羊子と稱するが如きは、皆門人弟子が其の師を特異して尊敬の稱たること、宋の費衮が「染谿漫志」に見ゆ、本書の子墨子も亦其の類なり、蓋し周秦間の習俗にして試に之を後世の語に改むれば我が先生たる墨先生と云へるが如し、後皆な之に倣らへ、【五入畢則爲五色】一入毎に一色を爲し、五入畢れば五色となるなり、

故染不可不愼也、非獨染絲然也、國亦有染、舜染於許由伯陽、禹染於皐陶伯益、湯染於伊尹仲虺、武王染於太公周公、此四王者、所染當、故王天下、功名蔽天地、擧天下之仁義顯人、必稱此四王者、

【大意】　前文を承接して、國家も亦染絲と同一の理あるを言ひ、古昔聖王の事を擧げて之を證す、是れ正證となす、

【通釋】　故に色の染めやうは愼まざるべからず、去れど獨り絲を染むる上に於て然るのみならず、今國

存異

【士雖有學】一本に士を仕に作る、【置本不安】安下舊本に者の字あり、今兪校に據りて削る、【殺傷之孩】傷の下諸本に人の字あり、今之を削る、【華髮隳顚】隳の字、舊本に隳に作る、今孫校に從ひ、改む、【不信者名必秏】秏舊本に耗に作る、今畢本に從うて改む、【慧者必辯】必の字舊本に心に作る、【行無務爲文】無の上諸本に行の字なし、今藤校に從ひ改む、【故彼智察】舊本に智察の間に無の字あり、畢本に彼の字、非の字に作る、今藤校に從ひ改む、【而情反其路】孫校は情を惰の字の誤とし、上句を截斷し、在身而惰に作り、路を務の字の訛となせども、今取らず、仍舊本に從ふ、

所染第三

本篇は、凡そ純白なる絲が染めやうによりて、或は蒼となり、或は黄となるが如く、人も亦賢人を親めば賢人となり、不肖を親めば不肖となることを云へるを以て、所染と名づく、淸の蘇時學は、篇中に中山尙宋康の事を言へるが、此の二人は皆墨子以後の人なると、又篇中に墨子の弟子禽滑釐を擧げて、先賢殷の高宗の宰相傅說と並び稱するとを以て、本篇は墨子の自著にあらずして、門弟子の手に出づと云へり、汪中は、宋康王の滅亡は、墨子が嘗て親見せし楚の惠王の卒後一百五十七年にあれば、固より此の篇は、墨子が自作にあらず、但、墨子が嘗て染絲者を見て習慣の愼まざるべからざるを感嘆せしとありしを以て、後の墨學を爲す者其の說に因みて文章を附益增加し此の篇を成せしなりと云へり、「呂氏春秋」は、秦の始皇の相國呂不韋が編著の書なるが、其の中に當染篇あり亦墨子が素絲を染むる者を見て歎せし語を篇首に冠して、本篇と大略相同じ、されば本篇は墨子が自作にあらずとなすも、其の文章の先秦時代の作にして、墨氏一流の說を記せし者たることは、復疑を容れず、

子墨子見染絲者而歎曰、染於蒼則蒼、染於黄則黄、所入者變、

くが如し、而して其の實は、志不ㇾ彊者智不ㇾ達、言不信者行不ㇾ果の二句最も主要たり、乃ち修身は君子の本なれども、脩身を達し成すには、又其の本あることを示せるなり、據財不能云々の二句は、倶に兩箇の不足の字を以て、其の不可なることを言ひ、警撕の意を示す、亦是れ上文の見㆓不ㇾ脩ㇾ行見ㇾ毀而反㆓之身㆒の旨なり、是れを五段となす、本不ㇾ固者末必幾の句、再び前筆を繳還して、本末の二字を點明して、其の輕重緩急の序を誤るべからざることを言ひ、以下正喩交錯して下り、名譽の顯揚は、脩身之が本たることを說き、復た之を反身自得の結果に歸せり、是れを六段となす、務ㇾ言而緩ㇾ行云々以下は、功成り名揚るは、多言多力若くは外面文飾の繁美なるに在らずして、智察の身に存在するに由れることを言ひ、善念美行も、心に主となり、身に偏からざれば留立せず、令名光譽も苟簡にして成り、巧詐を以て立つべからず、士君子は當さに一身を提供して、操行を勵み勉むべく、利益に汲々として、名譽を顧みざるが如きは、以て天下の士たるべからざることを言ひ、激勵警戒して結尾とす、是れを六段とす、而して中間に載述せる近者不ㇾ親、無ㇾ務ㇾ來ㇾ遠、親戚不ㇾ附、無ㇾ務㆓外交㆒の語の如きは、全く儒者の口吻にして、墨者兼愛の旨にあらざるに似たれども、仔細に討尋し去るときは、乃ち夷之が謂はゆる愛に無㆓差等㆒、施由ㇾ親始(孟子滕文公篇に見ゆ)の義にして、仍ほ是れ墨子の宗旨と爲す、

名言

戰雖ㇾ有ㇾ陳而勇爲ㇾ本焉、喪雖ㇾ有ㇾ禮而哀爲ㇾ本焉、士雖ㇾ有ㇾ學而行爲ㇾ本焉、

置ㇾ本不ㇾ安、無ㇾ務ㇾ豐ㇾ末、近者不ㇾ親、無ㇾ務ㇾ來ㇾ遠、親戚不ㇾ附、無ㇾ務㆓外交㆒、事無㆓終始㆒、無ㇾ務㆓多業㆒、擧ㇾ物而闇、無ㇾ務㆓博聞㆒、

貧則見ㇾ廉、富則見ㇾ義、生則見ㇾ愛、死則見ㇾ哀、

志不ㇾ彊者智不ㇾ達、言不ㇾ信者行不ㇾ果、

據ㇾ財不ㇾ能㆓以分㆒ㇾ人者、不ㇾ足㆓與友㆒、守ㇾ道不ㇾ篤、偏ㇾ物不ㇾ博、辯㆓是非㆒不ㇾ察者、不ㇾ足㆓與游㆒、

原濁者流不ㇾ清、行不ㇾ信者、名必秏、

名不㆓徒生㆒而譽不㆓自長㆒、

務ㇾ言而緩ㇾ行、雖ㇾ辯必不ㇾ聽、多ㇾ力而伐ㇾ功、雖ㇾ勞必不ㇾ圖、

言無㆓務爲㆒ㇾ多而務爲ㇾ智、行無㆓務爲㆒ㇾ文而務爲ㇾ察、

善無ㇾ主ㇾ於心者不ㇾ留、行莫ㇾ辯ㇾ於身者不ㇾ立、

かせにする」と訓ず、油斷をすること、

總評

通篇、大概辭義拉雜錯次して、文章を成す、段節短促、分界太だ狹小に失するが如き觀あれども、其の實は、主意貫到して、次序井然たり、起手、君子、戰雖有陣云々の二大句を以て、大凡そ事物の皆本あることを言ひ、次句の士雖有學而行爲本焉の語を喚起し來る、而行爲本焉の行は、即ち本篇主旨なる脩身の義なり、先づ一篇の扼要を爲し、以て一段となす、是故置本不安者無務豐末の句、即ち上段四個の本字中、尤も最後の而行爲」本焉の本字に跟接し來りて、分明に本末先後輕重の別あることを示し、近者不親云々の數句、逐勢落筆吐き來りて停滯澁艱の痕なく、圓朗高亮にして誦すべし、而して理趣亦太だ深きを覺ゆ、是を二段とす、是故先王之治天下也云々の一句、先づ遠近本末の義に就きて、其の理想實現的人物を捉へ來りて、標的を示し、君子察邇而邇修者也の句、之を承けて、其の當さに先王を學ぶべきことを言ひ、忽ち見不脩行云々の一句を著す、遽に之を見るときは、頗る其の突接の急なるを驚かざるを得ざるも、細かに玩味すれば、亦其の勁健なる筆力を觀るべし、乃ち唯だ孔子の云はゆる三人行必有」我師」焉、擇」其善者」而從」之其不善者而改」之の意なり、但墨子は其の上語を略し、專ら下語の義を換言せしに過ぎず、以下諸惡之言の三句は、即ち皆な他人の行修らずして毀らるゝことを見て、自から之を身に反ふせし結果にして、雖有詆訐云々の句は、其の功效を語りしなり、是を三段となす、故君子力事日彊云々の二句、句法整然、毎句一箇の日の字を以て貫穿し、其の上達の盛なることを說き、君子之道也の一句、上を結び下を起し、過峽の語たり、下も貧則見廉の四行は、皆虛假して得べきにあらず、必らず反身自得より產出する者なるを說き、又藏」於心者無」以竭」愛の數語、極めて生知安行の聖人を寫し、來りて、標的人物の、信仰して、儀範となすべきことを示す、蓋し政治的見地よりしては、之を先王と云ひ、道德的見地より云へば、聖人と云ふも、其の指す所は一なり、後ち多く之に倣ひて看るべし、是れを四段となす、志不」彊者智不」達より偏」物不」博、辯」是非、不」察者、不」足」與游」に至るまでは、亦是れ毎句整然の筆法を用ふれども、意義各個分立して、統一の觀を闕

善無レ主レ於レ心者不レ留、行莫レ辯レ於レ身者不レ立、名不レ可レ簡而成一也、譽不レ可二巧而立一也、君子以レ身戴レ行者也、思レ利尋焉、忘レ名忽焉、可二以爲レ士レ於二天下一者未二嘗有一也、

【大意】善行と雖も心より出で身に篤き者にあらざれば、名譽を得べからざることを云ふ、前節より一層を進め、以て結尾となす、

【通釋】善念も、我が心中に統轄する主宰たる德なき者は、一時忽ち浮び出づることあるも、亦忽ち消滅して、永に存留せず、善行も我が一身に偏きことなく、僅に其の一二部分に止まる者は、甚だ薄弱にして、確立せず、令名は簡略に易く成就すべからず、廣譽は道を外して巧み手段を以て立つべからず、皆必らず身の善行を脩むるに由りて成立をするなり、君子は一身を委ねて、行を成すを務むること、猶車が全體を提供し物品を載せ運ぶがごとし、乃ち一擧一動の細微と雖も、皆道義に叶はんことを務めざるはなし、若し徒に利益を思ふことは尋焉として、朝夕寸時も重ね思はざるはなく、名譽を忘るゝことは、忽焉として、何等の感想も懷かずして、天下の中にて有數なる士となりて、世人の尊信を受けし者は、古來未だ曾て一人もあらざるなり、乃ち天下の士たらんと欲する者は、宜く修身の本務を盡して、名譽の自然に卓然として、世に著稱せらるゝを期すべきなり、

【解義】【行莫辯於身】身の行狀に闕點多きこと、辯は偏と通ず、「あまねき」と訓ず、乃ち「禮記」の樂記篇に云へる君子姦聲亂色不レ留二聰明一、淫樂慝禮不レ接二心術一、惰慢邪僻之氣不レ設二於身體一、使二耳目鼻口心知百體皆由二順正一以行二其義一の如きは、之を行辯二於身一と謂ふ、今此所は此の如くならざることを言ふ、【君子以身戴行】戴は載と古字通用す、「春秋」の隱十年に伐レ戴とあるを、「穀梁傳」には、伐レ載に作る、劉熙が「釋名」の釋姿容に、戴載也とあり、皆以て其の證とすべし、【思利尋焉】尋は燖と通ず、「あたゝむ」と訓ず、尋焉は重ね思うて忘れざるを云ふ、焉は然と同じ、語助なり、【忘名忽焉】忽焉は輕んじて意を用ひざるなり、「ゆる

きは、名譽は隨うて至るなり、

【解義】【末必幾】「爾雅」に幾は危也とあり、木の本固からざれば、其の末必らず危く仆れ易きなり、【雄而不脩】雄は畢沅は猶勇の如しと云ひ、乃ち人の勇氣と解せり、亦一說とすべし、【名必秏】秏は滅なり敗なり、舊本に秏に作るは正にあらずと、畢沅は云へり、

務言而緩行、雖辯必不聽、多力而伐功、雖勞必不圖、慧者心辯而不繁說、多力而不伐功、此以名譽揚天下、言無務爲多、而務爲智、行無爲文、而務爲察、故彼智察在身、而情反其路者也、

【大意】名譽著はるゝは、實功に基くことなれば、先づ身を脩むべきを言ふ、

【通釋】言論のみを骨折りて、實行を緩慢にすれば、竟に空言たるを免れず、如何に雄辯なりとも、必ず人に聽き用ひられず、材能働きが多くとも、其の功を誇るときは、たとひ如何に勤勞するも、必ず衆人に見限られて、心に留められず、故に智慧ある者は、必ず善く其の要領を辯明して、而も繁く喋々と說かず、材能働きを多く出し、而も其の勤勞を誇らず、此の如くなればこそ、世人の歸依信賴を得て、名譽は益〻廣く天下に高く揚るなれ、凡て言語は多辯を務むることなくして、當に智者の奧床敷を學ぶべし、操行は外飾を務むることなくして、宜く內心に反省して、注察を務むべし、かるが故に、彼の智察を爲すことは、近く己の身に在り、然るときは、誠に其の本として務むべき路に立ち反る者なり、

【解義】【伐功】自から其の功を稱するを伐と曰ふ、「老子」に不自伐、故有功とあり「ほこる」【雖勞必不圖】勞は骨折ること、圖は謀なり、「左傳」に勞之不圖、報於何有とあり、本文の圖の字正に此と同じ、【情反其路者也】情は誠なり、「墨子」情誠の二字を通用すること極めて衆し、此所は、誠實に其の本路に反れる者なるを云ふ、

に足らず、正道を守ること浮薄にして、篤實ならず、事物を識り別くること寡聞にして、博からず、是非の道理を辨へ別つこと闇くして、明察ならざる者は、與に交際して游ぶに足らず、

【解義】【行不果】果は成なり、成し遂ぐること、【據財】據とは據守の據にて、固く守る意、【徧物不博】徧と博とは大概同義なるを、物に徧くして博からずと、舊本に讀み點を附したるは疑ふべし、兪曲園は徧も亦辨なり、「儀禮」の鄕飲酒禮に、衆賓辯(アマネク)有(二)脯醢(一)とあり、又燕禮に大夫辯(アマネク)受(ク)(レ)酬とあり、今文には辯を皆徧に作れり、是れ辯と徧とは相通ずるなり、下句の辯(二)是非(一)不(レ)察と對照するに、物を別つには、徧の字を用ひ、是非を別つには、辯を用ふ、文字は異なれども、意義は同じきなりと云へり、今姑く其の說に從ふ、

本不(レ)固(カラ)者(ハ)末必(ズ)幾(アヤウシ)、雄而不(レ)脩(メ)者(ハ)其(ノ)後必(ズ)惰(ル)、原濁(ル)者(ハ)流不(レ)淸(カラ)、行不(レ)信(ナラ)者(ハ)名必(ズ)耗(カウス)、名不(二)徒(ニ)生(ゼ)(一)、而譽不(二)自(ミツカラ)長(ゼ)(一)、功成(リテ)名遂(グ)、名譽不(レ)可(二)虛(ク)假(ル)(一)、反(二)(スル)之(ヲ)身(ニ)(一)者也、』

【大意】此れ亦前意を承けて、名を得んと欲すれば、先づ實を務むべきを云ふ、前三句譬喩を以て起し、第四句始めて正意を露はし、五句以下を承說す、

【通釋】樹木に驗するに、根本の堅固ならざる者は、其の末必らず危し、動物に徵するに、雄は雌に勝れども、徒に强を恃むのみにて、柔味を脩め加へざるときは、一時は勝ち誇るとも、永續に堪へずして、其の後必らず惰り弱し、川谷に觀るに、水源の濁れる者は、其の末流必らず濁りて淸からず、人物に察するに、素行の信ならざる者は、其の名譽必らず耗滅して消滅す、令名は無意味に生れ出づるにあらず、必らず其の原因ありて聞ゆるなり、廣譽は依るべき物なきに、自ら發達することをなさず、必らず事實の相稱ふ者ありて後ちに興るなり、乃ち其の實功成就して、名譽亦隨うて遂ぐるなり、名譽は實功なくして、虛しく假り粧うて得べきにあらず、苟に實功を成さんと欲すれば、之を他方に向うて求むることなかれ、宜しく之を己が身に反顧して求むべし、乃ち己が身を脩むると

す、

【通釋】彼の心中に藏むる者は、皆盡く仁愛の情にして、仁愛の富めるや、如何に多く用ふるも、竭くすことなし、身上に動く者、皆盡く恭敬の禮にして、恭敬の富めるや、如何に多く用ふるも、竭すことなし、口より出づる者は、皆盡く典雅なる訓言にして、訓言の富めるや、如何に多く用ふるも、竭くすことなし、是の如き絶大無限なる盛德を懷きて、之を四肢の末に推し暢べ、之を肌膚の上に浹く達し、乃ち總身の動靜進退、皆盡く道理に協ひ、中らざることなく、白髮禿頂の老人となるも、猶勉强して止まざる者は、是れ他人にあらず、唯其れ才德圓滿なる聖人ならんか、嗚呼此の聖人、豈に吾人修養の標的となすべき者にあらずや、

【解義】【無以竭馴】馴は訓と通ず、「史記」の五帝本紀に、「其言不雅馴」の語あり、張守節が正義に、馴訓也と解せり、鄭衆が「周官敍官」の註にも、「訓讀爲馴」とあり、以て馴訓の相通ずるを見るべし、本文の馴は、乃ち雅馴の義にして、典雅なる訓言なり、【暢之四支】支は肢の略字、「易」の坤文言に「美在其中而暢於四支」とあり、注に四支は手足なりとあり、【接之肌膚】「小爾雅」に據るに、接は達なり、又挾と通ず「儀禮の鄉射禮」の鄭注に、古文の挾、皆接に作るとあり、俗に浹に作る、義竝に同じ、【華髮墮顚】華髮は白髮なり、墮は鬌と通ず、鬌は髮の墮るなり、顚は巔と同じ、「道藏本」に巔に作る、墮顚は禿頂なり、

志不彊者、智不達、言不信者、行不果、據財不能以分人者、不足與友、守道不篤、徧物不博、辨是非不察者、不足與游、

【大意】本を務めざる者の弊を擧げて、脩身者の鑒戒となす、

【通釋】志氣彊からずして、薄弱なる者は、進取の氣乏しくして、智慧徧く物事に行き亙らず、言語信實ならざる者は、責任を重んぜずして、其の所行竟に成し遂ぐるを得ず、貪吝にして財貨を固く守り、他人に利益を分ち與ふること能はざる者は、與に朋友となす

哀、四行者、不可虛假、反之身者也、

【大意】此れ君子の修養を勉むべきことを云へり、

【通釋】かるが故に君子たる者は、奮發して事を力むれば、志氣日に彊し、唯己が嗜欲を肆にせんと願ふときは、志氣日に偸み惰る、莊敬の心を身に存在するときは、德義日に盛なり、君子平生の行ひ方は、皆、道の本體に畔かざるを期す、故に貧窮失意の境遇に處しては、其の廉潔にして、困約の爲めに財貨に瀆がされざることを見るなり、富貴得意の境遇に處しては、其の堅く義理を守りて、勢力を恃み、驕奢に流れざることを見るなり、生者に對しては、親愛を敦くし、心を盡し力を致すことを見るなり、死者に向うては、哀憐を深くして、大に同情を寄することを見るなり、此の廉、義、愛、哀の四つの行が、此の如く現はるゝことは、決して其の實體なくして、虛く一時假り粧うて、行ふべきにあらず、乃ち之を己が身に反り求めて、眞情實意より出づる者なり、

【解義】【力事日彊】事は猶、行のごとし、力事は力行なり、【願欲日逾】願欲は所欲を遂げんと願ふなり、逾は偸と通ず、苟且なり、「かりそめ」薄なり、「うすし」と訓ず「禮記」の表記に君子莊敬則日彊、安肆日偸とあり、此所の意亦同じと孫詒讓は云へり、【設壯日盛】壯は莊と通ず、盛に嚴なること、「おごそか」と訓ず、設は「禮記」の樂記に惰慢邪辟之氣不設於身體の設にして、存在の義なり、設莊とは盛嚴なる禮容を、身に存在するなり、即ち身の禮儀を注意すること、【富則見義】畢沅は說文に據りて、凡そ墨子書中の義は、當に羛に作るべしと云へり、王念孫は周晋姜鼎銘を證として、羛に作るべしと云へども、今姑く通常の字を用ひて、義に作る、

藏於心者、無以竭愛、動於身者、無以竭恭、出於口者、無以竭馴、暢之四支、接之肌膚、華髮隳顚而猶弗舍者、其唯聖人乎、

【大意】此れ聖人の盛德を擧げて、修身の標的を示

づ己が身を脩めて、人を治むるなり、君子はもと聖人の德に及ばざれば、未だ遽に遠人を懷け來すことは能はざるも、亦近き身邊の事を能く注意すれば、近き身邊は脩る者なり、又其の行を脩めずして、毀らるゝことを見るときは、當さに自から己が身に反省して、其の過ちを見て改むべき者なり、左れば自然に己の過失を寡くして、他人より怨を招くことは減省して、己が操行は脩まるなり、己が操行脩まれば、如何に他人が、讒誣邪惡の言語を、巧になして、吾が心を惑はさんとするも、吾は其れが爲めに動かされて、耳に留めて聽くことなし、又吾より他人に對しては、謹みて注意し、敢て攻擊をなし、人を騷擾せしむる談論は、己が口より出して言ふことをなさず、又汎く世間に對しては、一視同仁の道德を守りて、毛頭微塵だも、暴惡なる殺生根性を心底に持つことなし、是の如く身脩まれる人に向うては、尋常の人物以上は云ふに及ばず、常に好んで他人の行爲を毀り、人の陰事秘密を訐きて、自から喜べる奸曲の民と雖も、之に取り附きて、奸智惡才を施すべき機會なければ、自然に沈默束手の外なきなり、

【解義】【察邇來遠】邇は近なり、來遠は遠方の人を懷けて來らしむるなり、【見行不脩云々】操行の脩らずして、人に毀らるゝことを見るなり、【而反之身】反は反省なり、己が身に立ち反りて求むること、【譖慝之言】譖はもと讒の甚だしき者なれども、此所にては讒と同義として用ゐしなり、「詩經」の小雅巷伯篇に「取彼譖人」の句を、漢の鄭玄が「禮記緇衣篇」の注及び「後漢書馬援傳」に引きて、並に譖人を讒人に作りしを觀るも、古人は同義となせしを知るべし、慝は邪惡なり、「よこしま」と訓ず、【批扞之聲】批は擊なり、扞一に捍に作る、忮なり、「やぶる」と訓ず、擾なり「みだす」と訓ず、「易林」の睽之賁にも、批捍之言、我心不快とあり、【殺傷之孩】殺生根性のこと、孩は荄と通ず、草根なり、【詆訐】詆は訶なり、「しかる」と訓ず、訐は人の陰私を攻むるなり、「あばく」と訓ず、

故君子力事日彊、願欲日逾、設壯日盛、君子之道也、貧則見廉、富則見義、生則見愛、死則見

は、先づ本を安んぜよ、徒に其の末を豊かにし大にすることを務むることなかれ、本安からざるに、末豊かなるときは、其の勢必ず折るゝなり、近く目前若くは膝下にある者が、親み附かざるときは、先づ近き者を親しめよ、妄に遠方に離れ居る者を、招き來たさんと務むることなかれ、益々近き者に、不安の心を抱かしめ、必ず内亂の患あり、親戚血族の人、睦じく附かざるときは、先づ親戚を睦じく附けよ、徒に外間他人と交際せんと、務むることなかれ、親戚附かざるときは、孤立援なく、竟に外方他人の乘ずる所となる、一事を行ふに、始と終との順序なきときは、先づ終始の順序を定めよ、徒に多端多業を務めて、不得要領に、終はることなかれ、一物を談じ論ずるに、己の知識闇くして、其の物事に明らかならざるときは、先づ其の闇き者を明らかにせよ、徒に博く事物を聞きて、己の才智を衒はんことを務むるなかれ、是皆君子、本を務むる敎なり、

【解義】【置本不安】置は植と通ず、植は立なり、置本は根本を立つること、【親戚不附】内族を親と謂ひ、外族を戚と謂へども、此所にては、父母兄弟等を包括して、親戚と謂へるなり、【事無終始】事は事業なり、【擧物而闇】擧は「禮記」の曲禮に主人不レ問客不レ先擧」の注に、擧猶言也とあり、擧物とは、物を言ひ談ずるなり、

是故先王之治天下也、必察邇來遠、君子察邇而邇脩者也、見不脩行見毀而反之身者也、此以怨省而行脩矣、譖慝之言、無入之耳、批扞之聲、無出之口、殺傷之孩、無存之心、雖有詆訐之民、無所依矣、

【大意】修身は天下を治むる本たるを言ふ、

【通釋】かるが故に、昔の聖人堯舜禹の如き先王が、天下を治むるや、必ず先づ近き身邊の事を能く注意して、遠方の諸人をなつけ來たすことをなす、即ち先

脩身第二

本篇は、士君子の身を脩むべきことを論ずるを以て、故に脩身と名づく、脩身の脩は、修を本字となす、但其の字音同じければ、互に假借して用ふることあり、古書には多く修身を脩身に作る、大學にも欲脩其身先脩其家とあり、

君子戰雖有陳而勇爲本焉、喪雖有禮而哀爲本焉、士雖有學而行爲本焉、

【大意】　起二句譬喩を以て下の一句を起し、脩身の本たることを言ふ、

【通釋】　樹木の生ずるや根本ありて幹あり枝あり、凡そ物皆然り、戰爭は勇氣を本とし、喪は哀情を本とし、人は操行を本とす、故に君子は本を務め、戰爭に陣法あれども、勇氣を本として務め、喪に禮式あれども、哀情を本として務め、士に學問の勉むべきあれども、操行を本として務む、

【解義】　【君子】兪樾は下文の士雖有學の士の字と重複すれば、宜しく削りて戰雖有陳云々の二句を以て篇首の起とすべしと云へども、孫貽讓は「說苑」の建本篇「家語」の六本篇に、孔子の語として、此と大略相同じき文を載せて、皆君子の二字あり、又士の字あれば、墨子の本文も、君子の二字を削らざるを可とすと云へり、文章より云へば、兪氏の說に從ふを優となす、或は下の士の字は仕に通ずれば、仕官を云ふとの說もあり、【戰雖有陳】陳は後世の陣の字にて、陣營を云ふ、

是故置本不安者無務豐末、近者不親、無務來遠、親戚不附、無務外交、事無終始、無務多業、擧物而闇、無務博聞、

【大意】　上節を承けて、本を務むべきことを言ふ、

【通釋】　士君子は本を務むること是の如し、かるが故に物の本を立つることが、安く落ち附かざるとき

道理にて、王德は餘りに堯堯ならず、凡て大物は渾然として、餘りに小慧しからざる者なり、然るに降りて千夫の長などに至りては、直きこと矢の如く、平かなること砥の如く、成程正直は正直なれども、局量狹くして少許の餘地なければ、以て萬物を覆ふに足らず、是の故に谿の狹く流の淺き者は、其の水速かに竭き、地の墝埆なる者は、穀物を育せざるが如く、王者の厚澤宮中を出でざるときは、一國に流れ亙ること能はず、況んや天下の廣きに及ばんや、故に天下に王たらんと欲する者は、當に其の規模を大にして、廣く天下の賢士を招用して、衆民を悅服せしむべし、是れ本篇論旨の大要なり、若し夫の文章結構の批評のごときは今此れを略す、

名言

佞臣傷君、諂下傷上、君必有弗弗之臣、下必有詻詻之臣、

歸國寶、不若獻賢而進士、

甘井先竭、招木先伐、靈龜先灼、神蛇先暴、

良弓難張、然可以及高入深、良馬難乘、然可以任重致遠、良才難令、然可以致君見尊、

江河之水、非一原之水也、千溢之裘、非一狐之白也、

雖有賢君、不愛無功之臣、雖有慈父、不愛無益之子、

江河不惡小谷之滿己也、故能大、聖人者事無辭也、物無遠也、故能爲天下器、

天地不昭昭、大水不潦潦、大火不燎燎、王德不堯堯、

谿陝者速涸、流淺者速竭、墝埆者其地不育、王者淳澤不出宮中、則不能流國矣、

存異

【佞臣傷君】佞舊本偪に作る、今孫校に據りて改む、【交儆者詻詻】交儆舊本支苟に作る、又或は支徇に作る、洪頤煊云ふ、當に致敬に作るべし、今孫校に據りて改訂す、【甘井先竭】以下四句の先の字、舊本皆近に作る、今兪校孫校に據りて改む、【非一原之水也】舊本非一源也に作る、畢本非一水之源也に作る、今孫校に據りて改む、【惡有同方不取而取己者乎】舊本惡有同方取不取同而已者乎に作る、今兪校に據りて改む、【若乃千人之長也】若の字、舊本に者に作り、上句に屬す、今孫校に據りて改む、

居足財を得、小人は又之に反して常に安心足心を得ざるよりして、竟に安居足財を得ずして、富むに隨つて益〻貪り、汲々として自ら足らざることを苦しむのみ、是の故に小人は、上に仕へて佞臣諂下となりて、君を傷ひ上を傷ふに至るなり、故に君には必ず咈咈(フツ)の臣あり、下には必ず諤諤(ガク)の下ありて、正論直議を盡くし、然る後に始めて長く生存して、國家を保つべし若し小人上に仕ふるときは、徒に爵祿を重んじ、沈默言はず、諂諛の人、君側にありて、善議障塞すれば、其の國は危きなり、彼の桀紂の賢士なきことを見ざるや、遂に己が身を殺し、天下を喪へり、故に國君の寶とすべきは、賢士なり、故に國君に賢士を贈り進むるは、寶玉を獻ずるより其の利や大なり、然れども國君として亦注意すべきことあり、譬へば均しく五錐の中にも、利錐必ず先づ挫し、五刀の中にも、利刀必ず先づ靡するが如く、賢士は常人に傑出するが故に、亦先づ衆人に嫉まれて禍を受け易きことは、比干の抗直なるが爲めに殪れ、孟賁の勇氣なるが故に殺され、西施の美なるが故に沈められ、吳起の事に勤めしが故に裂かれたるが如く、彼等は皆悉く其の所長の爲めに、反りて身命を喪へり、故に古語に太盛難守と云へるが、寔に所長ある者は、これが爲めに身命を喪ひ易き者なれば、國君たる者は、宜しく深く賢士を愛護し、禍に死せざるやうに注意すべきなり、されば君子と小人とは兩立せざるが故に、無功の臣、無益の子は、賢君慈父と雖も之を愛せず、故に重官高位貴爵厚祿は、到底小人の處るべき者にあらずと覺悟すべきなり、而して良弓良馬は、多少の非難すべき點あれども、其の利は其の害を償うて餘りあるが如く、賢士俊傑は自然君主の意に甘從せざることあるも、竟に君國に大功を樹て、國利を增益すべし、江河は小谷を惡まずして受納するが故に、益〻大なるとゝもに、聖人は何事何物をも辭せざるが故に、衆人歸服して天下の天子となるなり、江河の水、千鎰の裘、皆な小を積んで大をなせり、何ぞ同方を取らずして、獨り己と同じき者のみを取らんや、苟も同方の士なれば、當に廣く取りて用ゆべし、若し然らずして、獨り己と同じき者のみを取るときは、蓋し天下に兼王たる道にあらず、是の故に天地は餘りに昭昭ならず、大水は餘りに潦潦ならず、大火は餘りに燎燎ならず、其れと同じき

【谿陝者速涸】山間の水通ずる所なきを谿と云ふ、陝は隘なり、涸は音「かく」竭なり、【墝埆】石地なり、畢阮は説文に據りて、磽确に作るべしとなす、然れども字典には相通となす、○昭潦燎堯、古韻相通ず、矢砥上聲紙韻、涸竭古韻相通ず、育國古韻相通ず、

總評

本篇の文章は、墨子書中にありて、較平易に屬すれども、學者初めて之を讀むに方りては、意義脈絡頗る簡奥にして、遽に領取するに苦むの憾あるを免れざらんとす、請ふ今其の概要を左に叙述して、讀者の一考に供せん、

本篇は既に親士を以て題目となすが如く、君主が賢士を親用する道を論議するを主意となせり、而して其の賢士を親用するは、尤も意を厚禮存問に留め、相見るの遲緩に失ふべからず、然れども人君僅に一人の身を以て、衆人を悉く急に召見し、國事を謀らんと欲するも、是れ亦到底堪ふる所にあらず、故に非賢無急、非士無與慮國と云ひ、以て漫然として、其の人如何を問はずして、濫見濫用することを禁じ、人君をして、一意專心に賢者を見ることを急にして、相與に事を慮ることを專らにせしめ、若し然らずして、賢士を見ることを緩慢に付し、與に事を慮らざるときは、國の危亡得て免る可からざることを訓誡し、以て全篇の總冒となし、齊桓晉文勾踐の、前日の恥辱を雪ぎ、國家を興隆せし事を以て、能く賢士を親用せし功果を收めたる證左として、前言の虚誣にあらざることを明かにす、國君賢士を得るときは、勃興すること疑ひなきも、賢者を進用することは、亦容易の事にあらず、古人も非無安居也、我無安心也、非無足財也、我無足心也と云はれしが如く、居處の安きと財貨の足ることは、其の實左迄の難事にあらず、但其の心中の安きと、心中の足るとに至りては、是れ容易に達し得べきにあらずして、平生修養の功、是に於てか其の必要たることを見るべきなり、されば君子は自ら進んで其の難事たる安心足心を爲して、他人を安居足財の身たらしめ、小人は之に反して、自ら退いて安居足財の地を求めて、他人をして安心足心に從はしむ、彼の君子は、既に難事を以て自任すること、此の如くなれば、進むも退くも敢て易らず、民間に棄てられ隱るゝも、敢て不平の心なし、此の如きが故に、自然に安

ず、何んぞと同じ、方は道なり、同方とは道を同じうすることを云ふ、

是故天地不昭昭、大水不潦潦、大火不燎燎、王德不堯堯、若乃千人之長也、其直如矢、其平如砥、不足以覆萬物、是故谿陜者速涸、遊淺者速竭、磽确者、其地不育、王者淳澤不出宮中、則不能流國矣、

【大意】 此れ上文を承けて君德の宏大なるべきことを云ふ、

【通釋】 かゝるが故に、高大なる天地は渾然として光明を含みて、昭昭たる小明を衒はず、茫洋たる大水は混濁の色を帶びて、明瞭透徹ならず、焚え誇れる大火は、曇翳の黑色を呈して、燎燎たる殘光を放たず、天下萬國を包容せる王帝の大德は、清濁並び呑み、賢愚兼ね容れて、嶢嶢たる高山の攀づ可からざるが如くならず、何人と雖も得て親み近くべきなり、されども反りて僅に千人の長たる者、即ち少く勝れたる人は、其の行の正直なることは、矢の枉曲なきが如く、其の心の公平なること、砥の凹凸なきが如く、眞四角眞正直にして、聊かも融通機轉の餘地なければ、以て昊天の上より下界を覆へるが如くにして、天下億兆の人を、一視同仁の下に治むること能はず、然れば谿谷の隘き者は、其の水速かに涸れ、川流の淺き者は、其の水速かに竭く、磽确にして石多き處は、其の土地瘠せて五穀を生育せず、王者の淳厚なる恩澤、僅かに左右近侍の臣妾にのみ止りて、廣く宮中より出でて、衆多の臣民に及ばざるときは、折角の恩澤も、一國中に流れ亙りて、萬民悉く仁政を被ること能はざるなり、

【解義】【昭昭】は中庸の鄭注に猶耿耿也、小明也とあり、小明りのこと、【潦潦】潦は雨の大なる貌なれども、此にては明瞭の義に用ゆ、老子にも水至清則無魚也とあり、【堯堯】堯は嶢と同じ、嶢嶢は至高の貌、

ふ、

【通釈】佳良なる弓は、勁(ツヨ)くして張り難きも、張りて挽く時は、上は高處に及び、下は深處に入るべし、駿良なる馬は强悍にして乘り難きも、巧に乘る時は、重きものを載せて、遠方に行くべし、賢良なる人才は、他より命令して使ひ難きも、上たる者、善く適才を適處に用ふる時は、君主を輔けて、尊き威德を天下に耀し示すべし、然れば長江大河の水は、自身が長大なればとて、他の細小なる谷間の水が、其の中に流れ込みて、滿つることを忌み惡まざれば、故に能く益、衆水を合せて大水となるなり、聖人も其れと同じ道理にて、己自身が非常に偉人なればとて、外より來る事を辭退することなく、快(コヽロヨ)く受け納れ、他より至れる物に對して、之を避け去ることなく、能く親み用ふるが故に、衆人歸服して、遂に天下の有用なる道具となるなり、然れば長江大河の水は、複雜なる衆水流れ入りし水にして、單純なる一箇の水源より發せる水にあらず、黃金千鎰の高價なる裘は、衆狐の腋下の皮を取り集めて作りし物にして、一狐の白毛の皮のみにて作りしにあらず、夫(カ)の聖人が賢才に對するも、亦同じき道理にして、廣く求め用ゐて、一人一己に偏せざるなり、惡(イヅク)んぞ多少の意見が異ればとて、大體其の道と同じき者なるを取らずして、而も唯、己が意見に同じき者のみを取らんや、乃ち聖人は苟も其の道大體に於て、吾と同じき賢才なれば、多少の意見が、己に同じきと同じからざるとを問はず、廣く取りて用ふるなり、若し然らずして、單に己の意見に同じき者のみを取り用ふる時は、概して天下を兼ね合して、帝王たる道にあらざるなり、

【解義】【千溢之裘】溢は鎰(イツ)の古字、黃金を數ふるには、溢を以て稱すること、漢書食貨志に見ゆ、二十兩を一溢と云ふ、或は二十四兩との說あれども、前說を是とす、裘は皮にて造れる服「かはごろも」と訓ず、【非一狐之白】狐白裘は、輕柔にして貴重なる服なれども、もと狐の腋下に當る純白毛の皮を、多く取り集めて造れる者にして、僅に一狐の白毛の皮のみにて作り得べきにあらず、淮南子の說山訓にも、「天下無粹白之狐而有粹白之裘掇之衆白也」とあり、晏子春秋外篇にも、「景公賜晏子狐白之裘其貲千金」とあり、【夫惡有同方】惡は音「を」又烏に作る「いづくんぞ」と訓

之主也、』

【大意】 眞正の賢士は、實功實益を務むべきことを云ふ、

【通釋】 さて以上の如く、比干は抗直の爲めに殪れ、吳起は政事の爲めに裂かれしは、時運の然らしむるとは云へど、亦均しく己が或る一方に甚だ偏せしより來れる罪にて、畢竟は國に功も勞もなきことゝなれり、然れば若し世間に賢明の君が出ること有らんとも、國に實功なき臣下を愛せず、慈悲深き父が有らんとも、家に實益なき子弟を愛せざるなり、是れ實功實益を外にしては、臣子として立身顯榮の道あらず、然れば如何に官位爵祿に熱中して、失はざるを務むるも、其の實際に於て、任務に勝へざるに、而も其の位地に處るは、究竟此の位地に居るべき人にあらざるなり、即ち退き去るの外なし、其の爵位に勝へざるに、而も其の厚祿を貪りて居るは、究竟此の厚祿を貪り居るべき主人にあらず、即ち退き去るの外なきなり、乃ち賢君に愛せられて、顯官高位尊爵大祿の地に居らんと欲すれば、實功實益を務めざるべからず、

【解義】 【雖有慈父至之子】此れ上句の雖有賢君不愛無功之臣の語の主人たるに對して、賓客として玆に擧げ、以て上句の理義を尙ほ申暢明確にせしなり、

良弓難張、然可以及高入深、良馬難乘、然可以任重致遠、良才難令、然可以致君見尊、是故江河不惡小谷之滿己也、故能大、聖人者、事無辭也、物無違也、故能爲天下器、是故江河之水、非一原之水也、千溢之裘、非一狐之白也、夫惡有同方不取而取己者乎、蓋非兼王之道也、』

【大意】 人君は宜しく汎く賢士を求むべきことを言

色、吳起の政事に熱心なるや、皆衆人より長ぜし所なるが、反て其れが爲めに、他より嫉まれて禍に罹かりしなり、左れば彼の人達は、反りて其の所長に累はされて、禍に死せざる者は少し、大抵は皆所長あるが爲めに、死てふ大禍を招く、故に古語に、凡そ物は甚だ盛んなるときは、維持しがたしと云へり、君たる者宜しく、賢良の士は、衆人に傷はれ易きことを思ひて、之を愛護すべきなり、乃ち前文の五錐の銛先づ挫け、五刀の錯先づ靡する類と同じき道理ならずや、

【解義】【比干之殪】比干は殷の王族なり、紂王の無道を諫め、三日去らず、紂大に怒り、殺して其の胸を裂けり、殪は「たふさる」殺されて死するなり、【其抗也】抵抗して屈せざること、抗直なり、【孟賁之殺】孟賁は有名なる勇士なれども、其の時代未だ詳かならず、宋の孫奭が著なりと稱する孟子疏には、晉の皇甫謐が「帝王世紀」を引て、秦武王好ニ多力之人一、齊孟賁之徒、並歸レ焉、孟賁生拔ニ牛角一と云へり、されば孟賁は墨子の後に在れば、孫詒讓は此の文を以て後人の增竄となせり、【西施之沈】西施は、もと、越國の美人なり、越王勾踐、之を吳王夫差に獻ぜしに、夫差其の美色に惑ひ、遂に國を亡すに至れり、越既に吳を平げし後、西施の復た越王を惑はさんことを恐れ、之を江水に沈めし事、「吳越春秋逸篇」に見ゆと、明の楊愼が「丹鉛錄」に「修文殿御覽」を引きて云へり、【吳起之裂】吳起は戰國時代に、衞國の生れにて魯魏に仕へ、將軍となり、兵法を以て著はれし人にて、世に春秋時代の吳の將軍孫武と竝び稱して、孫吳と云へり、其の後、楚の悼王に仕へ、大に政事を改革し、無能を黜けしを以て、貴族大臣の怨を買ひ、悼王卒すると共に、起も亦殺戮せらる、裂は車裂にて至慘なる刑戮なり、されども「史記」の吳起傳には、車裂の事を載せず、「淮南子」の繆稱訓に吳起刻削而車裂とあり、又同書の氾論訓及び「韓詩外傳」等にも見ゆれば、蓋し事實ならん、【其事也】事は政事なり、

故雖レ有ニ賢君一、不レ愛ニ無功之臣一、雖レ有ニ慈父一、不レ愛ニ無益之子一、是故不レ勝ニ其任一而處ニ其位一、非ニ此位之人一也、不レ勝ニ其爵一而處ニ其祿一、非ニ此祿

り、其の中にて錯錯として最も磨錯きし者は、必ず常に人に使はるゝより、他の刀に先だちて、銷滅るなり、然れば甘き井戸の水は、多く人に飲まれて、他の井水より先づ竭き、喬き樹木は、人目に着き易くして通常の樹木より先づ伐らる、神靈なる龜の甲は、吉凶をトふに效驗著しきを以て、他の平凡なる龜より、先づ灼かれてトの用に供せらる、神靈なる蛇は、大旱の時、蛇を暴し乾物として雨乞をなすことあり、其の節は靈驗ありとて、他の尋常の蛇より先づ爆らされ、乾物とせらる、是れ皆各、其の特長あるが爲めに、反りて他の同類より先づ禍を受くるなり、

【解義】【此其銛銛】銛銛は鋭利なる貌、舊本に此其銛を一句となすは非なり、【此其錯錯】錯錯は磨錯ける貌、舊本に此其錯を一句となすは非なり、【必先靡】靡は礳の假借にて、礳は磨の本字なれば、すれ消ゆること、【招木】招は喬と古音通ず、「墨子」の經說下篇に橋衡を招衡に作るも、亦通音の故なり、招木は高き樹木なり、【神蛇先暴】暴は曝と同じ、日にて乾かすなり「淮南子」の齊俗訓に、犧牛粹毛宜於廟牲、其於以致雨、不若黑蜧神蛇也、潛於神淵能興雲雨と注せり、董仲舒が「春秋繁露」の求雨篇に春旱求雨暴巫聚蛇とあり、此皆古代、雨を祈るに蛇を用ゐしことを證すべし、

是故比干之殪其抗也、孟賁之殺其勇也、西施之沈其美也、吳起之裂其事也、故彼人者寡不死其所長、故曰太盛難守也、

【大意】此れ上文の譬喩を承けて、賢士は君の爲めに死する者なれば、愛惜せざるべからざることを言ふ、

【通釋】かゝる故に昔時殷の比干が、紂王の無道を諫めて、紂に殪されて死せしは、彼れが餘りに抗直なればなり、勇士の孟賁が殺されしは、彼れが餘りに勇氣なればなり、吳王夫差の愛妾西施が、湖水に沈められしは、彼れが餘りに美人なればなり、兵法家の吳起が、楚國に於て車裂せられしは、彼れが餘りに政事に熱心なればなり、比干の抗直、孟賁の勇氣、西施の美

みて語らず、上下の情空しく疏隔して君主の秕政を怨める心は、國民の間に鬱結して散ずるに由なく、君主に諂諛する小人は、君の左右にあり、善良なる論議は邪臣に障ぎ塞がれて、君の耳目に達せざれば、國家は遂に危亡に陥るなり、昔の夏の桀王、殷の紂王は、共に天下の帝王なれども、唯だ其の天下の賢士を用ふる事なきを以ての故ならずや、彼れ淫亂暴虐を縦にせしも、臣下皆小人なれば、之を諫むる者なく、(關龍逢の如き忠臣諫死すれども、餘は皆小人のみ)遂には殷の湯王に伐たれて、桀は自ら其の身を殺し、天下を喪へり、是れ後世人君の宜く鑑となすべきにあらずや、故に古語には、國を有てる君に實物を歸るは、僅に一人の利益と悦びとに止まる者にして、賢者を獻上して國家の用となし、傑士を進めて國事に盡さしむるに如かず、其の利益悦びは、一國中に遍くして、僅に一人の利益悦びに止まらざるなり、

【解義】【近臣則唔】畢沅は唔を瘖に作るべしと云へども、孫詒讓は唔は瘖と通ずと云へり、瘖は言ふこと能はざるなり、「をし」と訓ず、【遠臣則唫】唫は吟の古字、李善が「文選」の注に蒼頡篇を引て、吟歎也と云へり、嘆息のこと、又吟は噤と同義にて「口をつぐむ」とも云へり、【不以其無天下之士邪】此の句、通常の文なれば、殺其身而喪天下の下にあるべきを、謂はゆる倒装法を用ゐて、故らに上下顛倒して云へるなり、文例、上文の眥於其國抑而大醜也と同じ、【歸國寶】歸は贈なり、史記の孔子世家に齊人歸女樂とあり、亦歸の字を贈と同義に用ふ、〇本文唫心の二字は平聲侵韻、側塞の二字は入聲職韻、共に韻を押せり、

今有五錐、此其銛銛者、必先挫、有五刀、此其錯錯者必先靡、是以甘井先竭、招木先伐、靈龜先灼、神蛇先暴、

【大意】先づ譬喩を設け、以て下文の意を引き起すなり、

【通釋】今五つの錐あり、此其の中銛銛として、最も鋭利なる者は、必ず頻りに人に用ひらるゝよりして、他の錐に先だちて挫け折るゝなり、又五つの刀あ

の下僚あらんことを要す、君と議論を分ち爲す者は、延々として長へに國家の事を慮り、而して上下交も警誡する者は、諤諤として力爭をなす、是に於て以て長へに天壽を全くして、國家を保持して、滅亡の患なかるべし、

【解義】【弗弗】弗は咈と同じ、咈咈は違ふなり、【詻詻】詻は諤と同じ、直なり、【延延】長きことにて、國家の長計を念ふなり、【焉可以長生保國】焉は乃と云ふが如し、於是と同義なり、是の如くなれば、乃ち以て長く生きて國家を保つべしと云へるなり、焉の字を、乃の義若くは於是の代りに用ふるは、古文其例甚だ多し「莊子」の遠游篇に、焉乃逝以徘徊とあり、「列子」の周穆王篇に焉乃觀日之所入とあるが如きは、焉と乃の二字を連文として用ひし者にて、楚辭の九章に焉洋洋而爲客とあり、又、焉舒情而抽義兮とあるが如きは、焉の字を於是の義に用ひしなり、「荀子」の非相篇に、面長三尺焉廣三寸とあるは、面の長は三尺にして、乃ち其の廣は僅に三寸なるを云へり、焉の字を乃の義として用ひしなり、尚、詳なることは、淸の王引之が著はせる「經典釋詞」の卷の一、焉の部を看よ、

臣下重其爵位而不言、近臣則喑、遠臣則唫、怨結於民心、諂諛在側、善議障塞則國危矣、桀紂不以其無天下之士邪、殺其身而喪天下、故曰、歸國寶、不若獻賢而進士、

【大意】此れ前節に反して、小人の國家に不利なるを言ひ、以て其の用ふべからざることを見し、仍ほ故語を引きて、賢士の國寶とすべきを云ひ、竟に正旨に歸著す、

【通釋】小人を用ふる時は、臣下たる者、皆各其の爵位を大切にし、君主の心に忤ふときは、重き利祿を失はんことを恐れ、何事あるも、己が意見を言はず、近く君側に奉仕する侍臣は、瘖の如く默し、遠く表方に勤務する臣僚は、空しく嘆息するのみにて、亦口を噤

し易き事に就かしむ、これに反して平凡なる人人は、爲し易き事は自身に行ひて、而も爲し難き事は他人に爲さしむ、即ち專ら安逸と利得とを貪りて、其他を顧みざるなり、君子は外に進んで富貴の位にあれども、敢て嗜慾を恣にして、其の本志を敗らず、内に退きて貧賤の地に居るも、其の心情を推し究めて、敢て寸毫だも撓み屈せず、(孟子に富貴不能淫、貧賤不能移と云へると相似たり)たとひ埋もれ隱れて、凡庸の民と雜り居れども、終に不平を懷きて、世を怨むる心なし、(論語に人不知而不慍、不亦君子乎と同意)此の如きは、彼れ君子には確然として、自ら己其物を信じ、迷はず恐れざることあればなり、

【解義】【足財】足は具はり足ることと、富裕なる財を云ふ、【内究其情】内は退きて居る時を云ふ、上の進不敗其志と相對し、進退内外を、各互に用ひて云へるなり、兪樾曰く、内は當に訥に作るべし、訥は退の古字なり、亦一説となすべし、

是故爲其所難者、必得其所欲焉、未聞爲其所欲而免其所惡者也、是故佞臣傷君、諂下傷上、君必有弗弗之臣、上必有詻詻之下、分議者延延、而交儆者詻詻、焉可以長生保國、

【大意】此れ上文を承けて、君子の國家に利あるを言ひ、以て其の用ふべきことを見す、

【通釋】かるが故に、人自ら己が難しとする事を勉強して爲す者は、必ず己が願ひ欲する事を得て、初めは困苦すれども、終には安樂を享くるなり、未だ初めよりして己が願ひ欲する事を爲し、而も己が惡み厭ふ事を、逃れ免るゝ者は有らざるなり、初め安逸利益のみを貪るときは、必らず終には其の反動が來りて、困苦すべし、かゝるが故に、君に甘言を以て寵を蒙る佞臣は、竟に其の君を傷ひ敗り、上たる人に媚び諂へる下僚は、竟に上たる人を傷ひ敗るに至るなり、故に人の君たる者は、必ず咈咈として抗議の直臣あらんことを要す、人の上たる者は、必ず詻詻として、力爭

の名なり、【遇吳王之醜】醜は恥なり、吳王の恥辱を受くるを云ふ、【尙攝中國之君】尙は猶なり、攝は合なり、對等の義にて、中國の賢君と對等となりて、遜色なきなり、【皆於其國抑而大醜】抑は屈抑なり、抑而大醜は、上文の達名成功と相對するなり、もと、皆於其國抑而大醜、於天下則能達名成功と書して、其の國中に於ては、屈抑せられ、大醜に遇へども、天下に於ては名を達し功を成せりと云ふべきを、故らに文章を奇にして云へるなり、是れ宛も衣裳を顚倒したるが如く、上下の位を易へたる筆法なれば、修辭法にて之を倒裝法と謂ふ、後ち皆之に同じ、【太上】太古の聖人を太上と云へる說と、時代に拘らず、最上なる聖賢と云へる說とあり、此所にては後說を用ふべし、【用民】もと位ある者を人と云ひ、位無き者を民と云へども、又拘らずして汎く人を民と云ふ、此所にては賢士を指す、

吾聞之、曰、非無安居也、我無安心也、非無足財也、我無足心也、

是故君子自難而易彼、衆人自易而難彼、君子進不敗其志、內究其情、雖雜庸民、終無怨心、彼有自信者也、

【大意】此れ賢者の素行を擧げて、其の尊ぶべきことを見すなり、

【通釋】吾れ前日嘗て人に聞きしことあり、人は安んじて居るべき處なきにあらず、但己自身に安んずる心なきなり、苟に安んずる心あらば、居處の如何なるを問はず、皆安らかなり、（晉の陶淵明の詩に、結廬在人境、而無車馬喧、問我何能爾、心幽地自偏と云へるも、亦此の意なり）人に十分なる財貨なきにあらず、但、己自身に、此れにて十分と思へる心なきなり、苟に十分と思へる心あれば、幾何程の物にても、亦十分なり、（老子に知足者富とあるは即ち此の義なり）かるが故に君子は身の安逸を貪らず、財の利得を問はず、爲し難き事は自身に當りて、而も他人には爲

子之能達名成功於天下也、皆於其國、抑而大醜也、太上無敗、其次敗而有以成、此之謂用民、

【大意】此れ賢士を用ゐて、遂に功を成せし例證を擧ぐるなり、

【通釋】昔時春秋の世に、晋文公は初めは内亂を避けて、晋國を出奔し、他國に流浪せしが、舅犯趙衰等の賢士を用ゐしかば、遂に晋國に歸り、君位に即き、後ち楚國の兵を破り、周の天王より命ぜられて、天下諸侯の長となれり、齊桓公は初め兄の襄公の無道なるを以て、齊國を去り莒國に奔りしが、襄公弑せられ、齊國亂るゝに及び、歸りて内亂を平げ、賢臣管仲の謀を用ゐ、戎狄を攘ひ、王室を安んじ、遂に王命を以て諸侯に覇たり、越王句踐は初め呉王夫差と戰ひ、大に敗れ、降りて屬國となり、呉王に辱められしが、范蠡及び大夫種等の計を用ゐ、後遂に呉國を滅して、南蠻の越國を以て、進んで當時中國の賢君と對等の交際をなせり、以上の文公等三子が能く名譽を達し弘め、功業を成し遂げし晴れの場處は、天下に於て爲せしなり、然れども其の初めは何れも皆其の自國に於て、屈抑せられて、大に醜辱を受けしなり、全體太上と云ひて、最上の偉人は、初めより完全にして失敗することなし、其の次ぎの英傑は、一旦敗るゝも、遂に以て功を成すことあり、即ち上の三子の如きは、是れなり、之が善く人才を用ふと云ふ者なり、

【解義】【文公出走】文公名は重耳、晋の獻公の子なり、獻公は愛妾驪姫の讒言に惑ひ、太子申生を殺す、又重耳を害せんとす、重耳乃ち從者子犯、趙衰等と出奔し、諸國を遍歴して、秦國に至る、時に晋の獻公既に死し、國中亂る、秦の穆公重耳を納れて晋侯となす、後ち楚と城濮の地に戰ひ、大に之を破り、遂に周の襄王の命を以て諸侯に覇たり、【正天下】正は長なり、覇者を云ふ、又、征と通じて征伐なりとも云ふ、前説可なり、【桓公去國】桓公名は小白、其の兄齊の襄公無道にして、公子無知に弑せらる、無知尋で人に殺さる、桓公時に去りて莒國にあり、齊人迎へて君となす、後ち賢臣管仲を用ゐ、戎狄を攘ひ、王室を尊び、諸侯の覇たり、【越王句踐】越は南方の國の名、句踐は王

折角取りし國も復た亡ふべし、才德ある賢士の尊重すべきを知りて、親しく面會をなすとも、怠慢にして急に面會せざれば、賢者の方面よりも、亦國君に對し冷淡にして依賴せられし事を緩く後廻しにして、急ぐに及ばずとなすなり、一體賢者にあらざれば、物事の大體を辨ぜざるを以て、緊急の事を緊急として行ふことなし、智能の士にあらざれば、相手として與に國政を謀慮する者なし、故に賢者を緩く後廻はしになし、急に面會をなさず、智能の士を忘れて尋ね用ゐず、而も能く其の國を維持して行く者は、古代より未だ曾て有らざるなり、

【解義】【不存其士】存は恤問なり、心掛けて尋ね問ふこと、【亡國】亡は喪なり「うしなふ」と訓ず、或は亡滅の國と解すれども、非なり、是れ上の入國に對して其の得たる國を喪失するを云ふ、故に下文に齊桓晋文の如き出亡して歸りし君主を擧げて證となすなり【緩君】緩は怠りて爲さゞるなり、緩君とは、君事を怠り棄つるなり、本書の非儒篇に農事緩則貧と云ひ、立命緩貧と云へるが如き、亦皆、緩を怠の義として用ゆ、且つ此の所の緩君は、上句の亡國と又相對言するなり、或は解して緩慢の君となすは非なり、【非賢無急】上の見賢而不急は、君が賢者を急に見ざるなり、此の無急は賢者が君の事を急にせず、即ち上の緩其君なり、下句に緩賢とあるは、君が賢者を緩にす、即ち上句の見賢而不急なり、二の其の字、一は士に冠して、則の字の上にありて、不見其士則亡國矣と云ひ、一は君に冠して、則の字の下にありて、則緩其君矣と云ふ、兩の急の字、或は君に屬して不急と云ひ、或は賢に屬して無急と云ふ、兩の緩の字、或は賢に屬して緩其君と云ひ、或は君に屬して緩賢と云ふ、同一文字、彼此相錯し互に用ゐ以て變化を見す、古文の奇、往々此の如き者あり、蓋し唐宋諸家には罕に覯の作となす、一說に緩其君の其の字を衍文とし、緩君に作り、緩慢の君と解し、上の亡國を亡滅の國と解し、以て相對す、其の義亦通ず、

昔者文公出走而正天下、桓公去國而霸諸侯、越王句踐遇吳王之醜、而尚攝中國之賢君、三

墨子卷之一

親士第一

本篇は、國家を治むる者は賢士を親任すべきことを論ぜるを以て、親士と名く、墨子の書、大抵毎篇の起頭に、子墨子曰の四字を冠らせしは、門人其師の言を錄せるを以てなり、然るに本篇と修身篇とは、子墨子曰の四字なきを以て、淸の畢沅は、正しく墨翟が自著ならんと云へり、孫詒讓は、他篇は、墨翟若しくは門人の筆に成りしならんも、本篇と修身篇は、誼正而文靡不類他篇を以て、後人が儒家の說を緣飾して作り、又當時儒敎盛に行はれ、墨子は異端として擯斥せられし日なれば、時俗に合はさんが爲め、故らに二篇を首篇、次の位に置きしならんと云へり、然れども詒讓も自ら云へるが如く、唐の馬總（穆宗長慶三年即ち我が紀元一四八年に卒す）が著はせる「意林」に載せたる墨子の書、既に本篇を以て首篇となせるを觀れば、少なくも唐代には今本の如くなりしを知るべし、韓退之は馬總と同時代にして、自ら孟子に繼ぎ、異端を排斥するを以て任ぜし者なれども、其の墨子を論ずるや、孔子必用墨子、墨子必用孔子（讀墨子に見ゆ）と云ひて、胥に排斥せざるのみならず、亦未だ必ずしも詒讓の說の如く、儒說を緣飾して作りたるにもあらざるべし、要するに本篇中、名言至理の取るべき者亦少なからず、文章の風格氣局も亦秦漢以後の作にあらざるなり、

入國而不存其士、則亡國矣、見賢而不急、則緩其君矣、非賢無急、非士無與慮國、緩賢忘士、而能以其國存者、未曾有也、

【大意】國君たる者は賢士を得て自ら輔けとなすべきことを言ふ、

【通釋】國君たる者、外國より新に入りて國君となるも、能く心掛けて、智能の士を尋ねて用ゐざる時は、

三十年（我が明治三十七年）甲辰の刻にして、其の我が邦に傳來せる者、亦甚だ多からず、

右の外我が邦先輩の墨子を解釋せし者は

墨子闡微（センビ）二冊　小川信成著

信成字は誠甫泰山と號す天明五年歿す

墨子考乾坤二冊　戸埼允明著

允明字は哲夫濟園と號す常陸守山藩の人文化三年歿す

墨子箋八冊　諸葛　蠡著

蠡字は君則琴臺と號す下野の人文化七年江戸に歿す

の如きあれども皆倶に未刊にして寫本を以て傳へ、希覯（カウ）の書となす、又僅に其の所見を本書の欄外に注記して未だ一書となして書名を命ずるに及ばざる者は松崎復（字は明復、慊堂と號す掛川藩に仕かへ江戸に居る弘化四年歿す）藤澤甫（字は元發東畝と號す、高松藩に仕へ大阪に居る慶應某年歿す）の諸氏あり、

又

墨子樞義　佐藤　晋著

晋字は君錫江戸の人

墨子經說解　張　惠言著

惠言字は皐文淸の乾隆年間の人

の如きは倶に專ら墨子が經上下經說上下の四篇を釋せし者なるが、前者は寫本を以て傳へ、後者は近時刊本にて行はる、而して張氏の解は、孫詒讓の初め間詁を著はすや、未だ見るに及ばざるを以て、深く憾みとなせし者なり、尚ほ以上の書は皆漢文を用ゐて注解せし者なるが、今や近人の手に國文を用ゐて解說し、墨學研究の參考に資すべき書は、蓋し固り之あらん、不幸にして余輩の寡聞なるや、未だ多く知るに及ばず、亦其の一二部の書嘗て閲見せしあれども、其の內容の批評に至りては姑く之を略し、單に其の書名を左に記することとなさん、

墨子講義一冊博文館支那文學全書の內　故內藤耻叟講

楊墨哲學一冊　高瀨武次郎著

右の外春秋倫理思想史（故綱島氏著）支那哲學史（松本氏遠藤氏各〻著あり）支那文學史（古城貞吉氏を始め諸氏の著あり）支那倫理史（藤田氏著其外）等亦倶に墨子に關して論述せし所あれば參觀取捨して可なり、

注、今久不傳、近代鎭洋畢尙書(沅)始爲之注、藤縣蘇孝廉時學復刊其誤、掇通涂徑、多所諟正、余昔事讎覽、旁摭衆家、擇善而從、於畢本外、又獲見明吳寬寫本、顧千里校道藏本、(明正統十年刊)用相勘覈、別爲寫定、復以王觀察念孫尙書引之父子洪州倅頤煊、及年丈兪編修樾、亡友戴茂才望所校、參綜攷讀と又曰く經說兵法諸篇、文尤奧衍淩襍、撿攬舊校、疑滯殊衆、研覈有年、用思略盡、謹依經誼字例、爲之詮釋、至於訂補經說上下篇旁行句讀、正兵法諸篇之譌文錯簡、尤私心所竊自喜、以爲不繆者と、以て貽讓が如何に衆說を薈萃することに勉めしかを知るべく、亦以て其の如何に心力を此の書に注ぎしかを知るべし其の書十五卷あり、外に目錄一卷、後語二卷之に附し、凡そ十八卷となす、光緒十九年(我が明治二十六年)を以て著述を竣へ、二十一年を以て刊行し、頗る學者の觀賞を博すれども、其の我が邦に傳來することは未だ久からざれば、閱讀の者亦未だ太だ多からず、

墨子七十一篇上下二冊

淸の王闓運の注本なり、闓運字は紉秋、湘潭の人なり、今尙ほ現に存す、曾國藩の門下にして其の名淸國に高し、其の自叙に曰く、隋唐所傳墨子書十五卷及宋樂臺注三卷、本皆不可見、畢沅云有明刻本蓋子彙之編也、沅別有校本、云鈔自道藏闕宋諱字知爲宋本、今亦未校原鈔、姑以畢本爲据、其所校注、刻盧文弨諸人名、淺率陋略、不識句讀、一見近似古字、輒引字書、以爲新奇、疑其僮妾所爲と、是れ從來通行せる畢沅が經訓堂本墨子の經解の淺陋なることを譏れる語なるが、今王氏が自著の注本を觀るに、其の解釋簡率疏略にして、脫誤の字句、强ひて舊を守り、架說を費す者少なからず、適ま發明の說あれども、亦未だ必しも悉く首肯なし難き者あり、但從來通行の畢本に視ぶるに、經上下經說上下の諸篇は、排次句讀尤、更正すること多し、其の上篇は、略ぼ畢校の考定に依れども、其の下篇は闓運が詮分する所なり、而して其の語經の一文は大取篇中より提出して、經說の後に附せり、又舊目の無き所となす、然れども其の注釋の詳曲なることは、竟に孫氏の閒詁に及ばざるのみならず、初學參考の便たること、又畢注の下に在るが如し、光緒

の疑惑を疏通し、乾隆壬寅八月より癸卯十月に至り、一歳を踰えて、其の書始めて成れり、今之を觀るに、訂謬解詁の力頗る多く、墨子の文義此に賴りて始めて通ずべき者亦尠からず、然れども書中の經上下二篇は單に略似二爾雅釋詁文一而不レ解二其意旨一と云うて其の全篇の要旨、果して何處に在りしかを說かず、又唐宋傳注亦無レ引二此書一故譌錯獨多不レ可二句讀一也と云うて、多く注釋を略して爲さゞりしは、未だ無瑕の完玉となすべからず、而して本書の經上篇の末に、讀二此書一宜二旁行一とあるは、もと讀者に向うて讀方の竪讀すべからずして、旁讀すべきことを、注意の語として揭げし者なるを解せずして强ひて曲解附說を施し、益〻其の義の解すべからざるを致せしことを發見し、別に其の新に定めたる考本を、篇後に附せしが爲めに、此より後人其の讀方に遵據し、益〻新義を發明するに至りしは、畢沅が校注せる此書の功なり、此の書我が邦天保八年江戶の人松本氏、始めて翻刻して世に行へり、此即ち現行の本なり、但句讀訓點往々誤謬あり、又時に句讀なく訓點なき處もあり、其の例未だ一概なること能はず、

墨子間詁八冊

淸の孫詒讓の著なり、現時墨子の注本は、此を以て最良となす、詒讓字は仲容と云ひ、浙江瑞安の人、少時より六藝古文を好み、又彝器金文を究はめ、發明すること頗る多し、初め丁卯科鄕試に中り、主事に官し、晚年に溫州師範學校を主どり、浙江敎育會長に充つ、光緒三十四年(明治四十一年)五月病を以て卒す、年六十一、著述甚盛なり、而して周禮政要墨子間詁尤も世に著はる、墨子の書、古字古言多く、經上下尤も讀み難し、備城門以下の諸篇、前人苦心考覈し、轉た相發明することあれども、文義猶詰詘不馴の憾あるを免れず、詒讓の出づるに及んで衆說を集め下だすに己が意を以てし然る後墨子の神恉洞明にして文章諷誦すべし、蓋し西漢以來墨學廢すること二千歲其の間儒術孤行せしが是に至りて墨子の說復た世に著はる、詒讓の自序に曰く、漢晉以降、其(墨子)學幾絕而書僅存、然治レ之者殊尠、故脫誤尤不レ可レ校、而古字古言、轉多二沿襲未一レ改、非レ精二究形聲通叚之原一、無レ由レ通二其讀一也、舊有二孟勝樂臺(宋人)

あれども倶に未だ我が邦に舶來せず而して畢注も亦頗る不穩當の解釋少からざれば、本邦先輩の墨子に關する撰述又少しとなさず、然れど大抵寫本にて傳へ倶に未だ大に世に著れず、學者の久く遺憾となせし所なるが、近時淸の孫詒讓が著はせる墨子閒詁出づるに及んで淸國學者が墨子の注釋は大略集成の觀あり、然れども二千年以來久廢の墨子の書なれば、其の完全精確なる解說を見るに至りては、尙ほ多く來哲の闡發補苴に待つ者あるに似たり、今左に其の書目冊數及び著者の氏名を列記し、以て讀者が研究參考の資料に供ふることゝなさん、

墨子六冊

明の茅坤及び我が邦の秋山儀が、校閲をなせし書なり、我が邦現世に傳はれる墨子の書は此を以て古本となす、坤は歸安の人、鹿門と號す、儀は肥後の人、玉山と號す、寶曆七年、玉山が作れる自叙に據れば、是より先き數本を合はして校讐一過せしも前人の傳寫を重ねしこと衆くして誤字少なからざるを苦めるに際し、會ま茅鹿門の校本を獲て、松子文井子章の二人と再び校訂を加へ、其の說を上層に附せし者なり、然れども錯簡脫誤尙ほ多くして、句讀だも爲し難き處、頗る尠からず、但此の鹿門の校本は支那に多く傳はらざるが如し故に淸人の墨子を校解せし書に茅本を引きて證となす者は孫詒讓の閒詁に少く見ゆる外他は殆んど未だ之あることを識らざるに似たり或は曰く玉山は服部南郭に學ぶ、南郭の師物徂徠、嘗て墨子の校注をなせしを玉山取りて記せしなりと要するに此の本初學の常讀には適せざるも、篤學の士が文字の異同を校勘するに於ては、亦一參考書たることを失はず、

經訓堂本墨子五冊

淸の畢沅（ゲン）が校注にして、我が邦現時に墨子の善本として最も通行せる書なり、沅字は纕衡（ジヤウカウ）と云ひ、一の字は秋帆と云ふ、支那鎭洋の人、自から靈巖山人と號す、乾隆二十五年の進士にして、官は尙書に至れり、沅が自叙に據れば、同時に盧文弨、翁覃谿、孫星衍の三人ありて、倶に墨學を修め、互に其の書を校正し、略（ホボ）端緒ありし者を、沅に至りて始めて集成し、因りて徧く唐宋の類書古今の傳注に引ける墨子の文を覽て、其の譌誤を正だし、又知聞を以て其

るを以て推すときは、果して墨子の書が墨翟の自著にあらざらしめば亦必ず詞義の相同からざるを有るを觀るべきに、今や唯だ然らざるのみならず、又其の篇目の悉く相同じきこと此の如し、是れ豈以て墨子が自著の書たることを證明すべからざるか、而して其の文章、各篇時に或は順序の先後と辭語の詳略とあるは、蓋し亦其の之を傳ふる時に、筆削改竄の異同ありしに因れるなり、且つ墨子の文章は、前きに既に述べしが如く、自家の壘壁とせる論理法、即ち當時の謂はゆる辯學を應用して作りし者なれば、行文の一種論理的筆法に依り纏繞反覆して、別樣の文章たることは、是墨子が特得の學殖より產出せしに非らずして、焉んぞ能く此に至ることを得むや、墨子の書既に此の如く自著たるに拘らず、後世其の學問衰廢して殆んど讀む者なかりしより、其の書は宋の李巽巖が所傳本甚古、然多脫誤、或次第混亂、章句顚倒、往往斷爛、不可復讀、反覆尋究、稍加是正使相聯屬、十廑得一二と云へるが如く、既に今を距ること六七百年以前よりして、極めて難讀難解の書たり、殊に備城門篇以下の如きは、四庫全書總目は、皆兵家言、其文古奧、或不可句讀と云ひ、以て唯だ不可解の文となすのみならず、其句讀だも猶且得て爲すべからざる者となせり、而して其の經上經下經說上經說下の四篇に至りては、李巽巖に先たつこと、殆んど數百千年以前、西晉の魯勝が墨辯を注せし時、又既に其難解に苦みて、疑者闕之又采諸衆雜集爲刑名二篇略解指歸以俟君子と云はれしことを觀れば、其の後ち又幾多の世變を經過せし今日に在りて、之を讀み且つ講ずるの至難の業たることは、固より論を待たず、然るに清の乾隆四十八年（皇紀二千四百四十三年）の頃に至りて、畢沅が校定注解せる經訓堂墨子と題せし書刊行せられ、其の後五十餘年、我が天保六年（皇紀二千四百九十五年）に江戶書肆松本某が之を翻刻せしより、世の墨子を講ずる者稍〻繼ぎ出で、人始めて墨子の學と云ふ者有ることを知れり、而して我が邦寶曆七年（皇紀二千四百十七年）肥後の秋山玉山が、明の茅鹿門の校訂せし墨子を校讐して刊行せしは、清の畢沅が刊行に先だつこと二十七年なれども、本文を大略校讐せしのみにて、別に注釋を下だせしにはあらず、亦清國にありても畢注の外數種の校注

墨子の書たるや、班固が「漢書藝文志」に據るときは、墨子七十二篇とありて、著者の自注に名翟宋大夫と云へり、「隋書經籍志」にも、亦宋大夫墨翟撰とあれども、其の書中に多く子墨子と稱するを觀れば、門人の筆錄せし者にして、墨子が自著にあらずとは、是れ清の康熙年間勅選に成れる「四庫全書總目」に載する所の說なるが、予は今未だ遽かに首肯すること能はざるなり、何んとなれば、子墨子の三字は、固より弟子若くは門流の人が其の師匠筋の者を尊稱せる語なることは、予既に本書の所染篇に述べしが如くにして、單に此點よりして推定するときは、洵に總目に述ぶるが如く、自著にあらざるに似たれども、古書中殊に諸子の書にありては、孟軻の作りし書に、孟子と稱し、孫武の作りし書に孫子と稱し、列禦寇の書に子列子と書するが如く、皆其の作者を呼ぶに子を以てし、或は又其の姓上に子の字を加へし例は、決して少からず、若し單に彼等の書にして作者を呼べるに子てふ敬語を以てせし故に、其の書は自著にあらずして、門人の筆錄せし者となすときは、「史記」の本傳に孟軻は「孟子」を作り孫武は「孫子」を作り列禦寇は「列子」を作りしことを歷々著錄しあることを如何せん、去れども他の諸子は姑く置き、墨子の書に限りて前後の三十三篇を除き、餘は悉く同一篇目にして、各々上中下の三篇若くは二篇に分ちしに拘らず、其の詞旨は皆俱に概ね同じき者あることは、頗る疑ふべきが如くなれども、是れ反りて以て本書の墨子が自著たることを證明するに足れり、何んとなれば韓非子に自墨子之死也有相里氏之墨有相夫氏之墨有鄧陵氏之墨と云へるが如く、墨學は分かれて三派となりしを以て、其の傳ふる所の文各々異同あることを致して、上述の如く俱に各三篇若くは二篇あることを見るとも、其の淵源は則ち皆俱に一なるを以て、故に各篇の題目は自然に一定をなせしなり、若し然らずして果して門人各自が筆錄せし者ならんには、何んぞ各篇の多數なるに關せずして、獨り篇目の一定せること此の如くなるを得むか、孔子の春秋を作くるや、其の微言大義は口授せしを以て、均く春秋を解釋せし書なれども、今の其の詞義を比閱するに、左氏の傳は公羊氏の傳と固より盡くは同じからず、公羊氏の傳は、亦穀梁氏の傳と亦盡くは同じからざ

是れ墨子の文面のみに就きて、其の説く所を觀れば、孟子が墨學を論じて、愛其兄之子猶愛其鄰之赤子と云ひ無父是禽獸也となせるが如き意義口吻は有らざれども、墨子が所論を推究するときは、其の流弊必らず此に至るべき者なれば、墨子の意は、全く棄つべきにあらざれども、毫釐の繆りは、千里の差ひとなる恐れあるを以て、孔子必用墨子、墨子必用孔子、不相用不足爲孔墨と云へる韓退之が議論は、竟に不謹愼の言たることを免れざるを識れども、程子は又墨子之徳至矣、而君子勿學也、以其舍正道而之他也と云へるを觀るときは、其の墨子が人格の崇高なるを許せしことは、亦以て推知すべし、乃ち唯だ其の學術は正道にあらざれば學ぶことと勿れと誡むるに過ぎず、朱子に至りては曰く、

楊墨皆是邪説、但墨子之説、尤出於矯、爲不近人情而難行、孔墨並稱、乃退之之繆、然亦未見得其原道之作孰先孰後也、（朱子語錄）

是楊墨倶に邪説なれども、墨子は更に楊子より矯僞の言行多くして人情に近からず、其の道は、世に實行し得べきにあらざるに關せず、韓退之が此を孔子と並稱して孔墨と曰ひ以て倶に實行すべしと爲せるは、其の誤謬の見たることを指摘して云へるなり、然れども孔墨を並稱して對敵となせることは、既に前に辯ぜしが如く、秦漢以降の事にして、諸子に其例多ければ、必しも韓退之が創見にはあらず、亦全く韓退之が謬失にもあらざるべし、蓋し之を要するに孔子が嘗て天地の大道を論じて、仁者見之謂之仁、智者見之謂之智、百姓日用而不知（周易繫辭上傳）と云はれしが如く、學者各、其の見解によりて、是非得失の論生ずることとなれば、今遽かに之を一是の下に定むることは、亦容易の業にあらず、而して其の中皆倶に幾分の眞理を存せざるはなきなり、然れば後世讀者にありては、好みて其の惡きを知ると共に、惡みて其の善きを知ることに注意して、能く取捨折衷を爲すときは、亦其の違はざるに庶幾からむ、

第八章　墨子研究に資すべき書籍

墨子六册――經訓堂本墨子五册――墨子閒詁八册――墨子七十一篇上下二册――墨子闡微二册――墨子考乾坤二册――墨子箋八册――墨子樞義――墨子經説解――墨子講義一册――墨子哲學一册

是又更に一層を進めて、孔墨の二說、果して孰れか眞理に叶へる者なるかは、容易に判定し得べきにあらずして、其の同く祖述せる堯舜の再生を待ちて決定するにあらざるよりは、倶に無證據の論爭にして深く信ずべからざることを說ける者なるが、又其の倶に世主が政を爲すに方りては、孔墨の二說倶に偏廢すべからずとなして用ゆることを說きて曰く、

墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月、世主以爲儉而禮之、儒家破家而葬、服喪三年、大毀扶杖、世主以爲孝而禮之、夫是墨子之儉、將非孔子之侈也、是孔子之孝、將非墨子之戾也、今孝戾侈儉、倶在儒墨、而上兼禮之、(同上)

右の如く其の孔たると墨たるとを問はず、世主は各、倶に之を利用して、天下を治むる機械となすことを言へるは、亦獨り韓非一人のみならず、韓退之は唐代の碩儒にして、平生異端を排擯し、聖道を擁護するを以て自から許せし人なり、而して其の墨子を論ずるや曰く、

儒譏墨、以上同兼愛上賢明鬼、而孔子畏大人、居是邦、不非其大夫、春秋譏專臣、不上同哉、孔子汎愛親仁、以博施濟衆爲聖、不兼愛哉、孔子賢賢、以四科進褒弟子、疾沒世而名不稱、不上賢哉、孔子祭如在、譏祭如不祭者、曰、我祭則受福、不明鬼哉、儒墨同是堯舜、同非桀紂、同修身正心以治天下國家、奚不相悅如是哉、余以爲辯生於末學、各售其師之說、非二師之道本然也、孔子必用墨子、墨子必用孔子、不相用不足爲孔墨、(昌黎集讀墨子)

是れ儒學社界の人にありても、未だ必しも墨子を攻詆する者のみならず、亦以て倶に濟ひ相用ふるに非ずんば、孔墨として景仰するに足らずと爲すに至れり、而して宋の程子は退之が此論を論じて曰く、

此篇(韓退之の讀墨子)意亦甚好、但言不謹嚴、便有不是處、且孟子言、墨子愛其兄之子、猶鄰之子、墨子書中何嘗有如此等語言、但孟子拔本塞源、知其流必至於此、大比儒者學道、差之毫釐、繆以千里、楊子本是學義、墨子本是學仁、但所學者稍偏、故其流遂至於無父無君、孟子欲正其本、故推至此、退之樂取人善之心、可謂忠恕、然持論不知謹嚴、故失之、(程子遺書)

業不必同、故曰儉而難遵、要曰彊本節用、則人給家足之道也、此墨子之所長、雖百家弗能廢也、（史記自序司馬談論六家要指の一）

是れ墨子の儉約論は、未だ必しも盡く循ふ可らざるも、其の本を彊くし、用を節する說は、亦終に廢すべからず、又古代堯舜時代の儉素なることを法則として、後世を治めんと欲するとも、尊卑の秩を紊だし、且つ時世の移り異れるよりして、到底行ひ得べからず、然れども本を彊くし用を節して、家々給し、人々足ることを致すは、墨子の所長にして、百家と雖ども復易ふることを得べからずと爲し、墨子が一長一短ありて、亦必しも絕對に廢棄すべき者にはあらざることを言へり、而して班固が藝文志に稱して儒墨を兼ね名法を合せたる雜家と云へる「呂氏春秋」は秦の相國呂不韋が賓客の手に成れる者なるが曰く、

老聃貴柔、孔子貴仁、墨子貴廉、關尹貴淸、子列子貴虛、陳駢貴齊、陽生貴己、孫臏貴勢、王廖貴先、兒良貴後、（呂氏春秋不二篇）

右の如く孔子及び周末諸子凡そ十人の學に就いて、各〻其の特徴を擧げて云へるが、尸子（名は佼晉人秦の商鞅の師たり）は、

墨子貴兼、孔子貴公、皇子貴衷、田子貴均、列子貴虛、料子貴別、囿其學之相非也數世矣而已、（爾雅釋詁邢昺が注に見ゆ）

とありて、各〻其學說の偏なるよりして、此の一方に囚はれしことを言へり、「淮南子」は漢の淮南王劉安（高祖の孫）の撰著なるが曰く、

夫弦歌鼓舞以爲樂、盤旋揖讓、以脩禮、厚葬久喪以送死、孔子之所立也、而墨子非之、兼愛尙賢右鬼非命、墨子之所立也、而楊子非之（氾論訓）

此れ「淮南子」は「呂氏春秋」「尸子」等と共に雜家者流なるが故に、此の兩揚兩抑の說をなすのみならず、韓非は刑名家なり、亦曰く、

孔子墨子、俱道堯舜而取捨不同、皆自謂眞堯舜、堯舜不復生、將誰使定儒墨之誠乎、殷周七百餘歲、虞夏二千餘歲、而不能定儒墨之眞、今乃欲審堯舜之道於三千餘歲之前、意者其不可必乎、無參驗而必之者愚也、弗能必而據之者誣也、故明據先王必定堯舜者、非愚則誣也、愚誣之學、襍反之行、明主弗受也、（顯學篇）

去王也遠矣、(同上)

是れ墨子の說の如くにして、喜んで歌ふべき時も歌はず哀みて哭すべき時も哭せず、樂して樂むべき時も樂まざることは、もと人情に叶ざるのみならず、其の生存中は有らゆる勤苦を爲して、一旦死亡するときは、極めて葬祭を菲薄して、折角斯の世に生れ來るとも、生死に關せず何等の快味を感ぜずして、唯だ專ら消極的悲觀的のみに終はらしめむとすることは、決して聖人中正の道にあらずして、又到底天下人情の行ひ堪ふる所にあらざれば、如何に墨子が獨り能く自から任ずと雖へども、言ふ可くして而も行ふべからざる空論に終はるより外なきことを論ぜる者なるが、莊子は又抑揚の語を爲して曰く、

墨子稱道曰、昔者禹之湮洪水、決江河而通四夷九州也、名山三百、支川三千、小者無數、禹親自操槖耜、而九雜天下之川、腓無胈、脛無毛、沐甚雨、櫛疾風、置萬國、禹大聖也、而形勞天下也如此、使後世之墨者、多以裘褐爲衣、以跂蹻爲服、日夜不休、以自苦爲極曰、不能如此、非禹之道也、不足謂墨(中畧)墨翟禽滑釐之意則是、其行則非也、將使後世之墨者必自苦以腓無胈脛無毛相進而已矣、將使後世之墨者、必自苦以腓無胈脛無毛相進而已矣、亂之上也、治之下也、雖然墨子眞天下之好也、將求之不得也、雖枯槁不舍也、才士也夫、(天下篇)

莊子の墨子が夏道を尙び、大禹の勤儉力行して、天下の爲めに勞苦せられしことを理想として、自から勉强勤苦せるは取るべきなれども、徒に勤儉勞苦するのみを以て道として、復た此に加ふる者なしと爲すの弊に陷いらんことを恐れて、此の論評を爲せし外に又其の說の是非を云へる者なきにあらざれども、此れ亦省略に從ひて且漢代學者の論を求むるに、司馬談は尤も道家を尊信せし者なるが、史記に其の言を載せて曰く、

墨者儉而難遵、是以其事不可徧循、然其彊本節用不可廢也、墨者亦尙堯舜道、言其德行曰、堂高三尺、土階三等、茅茨不翦、采椽不刮、食土簋、啜土刑、糲粱之食、藜藿之羹、夏日葛衣、冬日鹿裘、其送死桐棺三寸、擧音不盡其哀、敎喪禮、必以此爲萬民之率、使天下法若此、則尊卑無別也、夫世異時移、事

家謂鬼審人之精也、厚其精而薄其屍、此於其神厚、而於其體薄也、薄厚不相勝、華實不相副、則怒而降禍、雖有其鬼、終以死恨、人情欲厚惡薄、神心猶然、用墨子之法、事鬼求福、福罕至而禍常來也、以一況百、而墨家爲法、皆若此類也、廢而不傳、蓋有以也、

是れ儒道の世に傳はりて、墨法の後に廢せしことは、儒道は世之を行うて障りなきも、墨法は一方に有鬼論を維持し、靈魂不滅の說を主張すると共に、一方には死者の遺體に對して、薄葬すべきことを唱道するは、乃ち不滅の靈魂嚴然存して鬼神となれる者を甚だ冷遇すると同理なれば、鬼神は必らず恨みを死後に懷きて、幸福を生存者に授くることは無るべし、今此の一事を以て、他の諸事を概見するときは、墨說は元來矛盾衝突甚だ多くして、其の法天下に得て行ふべきにあらずと非難を試みしなり、尙ほ此の外論衡に墨子を論議せし者あれども、大率此れと類似の說なれば今は之を略す、而して道家者流は、墨學に對して如何なる意見を抱けるかと尋ねんに、莊子は曰く、

不侈於後世、不靡於萬物、不暉於數度、以繩墨自矯、而備世之急、古之道術有在於是者、墨翟禽滑釐聞其風而說之、爲之大過、已之大順、作爲非樂、命之曰節用、生不歌、死無服、墨子氾愛兼利而非鬪、其道不怒、又好學而博、不異、不與先王同、毁古之禮樂、黃帝有咸池、堯有大章、舜有大韶、禹有大夏、湯有大護、文王有辟雍之樂、武王周公作武、(咸池より武に至るまで皆倶に音樂の名)古之喪禮、貴賤有儀、上下有等、天子棺槨七重、諸侯五重、大夫三重、士再重、今墨子獨生不歌、死不服、桐棺三寸而無槨、以爲法式、(天下篇)

是れ墨翟禽滑釐の唱ふる博愛勤儉の說は、古代より傳はれる一道なれども餘りに極端に馳せて、遂に音樂を排斥し、節用を主張し、死者の埋葬棺槨を省略して、古代帝王が執り來たりし禮樂を無用視して、自家一派の法式を立てしことを言へるなり、又曰く

以此敎人、恐不愛人、以此自行、固不愛己、未敗墨子道、雖然歌而非歌、哭而非哭、樂而非樂、是果類乎、其生也勤、其死也薄、其道大觳、使人憂、使人悲、其行難爲也、恐其不可以爲聖人之道、反天下之心、天下不堪、墨子雖獨能任、奈天下何、離於天下、其

とを願はざるに至らんとす、然れば此の重き責任ある天下は、果して何人が能く之を任じて統治せんとする歟、即ち墨翟が把持せる主義は、縱ひ役夫僕隷社會には行ひ得べきとも、到底王公大人が天下國家を治むる道に非ることを論ぜしが、其の極遂に墨子有見於齊無見於畸有齊而無畸則政令不施（天論篇）と云ひ、墨子蔽於用而不知文（解蔽篇）と云ひ、以て彼が徒に宇宙眞理の一端たる齊等主義に着目して、上同兼愛の説を唱道すれども、亦之と同時に他の一面には秩序的眞理あることを忘却して、自他の別なく、上下の序なく、强ひて博く平等愛を施さんとするは、其の謬りなることを云ひ、又其の徒に實用的主義に偏倚し、唯だ上下をして勤勞苦役し、股に胈なく、脛に毛なきに至らしめんと欲して、而も貴賤等級を明かにせる文飾は、亦斯の社會の治安を維持する要具たることを知らざるを譏れり、蓋し之を要するに、荀子は孟子の墨翟を攻むるに禽獸を以て比擬するが如き酷烈なる論駁はなさゞれども、其の儒家の見地に據りて、墨子が學說に對し、弊害を指摘することは亦復た假借せざる者と謂ふべきなり、荀子に繼ぎて儒家の墨子を論ずる者を、「孔叢子」に載する孔鮒が（孔子の後裔秦代の人）「詰墨」となす、去れど其の說は主として墨子が其の書中にある非儒篇に孔子の齊に之きし時、晏子（名は嬰齊の賢臣）が其の君景公の孔子を用ゐんとせしを諫止し、及び孔子の人物は竟に信用するに足らざることを論議せる言を載せるに對して、事實の誤謬なると、年月の相及ばずして誣罔に出づることを辯駁せしに過ぎず、乃ち墨子が學術を批評せし者としては、別に言ふべき者にあらざれば、今之を略することゝなさん、大抵諸子百家の書に、孔子を引援する者は、彼の自から寓言假設たることを自白せし莊子一流は勿論にして、他の韓非子の如きも、之を經史に參照して論究するときは、其の說の誤謬誣罔に涉たる者少からざれば、今獨り深く墨子のみを咎むべきにあらず、其の後東漢に至りて、王充は「論衡」を著はし其の中、墨子を論じて曰く、

儒家之宗孔子也、墨家之祖墨翟也、且案儒道傳、而墨法廢者、儒之道義可爲、而墨之法議難從也、何以驗之、墨家薄葬右鬼、道乖相反、違其實宜、以難從也、乖違如何、使鬼非死人之精也、右之未可知、今墨

以相食養者不可勝數也、夫天地之生物也、固有餘、足以食人矣、麻葛繭絲鳥獸之羽毛齒革也、固有餘、足以衣人矣、夫有餘不足、非天下之公患也、特墨子之私憂過計也、(富國篇)

荀子の意は、天地の間、自然の產物と、人力の加工とを以てするときは、衣食日用の生計は、必ずしも墨子の如く極めて儉薄節嗇を爲さゞるとも、社會の經濟は、優に辨ずるに足ることを言ひ、以て墨子が極端なる節用主義を取りしことを譏れるなり、又曰く、

天下之公患、亂傷之也、胡不嘗試相與求亂之者誰也、我以墨子之非樂也、則使天下亂、墨子之節用也、則使天下貧、非將墮之也、說不免焉、墨子大有天下、小有一國、將蹙然衣麤食惡、憂戚而非樂、若是則瘠、瘠則不足欲、不足欲則賞不行、墨子大有天下、小有一國、將少人徒、省官職、上功勞苦、與百姓均事業、齊功勞、若是則不威、不威則賞罰不行、賞不行、則賢者不可得而進也、罰不行、則不肖者不可得而退也、賢者不可得而進也、不肖者不可得而退也、則能不能不可得而官也、若是則萬物失宜、事變失應、上失天時、下失地利、中失人和、天下敖然若燒若焦、墨子雖爲之衣褐帶索、嚽菽飲水、惡能足之乎、(同上)

是れ天下の公患は、天下の不足にあること、墨子の說の如くならずして、而も反りて墨子が不足を憂へて消極主義なる節用非樂を唱ふるが如きより起る者なれば、乃ち墨子の本意は、天下の公患を起さんが爲めに、節用非樂を唱ふるにはあらざれども、終結の論、竟に之に歸着せざることを得ざるを言ひ、以て墨子一人が如何に勤勞を極むるとも、天下を救ふに足らざることを譏りしなり、荀子は此の外又、

今以一人兼聽天下、日有餘而治不足者、使人爲之也、大有天下、小有一國、必自爲之然後可、則勞苦耗顇、莫甚焉、如是則雖臧獲不肯與天子易勢業、以是縣天下一四海、何故必自爲之、爲之者、役夫之道也、墨子之說也、論德使能而官施之者、聖王之道也、儒之所謹守也、(王霸篇)

と曰ひ、以て墨子が極めて勤勉節約を主張せる過弊は、君主たる者、一人を以て萬事に當らざるを得ずして、勞苦耗瘁の甚しくして、何等の娛樂もなければ、婢僕の賤役と雖へども、肯て之を辭して天子たるこ

あらず、亦唯だ古經の文義に攀緣して、己が私跡を掩飾し、以て自家子孫長久富貴の計を建つるに過ぎず、是に於て曲學阿世の士、競うて聖言に假托し、遺書を贋作し、眞僞紛淆して、遽かに辯析を爲し難く、遂に後世識者をして、三代聖人の學は、秦皇が焚書坑儒の禍に全滅せずして、漢武が求書崇儒の毒に長亡せしめたりとの痛歎を發せしむ、而して兼愛交利を宗旨とし、義俠氣節を尙べる墨學的思想風槪は、頹然として地を掃ひ、擧國の人民徒に時王の彀中に入りて、其の覊絆を脫出するを得ず、積威專制の下に壓抑せられて、復獨立進取の氣象に乏しく、其の極、姦雄猾虜迭に起り、交も侵して、革命頻りに興り、國祚屢〻移れども、竟に得て救ふべからざる者は、是豈漢氏以後、歷代支那社會の通性常態にあらずや、乃ち近時に及んで、其の邦學士大夫、書を著はし、論を立て、墨學の全く廢すべからずして、墨書の必ず讀むべきことを云へる者、往々踵いで與らむとする傾向あり、然れども二千年來中絕久廢の學は、氣運の循環、時勢の需求に賴りて復活再興の必ず至る者ありと雖も、之を鷙鳥の掊擊に逢へるに譬へむに、創は鉅に痛は深く、佇立跂足の間に、能く元氣を回復して、寥廓翱翔の雄飛を見るは、未だ得て望むべからざるが如し、

第七章　墨子に對する諸學派の批評

荀子——論衡——莊子——司馬談——呂氏春秋——尸子——淮南子——韓非子——韓退之——程子——朱子

眞理は競爭の硏鑽によりて發見する者となせば、墨子に對する他の諸子の意見を參考の爲めに、讀者に示すことは、亦硏鑽の一助たることを信ずるなり、蓋し當時にありて墨學の勍敵たりしは、前述の如く儒學なりしが、儒家の急先鋒として墨學を攻擊せし者は、孟子に指を屈せざるを得ざれども、孟子の言は、既に前章に出だし及び本書後篇に於て隨處に載すべければ、今は荀子の論を左に抄出せん、

墨子之言、昭昭然爲天下憂不足、夫不足非天下之公患也、特墨子之私憂過計也、今是土之生五穀也人善治之則畝數盆、一歲而再穫之、然後瓜桃棗李一本數以盆鼓然後葷菜百蔬以澤量、然後六畜禽獸一而剸(專と同じ)車、黿鼉鰌鱣以時別、一而成羣、然後飛鳥鳧鴈若烟海、然後昆蟲萬物生其閒、可

一の必要を說きて曰く、春秋大二一統一者、天地之常經、古今之通誼也、今師異レ道、人異レ論、百家殊レ法、指意不レ同、是以上亡二以持一一統一、法制數變、下不レ知レ所レ守、臣愚以爲、諸不レ在二六藝之科、孔子之術一者、皆絕二其道一、勿レ使二並進一、邪辟之說、滅息、然後統紀可レ一、而法度可レ明、民知レ所レ從矣と、是春秋公羊傳（隱公元年春王正月の傳）の說を援きて、孔子の主意は、統一的に在ることを言ひ、以て當時諸學異說の紛々として、國民道德の要旨を淆亂し、上下其の適從に惑ひ、爲めに政教の基礎、動もすれば動搖して、天下の人民、危懼を懷くことを免れざれば、六經孔子の教を採りて國教と爲し、其他の諸學を滅絕し、以て統一的教化を圖るべきことを說ける者なり、是より先孝文は、黃老無爲の說を悅び、孝武即位の初め、竇太后（孝文の后）亦黃老の學を尊信し、儒教を擯斥せしが、仲舒が此の說、武帝に採納せられしより孔氏の主旨を推明し、百家を抑黜し、學校の官を立て、州郡をして茂材孝廉を擧げしむるに、皆、孔子の教を以て、其の儀則標準と爲し、此に非れば進用するを得ざらしむ、尋いで公孫宏と云ふ者あり、文學を以て身を起し、丞相となるに及んで、上下の士靡然として風に嚮ひ、政事法律の吏兒寬、張湯の徒の如き、亦皆爭うて經術を以て吏事を飾るに至り、世は遂に儒教統一の時代となれり、是の時、公孫弘、張湯等の政策に反抗して、屢、異議を容れ、直言極諫を以て有名なる者を、汲黯となす、黯は學を好み游俠を喜び、氣節に任ず、又其の在野の士にして游俠を以て恩讐を快くし、勢力を民間に振ひ、公孫弘の嫉惡を受くる者を郭解となす、弘既に計を以て汲黯を間疏して遠郡に出し、又法を以て郭解を族滅し、是より益銳意して、天下任俠の士を誅鋤せしかば、流石に戰國時代より、孔子と並稱せられて、盛行を極し墨學一派も、竟に稍く衰廢に歸し、降りて東漢の世に及んでは、儒教の益、威力を得るに隨ひて、墨學は僅かに好事の士に賴りて傳はれども、專門學者として研鑽する人は、殆んど絕えて無く、唐代に至りて、韓退之、柳子厚等の集中に、墨子に關する論評あるを見れども、亦終に全部を通覽して、意見を吐ける者に非るが如し、況や其の他の諸人の如きは、固より深く論せずして可なり、然れども儒教の西漢以來、世主に採用せらるゝも、亦本篤く之を尊信して、實行せむが爲めには

擊すること、墨學に於て最も盛なりし所以なり、

第六章　墨學衰廢の原由及近時支那學界の墨子研究

墨學の不振の重もなる原因は、消極的勤儉力行と非音樂論に在り――始皇の焚書坑儒の學、墨學亦禁絶に遭ふ――漢の董仲舒、學術統一の議――武帝儒學を尊崇し諸子を抑黜す――丞相公孫弘御史張湯等、儒教を以て干進し墨學者を排斥す――俠客郭解の族誅――儒學の隆昌墨學の摧衰――墨學滅亡後の支那歷代――近時支那學界に放たれつゝある墨學の曙光

儒墨二教の戰國時代に盛大なりしに關せず、後代に至りて、儒術の益〻勢力を支那に得るに反して、墨教は實に異端邪說の巨魁として、百世に擯黜せられ、僅かに一代を通じて、一二好事者の外は、殆んど其の書を手にだにせざるに至れり、隨うて其の教義、學術の如きは、知る者絶えて無からむとす、吁是何に原由して然る歟、莊周は墨翟の說が專ら勤儉力行に偏し、非樂薄葬を主張するを見て、人情に反する者となして曰く、以レ此教レ人恐不レ愛レ人、以レ此自行、固不レ愛レ己、未レ敗二墨子道一、雖レ然、歌而非レ歌、哭而非レ哭、樂而非レ樂、是果類乎、其生也勤、其死也薄、其道大觳、(無潤の意)使二人憂一、使二人悲一、其難レ爲也、恐其不レ可三以爲二聖人之道一、反二天下之心一天下不レ堪、墨子雖二獨能任一、奈二天下一何、(莊子天下篇)と、是其の說專ら消極的節儉に傾きて、悲觀的思想に陷り易く、到底天下を經綸する大道となして論ずるに足らざることを云へる者なるが、今墨子の書を讀むに、頗る此の感なきにはあらざれども、若し單に其の學說のみを以て、其の教衰廢の原因となすを得べくんば、戰國時代に當りて、上述の如く盛行はなかるべきなり、然れば、此必らず又他に一原由の存すること無くんばあらず、何ぞや、儒教の世主に利用せられて、其の天下を籠罩する具となりしこと是なり、秦の始皇既に六國を併合して、一大帝國を創建するや、丞相李斯の言を聽きて、焚書坑儒を擧行し、諸子百家の學悉く禁絶に逢遇し、墨子亦其の中に漏れざれども、唐人の竹帛烟消帝業虛と謂へるが如く、未だ幾ならず、其の國亡滅して、劉項元來不レ讀レ書と詠はれし漢高の天下となり、二世孝惠始めて挾書の禁を解き、三世孝文游學の路を廣め、四世孝景を歷て、五世孝武に至り、益〻文學を奬勵し、廣く天下治安の策を求めし時、董仲舒は一代の碩儒を以て、學術統

に法王あり、西藏佛敎に噠𡃤喇嘛あるが如くに、政敎總轄の權力を具せずと雖も、少なくとも我が邦今日の神佛諸宗派に管長あるが如く、一敎の主宰たる名譽と威權とを有し、而も其の人死せざれば、新繼者は敢て之と並立せざることは、孟勝が田襄子との間に、鉅子の名號を授受の事ありしに就きて觀るにも明かなり、而し其の鉅子の位に在る者は、皆義氣の高きこと、孟勝の友に死し、腹䵍の子を殺すが如き者なれば縱ひ墨子の學よりして、當時の任俠者流を出さずとも、任俠者流の墨學を喜んで、之に歸することは、數の得て免れざる所なり、況んや、墨子が平生執持せる宗旨は、孟子が墨子兼愛、摩頂放踵利天下爲之と云へるが如き、極端なる義俠的兼愛の者なれば、當時其の流派が、戰國武斷抑壓の風潮に反抗して起れる任俠となり、一轉して刺客壯士を出だし、遂に法家道家の一流をして、其の以武亂國の嘆息を發せしむるに至りしなり、淸の康有爲は戰國時代墨派の後學として、其の前述諸人の外に、

聶政　韓國の刺客にして、濮陽の人、嚴仲子が爲めに、其の仇人なる韓の相國俠累を刺して、自殺せし者なり、事は史記の刺客傳及び十八史略卷之一に見ゆ、

荊軻　燕の太子丹の囑を受け、秦に至り、始皇を刺さむとして、成らずして死せし者なり、事は同上の書に見ゆ、

田光　荊軻を太子丹に薦め、後に自殺して太子の疑心を霽しし者なり、事は史記の刺客傳に見ゆ、

高漸離　荊軻の友人にして、荊軻死後、變裝して、始皇を狙擊せむとして克たず、殺されし者なり、事は同上、

の諸士を擧げ、以て其の行義は倶に墨學の實行主義より來れる者となせり、（孔子改制攷に據る）蓋し之を要するに、戰國時代、墨學の隆盛なるは、殆んど儒學と天下を中分せる槪ありしことは、韓非が天下之顯學儒墨也と云ひ、孟子が墨翟之言、盈天下と云ひ、呂不韋が、擧天下之顯榮者必稱説二士（孔墨）二士死皆久、從屬彌衆、弟子彌豐、充滿天下（呂氏春秋當染篇）と云へるを觀て、亦已に彰明なり、乃ち其の學の實際に勢力を奮ひしことは固より他諸派の、企て及ぶべきにあらず、是亦孟氏荀子を始め、儒家の嫉視力

文亂法、俠以武犯禁（韓非子五蠹篇）と云ひ、國平養儒俠難至用介士（同上）と云ひ、司馬遷も亦、儒者用文亂法而俠者以武犯禁（史記の老莊申韓列傳）の語あり、其の論の是非は姑く置き、墨子の學、其實行を先にし、人の難を救ふに急なるよりして、意氣を尊び、然諾を重んじ、以て此に至れることは、亦深く怪しむに足らざるなり、請ふ今聊四鉅子の行爲を述べて、其の流源の由る所を示さむ、

墨者鉅子孟勝、善荊之陽城君、陽城君令守於國、吳起之亂、陽城君與焉、荊罪之、陽城君走、荊收其國、孟勝曰、受人之國、而力不能禁、不能死不可、其弟子徐弱諫曰、死而有益陽城君、死之可矣、無益也、而絕墨者於世不可、孟勝曰、不然、吾於陽城君也、非師則友也、非友則臣也、不死、自今以來、求嚴師必不於墨者矣、求賢友必不於墨者矣、求良臣必不於墨者矣、死之所以行墨者之義而繼其業者也、我將屬鉅子於宋之田襄子、田襄子者賢者也、何患墨者之絕世也、徐弱曰、若夫子之言、弱請先死以除路、還歿頭前於孟勝、因使二人傳鉅子於田襄子、孟勝死、弟子死之者百八十三人、二人以致令於田襄子、欲反死孟勝於荊、田襄子止之曰、孟子已傳鉅子於我、當聽、遂反死之、（呂氏春秋上德篇を節錄す）

墨子の道、俠を尙べるが故に、友人失國の故を以て、之が爲めに死し、弟子其の師の故を以て、之が爲めに死する者百八十餘人の多きに至れり、其の慓悍輕死の風、未だ必ずしも悉く中正精義を以て稱揚すべきにはあらざれども、其の自から信じて道に竭すの心情に至りては、頗る世人を感奮興起せしむべき者あり、乃ち腹䵍の私を棄て、公に忠なる事の如きは、尤も天下の士を風動するに足れりとす、

墨者有鉅子腹䵍居秦、其子殺人、秦惠王曰、先生之年長矣、非有他子也、寡人已令吏弗誅矣、先生之以此聽寡人矣、腹䵍對曰、墨者之法曰、殺人者死、傷人者刑、此所以禁殺傷人也、夫禁殺傷人者、天下之大義也、王雖爲之賜而令吏弗誅、腹䵍不可不行墨子之法、不許惠王而遂殺之、子人之所私也、忍所私以行大義、鉅子可謂公矣（呂氏春秋去私篇）

蓋し當時の墨學に、鉅子と云ふ者あることは、耶蘇敎

一、相里勤五侯子の徒　墨子の勤儉力行の主旨を述ぶる者多し、莊子天下篇に、後世墨者、以裘褐爲衣、以跂蹻爲服、日夜不休、以自苦爲極とあるは、此の一派を指すなり、

二、苦獲己齒鄧陵子の徒　墨子の辯學、即ち論理學を述ぶる者多し、上記の莊子、天下篇に言倍譎不同、以堅白同異之辯相訾云々とあるは、此の一派を指す、此の派は盛に南方に行はる、惠施、公孫龍等、亦俱に此の派の本宗たり、

三、相夫氏一派　詳かならず、

四、宋鈃尹文の一派　墨子の非攻及び節欲の說を述ぶる者多し、莊子天下篇に宋鈃、尹文を稱して、以禁攻寢兵爲外、以情欲寡淺爲內とあり、又孟子の告子篇に、宋牼の戰を息めむと欲する說を載せたり、宋牼は即ち宋鈃(牼鈃古音通ず)なれば、其の墨子の非攻說を祖述せし者なること明かなり、莊子天下篇に、又宋鈃、尹文の徒が以別宥爲始、語心之容云々を載せて、當時の心理學者たることを言へり、されば宋尹の二子は墨學の外、又老子の學を兼修せる一派の別墨ならむか、

以上派別の外に、雜派とも名づくべくして、群書に散見する者は、

田俅子　漢書の藝文志に見ゆ、著書三篇ありと云ふ、
夷之　孟子の滕文公篇に見ゆ、
我子　同上
孟勝　鉅子
田襄子　鉅子
徐弱　孟勝以下俱に呂氏春秋上德篇に見ゆ、
腹䵍　呂氏春秋去私篇に見ゆ、○鉅子
謝子　呂氏春秋去宥篇に見ゆ、
唐姑果　同上
田鳩　呂氏春秋首時篇に見ゆ、
纏子　王充の論衡に見ゆ、

以上諸子の中にて、孟勝、田襄子、徐弱及び腹䵍の四人は、俱に墨派傳道の本宗にして、謂はゆる鉅子なり、而して皆俱に己が身命、若くは其の子を以て、其の敎義に殉し、意氣の壯烈なること、遂に戰國任俠の風を激成し、此より以後、世の墨子を稱する者、或は直ちに俠を以て、其の敎に名づけ、韓非の如きは儒以

耕柱子　本書に耕柱篇あれば、今其の事蹟略す、
隨巢子　著書六篇あり、隨巢子と曰ふ、漢書藝文志に見ゆ、
高石子　耕柱篇に見ゆ、
高何　呂氏春秋尊師篇に見ゆ、
縣子石　同上、或は曰く、縣子石は即ち高石子と同一人なりと、
公尙過　貴義篇に見ゆ、
勝綽
高孫子　勝綽と倶に魯問篇に見ゆ、
程繁　三辯篇に見ゆ、
跌鼻　公孟篇に見ゆ、
孟山　同上
曹公子　魯問篇に見ゆ、
彭輕生子　同上
弦唐子　貴義篇に見ゆ、
管黔敖　耕柱篇に見ゆ、

以上は二三子を除き、多くは墨子の各篇に散見する者にして、要するに、墨子の高弟たりしことは疑ふべくもあらず、而して禽滑釐は上述の外、又莊子の天下篇に、禽滑釐を擧げて、墨子と並び稱するを觀れば、其の徒中にありて、最も傳統の宗たることを知るべし、其の他、諸子の門派は、今攷ふべからざれども、韓非子の顯學篇に、自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵氏之墨、故孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三とあるを觀れば、其の後墨學の分かれて三派となりしことは、復爭ふべからず、莊子の天下篇には、相里勤之弟子、五侯之徒、南方之墨者苦獲、已齒、鄧陵子之屬、倶誦墨經、而倍譎不同、相謂別墨、以堅白同異之辯相訾、以觭偶不仵之辭相應、以鉅子爲聖人、皆願爲之尸、冀得爲其後世、至今不決とあれば、當時戰國の世、群弟子、各其の師說を傳へ、互に執りて自から是となす者衆きこと亦知るべし、荀子の非十二子篇に、宋鈃を擧げて、墨翟、宋鈃と並び稱して、其の說を詳論せしこと、莊子の天下篇に、墨翟、禽滑釐を並び擧げて論議せると同一筆法たれば、宋鈃も亦殆んど一種の別墨ならむ、梁氏は墨學の派別を推究して左の四種となせり、而して惠施、公孫龍の辯學が墨子より出でしは、晉の魯勝(已に前に出だす)、今世、清の康有爲、皆倶に之を言へり、

城上に在りて、楚兵の來るを待てり、故に臣を殺すとも、絕つこと能はざるなりと云ひ、淮南子も亦、墨子の服役（弟子）者百八十人、皆可使赴湯踏火、死不還踵、化之所致也（同書泰族訓）と云へるを觀れば、其の師弟間、情誼の如何は、豈に推知するに難からむや、夫れ人の世に立ち事を行ふに方りてや、其の當に務めて爲すべきことは極めて多し、必ずしも身命を棄て、死に赴くのみを以て能事とし、勇烈として稱すべきにはあらざれども、大凡そ人の欲する所は、生より大なるなく、其の惡む所は亦、死より大なるはなし、然るに今や、其の事を行ふに當りて、專ら身命を賭し、死且つ辭せざる者は、是其の人の欲する所は、更に生より大なる者あり、惡む所は亦死より大なるものあればなり、其の事に熱心なること此の如きに至りて、而して後、始めて與に、其の目的地に向ひ進みて、異變なきことを得べし、故に孔子も、殺身以成仁（論語衞靈公篇）と云ひ、孟子も捨生而取義（孟子告子篇）と云へり、今や墨子の弟子、斯の殺身捨生に當るべき者、其の衆多なること此の如し、嗚呼斯等の徒が四方に歷游し、師敎を傳播せしことなれば、其の盛大なる流布を天下に致して、當世を震撼せしは、豈亦宜ならずや、今聊か左に其の梗概を錄し、以て當時墨學の趨勢が、果して如何なる影響を社會に與へしかを知らしめむ、淸の康有爲嘗て曰く、耶蘇及び摩訶の末徒、僅かに十二人なれども、猶能く大成せり、況や墨子の百八十子をやと、嗚呼其の學を述ぶるに方りて、師弟源流の關係、何ぞ獨り沒することを得むや、由來身命を捨て其の道に殉するは、墨派の本色なるが、墨子の弟子、其の禽滑釐等と宋を守る者三百人、又墨子と水火を踏みて死生を共にする者百八十人ありしことは、既に上述の如くなるが、今其の考ふべき者を擧ぐるときは崖略左の如し、

禽滑釐　墨門の高足にして多く群書に見ゆ、亦孔子の弟子卜子夏にも學べり、墨子に事ふること三年、手足胼胝にして面目黧黑なれども、身を役し給使し敢て欲することを問はず、（墨子備梯篇に見ゆ）弟子に許犯あり、許犯の弟子に田繫あり、倶に墨學の鉅子たり、（呂氏春秋當染篇に見ゆ）索盧參は東方の鉅狡を以て、亦禽滑釐に學べり、（呂氏春秋尊師篇に見ゆ）

じ、人をして害すること能はざらしめば、兵自から絀して止むべしと爲し、亦是非戰、非攻の旨と竟に一致をなせるなり、然れども既に攻戰を防ぐに、亦攻戰を用ふるときは、是既に兵家の爲に效らひ、加ふるに必ず勝を求むることを以てすれば、其の弊、刻覈甚しく人を殺すを忍べること、又兵家と同じからざるを得ざるべし、然れば墨子と雖も、畢竟絶對的非戰主義は亦終に行ふべからざる歟噫、

第五章　墨學傳授の弟子後學竝に墨學が社會に及ぼせる影響

墨學の流行は墨子死後群弟子の力にあり――墨派師弟の情誼――身命を捨て教義に殉するは墨派の本色――墨門の諸子――墨學の分派（勤儉力行派、辯論學派、非戰論派、雜派）――孟勝の死、殉道の弟子百八十餘人――墨學の鉅子――教義の爲めに其の子を殺せし鉅子腹䵍――墨學一變して戰國時代の任俠となる――聶政、荊軻等の刺客行動は墨學より來る――墨派の學者天下に充滿す――墨學最も儒教學者に嫉視せらる

耶蘇教の行はるゝや、必ずしも盡く基督が開創によるにあらず、十二使徒等傳道の力に待つ者多し、佛教の傳はるや、必ずしも咸釋迦が首倡によるにあらず、十大弟子等弘教の功に負ふ者大なり、乃ち支那に觀るに、儒教の流布せしは、孔子の世にあらずして、七十子等各處に歸散し、各〻其の學ぶ所を以て、時人に教ふるに至りて、其の道益〻海内に傳播し、遂に後代の盛大を觀るに至りしなり、墨子の學問が、孔子の教と並び稱せられて、孔墨と云ひ、先秦西漢の際、推されて天下の顯學となりし者は、亦豈に獨り其の師倡の功のみならむや、即ち其の群弟子が傳道、弘教の熱心忠實なるよりして、終に斯の如き流布の盛大なることを致せしなり、蓋し墨子は前章所述の如く、儒、道、法三大學派が、既に已に天下の勢力を分有せし後に崛起して、一派の學説を獨創開倡せるを以て、最も弟子の教養に力を竭し、以て羽翼爪牙の任に充つる必要を感ぜしかば、其の師弟間相導き相輔くる心情の篤きとは、常人意料の外にありしこと勿論にして、乃ち同門相倚り相救ひて、萬難を排し、百死を冐すとも、敢て辭せざることは、姑く墨子の書中に據るに、墨子が公輸般と楚王の前に於て、宋國を攻むるを止むべきを論じて、たとひ今能く臣を殺すとも、臣が弟子禽滑釐等三百人は、已に臣が守圉の器を持し、宋の

西諸國が、民用を利して、富强を致す所以の者なり、然れども西人は思ひを藝事に覃すは、己が便を期し、適き用ゐて闊侈をなし、以て自から娛樂するのみ、墨子は世の急に備へ、而も其の身を勞苦し、又守禦を善くし、而して攻伐を非とす、西人は遂逐焉として、惟兼幷を是務む、其の宗旨蓋し墨子と絕異なりと（原文孫氏貽讓の墨語跋に見ゆ）今經及經說の諸篇を按ずるに、其の物を說き義を釋するや、往々幾何、算學、光學、重學の見地よりして言ふ者あり、黃氏の言、我を欺かざるなり、（此墨說を引證して論述せむと欲すれども、長文に涉るを以て、省く、宜しく各本篇を覽て知るべし）梁氏又曰く、墨子の時、諸子爭ひ起り、儒、道、法の三家、既に天下を中分せる勢あり、其の他百家の言論、亦皆各一壁壘を成し、一方面に據れり、而して墨子は後進を以て、其の間に崛起す、堅固の理論、博捷の辯才あるに非れば、以て他說を排して、己が說を伸ぶるに足らず、故に論理學其の他科學的の應用最も必要たり、是經上、經下、經說、大取、小取の諸篇ある所以なりと、蓋し之を要するに、經上、經下、經說上、經說下の四篇は、墨子が自ら定義を下せる一部の辭典にして、大取小取は多く其の論理法を說明せる者と見做すときは、未だ必しも盡く中らずとも、亦決して遠く違へることはあらざるべし、

墨子全書の篇目、尙、此の外に之を前にしては親士、修身、所染、法儀、七患、辭過、三辨、非儒の諸篇あり、之を後にしては、耕柱、貴義、公孟、號令、雜守の諸篇あり、又門人禽滑釐が墨子に聞きし說を錄せりと稱する備城門、備高臨、備梯、備水、備突、備穴、備蛾、傅迎敵祠、旗幟、魯問の雜篇あれども、親士より三辨に至るまでは、大率上述諸篇の意義を或は節取し、或は拉雜して云へるに過ぎず、但、備城門より以下、魯問を除きては、皆、防敵備戰の法を言へば、漢の劉向が七略を著はし、各書を分類して、門目を立つるや、之を兵技巧家の中に入れて獨立の者とせしを、班固の藝文志を修むるに及んで、既に墨家の一流を立て、墨子の全書を揭ぐれば、省きて載せざりしことは、班固が自注に見えたり、墨子の主義は、非戰非攻にあるに拘はらず、汲々として兵備を論究するは頗る怪むべき觀あれども、墨子の意は、己が說行はれざるときは、天下終に兵攻を免れず、故に備攻、堅守の法を講

く人を救ふ者は聖人なり、墨子は道行ありて能く人を救ふ者なり、故に墨子は聖人なり」と云ふが如し、「故に墨子は聖人なり」の一語は斷案たり、此の如くにして、謂はゆる三段論法、備はれり、要するに大小前提あるときは、斷案は自から出づるなり、而して墨子の謂はゆる以類取以類予と云へる類は、殆ど論理學の謂はゆる媒詞なり、論理學三段論法凡そ三名詞を含む、其の斷案の主位名詞は、亦小詞と曰ふ、斷案の賓位名詞は亦大詞と曰ふ、其の斷案中に見えざる名詞を媒詞と曰ふ、例へば「凡そ支那人は皆亞洲人なり、墨子は支那人なり、故に墨子は亞洲人なり」と云ふが如きは、亞洲人を大詞とし、支那人を媒詞となす、即ち墨子は媒詞が大前提と小前提との間に在るを取となし、小前提と斷案との間に在るを予となす者なりと、以上は梁氏が泰西の新學說を以て墨子の辯法に比附して、之を解釋し、以て我が東洋古代に在りて、今の論理學已に萠芽を生せることを論述せる者なるが、此の他、論理學の謂はゆる特稱命題、全稱命題の分布式立證、比較推論及び內包、外延等の諸例、若くは歸納論法、繹論法の得失に至るまで、梁氏は墨子の言を援き、一一比附して、泰西今日の論理學已に東洋二千年の昔に存在せしことを論述したれども、今其の文甚長ければ略す(其の詳は、梁氏の著はせる飲冰室讀書錄に見ゆ)今按ずるに、梁氏の說、其の果して悉く中るや否は、未だ遽かに斷言することと能はざれども、魯勝の言に據るに、當時墨子の辯經を作りて、名本を立つるや、惠施、公孫龍其の學を祖述して、刑名を正し、世に顯はるとあり、而して惠施、公孫龍の詭辯を以て、戰國間に鳴りしことは、莊子の天下篇之を述ぶること詳かなり、(前章に見ゆ)孟子、荀子、莊子此の三子、亦皆雄辯健筆の傑物なるに其の論辯の法に至りては、倶に墨子と同じくして、平生の言皆、墨學を非毀すれども、獨り此の論辯法に至りては、敢て易ふる能はざることは、又洵に魯勝の言の如くなれば、墨子が諸子中に在りて、最も論理思想に富めりしことは、亦已に推知すべきなり、且つ墨子の學を論ずるや、其の泰西の新學と往往符合することあるは、僅かに此に止まらず、淸の黃紹箕亦之を論じて曰く、經上以下四篇(經上經下經說上經說下)其の說幾何學、算學、光學、重學に兼及する者あり、則ち今の泰

辯經、以立名本、惠施、公孫龍、祖述其學、以正刑名、顯于世、孟子非墨子、其辯言正辭、則與墨同、荀卿、莊周皆非毀名家、而不能易其論也（下畧、全文別に見ゆ）と、謂はゆる名とは、凡そ物は形に因りて起り、名定りて形益、明白、指說すべくして、晦混することなければ、孔子も事を成さむとすれば、必ず先づ名を正だすべきことを言へり、而して墨子は之を論辯上に用ゐて、大凡そ事物を論議するに方り、必ず先づ事物其の物に對して、明白に之が定義を下し、之を規則的に辭を綴り、語を累ね、層を逐ひ段を分ち、其の論壁議壘を構成し、以て敵對者に抗爭進擊を試み、又は退嬰防禦の要具となせり、而して今や之を泰西傳ふる所の論理學に照らすに、亦殆んど是に過ぎざるが如し、姑く之が一證を擧げて言はむに、其の小取篇に曰く、夫辯者將以明是非之分、同異之處、名實之理、處利害、決嫌疑焉、摹略萬物之然、論求群言之比、以名擧實、以辭抒意、以說出故、以類取、以類予と、淸の梁啓超、之を論じて曰く、墨子の謂はゆる辯は、即ち今の泰西論理學なり、而して此の文は、論理學の定義及び其の功用を論ぜし者なりと、而して梁氏は、又上述の以名擧實とあるを釋して、墨子の謂はゆる名は、即ち論理學に謂はゆる名辭なり、以辭抒意とあるを釋し、辭は即ち論理學の命題なり、以說出故を釋し、說は即ち論理學の前提なり、凡そ論理學、必ず三段法を用ふ、其の第一段を大前提と謂ひ、第二段を小前提と謂ふ、墨子の謂はゆる說と云ふ者は、專ら小前提として視るを、差確當となすと云ひ、又墨子の以名擧實、以辭抒意、以說出故と云へる實と意と故とは皆、論理學の謂はゆる斷案なり、凡そ論理學必ず先づ名を指す、兩名を合せて一命題となす、例へば「墨子は支那人なり」と云ふが如し、即ち墨子と支那人とは、共に兩名詞たり、「墨子は支那人なり」と連續せる一語は、即ち一命題たり、又兩命題を擧げて大小前提となす、例へば「道行ありて能く人を救ふ者は聖人なり」と云ふが如きは、此大前提なり、「墨子は道行ありて能く人を救ふ者なり」と云ふが如きは、此小前提なり、此の如くにして、然る後に斷案出づ、斷案は即ち墨子の謂はゆる實なり意なり、而して墨子の斷案を下す時は、恒に故の字を用ゐて之を出せり、されば墨子は前述の如く以說出故と云へるなり、例へば「道行ありて能

れりと爲すべからず、故に必らず圓滿なる人格にして、全知全能の主宰者を求むるときは、天帝の外、推すべき者なし、果して然らば、眞の大君、大父として、仰ぎ親しむべき者は、唯天帝即是れなり、而して人は皆天の愛子なれば、當に自他遠近の別なく、兼ね愛して交も利すべきなり、是乃人の天に事ふる道なれば、僅かに君父に忠孝を盡くし、家國に報ずればとて、以て止むべきにあらず、是墨子が、宗敎、哲學を調和して倡道せる宗旨の概要なり、或は曰く、墨子の天帝を以て、最も神聖なる人的性格を具へて、宇宙一切を主宰せる者となし、其の外に諸鬼神ありて、禍福吉凶等の事を分掌すとなすこと、彼の天志、明鬼各篇に言へるが如きは、何ぞ其れ我が國、神道者流の說と相似たるや、蓋し我が謂はゆる天御中主神は、彼が謂はゆる天帝にして、八百萬神は、亦謂はゆる鬼神の類にあらざるか、而して墨子の宗敎を說くや、唯專ら現世の禍福、吉凶、壽夭、貧富等の事に就いて、賞罰の典、得て逃るべからざることを云へども、佛氏の、天堂、地獄を言ひ、耶蘇の天國を說きしが如く、幽冥界に涉りて宿世、因果の理を論ぜず、是を以て、世或は其の敎義の示す所に從ひ、善を爲せども賞至らず、惡を爲せども罰降らざることあるときは、其の勸懲賞罰の說たるや、人をして疑惑を懷き、捍格して行はれざること多し、是宗敎上より觀たる墨子が說の、闕漏と云はざるべからざるなりと、然れども其の敎や、天帝鬼神の存在なることを是認し、而も別に天國、天堂あることを說かず、專ら力めて人事の修むべきことを論述し、而も妄に宿命の、恃みて怠る可からざることを云はれしは、蓋し當時の支那、道家の學あれども、後世道敎の東嶽(冥府の獄の如きもの)を說くが如き者にあらず、而して佛敎、亦未だ東漸せざれば、墨子の智も亦、之を知るに及ばざるに由ると云へども、其の能く哲學を宗敎に混融して、和調を圖りし者は、嗚呼是墨子が墨子たる所以なり、即ち其の特色亦實に此に在りと謂ふべし、

五、科學的思想より來れる算數竝に論理說即ち經經說大取小取諸篇の要旨

晉の魯勝(西晉武帝時代の人)墨辯を注し、墨子を論じて曰く、名者所以別同異明是非道義之門政化之準繩也、孔子曰、必也正名、名不正則事不成、墨子著書作

創立せむと欲せる者なり、是に於て完全圓滿なる意欲、感覺、情操、行爲を有せる天帝が、一切の生殺、予奪、黜陟、賞罰の大權を、絕對的に掌握せることを是認し、人の天意に順うて行動するときは、善人となり、天の賞を得て福を享け、天意に順はず行動するときは、天の罰を得て禍を蒙るべきことを論じて、天志の篇あり、天地の間、物として各〻鬼神の司ることあらざるはなく、處として鬼神の在らざることなく、以て人の視履動靜を監察し、人の死するや亦鬼神となりて、往々靈驗を顯はし、以て善を祐け、不善を誅するが故に、人は必らず正道を履み、善事を行ふべく、決して鬼神を侮蔑し、何等の知あらず靈あらざる者として、之を怠るべからざることを論じて、明鬼の篇あり、天帝鬼神の存在して、神聖なること既に已に此の如しとするときは、隨うて人間の壽夭、貴賤、禍福、吉凶の類は、初めより一定せる運命として、各人に賦予して、復變動す可からざるには非ずして、乃ち其の人が、天志に順ひ、善に向ひ、行動して賞譽を得ると、天志に順はず、惡に向ひ、行動して誅罰を得るとに由れる結果なることを論じ、以て彼の世間、妄に天命に諉して、勉强をなさず、偸懦(トウダ)、萎靡、游佚を事とし、甚だしきは、祖先の餘澤により、富貴を一身に私し、威權を當世に振ひ、賢才を妬害し、下民を迫壓し、傲然として、帝王、命あり、王公、種ありと高言して憚らざる者は、皆倶に天の罪人なれば、必らず天の嚴譴、重罰を蒙り、身死し國亡ぶる慘禍を免れざることを言ひ、非命の論あり、乃ち孔孟の天人關繫を說くや、人事を主要として人道を盡せば、自然に適應することを言ひ、墨子の說は、天意を本位として、天意に適應せむが爲めに、必らず人道を盡くすべきことを言へるなり、故に孔孟の敎旨は、人は君父を以て、至尊至親と呼んで所天と曰ひ、君に忠を盡し、親に孝を盡くすを以て、天下の大經となし、萬事萬行皆儀則を此に取りて、汎く之を應用するを以て、定めて最要最大の急務となす、謂へらく、是の如くにして人の天に事ふる道、亦已に自から其の中に存せりと、謂はゆる、人事を盡くして天命を俟つとは、即是れなり、墨子の敎旨は、君父は尊貴ならざるには非ざれども、亦是同じく人なれば、敢て全知全能と云ふべからず、然れば此れを以て儀則として人道を盡くすとなす者は、亦至

默たるに忍びず、滿腔血誠の迸出する所、竟に此の矯枉、過直の詭論に陷りし所以なるか、

四、宗敎、哲學兩思想の調和より來れる天志、明鬼、非命諸篇

茫たる宇宙、萬物の死生消息の不可思議なるや、必ず冥々の間に、何等かの物ありて、之が樞紐となり、主宰となる者あり、因て壽夭、貴賤、禍福、吉凶を降せるならむと思惟するよりして、或は造物主の存在を說き、鬼神の威靈を言ひ、天を祀り物を拜して、祈禱、呪誦の禮起り、福善、殃惡の論出で、人の宗敎思想是に於てか生ず、是東西兩球の民均しく免れざる所にして、時代の蒙昧未開なる程、此の思想が、社會の萬事を支配する威力、尤大なるとす、而して睿哲識者の相繼いで出づるに及んでは、學問盛に行はれ、智識益〻開け、之を原理に考へ、之を史實に徵し、始めに溯り終りを推し、又之を現代社會の實際に據りて、審定せざれば止まず、是に於て、嚮者の謂はゆる宗敎思想は復深く憑依するに足らざることゝなり、適ま之を言ふ者あるときは、一概に迷信の名を以て黜け、肯て顧みず、然れども、此其の所爲や、睿哲識者、理を見ること明らかにして、說を持すること固くして、然る後に可なるのみ、中人以下の徒にありては、世界風氣の未だ全く開けず、人類靈智の、未だ全く進まざる時代に於ては、亦時に全く宗敎思想を離脫して、盡く哲理及び實際のみに依據すればとて、以て社會の萬物萬事を、解決し進行すること能はざる者あり、乃ち孔子が、聖人設神道而立敎（周易繫辭傳）と云ひ、孟子が天不言以行與事示之而已矣（萬章下篇）と云へるが如き、亦皆俱に微かに、此の間の消息を語れる者にあらざらむや、されども孔子の、丘之禱久矣を云うて、子路の鬼神に禱らむことを請へるを郤け、（述而篇參看）孟子の泰誓に、天視自我民視、天聽自我民聽と云へるを引きて、人事に就いて、天心を驗すべきことを論せしが如き、（孟子萬章下篇）是亦俱に、哲理と社會の實際とを主位として、立論せし者なれば、彼の從來、迷信的宗敎思想よりして、天地鬼神を崇拜尊信する者より觀るときは、其の說の、天下を風靡することは、固より勍敵として抗爭せざるを得ず、是當時の思想界に於ける、暗鬪の最大問答たりき、墨子は此の兩者の間に立ち、宗敎の基礎上に於て、一種の哲學を

于二中原一と云うて、國家を恢復するを以て、親友と成功を競爭せし者は、豈、晉代の英雄劉琨にあらずや、亦未だ古より、劉琨の競爭を、非とする者あるを聞かず、されども此の競爭心を惡用して、人の賢能を妬害し、國の富盛を忌憎し、若くは權威、勢力を恃みて、衆民を抑壓虐待し、或は私親一家の利益を計らむが爲めに、萬民の幸福を犧牲として顧みず、無名の兵を起して、他國を攻伐侵略し、無辜の良民を鋒鏑に殺し、人の子を孤にし、人の妻を寡にし、甚しきは、姦淫、掠奪、血河、骨山の慘状を極めて、自から快となす者あるに至りては、天下の不義、罪惡其孰れか此より大ならむ、周末春秋戰國の時代は、實に此の不義、罪惡を以て、史乘の全頁を汚穢せりと云ふとも、敢て誇張の誣言にあらず、然れば孔子は、衛靈公が軍旅の事を問へるに逢ふとき、對へずして明日直ちに去り（論語、衛靈公篇參看）孟子の、春秋の世を稱して、義戰なしとなし（孟子盡心下篇）又當時の善戰者を評して、上刑に服すとなして（孟子離婁上篇）深く戰爭攻伐を黜けし所以なり、今墨子に非攻篇ありて、戰爭を極力非斥せるは、其の論旨、亦全く孔孟と相同じきが如し、

但孔子は足ㇾ食足ㇾ兵民信ㇾ之矣の三條を並び擧げて、子貢の政を爲すことを問ひしに答へ、（論語、顏淵篇參看）又有二文事一者必有二武備一を以て、魯君を夾谷の會に輔けて、國威を齊國に示し、三都を墮つに兵力を以てし、（倶に史記、孔子世家、又は十八史略卷の一參看）陳恒の齊侯を弑するや、沐浴して討せむと請へる（論語、憲問篇參看）が如く、比較的に攻戰を非認する者にあらずして、墨子の非攻は、戰爭を以て、絶對的不義罪惡として、立論せる者なるが如し、蓋し墨子の根本主義は、前章所論の如く、實に兼愛交利にありて、一身、國家、天下を擧げて、皆同一の愛を施し、同一の利を得るを以て、無上最善なる者となせば、其の理想自から極端なる非戰論に傾けるは、亦相因りて生ずる自然の勢なる歟、之を要するに、墨氏の時代は孔子の時より更に、中央政府の權力、極めて微弱にして、僅かに天子の空名を存し、地方割據の形勢、居然として列國帝王の觀をなし、而して其の下亦各〻貴族世官の私を營み、威を振ふありて、戰爭盛に行はれ、奸利踵ぎ起り、而も相生、相養の人道は、或は滅息するに近し、是睿哲慈仁なる墨子が、傍觀坐視して默

の禮を曠くせざれども、其の最重んずる所は、宗子維城の固めたる親親政治にあり、然れば周室王化の衰へ、百弊續出するに迨んでは、貴族世官の跋扈專恣となり、同姓諸侯は、外に勢利を爭うて攻伐相滅し、公卿大夫は内に威福を竊みて、殺戮相踵ぎ、而して賢才異能の士は、學校選擧の制（前章に見ゆ）と共に廢黜せられて、一も其の懷抱を展ぶるに由なく、億兆人民は、苛征重斂の誅求に泣き、貪兵虐殺の鋒鏑に斃るれども、怨を呑み寃を抑へて、敢て訴ふること能はざりき、是孔子が、無位野人の禮樂に先進なるに反して、有位君子の禮樂に後進なることを三嘆息し、（論語、先進篇、劉恭冕の正義に據る）又春秋の書に、世官の弊、賢路を塞ぐことを譏り（隱公五年尹氏卒の公羊傳參看）孟子が、仁賢を信ぜざれば、國の空虛たることを叫び、（孟子盡心下篇參看）王者作ることあらば、今の諸侯を比ねて之を誅すべし、（同萬章下篇參看）と痛論せし所以なり、然れば、墨子が尚賢を說きて、貴賤門地に拘はらず、賢能の士を重用するを以て、天下を治むる急務となし、尚同を說きて、天下の理義を一是の下に決定し、揭げて大憲大法とし、又有らゆる社會の公德、私德を擧げて、統一的制裁に依りて維持し、向上せしめむと欲するは、其の意亦孔孟の說と相同じく、皆倶に憂世、倡道の切なるより出づるなり、第孔孟の精神は、仍周公の賢を尊ぶと共に、重きを親を親しむ宗旨に存し、墨子の持論は亦、太公の賢を尊んで、功を尙べる主義と一致をなせり、而して尙同を說いて、統一的社會を理想とせるは、孔子の春秋に大一統の旨を明らかにし（隱公元年の公羊傳參看）孟子の梁襄王の問に、天下定於一を以てしたると、全く同じくして、倶に社會の進運を觀察し、民生萬世の大計を豫想して、立論せられし者なり、

三、社會的人道の擁護より來れる兼愛、非攻諸論

競爭は通有的人性にして、苟も人として競爭心なきは莫し、第善意の競爭と、不善意の競爭とに由りて、其の事、義と不義とに岐れ、其の極、功烈と罪惡との別を生ずるなり、故に舜何人也、吾何人也と奮發して、大聖虞舜と競爭を試みし者は、豈、亞聖顏子にあらずや、（孟子、滕文公上篇參看）未だ古より、顏子の競爭を非とせる者を聞かず、常恐祖生先吾而著鞭

費することの、有害なるを知れども、枉を矯め直きを失し、餘りに薄葬、短喪に縮して、孝子貞婦の至情を傷ひ、反りて其の徒をして本を二にして、儒墨の間に彷徨疑惑せしむることを悟らず、（孟子、滕文公篇、墨者夷之求見の章參看）音樂の、奢侈淫佚の媒介たることを憂慮して、頻に音樂亡國の論を唱ふれども、鐘鼓管籥の和調は、能く人心の湮鬱を散じ、之をして淸快愉悅の間に、自然に感奮興起の思念を喚起し、施いて百事、敏捷に捗り行はるゝ要術たることを悟らざりしは、亦未だ單に賢者の過慮として、漫然看過すべからざる者ある歟、

二、歷制的社會の革新思想より來れる尙同尙賢諸論

太古蒙昧の世にありては、人人相聚りて、各自に親族的團體をなしし者が、氣運の開展は、人智の發達を促し、他族の團體たる諸部落と、交通頻繁の加はると同時に、競爭生じ、結合起りて遂に國家を建て、社會を成し、之が總統として天子を立て、部長として諸侯を置き、其の下、宰相百官ありて、政府機關を具ふるに至れり、是に於て單純なる親族的合同を本位とせる、親親主義と、複雜なる他族的統制を目的とせる尊賢主義と、互に折衷均衡を保ちて、內外の應酬接對に當らざるを得ざる實勢となり、而して此の二者の關繫、苟も何れか一方に偏すれば、爲めに天下國家の成立に、至大なる影響を與ふることゝなれり、支那歷史の語る所に據るに、周代の初め、太公呂尙は、佐命の元勳を以て齊に封ぜられ、周公姬旦は、王室の懿親を以て魯に封ぜられ、互に其の爲政の方針を吐露せし時、周公の魯を治むるに、賢を尊んで而も親を親しむを以てすることを、太公は後世寖く弱ならむと評し、太公の齊を治むるに、賢を尊んで而も功を尙ぶを以てするを、周公は後世必らず簒弑の臣あらむと論ぜり、蓋し前者の弊は、貴族世官、威權を壟斷して、國民の進取を挫きて、自暴自棄に陷らしめ、後者の弊は、利祿倖進の心を啓き、奪はざれば厭かざる禍を馴致すればなり、其後遂に、魯は公族三桓に弱められ、齊は田氏に簒はれ、二大聖賢の言、殆んど符節を合はするが如くなりき、周公既に此の親親主義を以て、治國の方針となししかば、其の周室の攝政に任じて、一代の制を定むるや、一方には吐哺握髮の勞を親して、尊賢

來學術の眞價は、宇宙の眞理を研鑽して、其の得る所を天下後代に傳へて、廣く世界人類に貢獻し、以て社會の進運に資益するに在り、乃ち今や墨學の主旨を尋繹するに、其の說頗る歐洲學者と暗合冥符する者、亦少なからず、然れば支那學者にても、近時の黃遵憲、孫詒讓、王闓運、康有爲、梁啓超の徒、或は墨子の書を解するに、西學の說を以てし、黃遵憲の如きは、墨學の西漸して、歐洲の宗敎竝に科學を開きしに非る歟を疑へるに至れり、我が邦現代の諸君、夙に墨學、墨書に就きて論述せられし者ありしならむも、予が孤陋、寡聞なるや、未だ其の專書として世に行はれし者あるを見ず、但時に哲學史若しくは雜誌類に於て、他の諸子と共に、其の概要の字句を、抄錄論評せし者あるを聞けり、本宜しく比觀參考して、纂述すべきことなれども、今時期草急に屬し、未だ之に及ぶに暇あらず、姑く坐右架上にある二三成書に據り、參するに鄙見を以てすること左の如し、

一、虛僞的文明の反抗より來れる節用、節葬、非樂諸論

莊周言へることあり、三皇五帝之禮義法度、不㆑矜㆓於同㆒、而矜㆓於治㆒、故譬㆓三皇五帝之禮義法度㆒、其猶㆓柤梨橘柚㆒邪、其味相反、而皆可㆓於口㆒、故禮義法度者、應㆑時而變者也と、是れ天下を治むること、各〻時勢の宜しきを酌みて、政術を施し、必ずしも一概に拘るべからざるを云へるなり、周室既に衰ふるや、當時過去數百年間、太平の餘弊を承け、虛文、縟禮の風俗勝ちて、篤實、堅朴の風乏しく、天下皆詐僞、欺負の患に懲りて、矯救、匡濟の必要を叫べる聲は、有識君子の口に賴りて起れり、孔子が林放の禮の本を問へるに答へて、禮與㆓其奢㆒也、寧儉、喪與㆓其易㆒也、寧戚（論語八佾）と云へるは、既に此の消息を泄らしゝ語ならずとせむや、墨子は孔子より後るゝこと數十年なれば、其の弊更に甚しきを加へしことは、推知するに難からず、然れば其の矯救匡濟の言、亦自から强度に傾かざるを得ず、而して加ふるに平生の持論、極端なる非文主義なれば、遂に節用、節葬、非樂の諸篇となりて、現出せし所以なり、然れど唯徒に、天下の財力を愛惜、蓄聚するのみを知りて、積んで能く散じ、有無相通ずる大計の、民生を資益することを悟らず、厚葬、久喪の禮は、死者の爲めに物產を耗盡し、人力を無益の日月に消

廿三	卅一	十四 魏八、韓八、趙八	廿六 公薨ず齊亡ぶ○田齊六	十七	十七	二	卅三	非樂篇に齊康公興樂萬とあり	二百八十二
廿四	卅二	十五 魏九、韓九、趙九	田齊威王元	十八	十八	三	卅四	以後の時事本書に見る所なし疑ふらくは墨子の卒するは即ち安王の季年にあらむ	二百八十三
廿五	卅三	靜公元 魏十、韓哀侯元、趙十	二	十九	十九	四	卅五		二百八十四
廿六	共公元	二 魏十一、韓十二、趙十一	三	二十	二十	五	卅六		二百八十五

第四章　墨子學說の由來竝に各篇の要旨

墨學の思想は、今の歐洲宗教科學の間に介在す、並に近時支那名家の墨學西漸說——虛僞的文明の反抗より來れる節約論即ち節用、節葬、非樂諸篇の要旨——壓制的社會の革新より來れる階級打破論、即ち尙同尙賢諸篇の要旨——社會的人道の擁護より來れる博愛論、即ち兼愛、非攻諸篇の要旨——宗教、哲學兩思想の調和より來れる有神論、即ち天志、明鬼、非命諸篇の要旨——科學的思想より來れる算數、竝に論理說即ち經經說、大取、小取諸篇の要旨

墨子の事蹟は、大概上述の如くなるが、墨子の學說は乃ち前章所述の周室式微、王道衰頽して、世は春秋戰國喪亂の時に際會し、當時の思想界、物質界に亙れる風潮に反抗して起れる者、固より已に衆けれども、元

十七	廿五	八 魏二、韓二、趙二	二十 田齊二、魯を伐て之を破る	十一	十一	十七	廿七	齊の魯を伐つは或は即ち魯問篇に云へる三侵魯地の事ならむ	二百七十六
十八	廿六	九 魏三、韓三、趙三	廿一 田齊桓公元	十二	十二	十八	廿八		二百七十七
十九	廿七	十 魏四、韓四、趙四	廿二 田齊二	十三	十三	十九	廿九		二百七十八
二十	廿八	十一 魏五、韓五、趙五	廿三 田齊三	十四	十四	二十	三十		二百七十九
廿一	廿九	十二 魏六、韓六、趙六	廿四 田齊四	十五	十五	廿一 悼王薨ず群臣呉起を殺す	卅一	親士篇に呉起之裂とあるは即ち其の事なり	二百八十
廿二	卅	十三 魏七、韓七、趙七	廿五 田齊五	十六	十六	粛王元	卅二		二百八十一

十一	十九	二 魏卅四、韓九、趙九	十四	五	五	十一	廿一		二百七十
十二	廿	三 魏卅五、韓十、趙十	十五	六	六	十二	廿二		二百七十一
十三	廿一	四 魏卅六、韓十一、趙十一	十六	七	七	十三	廿三		二百七十二
十四	廿二	五 魏卅七、韓十二、趙十二	十七	八	八	十四	廿四		二百七十三
十五	廿三	六 魏卅八、韓十三、趙十三	十八	九	九	十五	廿五		二百七十四
十六	廿四	七 魏武侯元、韓文侯元、趙敬侯元	十九 田齊太公和元年、始めて命ぜられて侯たり	十	十	十六	廿六	魯問篇に墨子見齊太王とあるは即ち太公和なり新序亦齊王と墨子との問答を載す即ち田和なり	二百七十五

六	十四	廿四 魏廿九、韓四、趙四	九	八	廿七 鄭人繻公を弑す	六	十六	魯問篇に魯陽文君の語を載せて鄭人三世殺君とありて或は哀幽繻の三君を指して謂ふならむ然れども文君と年合はず	二百六十五
七	十五	廿五 魏卅、韓五、趙五	十	休公元	康公元	七	十七		二百六十六
八	十六	廿六 魏卅一、韓六、趙六	十一 田和魯を伐ち最を取る	二	二	八	十八	黄式三謂ふ魯陽文君將に鄭を攻めむとすとあるは此の年にありと未だ確ならず○齊魯を伐つは或は卽ち魯問篇に云はゆる三侵魯地の事ならむ	二百六十七
九	十七	廿七 魏卅二、韓七、趙七	十二	三	三	九	十九		二百六十八
十	十八	孝公元 魏卅三、韓八、趙八	十三	四	四	十	廿		二百六十九

		年、始めて命ぜられて諸侯となる						圍む時の事なりと、是にあらず	
廿四	八	十八、魏廿三、韓七、趙七	三	二	廿一	六	十		二百五十九
安王元	九	十九、魏廿四、韓八、趙八	四	三	廿二	悼王元	十一		二百六十
二	十	二十、魏廿五、韓九、趙九	五	四	廿三	二	十二		二百六十一
三	十一	廿一、魏廿六、韓烈侯元、趙武侯元、	六	五	廿四	三	十三		二百六十二
四	十二	廿二、魏廿七、韓二、趙二	七	六	廿五	四	十四		二百六十三
五	十三	廿三、魏廿八、韓三、趙三	八	七	廿六	五	十五		二百六十四

十九	三	十三	四十九	六十二	十六	聲王元	五		二百五十四
二十	四	十四 魏中山を滅す	五十	六十三	十七	二	六	所染篇に中山尙梁於魏義偃長とあり案ずるに中山尙は卽ち中山桓公にして魏文侯に滅ぼさる	二百五十五
廿一	五	十五	五十一	六十四	十八	三	七		二百五十六
廿二	六	十六	康公元	六十五 昭公薨ず案ずるに疑ふらくは皇喜に弑せられしならむ	十九	四	八	呂氏春秋の召類篇の注に子罕殺昭公とあり史記に宋信子罕之計而囚墨翟とあり疑ふらくは昭公實は弑せられ囚墨翟は卽ち其の季年の事なりしならむ	二百五十七
廿三	七	十七 魏文侯廿二年、韓景侯六年、趙烈侯六年	二	悼公元	二十	五 宋を圍むこと十月	九	公輸篇に公輸般楚の爲めに雲梯を造り將に宋を攻めむとするとき墨子郢に至り說いて之を止めし事を載す當に惠王の時に在るべし蘇時學謂らく卽ち此年聲王宋を	二百五十八

十一	十六	五	四十一	五十四	八	十七	卅四		二百四十六
十二	十七	六	四十二	五十五	九	十八	卅五		二百四十七
十三	十八	七	四十三	五十六	十	十九	卅六		二百四十八
十四	十九	八	四十四 田莊子魯を伐ち葛及び安陵を攻む	五十七	十一	二十	卅七	魯問篇に齊の項子牛三たび魯地を侵ししことを載す此の葛及び安陵を攻むるは即ち三侵の一なり	二百四十九
十五	二十	九	四十五 魯を伐ち都を取る	五十八	十二	廿一	王驕元	齊魯を伐ち都を取るは或は亦三侵の一ならむ	二百五十
十六	廿一	十	四十六	五十九	十三	廿二	二		二百五十一
十七	穆公元	十一	四十七	六十	十四	廿三	三		二百五十二
十八	二	十二 韓景侯 趙烈侯	四十八 田和魯を伐ち郕を取る	六十一	十五	廿四	四	齊、魯を伐ち郕を取るは或は亦三侵の一ならむ	二百五十三

三	八	十六 趙獻子	卅三	四十六	幽公元 韓武子鄭を伐て幽公を殺す	九	廿六	魯問篇に魯陽文君將に鄭を攻めむとするとき鄭人三世殺其父の語あり疑ふらくは當に二世殺其君に作るべし即ち哀公幽公の殺さるゝことを指すなり	二百卅八
四	九	十七	卅四	四十七	繻公元	十	廿七		二百卅九
五	十	十八	卅五	四十八	二	十一	廿八		二百四十
六	十一	十九	卅六	四十九	三	十二	廿九		二百四十一
七	十二	烈公元	卅七	五十	四	十三	三十		二百四十二
八	十三	二	卅八	五十一	五	十四	卅一		二百四十三
九	十四	三	卅九	五十二	六	十五	卅二		二百四十四
十	十五	四	四十	五十三	七	十六	卅三		二百四十五

九	卅六	七	廿四	卅七	廿三	五七	十七		二百廿九
十	卅七	八	廿五	卅八	廿四	簡王元 莒を滅す	十八	非攻中篇に莒亡於齊越之間とあり	二百三十
十一	元公元	九	廿六	卅九	廿五	二	十九		二百卅一
十二	二	十	廿七	四十	廿六	三	二十		二百卅二
十三	三	十一	廿八	四十一	廿七	四	廿一		二百卅三
十四	四	十二	廿九	四十二	廿八	五	廿二		二百卅四
十五	五	十三	卅	四十三	廿九	六	廿三		二百卅五
威烈王元	六	十四	卅一	四十四	卅	七	廿四		二百卅六
二	七	十五 魏文侯、韓武子、趙桓子、	卅二	四十五	卅一	八	廿五		二百卅七

								びに惠王五十年以前に在りとなせり此に附記す	
二	廿九	十九	十七	卅	十六	五十	十	貴義篇に墨子楚に游び惠王に見ゆ王老を以て辭せし事を載せり渚宮遺事には惠王書社を以て封ずれども墨子受けずして歸りし事を云へり。	二百廿二
三	卅	幽公元	十八	卅一	十七	五十一	十一		二百廿三
四	卅一	二	十九	卅二	十八	五十二	十二		二百廿四
五	卅二	三	廿	卅三	十九	五十三	十三		二百廿五
六	卅三	四	廿一	卅四	廿	五十四	十四		二百廿六
七	卅四	五	廿二	卅五	廿一	五十五	十五		二百廿七
八	卅五	六	廿三	卅六	廿二	五十六	十六		二百廿八

廿二	廿一	十一	九	廿二	八	四十二 蔡を滅す	二	非攻中篇に蔡亡於呉越之間とあり	二百十四
廿三	廿二	十二	十	廿三	九	四十三	三		二百十五
廿四	廿三	十三	十一	廿四	十	四十四	四		二百十六
廿五	廿四	十四	十二	廿五	十一	四十五	五		二百十七
廿六	廿五	十五	十三	廿六	十二	四十六	六		二百十八
廿七	廿六	十六	十四	廿七	十三	四十七	七		二百十九
廿八	廿七	十七	十五	廿八	十四	四十八	八		二百二十
考王元	廿八	十八	十六	廿九	十五	四十九	九	魯問篇に公輸般楚に至り舟戰の器を爲り亟々越人を敗る墨子與に鉤距を論ず公輸般雲梯を爲り將に宋を攻めむとす墨子郢に至り楚王に見ゆ乃ち攻めざりし事を云へり渚宮舊事にも並	二百廿一

十六	十五	五 智伯魏韓と與に趙襄子を晉陽に圍む韓趙反て智伯を殺す	三	十六	二	卅六	六	非攻中篇に、智伯、圍趙襄子於晉陽、韓魏趙氏擊智伯大敗之とあり、亦、魯問篇にも見ゆ、	二百八
十七	十六	六	四	十七	三	卅七	七		二百九
十八	十七	七	五	十八	四	卅八	八		二百十
十九	十八	八	六	十九	五	卅九	九		二百十一
廿	十九	九	七	廿	六	四十	十		二百十二
廿一	廿	十	八	廿一	七	四十一	王翁元	魯問篇に公尙過、說越王、越王、使公尙過迎墨子於魯とあり、疑ふらくは王翁中晚年の事たらむ	二百十三

九	八	十五	廿一	九	三	廿九	五		二百一
十	九	十六	廿二	十	四	卅	六		二百二
十一	十	十七	廿三	十一	五	卅一	王不壽元		二百三
十二	十一	哀公元	廿四	十二	六	卅二	二		二百四
十三	十二	二	廿五	十三	七	卅三	三		二百五
十四	十三	三	宣公元	十四	八 鄭人弑哀公	卅四	四	魯問篇に鄭人三世殺其君とあり哀公即ち其の一なり	二百六
十五	十四	四 魏韓趙の三家智伯と與に范中行の地を分つ	二 田襄子	十五	共公元	卅五	五	非攻中篇に智伯攻中行氏范氏幷三家以爲一家とあり	二百七

周	魯	晋 魏韓趙	齊 田齊	宋	鄭	楚	越	墨子時事	神武紀元
貞定王元	哀公廿七	出公七 魏桓子 韓康子 趙襄子	平公十三 田成子	昭公元	聲公卅三	惠公廿一	王勾踐廿八	親士篇に親王勾踐遇呉王之醜而尚攝中國之賢君とあり所染兼愛非攻公孟の諸篇にも勾踐の事見ゆ	百九十三
二	悼公元	八	十四	二	卅四	廿二	廿九		百九十四
三	二	九	十五	三	卅五	廿三	卅		百九十五
四	三	十	十六	四	卅六	廿四	卅一		百九十六
五	四	十一	十七	五	卅七	廿五	王鹿郢元		百九十七
六	五	十二	十八	六	卅八	廿六	二		百九十八
七	六	十三	十九	七	哀公元	廿七	三		百九十九
八	七	十四	廿	八	二	廿八	四		二百

路を見るときは、之を哭すと、(呂氏春秋の疑似篇、賈子新書の審微篇に據る)蓋し其の以て南すべく、以て北すべく、一歩の差よりして、千里の謬を致すが爲めなり、又曰く、邑を朝歌と號するときは、墨子、車を廻すと、(史記の鄒陽傳に據る、淮南子の說山訓、亦之を載す、但文少し異なれり)蓋し墨子、儉を尙び、樂を非とす、故に其の名を惡みて入らざるなり、此等の類、其の事の眞否未だ知るべからずと雖も、墨子が、平生翼々、惟謹めることを形容するに於ては、亦以て其の髣髴を想見するに庶幾きなり、墨子亦工藝に精し、攻守の機械制作頗る衆し、本書に載見する者、得て攷ふべし、又嘗て木鳶を爲る、三年にして成り、飛ぶこと一日にして敗る、弟子曰く、先生の巧至れり、能く木鳶を飛ばしむと、墨子曰く、車輗を爲る者の巧たるに如かず、彼の車輗を爲るや、咫尺の木を用ひ、一朝の事を費やさず、而も三十石の任を引き、遠きに致し、力多くして、歳數に於ても久しきに堪ふ、今我鳶を爲すこと三年にして成り、一日にして敗れたりと、惠子之を聞きて曰く、墨子は大巧なり、但輗を爲るに巧みにして、鳶を爲くるに拙なりと、(韓非子、外儲說左上に據る)墨子の死、蓋し周の安王(我が紀元二百六年——二百八十五年、西曆紀元前四百一年——三百七十六年)の末年に在り、年壽八十九歳と云ふ(葛洪の神仙傳には、墨子年八十有二にして、周狄山に入り、道を學ぶとあれども、虛誕の說信ずべからず、孫詒讓は、親士篇に吳起の車裂を說き、其の事、安王二十一年にあり、非樂篇に、齊の康公が興樂を說き、康公の卒は、安王二十三年にあり、是より以後の時事は、更に見ることなければ、墨子の死は、安王の末年ならむと推定せり、今其の說に據る)著はす所の書、漢の劉向校定して、七十一篇となす、其の中、門弟子の記する者多し、蓋し半に過ぐ、今復た闕佚し、傳はらざる者十八篇、其の現存する者を五十三篇となすと云ふ、

墨子年表

周貞定王元年は神武紀元一百九十三年西紀前四百六十八年にて孝昭天皇八年に當る

するに過ぎず、臣を殺すときは、宋能く守ること莫くして、攻むべしと思へばなり、然れども、臣が弟子、禽滑釐等三百人、已に臣が守禦の器を持して、宋の城上に在りて、楚寇の至るを待てり、たとひ臣を殺すとも、宋の守禦を絶つこと能はざるなりと、楚王曰く、善しと、乃ち宋を攻むることを止む、(公輸篇に據る)後人此よりして、凡そ天下の其の義を堅守して、變せざる者を稱して、墨守と曰ふ、墨子又、齊衛越楚の諸國に歴游す、(貴義、魯問、公輸、耕柱の諸篇參據)齊、魯を伐たむと欲す、墨子乃ち項子牛及び齊王に説いて之を止む、魯、鄭を攻めむと欲す、墨子、陽文君に見え、説いて之を罷む、墨子已に兼愛を以て宗旨とす、故に攻戰を以て人を殺すことは、最も其の惡む所たり、是を以て當時の戰禍、墨子の説に頼りて禁息する者、蓋し亦鮮からず、而して天下の大勢、喪亂未だ熄まず、强弱相競ひ、大小兼併し、諸侯方に攻伐を以て賢となせしかば、其の説大に行はれず、書史の所載、僅に此に止まれり、其の自から身を持すること、淸廉謹嚴にして、肯て進退取予を苟もせず、弟子、公尚過と云ふ者、越に仕ふ、越王、公尚過をして車五十乘を以て、墨子を魯より迎へしめて曰く、請ふ故吳の地方五百里を割きて、封邑と爲さむと、墨子、公尚過に謂ひて曰く、子、越王の志を觀ること何若、越王將に吾が言を聽き、我が道を用ふるときは、翟將に往きて腹を量りて食し、身を度りて衣し、自から群臣に比せむとす、奚ぞ封邑を以てすることを爲さむ、抑も越王、吾が言を聽かざるに吾の往くときは、是我義を以て糶をなすなり、均しく是糶をなさむか、亦我が中國に於てせむ、何ぞ必ずしも遠く彼の越に於てせむやと、(魯問篇に據る)楚の惠王亦墨子の書を讀み、之を悦んで曰く、良書なり、寡人天下を得ずと雖も、願くは賢人を養ふことを得むと、乃ち祿を厚くし、墨子を留めむと欲す、墨子辭して曰く、翟聞く、賢人は道を進めて行はれざれば、其の賞を受けず、義聽かれざれば、其の朝に處らず、今や書未だ用ひられず、請ふ行らむと、惠王、陽文君をして之を追はしめ、書社五百里を以て封邑となし、固く留まらむことを請はしむ、墨子遂に受けずして去る、(孫氏の墨語に引ける渚宮遺事に據る、原書未見)其の行、介然として、操守の固きこと、大率此の如し、故に後世、説を爲す者曰く、墨子岐

（孫氏の推定に據る、後掲の年表參看）初め周の文王の時、尹佚と云ふ者あり、文王召して道を問ふ、大史の官を以て、文武成康の四朝に歷仕し、世に史佚と稱す、賢德を以て聞ゆ、尹佚二篇の書あり、世に傳ふ、（國語の晉語、漢書の藝文志に據る）桓王の世、其の後裔を史角と云ふ、王命を以て、郊廟の禮を、魯の惠公に敎ふ、子孫因りて魯に留まり居る、墨子就いて之に學ぶ、（呂氏春秋の當染篇及び宋の王應麟の說に據る）大史の職、天神地祇の事を掌る、故に漢の班固は、墨子の學を以て、淸廟の守より出づと爲す、（其の說、後に見ゆ）墨子又儒學を治め、孔子の術を受く、既にして以爲らく、其の敎、禮文煩擾にして、民生を傷ひ、民業を害し、財力を費やし、人民を貧にす、其の弊源、周公、孔子の文飾を喜び、實用を務めざるに出づと、乃ち周道に背き、夏政を用ひ、以て天下を易へむと欲す、曰く大禹洪水を湮ぎ、天下を平かにす、其の身を苦しめ、形を勞するや、親しく槖耜を操り、腓に胈なく、脛に毛なし、甚雨に沐し、疾風に櫛り、以て萬國を置けり、禹は聖人なり、而も猶ほ自から勤苦すること此の如しと、是に於て、學者をして粗衣粗食し、日夜勤勞して、自から休まざらしむ、曰く、此の如くなること能はざれば、禹の道にあらざるなりと、（淮南子、要略篇、莊子、天下篇等參據）其の說尤も兼愛、交利を以て宗旨となし、敢て己が恩讐を以て、意に介することを爲さず、公輸般と云ふ者あり、機巧を以て天下に聞ゆ、楚王に說き、宋を攻むることを勸む、是より先き、墨子、宋に仕へて大夫となる、後に子罕の讒を以て獄に囚はる、既にして釋されて出でて魯に居る、是に至りて墨子之を聞き、急に魯を發し、百舍重繭して、行くこと十日十夜、始めて郢（楚の都）に至り、公輸般に見え、其の不可なることを言ひ、又因りて楚王に謁し、非攻の義を歷陳す、楚王、公輸般皆之を難ずること能はず、而して攻宋の念亦衰へず、墨子乃ち請うて、公輸般と攻守の技を角す、公輸般九たび攻城の機變を設けしかど、墨子九たび之を距ぐ、公輸般攻械の術盡きて、墨子は守圉の方餘りあり、公輸般終に、智窮し力絀して、復た機械を操らず、曰く、吾は子を距ぐ所以を知れども、吾言はずと、墨子亦曰く、吾は子が吾を距ぐ所以を知れども、吾言はずと、楚王其の故を問ふ、墨子曰く、公輸子の意は、臣を殺さむと欲

第三章　墨子の事蹟

墨子は史記に傳を立てず――墨子は孔子と同じく魯國に生る――墨子の學は周の太史尹佚より出づ――墨子の生涯は、孔子の弟子七十子と同時にして、初め儒學を脩む――墨子儒教の煩擾なるを嫌みて、墨學を創む――墨子宋に仕へて大夫となる――墨子公輸般と倶に、攻守の計を、楚王の前に論ず――墨子の弟子禽滑釐、同門三百人と宋城を守る――墨子、齊衞越楚に歷游し、越楚二王の招聘を辭す――墨子平生の操行及び工藝――墨子の死歿及び年壽――墨子の遺著――墨子年表

漢の司馬遷が著はせる史記は、上世より西漢の初期に至る支那歷史の、比較的信據すべき書と稱せらるれども、其の儒家、道家の如きは、孔子、老子を始め、各〻本傳を立てゝ、事の始末を紀し、殊に孔子に至りては、躋せて世家となし、他の諸子の列傳中に在る者と、其の撰を異にして、尊崇の意を表せるに反して、墨翟一流は、初めより殆んど眼底に置かざる者の如く、僅かに孟子、荀卿の傳中に、當時の諸子を附帶して叙せる後に於て、蓋墨翟宋之大夫、善守禦、爲節用、或曰並孔子時、或曰在其後の數語を著くるに過ぎず、其の學說、宗旨の如何は、固より知るに由なく、時代の如きも、亦前後兩可の說を持して、斷言せざれば、以て墨子の事蹟を紀せる者として、世に紹介するに足らず、東晉の葛洪が、神仙傳に、墨子を傳すれども、其の說荒唐怪誕に涉ることありて、亦未だ信據すべからず、近世清の孫詒讓は、諸家の書を薈萃折衷して、墨子傳略を編述し、墨子の事蹟、稍〻尋繹の便を獲たり、今其の說に據り、又時に所聞を加へて、左に掲載し、尙又參考の便に資せむが爲めに、孫氏が撰せる墨子年表を、其の後に譯載することゝせり、

墨子、名は翟、其の字未だ詳かならず、魯の人なり、孔子と國を同じうす、（史記、漢書、皆墨子を宋大夫と稱せるを以て、後人遂に墨子を宋人となす者あり、又畢沅の如きは、墨子の書中に魯とあるは、楚國の邑魯陽の地にして、孔子の生れし魯國にあらずと云へども、孫詒讓は、墨子の貴義篇、魯問篇及び呂氏春秋の愛類篇、淮南子の脩務訓を引きて、其の魯國の人たることを證せり、今之に從ふ）、蓋し周の貞定王（我が紀元一百九十三年より二百二年に至る、即ち西曆紀元前五百六十八年より四百四十一年に至る）の時に生る、

賢能の書を王に獻ず、王拜して之を受け、天府(王の府庫)に登せ、內史(今の法制局長官の如し)之に貳す、(副本を製し藏むるを)而して後、其の才德に從ひ登庸して、官職に就かしむるは、是周代盛時の制なり、以上は、周代の制度を記せる周禮を參據して、述ぶるところなるが、但周禮の書たるや、支那の諸儒已に往々其の眞僞を疑ふ者あり、且つ姑く上列の六鄕、六遂の職員に就いて觀るに、六鄕の吏、鄕大夫六人、州長三十人、黨正百五十人、族師七百五十人、閭胥三千人、比長萬五千人の率となり、六遂、縣、鄙、贊、里、鄰の吏、其の數亦六鄕の如くなるときは、通計三萬七千八百七十二人の多數を要すべし、王城を距ること、僅々二百里の內にして、設官の衆きこと此の如きは、冗員も亦甚しと謂ふべく、亦先づ斯の時世に於て、果して能く之を辨じ得らるゝか否かを疑はざること能はざるに似たれども、周禮に據るに、賓興の法、興賢者能者、此謂使民興賢、出使長之、使民興能、入使治之とあり、漢の鄭玄が注に依れば、使民自擧賢者、因出之而使之長民、敎以德行道藝於外也とありて、乃ち民選に膺れる賢者は、鄕を出で、王朝の百官諸府の長と爲るを云ひ、使民自擧能者、因入之而使之治民之貢賦、田役之事於外也とありて、乃ち民選に膺れる能者は、本鄕に入りて、比長以上地方の官たるなり、斯の如くにして、本地の人を人民より推擧し、因りて其の衆を治むることなれば、祿秩の費、儀制の飾は、必ずしも厚きを要せずして、其の情愛は親密を保ち、一旦事ある時は、徵調賦斂刑政敎治の詳細なるに至るまで、躬親しく泄まざることなし、事擧りて民擾騷せざれば、當時治敎の遍く行はるゝこと亦宜ならずや、(以上孫貽讓氏周禮政要に據る)

周代の盛なる時、制度の整頓して、學問の醇厚堅實を尙ぶこと、是の如くなりしが、其の後、王室式微の厄運に會し、敎化陵夷し、學校廢壞し、三綱淪んで九法斁れ、諸侯放恣にして、大は小を呑み、强は弱を合せ、謂はゆる亂臣賊子の跋扈跳梁と、民間處士の橫議放論とは、倶に暴戾を極めて憚ることなき春秋時代となりて、孔子出づ、是に於て、天下の學問一變し、其の後七十子歿し、微言絕し、戰國の世に入り、百家蠭起紛爭して、底止する所を知らず、墨翟の學は、實に其の間を以て生れたり、

郷となす、是六郷の法なり、郊外の地を甸となし、六遂を設く、凡そ人戸五家を鄰となし、五鄰(二十五家)を里となし、四里(一百家)を酇となし、五酇(五百家)を鄙とし、五鄙(二千五百家)を縣となし、五縣(一萬二千五百家)を都となす、是六遂の法なり、主宰の職は、比に比長あり、閭に閭胥あり、族に族師あり、黨に黨正あり、州に州長あり、郷に郷大夫あり、六遂亦鄰長、里宰、縣正、酇長、鄙師、遂大夫等の官ありて、之を治め、吉凶相扶け、利害相救ひ、疾病相恤み、死喪相弔せしめ、而して敎學の方は、國中に國學あり、中央を辟雍と曰ひ、南を成均と曰ひ、東を東序、西を瞽宗、北を上庠と曰ふ、是を總稱して大學と爲す、大司樂(官名)之を敎ふ、其の小學は師氏、保氏(倶に官の名)之を敎ふ、王子以下、公卿、大夫、元士及び宿衞士庶の子弟、咸な此所に學ぶ、是を國中の學となす、六郷子弟の敎育は、五百家の黨より始まる、其の學校を、二千五百家の州學と共に、序と曰ひ、郷の學校を庠と曰ふ、六遂亦之と同じく、鄙縣の學校を序と曰ひ、遂の學校を庠と曰ふ、以上は皆倶に小學となす、則ち今、之が數を計るに、國學を除き、六郷に郷庠六處、州序三十處、黨序百五十處の割合に當り、六遂の內亦之と同數なるときは、郊甸の內、王城を距ること二百里に過ぎずして、其の幅員今の支那一大郡に及ばざるに、而も學校の數は、三百七十有奇の多きに上れり、此の外、學記(禮記の篇名)に載する家(二十五家)有塾と云へる、謂はゆる里の校室と云ふ者を合算するときは、亦其の數幾何なるを知らず、尙ほ之を郊甸以外の地、謂はゆる甸稍、縣都、公邑、采邑の各處に推すときは、大率邦畿千里に就きて、當に數千の學校あるべし、又之を畿外九州の侯國に推すときは、當に數萬の學校あるべし、豈に驚くべき學校の數ならずや、而して其の敎たるや、知仁聖義忠和を六德となし、孝友睦婣任恤を六行となし、禮樂射御書數を六藝となし、之を郷の三物となし、以て萬民に敎へ、之を賓興す、賓興とは、卿大夫、每年正月、敎法を司徒(六卿の一、我が邦內務文部二大臣の職に當る)より受け、退いて之を其の郷吏に頒ち、各をして以て其の治下に敎へしめ、以て其の德行(六德、六行)を攷へ、其の道藝(六藝)を察し、三年には大比(大試驗)し、其の德行、道藝を攷へて、賢者、能者を興し、賓禮を以て之を厚待し、

て何によりて然る歟、予は請ふ、左の順序に循ひ、聊か之を後章に分論し、以て讀者の參考に資し、並に大方家の垂誨を待たむ、

(一)墨子以前、並びに當時の支那社會、
(二)墨子の事蹟、並びに年表、
(三)墨子學說の由來、並びに其の要旨、
(四)墨學傳授の弟子後學、並びに墨學が社會に及ぼせる影響、
(五)墨學衰廢の原由、
(六)墨子に關する諸學者の評論、
(七)墨子の研究に參考となすべき書籍、

第一章　墨子以前、竝びに當時の支那社會

周代鄕遂里閭の自治制度——同じく庠序學校の教育——賢能の士は鄕擧里選の公選に由りて進用せらる——王政の衰廢群雄の角立處士橫議し諸學紛興せり、

時勢能く學問を生じ、學問亦能く時勢を造り、學問能く時勢を造り、時勢亦能く學問を制す、循環相因り、得失迭に著はるゝは、是古今內外、史籍の證する所、昭昭乎として誣ふべからず、乃ち墨學一派の興廢盛衰の跡を驗するに、亦奚ぞ獨り然らざらむ、昔周室隆昌にして、治敎海內に遍く、諸侯列國倶に王政を謳歌する時に當りて、比鄰里閭の制、庠序學校の設、賢を擧げ不肖を黜け、善を敎へ惡を戒め、體統相承けて、王畿より侯國に通じ、管轄相隷して、家長より天子に達することを得るは、之を左記の文圖に覩て、亦已に明らかなるを信ずるなり、

周の制度を按ずるに、凡そ王城を距ること、東西南北各五百里以內を、王の直轄地とし、稱して邦畿と曰ふ、邦畿の外、名山大川、沃野險要等の處にして、國家の大利害に關する地を除き、其の他は悉く擧げて諸侯を封ず、其の疆域、公侯は百里、伯は七十里、子男は五十里と爲し、各高下大小の別あれども、概して侯國と稱す、侯國は姑く置きて論せず、邦畿は更に國及び郊甸の三大區劃に分ち、王城の在る處、之を國と曰ひ、國外百里の內を郊となし、六鄕を設け、凡そ人戶五家を比となし、五比(二十五家)を閭となし、四閭(一百家)を族とし、五族(五百家)を黨となし、五黨(二千五百家)を州となし、五州(一萬二千五百家)を

に禍すること、堯代に於ける洪水猛獸の害より甚だしとなし、畢生の力を極め、好辯の譏を冒し、猶以て未だ自から足れりとなさず、其の同志を天下後世に求めて、善言距楊墨者聖人之徒也と云へり、清の張惠言は之を論じて曰く、

當孟子時百家之說衆矣、而孟子獨距楊墨、今觀墨子之書、經說大小取(篇名)盡同堅白同異之術、蓋縱横、名家、法家、惠施、公孫龍、申韓之屬、皆出焉、然則當時諸子之說、楊墨爲統宗、孟子以爲、楊墨息而百家之學、將銷歇而不足售也、

張氏の說に依るときは、班固が前きに論列せる九流の中にて、縱横家、名家、法家の學も、皆墨學の系統に屬して、名家の巨擘たる惠施、公孫龍、又は法家の碩學たる申不害、韓非の徒は、皆倶に墨學の流を汲まざる者はなし、されば墨學は、當時諸學の統宗となりて、學界霸王の大權は、儒に歸せざれば必らず墨に歸し、墨に歸せざれば必らず儒に歸せんとする概ありて、互に對抗の勢力を張らんと務めしことは、之を韓非が顯學の稱を以て、兩者を評せし者と、其の意殆んど一致をなせり、張氏又曰く、

墨之言誖于理而逆于人心者、莫如非命非樂節葬(倶に篇名)此三言者偶識之士、可以立折、而孟子不及者非墨之本也、墨之本在兼愛、而兼愛者、墨之所以自固而不可破、兼愛之言曰、愛人者、人亦愛之、利人者人亦利之、仁君使天下聰明耳目相爲視聽、股肱畢强、相爲動宰、此其與聖人所以治天下者、復何以異、故凡墨氏之所以自託於堯禹者兼愛也、尊天明鬼尙同節用者、其支流也、非命非樂薄葬、激而不得不然者也、天下之人、惟惑其兼愛之說、故雖誖于理不安于心、而從而和之、不以爲疑、孟子不攻其流、而攻其本、不誅其說、而誅其心、斷然被之以無父之罪、而其說始無以自立、

嗚呼是儒墨の二者其の主義相容れざる概要にして、墨子が、儒敎の漢代以後、支那國敎となりしより、歷朝二十四史の間に、悉く異端邪說の巨魁を以て黜けられて、長く世人に廢棄せられし所以は、亦寔に此に在り、墨子が周秦時代諸子蠭起の群より奮然挺進して、儒敎と對立して、雄を當世に爭ひし所以も、亦寔に此に在り、而して墨子が周代に出で、孔子の後に起りて、斯の敎學を倡道せしことは、又是其の故、果し

きて六經を刪訂し、門弟子と先王の道を講明せしに、其の常に說く所の言、周禮の六德、六行、六藝の事に屬する者、主要の大部分に居りて、即ち周禮に載する師以ㇾ賢得ㇾ民、儒以ㇾ道得ㇾ民（同書天官太宰）とある師儒の職が、往時の國民に敎ふる者と類似せるを以て、世人遂に儒敎の稱あり、又儒者儒家等の目ある所以なり、班固は以て、其の根源、周代司徒（大概我が邦、內務文部二大臣を、一官とせる者の如し）の官より出でし者となす、然れば儒敎の大旨は、德行、道藝を以て、斯民を敎導し、之を軌物に納れて、至善に進ましむるにあれば、苟も國家社會の存在せる限り、其の必要にして闕くべからざることは、稍や極端なる例證の嫌はあれども、莊子に盜跖之徒問ㇾ跖曰、盜亦有ㇾ道乎、跖曰何適而無ㇾ有ㇾ道邪、夫妄意二室中之藏一聖也、入先勇也、出後義也、知二可否一知也、分均仁也、五者不ㇾ備而能成二大盜一者天下未二之有一也と云へる、彼の盜跖が言に徵するとも、亦以て知るべきならずや、但其の謂はゆる德行、道藝は、善く用ふる者と、惡しく用ふる者との別によりて、或は以て孔子となり、或は以て盜跖となるを得べきなり、而して其の敎が、人生日用上に必需なることに至りては、亦倶に均しきのみ、然れば儒敎の、當時天下に盛に行はるゝ者は、固より其の所なるのみならず、其の實は儒敎の盛に行はれずして、衰頹の日に甚しきに由り、王室式微し、社會の統一を闕きて、春秋戰國の禍を招きし者なれば、今や僅かに道法二家と爭ひ、雄を稱すればとて、毫も誇るべきにあらず、而して其の墨家に於けるや、彼れ其の後起の學問なるに拘らず、敢て悍然頡頏して相下らず、遂に韓非をして、又一論を續發して、孔子、墨子、倶道二堯舜一而取捨不ㇾ同、皆自謂ㇾ眞堯舜、堯舜不ㇾ復生、將誰使ㇾ定二儒墨之誠一乎（顯學篇）と曰はしむるに至りしは、是墨子の倡敎、もと卓爾として諸家に超越せしことある乎、抑も其の學問諸家の特長を包該し、一術以て衆藝に比敵することを得るに由れる乎、將た其の敎學、別に安心立命の捷徑ありて、其の徒をして、其の宗旨を篤信斷行せしめ、奮起邁往の氣、自然に天下を風動せし結果なる乎、孟子は孔子を祖述し、荀卿亦孟子に繼ぎ推されて、百世の大儒たる者なり、二子の墨子を攻擊論駁せし言、各〻現に其の著書に彰然として傳存せり、而して孟子は、墨學の流行を以て、天下

も、儒墨を對擧して論ぜし者は、荀子、莊子、呂覽、淮南子の如き、苟も秦漢以上の古書、亦咸然らざるはなし、何ぞ獨り一の韓非のみならむや、乃ち周末諸子の學の起りし淵源を尋繹するに、漢の班固が藝文志に據れば、儒家、道家、法家、名家、墨家、縱橫家、雜家、農家、小說家の九流に分かれ、其の本皆周室の衰微して政敎の不統一になりしより、王朝世官の家、散じて京師及び諸侯の國に之き、各、其の職司の學業を以て、弟子に敎へしに始りし者と爲せり、而して其の中に就いて、道家は淸虛自から守り、卑弱自から持するを以て主旨となせば、寡欲寬洪なると、謙遜にして驕らざるとよりして、人君南面の術となし、其の敎祖老聃は、周の守藏吏なるを以て、道家の學は、周の史官の學より出でし者となせり、法家は、其の說、信賞必罰を以て、金科玉條と爲し、國家一切の事、悉く法治を以て辨ずべしとなす、班固の說に依れば、周の理官(法官)の學より出でし者となせり、趙の愼到、鄭の申不害、韓の韓非等、尤も其の學を以て戰國間に著名なれども、春秋左氏傳に、鄭の子產が刑書を鑄たる事を載するを觀るときは、法家の學が、周代累世の政治の仁弱振はざる積弊に鑑みて興りしとは、亦已に久しき以前にありしを知るべし、而して道家の學、本、虛無因應を尙び、仁義禮樂を薄んずるは、孔子の先王を祖述憲章し、最も郁郁乎として文章ある周公の治敎を稱贊して、之に從はむとする意と正しく相反せり、然れば、道法二家は、春秋戰國の時に當りて、皆倶に儒家と對抗して起り、共に雄を天下に爭はむと企てしも、竟に儒家の盛行なるには及ばざりしなり、況むや名家以下の諸家は、蘇秦、張儀等一流の縱橫家を除き、他は殆んど皆微微として、數ふるに足らず、且つ蘇秦、張儀の如きは、專ら一時の顯榮を目的として、列國に游說を試みし者にして、之を學術として觀るときは、固より未だ與に言ふに足らず、唯だ墨子は道法二家に比するに、後起の學問なるを以て、其の天下に及ぼせる勢力は、終に二家を凌駕し、儒敎と頡頏して相下らず、倶に天下の顯學の名を、當世に博するに至りしことは、豈亦偉ならずと爲さむや、蓋し儒敎は、孔子が周室王化の頹廢を慨嘆し、天下を匡濟し、周道を恢興せむと思ひ、自國の君を始め、當時諸侯に歷游して勸說すれども、其の言行はれず、是に於て退

墨子國字解上

藻洲　牧野謙次郎講述

序說

第一章　儒墨は周秦諸學の二大統宗

老子を孔子と對擧するは周秦時代の思想にあらず——儒學の起原——墨子は儒學に對抗して興る——墨子の兼愛主義——墨子は比較的科學に富めり——儒墨の競爭

世の支那周秦時代の學問を論ずる者は、大抵孔子老聃を推して、當時の二大宗師となし、或は其の郷國に因みて、孔子を鄒魯學派の祖となし、老子を荊楚學派の祖となし、以て各〻南北思想界を代表する者となせり、然れども老子を以て孔子に對稱して、孔老二敎の目あるは、寔に漢代以降の事となす、韓非曰く、世之顯學儒墨也、儒之所レ至孔丘也、墨之所レ至墨翟也と、蓋し戰國以前にありて、一世の歸嚮して統宗となせる學問は、儒にあらざるときは則ち墨なりしとは亦以て見るべきならずや、漢の初め張良、曹參等老子を尊信し、竇太后(孝文帝后)亦黃老の言を好み、太史令司馬談は道家を崇び、談が子遷の、父命を奉じて史記を作るに及んで、特に老子を推尊せしより、後世遂に老子を以て、孔子に對抗して說を立つる者を生ぜしのみ、戰國時代に當りては、列禦寇、莊周の徒ありて、老學の鼓吹に力めしかども、其の說未だ大に顯はるゝには至らざりき、若し然らざるときは、韓非はもと刑名學者なれども、兼ねて老子を學びし人にして、彼の解老、喩老二篇(共に韓非子に見ゆ)の如き著論ありしに關せず、復た何が故に、當世の顯學を語るに儒道と曰はずして、儒墨と曰ひ、其の所レ至の者を擧ぐるに、孔丘、老聃と曰はずして、孔丘、墨翟と曰へりしか、且つ今其の文長きに渉れば、一々縷述せざれど

墨子國字解上目次

既に定論あり、今此の著の讀方の如きも、亦予が從來慣讀の例に仍りて、世間專家の用法に從はざる者あり、讀者之を諒せよ、而して其誤謬にして雅馴ならずと爲す者は、願くは予が不逮を輔け之を正ださば幸甚、要するに、久く斧斤を入れざる山林に至りて根幹の計量に汲々たるや、未だ枝葉の整理に遑あらざるなり。

著者識す

一　墨子本文多く脫誤贅錯あるは、讀む者皆既に之を知れり、信而好レ古は、孔子の我に教ふる所と雖へども、盡信レ書不レ如レ無レ書は亦孟子の我を誡むる所なり、今諸書に出入し、異同を檢討し、或は覃思殫慮し、前後を照準し、脫者は之を補ひ、誤者は之を訂し、贅者は之を削り、錯者は之を正だし、每篇の末に、存異を附し、仍ほ舊文を載せ、以て讀者の參考に供す、而して本文の舊本と異なる處は、字句の左旁に｜を施し、以て標識となす、

一　每篇の末、或は其の要旨を概括論述し、總評と題して附する者あり、或は其の文章段節に就き、結構布置を評述し、文評と題して附する者あり、或は此の二者倶に備はる者あり、或は其の一を闕く者あり、意義文法の明白瞭然たる者に至りては、二者倶に略して附せざる者あり、其の例必しも一ならず、

一　漢文自ら漢文の讀方ありて、必しも國文と一致なし難きは、世

ざるに至る、其の他以て類推すべし、今予の無似なるや、遽かに取りて之が國字解を作る、譬へば新硎の刀を以て盤根錯節を試むるが如し、惴々焉として我が刄の缺損して徒に世の嗤笑を取らんことを恐るゝのみ、

一　近世清の畢沅に經訓堂本墨子あり、孫詒讓に墨子間詁あり、畢注は獨り彼邦に行はるゝのみならず、傳へて我邦に至り、天保年間翻刻の書あり、孫注は其の我邦に來るや年尚未だ久からず、世人多く見ること罕なり、然れども其の校訂解釋、廣く諸家を稽徵し、亦往々獨闢の說、見るべき者あるは、畢注の及ぶ所にあらず、今據りて底本となし、尚ほ本邦先儒及び清人の諸說を斟酌し、務めて解釋の公正ならんことを期す、但し古人の倶に未だ道破せざる處及び其の說ありと雖へども、未だ安からざる者は、則ち竊かに臆見を附し、以て大方家に質正す、

墨子國字解凡例

一 本書は、先づ序說に於て、墨子時代の大勢、墨子の傳記と、其の學術の由來竝に性質及び社會に及ぼせる影響等の事とを論列し、後に每篇に就きて、章節を分ち講義をなせり、

一 周秦諸子の著を解するは、もと支那本土にありて猶且容易の業にあらず、何となれば文章風格既に後世と同からず、時代思潮亦各相異なればなり、況して我が邦に於てをや、而して墨子一書尤も甚しとなす、孟子一たび無父を以て之を黜け、漢武大に墨者を誅滅せしより以來、學者忌諱して講ぜず、展轉流落し、訛謬相承け、是正するに由なし、乃ち其の書に載する經、經說諸篇の如きは、本と宜く旁行して讀むべきことを篇中に明言なせしに拘らず、後人多く誤りて豎行して讀み、遂に紛錯淆亂して句讀すべから

反乎、其爲世謀者、亦未嘗不同也、刻成、乃書以弁于卷端云、明治四十四年五月藻洲學人牧野謙撰

復起必不易其言也、且孟子承孔子而閑聖道、外人猶有好辯之毀矣、況墨子非孔子而別創一教、固將與當時諸子抗爭作難也、是以其學說參驗錯綜、持之有故、言之成理、往々與泰西科學所傳同矣、其文章措辭、循々然守規矩、周匝無漏、亦與後世論理學法所述似矣、抑予因此有感焉、昔者我東洋文明支那最先開、始於虞夏、盛於商周、迨周之衰、教化廢於上、百家起於下、聖賢懼其說惑人心害世道、而極力距之、今者東西各國文明隆昌、日新之學益出益進、則如嚮之儒墨二教者其是非得失、不復待言而人人皆已辯之矣、但至其能知往古支那諸子之智、夙有唱其學于二千年以前者、則世未多有也、予哀其久而益湮晦不可復識也、竊有心乎闡發而傳之、適早稻田大學出版部、有刊行諸子國字解之擧、託以墨子、予喜我素志之有諧也、乃不敢辭而爲之解、蓋要之孟子之距楊墨者、欲以救天下之溺于其害也、予之解墨子者、欲以使海內知我東洋往古文明之盛不必遠遜于西洋今日也、然則予之於孟子也、其跡雖似相

或有以主宰而言、或有以理義而言、或有以形氣而言、乃若墨子、則以爲最貴且智而能爲好惡賞罰者也、故又曰天愛人利人、故愛人利人者順天得賞、憎人賊人者、反天得罰、噫是奚異于耶蘇基督之以天爲大君大父而小君父者也、且其論愛人、以爲愛無差等也、曰愛人之國、若愛其國、愛人之家、若愛其家、愛人之身、若愛其身、是實欺己矯情、可言而不可行者也、縱令其可行乎、擧天下而悉爲善良君子可也、不然其弊無君無父放僻邪侈、無惡不爲、幾何其不爲今時之無政府主義者也、是孟子之所以深懼而力距之也、雖然墨子豈獨如是而已乎哉、其意蓋謂、人固可欺、天不容僞、故其當爲而不爲、當已而不已、皆倶獲罪于天無所遯者也、是以世之懦夫、不自彊勉、而榮辱安危諉于天者、墨子不取、徒自卑屈過損、甘爲奴隸而瀆辱天之寵靈者、墨子不取、驕惰奢侈、暴殄天物、而無益於民生者、墨子不取、殺人掠財、攻國奪地者、墨子不取、世官貴族壟斷勢利、壅塞賢路者、墨子不取、大凡此數者、不唯可以匡濟周末之時弊、雖聖人

墨子國字解序

或問予曰、子非儒者乎、何故解墨子也、且其解之、行以國字、務使人人易得而讀、是欲楊墨之道益明於天下也、孟子曰、善言距楊墨者、聖人之徒也、而今子務明之何也、予曰、然、否、居予明告子、夫天地之道大矣、清淑秀靈之氣神矣、日月縣焉、山川載焉、四時行焉、萬物生焉、惟人也稟焉而具備、心之身之、思而得之、行而宜之、聖人名之曰仁曰義、自王公大人、順之者昌、違之者亡、此豈非孔氏之敎乎、今夫墨翟之學、以兼愛爲宗旨、尊天明鬼、尙賢節用、黜戰禁暴、是或一道也、蓋周之末世、王室既衰、諸侯放恣、處士橫議、天下之苦於暴政也久矣、億兆之惑於邪說也衆矣、墨子以謂、是其禍起於人人無所畏敬而自以爲智、無所愛恤、而自以爲利也、於是其論天也、曰、孰爲貴、天爲貴、孰爲智、天爲智、又曰、君父師不仁者衆、而仁者寡、未可以爲法儀、惟天可以爲法儀、古之說天者、載于六經見于百子、

藝を講じ、實業を奬勵せるが如きは、支那教育史上、未曾有の偉觀たり。

一、然るに墨子の書は久しく異端邪說視せられしより、學者の之を研究せしもの無きを以て、傳寫の間に無數の譌誤を生じ、錯簡、衍剩、脫落の多きこと、支那古書中の隨一たり。近時に至りて畢沅の「經訓堂墨子」孫貽讓の「墨子閒詁」出でたれども、譌誤の訂正せられざるもの、尙、極て多ければ、之を讀むこと容易ならず、「墨子講義」(故內藤耻叟著)に講義を揭げず、又、訓點を加へざる編章散點せるを見て、其如何に難讀の書たるかを知るべし。今や牧野教授の國字解出でたり。二千年不可解の奇書、始て讀むべし。本書を繙く者は、教授の心勞の如何に大なりしかを思はざるべからず。

明治四十四年四月　　早稻田大學出版部

先哲遺著追補　漢籍國字解全書　第二十卷

例言

一、墨學は儒學と共に、周末思想界の二大統宗にして、共に一世を風靡せしものたり、其所說の警拔非凡なる、固より疑を容れず。孟子の爲に、無父の邪說として擯斥せられし兼愛論の如きも、未だ必ずしも孟子の言の如くならざるのみならず、今日の功利主義倫理說と其要歸を同うし、倫理學上の一大卓見たり。又階級政治の非理を鳴らして尙賢尙同を言ひ、戰爭を否認して非攻を語り、厚葬の生產力を毀損するを憂へて節葬を議し、音樂の奢靡亡國を慨きて非樂を談じたるが如きは、もと時弊に激して出でたるものなれば、其說必ずしも中正なりと言ふを得ずと雖も、經世家の輕々看過すべからざる一大思想たるや論なし。其孜々として工

第二十巻

墨子 上

牧野藻洲講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書